

「配偶者からの暴力の防止等に関する  
アンケート調査」結果報告書

平成20年8月

総務省行政評価局

# 目 次

## 第 1 調査の概要

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 調査の目的                  | 1 |
| 2. 調査対象                   | 1 |
| 3. 調査事項                   | 3 |
| 4. 調査時期                   | 3 |
| 5. 調査方法                   | 4 |
| 6. 配偶者からの暴力の被害者に対する調査実施手順 | 4 |
| 7. 有効回答数                  | 4 |

## 第 2 調査結果の概要

### A. 相談、保護等担当職員調査

|  |    |
|--|----|
| 1. 回答者の属性  | 5  |
| (1) 所属   | 5  |
| (2) 性別   | 5  |
| (3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務  | 6  |
| (4) 職位   | 6  |
| (5) 就業形態   | 6  |
| (6) 経験年数   | 6  |
| (7) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか                               | 6  |
| (8) 市町村における男女共同参画条例の制定の有無  | 6  |
| 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について   | 7  |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか  | 7  |
| (2) 配偶者からの暴力が増えていると思う理由  | 7  |
| (3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由  | 8  |
| (4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由  | 8  |
| (5) 配偶者からの暴力が発生する要因  | 9  |
| 3. 配偶者からの暴力に関する広報啓発について  | 10 |
| (1) 所属機関では配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているか   | 10 |
| (2) 所属機関が行う配偶者からの暴力に関する広報啓発の取組   | 10 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か                | 11 |
| (4) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分であると思う理由         | 11 |
| (5) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由    | 12 |
| (6) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として不十分であると思う理由        | 13 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきか                             | 14 |
| 4. 職務関係者等に対する研修について  | 15 |
| (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験  | 15 |
| (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か             | 15 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由         | 16 |
| (4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由 | 17 |

|  |    |
|--|----|
| (5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由    | 18 |
| (6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか                             | 19 |
| 5. 配偶者からの暴力に関する通報について  | 20 |
| (1) 所属機関は配偶者からの暴力に関する通報を受け付けているか   | 20 |
| (2) 所属機関で受け付けた通報件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減                                       | 20 |
| (3) 所属機関で受け付けた通報件数が増えている要因   | 20 |
| (4) 所属機関で受け付けた通報件数が変化していない要因   | 21 |
| (5) 所属機関で受け付けた通報件数が減っている要因   | 21 |
| (6) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か                       | 22 |
| (7) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分だと思う理由                  | 22 |
| (8) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない理由           | 23 |
| (9) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として不十分だと思う理由                 | 23 |
| (10) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する通報に取り組むべきか                      | 24 |
| 6. 配偶者からの暴力に関する相談について  | 25 |
| (1) 所属機関は配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているか   | 25 |
| (2) 所属機関で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減                                       | 25 |
| (3) 所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因   | 25 |
| (4) 所属機関で受け付けた相談件数が変化していない要因   | 26 |
| (5) 所属機関で受け付けた相談件数が減っている要因   | 26 |
| (6) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か             | 27 |
| (7) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由        | 27 |
| (8) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 28 |
| (9) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由       | 28 |
| (10) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか                          | 29 |
| (11) 国や地方公共団体は今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実が必要か                                | 29 |
| 7. 被害者の保護について  | 30 |
| (1) 所属機関は被害者の保護を行っているか   | 30 |
| (2) 所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減  | 30 |
| (3) 所属機関で被害者の保護件数が増えている要因  | 31 |
| (4) 所属機関で被害者の保護件数が変化していない要因  | 32 |
| (5) 所属機関で被害者の保護件数が減っている要因  | 33 |
| (6) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か                          | 34 |
| (7) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由                     | 34 |
| (8) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由              | 35 |
| (9) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由                    | 36 |
| (10) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか                                  | 37 |
| 8. 被害者の自立支援について  | 38 |
| (1) 所属機関は被害者の自立支援の取組を行っているか  | 38 |
| (2) 所属機関が被害者の自立支援のために行っている取組   | 38 |
| (3) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か                           | 39 |
| (4) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思う理由                      | 40 |

|   |    |
|---|----|
| (5) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない理由                    | 41 |
| (6) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分だと思う理由                          | 42 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか                                      | 43 |
| 9. 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について  | 44 |
| (1) 所属機関では配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進する取組を行っているか                              | 44 |
| (2) 所属機関が配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために<br>行っている取組                          | 44 |
| (3) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を<br>的確に行うための取組として十分か             | 45 |
| (4) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を<br>的確に行うための取組として十分だと思う理由        | 45 |
| (5) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を<br>的確に行うための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 46 |
| (6) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を<br>的確に行うための取組として不十分だと思う理由       | 46 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の<br>連携に取り組むべきか                   | 47 |

## B. 公営住宅、住民基本台帳等担当者調査

|   |    |
|---|----|
| 1. 回答者の属性   | 48 |
| (1) 所属  | 48 |
| (2) 性別  | 48 |
| (3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務   | 48 |
| (4) 職位  | 49 |
| (5) 就業形態  | 49 |
| (6) 経過年数  | 49 |
| (7) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか                            | 49 |
| (8) 市町村における男女共同参画条例の制定の有無   | 49 |
| 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について  | 50 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか   | 50 |
| (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由   | 50 |
| (3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由   | 51 |
| (4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由   | 51 |
| (5) 配偶者からの暴力が発生する要因   | 52 |
| 3. 被害者の自立支援について   | 53 |
| (1) 所属機関が被害者の自立を支援するために行っている取組  | 53 |
| (2) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための<br>取組として十分か                    | 53 |
| (3) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、十分であると思う理由                                    | 54 |
| (4) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、十分とも不十分ともいえない理由                               | 54 |
| (5) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、不十分であると思う理由                                   | 55 |
| 4. 被害者の自立支援に関する広報啓発について   | 56 |
| (1) 所属機関では当該機関が実施する被害者の自立支援に関する広報啓発を実施しているか                               | 56 |
| (2) 所属機関が行う被害者の自立支援に関する広報啓発の取組  | 56 |
| (3) 所属機関が実施している広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する<br>認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か  | 57 |
| (4) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を<br>上昇させるための取組として十分であると思う理由      | 57 |
| (5) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を<br>上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 58 |
| (6) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を                                 |    |

|   |    |
|---|----|
| 上昇させるための取組として不十分であると思う理由  | 58 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する広報啓発に<br>取り組むべきか                            | 59 |
| 5. 配偶者からの暴力の防止等に関する研修について   | 60 |
| (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験   | 60 |
| (2) 現在国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、<br>必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か    | 60 |
| (3) 現在国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、<br>被害者に適切に対応するための取組として十分であると思う理由      | 61 |
| (4) 現在国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、<br>被害者に適切に対応するための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 61 |
| (5) 現在国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、<br>被害者に適切に対応するための取組として不十分であると思う理由     | 62 |
| (6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に<br>取り組むべきか                          | 62 |
| 6. 被害者の自立支援に関する関係機関の連携について  | 63 |
| (1) 所属機関では被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進する取組を行っているか                                    | 63 |
| (2) 所属機関が被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組                                    | 63 |
| (3) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進する<br>ための取組として十分か                     | 64 |
| (4) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進する<br>ための取組として十分であると思う理由              | 64 |
| (5) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進する<br>ための取組として十分とも不十分ともいえない理由         | 65 |
| (6) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進する<br>ための取組として不十分であると思う理由             | 65 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関との連携に<br>取り組むべきか                        | 66 |

## C. 民間団体の担当者調査

|  |    |
|--|----|
| 1. 回答者の属性  | 67 |
| (1) 所属   | 67 |
| (2) 性別   | 67 |
| (3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務  | 67 |
| (4) 経験年数   | 68 |
| (5) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか                                   | 68 |
| 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について   | 69 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか  | 69 |
| (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由  | 69 |
| (3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由  | 70 |
| (4) 配偶者からの暴力が発生する要因  | 71 |
| 3. 配偶者からの暴力に関する相談について  | 72 |
| (1) 所属団体は配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているか   | 72 |
| (2) 所属団体で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減   | 72 |
| (3) 所属団体で受け付けた相談件数が増えている要因   | 72 |
| (4) 所属団体で受け付けた相談件数が変化していない要因   | 73 |
| (5) 所属団体で受け付けた相談件数が減っている要因   | 73 |
| (6) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の<br>被害の拡大を防止するための取組として十分か             | 74 |
| (7) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の<br>被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由        | 74 |
| (8) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の<br>被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 75 |
| (9) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の                                      |    |

|   |    |
|---|----|
| 被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由   | 75 |
| (10) 国や地方公共団体、警察は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に<br>取り組むべきか                        | 76 |
| (11) 国や地方公共団体は今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実が必要か                                     | 76 |
| 4. 被害者の保護について   | 77 |
| (1) 所属団体は被害者の保護を行っているか  | 77 |
| (2) 所属団体の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減   | 77 |
| (3) 所属団体の被害者の保護件数が増えている要因   | 78 |
| (4) 所属団体の被害者の保護件数が変化していない要因   | 79 |
| (5) 所属団体の被害者の保護件数が減っている要因   | 80 |
| (6) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を<br>防止するための取組として十分か                | 81 |
| (7) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を<br>防止するための取組として十分だと思う理由           | 81 |
| (8) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を<br>防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由    | 82 |
| (9) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を<br>防止するための取組として不十分だと思う理由          | 83 |
| (10) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか                                       | 84 |
| 5. 被害者の自立支援について   | 85 |
| (1) 所属団体は被害者の自立支援の取組を行っているか   | 85 |
| (2) 所属団体が被害者の自立支援のために行っている取組  | 85 |
| (3) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を<br>促進するための取組として十分か                 | 86 |
| (4) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を<br>促進するための取組として十分だと思う理由            | 87 |
| (5) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を<br>促進するための取組として十分とも不十分ともいえない理由     | 88 |
| (6) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を<br>促進するための取組として不十分だと思う理由           | 89 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか                                      | 90 |
| 6. 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について  | 91 |
| (1) 所属団体では配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組むため、関係機関との<br>連携を図っているか                      | 91 |
| (2) 所属団体が関係機関との連携を図るために行っている取組  | 91 |
| (3) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための<br>取組として十分か                        | 92 |
| (4) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための<br>取組として十分だと思う理由                   | 92 |
| (5) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための<br>取組として十分とも不十分ともいえない理由            | 93 |
| (6) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための<br>取組として不十分だと思う理由                  | 93 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の<br>連携に取り組むべきか                   | 94 |
| 7. 配偶者からの暴力に関する広報啓発について   | 95 |
| (1) 所属団体では配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているか  | 95 |
| (2) 所属団体が行う配偶者からの暴力に関する広報啓発の取組  | 95 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を<br>上昇させるための取組として十分か             | 96 |
| (4) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を<br>上昇させるための取組として十分であると思う理由      | 96 |
| (5) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を<br>上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 97 |
| (6) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を                                 |    |

|  |     |
|--|-----|
| 上昇させるための取組として不十分であると思う理由   | 98  |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に<br>取り組むべきか                             | 99  |
| 8. 職務関係者等に対する研修について  | 100 |
| (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験  | 100 |
| (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を<br>習得し、被害者に適切に対応するために十分か             | 100 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を<br>習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由         | 101 |
| (4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を<br>習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由 | 101 |
| (5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等<br>を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由        | 102 |
| (6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか                                     | 103 |
| 9. 配偶者からの暴力に関する通報について  | 104 |
| (1) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、<br>被害者の早期発見のための取組として十分か             | 104 |
| (2) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、<br>被害者の早期発見のための取組として十分だと思う理由        | 104 |
| (3) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、<br>被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない理由 | 105 |
| (4) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、<br>被害者の早期発見のための取組として不十分だと思う理由       | 105 |
| (5) 国や地方公共団体、警察は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に<br>取り組むべきか                            | 106 |

#### D. 配偶者からの暴力の被害者調査

|   |     |
|---|-----|
| 1. 回答者の属性   | 107 |
| (1) 年齢  | 107 |
| (2) 現在生活している場所  | 107 |
| (3) 現在の場所での生活期間                                       | 107 |
| (4) 国籍  | 107 |
| 2. 配偶者からの暴力に関する相談の受付について                              | 108 |
| (1) 配偶者からの暴力の相談を受け付けている公的機関の認知                        | 108 |
| (2) 配偶者からの暴力について相談した経験                                | 108 |
| (3) 配偶者からの暴力について相談した機関                                | 109 |
| (4) 配偶者からの暴力について相談した機関の満足度                            | 110 |
| (5) 配偶者からの暴力についての相談で精神的に傷ついた経験                        | 111 |
| (6) 被害者の相談に応じる際、国、都道府県、警察等が配慮すべきこと                    | 112 |
| 3. 配偶者からの暴力に関する通報について                                 | 113 |
| (1) 配偶者から暴力を受けた際、医師の診察を受けた経験                          | 113 |
| (2) 医師の診察を受けた際、通報制度や配偶者暴力相談支援センター等の利用について<br>説明を受けた経験 | 113 |
| (3) 通報制度や配偶者暴力相談支援センター等の利用について積極的に説明した方がよいか           | 113 |
| 4. 被害者を保護する施設について                                     | 114 |
| (1) 配偶者と離れて生活している期間                                   | 114 |
| (2) 子どもの有無  | 114 |
| (3) 現在入所している施設以前に被害者を保護する施設を利用した経験                    | 114 |
| (4) 現在入所している施設以前に利用したことがある施設                          | 115 |
| (5) 利用したことがある施設の対応の満足度                                | 115 |
| (6) 利用した施設の職員の対応で精神的に傷ついた経験                           | 116 |
| (7) 被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと                        | 117 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 5. 被害者の自立を支援する取組について              | 118 |
| (1) 国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けた経験    | 118 |
| (2) 受けたことがある国や都道府県等が行っている被害者への支援  | 118 |
| (3) 国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けなかった理由 | 119 |
| (4) 支援を受けた、相談した機関の対応の満足度          | 120 |
| (5) 被害者への支援を行う機関の職員の対応で精神的に傷ついた経験 | 121 |
| (6) 被害者の支援について、国や都道府県等が配慮すべきこと    | 122 |
| (7) 今後受けたい支援                      | 122 |

## E. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組についての意見

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 国、地方公共団体、民間団体等の実務者の意見 | 123 |
| 2. 配偶者からの暴力の被害者の意見       | 126 |

## 第3 主要な項目の集計結果の担当業務別比較等

### A. 主要な項目の集計結果の担当業務別比較

|  |     |
|--|-----|
| 1. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について   | 128 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか  | 128 |
| (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由  | 129 |
| (3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由  | 130 |
| (4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由  | 131 |
| (5) 配偶者からの暴力が発生する要因  | 132 |
| 2. 広報啓発について  | 133 |
| (1) 所属機関では広報啓発を実施しているか   | 133 |
| (2) 所属機関が行う広報啓発の取組   | 134 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か       | 135 |
| (4) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて広報啓発に取り組むべきか   | 136 |
| 3. 職務関係者等に対する研修について  | 137 |
| (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験  | 137 |
| (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か             | 137 |
| (3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由         | 138 |
| (4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由 | 139 |
| (5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由        | 140 |
| (6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか                                 | 141 |
| 4. 関係機関の連携について   | 142 |
| (1) 所属機関、団体では配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関との連携を図っているか                        | 142 |
| (2) 所属機関、団体が配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関との連携のために行っている取組                     | 143 |
| (3) 所属機関、団体が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援を的確に行うための取組として十分か           | 144 |
| (4) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか             | 145 |



## B. 主要な項目の属性別集計結果

|  |     |
|--|-----|
| 1. 相談、保護等担当職員調査  | 146 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか  | 146 |
| (2) 配偶者からの暴力が発生する要因  | 147 |
| (3) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に<br>取り組むべきか         | 148 |
| (4) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験                                | 149 |
| (5) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか                 | 150 |
| (6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する通報に<br>取り組むべきか       | 151 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか               | 152 |
| (8) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか                       | 153 |
| (9) 所属機関が被害者の自立支援のために行っている取組                                 | 156 |
| (10) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか                    | 157 |
| (11) 所属機関が配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために<br>行っている取組        | 158 |
| (12) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する<br>関係機関の連携に取り組むべきか | 159 |
| 2. 公営住宅、住民基本台帳等担当職員調査  | 160 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか  | 160 |
| (2) 配偶者からの暴力が発生する要因  | 161 |
| (3) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための<br>取組として十分か       | 162 |
| (4) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験                                | 163 |
| (5) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に<br>取り組むべきか       | 164 |
| (6) 所属機関が被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組                 | 165 |
| (7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関の連携に<br>取り組むべきか      | 166 |
| 3. 配偶者からの暴力の被害者調査  | 167 |
| (1) 現在の場所での生活期間  | 167 |
| (2) 配偶者からの暴力について相談した機関                                       | 168 |
| (3) 被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと                               | 169 |
| (4) 受けたことがある国や都道府県等が行っている被害者への支援                             | 170 |

## C. 主要な項目の都道府県別集計結果

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1. 相談、保護等担当職員調査                    | 171 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか              | 171 |
| (2) 配偶者からの暴力が発生する要因                | 172 |
| (3) 所属機関で受け付けた通報件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減 | 173 |
| (4) 所属機関で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減 | 174 |
| (5) 所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因         | 175 |
| (6) 所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減  | 176 |
| 2. 公営住宅、住民基本台帳等担当職員調査              | 179 |
| (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか              | 179 |
| (2) 配偶者からの暴力が発生する要因                | 180 |
| 調査票                                | 181 |

# 第1 調査の概要

## 1 調査の目的

総務省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため、平成19年3月から「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」を実施している。

本アンケート調査は、上記政策評価の一環として、①国、地方公共団体、民間団体等において配偶者からの暴力の防止等の対策に従事している実務者から、現在、取り組んでいる各種の対策の現状や今後重点的に行うべき取組等を把握するとともに、②配偶者からの暴力の被害者から、現在、国等が行っている配偶者からの暴力の防止等の対策に係る満足度、意見、要望等を把握し、今後の見直し・改善に資することを目的として実施した。

## 2 調査対象

### (1) 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）

#### ア 属性

##### <国>

- 法務局・地方法務局の人権擁護課の職員

##### <都道府県>

- 配偶者からの暴力担当課の職員<sup>(注)</sup>
- 配偶者暴力相談支援センターの職員
- 都道府県警察本部・警察署の職員

##### <市町村>

- 配偶者からの暴力担当課の職員<sup>(注)</sup>
- 配偶者暴力相談支援センターの職員
- 福祉事務所の職員

##### <社会福祉施設>

- 婦人保護施設の職員
- 母子生活支援施設の職員

(注) 配偶者からの暴力担当課とは、都道府県、市町村において、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する業務を担当する課のことである。

#### イ 対象地域

47 都道府県及び 673 市町村

#### ウ 対象者数

1,797 人

#### エ 抽出方法

有意抽出

### (2) 地方公共団体の実務者（公営住宅、住民基本台帳等担当職員）

#### ア 属性

<都道府県>

- 公営住宅担当課の職員

<市町村>

- 公営住宅担当課の職員
- 住民基本台帳担当課の職員
- 教育委員会の職員

イ 対象地域

47 都道府県及び 673 市町村

ウ 対象者数

2,066 人

エ 抽出方法

有意抽出

(3) 民間団体の担当者

ア 属性

- 民間シェルターの職員

(注) 民間シェルターとは、民間団体によって運営されている配偶者からの暴力の被害者が緊急一時的に避難できる施設のことであり、内閣府が把握している平成 19 年 11 月 1 日現在の民間シェルター105 施設 (32 都道府県に所在) の職員を対象とした。

イ 対象者数

105 人

ウ 抽出方法

有意抽出

(4) 配偶者からの暴力の被害者

ア 属性

- 婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している配偶者からの暴力の被害者

イ 対象地域

47 都道府県

ウ 対象者数

約 2,300 人

(注) 平成 18 年度末現在の婦人保護施設及び母子生活支援施設の在籍者数(543 人及び 3,949 世帯)と、18 年度の婦人保護施設及び母子生活支援施設の新規入所者に占める配偶者からの暴力の被害者(入所理由が配偶者からの暴力である者)の割合(38.7%及び 52.1%)から推計(各データは、厚生労働省の「平成 18 年度婦人保護事業実施状況報告」及び「平成 18 年度福祉行政報告例」による。)

エ 抽出方法

有意抽出

### 3 調査事項

- (1) 国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)

- ① フェイスシート事項（調査対象の属性）
  - ② 配偶者からの暴力の発生状況に関する事項
  - ③ 配偶者からの暴力に関する広報啓発に関する事項
  - ④ 配偶者からの暴力に関する研修に関する事項
  - ⑤ 配偶者からの暴力に関する通報に関する事項
  - ⑥ 配偶者からの暴力に関する相談に関する事項
  - ⑦ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する事項
  - ⑧ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する事項
  - ⑨ 配偶者からの暴力に関する関係機関の連携に関する事項
- (2) 地方公共団体の実務者（公営住宅、住民基本台帳等担当職員）
- ① フェイスシート事項（調査対象の属性）
  - ② 配偶者からの暴力の発生状況に関する事項
  - ③ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援の実施に関する事項
  - ④ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する広報啓発に関する事項
  - ⑤ 配偶者からの暴力に関する研修に関する事項
  - ⑥ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する関係機関の連携に関する事項
- (3) 民間団体の担当者
- ① フェイスシート事項（調査対象の属性）
  - ② 配偶者からの暴力の発生状況に関する事項
  - ③ 配偶者からの暴力に関する相談に関する事項
  - ④ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する事項
  - ⑤ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する事項
  - ⑥ 配偶者からの暴力に関する関係機関の連携に関する事項
  - ⑦ 配偶者からの暴力に関する広報啓発に関する事項
  - ⑧ 配偶者からの暴力に関する研修に関する事項
  - ⑨ 配偶者からの暴力に関する通報に関する事項
- (4) 配偶者からの暴力の被害者
- ① フェイスシート事項（調査対象の属性）
  - ② 配偶者からの暴力に関する相談に関する事項
  - ③ 配偶者からの暴力に関する通報に関する事項
  - ④ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する事項
  - ⑤ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する事項

#### 4 調査時期

平成20年2月～3月

#### 5 調査方法

次の①又は②の方法により実施した。

- ① 郵送（往復）自計申告方式（総務省行政評価局が調査対象者に調査票を郵送し、調査対象

者が調査票に回答を自ら記入して同局に郵送する方式)

- ② 調査員（職員）・郵送自計申告方式（総務省行政評価局、管区行政評価（支）局及び行政評価事務所が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が調査票に回答を自ら記入して同局に郵送する方式)

（注）配偶者からの暴力の被害者に対する調査票については、後述6参照

## 6 配偶者からの暴力の被害者に対する調査実施手順

全国の婦人保護施設及び母子生活支援施設（母子生活支援施設の代替として選定した民間シェルター1施設を含む。以下「施設」という。）計332施設に対し、各施設の入所定員数と同じ部数の調査票（計6,600部）を送付し、施設を通じて配偶者からの暴力の被害者に配布するよう依頼した。

その際、施設の職員が配偶者からの暴力の被害者に調査票を配布する際は、①アンケート調査への協力は義務ではなく、無理にすべてを記入しなくてよいこと、②アンケート調査は、「〇〇と答えた人が〇%」というような形で集計し、記入者の氏名や回答内容が特定されることはないこと、③関係者や施設に回答内容が知られることはないことを十分説明するよう依頼し、調査票にも、①から③を明記した。

また、施設に対し、外国語の調査票（英語、タガログ語、中国語及び韓国語）を用意しており、必要な場合は総務省行政評価局に連絡してほしい旨を伝えたところ、10施設から送付依頼があり、計33部（英語5部、タガログ語24部及び中国語5部）を送付した。

## 7 有効回答数（率）

- (1) 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）  
1,275人（71.0%）
- (2) 地方公共団体の実務者（公営住宅、住民基本台帳等担当職員）  
1,271人（61.5%）
- (3) 民間団体の担当者  
67人（63.8%）
- (4) 配偶者からの暴力の被害者  
993人（43.2%）

### 【凡例】

n：回答者数

M.T.：複数回答の質問において、回答数の合計を回答者数（n）で割った比率

配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（平成13年法律第31号）

※ 各表中の比率（%）については、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100にならない場合がある。

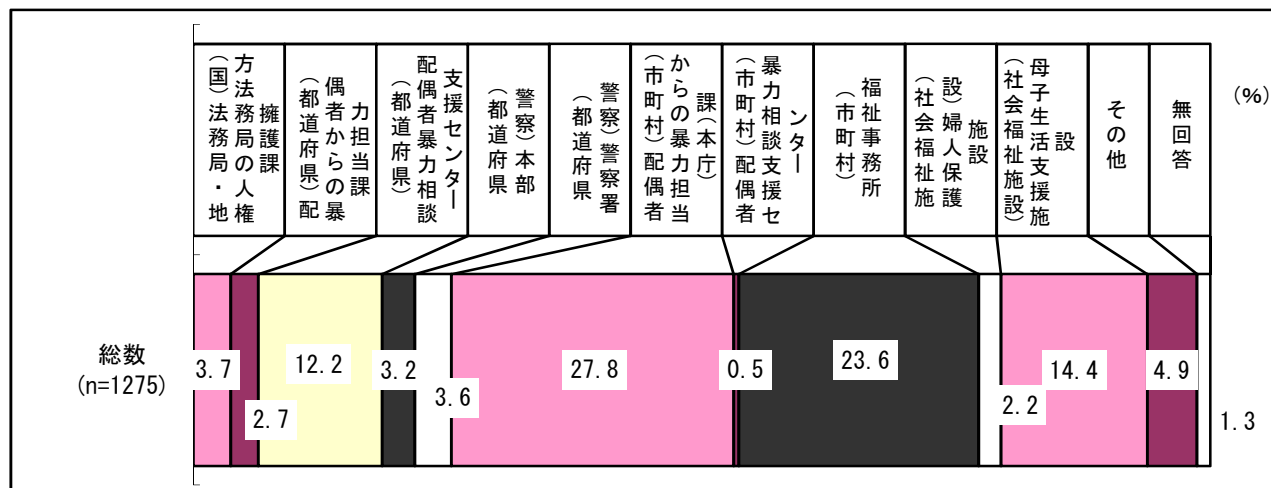
また、各表中「-」は、回答者が0人であることを示す。

## 第2 調査結果の概要

### A. 相談、保護等担当職員調査

#### 1. 回答者の属性

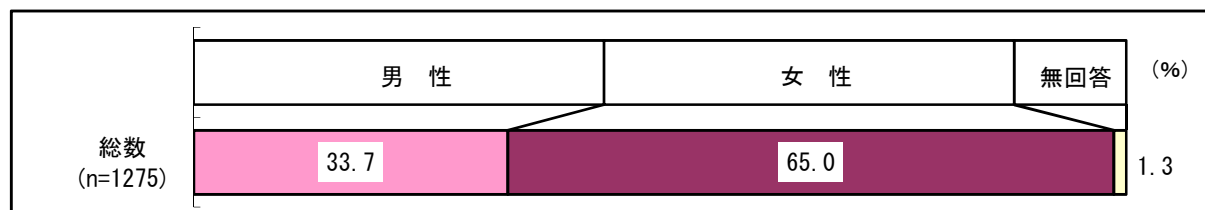
##### (1) 所属



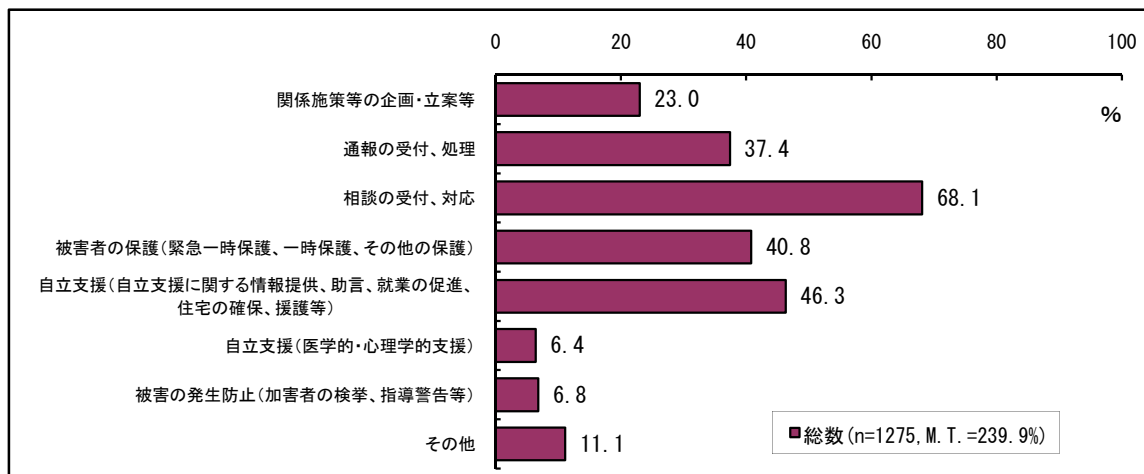
##### (都道府県別)

| 都道府県 | 件数 | (%) | 都道府県 | 件数 | (%) | 都道府県 | 件数   | (%)   |
|------|----|-----|------|----|-----|------|------|-------|
| 北海道  | 64 | 5.0 | 石川県  | 21 | 1.6 | 岡山県  | 33   | 2.6   |
| 青森県  | 22 | 1.7 | 福井県  | 30 | 2.4 | 広島県  | 25   | 2.0   |
| 岩手県  | 28 | 2.2 | 山梨県  | 17 | 1.3 | 山口県  | 16   | 1.3   |
| 宮城県  | 19 | 1.5 | 長野県  | 41 | 3.2 | 徳島県  | 14   | 1.1   |
| 秋田県  | 26 | 2.0 | 岐阜県  | 32 | 2.5 | 香川県  | 14   | 1.1   |
| 山形県  | 16 | 1.3 | 静岡県  | 22 | 1.7 | 愛媛県  | 19   | 1.5   |
| 福島県  | 30 | 2.4 | 愛知県  | 38 | 3.0 | 高知県  | 15   | 1.2   |
| 茨城県  | 33 | 2.6 | 三重県  | 21 | 1.6 | 福岡県  | 66   | 5.2   |
| 栃木県  | 23 | 1.8 | 滋賀県  | 17 | 1.3 | 佐賀県  | 14   | 1.1   |
| 群馬県  | 22 | 1.7 | 京都府  | 25 | 2.0 | 長崎県  | 14   | 1.1   |
| 埼玉県  | 58 | 4.5 | 大阪府  | 49 | 3.8 | 熊本県  | 28   | 2.2   |
| 千葉県  | 43 | 3.4 | 兵庫県  | 30 | 2.4 | 大分県  | 23   | 1.8   |
| 東京都  | 69 | 5.4 | 奈良県  | 14 | 1.1 | 宮崎県  | 20   | 1.6   |
| 神奈川県 | 21 | 1.6 | 和歌山県 | 12 | 0.9 | 鹿児島県 | 34   | 2.7   |
| 新潟県  | 25 | 2.0 | 鳥取県  | 20 | 1.6 | 沖縄県  | 14   | 1.1   |
| 富山県  | 18 | 1.4 | 島根県  | 19 | 1.5 | (不明) | 1    | 0.1   |
| 総数   |    |     |      |    |     |      | 1275 | 100.0 |

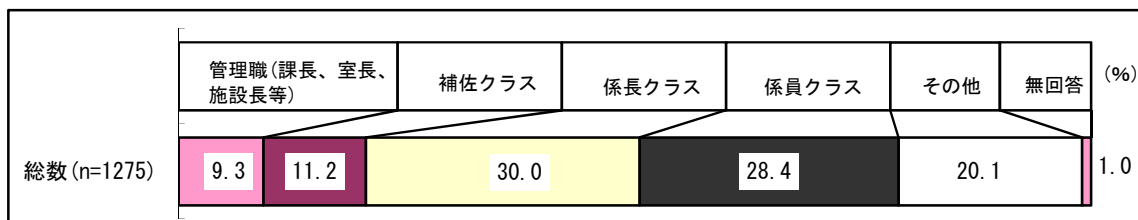
##### (2) 性別



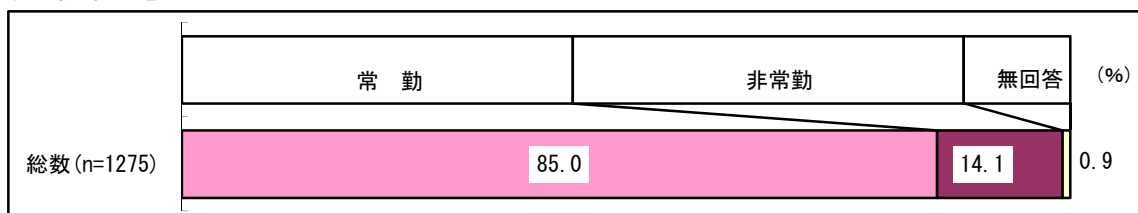
(3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務（複数回答可）



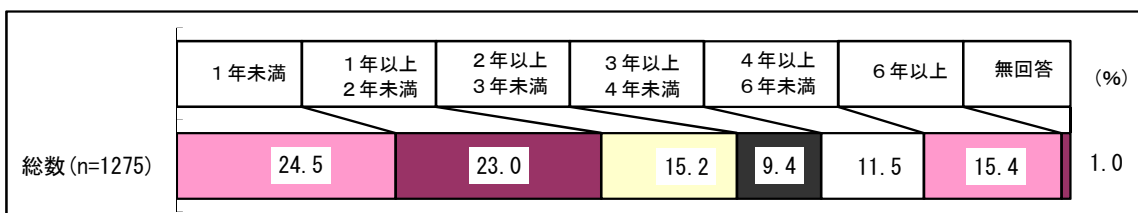
(4) 職位



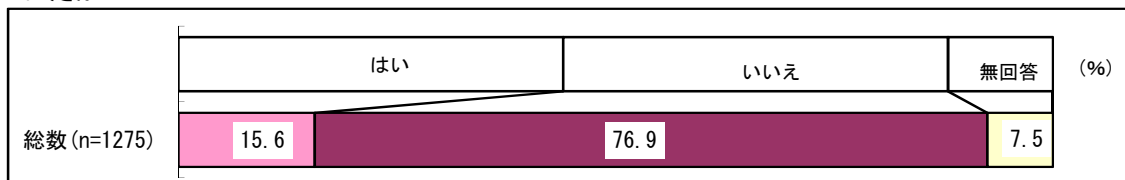
(5) 就業形態



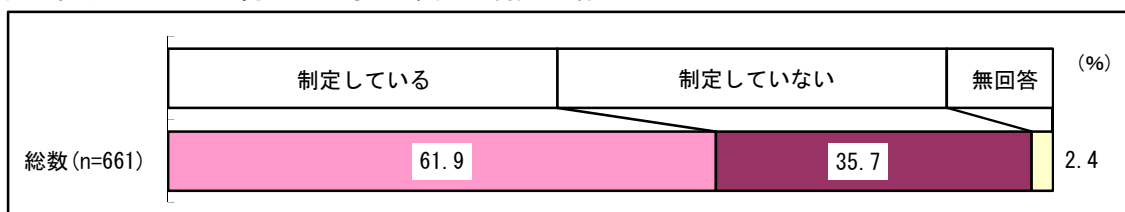
(6) 経験年数



(7) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか



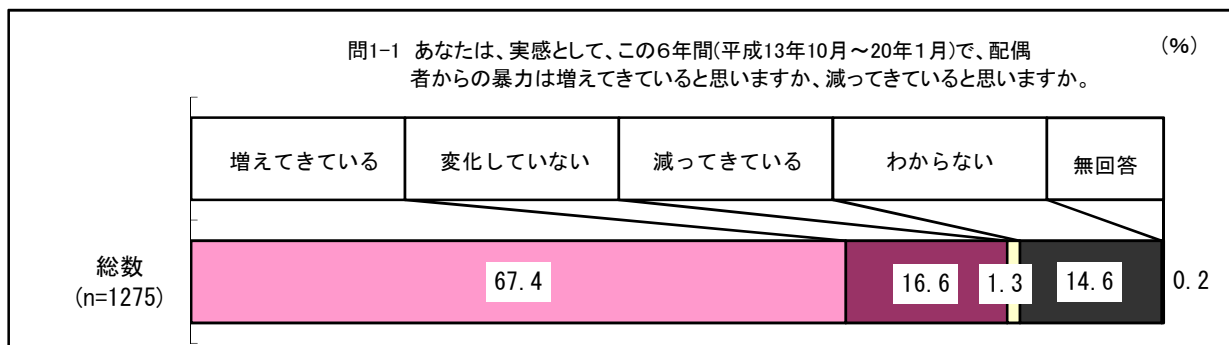
(8) 市町村における男女共同参画条例の制定の有無



## 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について

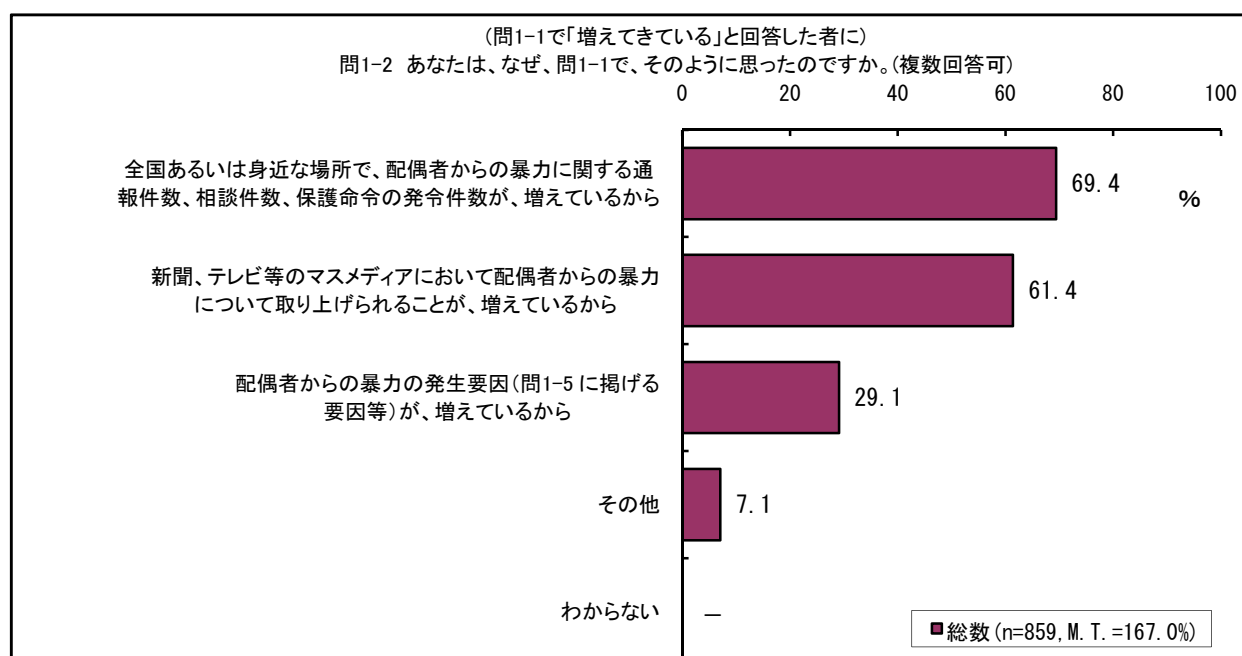
### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねると、「増えてきている」が67.4%、「変化していない」が16.6%、「減ってきている」が1.3%などとなっている。



### (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由

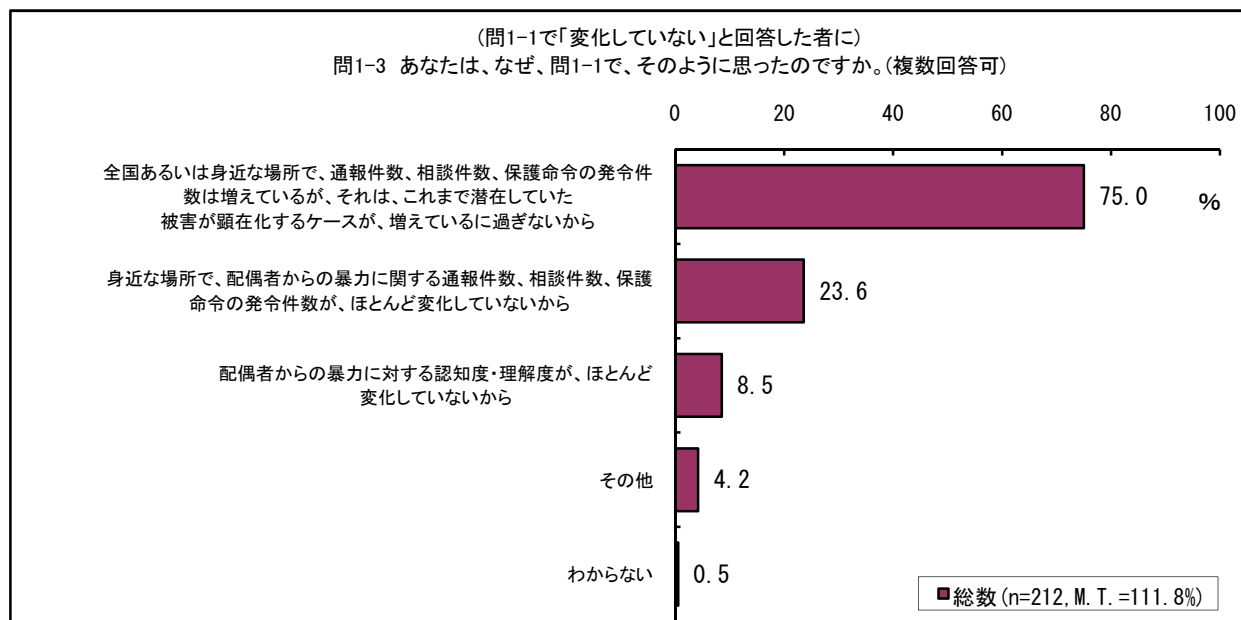
配偶者からの暴力は増えてきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから」が69.4%と最も多く、次いで「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから」が61.4%、「配偶者からの暴力の発生要因が、増えているから」が29.1%などとなっている。





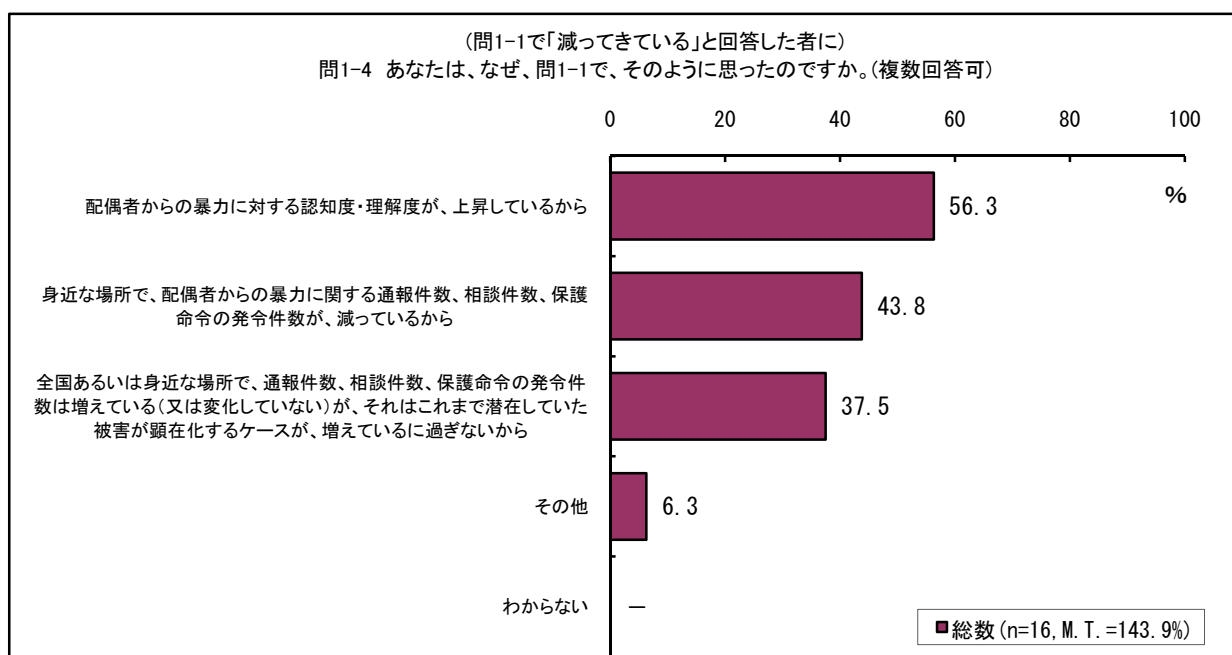
### (3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由

配偶者からの暴力は変化していない、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が75.0%と最も多く、次いで「身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから」が23.6%などとなっている。



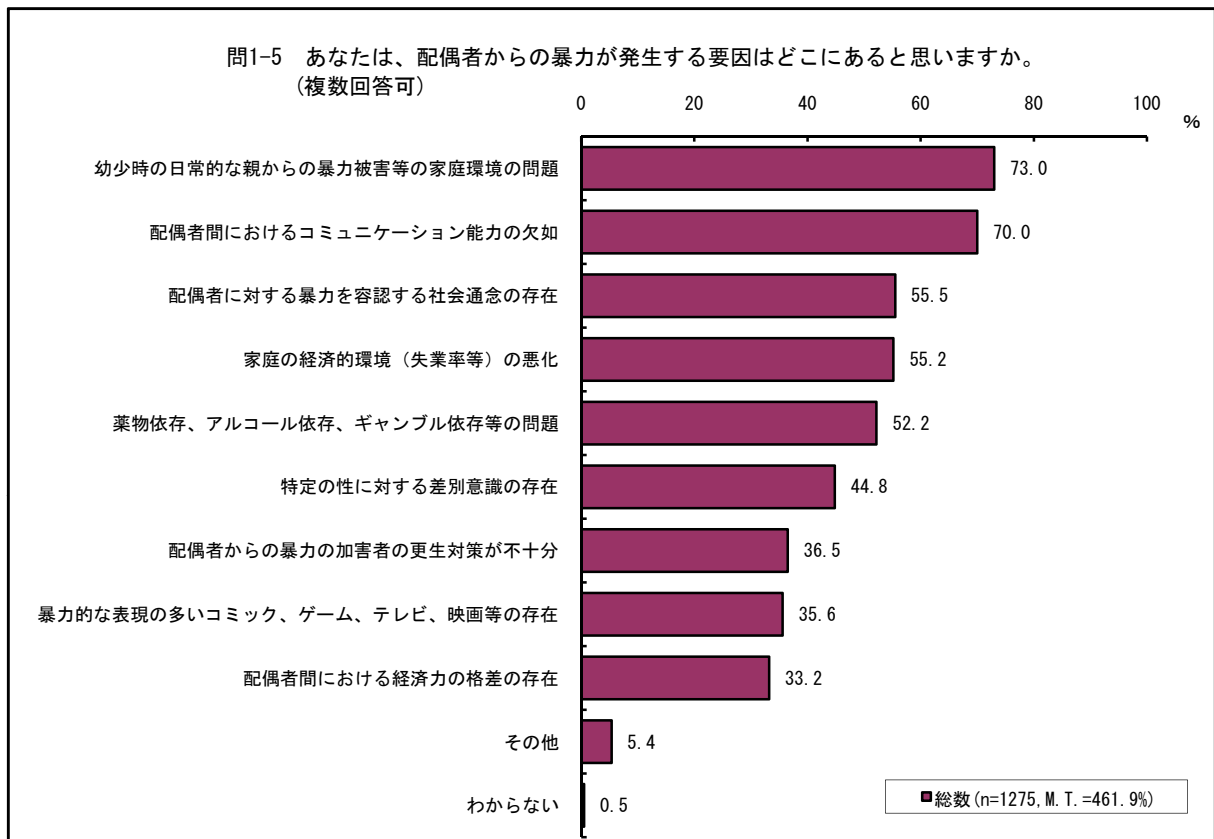
### (4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由

配偶者からの暴力は減ってきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから」が56.3%、「身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、減っているから」が43.8%などとなっている。



(5) 配偶者からの暴力が発生する要因

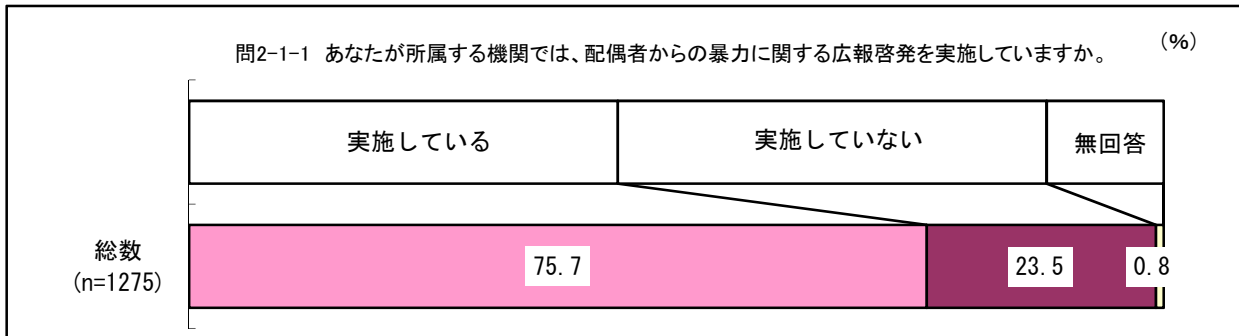
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねると、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が73.0%と最も多く、次いで「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が70.0%、「配偶者に対する暴力を容認する社会通念の存在」が55.5%、「家庭の経済的環境（失業率等）の悪化」が55.2%、「薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題」が52.2%、「特定の性に対する差別意識の存在」が44.8%などとなっている。



### 3. 配偶者からの暴力に関する広報啓発について

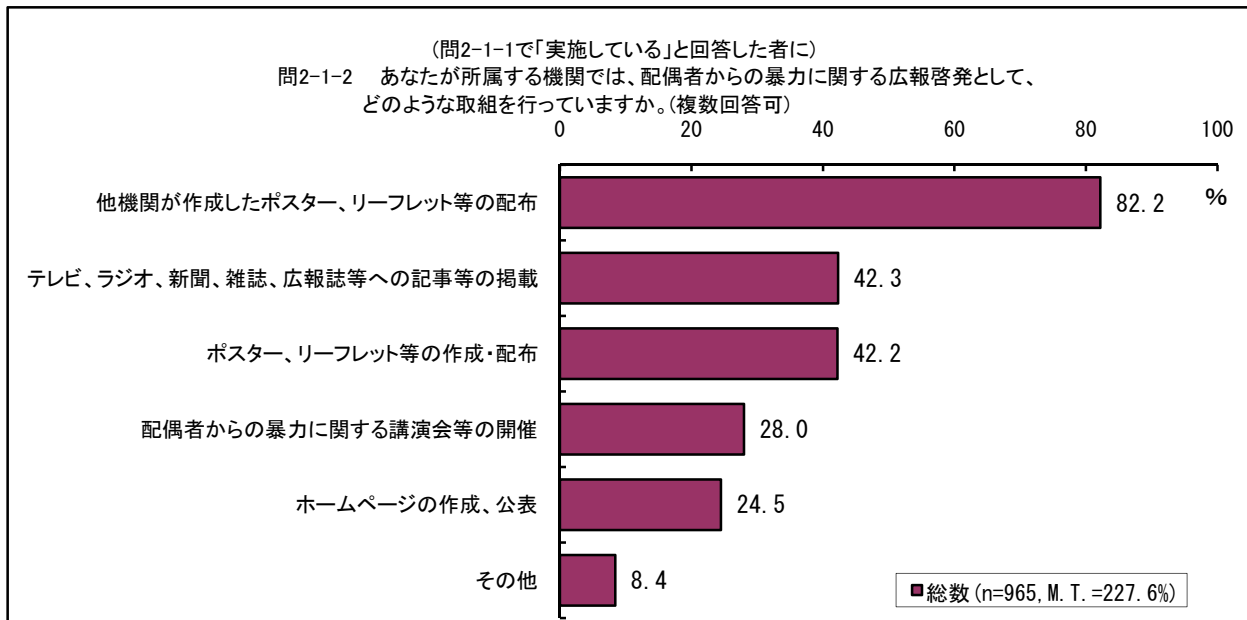
#### (1) 所属機関では配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関で配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているかたずねると、「実施している」が75.7%、「実施していない」が23.5%となっている。



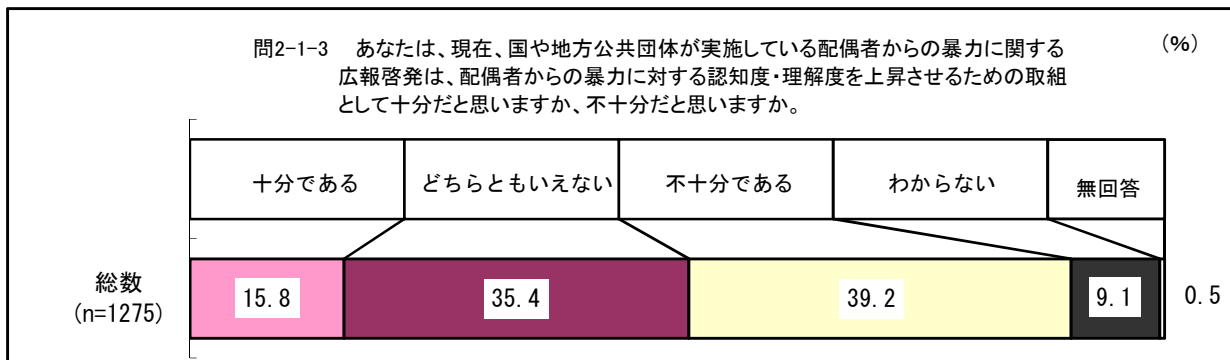
#### (2) 所属機関が行う配偶者からの暴力に関する広報啓発の取組

所属機関で配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施している、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布」が82.2%と最も多く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が42.3%、「ポスター、リーフレット等の作成・配布」が42.2%、「配偶者からの暴力に関する講演会等の開催」が28.0%、「ホームページの作成、公表」が24.5%などとなっている。



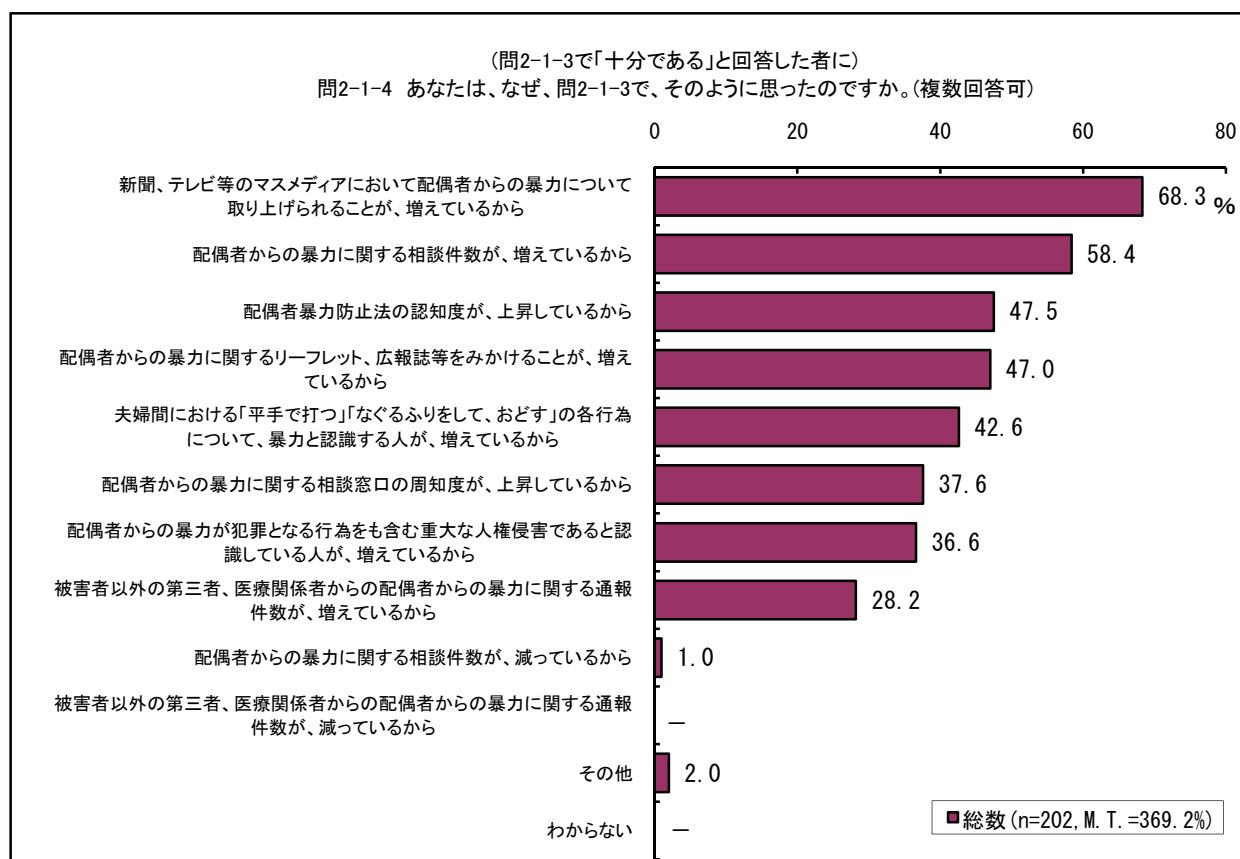
(3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分かたずねると、「十分である」が15.8%、「不十分である」が39.2%、「どちらともいえない」が35.4%などとなっている。



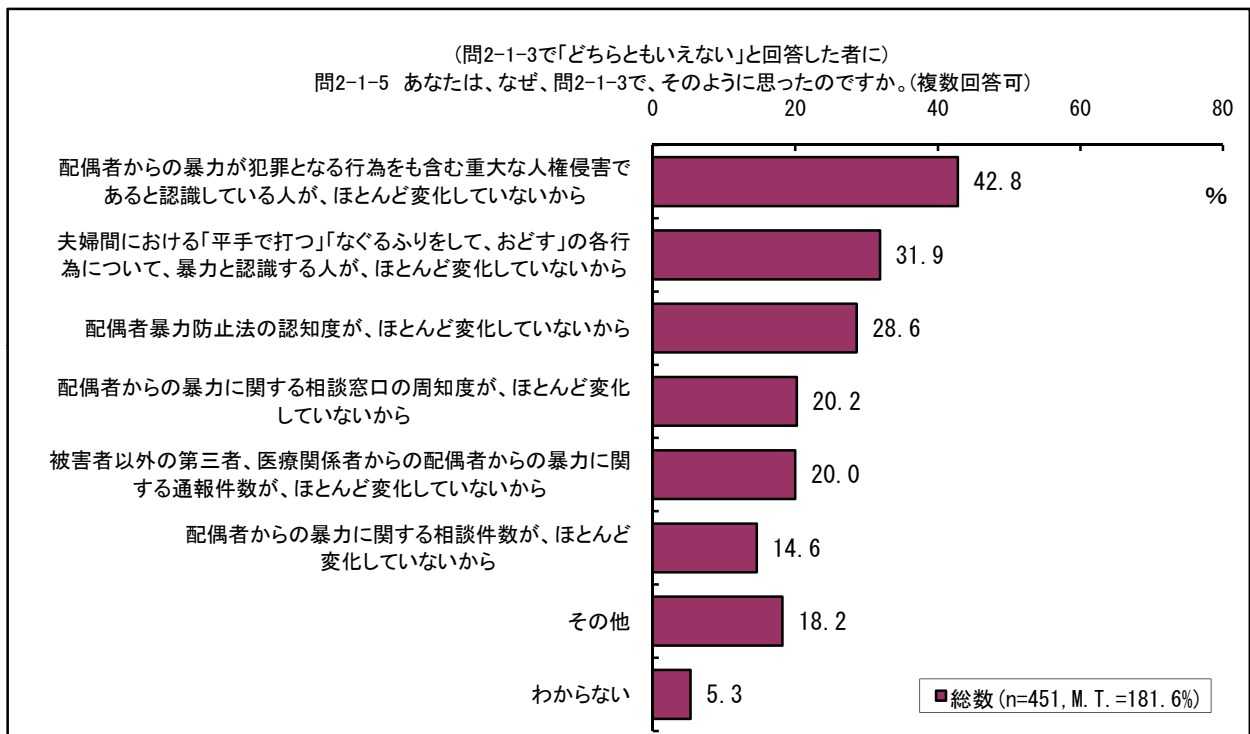
(4) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分であると思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分である、と回答した者に理由をたずねると、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから」が68.3%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから」が58.4%、「配偶者暴力防止法の認知度が、上昇しているから」が47.5%、「配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等をみかけることが、増えているから」が47%などとなっている。



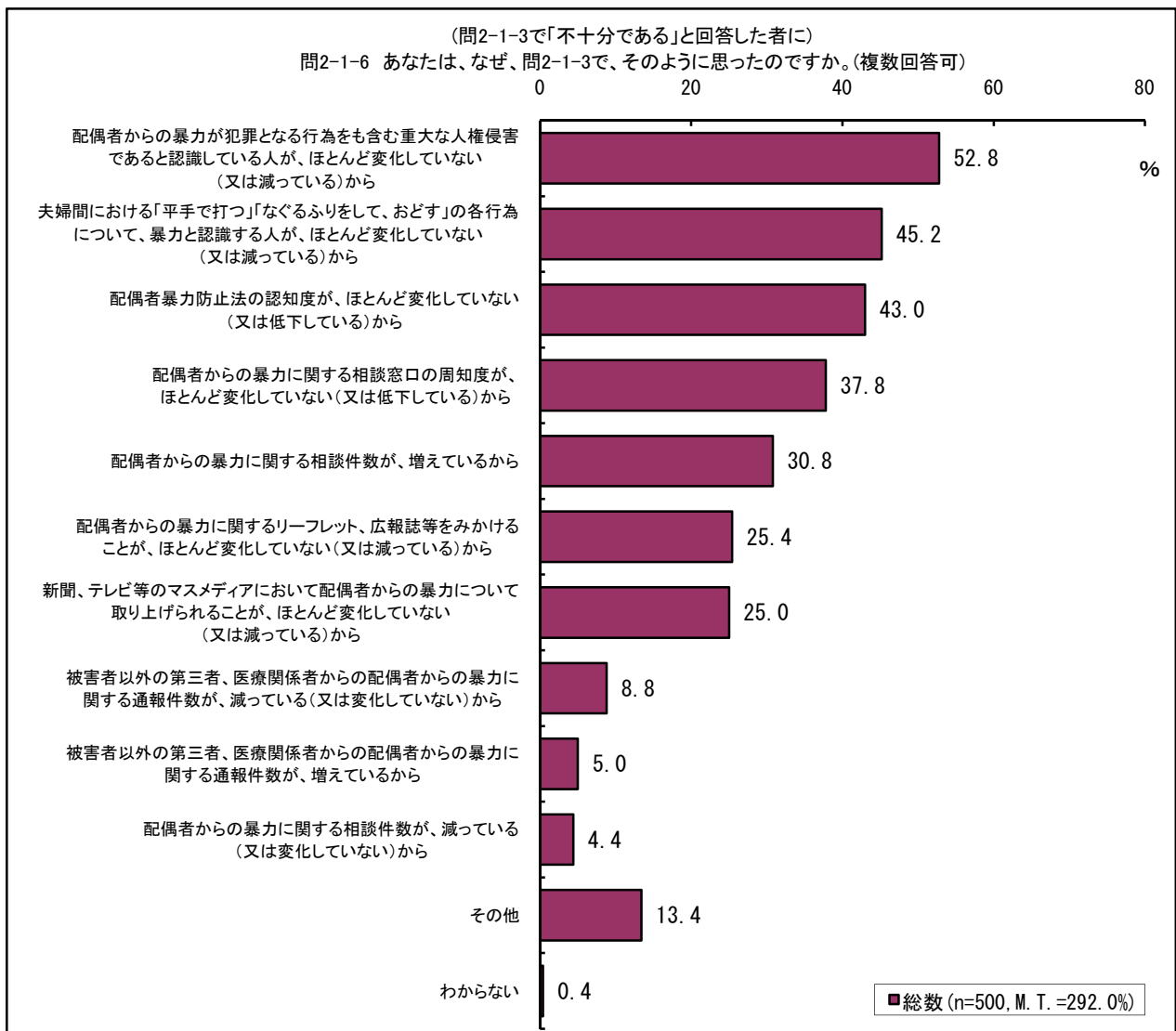
(5) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していないから」が42.8%と最も多く、次いで「夫婦間における『平手で打つ』『なぐるふりをして、おどす』の各行為について、暴力と認識する人がほとんど変化していないから」が31.9%、「配偶者暴力防止法の認知度がほとんど変化していないから」が28.6%、「配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度がほとんど変化していないから」が20.2%、「被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数がほとんど変化していないから」が20.0%などとなっている。



(6) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として不十分であると思う理由

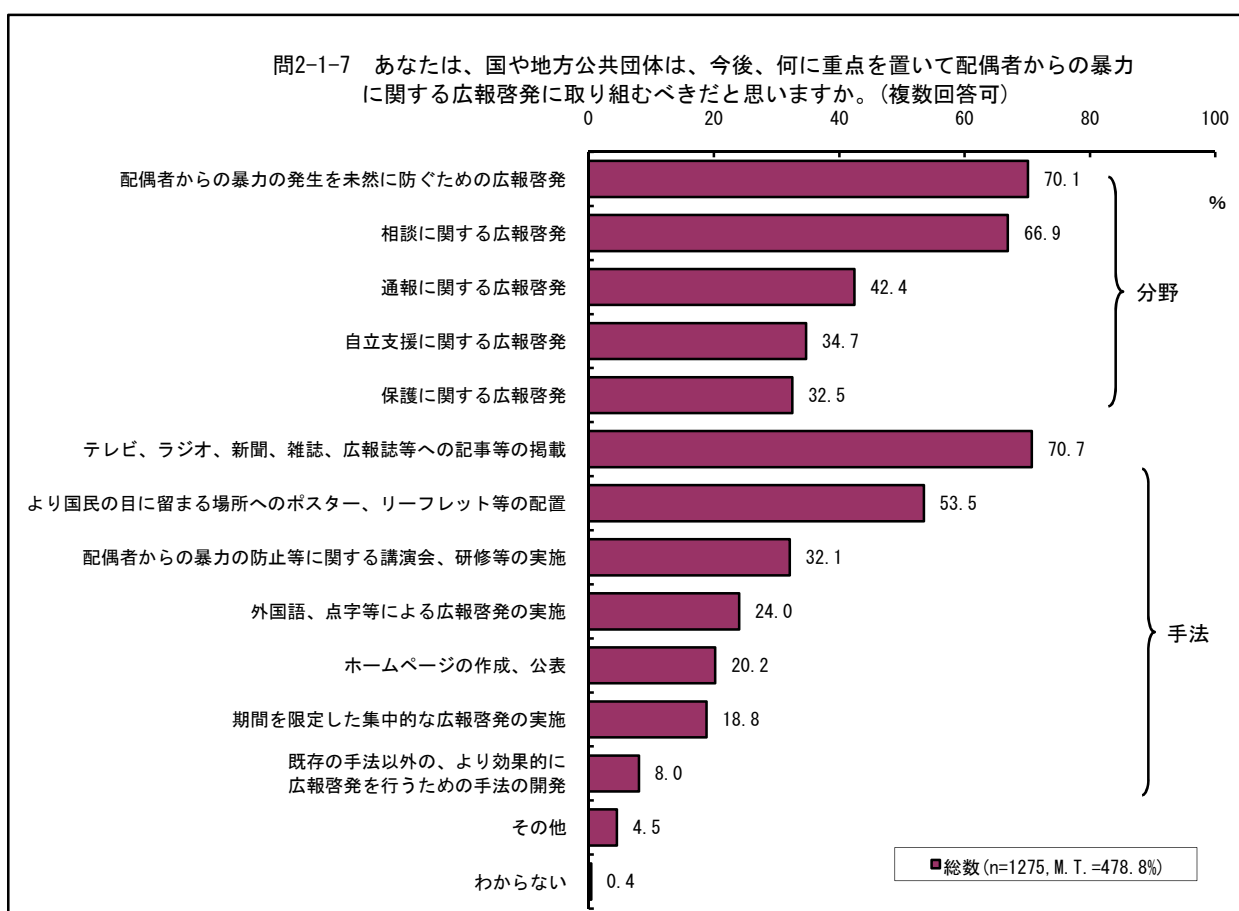
現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していない（又は減っている）から」が52.8%と最も多く、次いで「夫婦間における『平手で打つ』『なぐるふりをして、おどす』の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していない（又は減っている）から」が45.2%、「配偶者暴力防止法の認知度が、ほとんど変化していない（又は低下している）から」が43%、「配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していない（又は低下している）から」が37.8%、「配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから」が30.8%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきかたずねると、分野については、「配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発」が70.1%、次いで「相談に関する広報啓発」が66.9%、「通報に関する広報啓発」が42.4%、「自立支援に関する広報啓発」が34.7%、「保護に関する広報啓発」が32.5%などとなっている。

手法については、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が70.7%と最も多く、次いで「より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置」が53.5%、「配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施」が32.1%、「外国語、点字等による広報啓発の実施」が24.0%、「ホームページの作成、公表」が20.2%、「期間を限定した集中的な広報啓発の実施」が18.8%などとなっている。

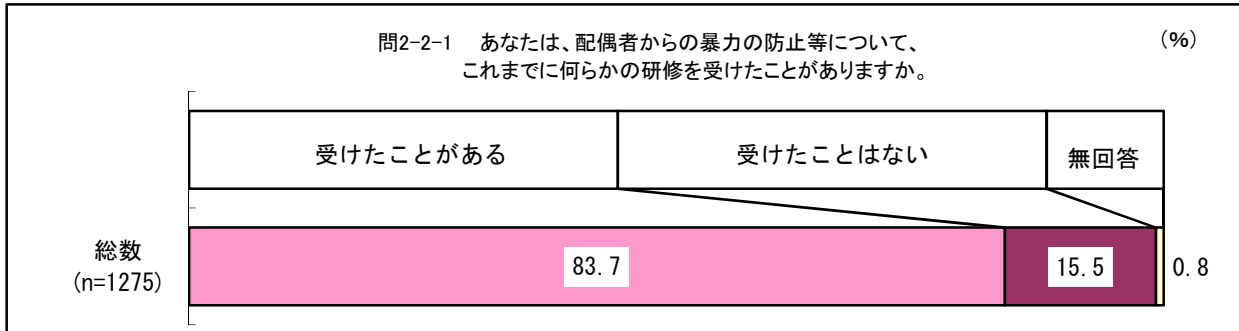




#### 4. 職務関係者等に対する研修について

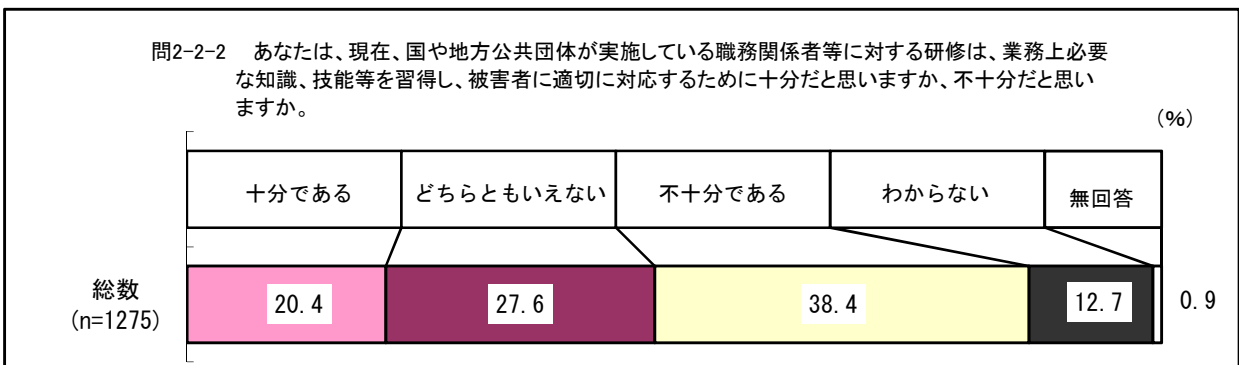
##### (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねると、「受けたことがある」が83.7%、「受けたことはない」が15.5%となっている。



##### (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か

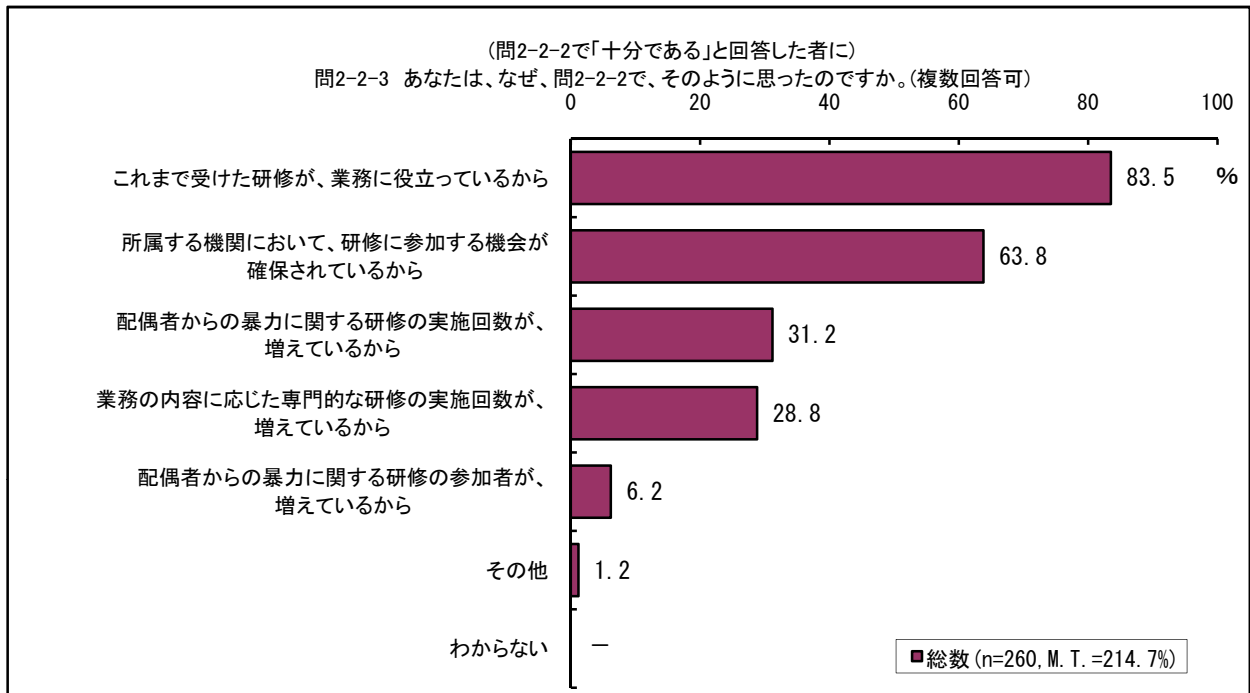
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分かたずねると、「十分である」が20.4%、「不十分である」が38.4%、「どちらともいえない」が27.6%などとなっている。





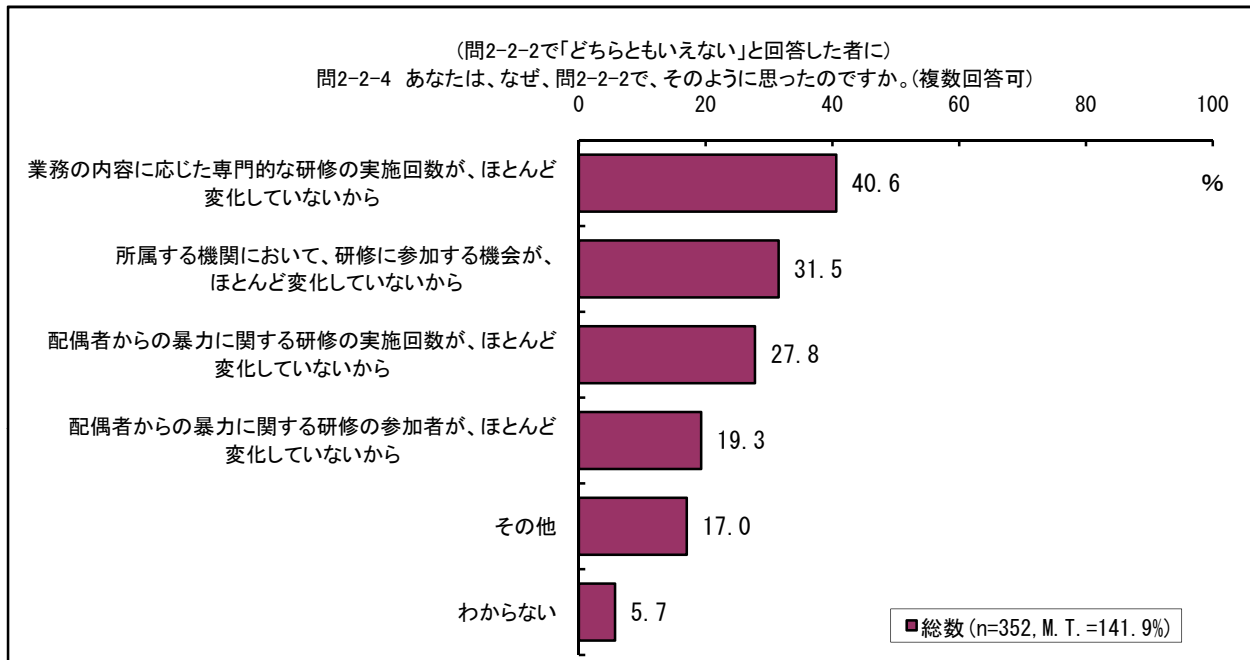
(3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分である、と回答した者に理由をたずねると、「これまで受けた研修が、業務に役立っているから」が83.5%と最も多く、次いで「所属する機関において、研修に参加する機会が確保されているから」が63.8%、「配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、増えているから」が31.2%、「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、増えているから」が28.8%などとなっている。



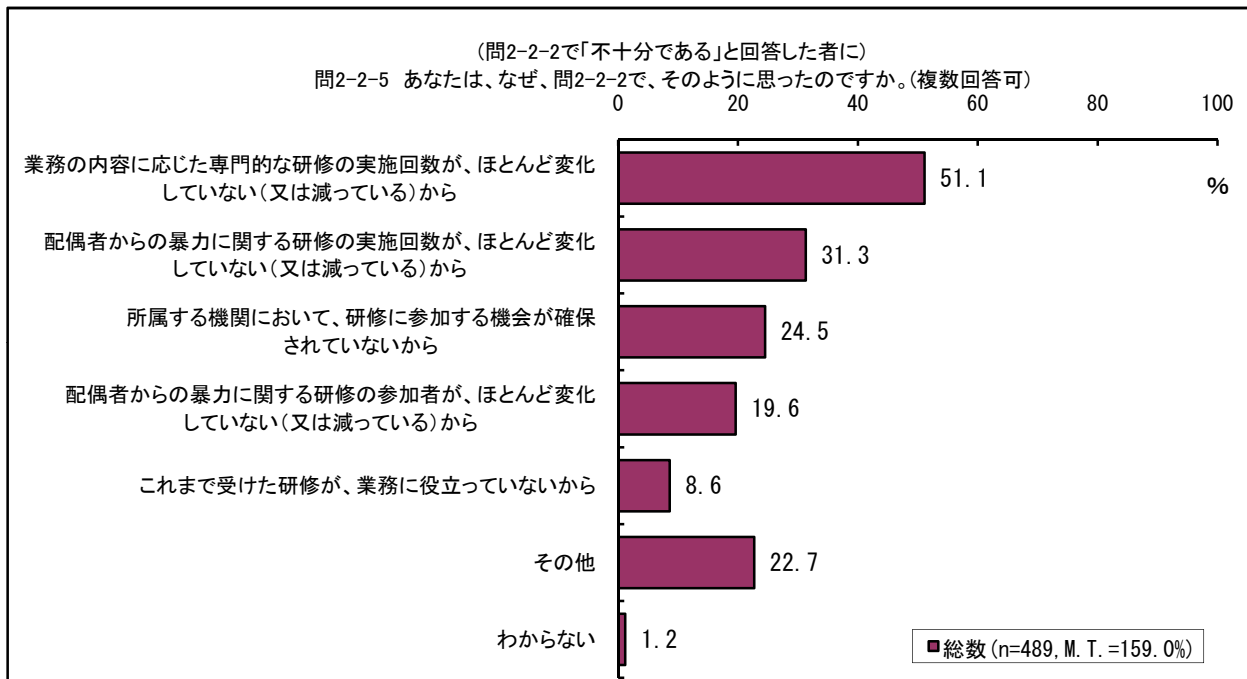
(4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから」が40.6%と最も多く、次いで「所属する機関において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから」が31.5%、「配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していないから」が27.8%、「配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していないから」が19.3%などとなっている。



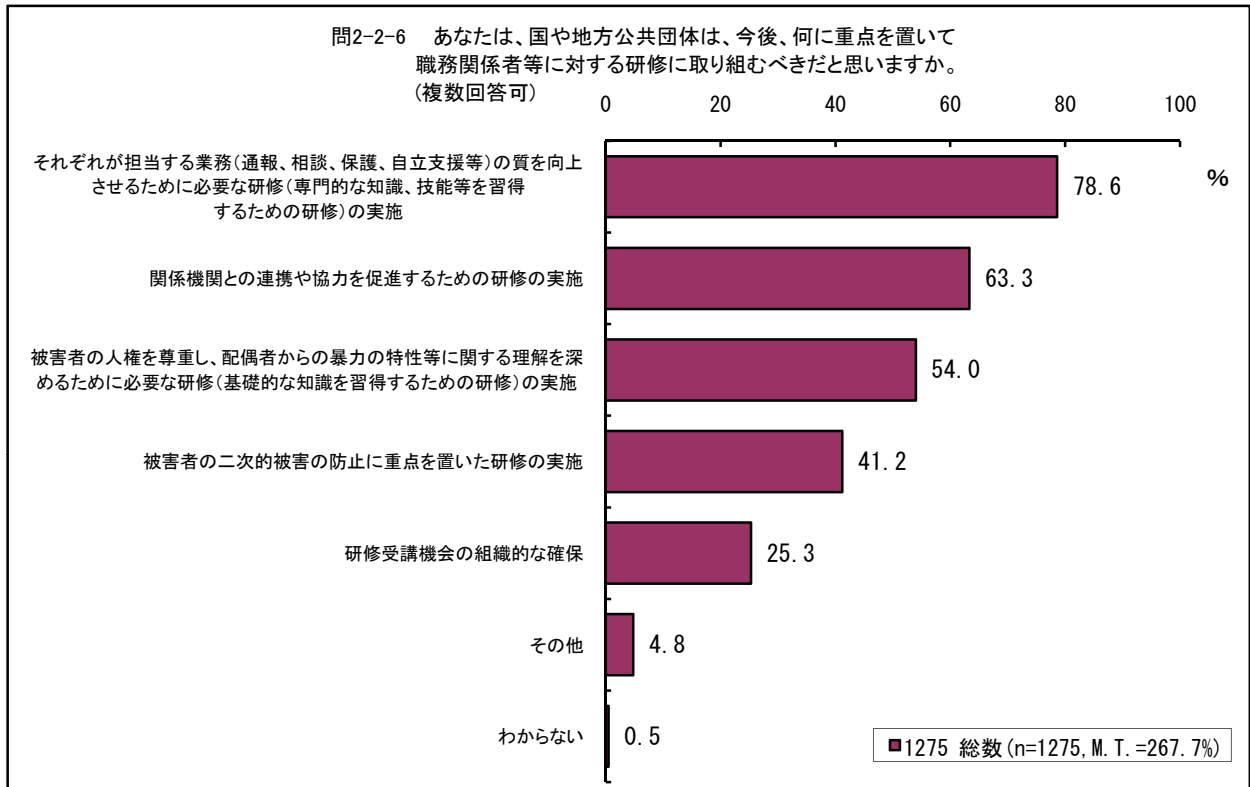
(5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から」が51.1%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から」が31.3%、「所属する機関において、研修に参加する機会が確保されていないから」が24.5%、「その他」が22.7%の順である。「その他」の具体的な回答内容は、「職務に応じた、多様化、専門化した研修メニューが必要である」、「相談担当以外の職員への研修の機会を確保すべきである」、「具体的な事例等実践的な内容の研修が求められる」等である。



(6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか

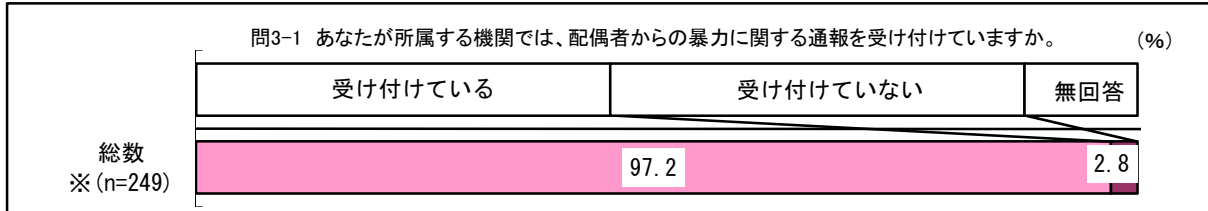
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきかたずねると、「それぞれが担当する業務の質を向上させるために必要な研修の実施」が78.6%と最も多く、次いで「関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施」が63.3%、「被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修の実施」が54.0%、「被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施」が41.2%、「研修受講機会の組織的な確保」が25.3%などとなっている。



## 5. 配偶者からの暴力に関する通報について

### (1) 所属機関は配偶者からの暴力に関する通報を受け付けているか

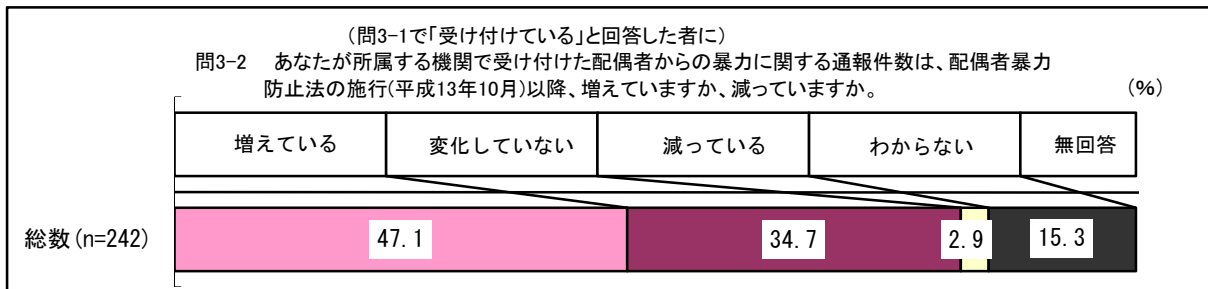
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関で配偶者からの暴力に関する通報を受け付けているかたずねると、「受け付けている」が97.2%、「受け付けていない」が2.8%となっている。



※配偶者暴力防止法第6条に基づく通報の受付機関は、警察官又は配偶者暴力相談支援センターであることから、回答者の所属機関が都道府県警察(本部若しくは警察署)又は配偶者暴力相談支援センター(都道府県若しくは市町村)である回答のみを集計の対象としている(以下、5.(5)まで同様)。

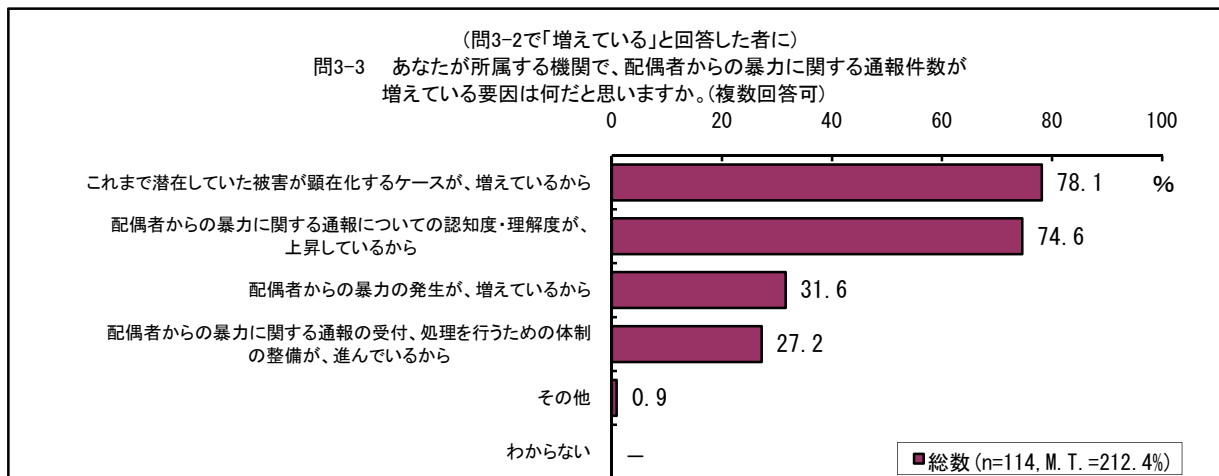
### (2) 配偶者暴力防止法の施行後における所属機関の通報受付件数の増減

所属機関で配偶者からの暴力に関する通報を受け付けている、と回答した者に、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)以降における所属機関が受け付けた通報件数の増減をたずねると、「増えている」が47.1%、「変化していない」が34.7%、「減っている」が2.9%などとなっている。



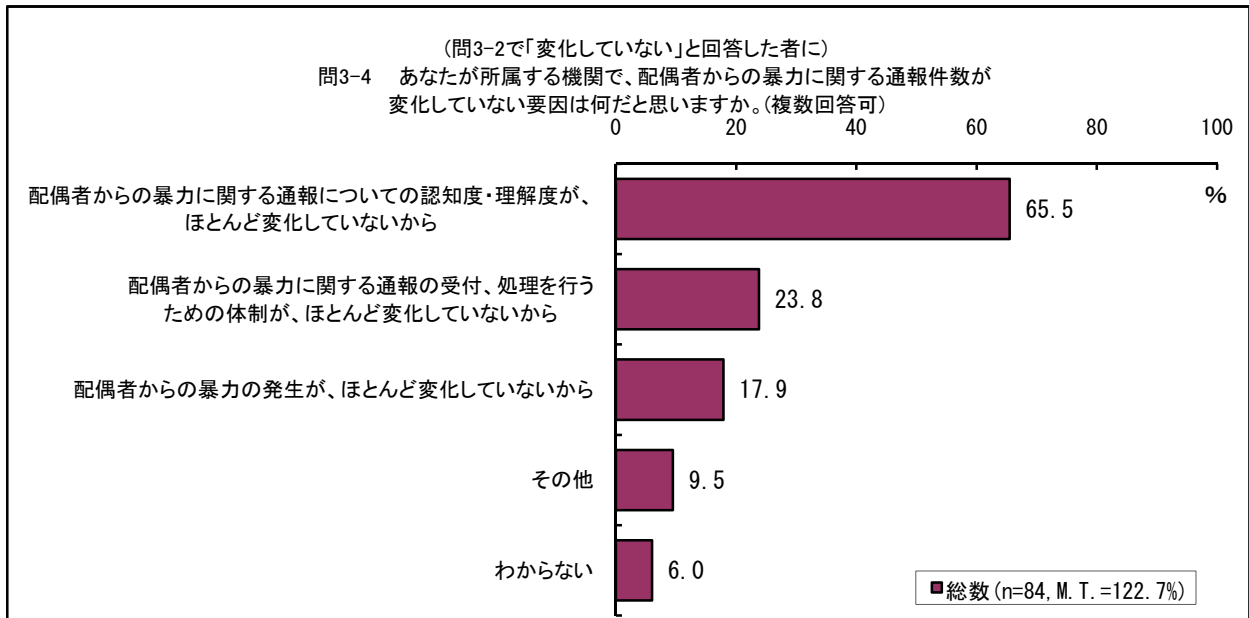
### (3) 所属機関で受け付けた通報件数が増えている要因

所属機関が受け付けた通報件数は、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)以降増えている、と回答した者に、増えている要因をたずねると、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」が78.1%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が上昇しているから」が74.6%、「配偶者からの暴力の発生が増えているから」が31.6%などとなっている。



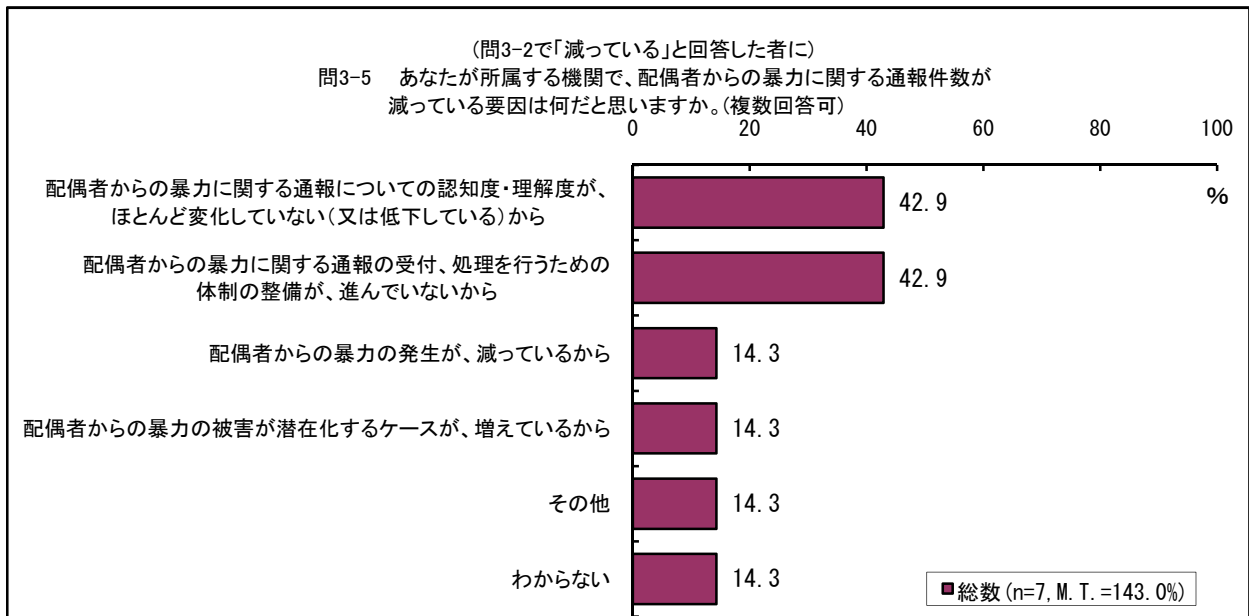
(4) 所属機関で受け付けた通報件数が変化していない要因

所属機関が受け付けた通報件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降変化していない、と回答した者に、変化していない要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が65.5%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから」が23.8%などとなっている。



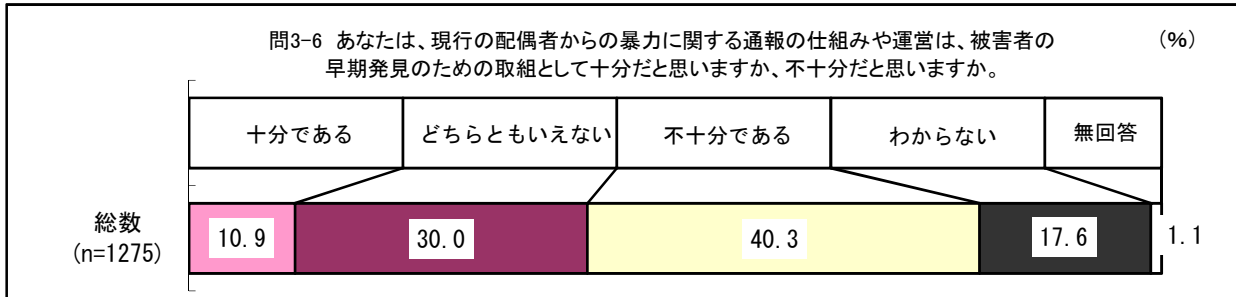
(5) 所属機関で受け付けた通報件数が減っている要因

所属機関が受け付けた通報件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降減っている、と回答した者に、減っている要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度がほとんど変化していない（又は、低下している）から」及び「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから」がいずれも42.9%などとなっている。



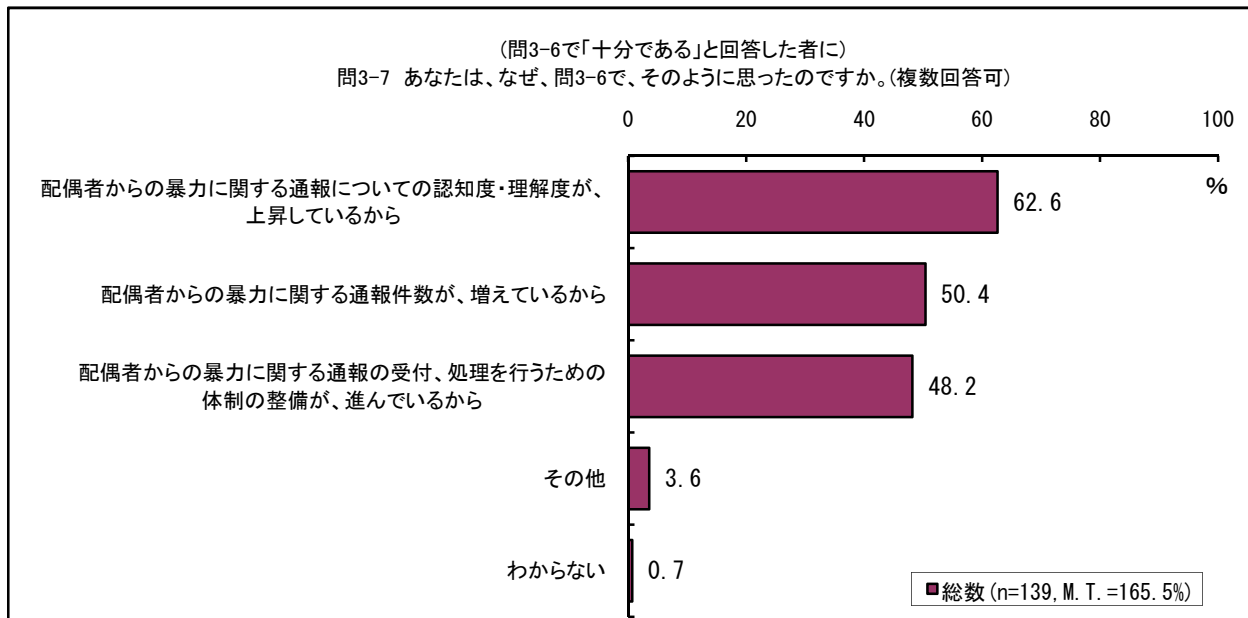
(6) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分かたずねると、「十分である」が10.9%、「不十分である」が40.3%、「どちらともいえない」が30%などとなっている。



(7) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分だと思う理由

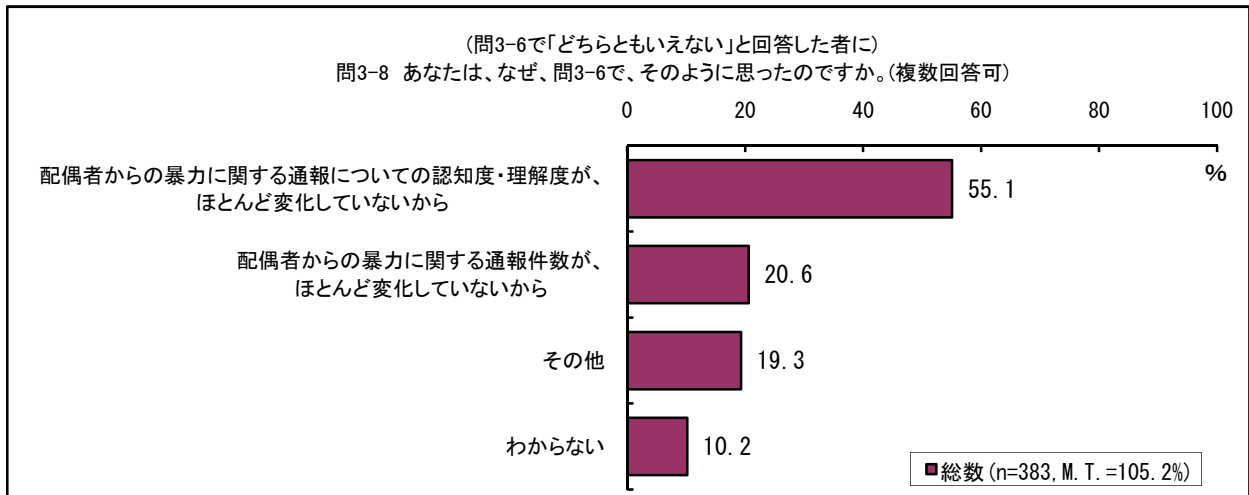
現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、上昇しているから」が62.6%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報件数が増えているから」が50.4%、「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいるから」が48.2%などとなっている。





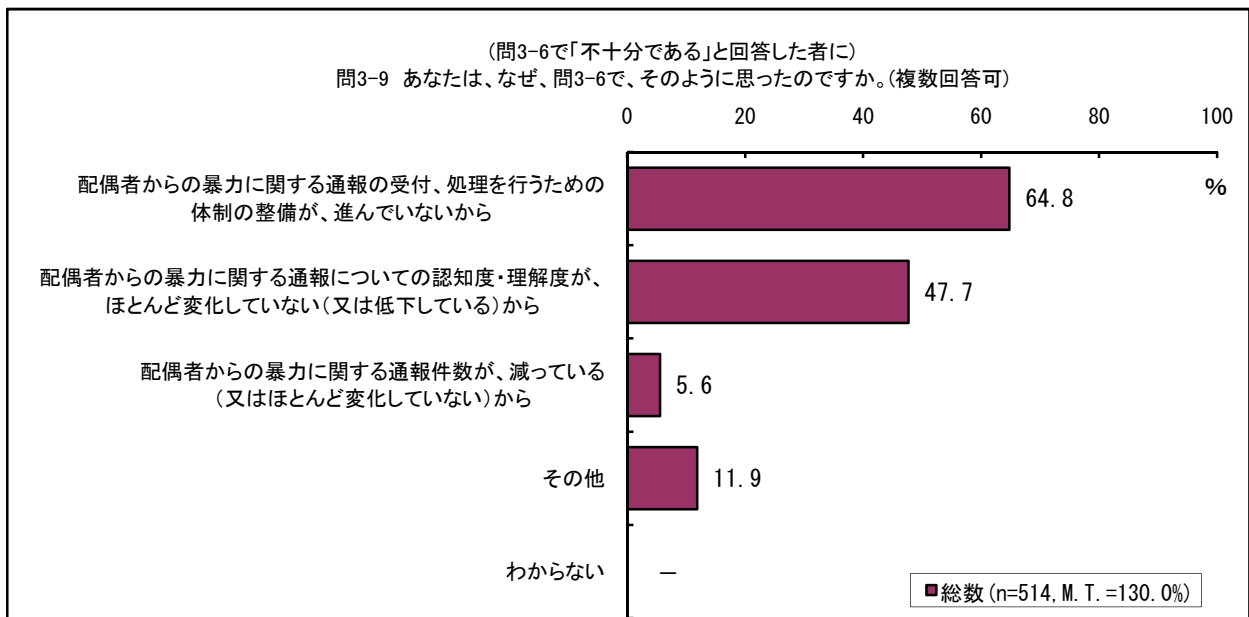
(8) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が55.1%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから」が20.6%、「その他」が19.3%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「被害者自身の意思の問題が大きいため」、「通報件数が少ないため」等である。



(9) 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として不十分だと思う理由

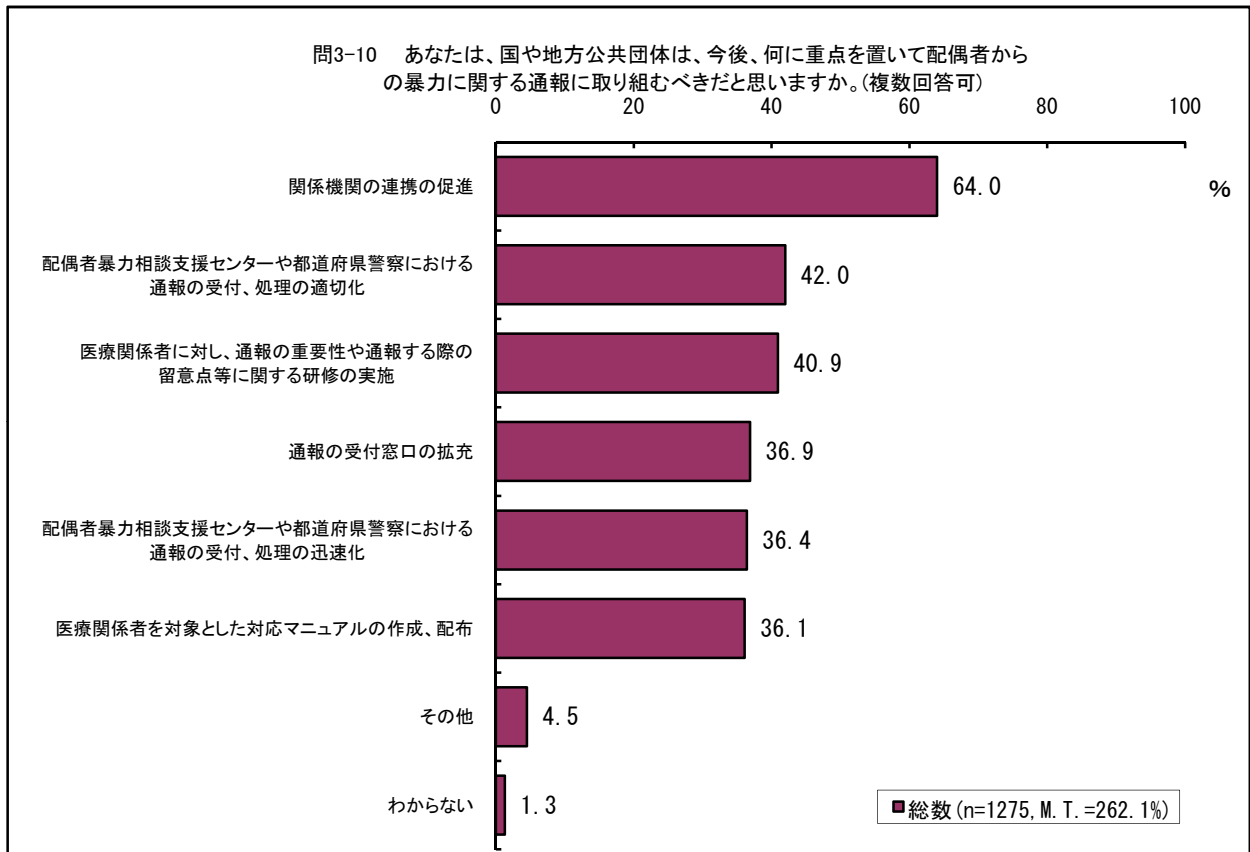
現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから」が64.8%で最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は低下している)から」(又は、低下している)から」が47.7%などとなっている。





(10) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する通報に取り組むべきか

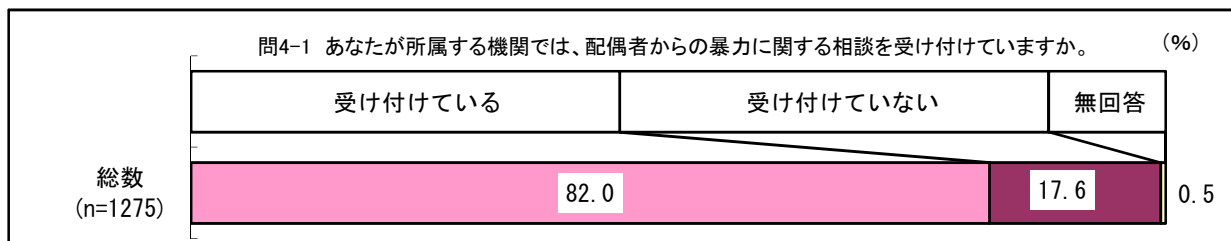
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきかたずねると、「関係機関の連携の促進」が64.0%と最も多く、次いで「配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の適切化」が42%、「医療関係者に対し、通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施」が40.9%、「通報の受付窓口の拡充」が36.9%、「配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の迅速化」が36.4%、「医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成、配布」が36.1%などとなっている。



## 6. 配偶者からの暴力に関する相談について

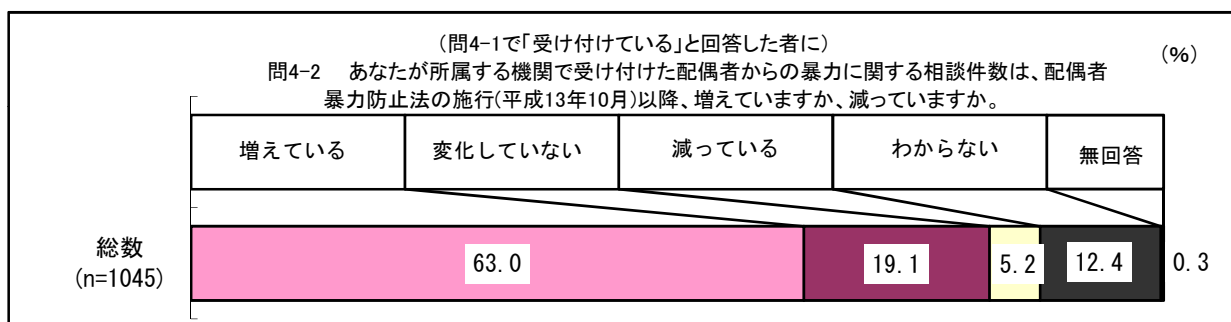
### (1) 所属機関は配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているかたずねると、「受け付けている」が82.0%、「受け付けていない」が17.6%となっている。



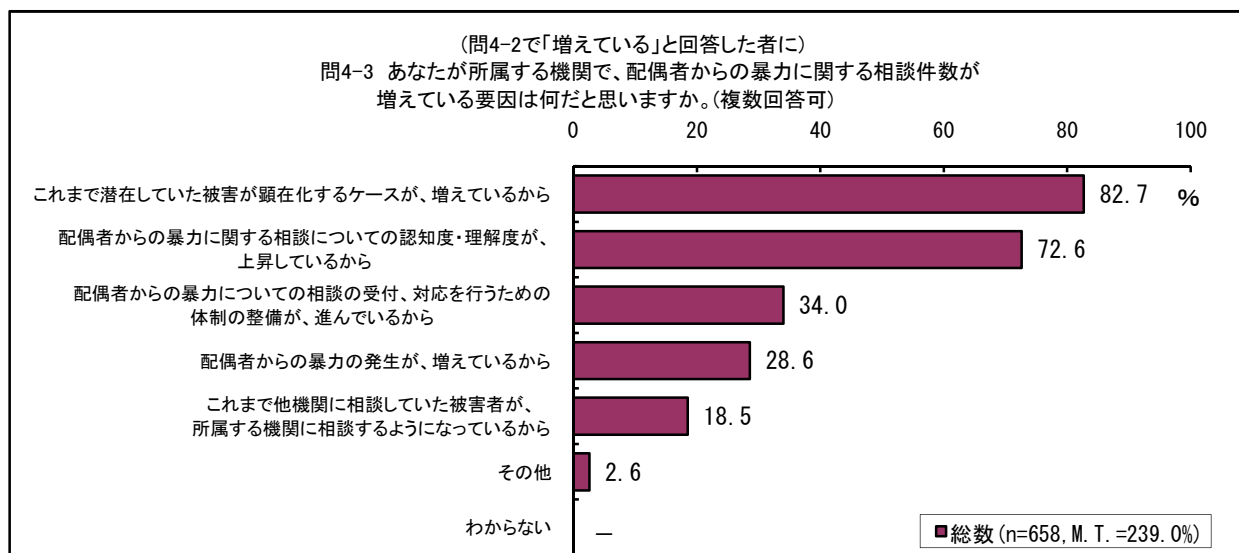
### (2) 所属機関で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

所属機関で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けている、と回答した者に、所属機関が受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねると、「増えている」が63%、「変化していない」が19.1%、「減っている」が5.2%などとなっている。



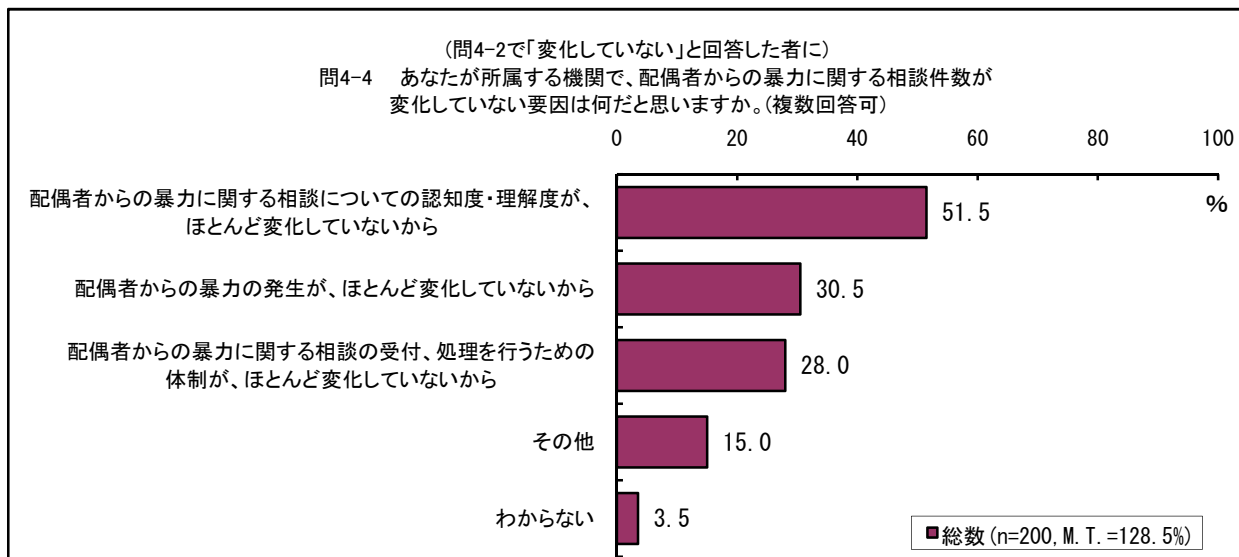
### (3) 所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因

所属機関が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」が82.7%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が上昇しているから」が72.6%、「配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が進んでいるから」が34.0%、「配偶者からの暴力の発生が増えているから」が28.6%などとなっている。



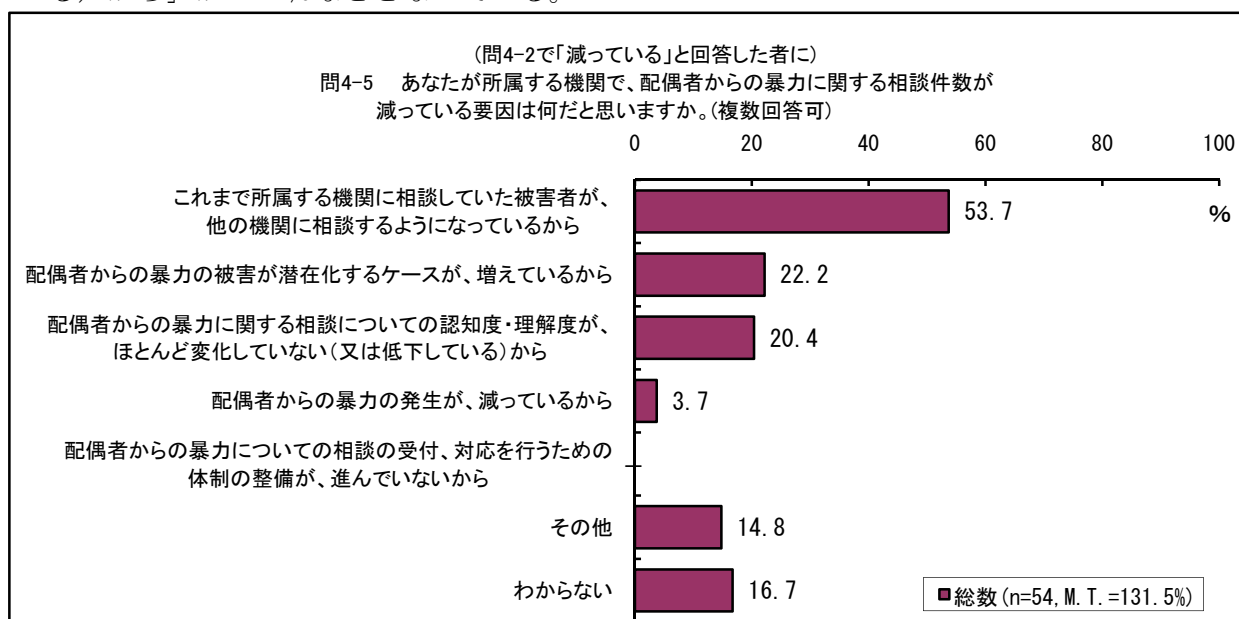
(4) 所属機関で受け付けた相談件数が変化していない要因

所属機関が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降変化していない、と回答した者に変化していない要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が51.5%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力の発生が、ほとんど変化していないから」が30.5%、「配偶者からの暴力に関する相談の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから」が28.0%などとなっている。



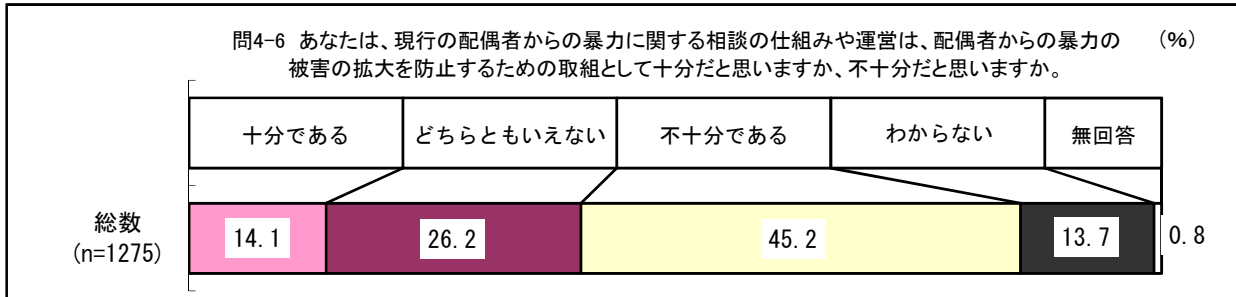
(5) 所属機関で受け付けた相談件数が減っている要因

所属機関が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降減っている、と回答した者に減っている要因をたずねると、「これまで所属する機関に相談していた被害者が、他の機関に相談するようになってきているから」が53.7%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力の被害が潜在化するケースが、増えているから」が22.2%、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から」が20.4%などとなっている。



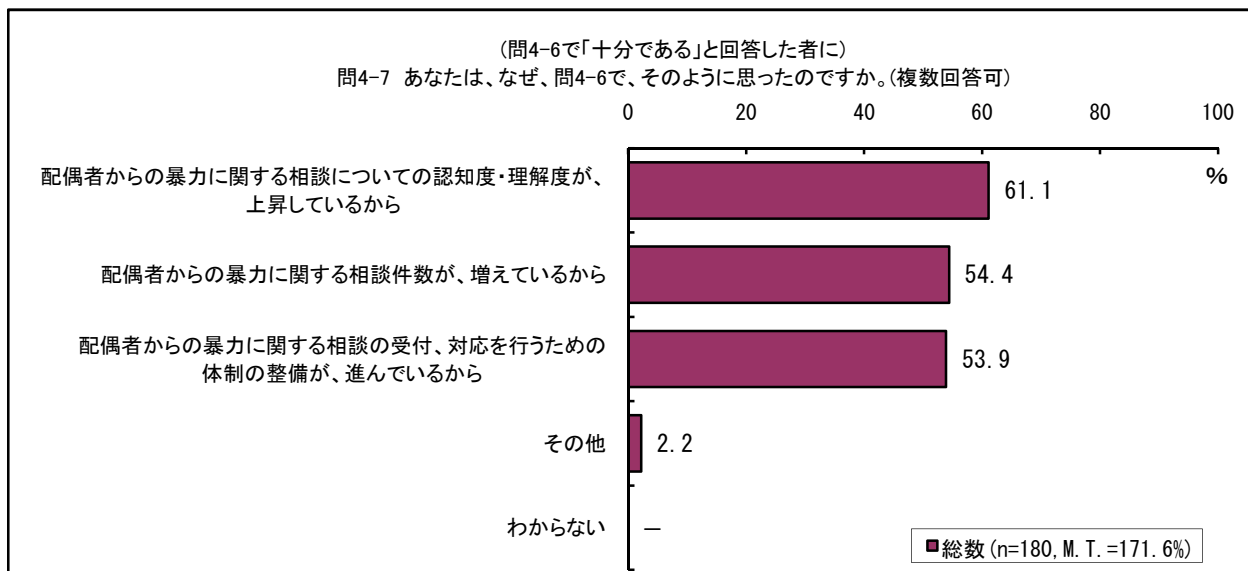
(6) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「十分である」が14.1%、「不十分である」が45.2%、「どちらともいえない」が26.2%などとなっている。



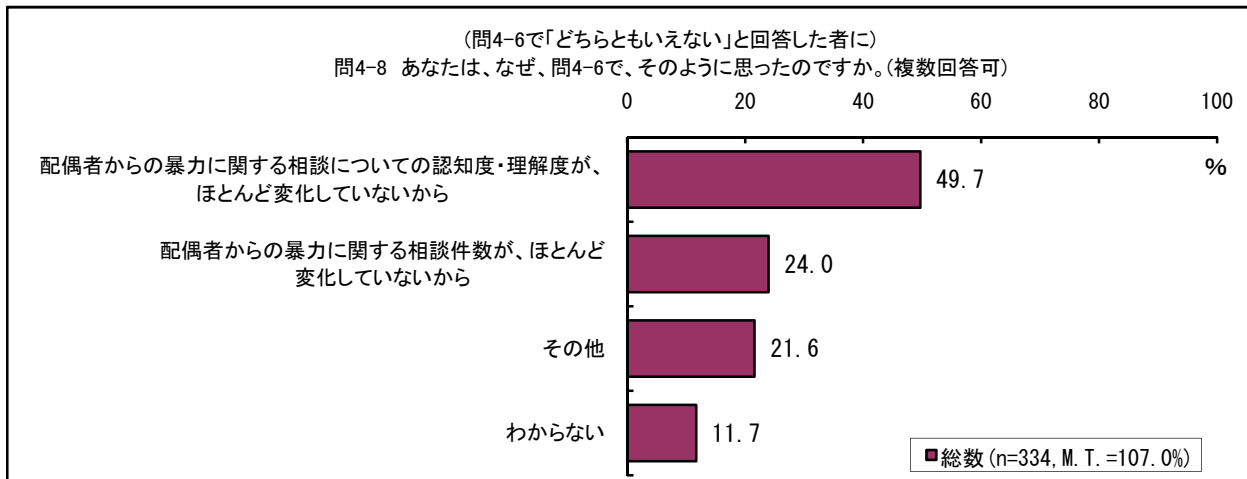
(7) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由

現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから」が61.1%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから」が54.4%、「配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから」が53.9%などとなっている。



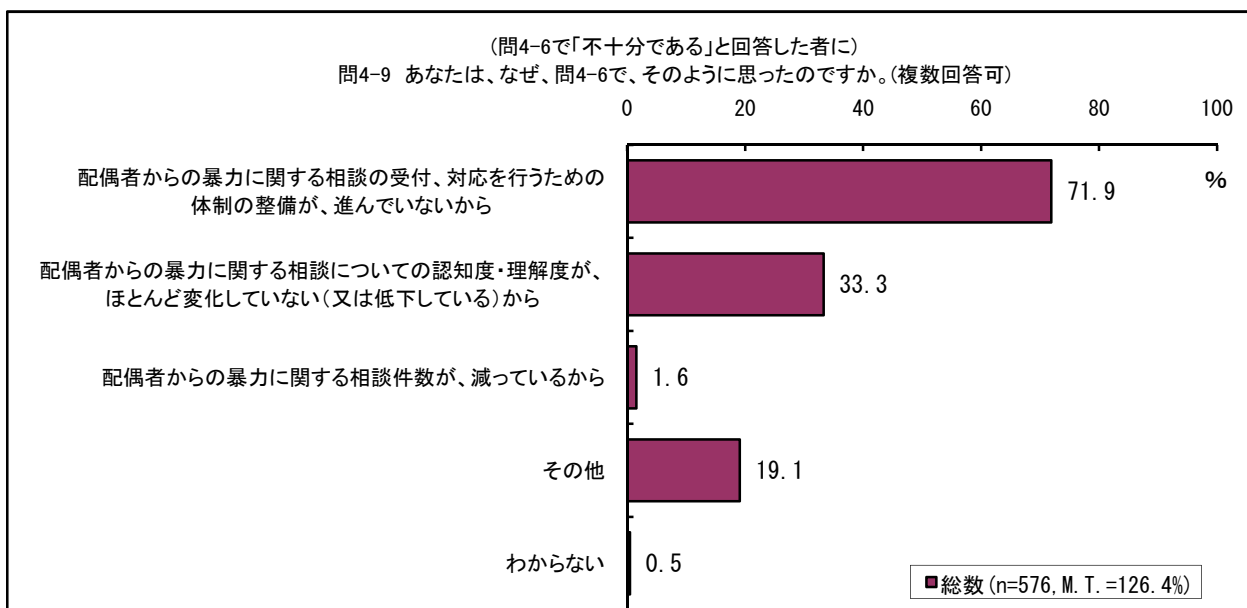
(8) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が49.7%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから」が24.0%、「その他」が21.6%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「相談窓口の増加等体制の整備は進んでいるが、さらにできることがあるはず」、「相談の受付件数が少なく、現状が把握しづらい」等である。



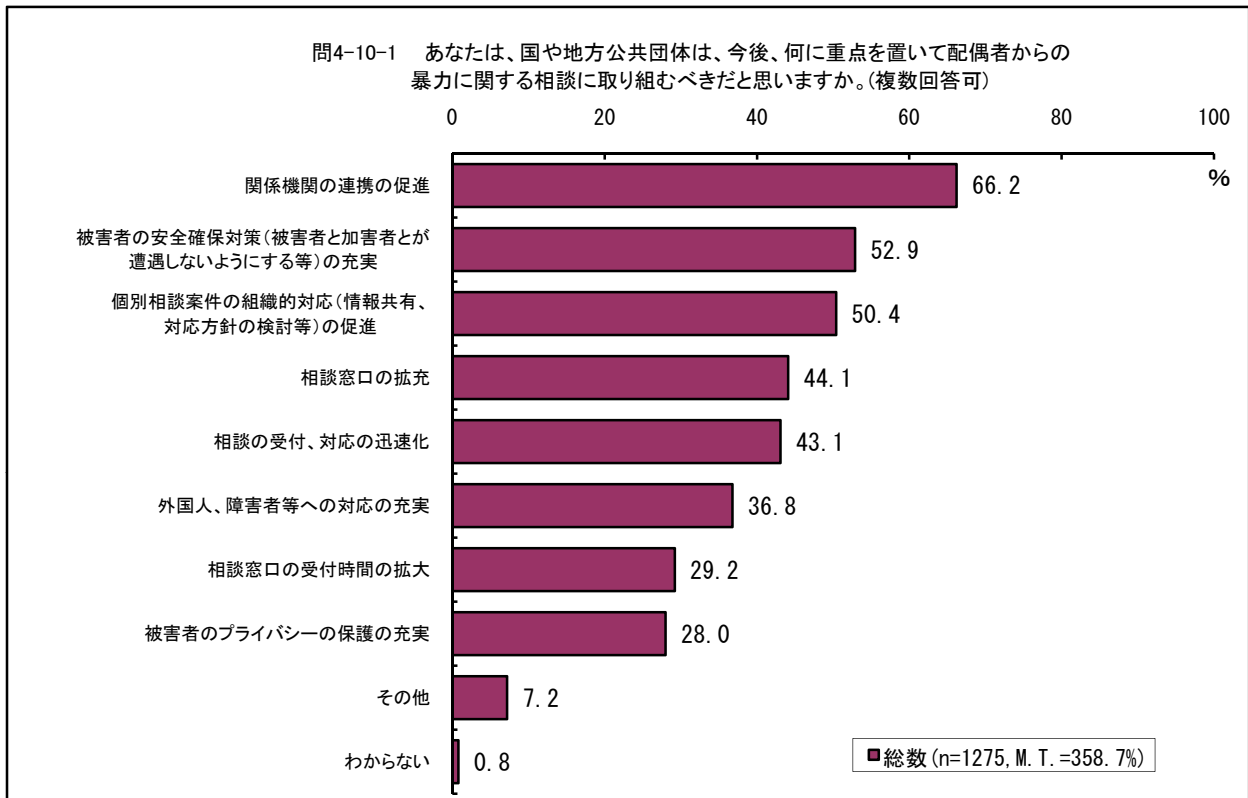
(9) 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由

現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから」が71.9%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から」が33.3%、「その他」が19.1%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「加害者への対応が不十分だから」、「関係機関の連携が不十分だから」等である。



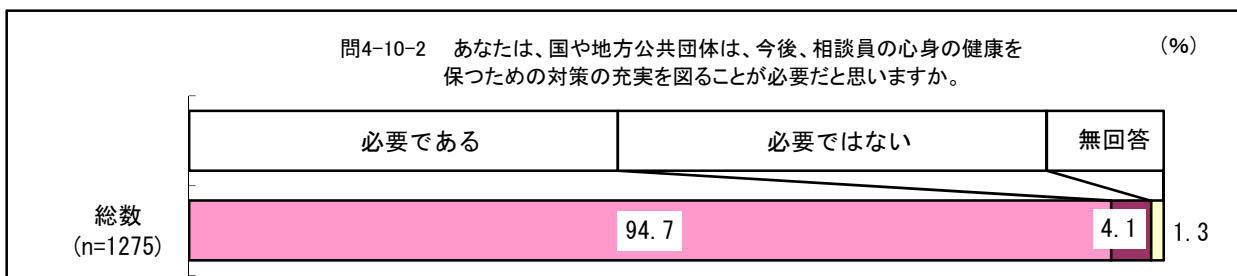
(10) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきかたずねると、「関係機関の連携の促進」が66.2%と最も多く、次いで「被害者の安全確保対策の充実」が52.9%、「個別相談案件の組織的対応の促進」が50.4%、「相談窓口の拡充」が44.1%、「相談の受付、対応の迅速化」が43.1%、「外国人、障害者等への対応の充実」が36.8%などとなっている。



(11) 国や地方公共団体は今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実が必要か

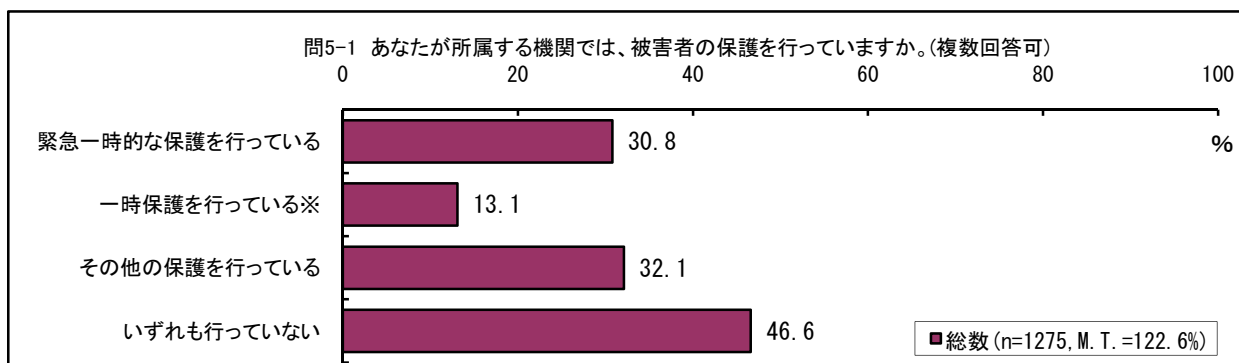
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実を図ることが必要かたずねると、「必要である」が94.7%、「必要ではない」が4.1%となっている。



## 7. 被害者の保護について

### (1) 所属機関は被害者の保護を行っているか

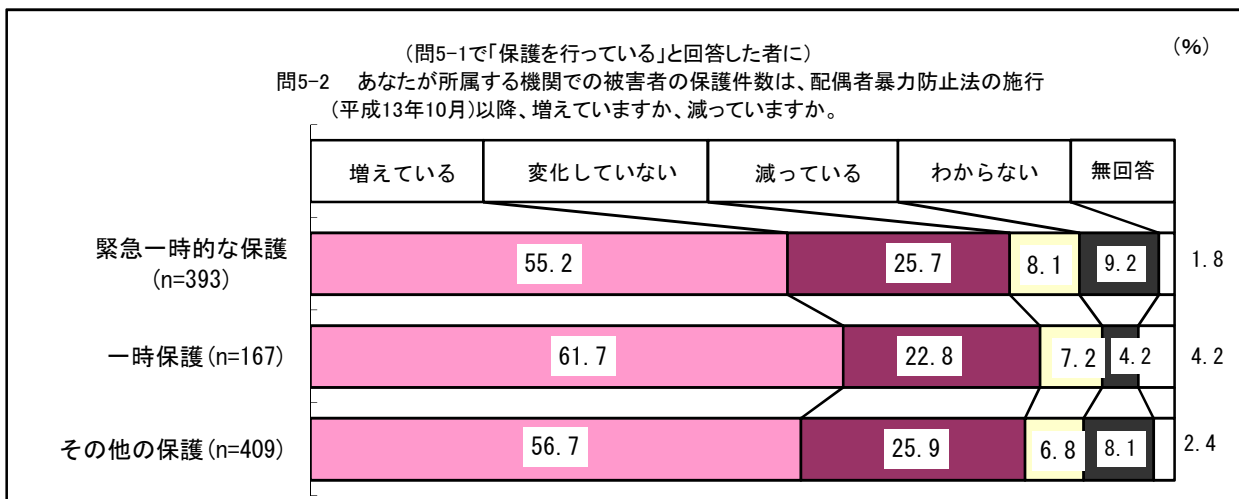
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関が行っている被害者の保護についてたずねると、「緊急一時的な保護を行っている」が30.8%、「一時保護を行っている※」が13.1%、「その他の保護を行っている」が32.1%などとなっている。



※一時保護については、配偶者暴力防止法第3条第4項において、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うこととされていることから、回答者の所属機関が配偶者暴力相談支援センター(都道府県若しくは市町村)、婦人保護施設又は母子生活支援施設である回答のみを集計の対象としている(以下、7.(5)まで同様)。

### (2) 配偶者暴力防止法の施行後における所属機関での被害者の保護件数の増減

所属機関で被害者の保護を行っている、と回答した者に、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)後における所属機関での被害者の保護件数の増減をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「増えている」が過半数を超えており、「変化していない」は25%前後、「減っている」は10%未満となっている。

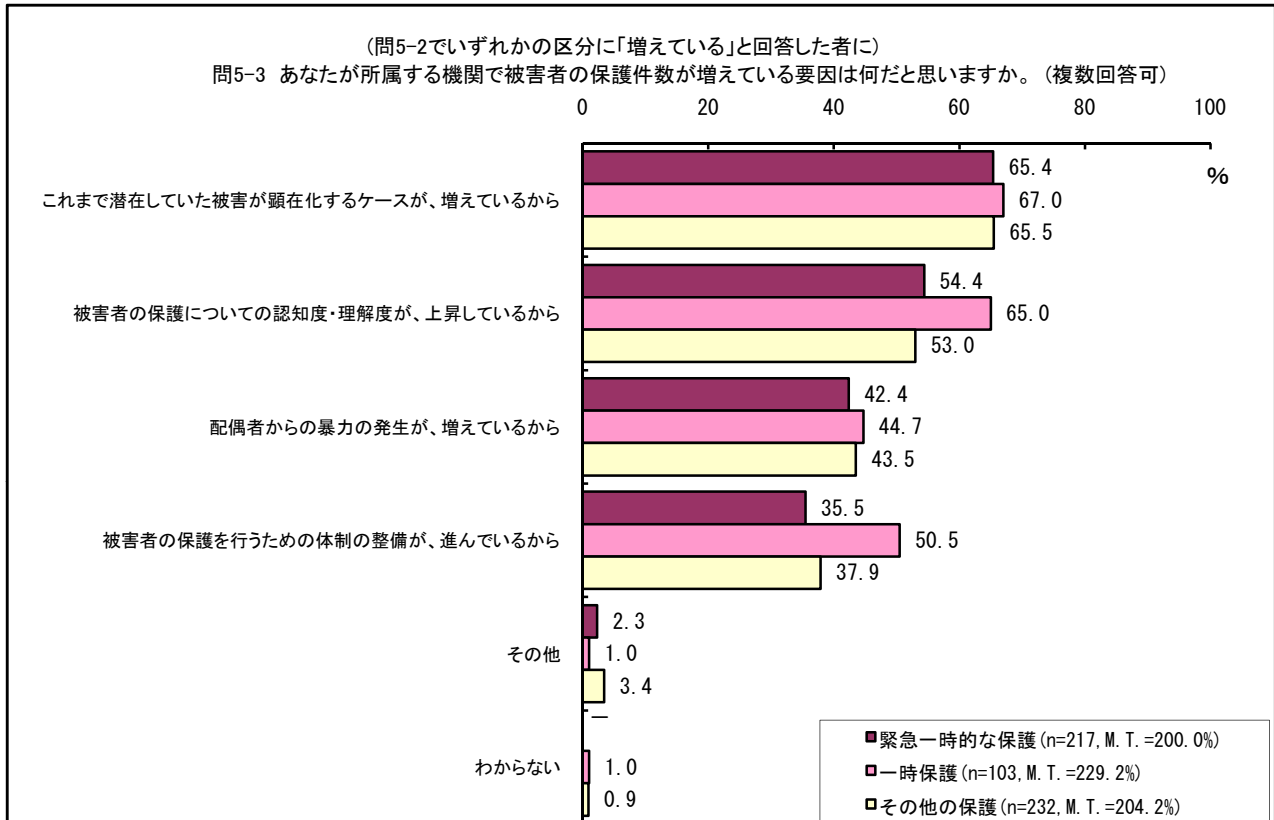




(3) 所属機関で被害者の保護件数が増えている要因

所属機関での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」が最も多く、次いで「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」、「配偶者からの暴力の発生が増えているから」などとなっている。

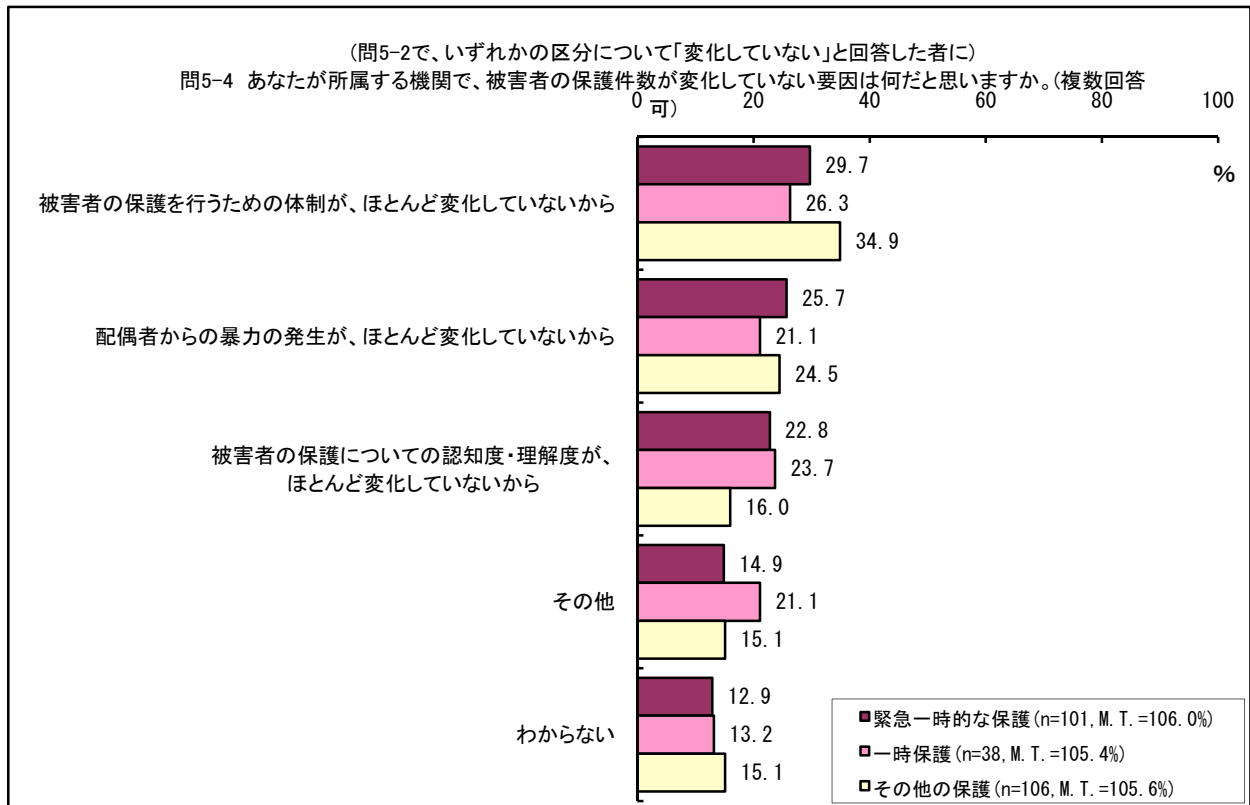
なお、「一時保護」については、「被害者の保護を行うための体制整備が進んでいるから」が3番目に多い。





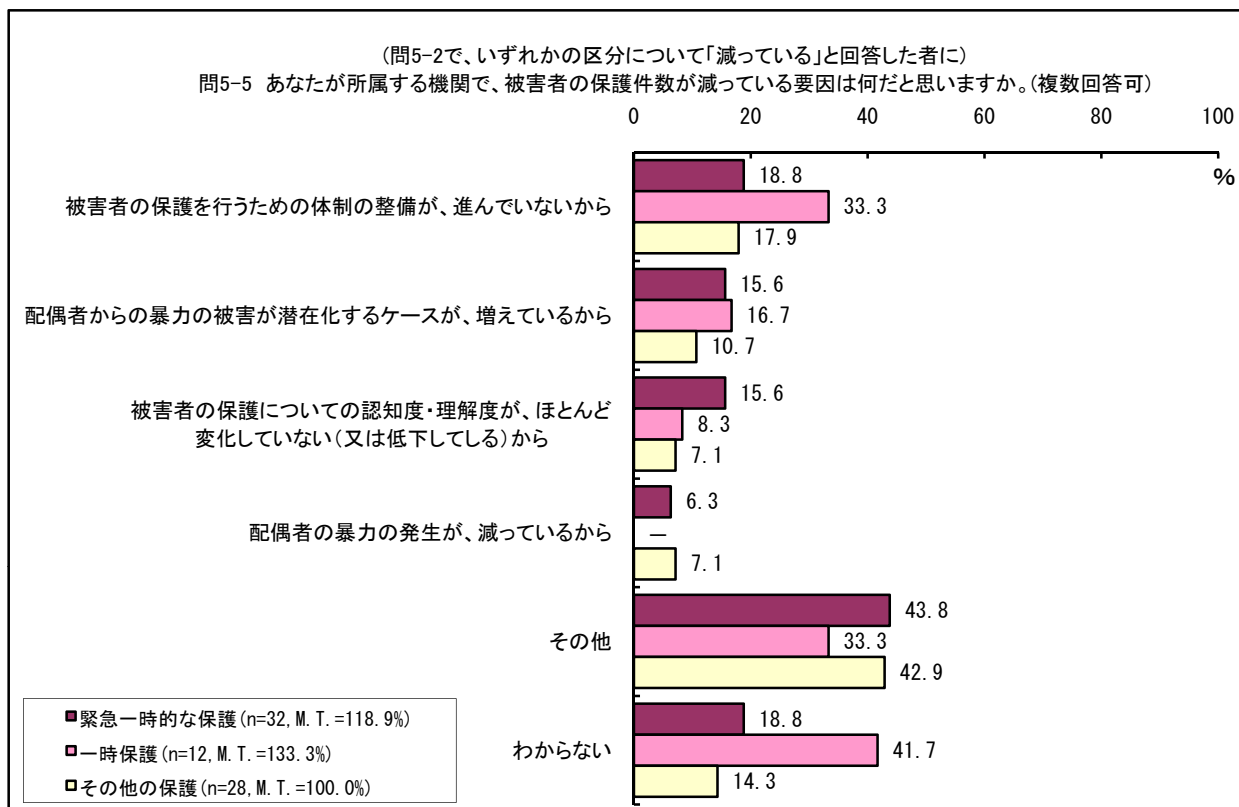
(4) 所属機関で被害者の保護件数が変化していない要因

所属機関の被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降変化していない、と回答した者に変化していない要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「被害者の保護を行うための体制が、ほとんど変化していないから」が最も多く、次いで「配偶者からの暴力の発生が、ほとんど変化していないから」、「被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」などとなっている。



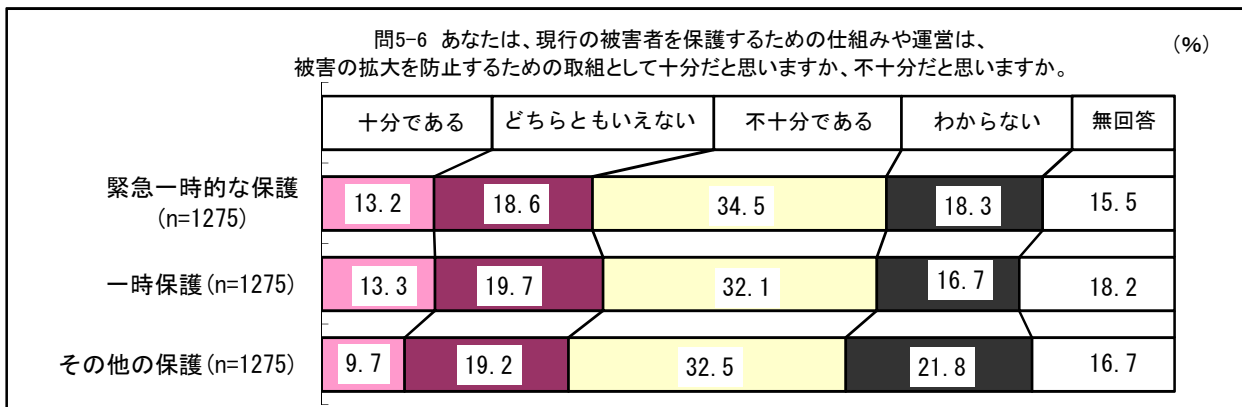
(5) 所属機関で被害者の保護件数が減っている要因

所属機関の被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降減っている、と回答した者に減っている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「その他」が最も多く、「その他」の具体的な回答内容としては、「他機関の対応の充実、拡大」が多い。



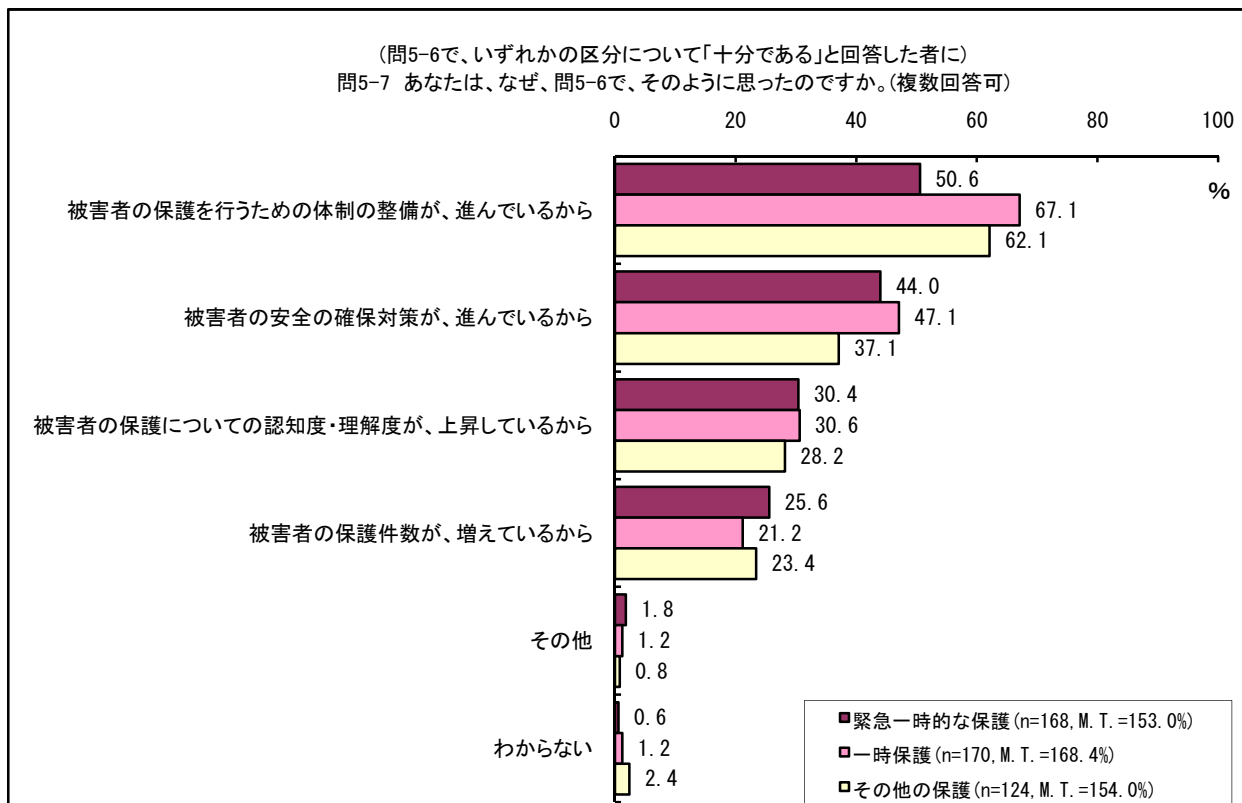
(6) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「不十分である」という回答が30%以上と最も多く、「十分である」、「どちらともいえない」を上回っている。



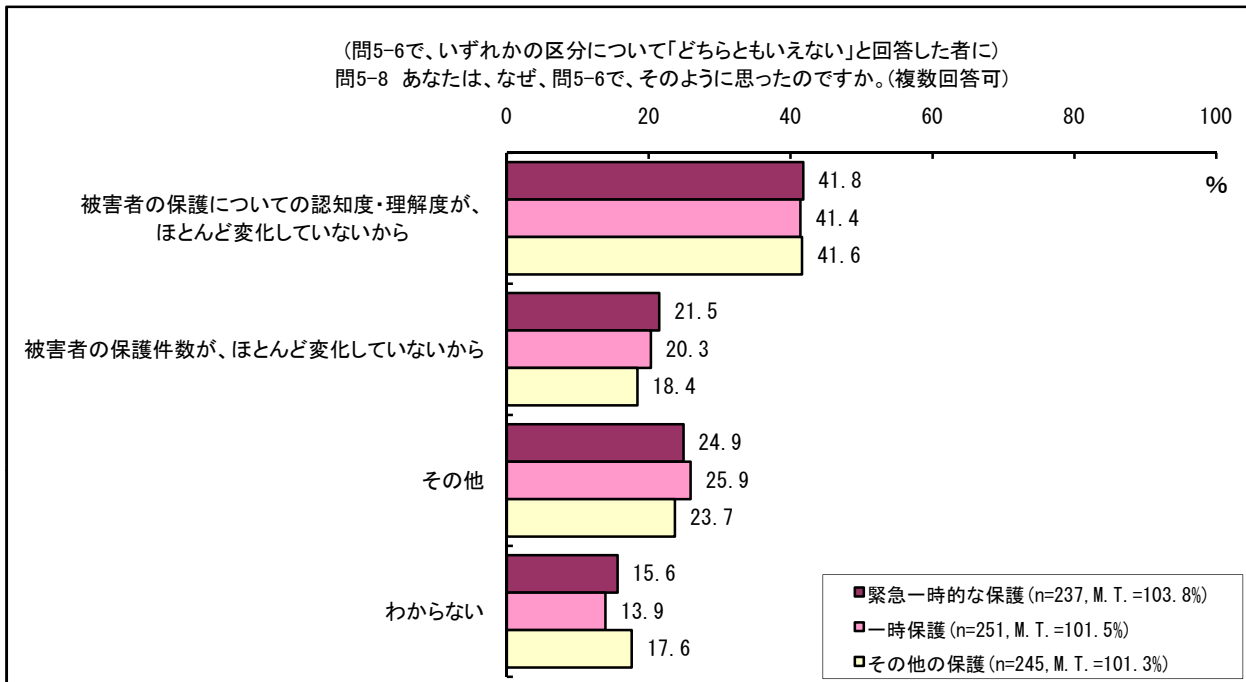
(7) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由

現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから」が最も多く、次いで「被害者の安全確保対策が、進んでいるから」、「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」、「被害者の保護件数が、増えているから」などとなっている。



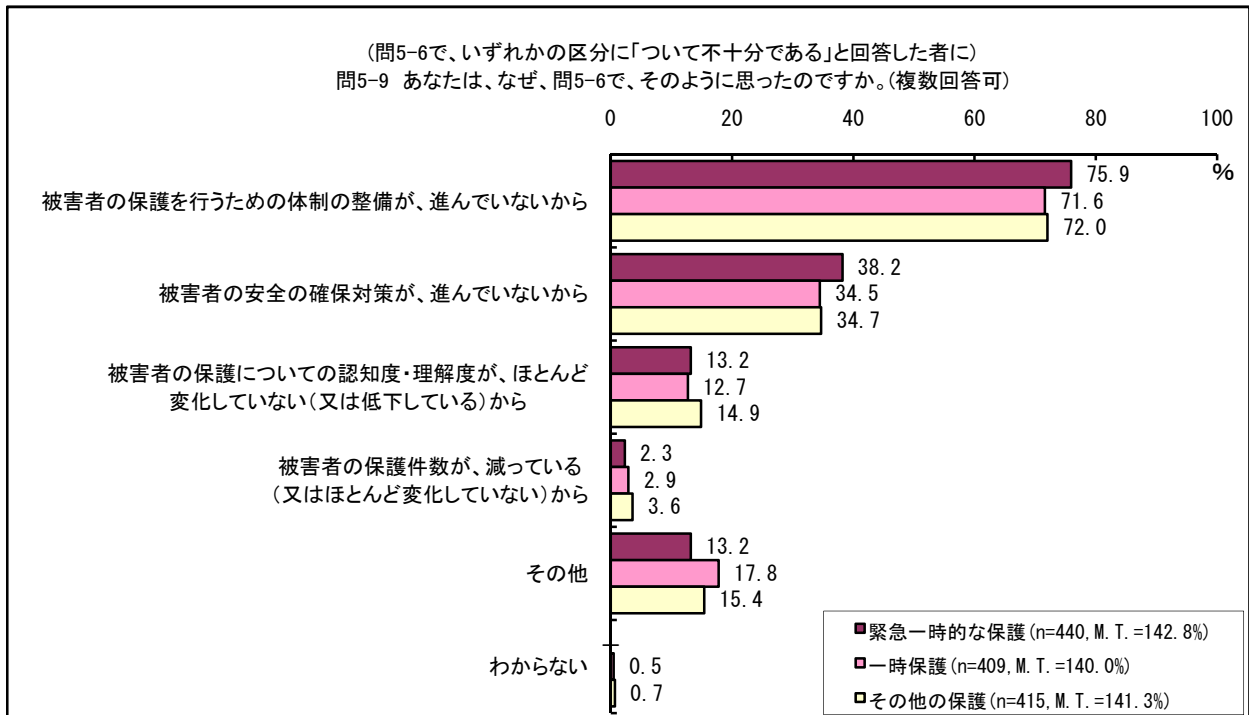
(8) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が最も多く、次いで「その他」、「被害者の保護件数が、ほとんど変化していないから」などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「施設数が不十分である」、「体制の整備が十分ではない」等である。



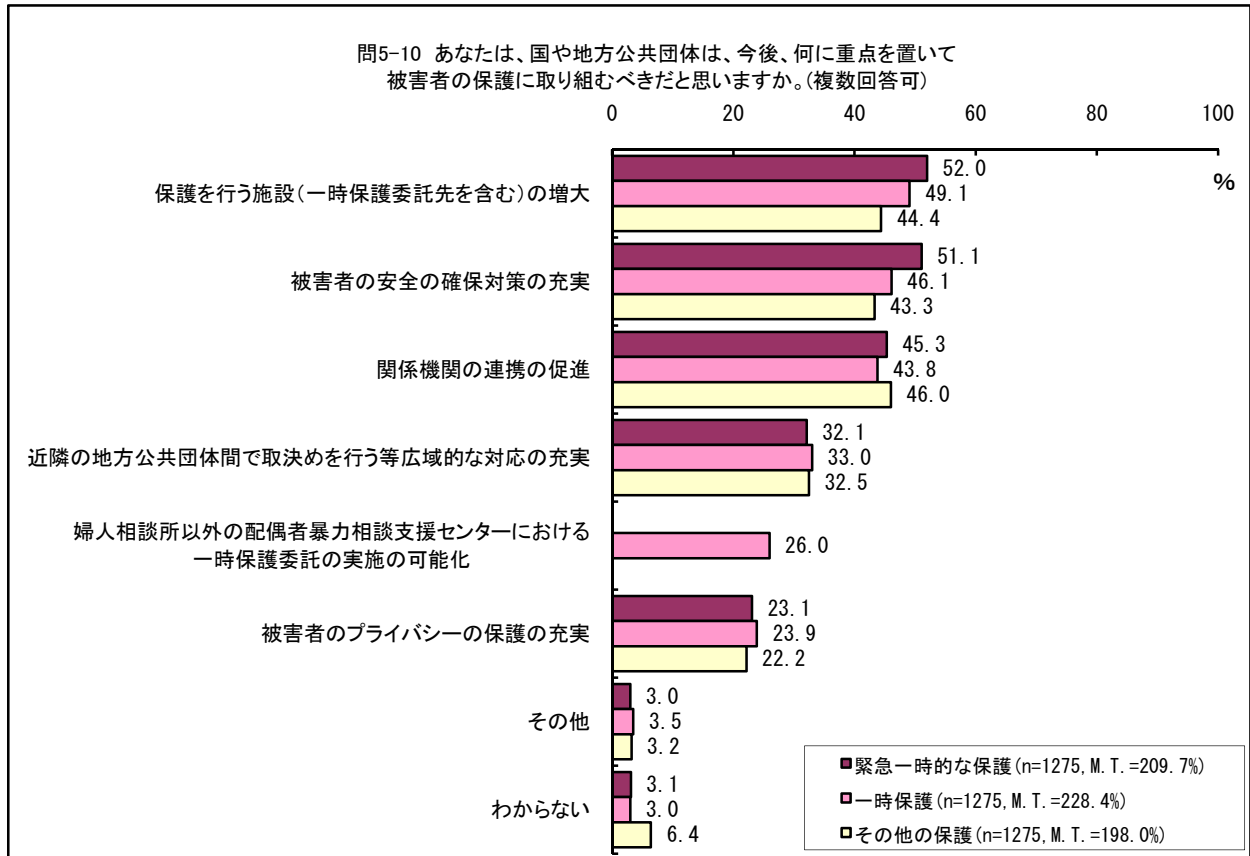
(9) 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由

現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいないから」が最も多く、次いで「被害者の安全の確保対策が、進んでいないから」、「その他」などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「施設数の不足」、「広域的対応ができない」等である。



(10) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか

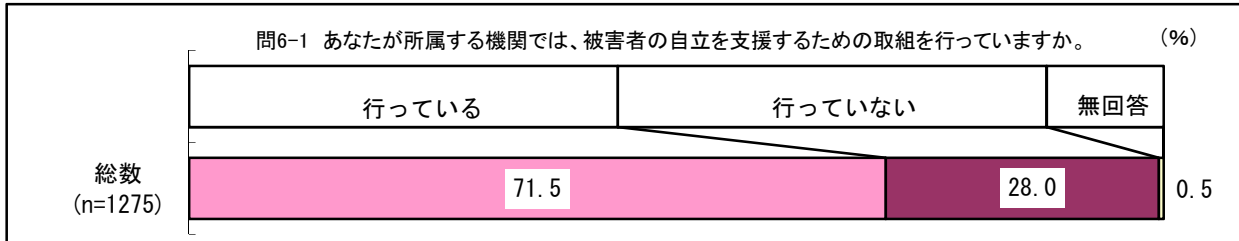
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきかたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「保護を行う施設の増大」、「被害者の安全の確保対策の充実」、「関係機関の連携の充実」という回答が多く、次いで、「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」、「被害者のプライバシーの保護の充実」などとなっている。なお、「一時保護」については、「婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護委託の実施の可能化」が多い。



## 8. 被害者の自立支援について

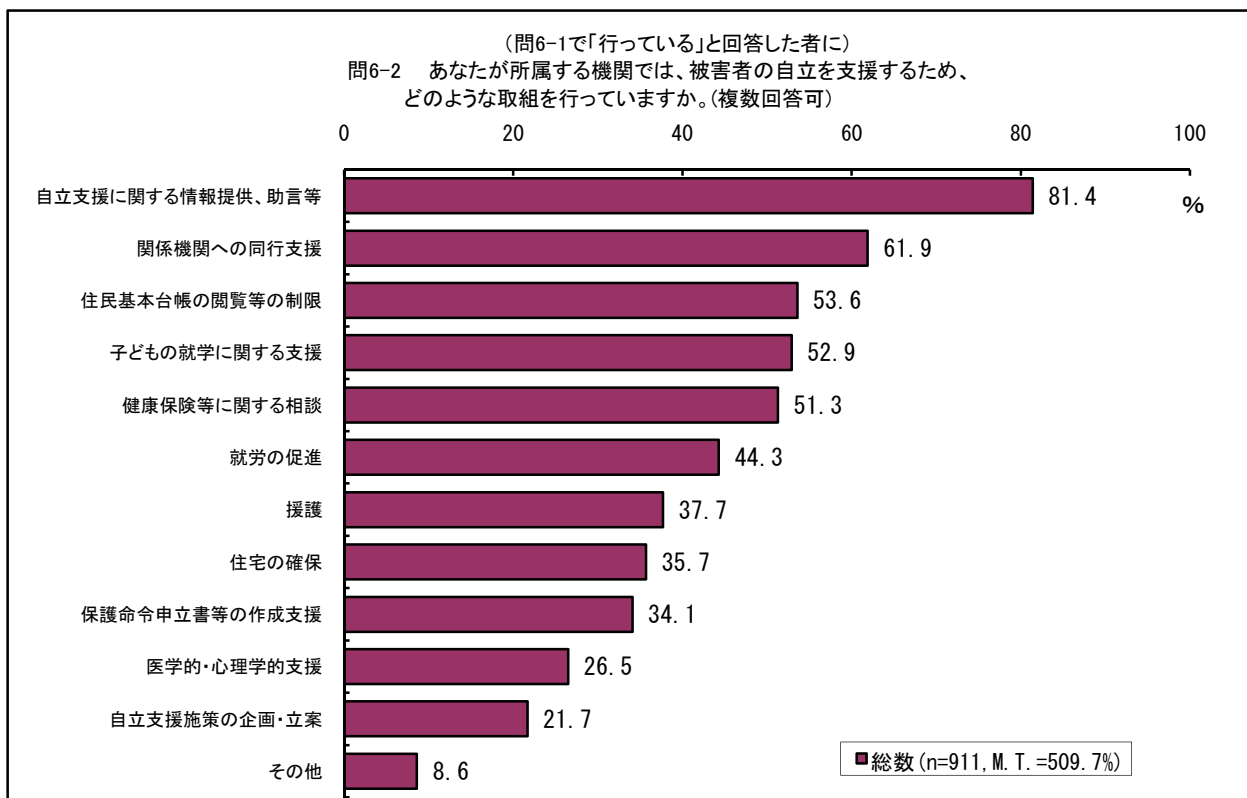
### (1) 所属機関は被害者の自立支援の取組を行っているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関で被害者の自立支援の取組を行っているかたずねると、「行っている」が71.5%、「行っていない」が28.0%となっている。



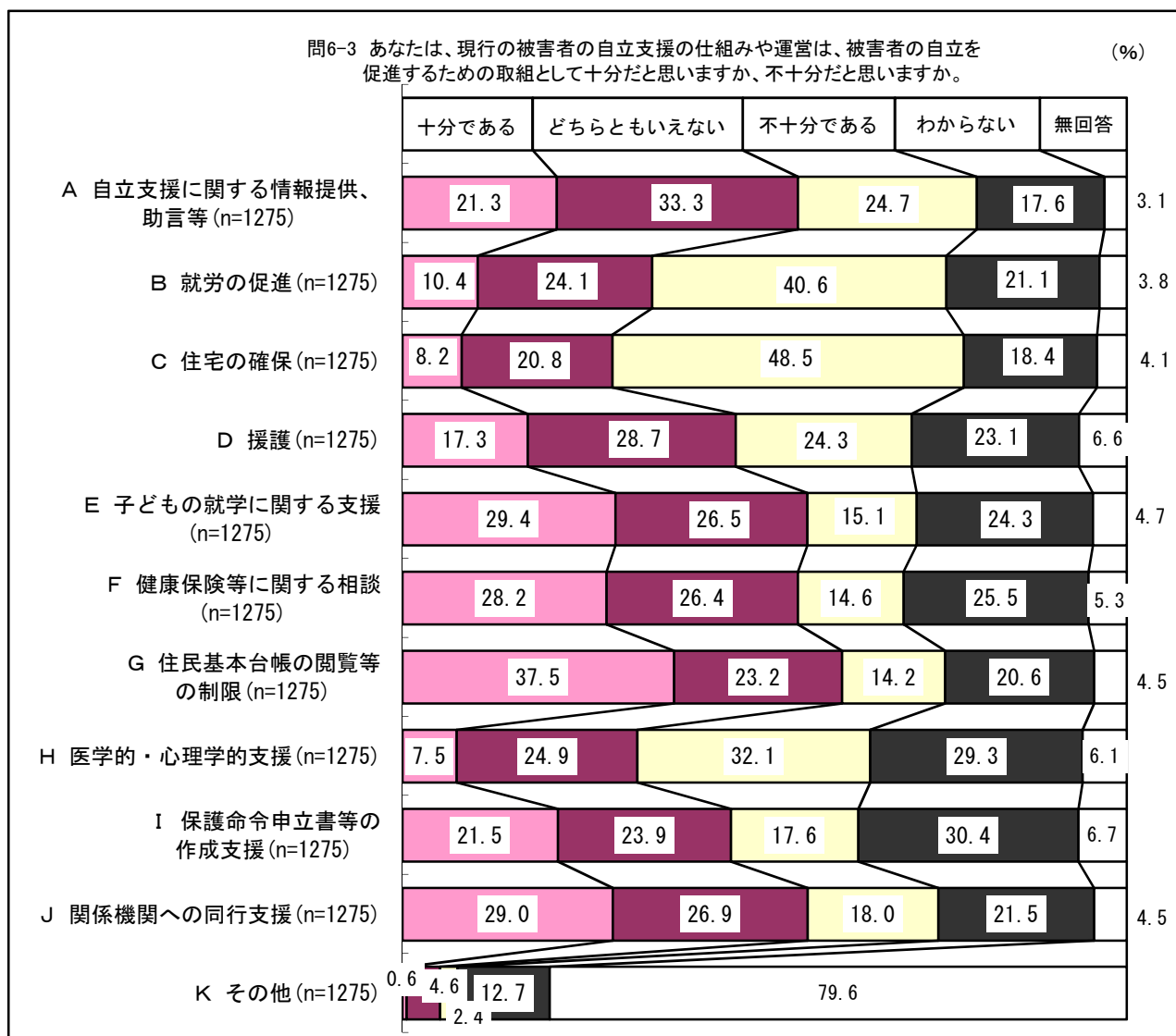
### (2) 所属機関が被害者の自立支援のために行っている取組

所属機関で被害者の自立支援の取組を行っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「自立支援に関する情報提供、助言等」が81.4%と最も多く、次いで「関係機関への同行支援」が61.9%、「住民基本台帳の閲覧等の制限」が53.6%、「子どもの就学に関する支援」が52.9%、「健康保険等に関する相談」が51.3%、「就労の促進」が44.3%、「援護」が37.7%、「住宅の確保」が35.7%、「保護命令申立書等の作成支援」が34.1%などとなっている。



(3) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」という回答は、「G 住民基本台帳の閲覧等の制限」で37.5%、「子どもの就学に関する支援」で29.4%などとなっており、「不十分である」という回答は、「C 住宅の確保」で48.5%、「B 就労の促進」で40.6%などとなっている。



| 数字は%               | ①十分である | ②不十分である | ②-①   |
|--------------------|--------|---------|-------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 | 21.3   | 24.7    | 3.4   |
| B 就労の促進            | 10.4   | 40.6    | 30.2  |
| C 住宅の確保            | 8.2    | 48.5    | 40.3  |
| D 援護               | 17.3   | 24.3    | 7.0   |
| E 子どもの就学に関する支援     | 29.4   | 15.1    | -14.3 |
| F 健康保険等に関する相談      | 28.2   | 14.6    | -13.6 |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    | 37.5   | 14.2    | -23.3 |
| H 医学的・心理学的支援       | 7.5    | 32.1    | 24.6  |
| I 保護命令申立書等の作成支援    | 21.5   | 17.6    | -3.9  |
| J 関係機関への同行支援       | 29.0   | 18.0    | -11.0 |
| K その他              | 0.6    | 2.4     | 1.8   |



(4) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思う理由

現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、いずれの取組についても、「自立支援を行うための体制の整備が、進んでいるから」が最も多く、次いで「自立支援によって救済される被害者の数が、増えているから」などとなっている。

(問6-3でいずれかの取組について「十分である」と回答した者に)  
問6-4 あなたはなぜ、問6-3でそのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答         | n   | 自立支援によって救済される被害者の数が、増えているから | 自立支援を利用する被害者の数が、増えているから | 自立支援についての認知度・理解度が、上昇しているから | 自立支援を行うための体制の整備が進んでいるから | その他 | わからない | M.T.(%) |
|--------------------|-----|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|-----|-------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 | 272 | 24.6                        | 22.8                    | 29.4                       | 44.5                    | 2.2 | 1.1   | 124.6   |
| B 就労の促進            | 132 | 28.8                        | 21.2                    | 17.4                       | 50.8                    | 1.5 | 1.5   | 121.2   |
| C 住宅の確保            | 104 | 21.2                        | 14.4                    | 17.3                       | 52.9                    | 1.0 | -     | 106.8   |
| D 援護               | 220 | 31.8                        | 19.1                    | 23.6                       | 50.9                    | 0.9 | 1.8   | 128.1   |
| E 子どもの就学に関する支援     | 375 | 26.1                        | 15.7                    | 24.0                       | 53.1                    | 1.6 | 0.3   | 120.8   |
| F 健康保険等に関する相談      | 360 | 25.8                        | 16.4                    | 22.2                       | 51.7                    | 1.1 | 0.3   | 117.5   |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    | 478 | 24.5                        | 19.0                    | 23.2                       | 49.4                    | 1.7 | 0.6   | 118.4   |
| H 医学的・心理学的支援       | 96  | 27.1                        | 20.8                    | 19.8                       | 47.9                    | 1.0 | 1.0   | 117.6   |
| I 保護命令申立書等の作成支援    | 274 | 34.7                        | 24.1                    | 22.3                       | 47.1                    | 2.6 | 0.4   | 131.2   |
| J 関係機関への同行支援       | 370 | 28.1                        | 19.7                    | 17.8                       | 46.8                    | 2.2 | 1.4   | 116.0   |
| K その他              | 8   | 25.0                        | -                       | 25.0                       | 50.0                    | -   | -     | 100.0   |

## (5) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、いずれの取組についても、「自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が最も多い。

(問6-3で、いずれかの取組について「どちらともいえない」と回答した者に)  
問6-5 あなたは、なぜ、問6-3で、そのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答         | n   | 自立支援によって救済される被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | その他  | わからない | M.T.(%) |
|--------------------|-----|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------|-------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 | 425 | 10.6                              | 19.1                          | 37.9                            | 13.2 | 15.1  | 95.9    |
| B 就労の促進            | 307 | 10.7                              | 17.3                          | 34.5                            | 17.6 | 14.7  | 94.8    |
| C 住宅の確保            | 265 | 9.1                               | 18.9                          | 30.9                            | 16.2 | 18.5  | 93.6    |
| D 援護               | 366 | 12.0                              | 18.6                          | 31.4                            | 11.7 | 19.9  | 93.6    |
| E 子どもの就学に関する支援     | 338 | 7.7                               | 16.9                          | 37.0                            | 13.0 | 18.9  | 93.5    |
| F 健康保険等に関する相談      | 336 | 4.5                               | 19.0                          | 38.7                            | 12.8 | 19.6  | 94.6    |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    | 296 | 4.4                               | 16.2                          | 36.8                            | 18.9 | 16.2  | 92.5    |
| H 医学的・心理学的支援       | 318 | 7.5                               | 19.8                          | 28.9                            | 15.1 | 19.8  | 91.1    |
| I 保護命令申立書等の作成支援    | 305 | 6.9                               | 18.4                          | 38.0                            | 13.8 | 16.7  | 93.8    |
| J 関係機関への同行支援       | 343 | 8.7                               | 17.5                          | 35.0                            | 12.8 | 17.2  | 91.2    |
| K その他              | 59  | 6.8                               | 13.6                          | 33.9                            | 8.5  | 22.0  | 84.8    |

(6) 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分だと思う理由

現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、いずれの取組についても「自立支援を行うための体制の整備が、進んでいないから」が最も多く、次いで「自立支援についての認知度・理解度がほとんど変化していない（又は、低下している）から」などとなっている。

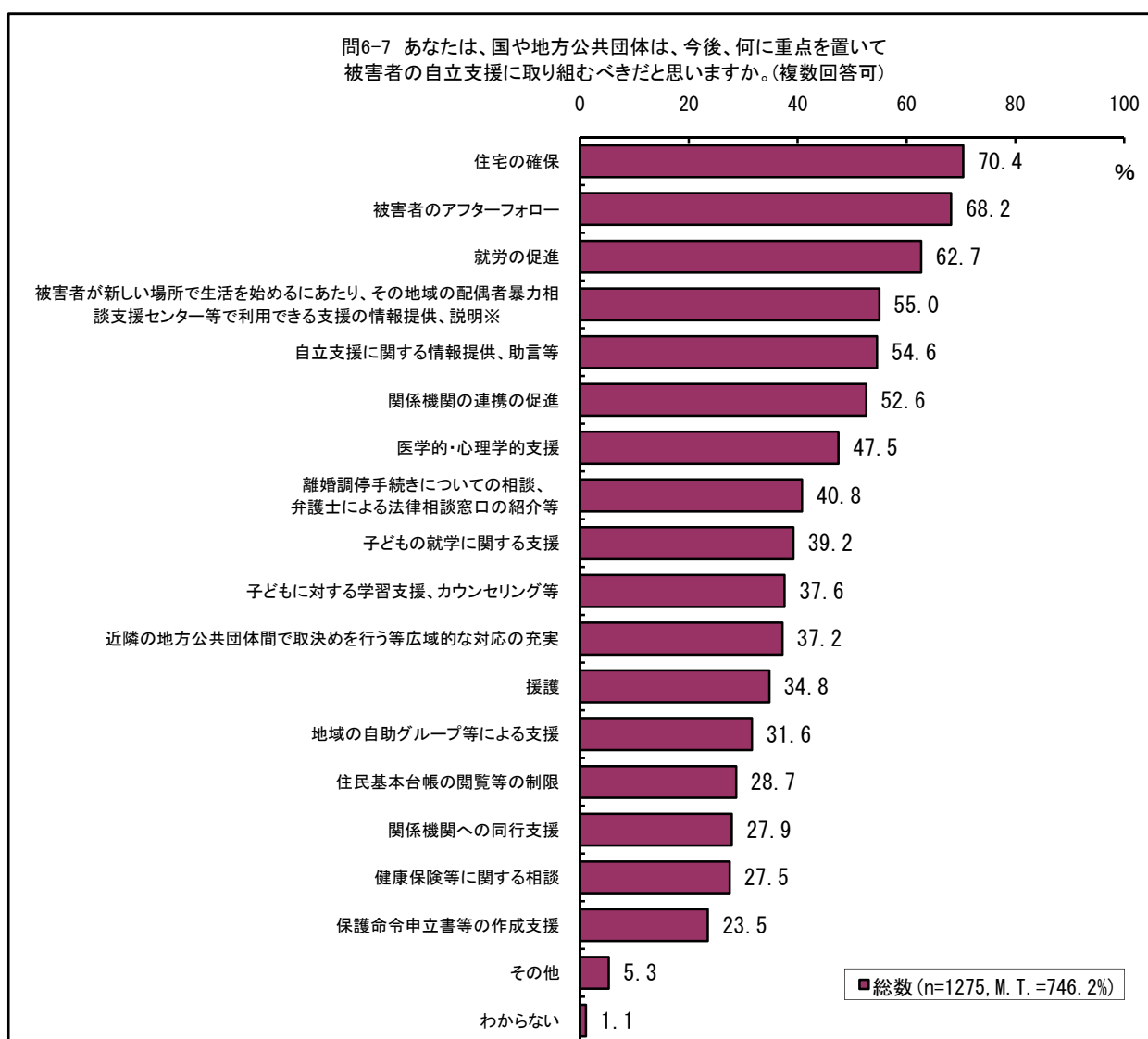
(問6-3で、いずれかの取組について「不十分である」と回答した者に)  
問6-6 あなたは、なぜ、問6-3で、そのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答             | n   | 自立支援<br>によって救<br>済される<br>被害者の<br>数が、ほと<br>んど変化<br>していない<br>(又は、<br>減ってい<br>る)から | 自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、<br>ほとんど<br>変化して<br>いない(又<br>は、減っ<br>ている)か<br>ら | 自立支援<br>について<br>の認知度・<br>理解度<br>が、ほとん<br>ど変化して<br>いない(又<br>は、低下し<br>ている)か<br>ら | 自立支援<br>を行うため<br>の体制の<br>整備が、<br>進んでい<br>ないから | その他  | わからな<br>い | M.T.(%) |
|------------------------|-----|---|---|--|---|------|-----------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、<br>助言等 | 315 | 4.4   | 4.1   | 20.6   | 73.0  | 4.4  | 0.6       | 107.1   |
| B 就労の促進                | 518 | 6.8   | 4.6   | 12.2   | 73.0  | 4.8  | 1.5       | 102.9   |
| C 住宅の確保                | 619 | 7.4   | 3.6   | 8.6  | 77.9  | 5.3  | 1.3       | 104.1   |
| D 援護                   | 310 | 5.8   | 3.5   | 13.5   | 75.2  | 7.7  | 2.6       | 108.3   |
| E 子どもの就学に関する支援         | 192 | 5.7   | 5.2   | 17.2   | 71.9  | 3.6  | 3.1       | 106.7   |
| F 健康保険等に関する相談          | 186 | 3.8   | 2.2   | 18.3   | 70.4  | 7.5  | 2.2       | 104.4   |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限        | 181 | 3.9   | 1.1   | 18.2   | 62.4  | 18.2 | 1.7       | 105.5   |
| H 医学的・心理学的支援           | 409 | 3.9   | 3.2   | 10.3   | 75.6  | 4.6  | 2.7       | 100.3   |
| I 保護命令申立書等の作成支援        | 224 | 2.7   | 3.6   | 15.2   | 70.1  | 6.7  | 2.7       | 101.0   |
| J 関係機関への同行支援           | 230 | 4.3   | 3.5   | 11.3   | 81.7  | 3.5  | -         | 104.3   |
| K その他                  | 31  | -   | 3.2   | 3.2  | 61.3  | 3.2  | 6.5       | 77.4    |

(7) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきかたずねると、「住宅の確保」が70.4%と最も多く、次いで「被害者のアフターフォロー」が68.2%、「就労の促進」が62.7%、「被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明」が55.0%、「自立支援に関する情報提供、助言等」が54.6%、「関係機関の連携の促進」が52.6%、「医学的・心理学的支援」が47.5%、「離婚調停手続きについての相談、弁護士による法律相談窓口の紹介等」が40.8%、「子どもの就学に関する支援」が39.2%、「子どもに対する学習支援、カウンセリング等」が37.6%、「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が37.2%などとなっている。

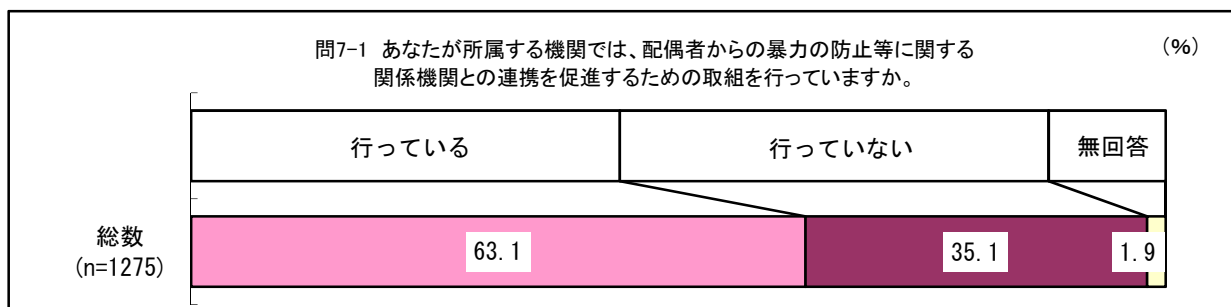


※ 被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明

## 9. 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について

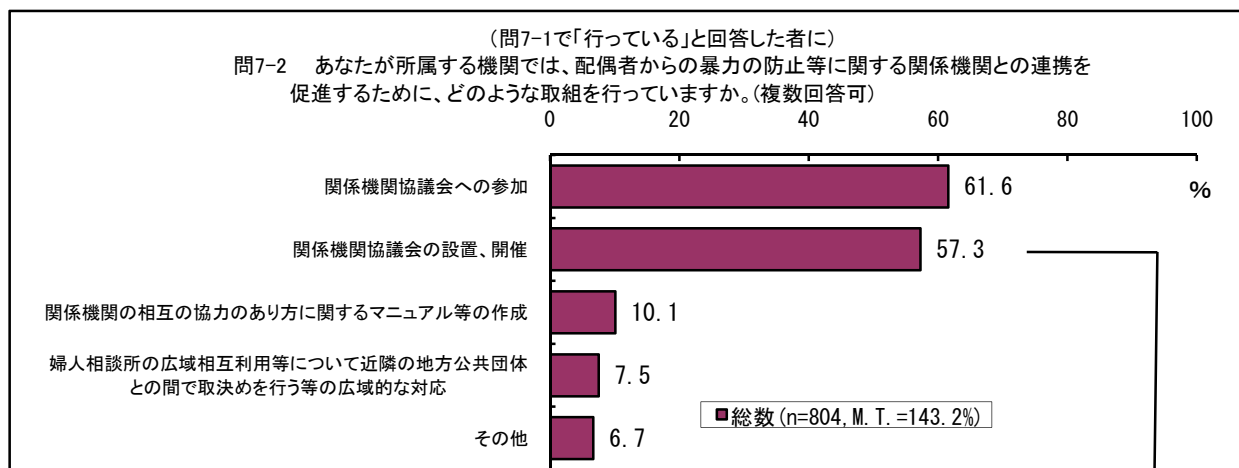
### (1) 所属機関では配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進する取組を行っているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、所属機関で配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っているかたずねると、「行っている」が63.1%、「行っていない」が35.1%となっている。

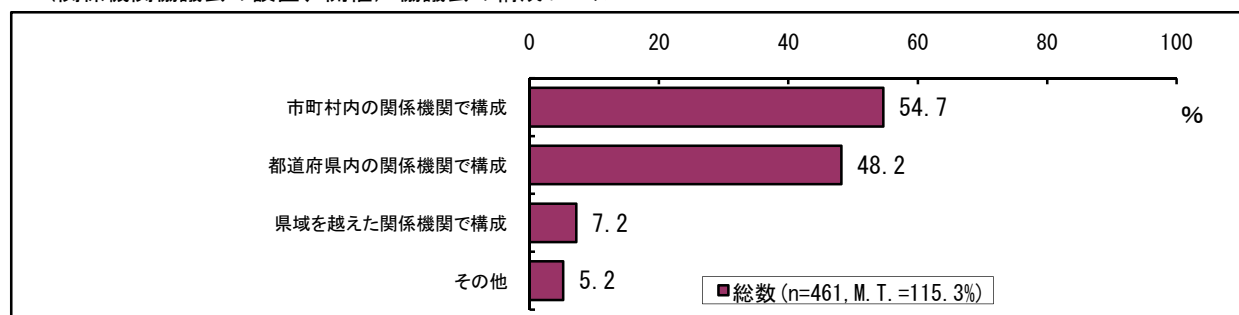


### (2) 所属機関が配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組

所属機関で配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「関係機関協議会への参加」が61.6%と最も多く、次いで「関係機関協議会の設置、開催」が57.3%などとなっている。所属機関が設置、開催している協議会については、「市町村内の関係機関で構成」が54.7%、「都道府県内の関係機関で構成」が48.2%などとなっている。

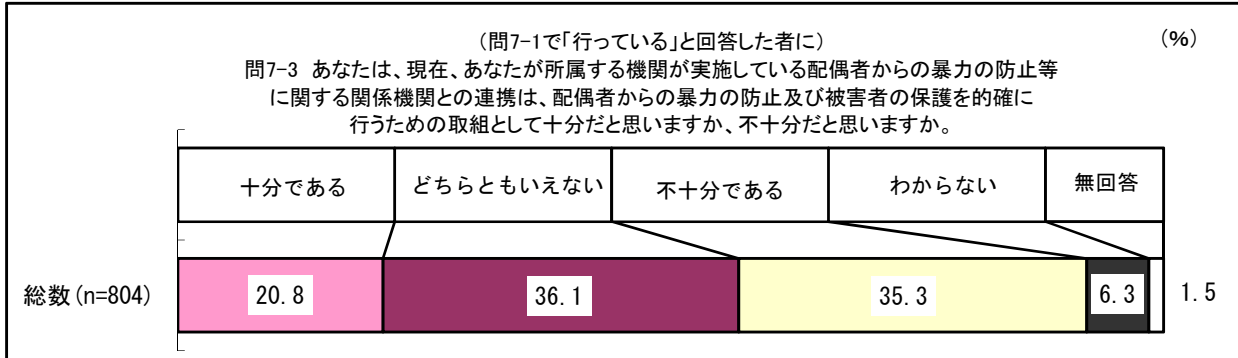


#### (関係機関協議会の設置、開催) 協議会の構成レベル



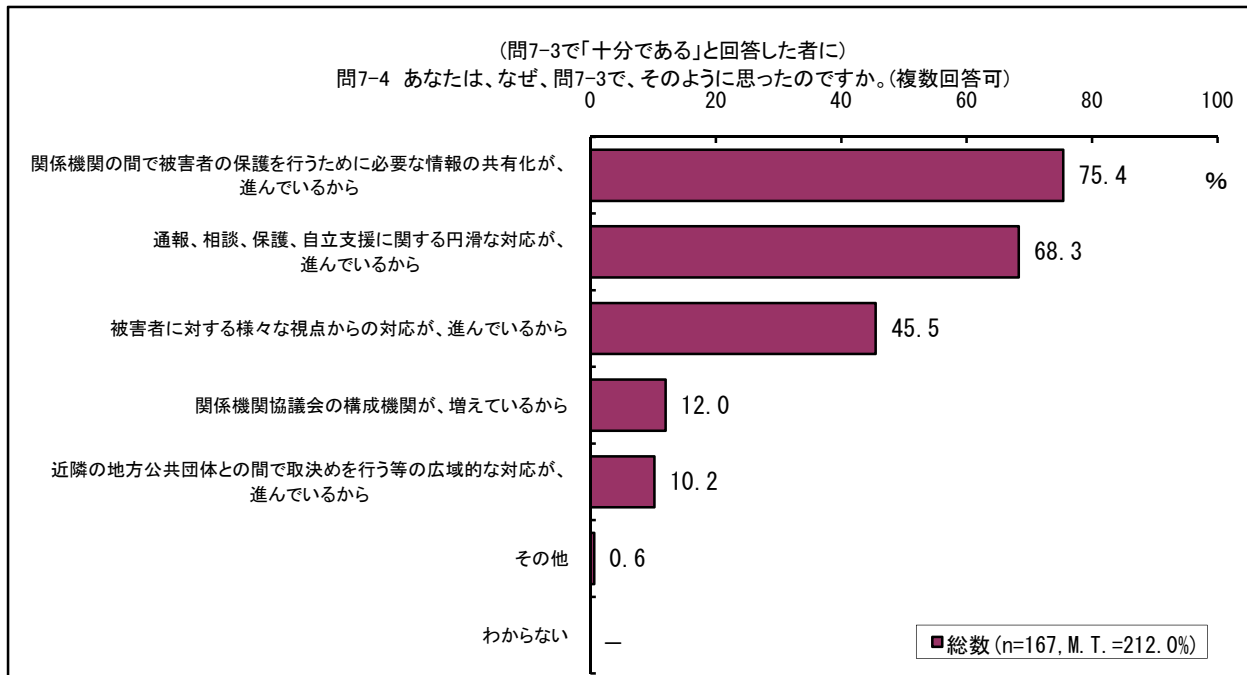
(3) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分か

所属機関で配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分かたずねると、「十分である」が20.8%、「不十分である」が35.3%、「どちらともいえない」が36.1%などとなっている。



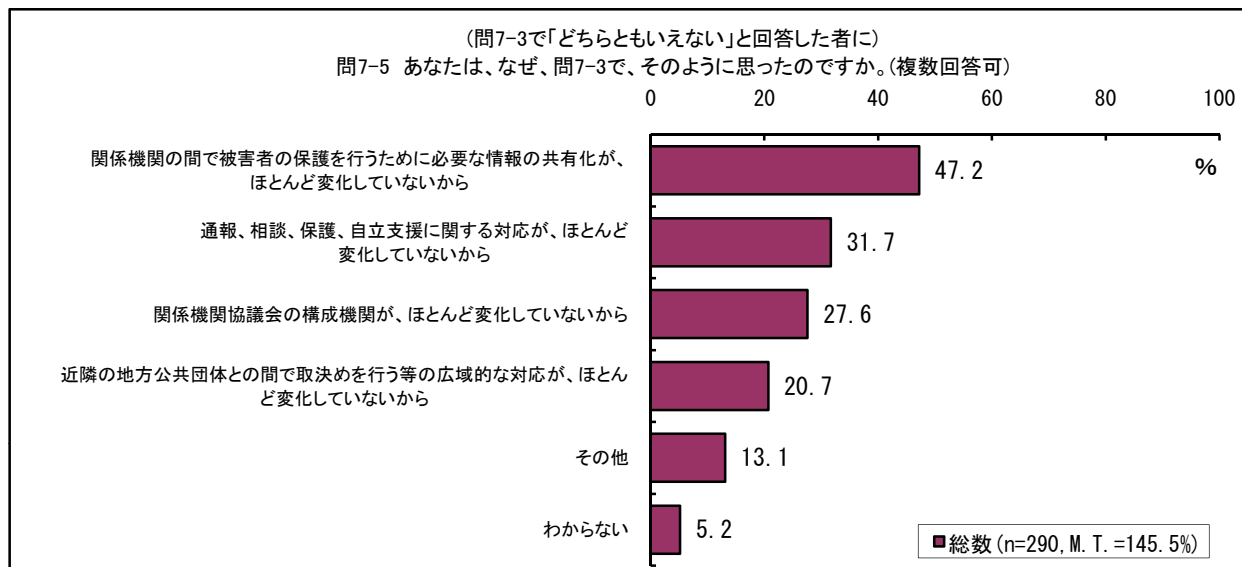
(4) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分だと思う理由

現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいるから」が75.4%と最も多く、次いで「通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいるから」が68.3%、「被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいるから」が45.5%などとなっている。



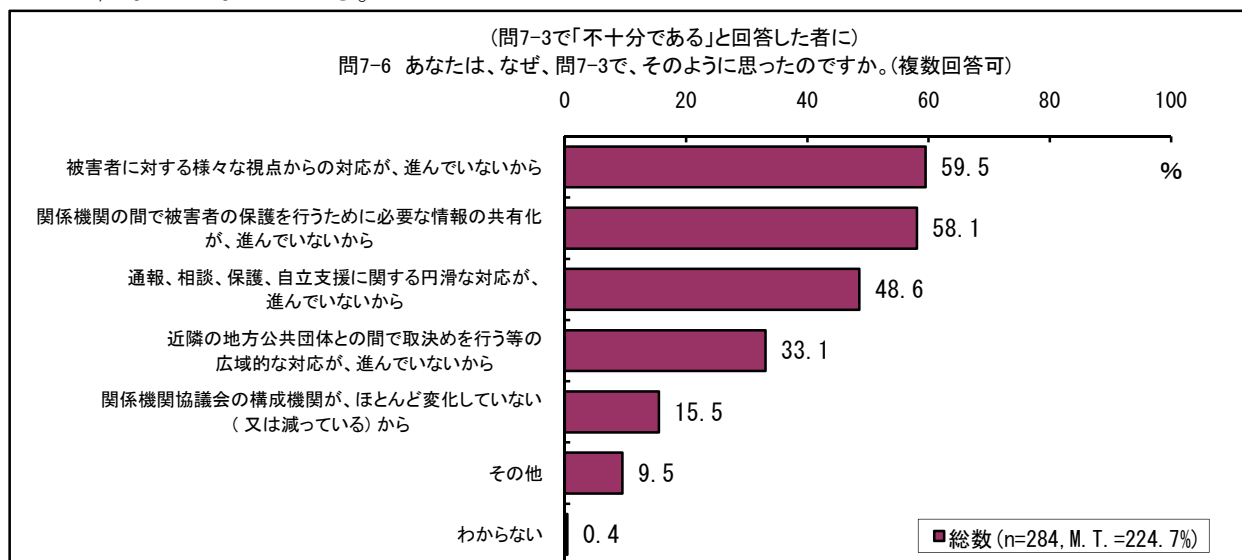
(5) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから」が47.2%と最も多く、次いで「通報、相談、保護、自立支援に関する対応が、ほとんど変化していないから」が31.7%、「関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していないから」が27.6%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、ほとんど変化していないから」が20.7%などとなっている。



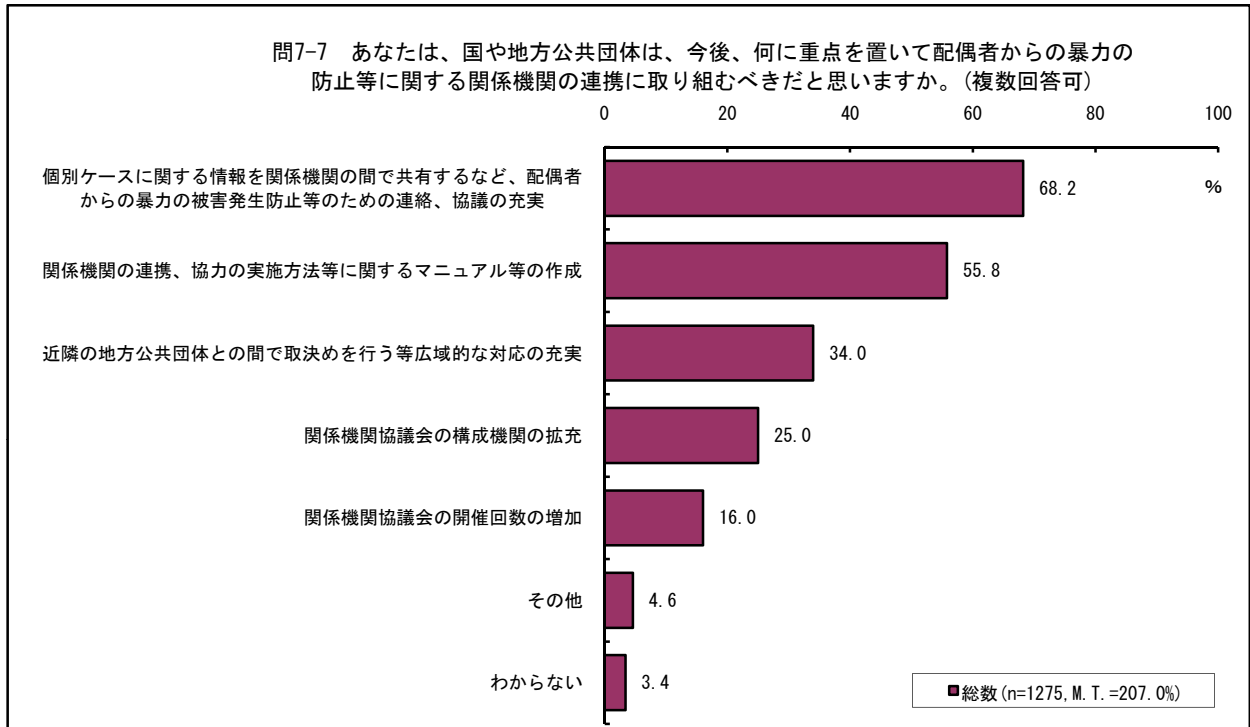
(6) 所属機関が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として不十分だと思う理由

現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから」が59.5%と「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから」が58.1%でほぼ同率であり、次いで「通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから」が48.6%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が進んでいないから」が33.1%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関との連携に取り組むべきかたずねると、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が68.2%と最も多く、次いで「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」が55.8%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が34%、「関係機関協議会の構成機関の拡充」が25%などとなっている。

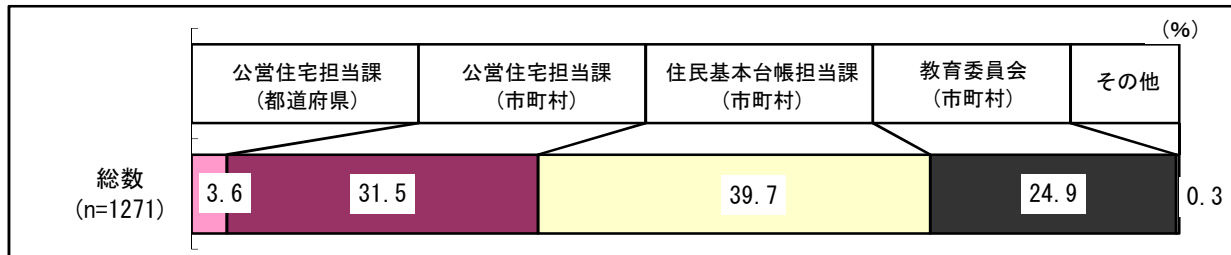




## B. 公営住宅、住民基本台帳等担当者調査

### 1. 回答者の属性

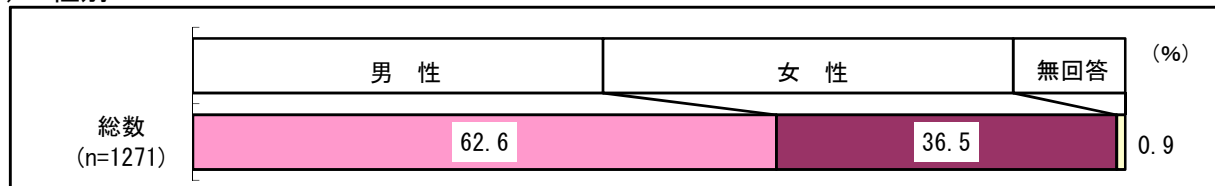
#### (1) 所属



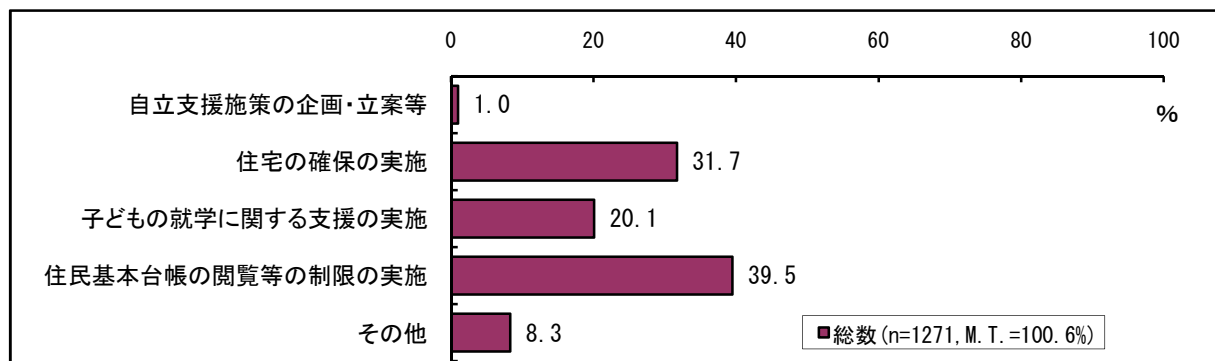
#### (都道府県別)

| 都道府県 | 件数 | 割合 (%) | 都道府県 | 件数   | 割合 (%) | 都道府県 | 件数 | 割合 (%) |
|------|----|--------|------|------|--------|------|----|--------|
| 北海道  | 77 | 6.1    | 石川県  | 26   | 2.0    | 岡山県  | 39 | 3.1    |
| 青森県  | 19 | 1.5    | 福井県  | 20   | 1.6    | 広島県  | 12 | 0.9    |
| 岩手県  | 24 | 1.9    | 山梨県  | 35   | 2.8    | 山口県  | 18 | 1.4    |
| 宮城県  | 24 | 1.9    | 長野県  | 43   | 3.4    | 徳島県  | 14 | 1.1    |
| 秋田県  | 14 | 1.1    | 岐阜県  | 35   | 2.8    | 香川県  | 9  | 0.7    |
| 山形県  | 20 | 1.6    | 静岡県  | 30   | 2.4    | 愛媛県  | 15 | 1.2    |
| 福島県  | 37 | 2.9    | 愛知県  | 45   | 3.5    | 高知県  | 15 | 1.2    |
| 茨城県  | 36 | 2.8    | 三重県  | 22   | 1.7    | 福岡県  | 60 | 4.7    |
| 栃木県  | 26 | 2.0    | 滋賀県  | 14   | 1.1    | 佐賀県  | 11 | 0.9    |
| 群馬県  | 24 | 1.9    | 京都府  | 21   | 1.7    | 長崎県  | 13 | 1.0    |
| 埼玉県  | 70 | 5.5    | 大阪府  | 38   | 3.0    | 熊本県  | 36 | 2.8    |
| 千葉県  | 34 | 2.7    | 兵庫県  | 25   | 2.0    | 大分県  | 23 | 1.8    |
| 東京都  | 55 | 4.3    | 奈良県  | 17   | 1.3    | 宮崎県  | 28 | 2.2    |
| 神奈川県 | 26 | 2.0    | 和歌山県 | 9    | 0.7    | 鹿児島県 | 20 | 1.6    |
| 新潟県  | 19 | 1.5    | 鳥取県  | 21   | 1.7    | 沖縄県  | 9  | 0.7    |
| 富山県  | 21 | 1.7    | 島根県  | 21   | 1.7    | (不明) | 1  | 0.1    |
|      |    |        | 総数   | 1271 | 100.0  |      |    |        |

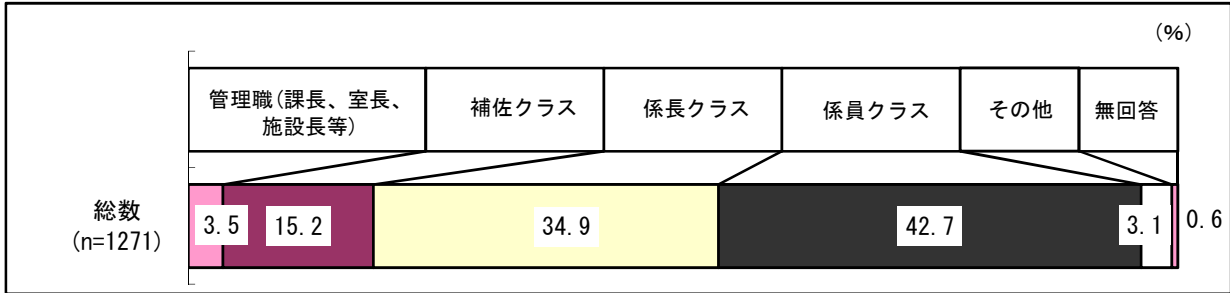
#### (2) 性別



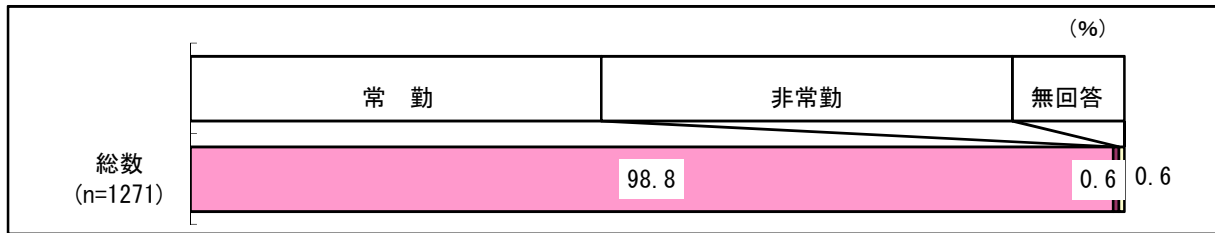
#### (3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務 (複数回答可)



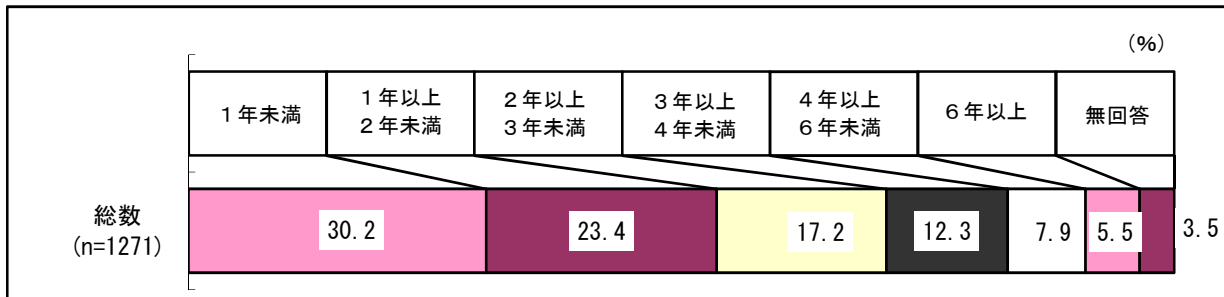
(4) 職位



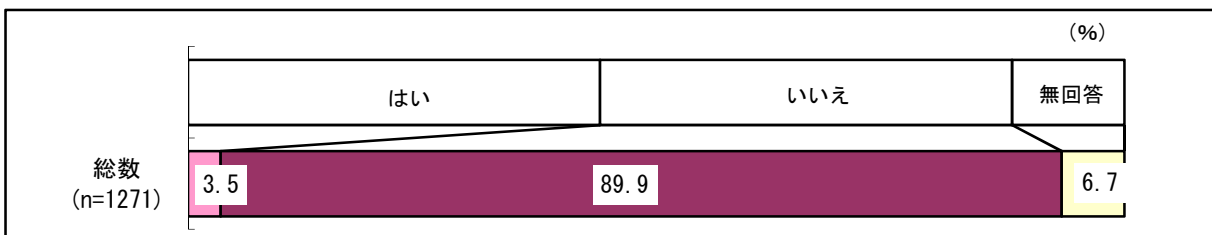
(5) 就業形態



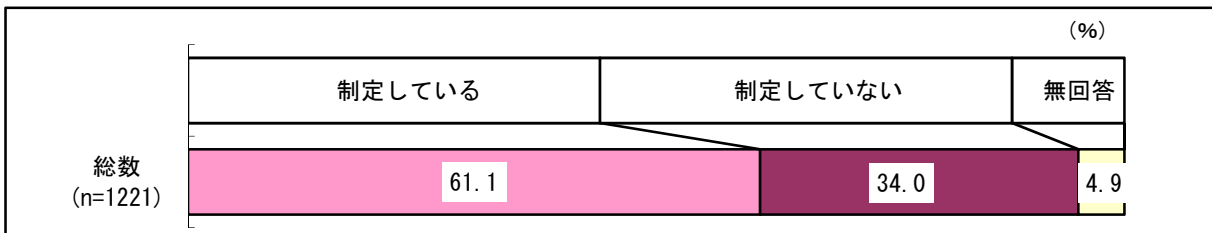
(6) 経験年数 (配偶者暴力防止等に関する業務の従事年数)



(7) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか



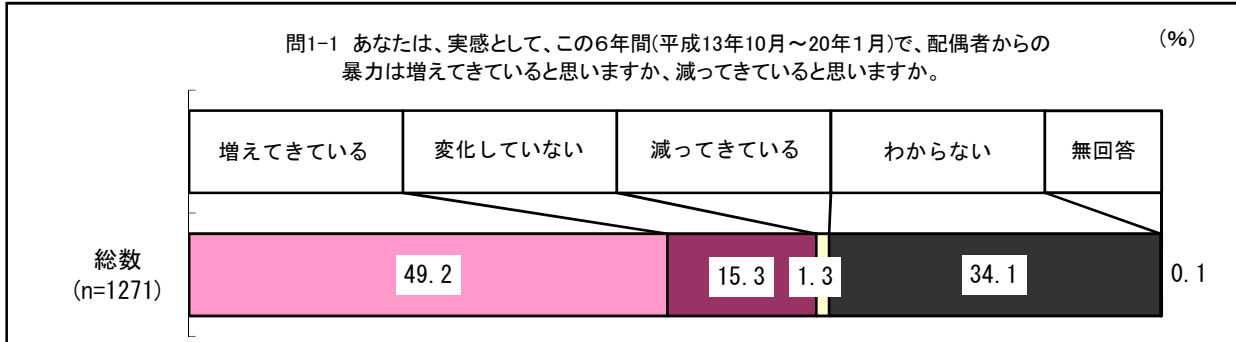
(8) 市町村における男女共同参画条例の制定の有無



## 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について

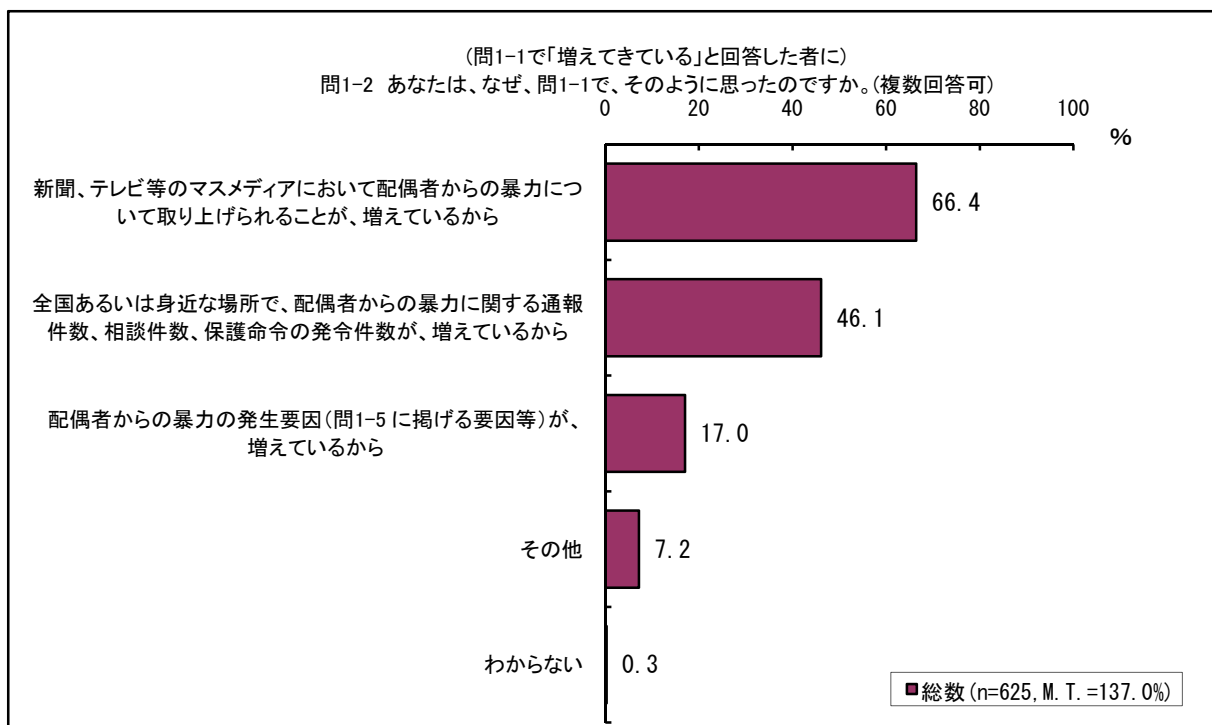
### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねると、「増えてきている」が49.2%、「変化していない」が15.3%、「減ってきている」が1.3%などとなっている。



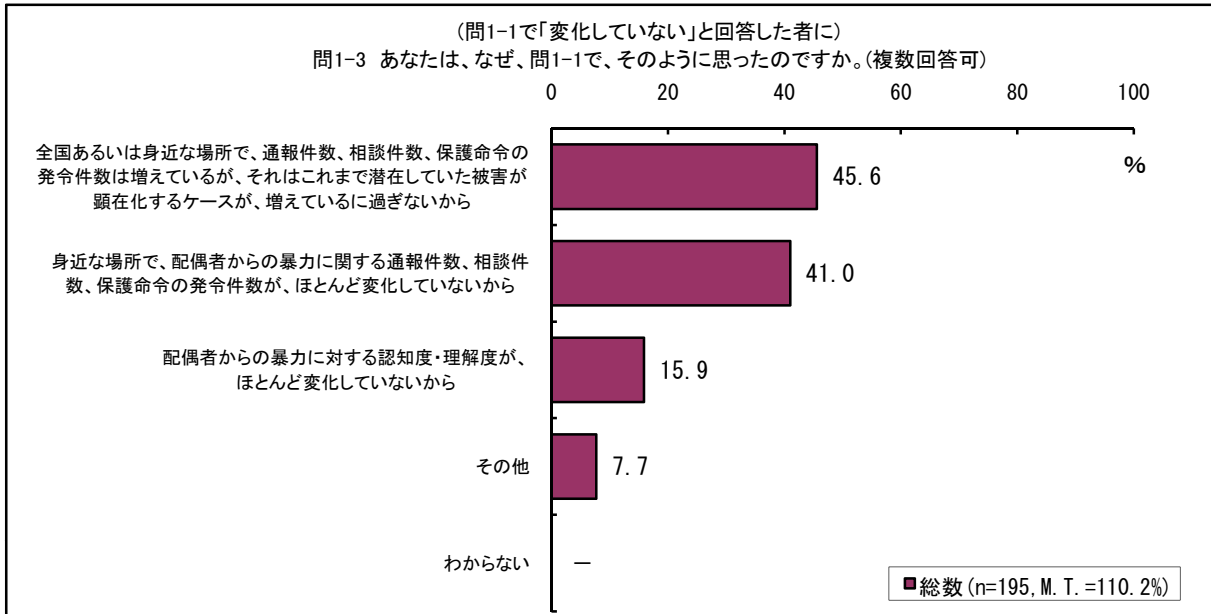
### (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由

配偶者からの暴力は増えてきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから」が66.4%と最も多く、次いで「全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから」が46.1%などとなっている。



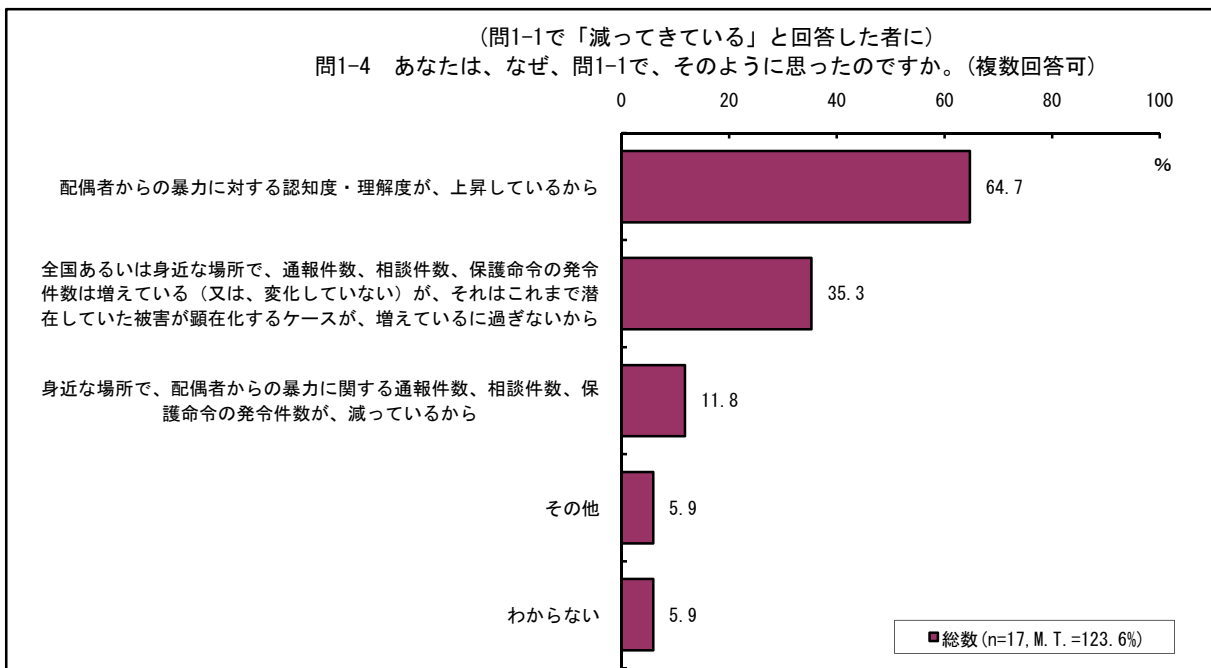
(3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由

配偶者からの暴力は変化していない、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それはこれまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が45.6%と最も多く、次いで「身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから」が41%などとなっている。



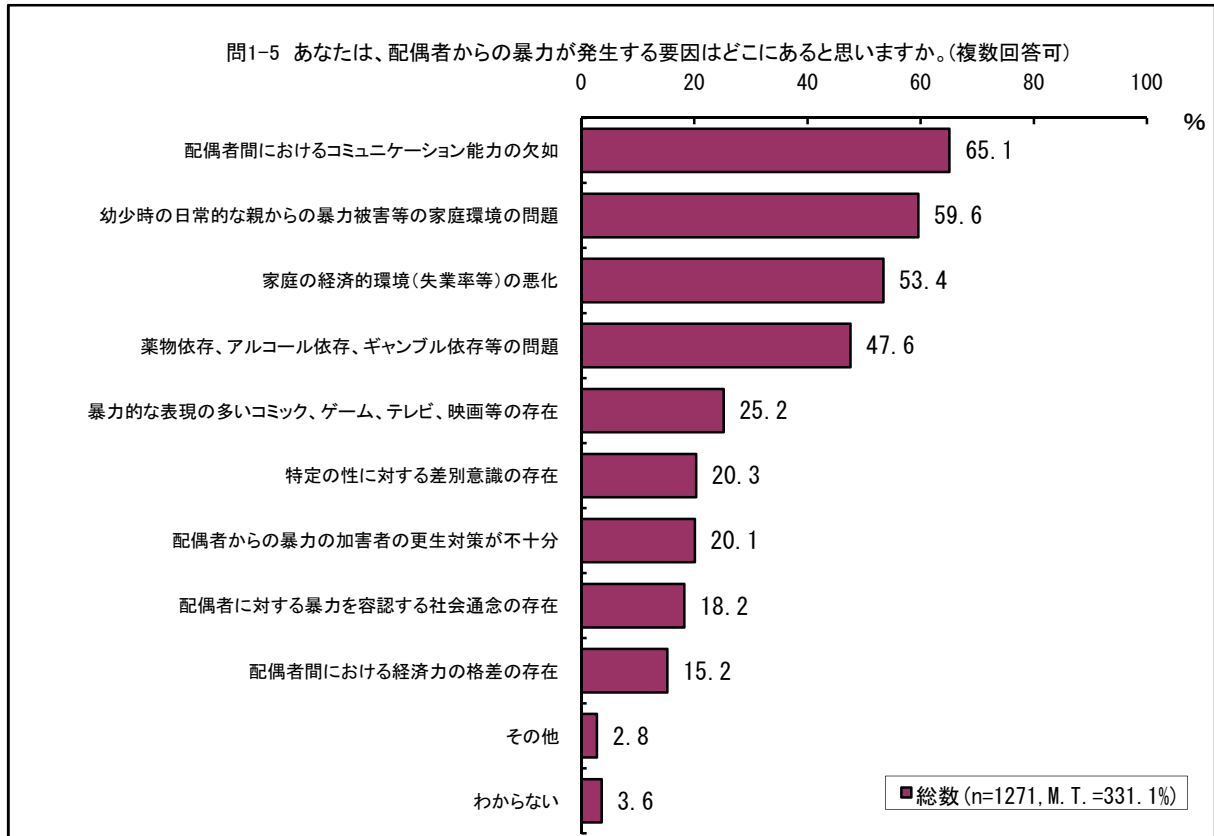
(4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由

配偶者からの暴力は減ってきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから」が64.7%と最も多く、次いで「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えている（又は、変化していない）が、それはこれまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が35.3%などとなっている。



(5) 配偶者からの暴力が発生する要因

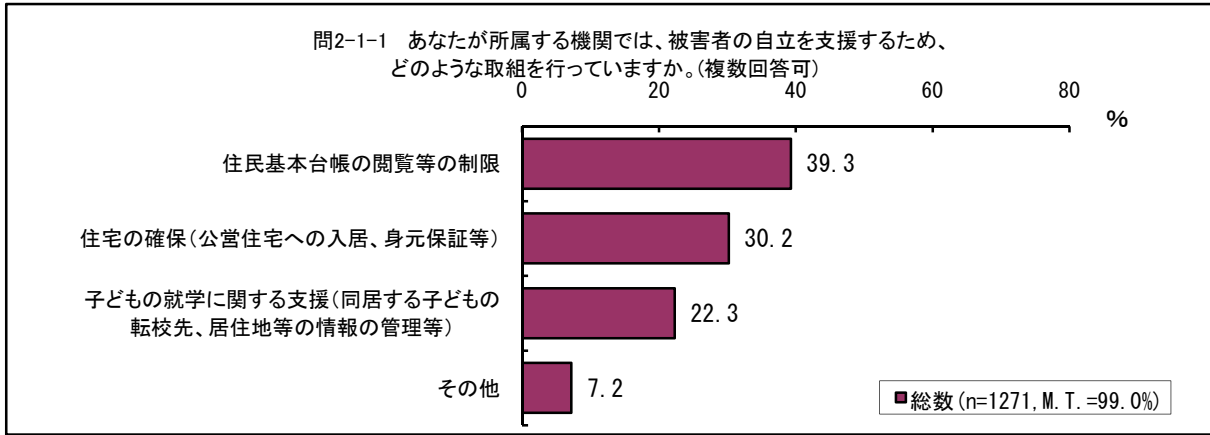
公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねると、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が65.1%と最も多く、次いで「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が59.6%、「家庭の経済的環境の悪化」が53.4%、「薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題」が47.6%などとなっている。



### 3. 被害者の自立支援について

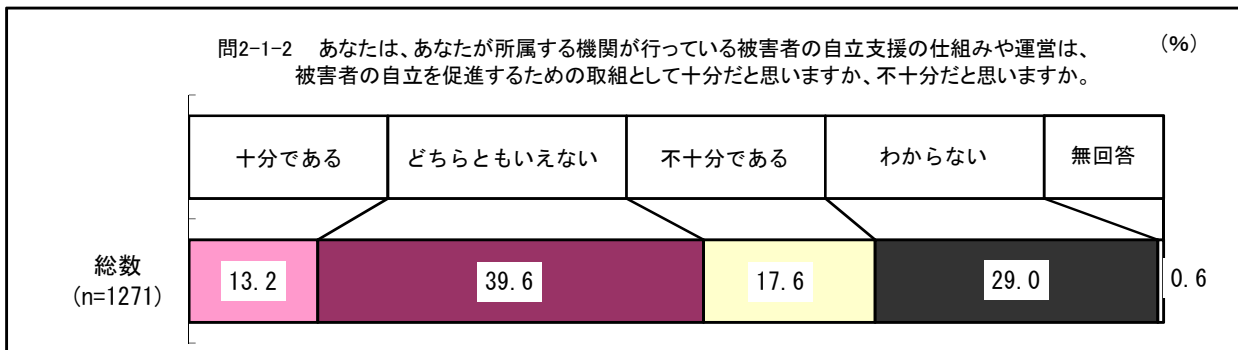
#### (1) 所属機関が被害者の自立を支援するために行っている取組

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、被害者の自立を支援するため、所属機関で行っている取組をたずねると、「住民基本台帳の閲覧等の制限」が39.3%、「住宅の確保」が30.2%、「子どもの就学に関する支援」が22.3%となっている。



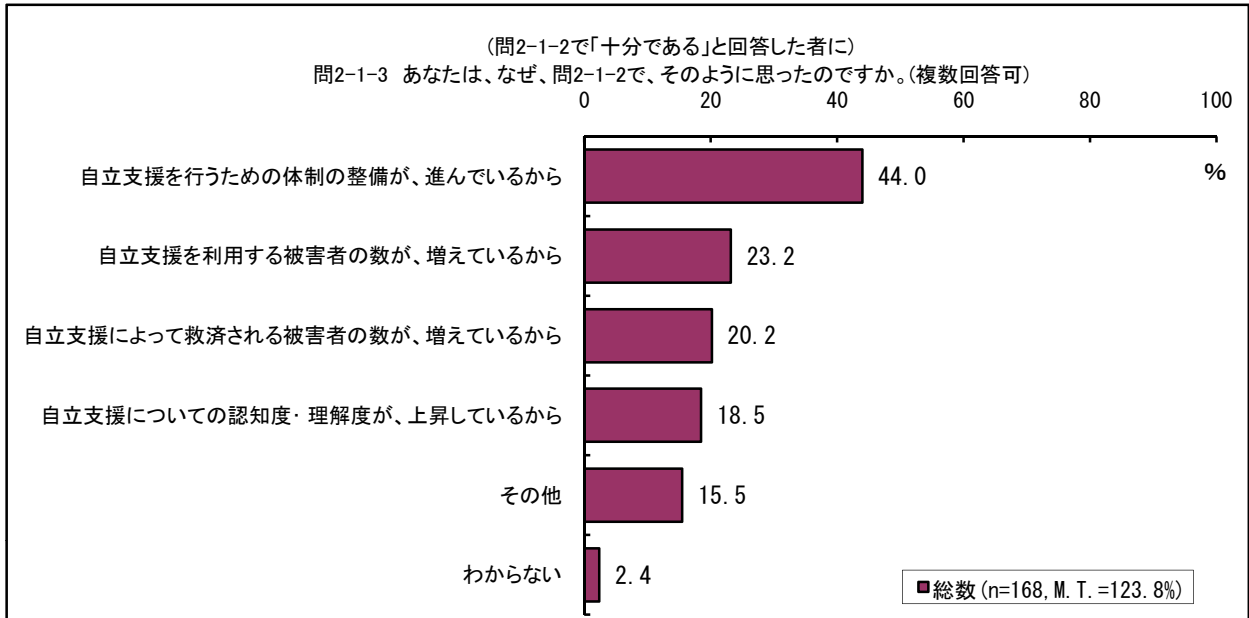
#### (2) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

所属機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」が13.2%、「不十分である」が17.6%、「どちらともいえない」が39.6%などとなっている。



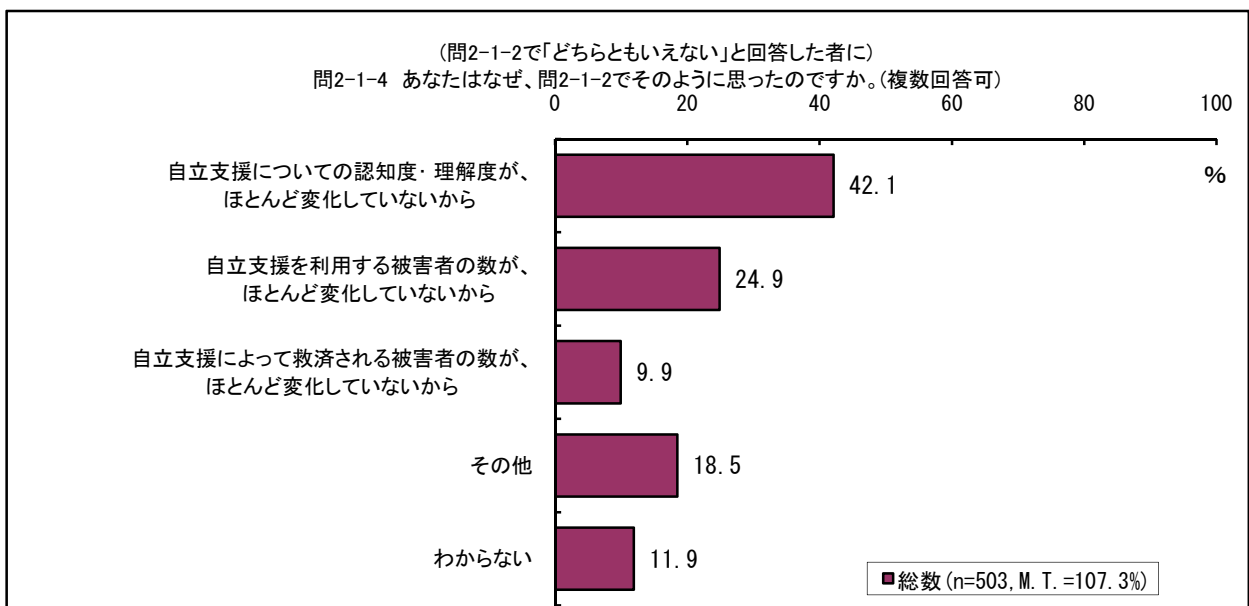
(3) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、十分であると思う理由

所属機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援を行うための体制の整備が、進んでいるから」が44.0%と最も多く、次いで「自立支援を利用する被害者の数が、増えているから」が23.2%、「自立支援によって救済される被害者の数が、増えているから」が20.2%などとなっている。



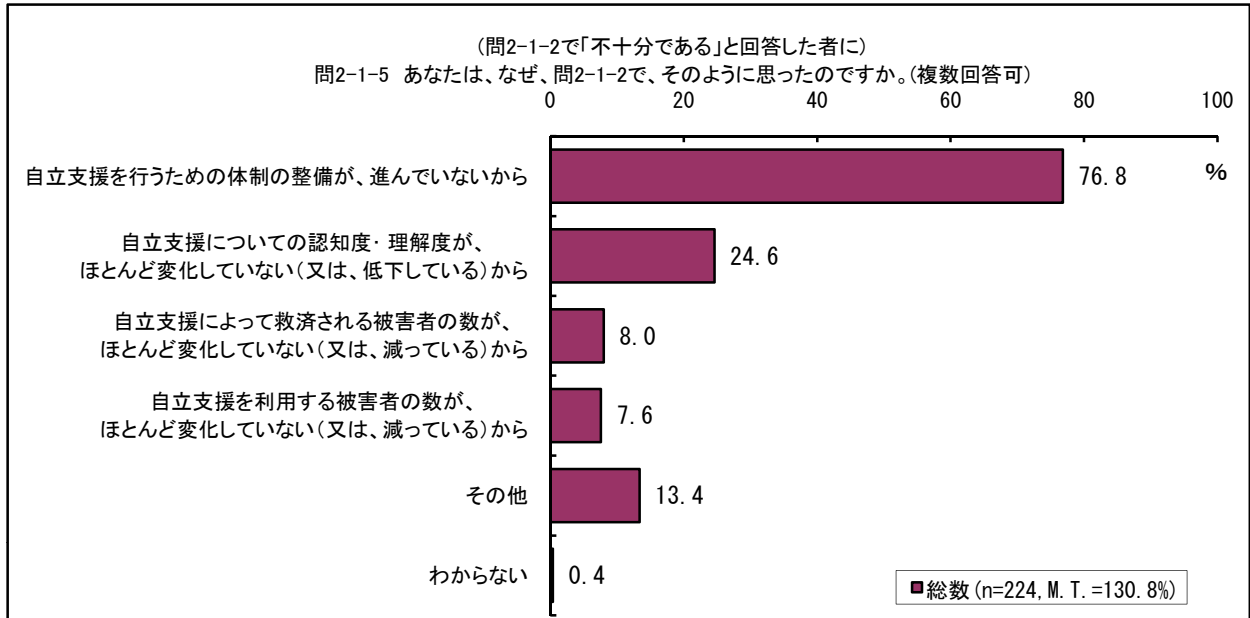
(4) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、十分とも不十分ともいえない理由

所属機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が42.1%と最も多く、次いで「自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから」が24.9%などとなっている。



(5) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、不十分であると思う理由

所属機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援を行うための体制の整備が、進んでいないから」が76.8%と最も多く、次いで「自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から」が24.6%などとなっている。

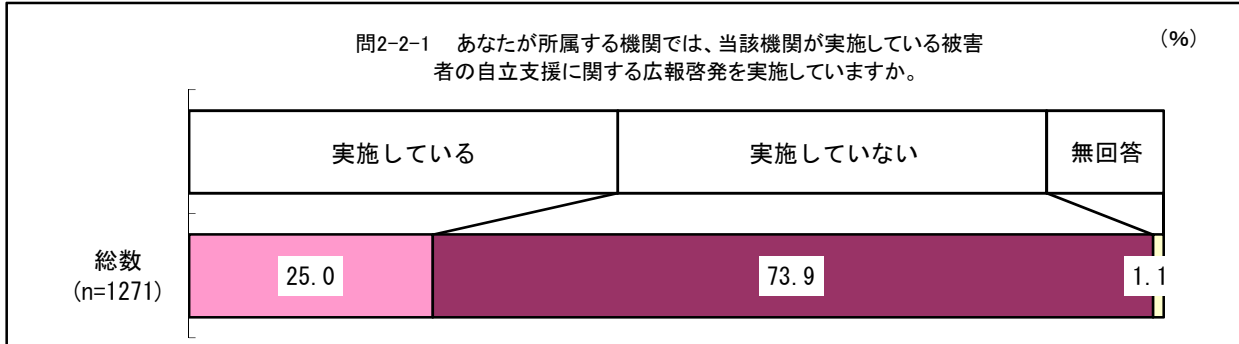




#### 4. 被害者の自立支援に関する広報啓発について

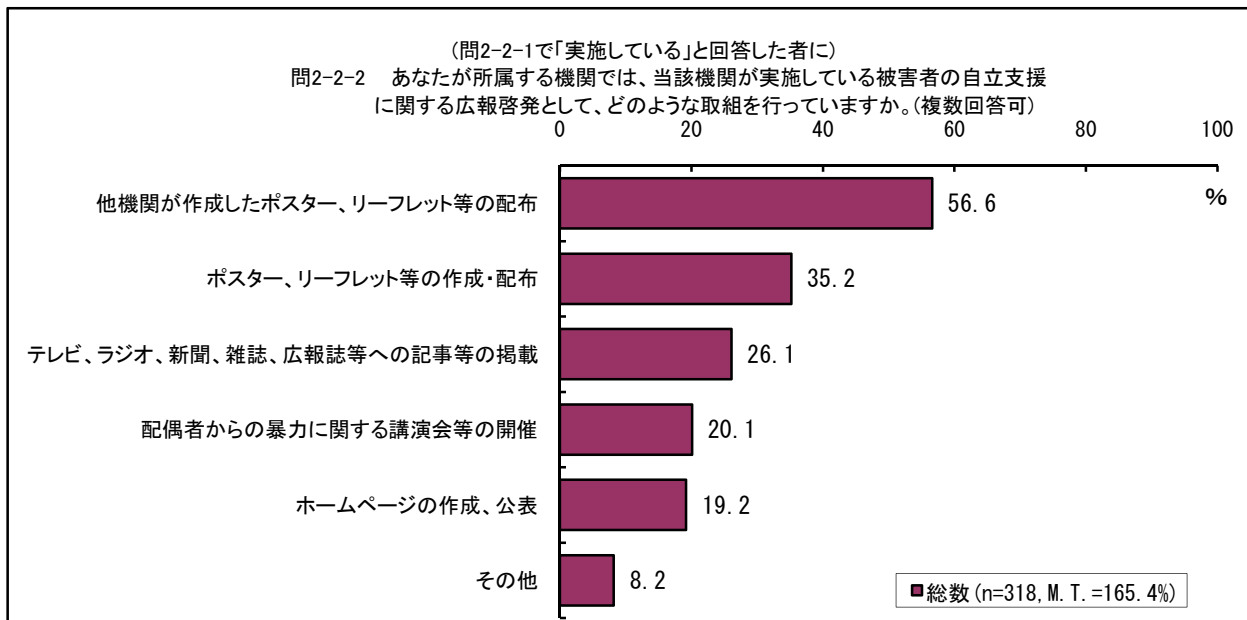
##### (1) 所属機関では当該機関が実施する被害者の自立支援に関する広報啓発を実施しているか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、所属機関が実施している被害者の自立支援に関する広報啓発を実施しているかたずねると、「実施している」が25.0%、「実施していない」が73.9%となっている。



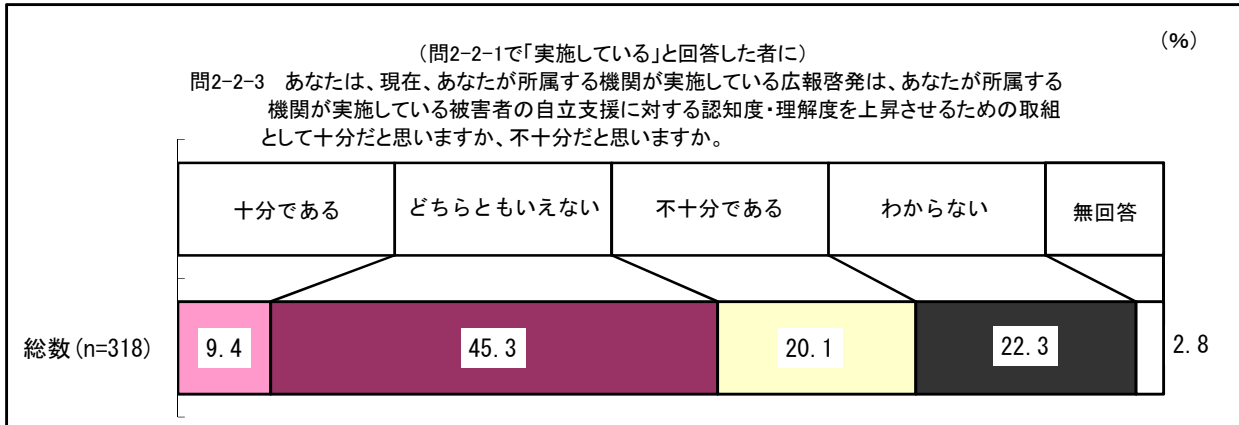
##### (2) 所属機関が実施している被害者の自立支援に関する広報啓発の取組

所属機関が実施している被害者の自立支援に関する広報啓発を実施している、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布」が56.6%と最も多く、次いで「ポスター、リーフレット等の作成・配布」が35.2%、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」26.1%、「配偶者からの暴力に関する講演会等の開催」が20.1%、「ホームページの作成、公表」が19.2%などとなっている。



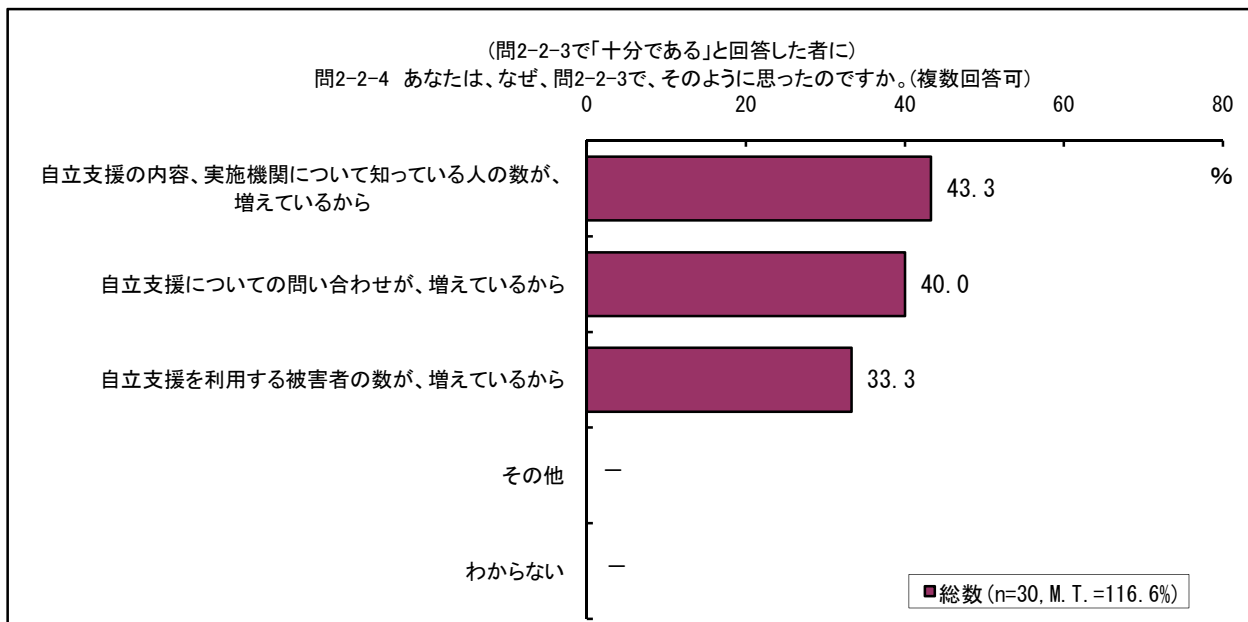
(3) 所属機関が実施している広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か

所属機関が実施している被害者の自立支援に関する広報啓発を実施している、と回答した者に、現在の広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるために十分かたずねると、「十分である」が9.4%、「不十分である」が20.1%、「どちらともいえない」が45.3%などとなっている。



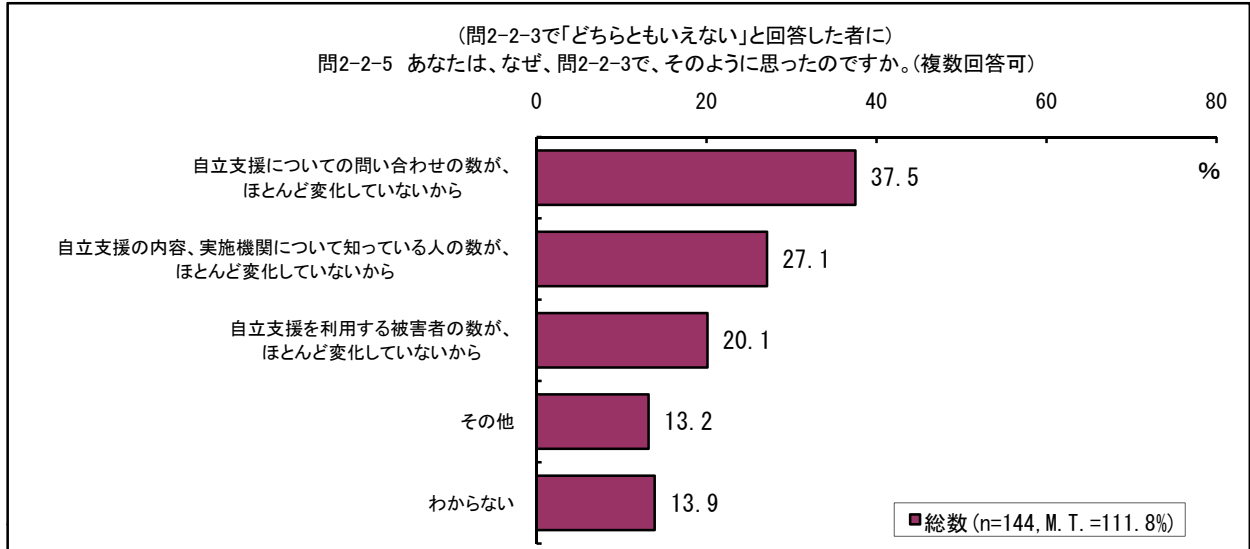
(4) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分であると思う理由

現在の広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、増えているから」が43.3%と最も多く、次いで「自立支援についての問い合わせが、増えているから」が40.0%、「自立支援を利用する被害者の数が増えているから」が33.3%となっている。



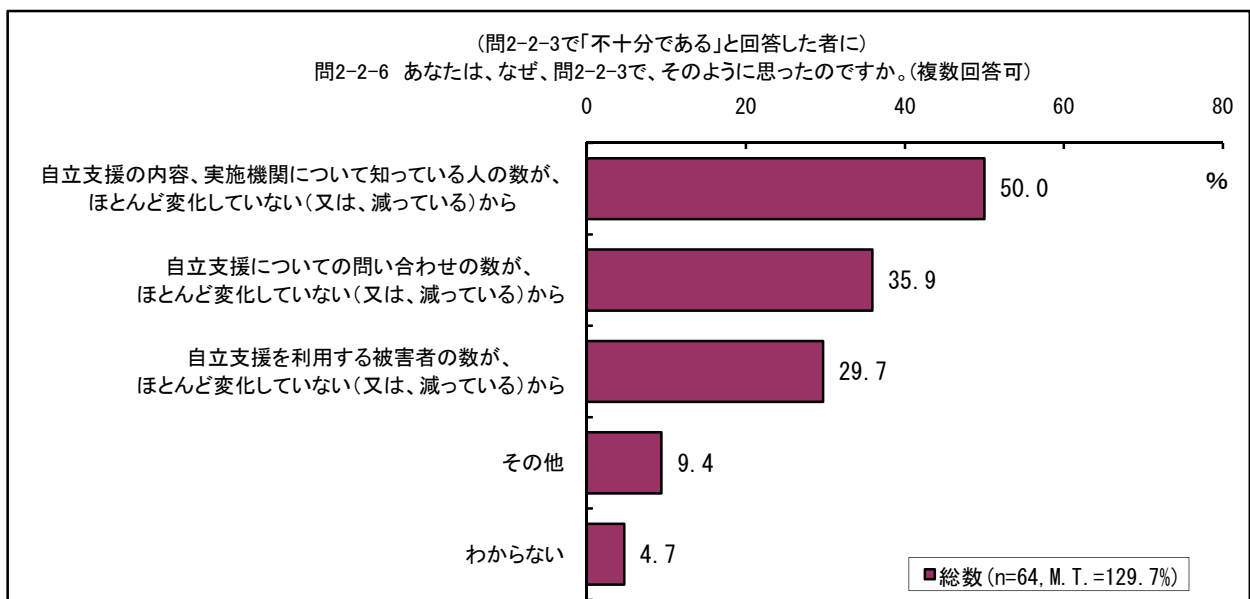
(5) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在の広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援についての問い合わせの数が、ほとんど変化していないから」が37.5%と最も多く、次いで「自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、ほとんど変化していないから」が27.1%などとなっている。



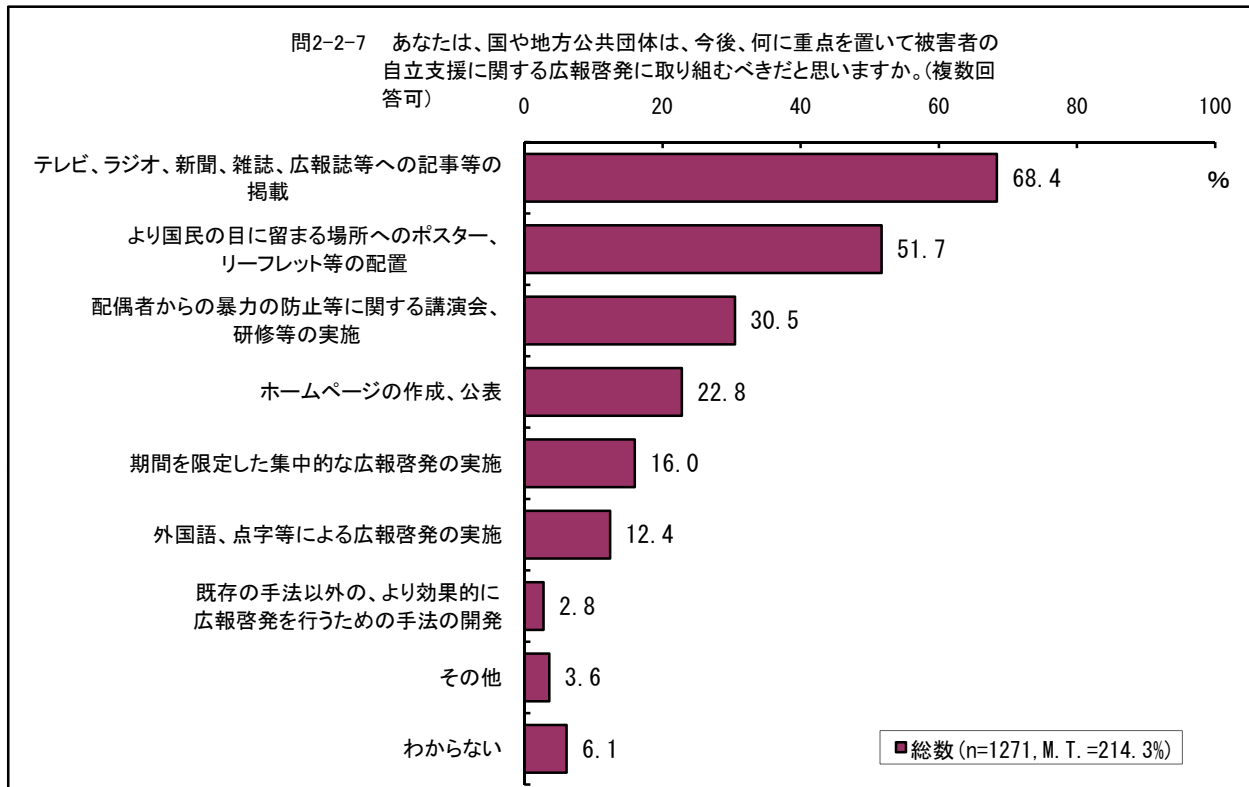
(6) 所属機関が実施している広報啓発は、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として不十分であると思う理由

現在の広報啓発は、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が50.0%と最も多く、次いで「自立支援についての問い合わせの数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が35.9%、「自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が29.7%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する広報啓発に取り組むべきか

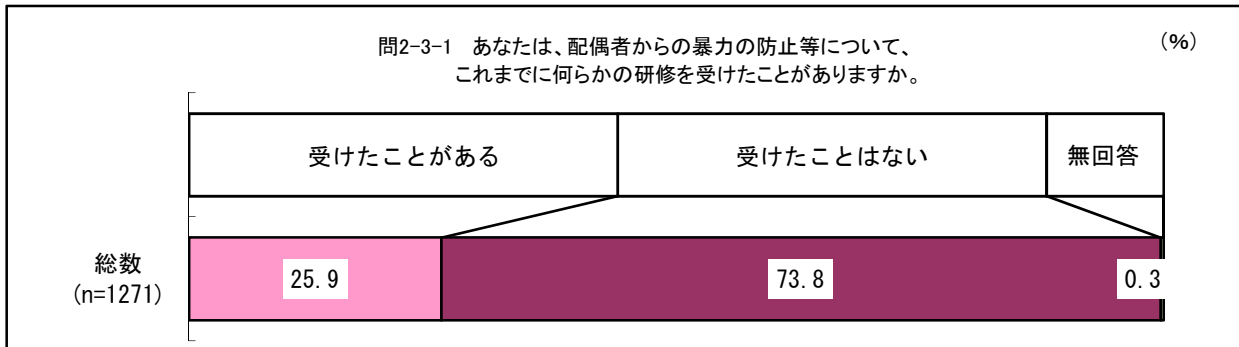
公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する広報啓発に取り組むべきかたずねると、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が68.4%と最も多く、次いで「より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置」が51.7%、「配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施」が30.5%、「ホームページの作成、公表」が22.8%などとなっている。



## 5. 配偶者からの暴力の防止等に関する研修について

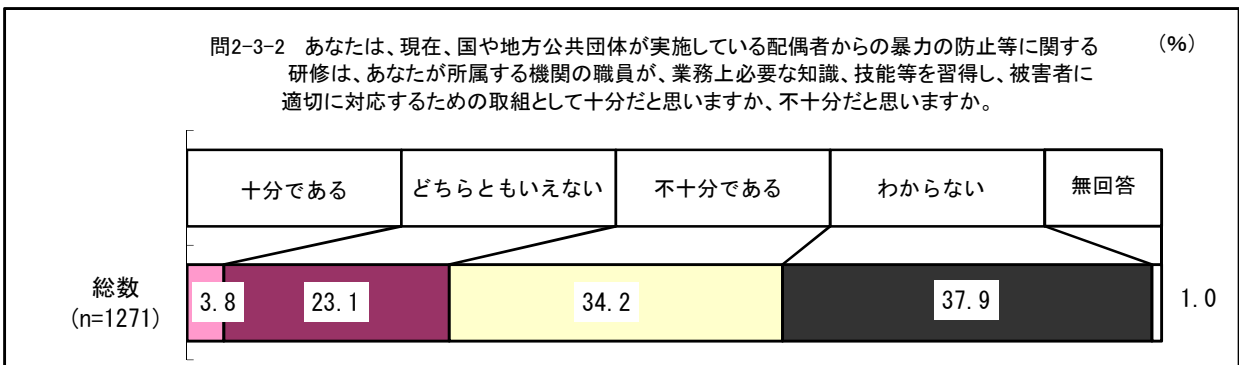
### (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねると、「受けたことがある」が25.9%、「受けたことはない」が73.8%となっている。



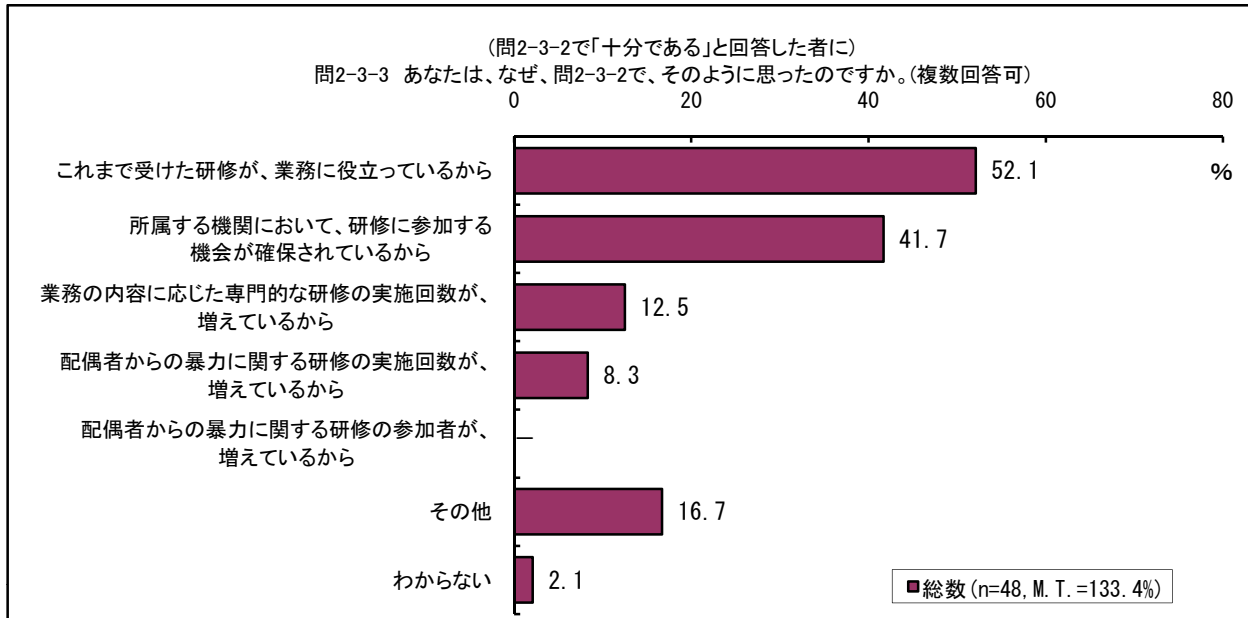
### (2) 現在国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として十分かたずねると、「わからない」が37.9%と最も多く、「十分である」が3.8%、「不十分である」が34.2%、「どちらともいえない」が23.1%などとなっている。



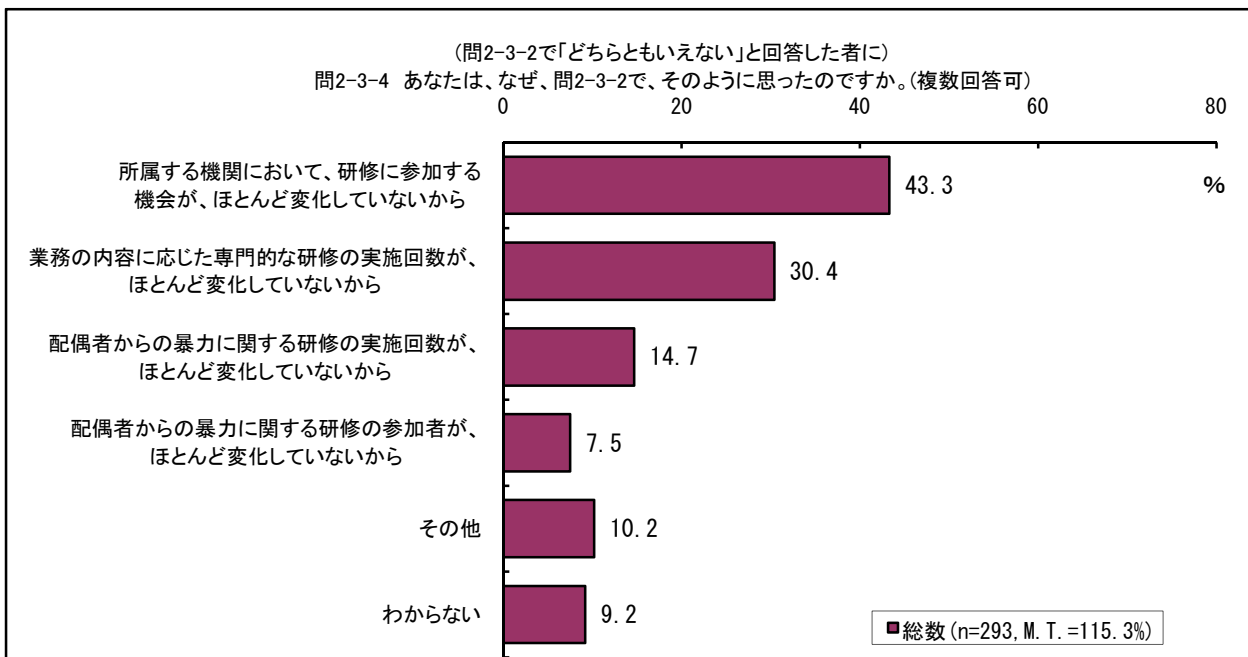
(3) 現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として十分であると思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「これまで受けた研修が、業務に役立っているから」が52.1%と最も多く、次いで「所属する機関において、研修に参加する機会が確保されているから」が41.7%などとなっている。



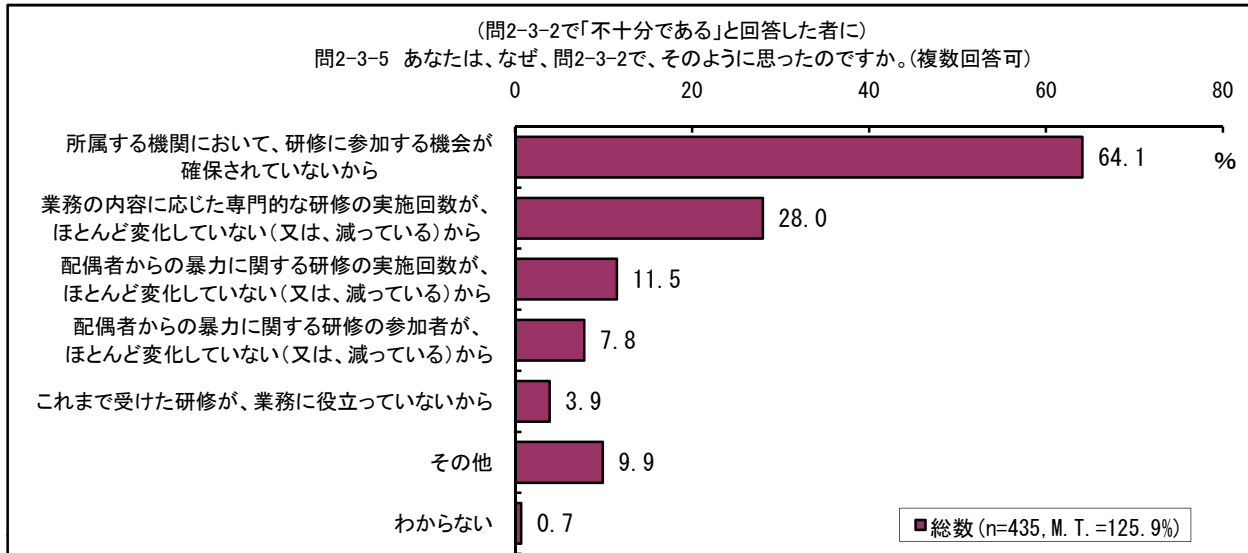
(4) 現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「所属する機関において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから」が43.3%と最も多く、次いで「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから」が30.4%などとなっている。



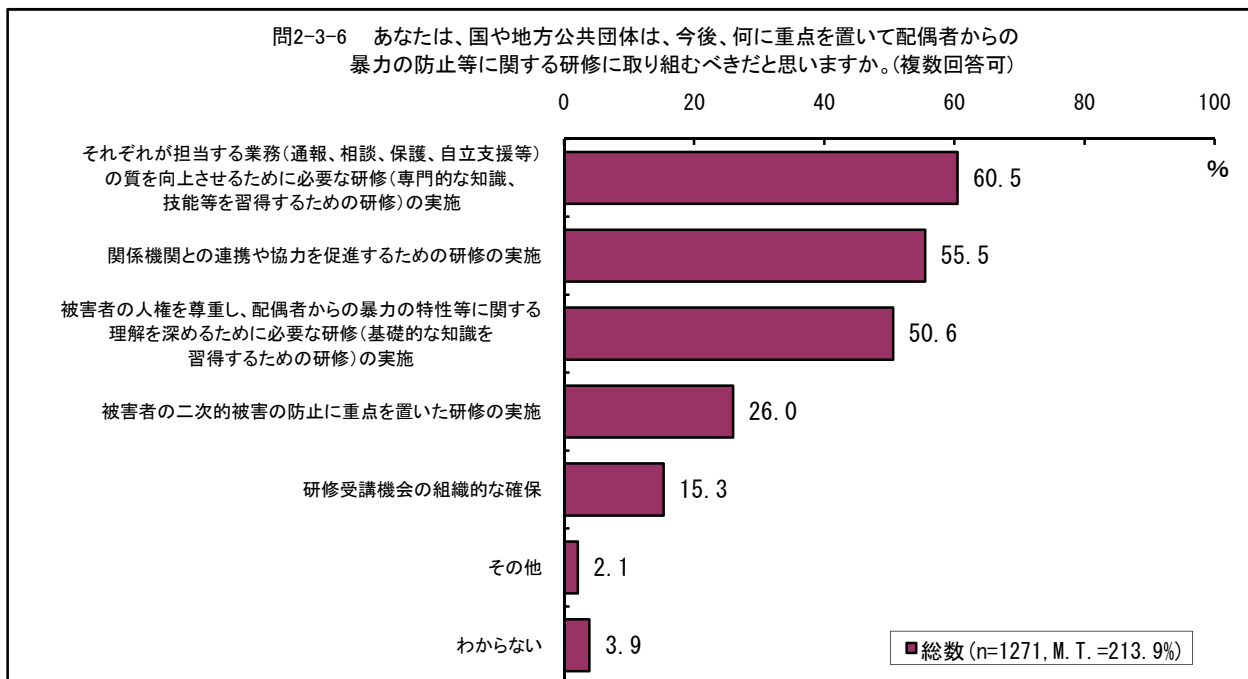
(5) 現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として不十分であると思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、被害者に適切に対応するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「所属する機関において、研修に参加する機会が確保されていないから」が64.1%と最も多く、次いで「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が28.0%などとなっている。



(6) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきかたずねると、「それぞれが担当する業務の質を向上させるために必要な研修の実施」が60.5%と最も多く、次いで「関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施」が55.5%、「被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修の実施」が50.6%などとなっている。

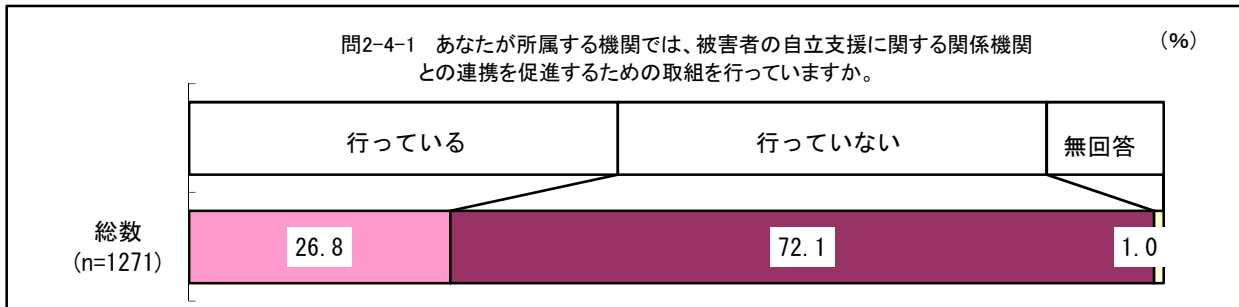




## 6. 被害者の自立支援に関する関係機関の連携について

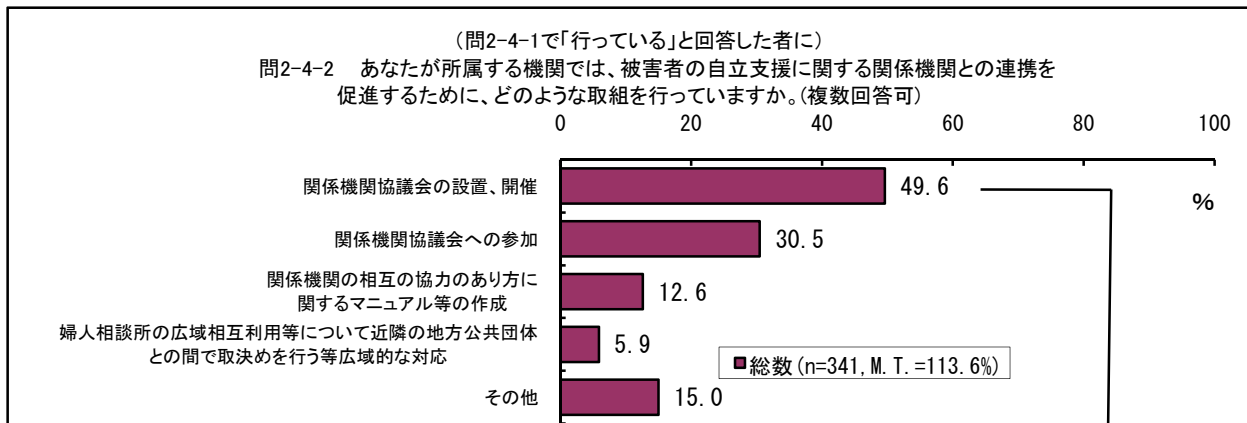
### (1) 所属機関では被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進する取組を行っているか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、所属機関で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っているかたずねると、「行っている」が26.8%、「行っていない」が72.1%となっている。

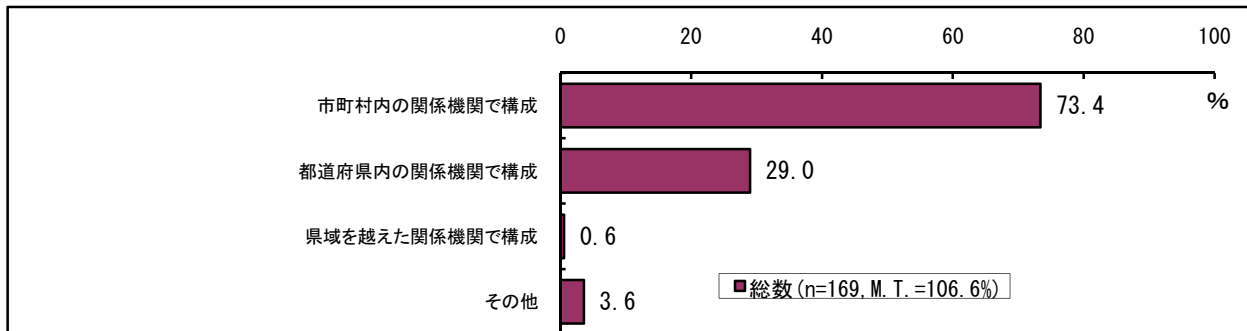


### (2) 所属機関が被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組

所属機関で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「関係機関協議会の設置、開催」が49.6%と最も多く、次いで「関係機関協議会への参加」が30.5%などとなっている。所属機関が設置、開催している協議会については、「市町村内の関係機関で構成」が73.4%、「都道府県内の関係機関で構成」が29.0%などとなっている。



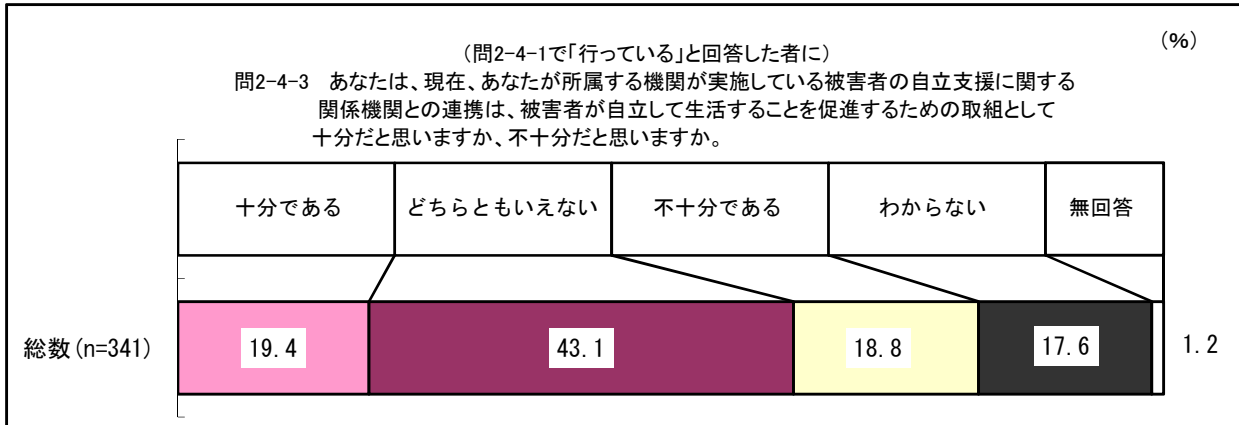
#### (関係機関協議会の設置、開催) 協議会の構成レベル





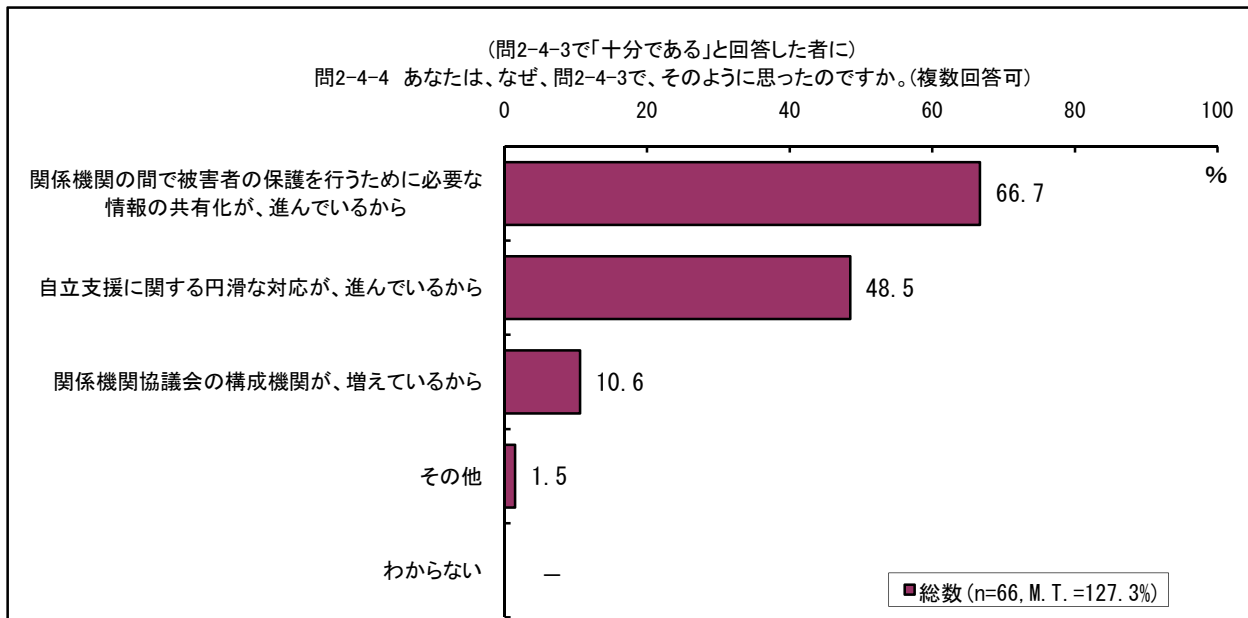
(3) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分か

所属機関で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、現在実施している関係機関との連携は被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」が19.4%、「不十分である」が18.8%、「どちらともいえない」が43.1%などとなっている。



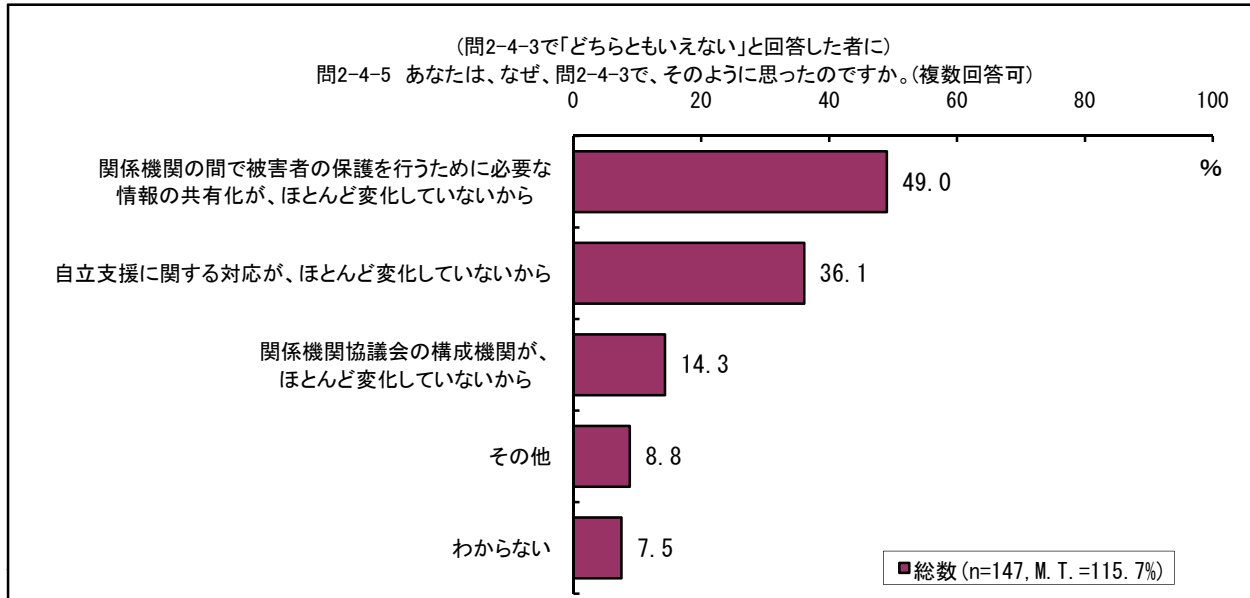
(4) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分であると思う理由

現在実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいるから」が66.7%と最も多く、次いで「自立支援に関する円滑な対応が、進んでいるから」が48.5%などとなっている。



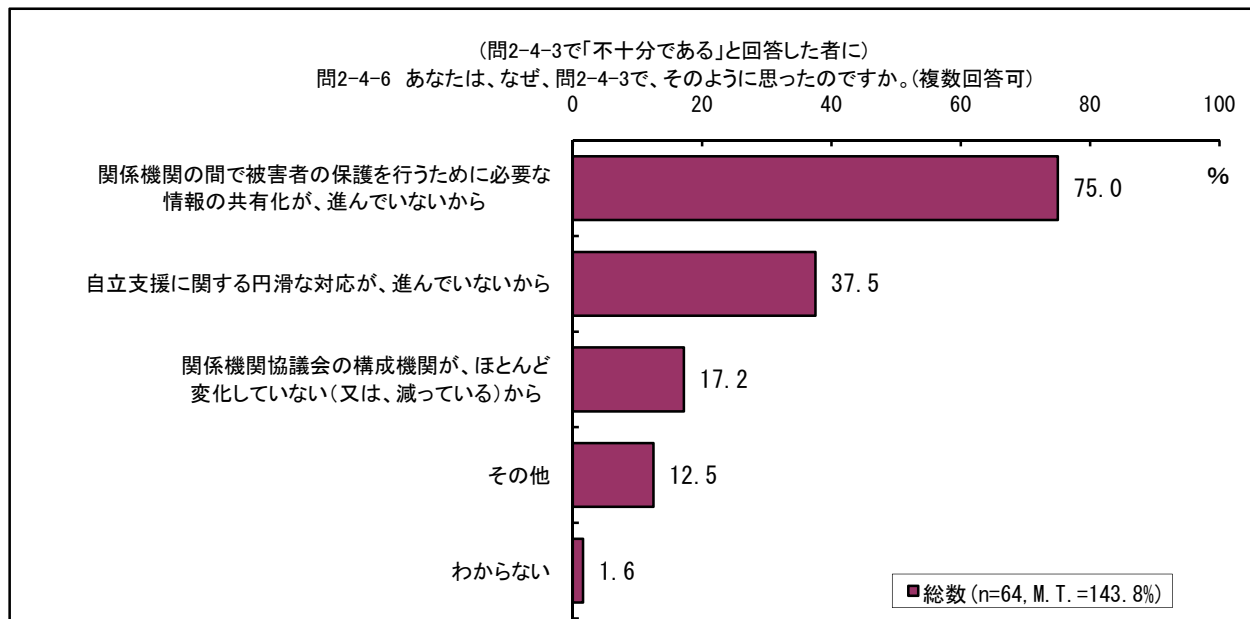
(5) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから」が49.0%と最も多く、次いで「自立支援に関する対応が、ほとんど変化していないから」が36.1%などとなっている。



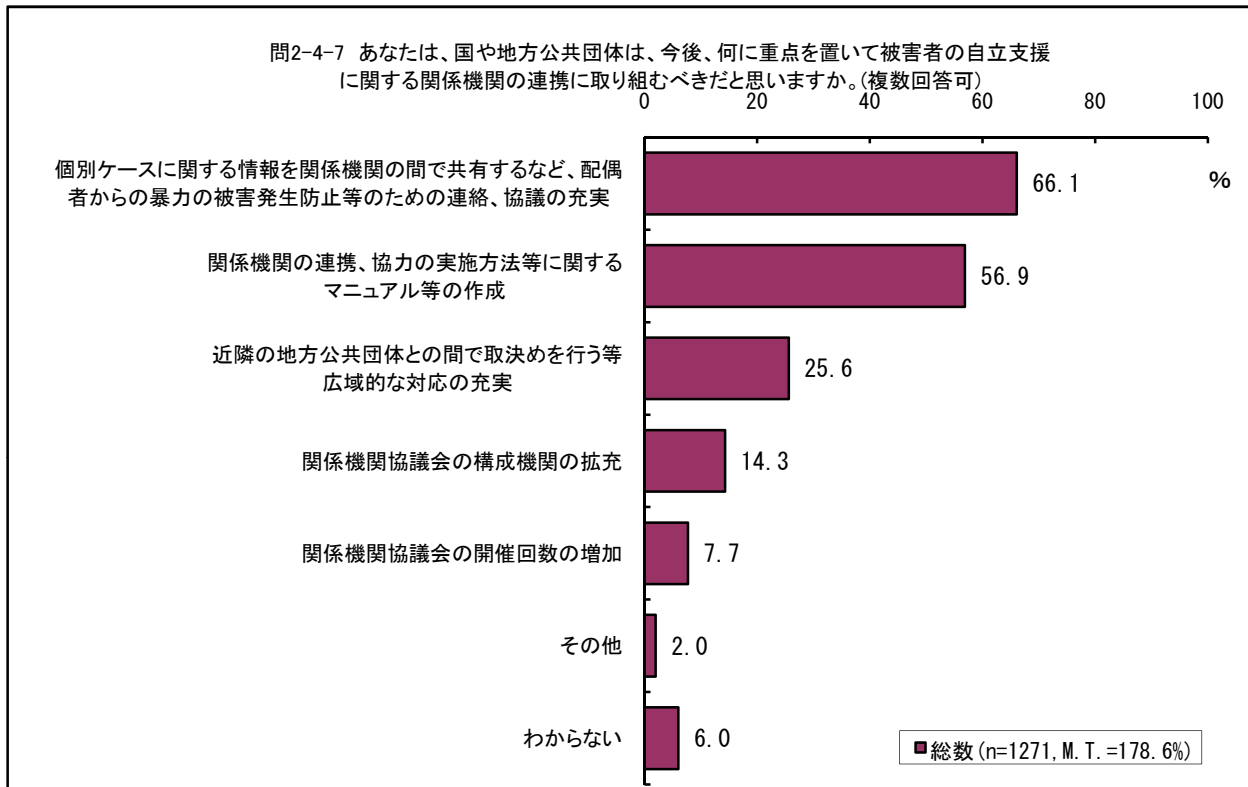
(6) 所属機関が実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として不十分であると思う理由

現在実施している関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから」が75.0%と最も多く、次いで「自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから」が37.5%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか

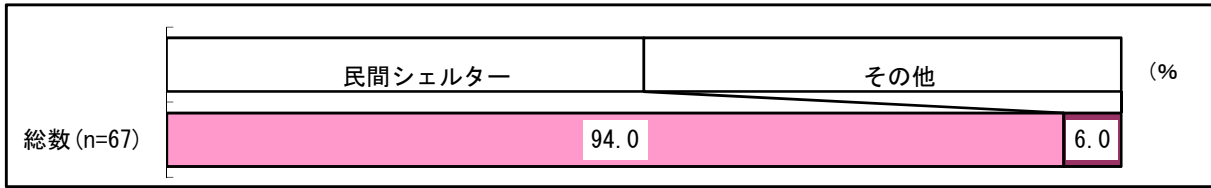
公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関との連携に取り組むべきかたずねると、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が66.1%と最も多く、次いで「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」が56.9%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が25.6%などとなっている。



### C. 民間団体の担当者調査

#### 1. 回答者の属性

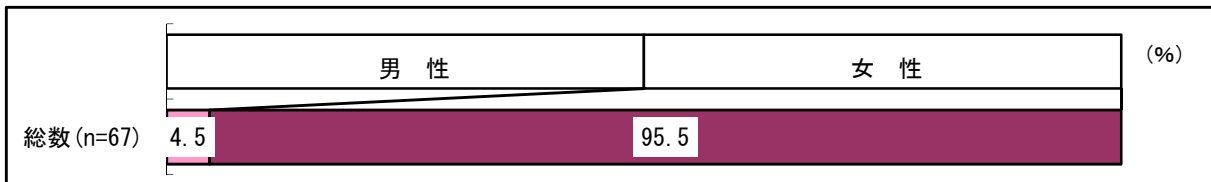
##### (1) 所属



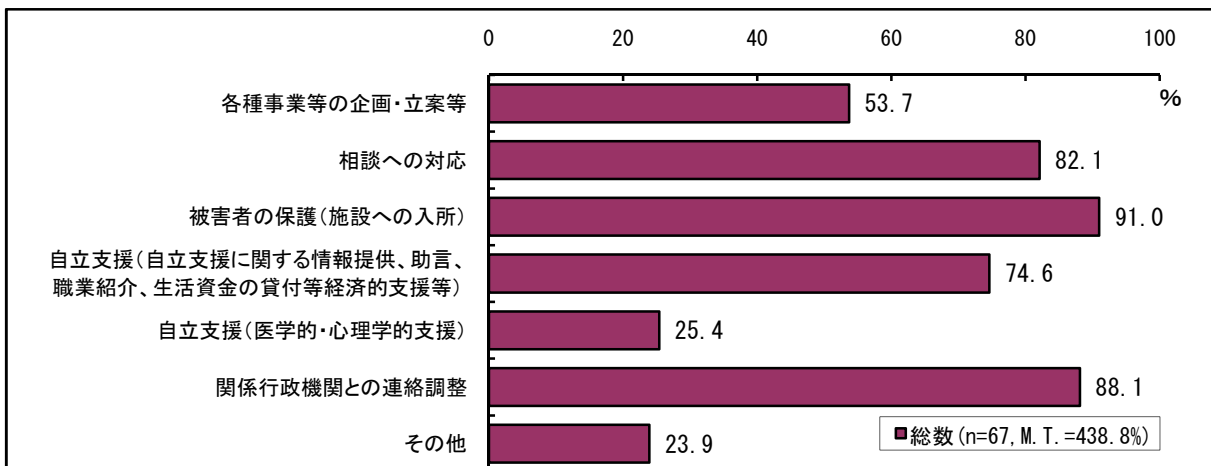
##### (都道府県別)

| 都道府県 | 件数 | (%)  | 都道府県 | 件数 | (%) | 都道府県 | 件数 | (%)   |
|------|----|------|------|----|-----|------|----|-------|
| 北海道  | 4  | 6.0  | 石川県  | -  | -   | 岡山県  | 1  | 1.5   |
| 青森県  | 1  | 1.5  | 福井県  | -  | -   | 広島県  | 4  | 6.0   |
| 岩手県  | -  | -    | 山梨県  | -  | -   | 山口県  | 1  | 1.5   |
| 宮城県  | -  | -    | 長野県  | -  | -   | 徳島県  | -  | -     |
| 秋田県  | -  | -    | 岐阜県  | -  | -   | 香川県  | -  | -     |
| 山形県  | -  | -    | 静岡県  | 3  | 4.5 | 愛媛県  | -  | -     |
| 福島県  | 1  | 1.5  | 愛知県  | 3  | 4.5 | 高知県  | 1  | 1.5   |
| 茨城県  | 1  | 1.5  | 三重県  | -  | -   | 福岡県  | 3  | 4.5   |
| 栃木県  | 2  | 3.0  | 滋賀県  | 1  | 1.5 | 佐賀県  | -  | -     |
| 群馬県  | 2  | 3.0  | 京都府  | 2  | 3.0 | 長崎県  | 1  | 1.5   |
| 埼玉県  | 4  | 6.0  | 大阪府  | 3  | 4.5 | 熊本県  | 2  | 3.0   |
| 千葉県  | 1  | 1.5  | 兵庫県  | 4  | 6.0 | 大分県  | -  | -     |
| 東京都  | 7  | 10.4 | 奈良県  | -  | -   | 宮崎県  | -  | -     |
| 神奈川県 | 4  | 6.0  | 和歌山県 | -  | -   | 鹿児島県 | 1  | 1.5   |
| 新潟県  | 2  | 3.0  | 鳥取県  | 2  | 3.0 | 沖縄県  | 5  | 7.5   |
| 富山県  | -  | -    | 島根県  | 1  | 1.5 | 総数   | 67 | 100.0 |

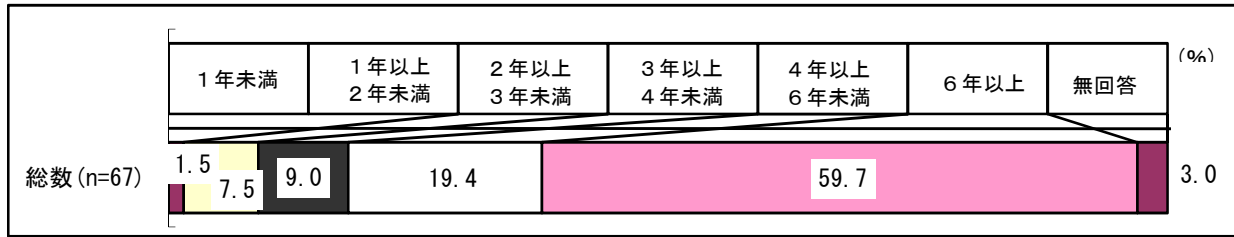
##### (2) 性別



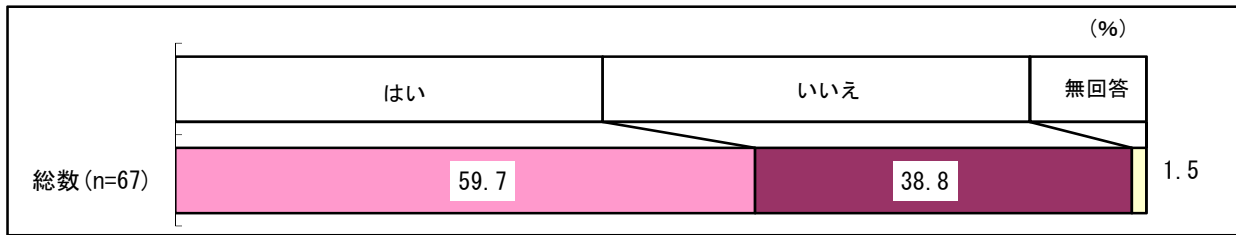
##### (3) 配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務（複数回答可）



(4) 経験年数



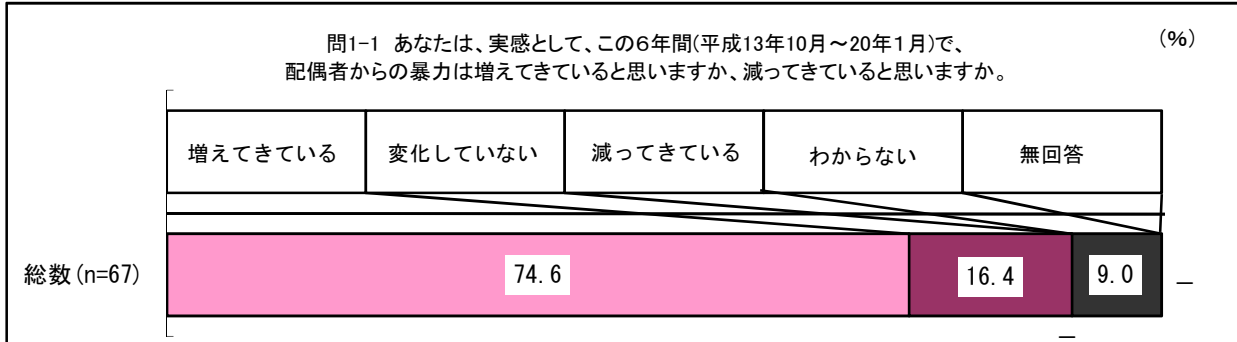
(5) 配偶者暴力防止法の施行以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していたか



## 2. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について

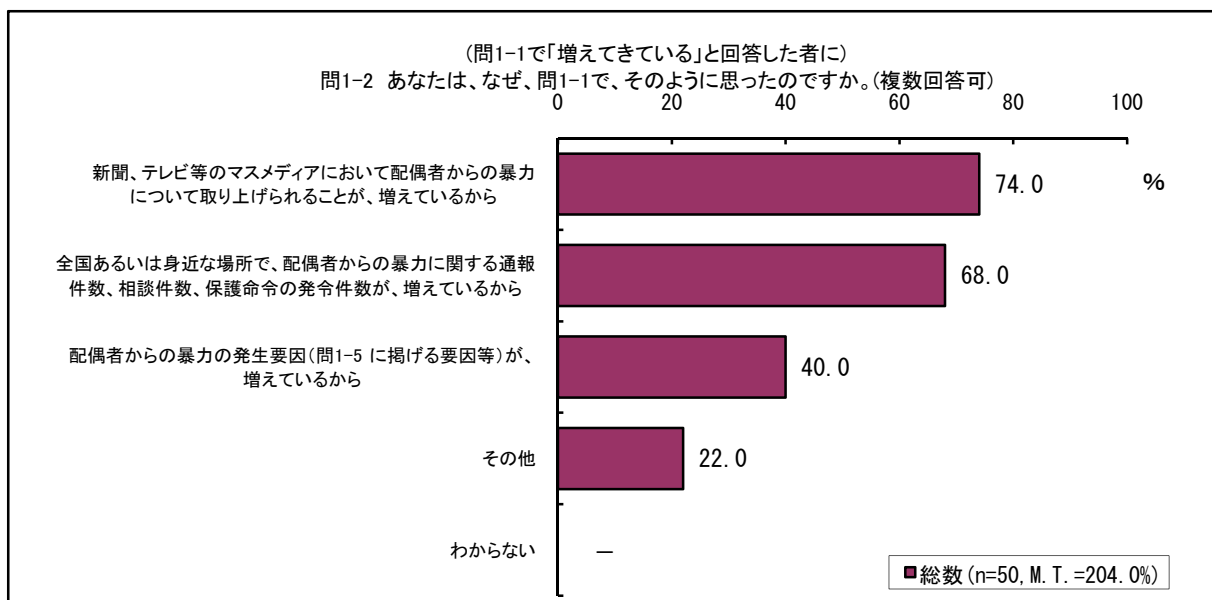
### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねると、「増えてきている」が74.6%、「変化していない」が16.4%で、「減ってきている」という回答は見られない。



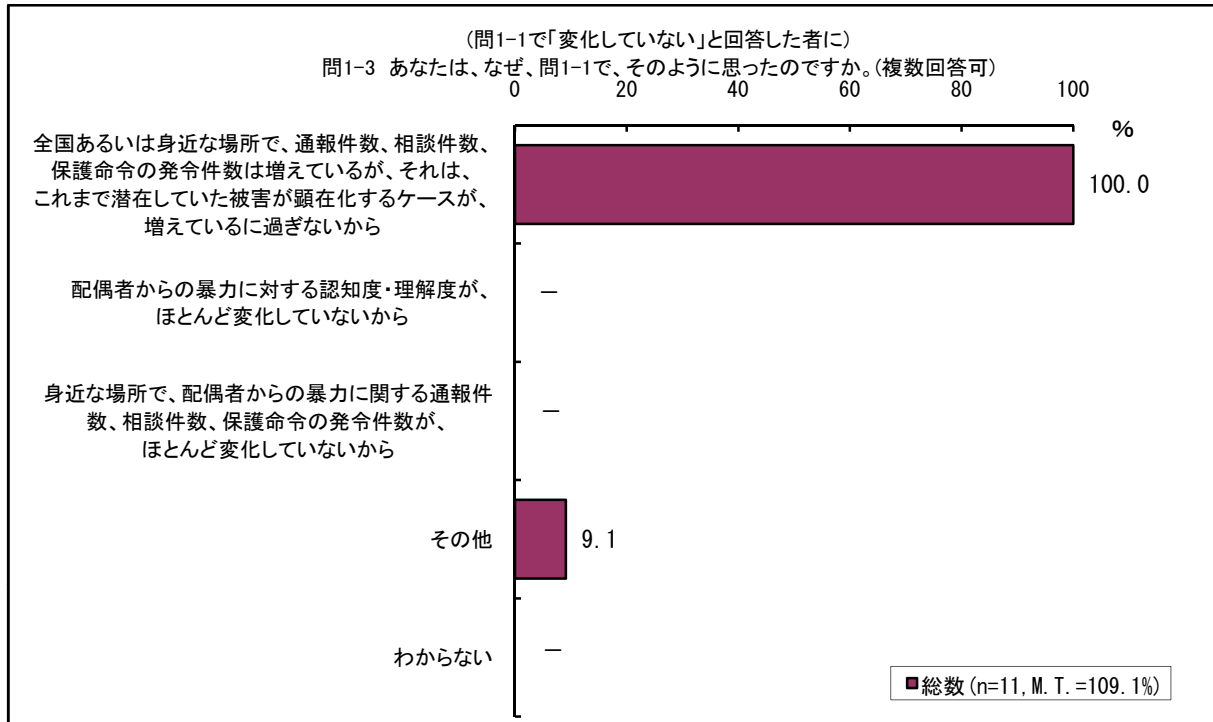
### (2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由

配偶者からの暴力は増えてきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが増えているから」が74.0%と最も多く、次いで「全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから」が68.0%、「配偶者からの暴力の発生要因(問1-5に掲げる要因等)が増えているから」が40.0%などとなっている。



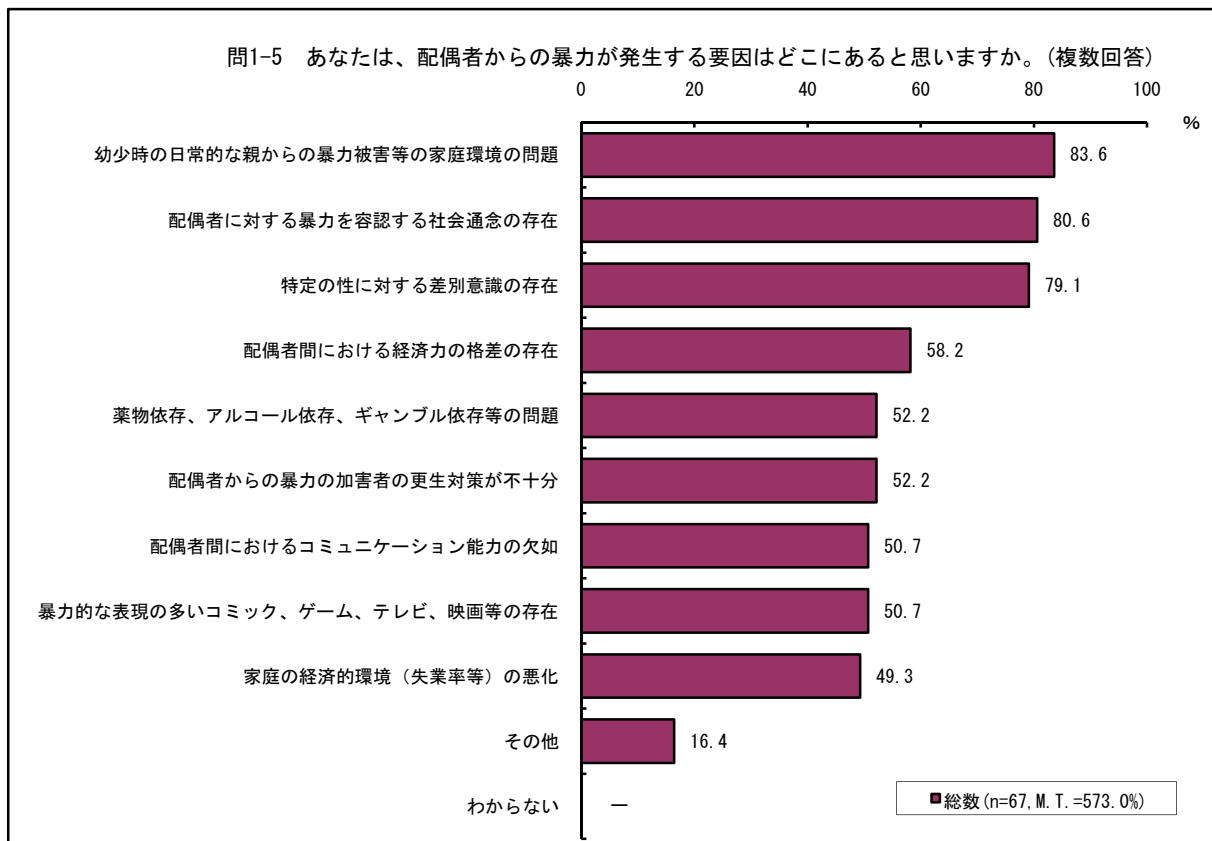
(3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由

配偶者からの暴力は変化していない、と回答した者にそう思う理由をたずねると、全員が「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」を挙げている。



(4) 配偶者からの暴力が発生する要因

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねると、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が83.6%と最も多く、次いで「配偶者に対する暴力を容認する社会通念の存在」が80.6%、「特定の性に対する差別意識の存在」が79.1%、「配偶者間における経済力の格差の存在」が58.2%、「薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題」及び「配偶者からの暴力の加害者の更生対策が不十分」が52.2%、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」及び「暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在」がそれぞれ50.7%などとなっている。

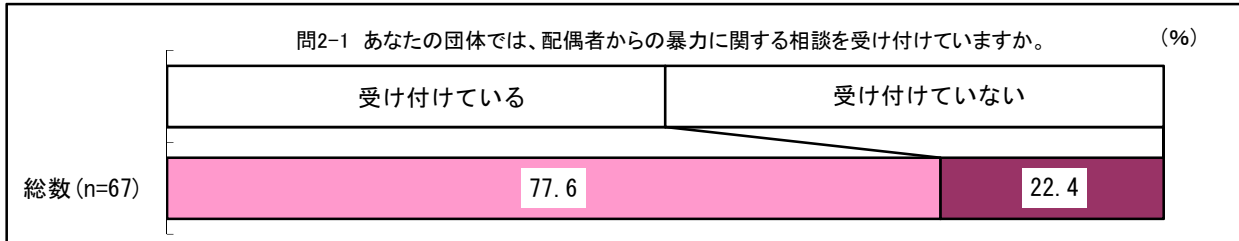




### 3. 配偶者からの暴力に関する相談について

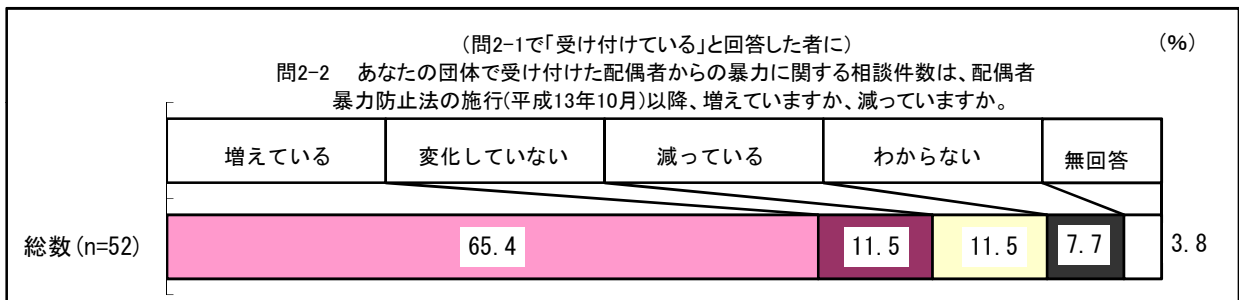
#### (1) 所属団体は配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、所属団体で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けているかたずねると、「受け付けている」が77.6%、「受け付けていない」が22.4%となっている。



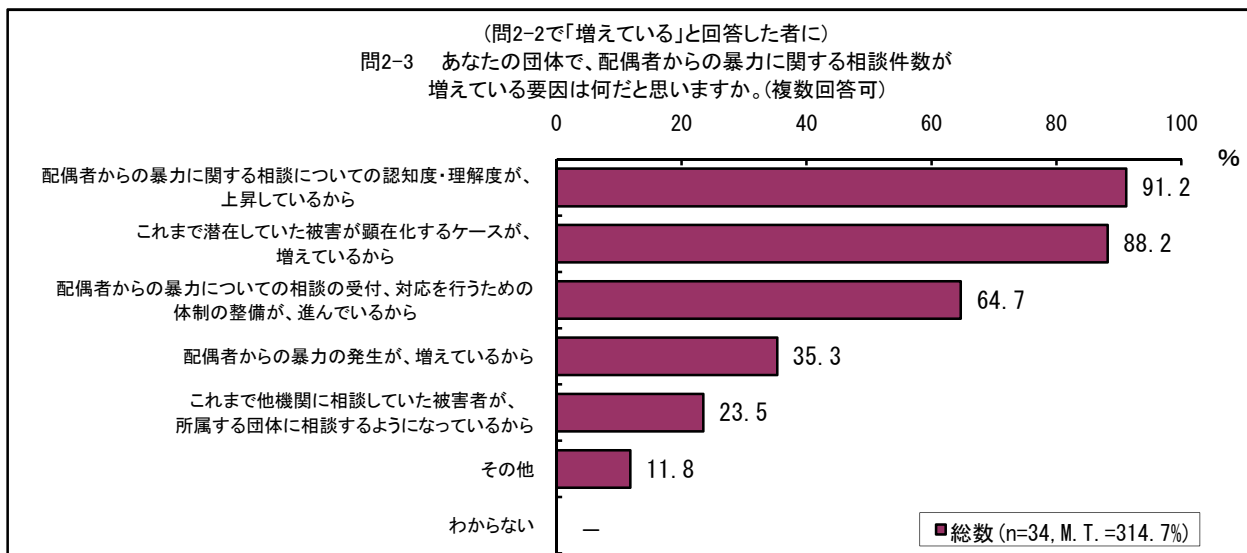
#### (2) 所属団体で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

所属団体で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けている、と回答した者に、受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねると、「増えている」が65.4%、「変化していない」及び「減っている」がそれぞれ11.5%などとなっている。



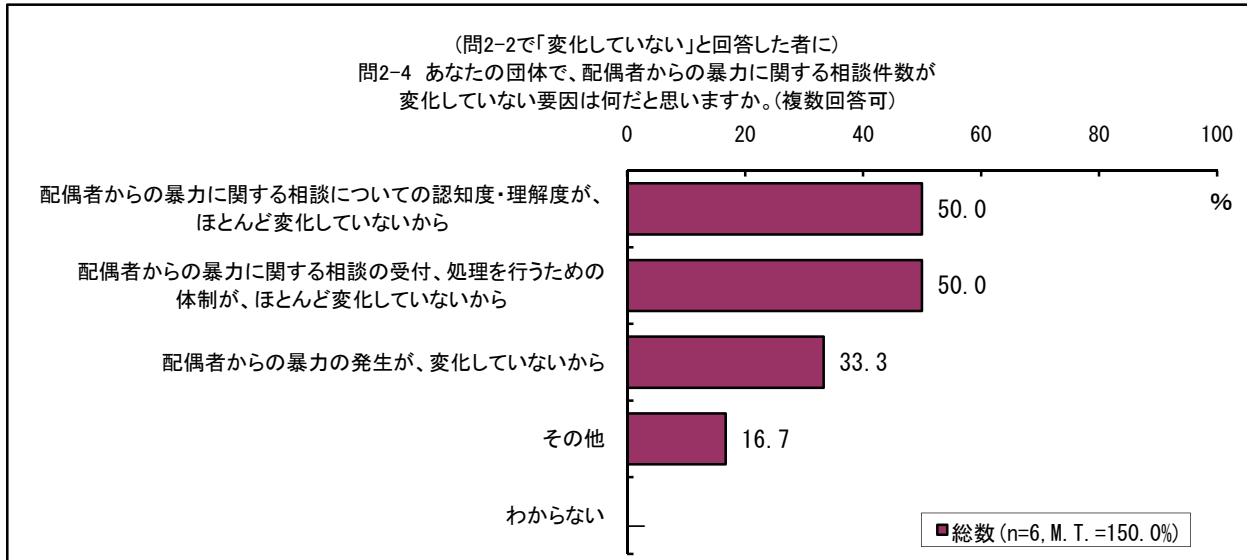
#### (3) 所属団体で受け付けた相談件数が増えている要因

所属団体が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が上昇しているから」が91.2%と最も多く、次いで「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」が88.2%、「配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が進んでいるから」が64.7%などとなっている。



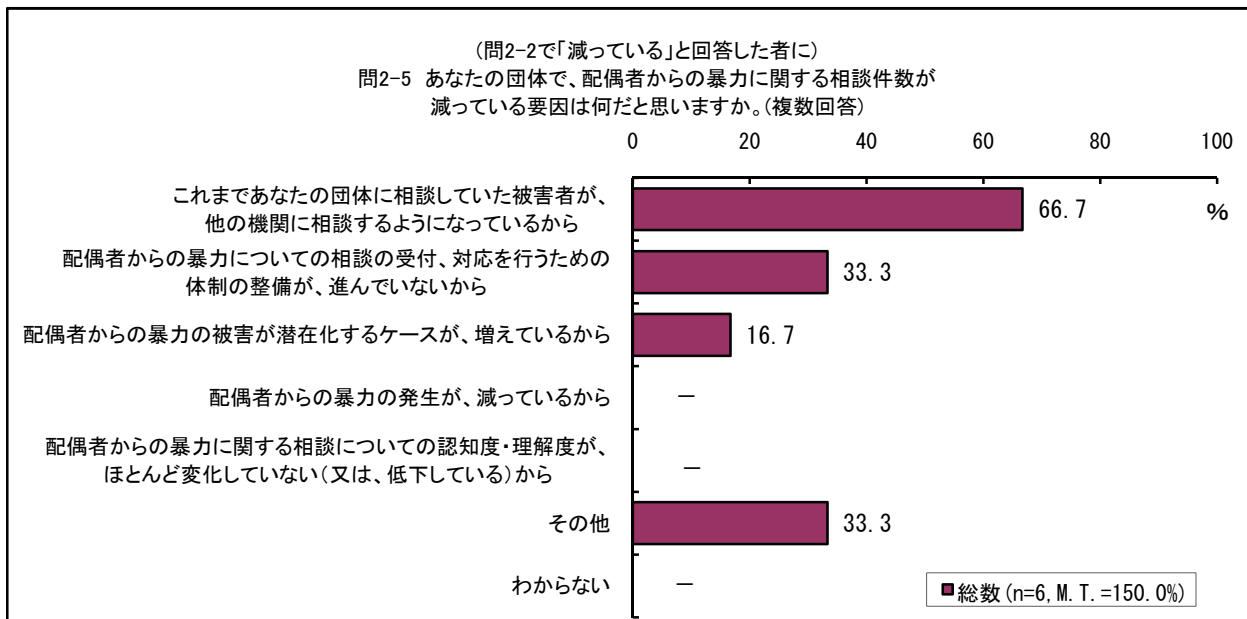
(4) 所属団体に受け付けた相談件数が変化していない要因

所属団体が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降変化していない、と回答した者に変化していない要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」及び「配偶者からの暴力に関する相談の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから」がそれぞれ50.0%などとなっている。



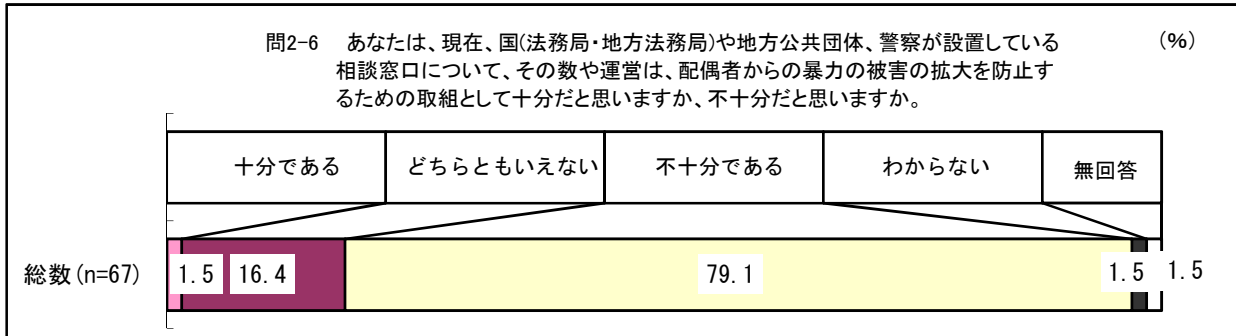
(5) 所属団体に受け付けた相談件数が減っている要因

所属団体が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降減っている、と回答した者に減っている要因をたずねると、「これまで所属する団体に相談していた被害者が、他の機関に相談するようになっているから」が66.7%などとなっている。



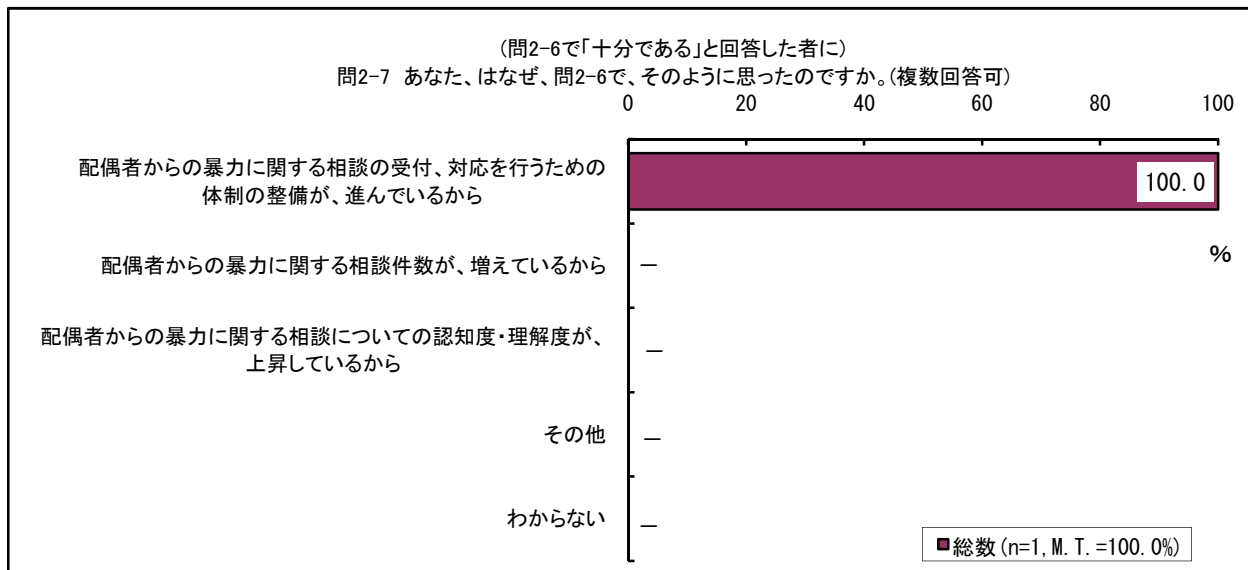
(6) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「十分である」が1.5%、「不十分である」が79.1%、「どちらともいえない」が16.4%などとなっている。



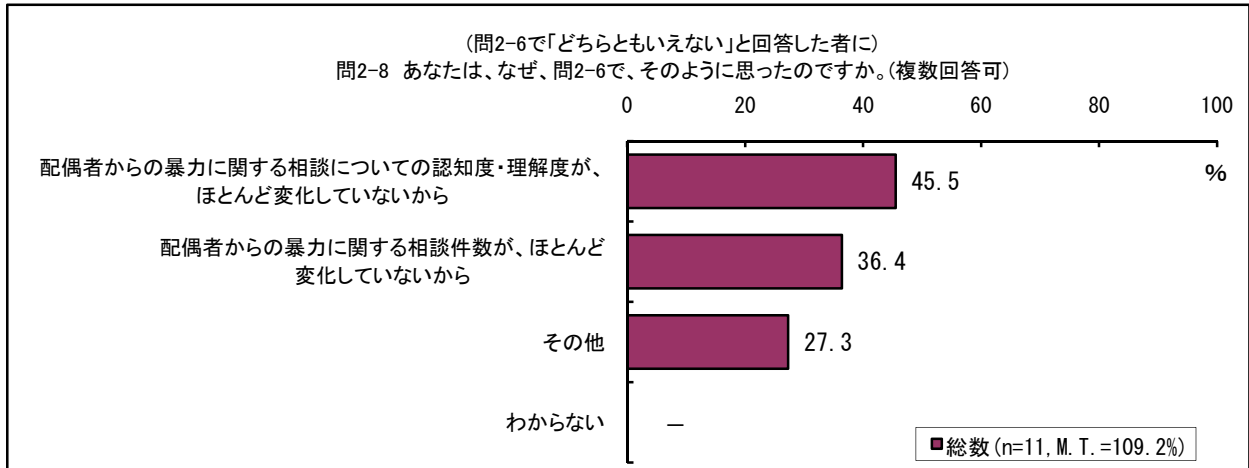
(7) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由

国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分である、と回答した者 (n=1) に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから」を理由として挙げている。



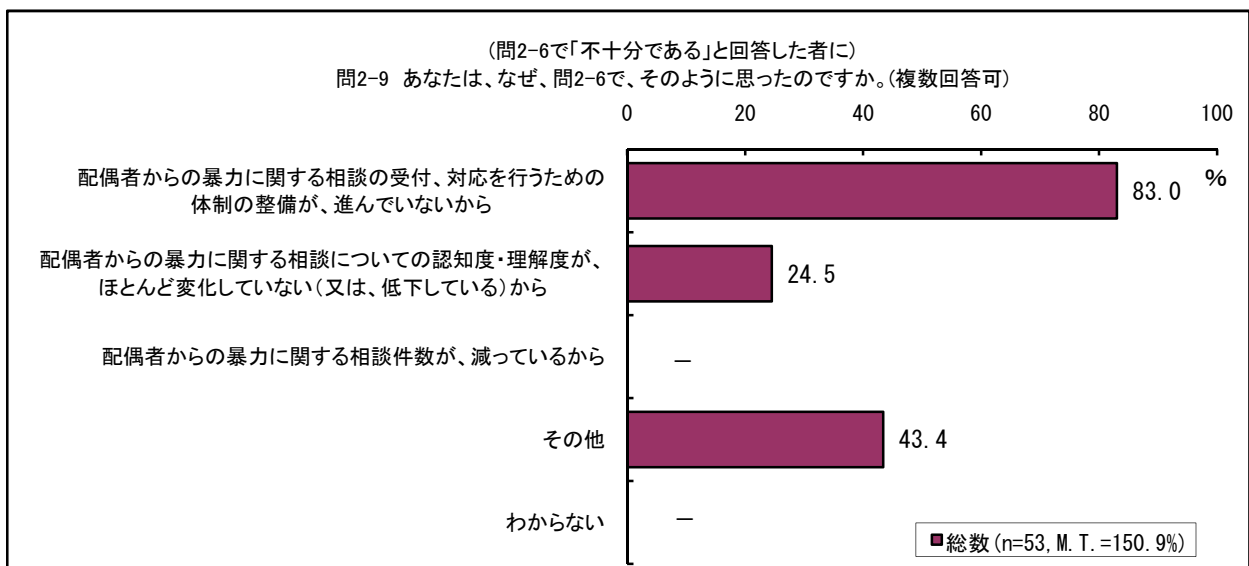
(8) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」が45.5%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから」が36.4%などとなっている。



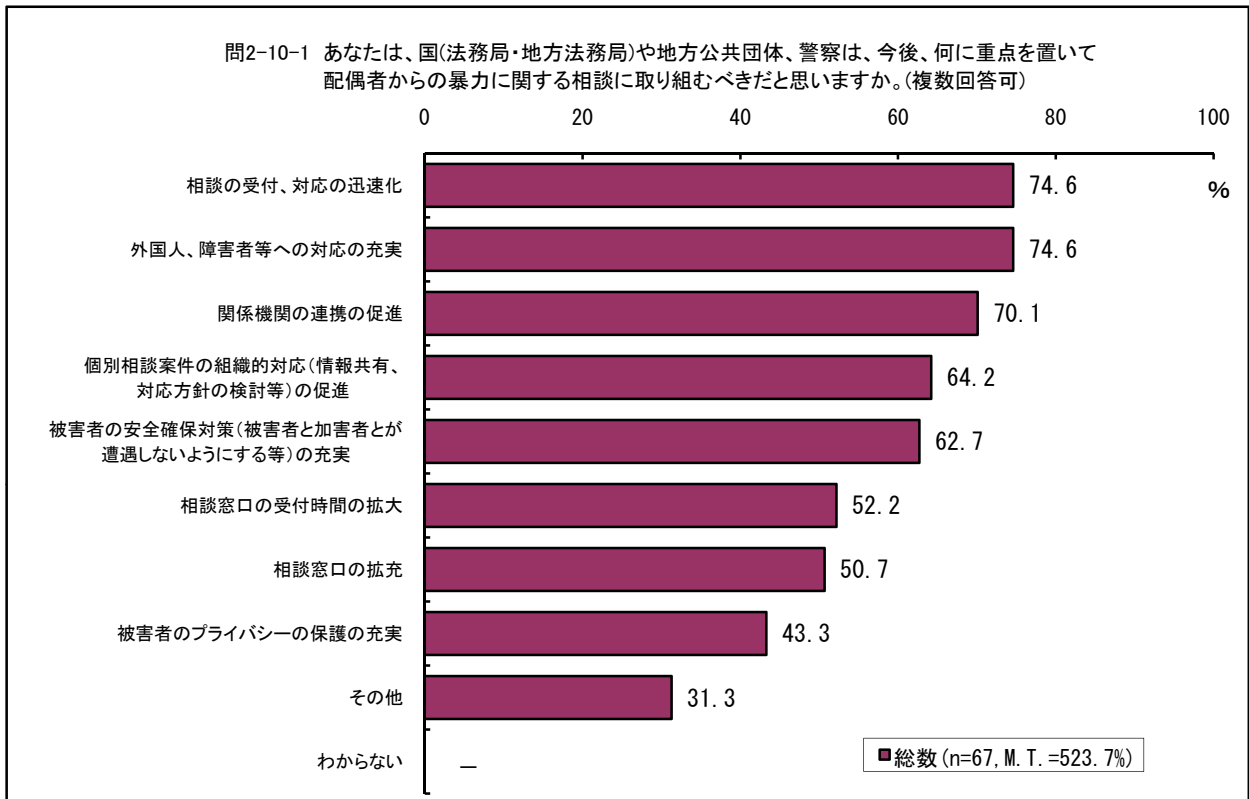
(9) 国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由

国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから」が83.0%と最も多く、次いで「その他」が43.4%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「相談員の質の向上が必要」、「関係機関の連携が不十分」、「研修が不足しており、二次被害が起きている」等である。



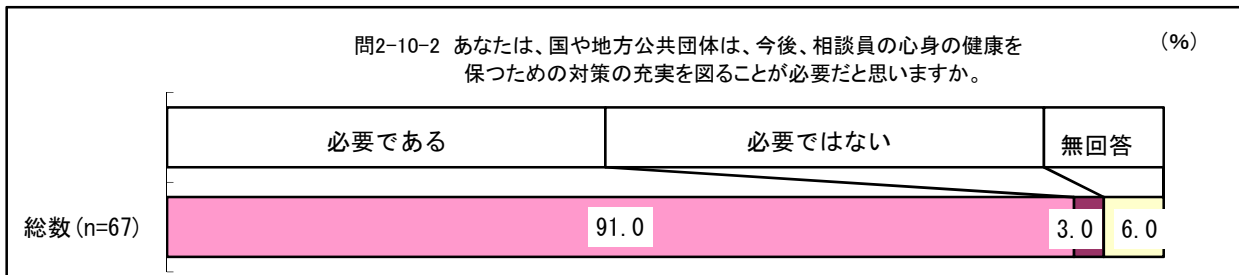
(10) 国や地方公共団体、警察は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきかたずねると、「相談の受付、対応の迅速化」及び「外国人、障害者等への対応の充実」が共に74.6%で最も多く、次いで「関係機関の連携の促進」が70.1%、「個別相談案件の組織的対応の促進」が64.2%、「被害者の安全確保対策の充実」が62.7%、「相談窓口の受付時間の拡大」が52.2%、「相談窓口の拡充」が50.7%などとなっている。



(11) 国や地方公共団体は今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実が必要か

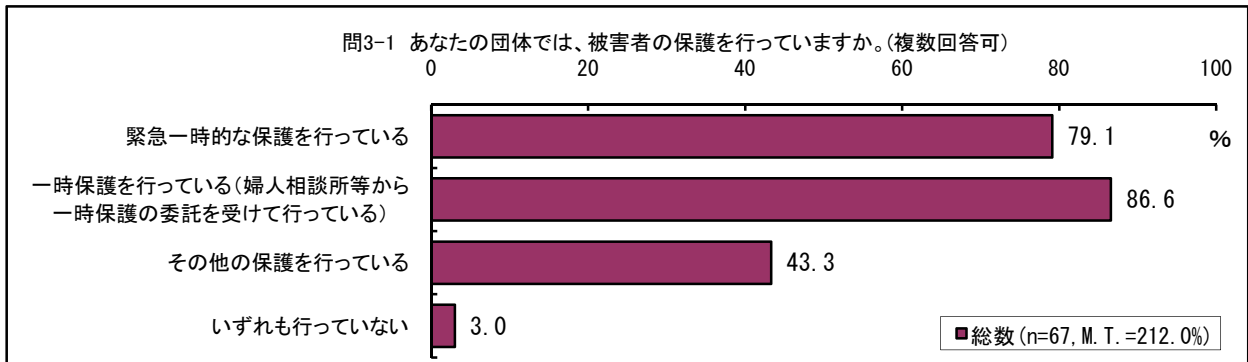
民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は今後、相談員の心身の健康を保つための対策の充実を図ることが必要かたずねると、「必要である」が91.0%、「必要ではない」が3.0%となっている。



## 4. 被害者の保護について

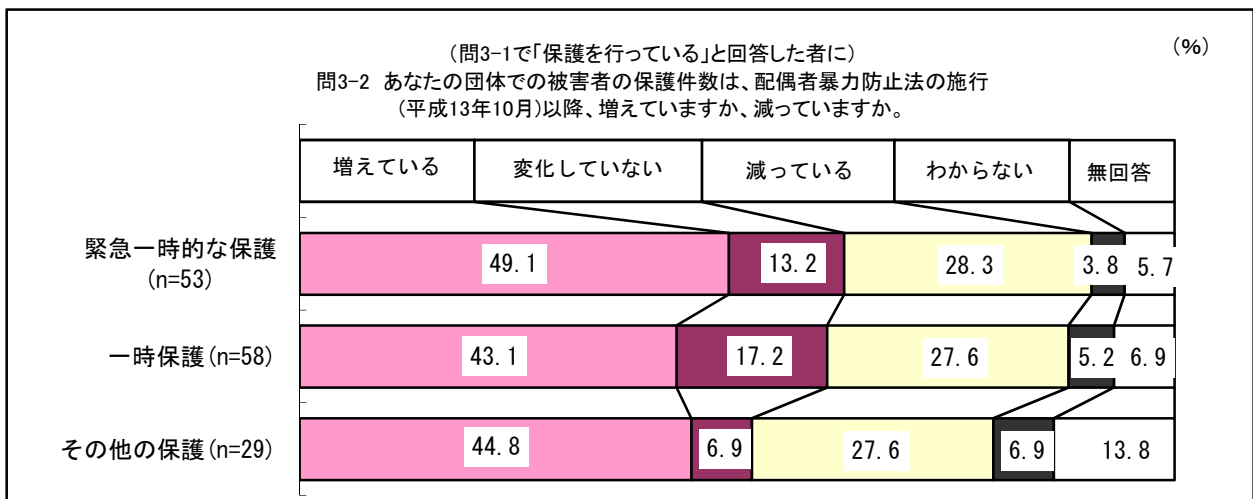
### (1) 所属団体は被害者の保護を行っているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、所属団体が行っている被害者の保護についてたずねると、「緊急一時的な保護を行っている」が79.1%、「一時保護を行っている（婦人相談所等から一時保護の委託を受けて行っている）」が86.6%、「その他の保護を行っている」が43.3%などとなっている。



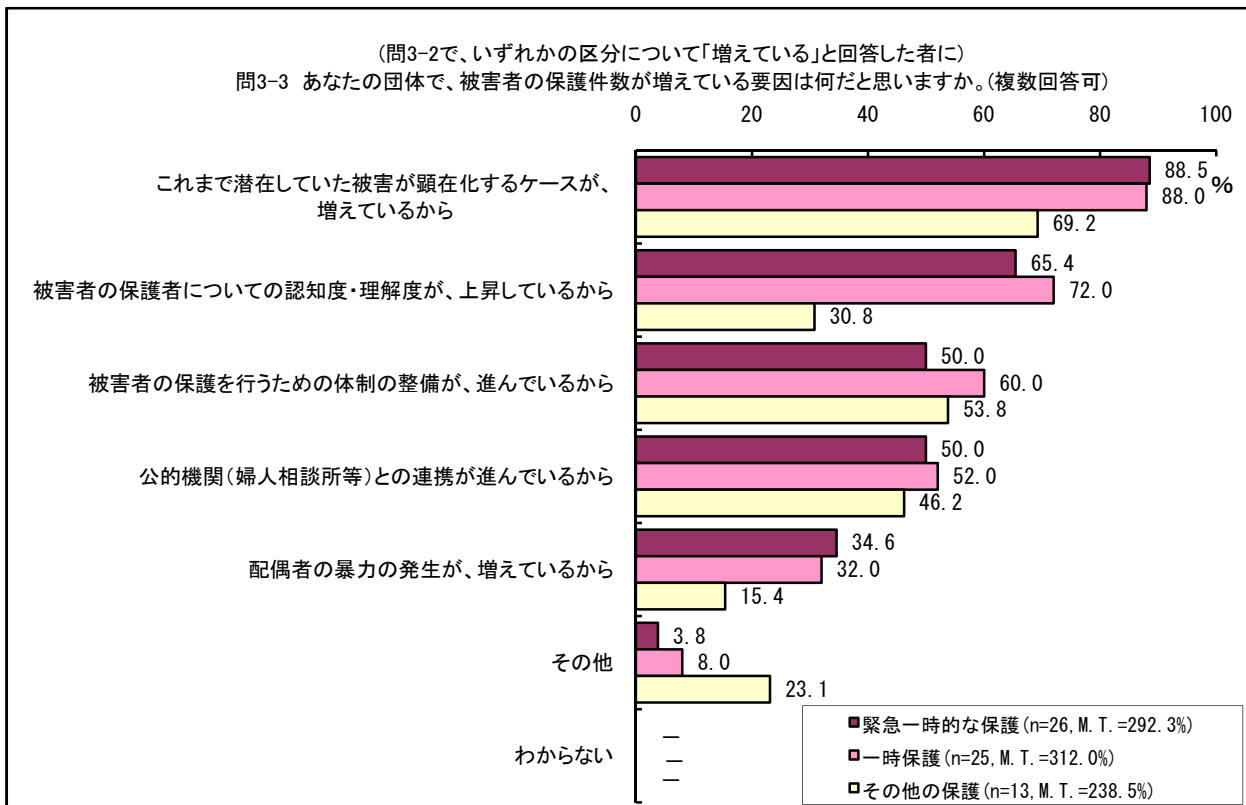
### (2) 配偶者暴力防止法の施行後における所属団体での被害者の保護件数の増減

所属団体で被害者の保護を行っている、と回答した者に、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）後における所属団体での被害者の保護件数の増減をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「増えている」が40%以上で最も多く、「減っている」は28%前後となっている。



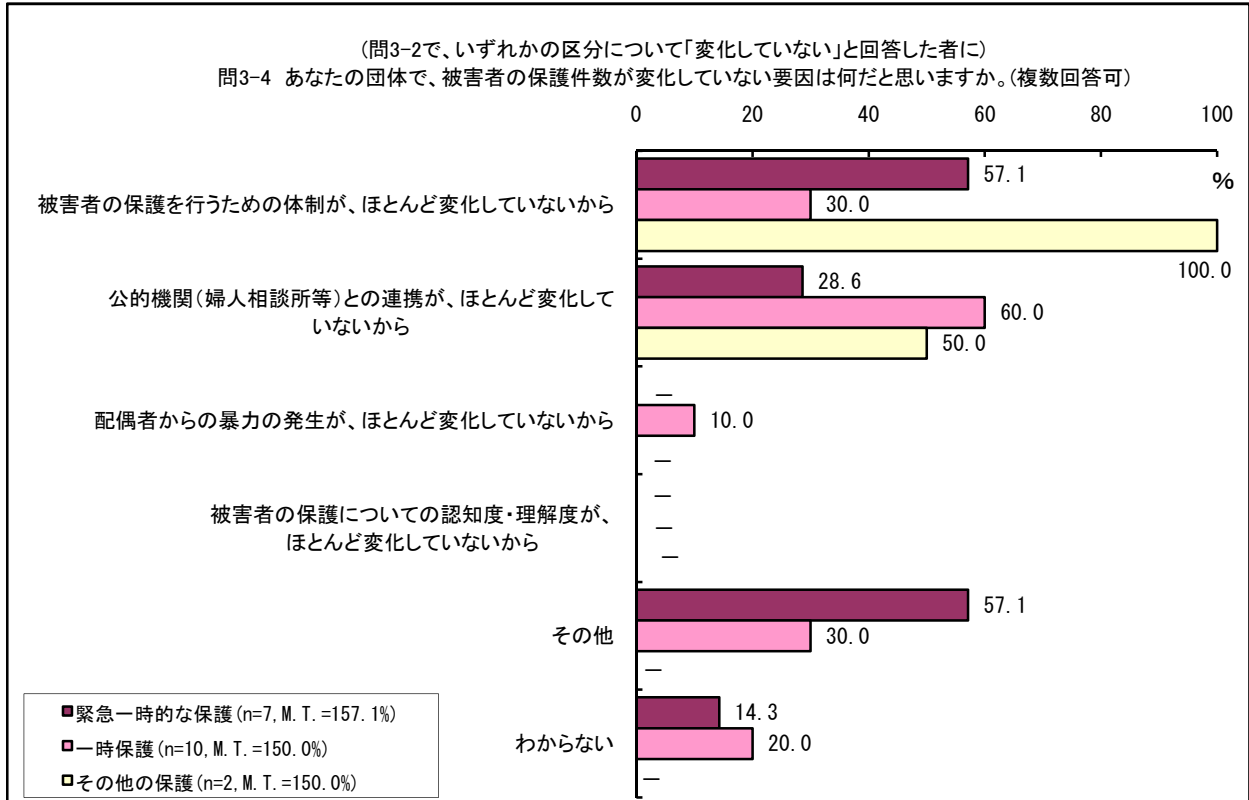
(3) 所属団体で被害者の保護件数が増えている要因

所属団体での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから」が最も多く、「緊急一時的な保護」及び「一時保護」については、次いで「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」、「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから」などとなっている。また、「その他の保護」については、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから」が2番目に多くとなっている。



(4) 所属団体で被害者の保護件数が変化していない要因

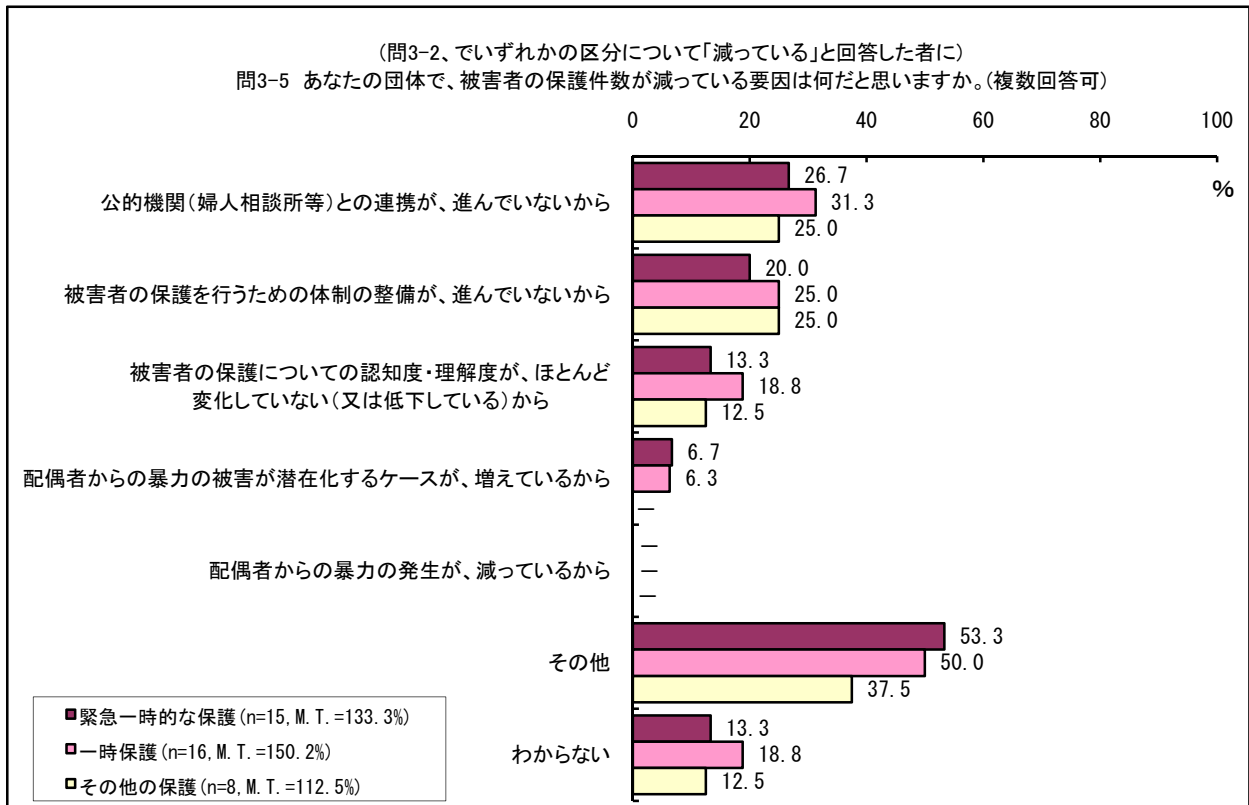
所属団体での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降変化していない、と回答した者に変化していない要因をたずねると、「緊急一時的な保護」及び「その他の保護」については「被害者の保護を行うための体制が、ほとんど変化していないから」、「一時保護」については「公的機関との連携が、ほとんど変化していないから」などとなっている。





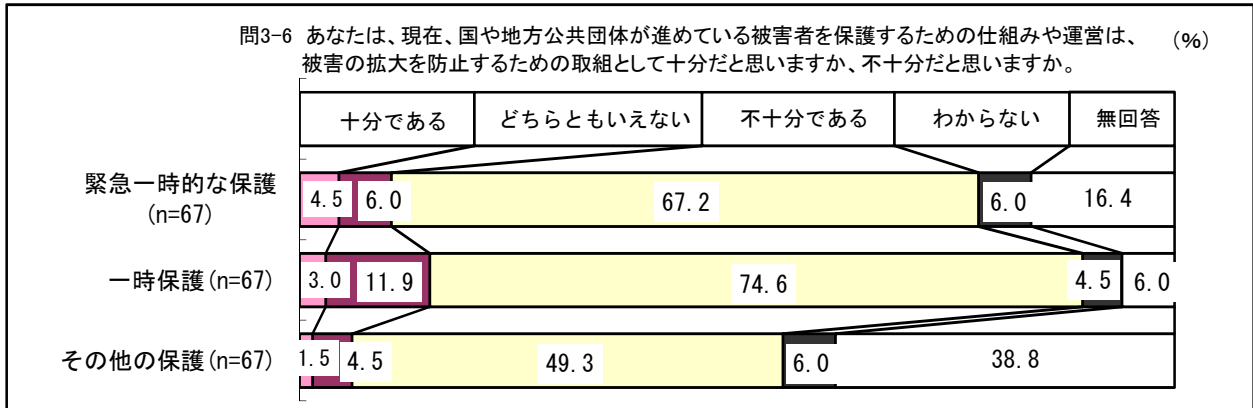
(5) 所属団体で被害者の保護件数が減っている要因

所属団体での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降減っている、と回答した者に減っている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「その他」が最も多く、「その他」の具体的な回答内容としては、「公的機関の充実」が多くなっている。「その他」以外では、「公的機関との連携が、進んでいないから」、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいないから」などとなっている。



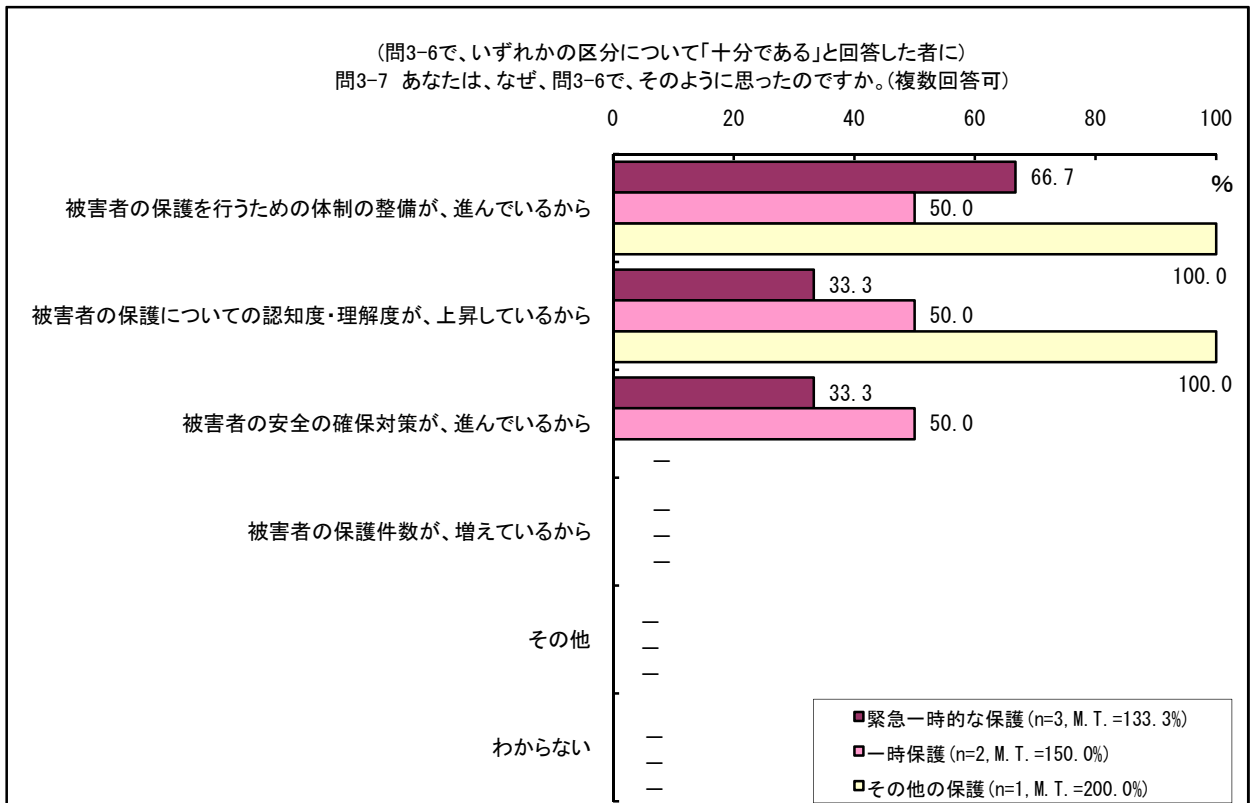
(6) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在、国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「不十分である」という回答が、「緊急一時的な保護」で67.2%、「一時保護」で74.6%、「その他の保護」で49.3%となっている。



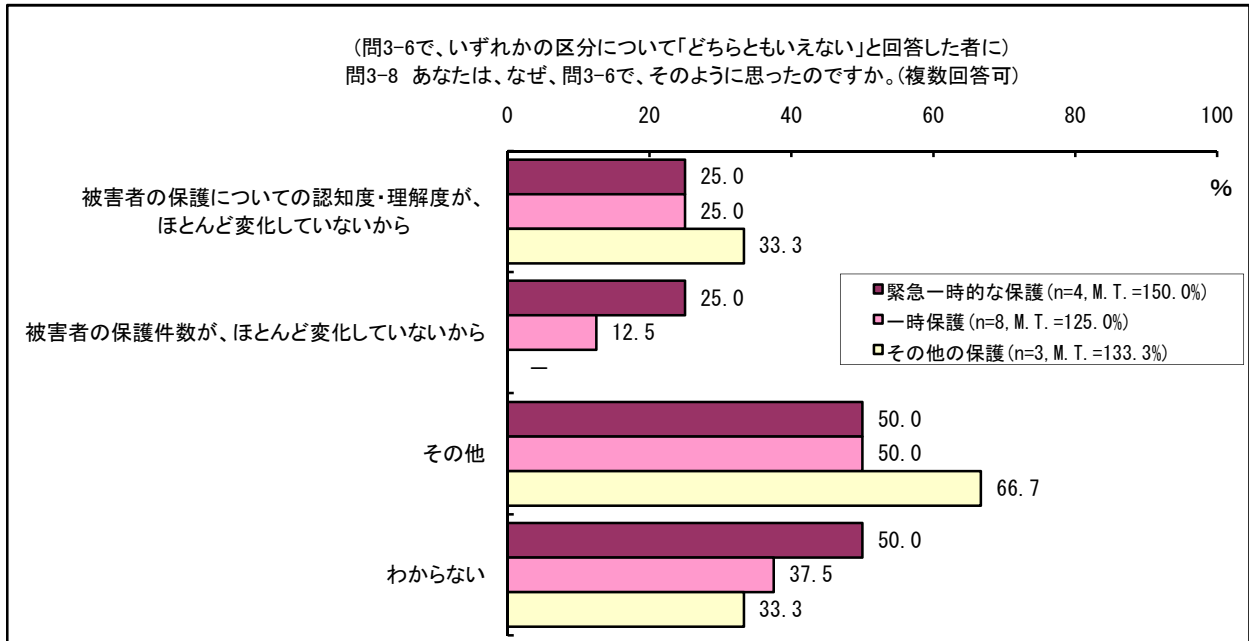
(7) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分だと思う理由

現在国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから」、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから」などを挙げている。



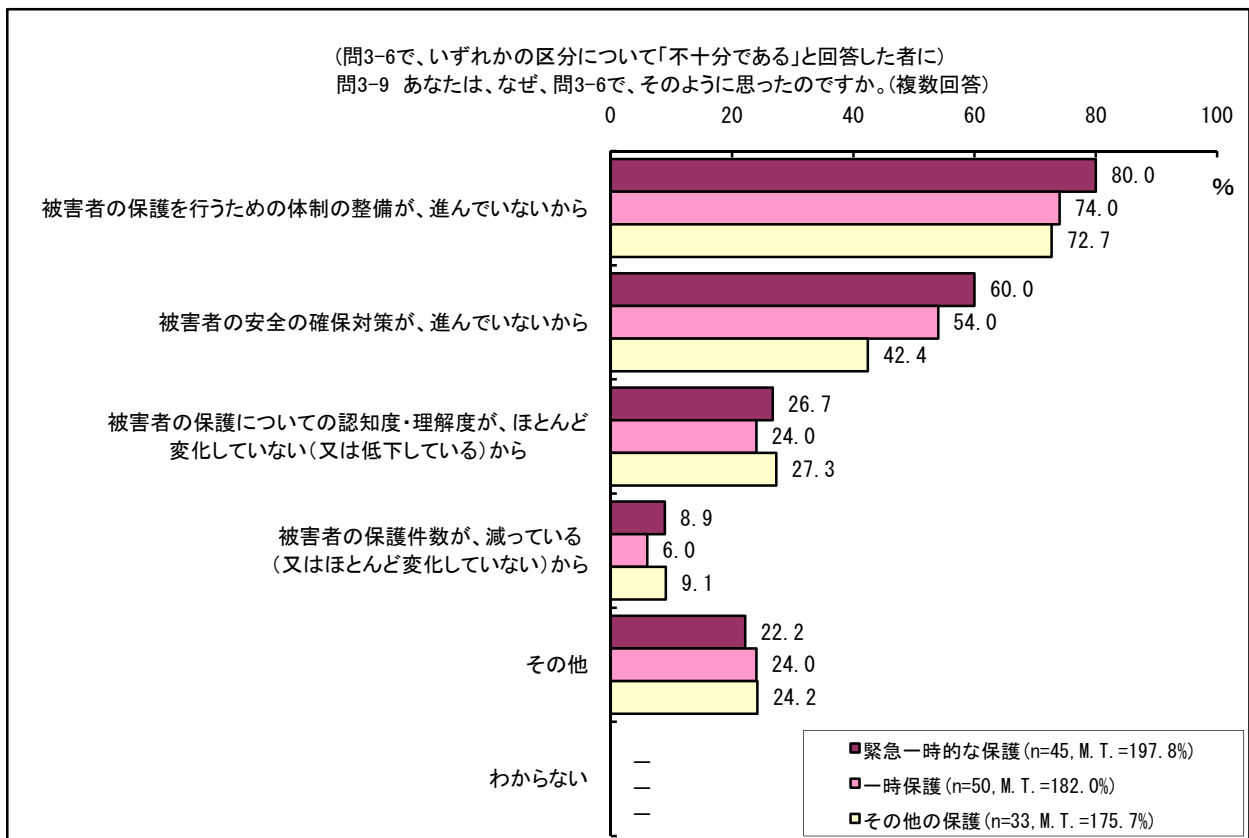
(8) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「その他」が最も多い。「その他」の具体的な回答内容は、「女性相談所の利用内容が不明」、「公的シェルターや母子生活支援施設に関し必ずしも規制がニーズに合致していない」等である。



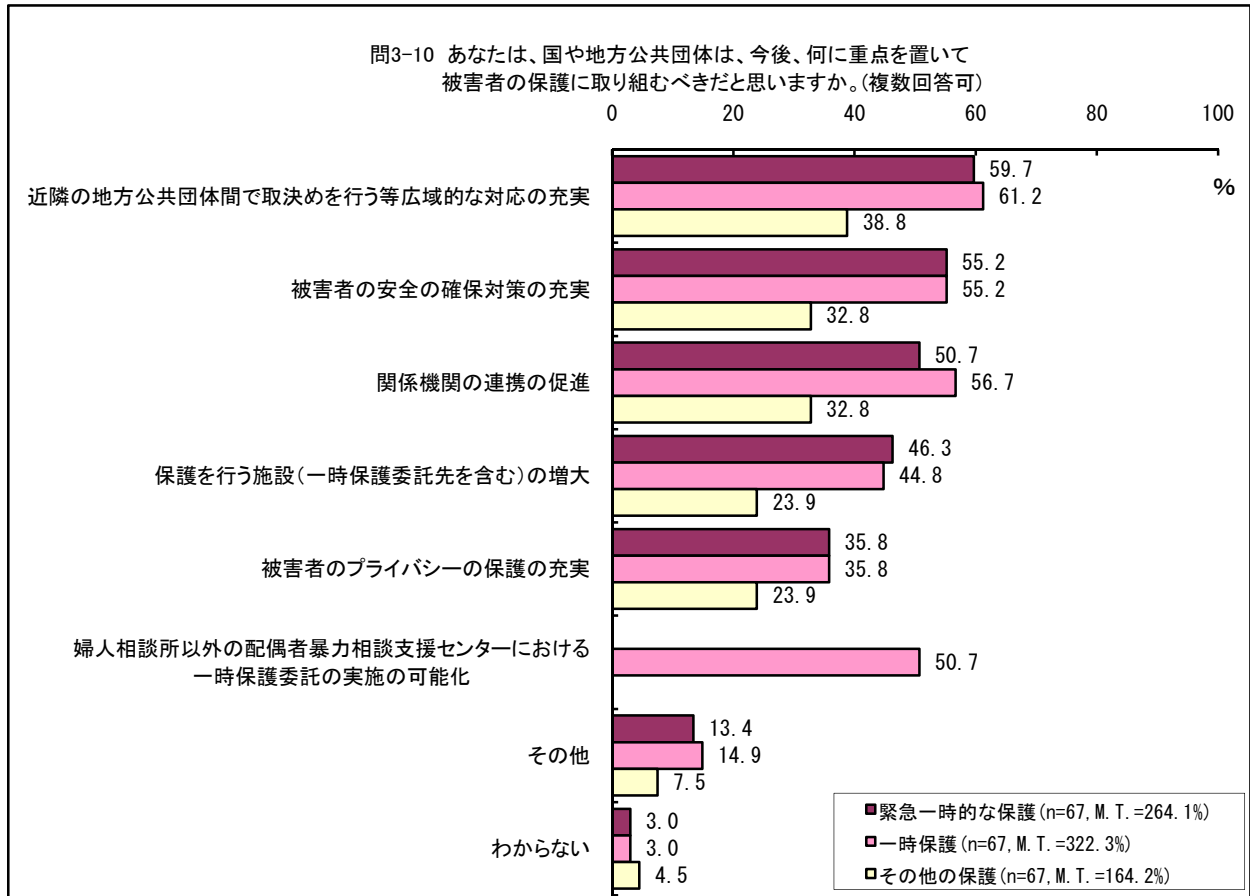
(9) 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として不十分だと思う理由

現在、国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいないから」が最も多い。次いで「被害者の安全の確保対策が進んでいないから」、「被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から」、「その他」などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「被害者に情報が十分に届いていない」、「保護を希望しても断られることがある」等である。



(10) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか

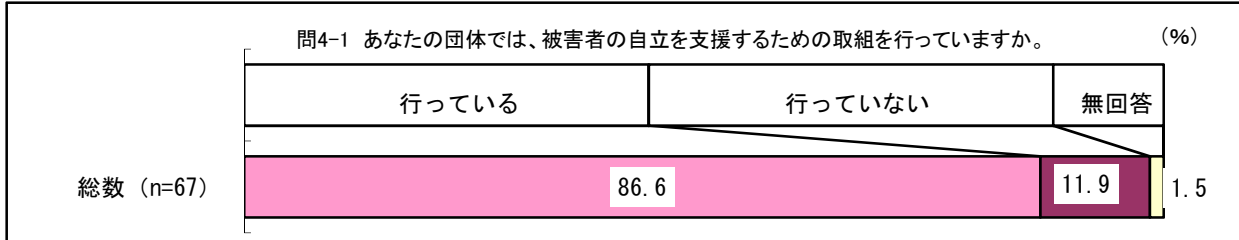
民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきかたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が最も多く、次いで「被害者の安全の確保対策の充実」、「関係機関の連携の充実」などとなっている。「一時保護」については、「婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護委託の実施の可能化」が50.7%となっている。



## 5. 被害者の自立支援について

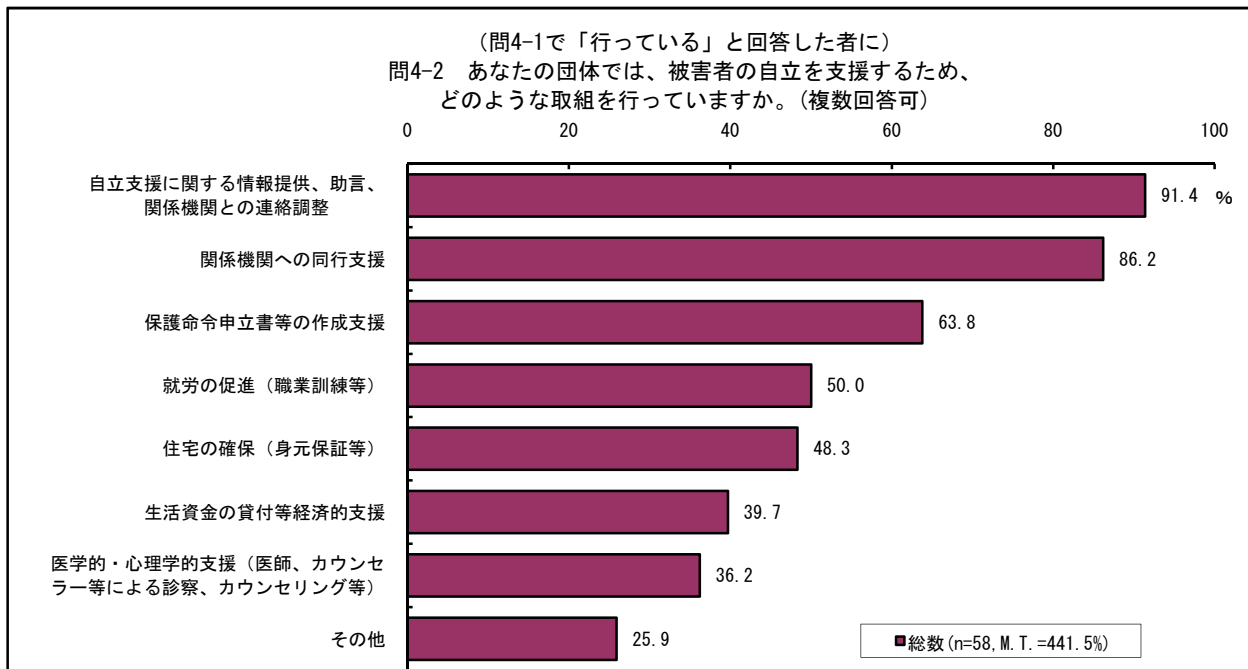
### (1) 所属団体は被害者の自立支援の取組を行っているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、所属団体で被害者の自立支援の取組を行っているかたずねると、「行っている」が86.6%、「行っていない」が11.9%となっている。



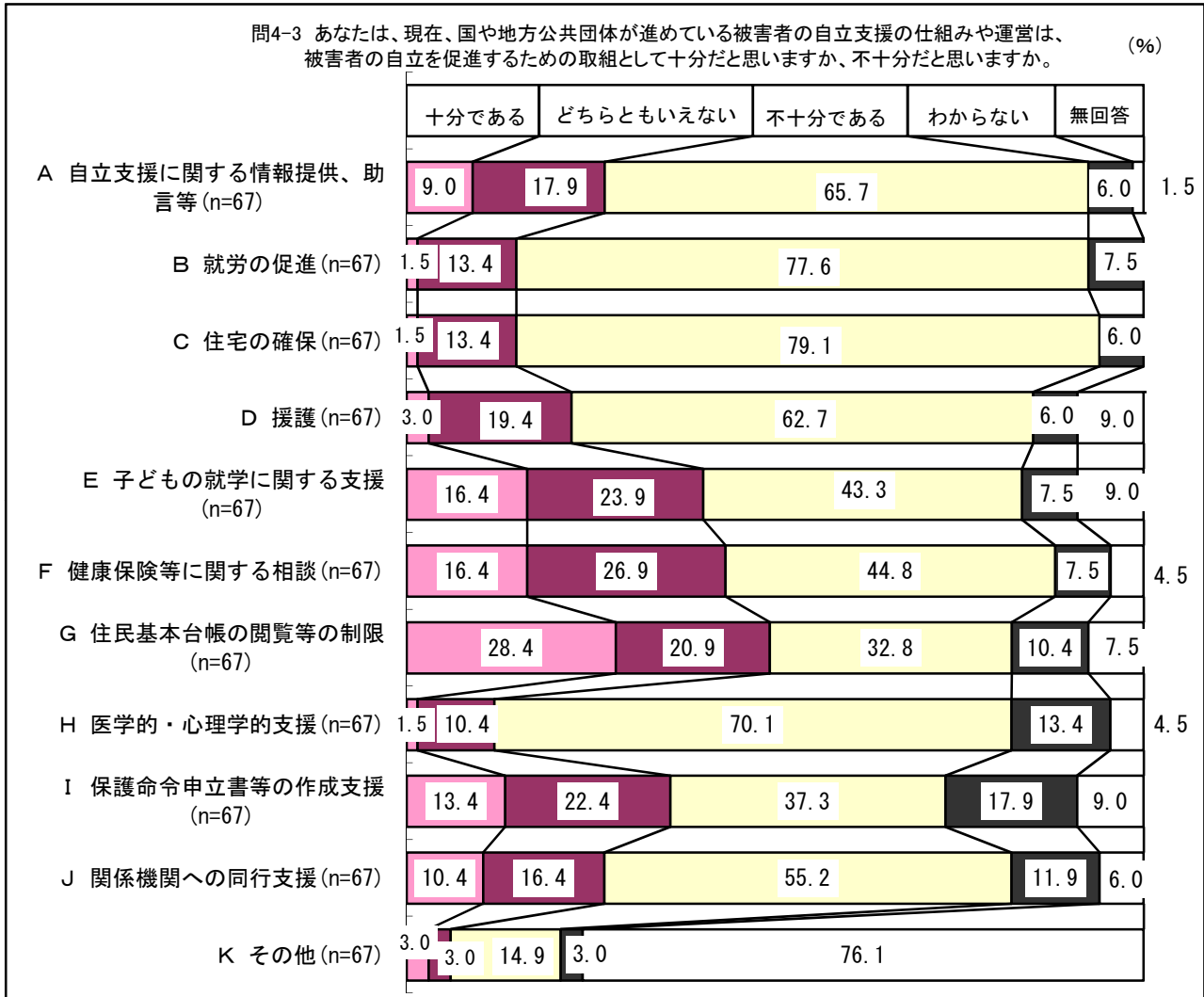
### (2) 所属団体が被害者の自立支援のために行っている取組

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、被害者の自立を支援するため、所属団体で行っている取組をたずねると、「自立支援に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整」が91.4%と最も多く、次いで「関係機関への同行支援」が86.2%、「保護命令申立書等の作成支援」が63.8%、「就労の促進」が50.0%、などとなっている。なお、「その他」の具体的な回答内容は、「自助グループの運営」、「退所後の支援」等である。



(3) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」という回答は、「G 住民基本台帳の閲覧等の制限」で28.4%などとなっており、「不十分である」という回答は、「C 住宅の確保」で79.1%、「B 就労の促進」で77.6%、「H 医学的・心理学的支援」で70.1%などとなっている。



| 項目                 | 数字は% | ①十分である | ②不十分である | ②-①  |
|--------------------|------|--------|---------|------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 |      | 9.0    | 65.7    | 56.7 |
| B 就労の促進            |      | 1.5    | 77.6    | 76.1 |
| C 住宅の確保            |      | 1.5    | 79.1    | 77.6 |
| D 援護               |      | 3.0    | 62.7    | 59.7 |
| E 子どもの就学に関する支援     |      | 16.4   | 43.3    | 26.9 |
| F 健康保険等に関する相談      |      | 16.4   | 44.8    | 28.4 |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    |      | 28.4   | 32.8    | 4.4  |
| H 医学的・心理学的支援       |      | 1.5    | 70.1    | 68.6 |
| I 保護命令申立書等の作成支援    |      | 13.4   | 37.3    | 23.9 |
| J 関係機関への同行支援       |      | 10.4   | 55.2    | 44.8 |
| K その他              |      | 3.0    | 14.9    | 11.9 |

(4) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思う理由

現在、国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「E 子どもの就学に関する支援」と「F 健康保険等に関する相談」については、「自立支援を行うための体制の整備が進んでいるから」、「G 住民基本台帳の閲覧等の制限」については、「自立支援についての認知度・理解度が上昇しているから」などとなっている。

(問4-3でいずれかの取組について「十分である」と回答した者に)  
問4-4 あなたはなぜ、問4-3でそのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答             | n  | 自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、<br>増えてい<br>るから | 自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、<br>増えてい<br>るから | 自立支援<br>について<br>の認知<br>度・理解<br>度が、上<br>昇してい<br>るから | 自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備<br>が、進ん<br>でいるか<br>ら | その他 | わからな<br>い | M.T.(%) |
|------------------------|----|---|---|--|--|-----|-----------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、<br>助言等 | 6  | 16.7  | 33.3  | 66.7   | 50.0   | -   | -         | 166.7   |
| B 就労の促進                | 1  | 100.0   | -   | -  | -  | -   | -         | 100.0   |
| C 住宅の確保                | 1  | 100.0   | -   | -  | -  | -   | -         | 100.0   |
| D 援護                   | 2  | 50.0  | 50.0  | 50.0   | -  | -   | -         | 150.0   |
| E 子どもの就学に関する支援         | 11 | 27.3  | -   | 9.1  | 63.6   | 9.1 | 9.1       | 118.2   |
| F 健康保険等に関する相談          | 11 | 27.3  | 9.1   | 36.4   | 54.5   | 9.1 | -         | 136.4   |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限        | 19 | 21.1  | 10.5  | 47.4   | 26.3   | -   | 5.3       | 110.6   |
| H 医学的・心理学的支援           | 1  | 100.0   | -   | -  | -  | -   | -         | 100.0   |
| I 保護命令申立書等の作成支援        | 9  | 22.2  | 11.1  | 33.3   | 22.2   | -   | -         | 88.8    |
| J 関係機関への同行支援           | 7  | 14.3  | -   | -  | 42.9   | -   | 14.3      | 71.5    |
| K その他                  | 2  | -   | -   | -  | -  | -   | 50.0      | 50.0    |



## (5) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから」などとなっている。

(問4-3でいずれかの取組について「どちらともいえない」と回答した者に)  
問4-5 あなたは、なぜ、問4-3で、そのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答         | n  | 自立支援によって救済される被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | その他  | わからない | M.T.(%) |
|--------------------|----|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------|-------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 | 12 | -                                 | 8.3                           | 33.3                            | 16.7 | 16.7  | 75.0    |
| B 就労の促進            | 9  | 11.1                              | 11.1                          | 33.3                            | 33.3 | 11.1  | 99.9    |
| C 住宅の確保            | 9  | -                                 | -                             | 44.4                            | 22.2 | 11.1  | 77.7    |
| D 援護               | 13 | -                                 | -                             | 46.2                            | 15.4 | 15.4  | 77.0    |
| E 子どもの就学に関する支援     | 16 | -                                 | -                             | 37.5                            | 12.5 | 18.8  | 68.8    |
| F 健康保険等に関する相談      | 18 | -                                 | -                             | 44.4                            | -    | 22.2  | 66.6    |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    | 14 | -                                 | -                             | 50.0                            | 21.4 | 21.4  | 92.8    |
| H 医学的・心理学的支援       | 7  | -                                 | 14.3                          | 14.3                            | -    | 28.6  | 57.2    |
| I 保護命令申立書等の作成支援    | 15 | 6.7                               | 6.7                           | 26.7                            | 13.3 | 26.7  | 80.1    |
| J 関係機関への同行支援       | 11 | 9.1                               | 9.1                           | 18.2                            | 27.3 | 9.1   | 72.8    |
| K その他              | 2  | -                                 | -                             | 50.0                            | -    | 50.0  | 100.0   |

(6) 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分だと思う理由

現在、国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、いずれの取組についても、「自立支援を行うための体制の整備が、進んでいないから」が最も多く、次いで「自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から」などとなっている。

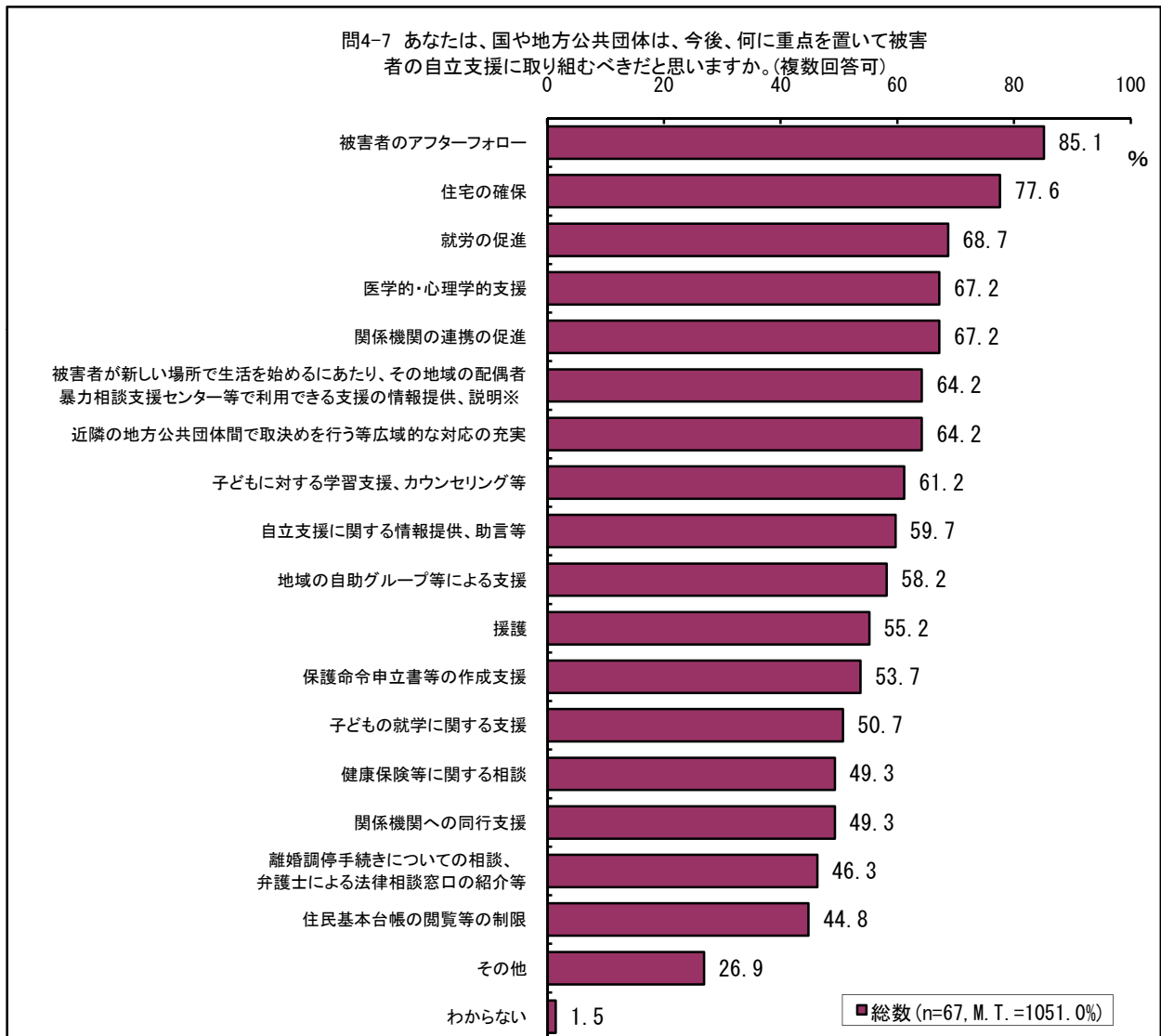
(問4-3でいずれかの取組について「不十分である」と回答した者に)  
問4-6 あなたは、なぜ、問4-3で、そのように思ったのですか。(複数回答可)

(単位：人、%)

| 網かけは最も多い回答         | n  | 自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、<br>ほとんど<br>変化して<br>いない(又<br>は減って<br>いる)から | 自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、<br>ほとんど<br>変化して<br>いない(又<br>は減って<br>いる)から | 自立支援<br>について<br>の認知<br>度・理解<br>度が、ほ<br>とんど変<br>化してい<br>ない(又<br>は低下し<br>ている)か<br>ら | 自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備<br>が、進ん<br>でいない<br>から | その他  | わからな<br>い | M.T.(%) |
|--------------------|----|--|--|---|---|------|-----------|---------|
| A 自立支援に関する情報提供、助言等 | 44 | 6.8  | 11.4   | 29.5  | 79.5  | 2.3  | -         | 129.5   |
| B 就労の促進            | 52 | 13.5   | 11.5   | 25.0  | 75.0  | 7.7  | -         | 132.7   |
| C 住宅の確保            | 53 | 7.5  | 11.3   | 28.3  | 84.9  | 7.5  | -         | 139.5   |
| D 援護               | 42 | 9.5  | 11.9   | 28.6  | 83.3  | 2.4  | -         | 135.7   |
| E 子どもの就学に関する支援     | 29 | 10.3   | 13.8   | 31.0  | 69.0  | 3.4  | -         | 127.5   |
| F 健康保険等に関する相談      | 30 | 6.7  | 6.7  | 33.3  | 76.7  | 3.3  | -         | 126.7   |
| G 住民基本台帳の閲覧等の制限    | 22 | 9.1  | 13.6   | 36.4  | 72.7  | 9.1  | -         | 140.9   |
| H 医学的・心理学的支援       | 47 | 6.4  | 8.5  | 27.7  | 72.3  | 4.3  | -         | 119.2   |
| I 保護命令申立書等の作成支援    | 25 | 8.0  | 16.0   | 28.0  | 72.0  | 4.0  | -         | 128.0   |
| J 関係機関への同行支援       | 37 | 8.1  | 10.8   | 32.4  | 73.0  | 8.1  | -         | 132.4   |
| K その他              | 10 |  | 10.0   | 20.0  | 70.0  | 20.0 | -         | 120.0   |

(7) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきかたずねると、「被害者のアフターフォロー」が85.1%と最も多く、次いで「住宅の確保」が77.6%、「就労の促進」が68.7%、「医学的・心理学的支援」及び「関係機関の連携の促進」が共に67.2%、「被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明」及び「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が共に64.2%、「子どもに対する学習支援、カウンセリング等」が61.2%、「自立支援に関する情報提供、助言等」が59.7%、「地域の自助グループ等による支援」が58.2%、「援護」が55.2%、「保護命令申立書等の作成支援」が53.7%などとなっている。

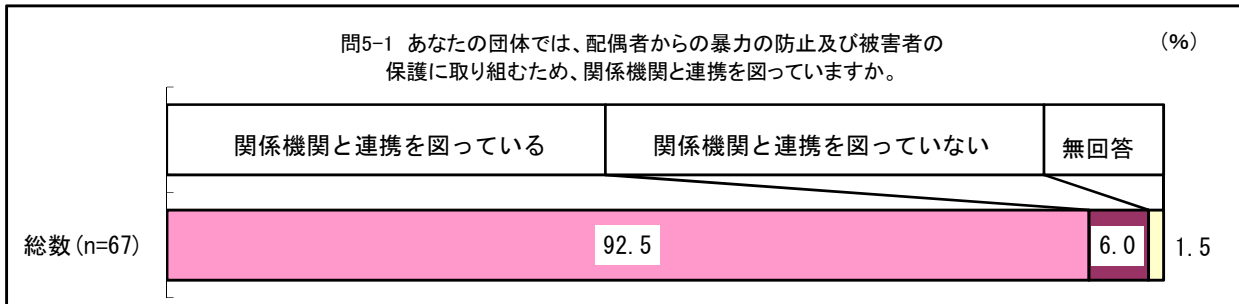


※ 被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明

## 6. 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について

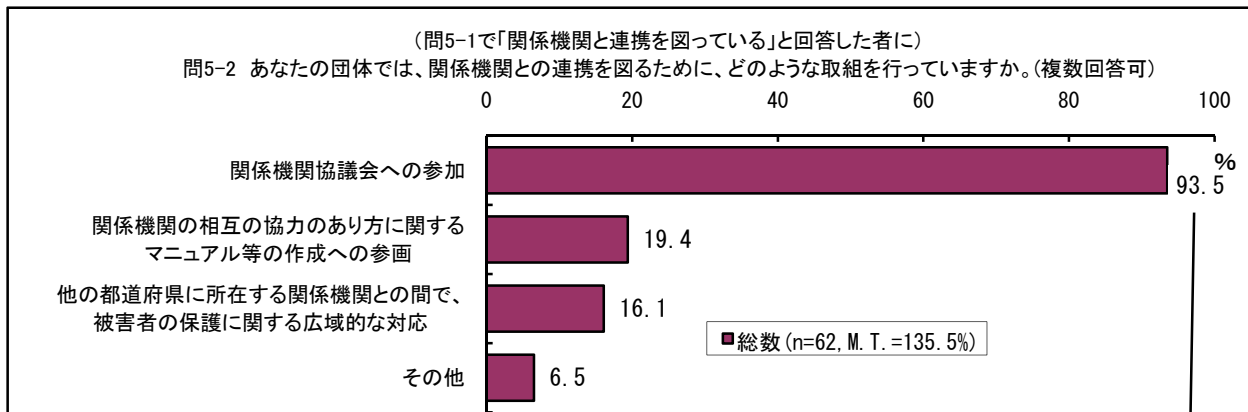
### (1) 所属団体では配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組むため、関係機関との連携を図っているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、所属団体で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っているかたずねると、「関係機関と連携を図っている」が92.5%、「関係機関と連携を図っていない」が6.0%となっている。

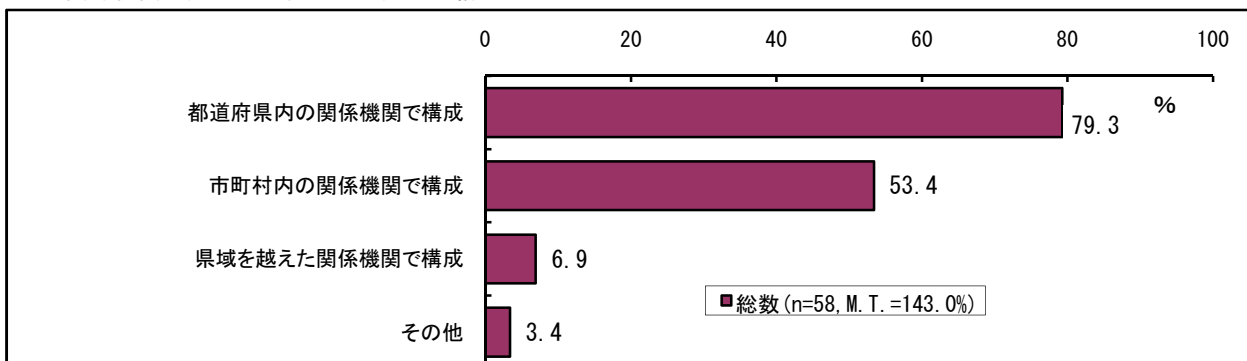


### (2) 所属団体が関係機関との連携を図るために行っている取組

所属団体で関係機関との連携を図っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「関係機関協議会への参加」が93.5%と最も多く、次いで「関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成への参画」が19.4%、「他の都道府県に所在する関係機関との間で、被害者の保護に関する広域的な対応」が16.1%などとなっている。所属団体が参加している協議会については、「都道府県内の関係機関で構成」が79.3%、「市町村内の関係機関で構成」が53.4%などとなっている。

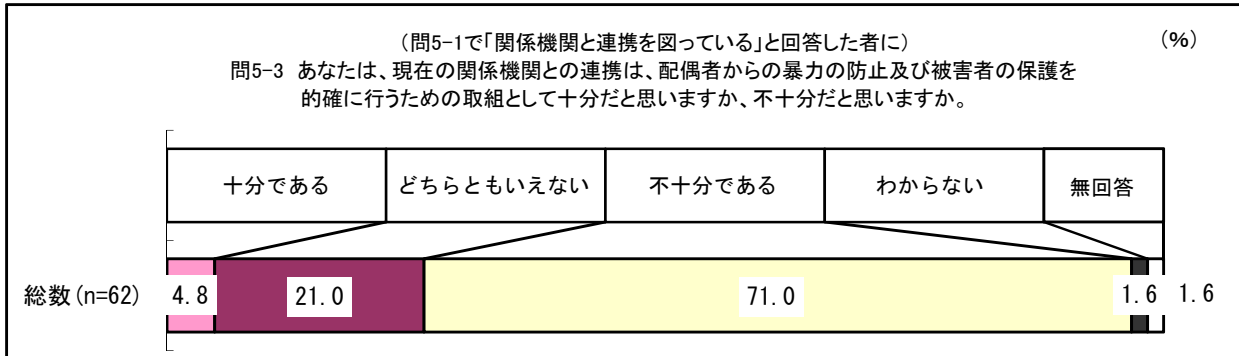


#### (関係機関協議会への参加) 協議会の構成レベル



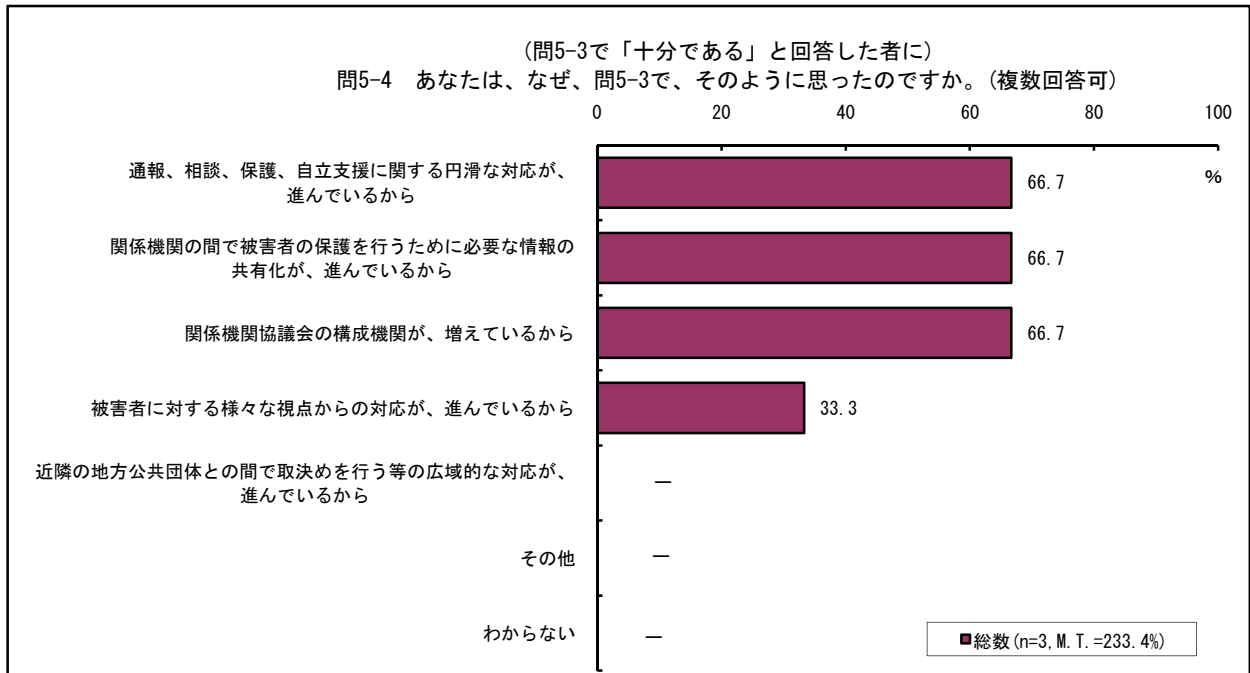
(3) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分か

所属団体が関係機関との連携を図っている、と回答した者に、現在の関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分かたずねると、「十分である」が4.8%、「不十分である」が71.0%、「どちらともいえない」が21.0%などとなっている。



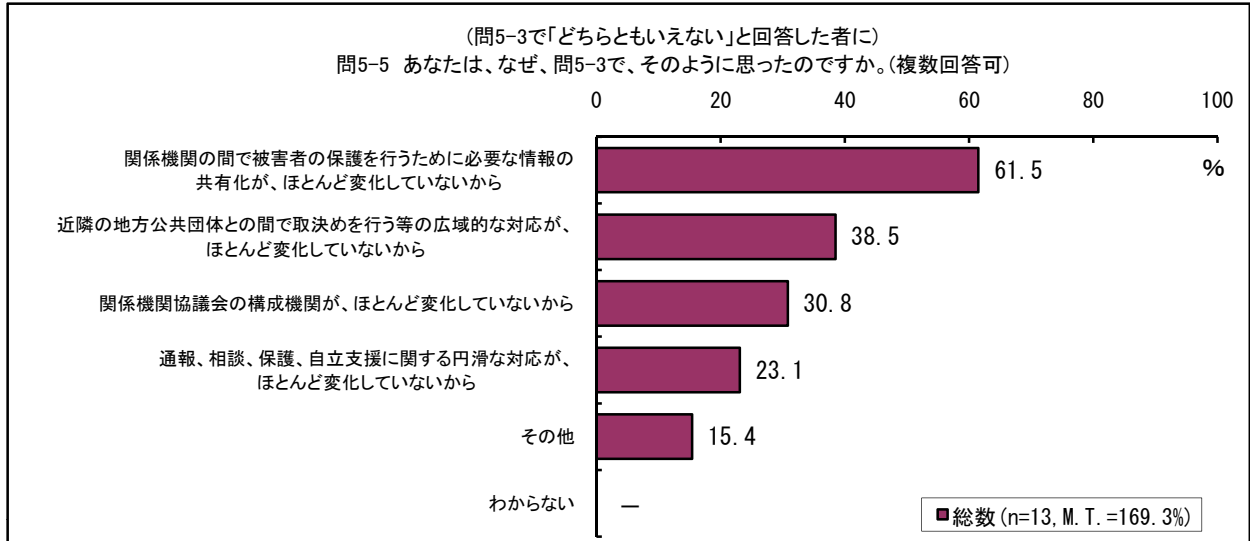
(4) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分だと思う理由

現在の関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が進んでいるから」、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が進んでいるから」及び「関係機関協議会の構成機関が増えているから」などとなっている。



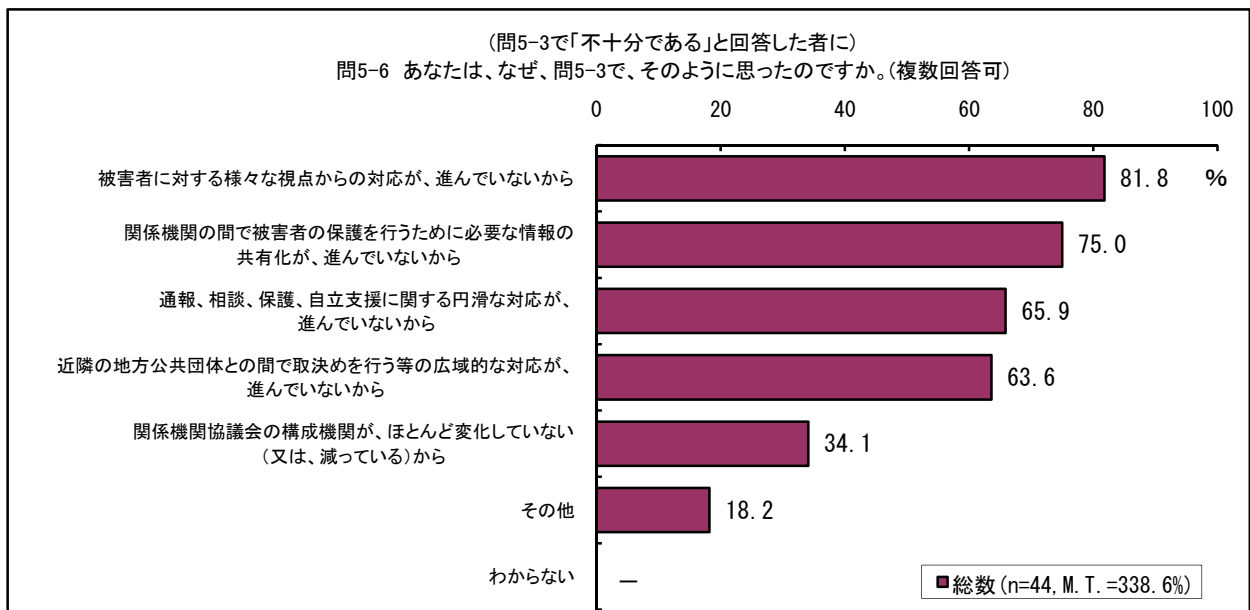
(5) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在の関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから」が61.5%と最も多く、次いで「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、ほとんど変化していないから」が38.5%などとなっている。



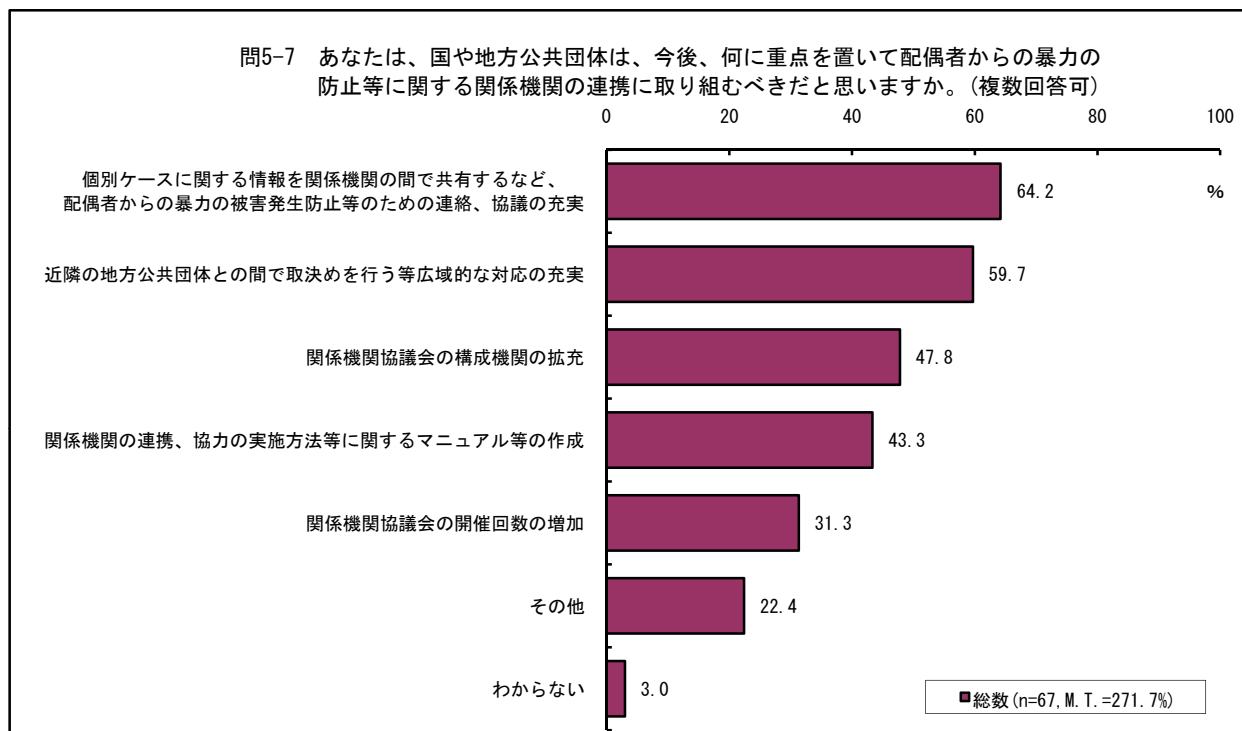
(6) 関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として不十分だと思う理由

現在の関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから」が81.8%と最も多く、次いで「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから」が75.0%、「通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから」が65.9%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいないから」が63.6%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に取り組むべきか

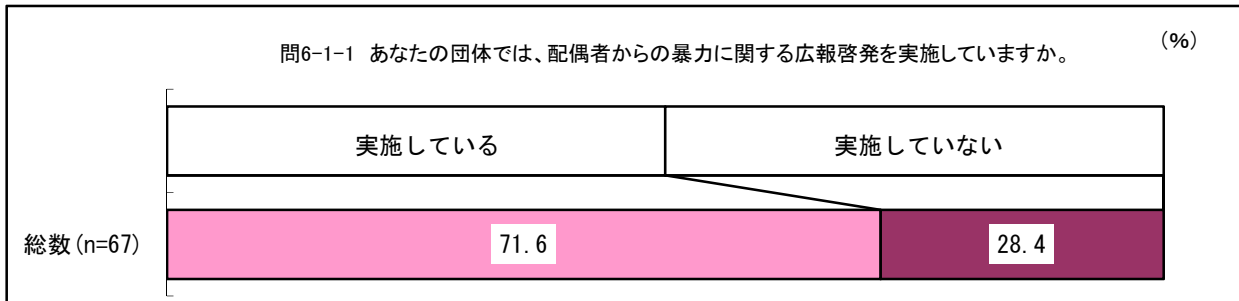
民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携に取り組むべきかたずねると、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が64.2%と最も多く、次いで「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が59.7%、「関係機関協議会の構成機関の拡充」が47.8%、「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」が43.3%などとなっている。



## 7. 配偶者からの暴力に関する広報啓発について

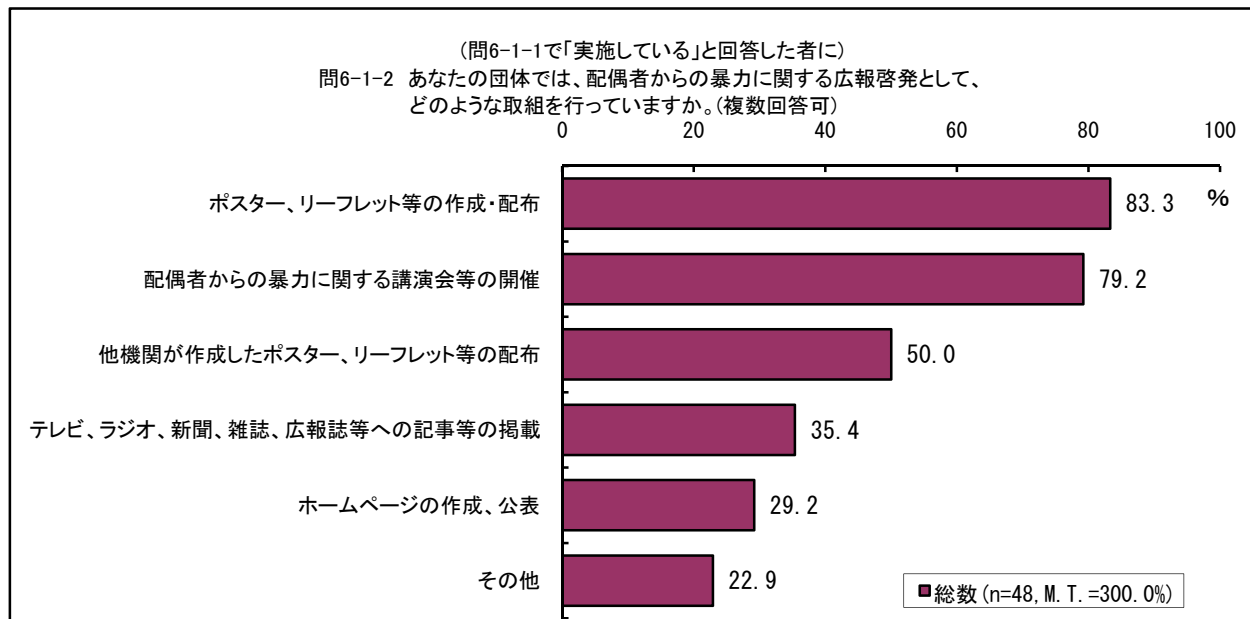
### (1) 所属団体では配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、所属団体で配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施しているかたずねると、「実施している」が71.6%、「実施していない」が28.4%となっている。



### (2) 所属団体が行う配偶者からの暴力に関する広報啓発の取組

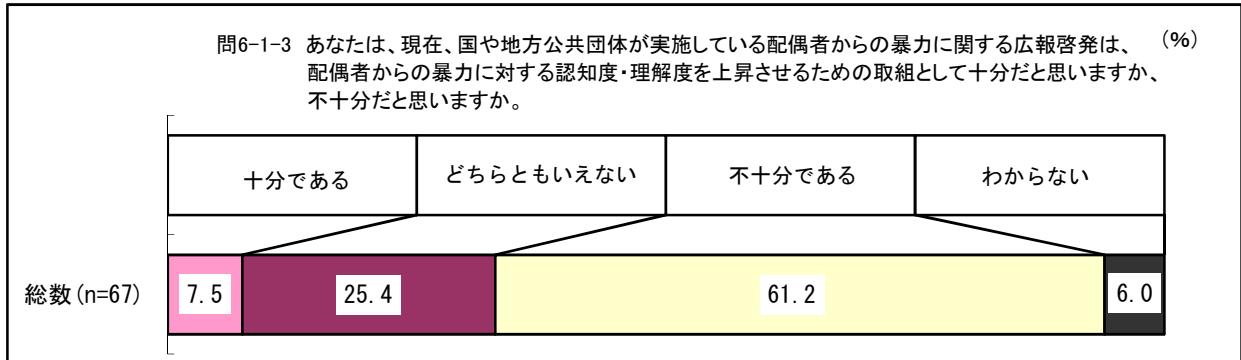
所属団体で配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施している、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「ポスター、リーフレット等の作成・配布」が83.3%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する講演会等の開催」が79.2%、「他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布」が50.0%などとなっている。





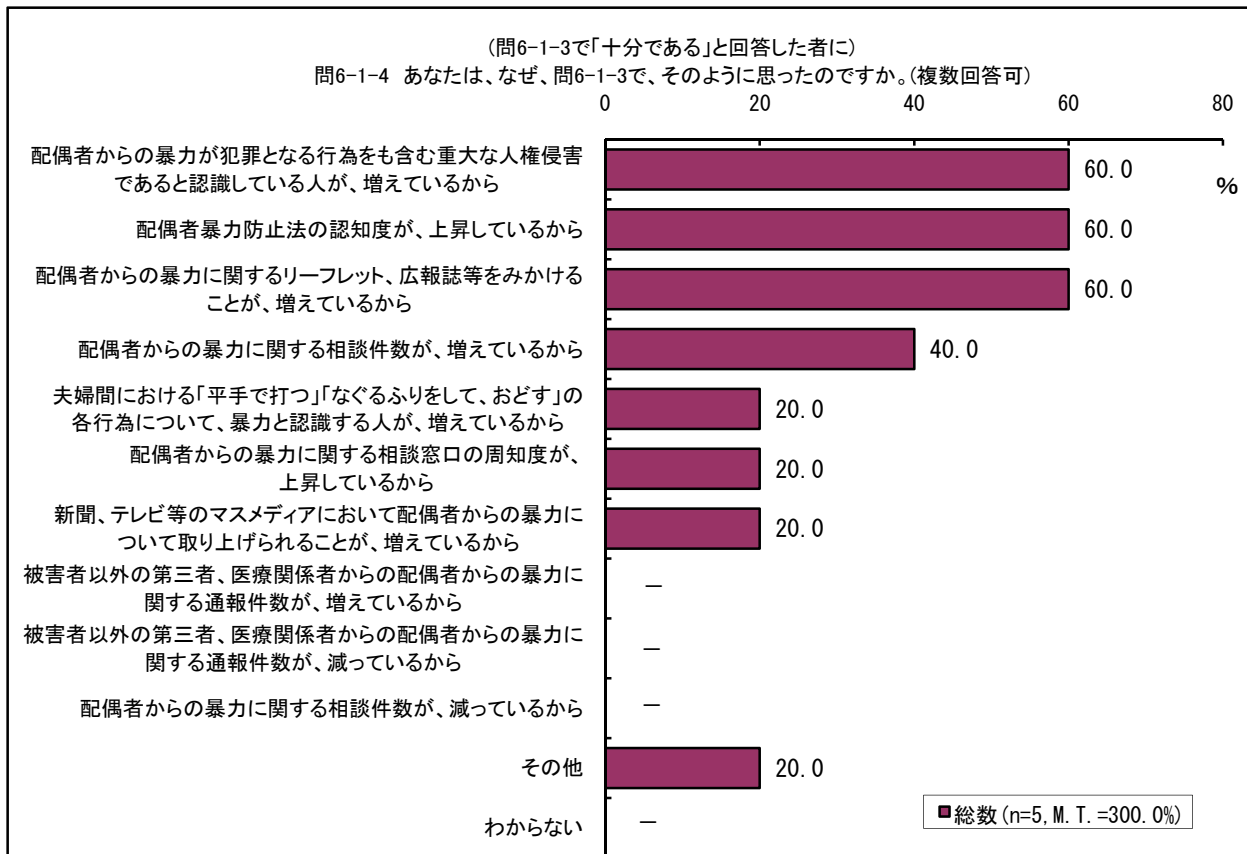
(3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分かたずねると、「十分である」が7.5%、「不十分である」が61.2%、「どちらともいえない」が25.4%などとなっている。



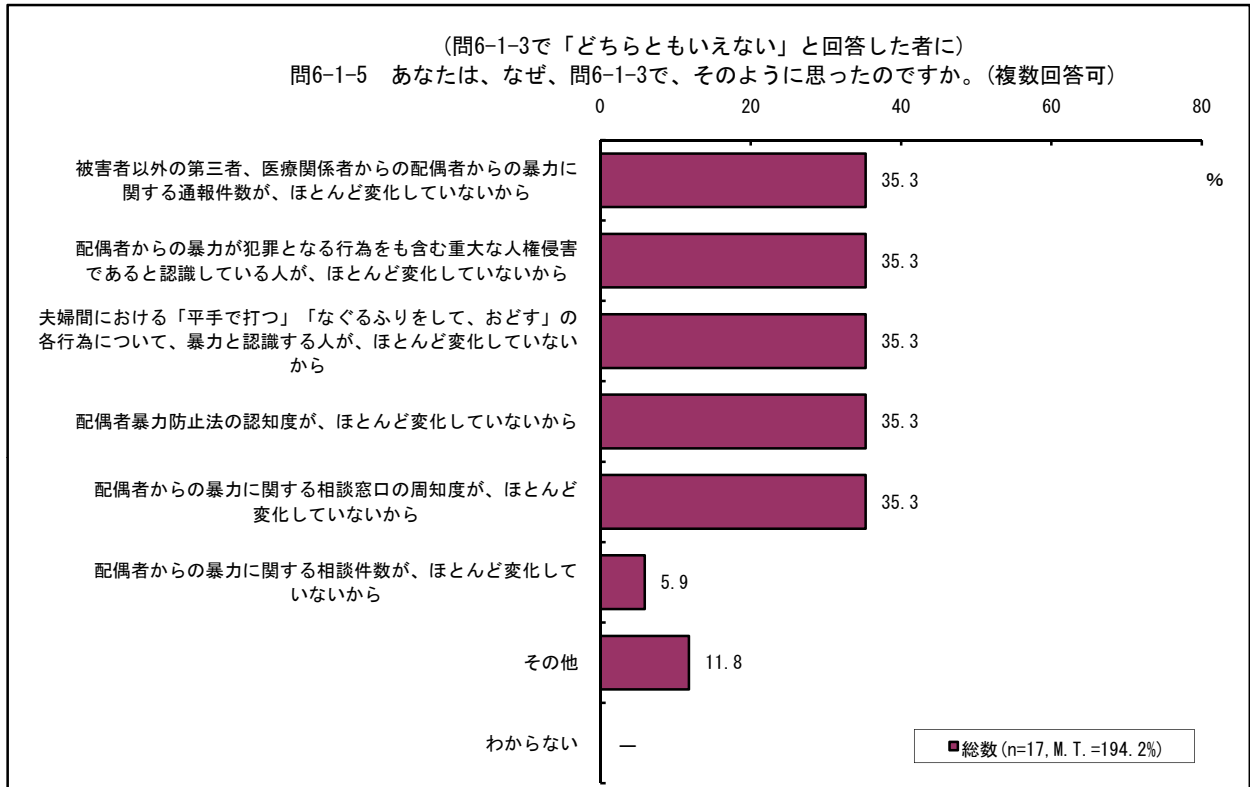
(4) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分であると思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、増えているから」、「配偶者暴力防止法の認知度が、上昇しているから」及び「配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等をみかけることが、増えているから」などとなっている。



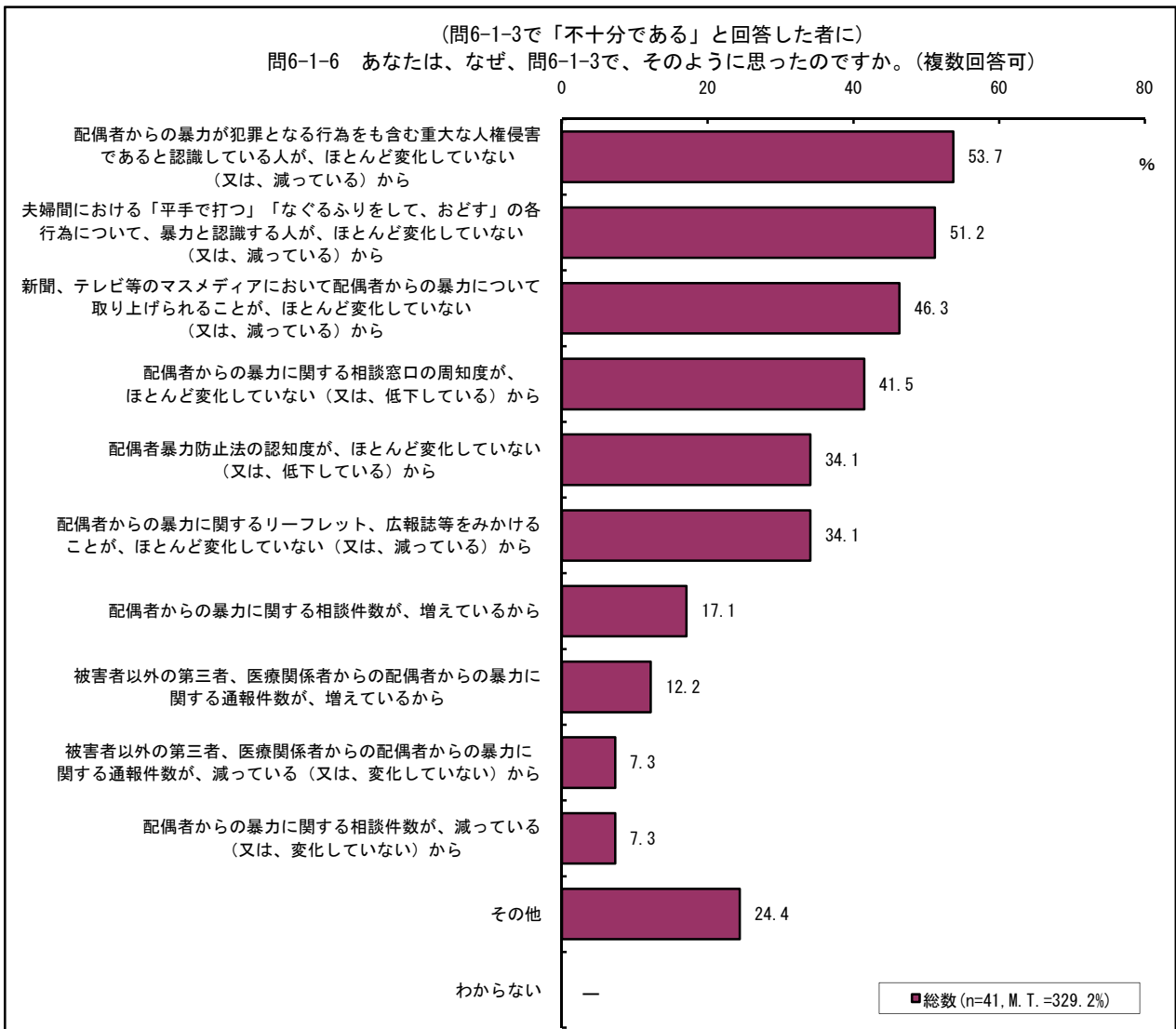
(5) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから」、「配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していないから」など5つの回答が同率の35.3%となっている。



(6) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として不十分であると思う理由

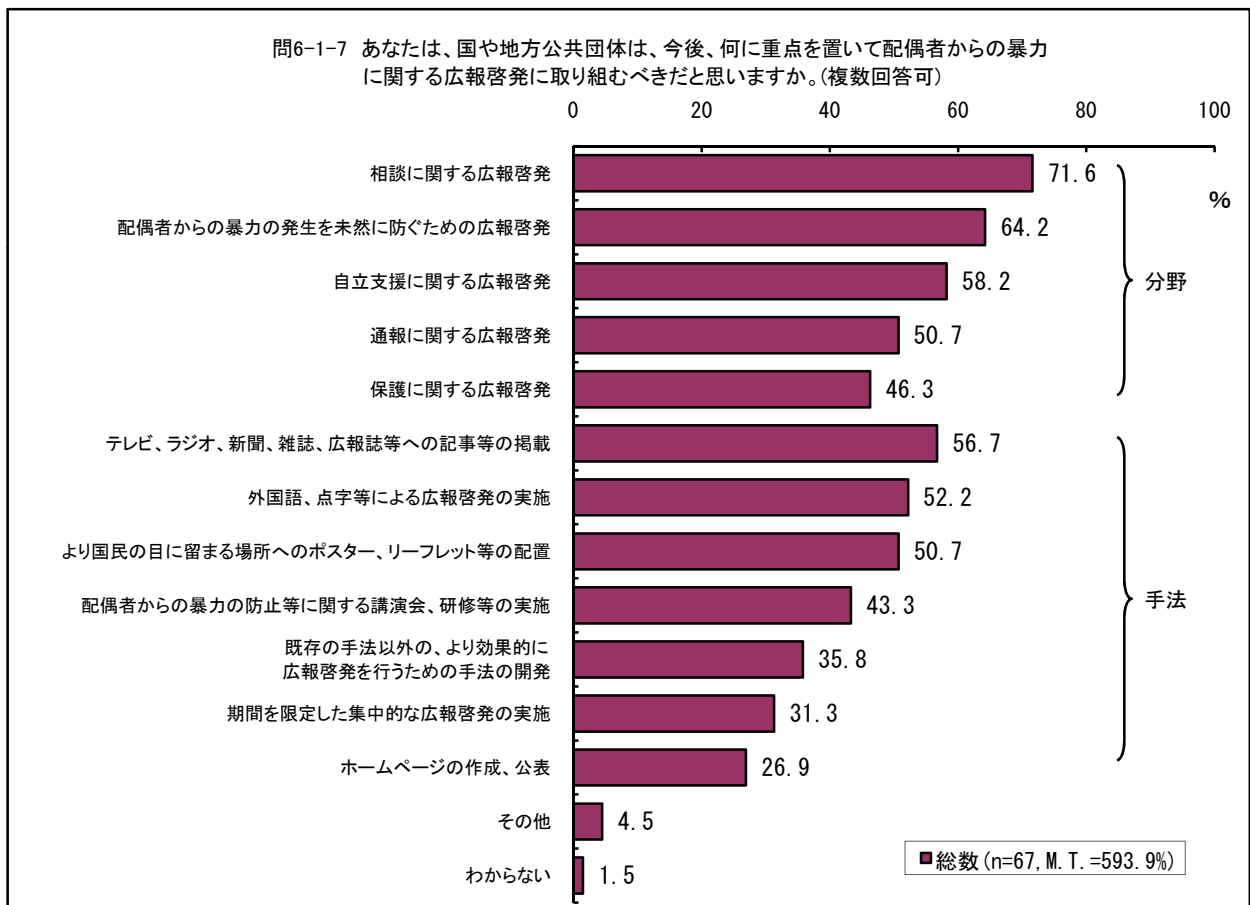
現在、国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるために不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から」が53.7%と最も多く、次いで「夫婦間における『平手で打つ』『なぐるふりをして、おどす』の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から」が51.2%、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、ほとんど変化していない（又は、減っている）から」が46.3%、「配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から」が41.5%などとなっている。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきかたずねると、分野については、「相談に関する広報啓発」が71.6%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発」が64.2%、「自立支援に関する広報啓発」が58.2%、「通報に関する広報啓発」が50.7%、「保護に関する広報啓発」が46.3%となっている。

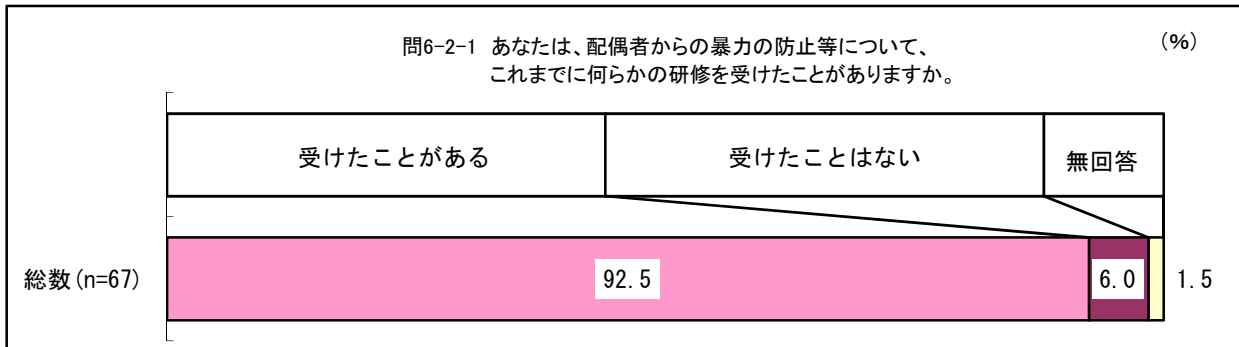
手法については、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が56.7%と最も多く、次いで「外国語、点字等による広報啓発の実施」が52.2%、「より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置」が50.7%、「配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施」が43.3%、「既存の手法以外の、より効果的に広報啓発を行うための手法の開発」が35.8%、「期間を限定した集中的な広報啓発の実施」が31.3%などとなっている。



## 8. 職務関係者等に対する研修について

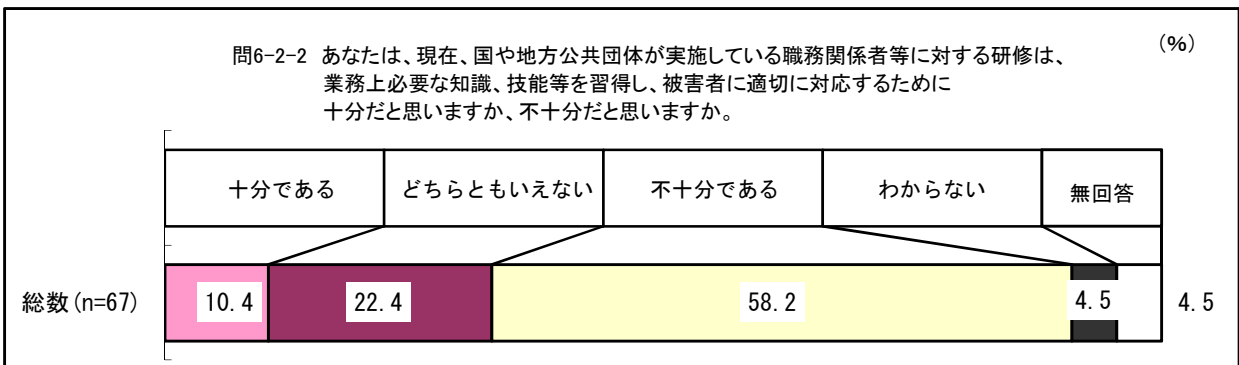
### (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねると、「受けたことがある」が92.5%、「受けたことはない」が6.0%となっている。



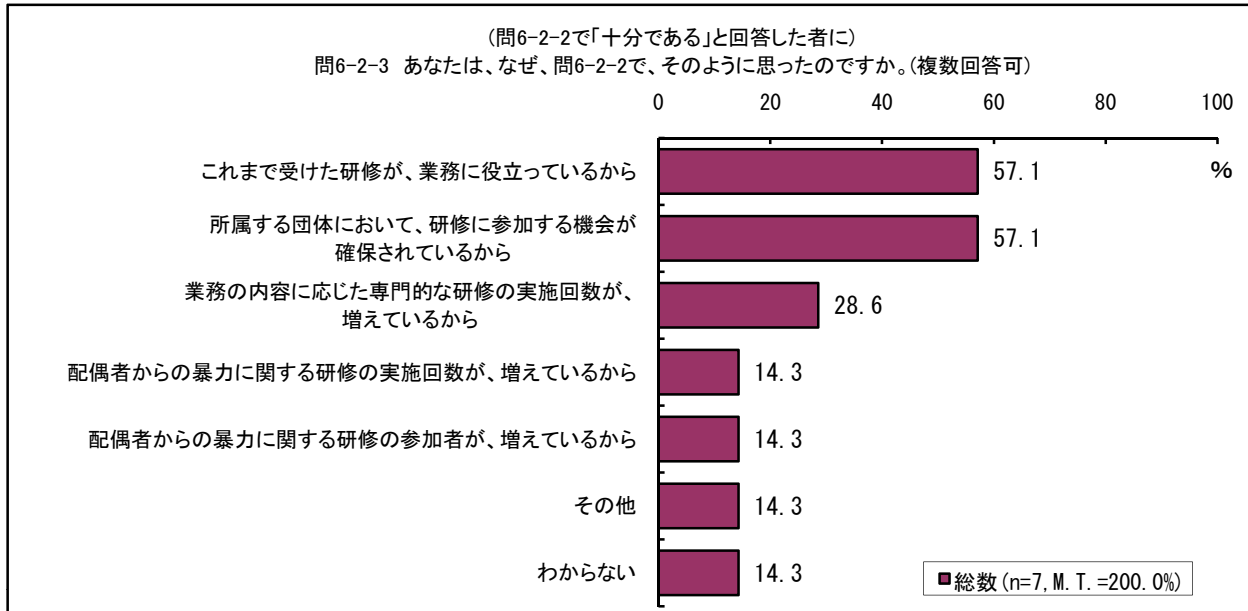
### (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分かたずねると、「十分である」が10.4%、「不十分である」が58.2%、「どちらともいえない」が22.4%などとなっている。



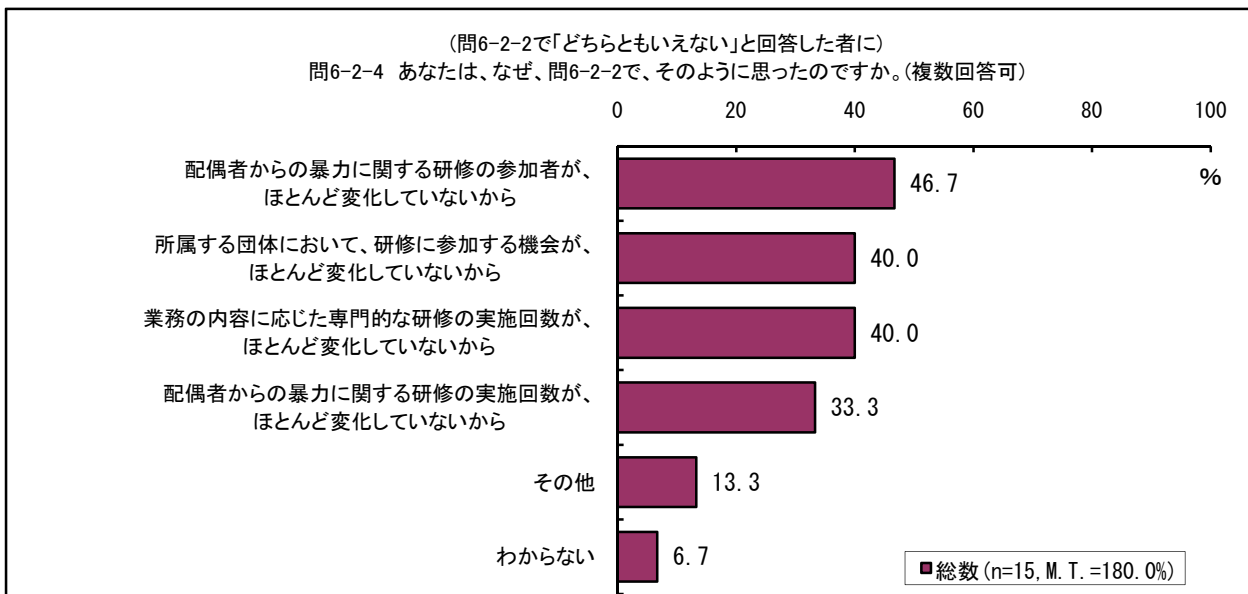
(3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由

現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分である、と回答した者に理由をたずねると、「これまで受けた研修が業務に役立っているから」、「所属する団体において、研修に参加する機会が確保されているから」などとなっている。



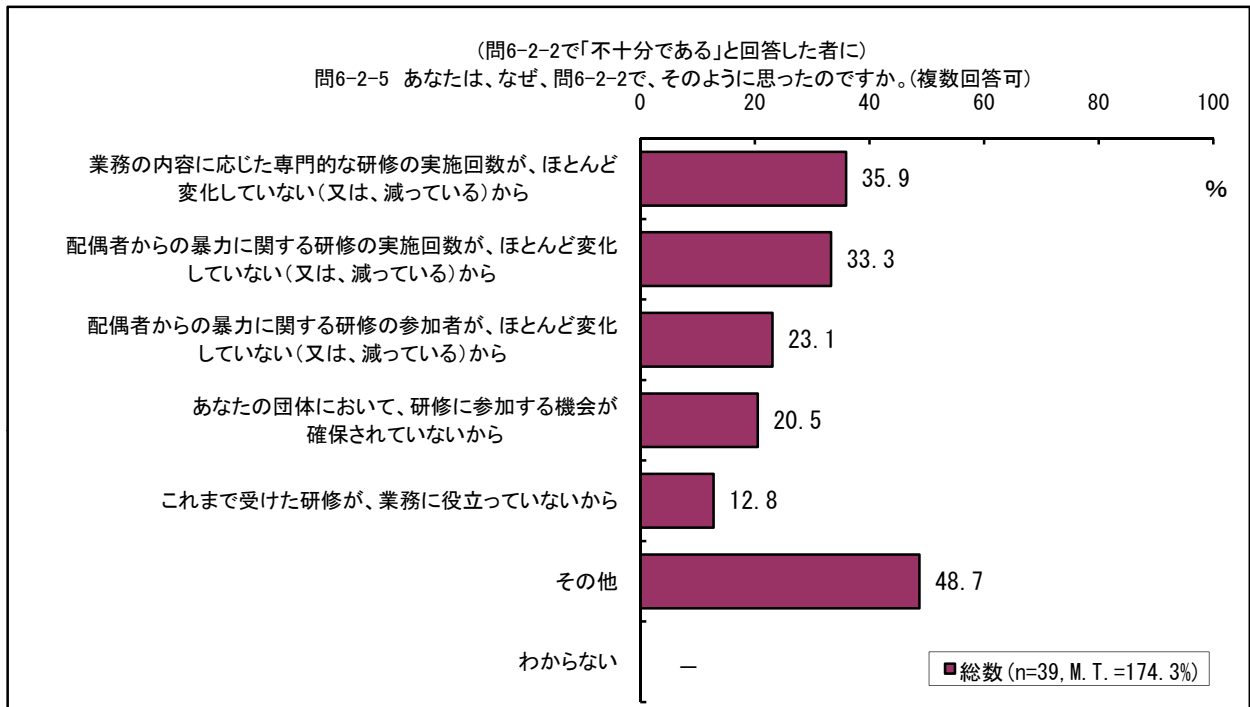
(4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由

現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する研修の参加者がほとんど変化していないから」が46.7%と最も多く、次いで「所属する団体において、研修に参加する機会がほとんど変化していないから」及び「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数がほとんど変化していないから」がいずれも40.0%となっている。



(5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由

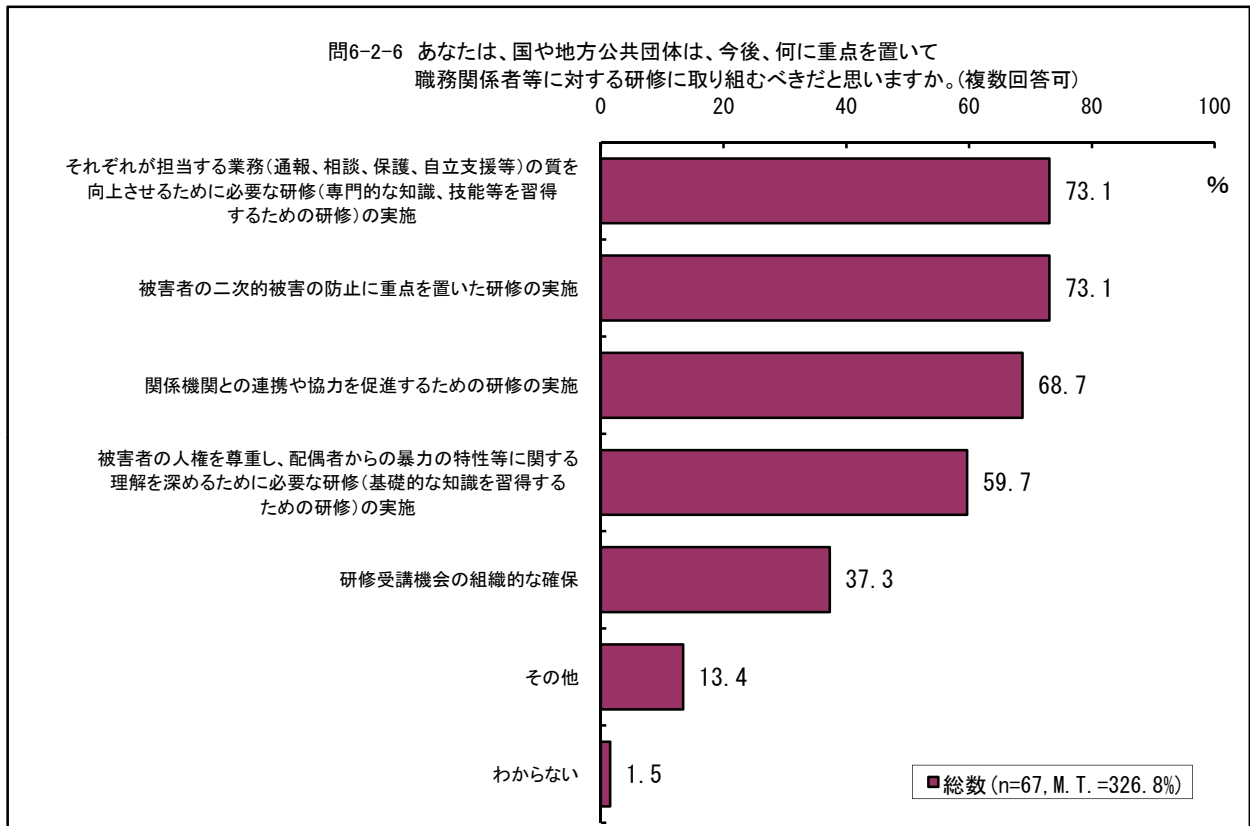
現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「その他」が48.7%と最も多く、次いで「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が35.9%、「配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から」が33.3%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「実践的な内容の研修が必要」、「研修に参加するための時間、費用の確保が困難」等である。





(6) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきかたずねると、「それぞれが担当する業務(通報、相談、保護、自立支援等)の質を向上させるために必要な研修(専門的な知識、技能等を習得するための研修)の実施」及び「被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施」がいずれも73.1%で最も多く、次いで「関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施」が68.7%、「被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修(基礎的な知識を習得するための研修)の実施」が59.7%などとなっている。

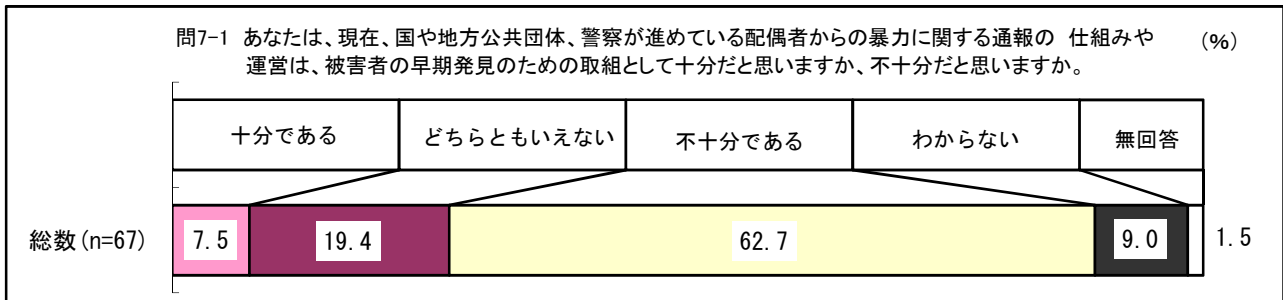




## 9. 配偶者からの暴力に関する通報について

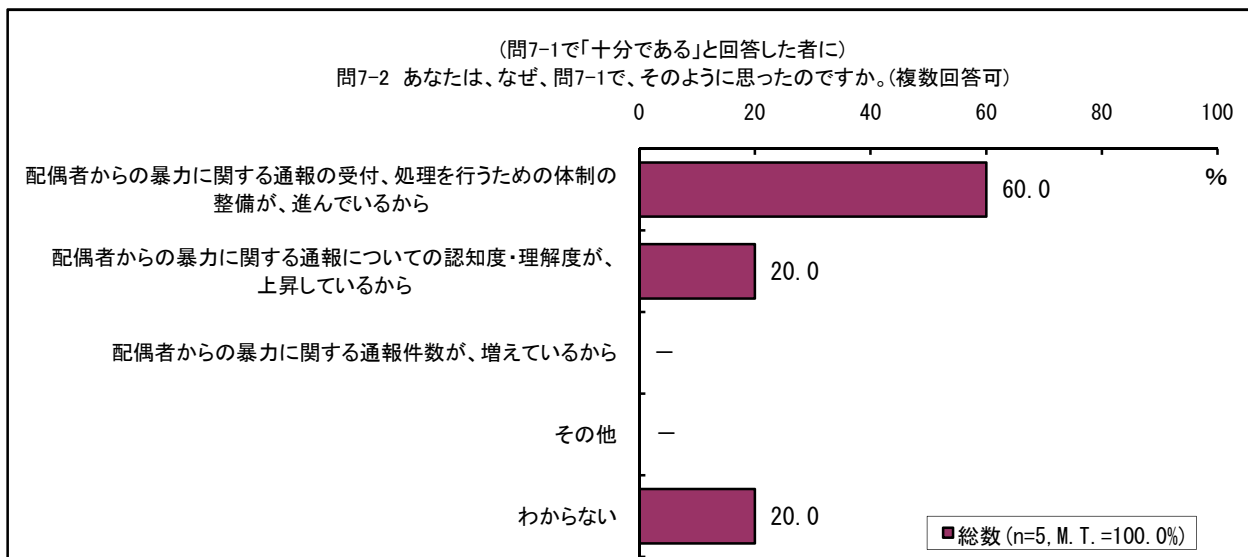
### (1) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か

民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分かたずねると、「十分である」が7.5%、「不十分である」が62.7%、「どちらともいえない」が19.4%などとなっている。



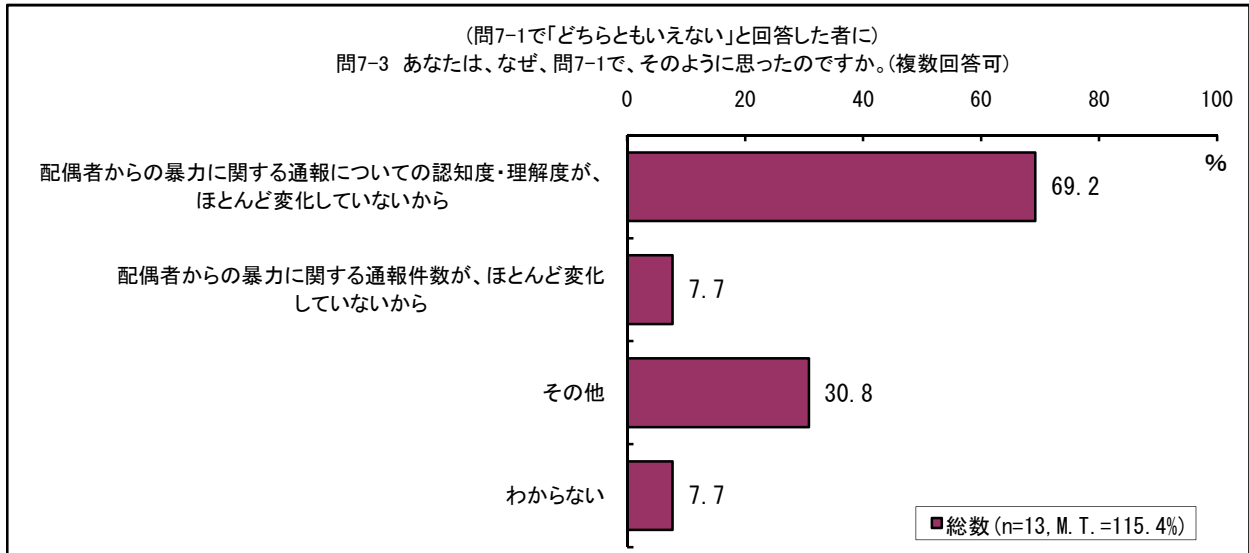
### (2) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分だと思う理由

国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が進んでいるから」などとなっている。



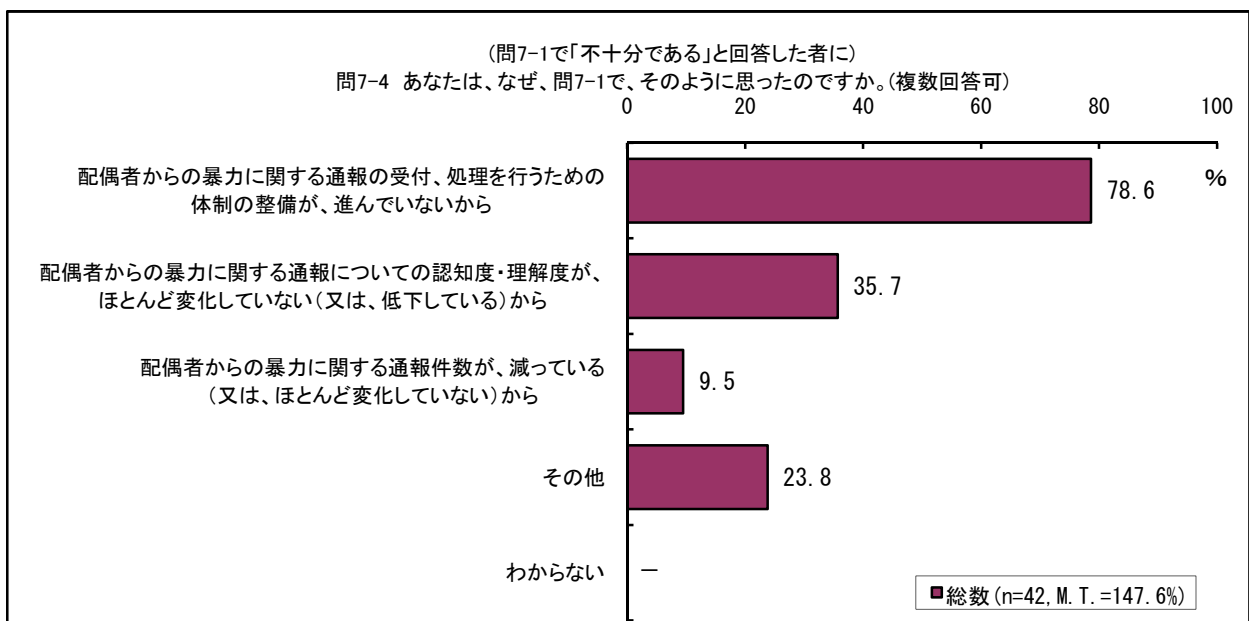
(3) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない理由

国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度がほとんど変化していないから」が69.2%と最も多く、次いで「その他」が30.8%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「被害者にとって危険になる場合もある」等である。



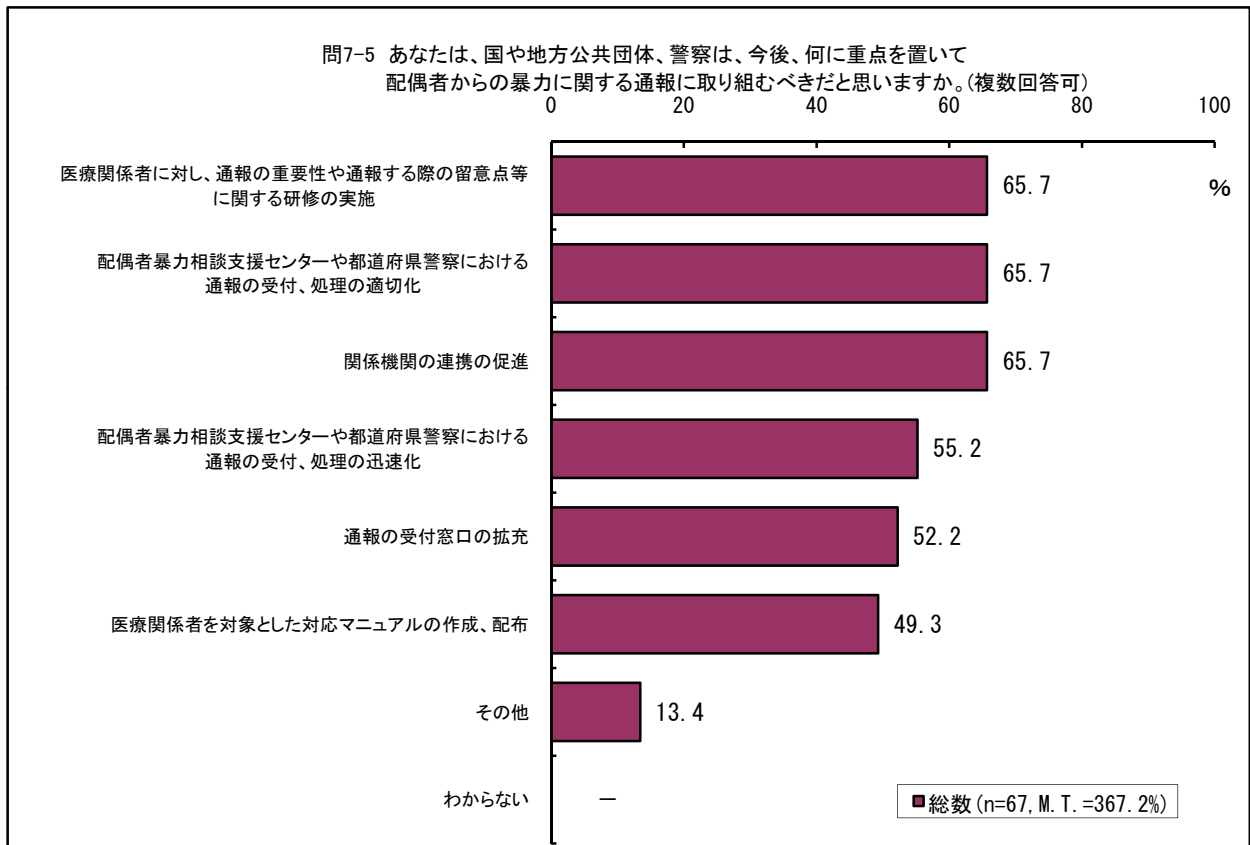
(4) 国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として不十分だと思う理由

国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから」が78.6%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から」が35.7%、「その他」が23.8%などとなっている。「その他」の具体的な回答内容は、「被害者は通報後の安全確保への不安を抱いている」等である。



(5) 国や地方公共団体、警察は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきか

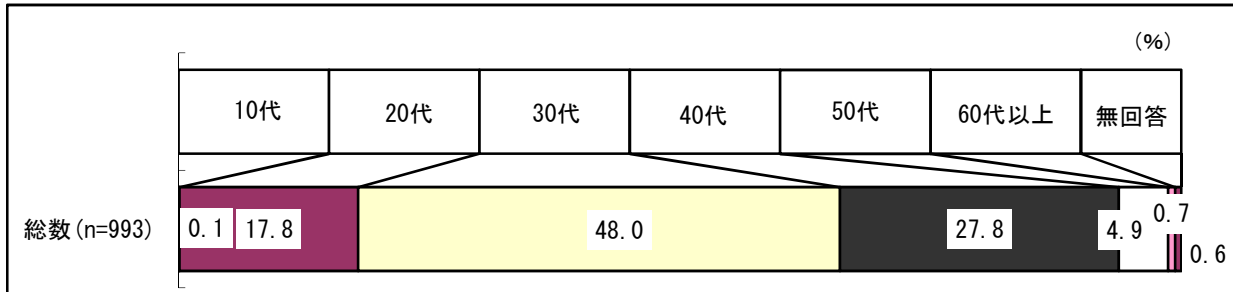
民間団体で配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきかたずねると、「医療関係者に対し、通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施」、「配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の適切化」及び「関係機関の連携の促進」がいずれも65.7%と最も多く、次いで「配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の迅速化」が55.2%、「通報の受付窓口の拡充」が52.2%、「医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成、配布」が49.3%などとなっている。



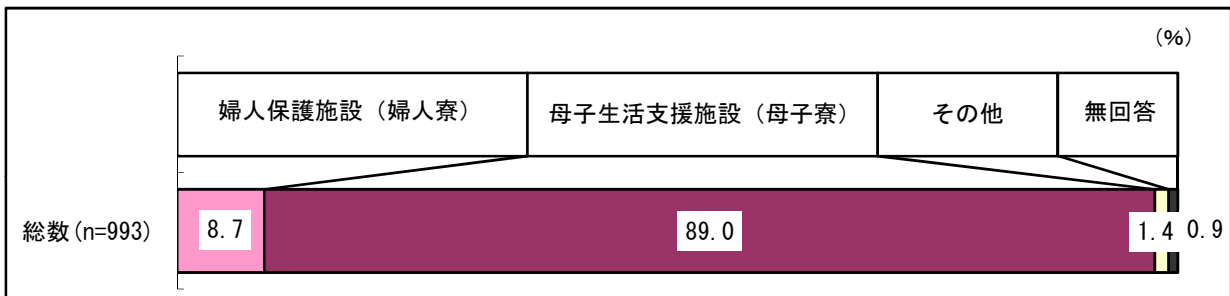
## D. 配偶者からの暴力の被害者調査

### 1. 回答者の属性

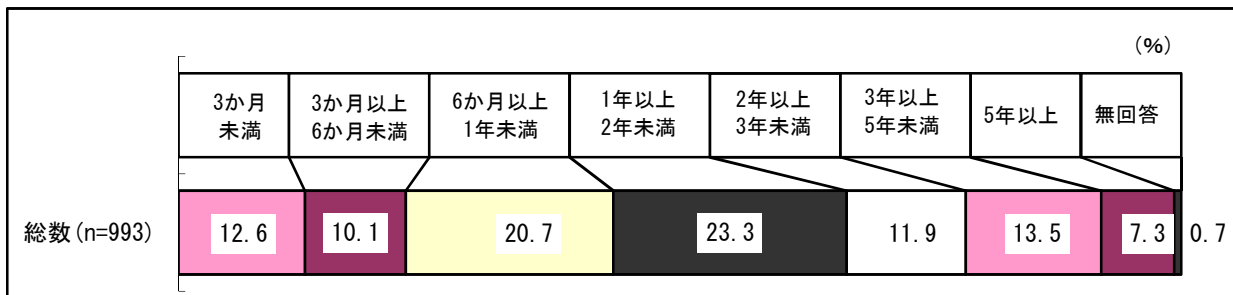
#### (1) 年齢



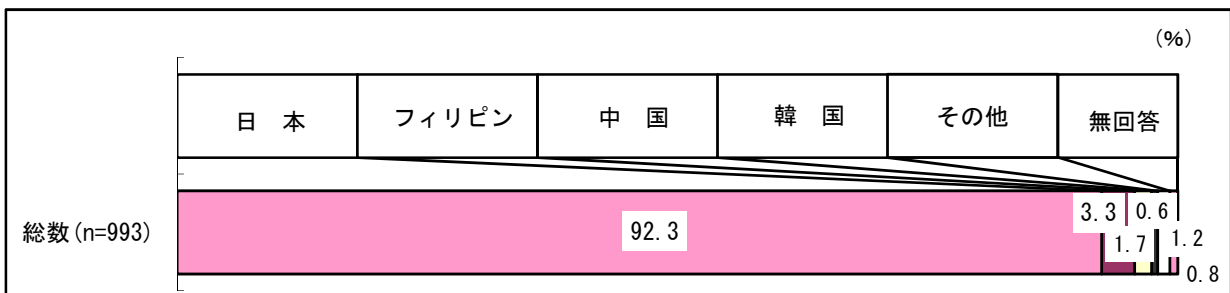
#### (2) 現在生活している場所



#### (3) 現在の場所での生活期間



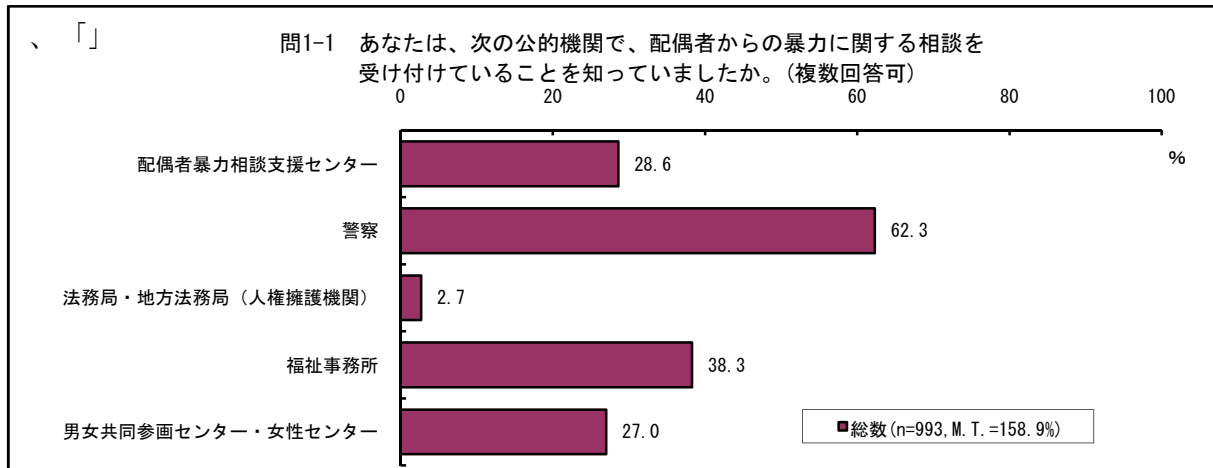
#### (4) 国籍



## 2. 配偶者からの暴力に関する相談の受付について

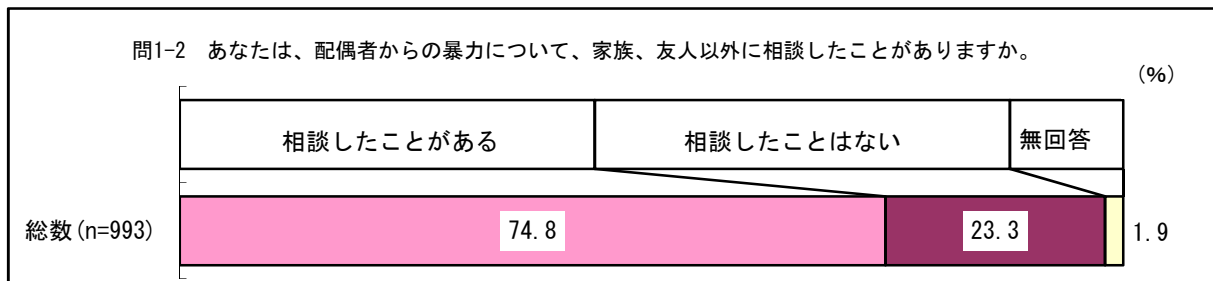
### (1) 配偶者からの暴力の相談を受け付けている公的機関の認知

配偶者からの暴力の被害者に、配偶者からの暴力に関する相談を受け付けていることを知っている公的機関をたずねると、「警察」が62.3%と最も多く、次いで「福祉事務所」が38.3%、「配偶者暴力相談支援センター」が28.6%、「男女共同参画センター・女性センター」が27.0%、「法務局・地方法務局（人権擁護機関）」が2.7%となっている。



### (2) 配偶者からの暴力について相談した経験

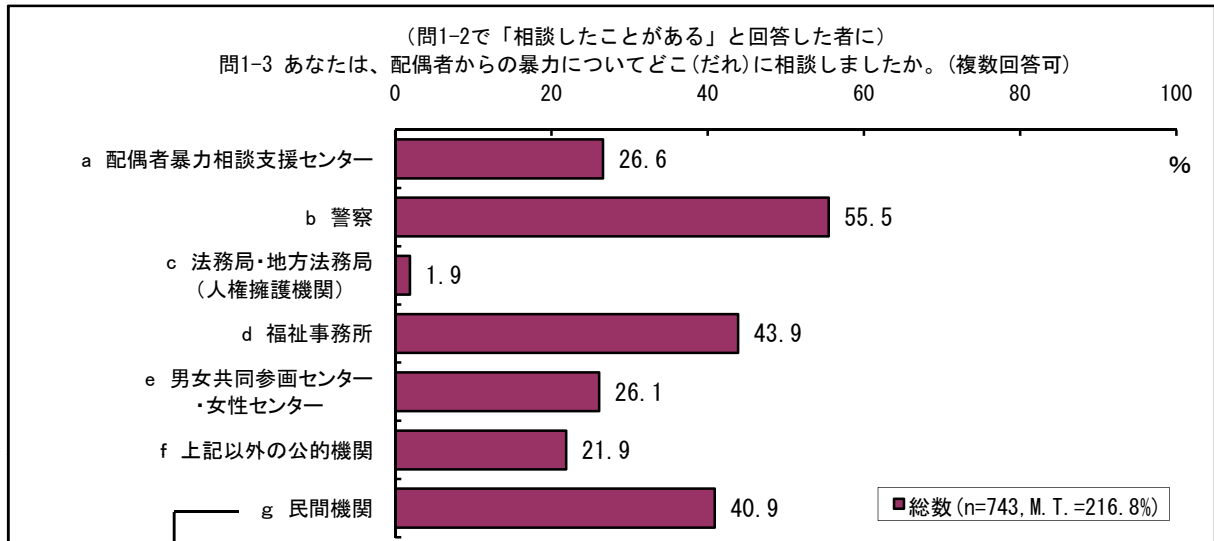
配偶者からの暴力の被害者に、配偶者からの暴力について、家族、友人以外に相談したことがあるかたずねると、「相談したことがある」が74.8%、「相談したことはない」が23.3%となっている。



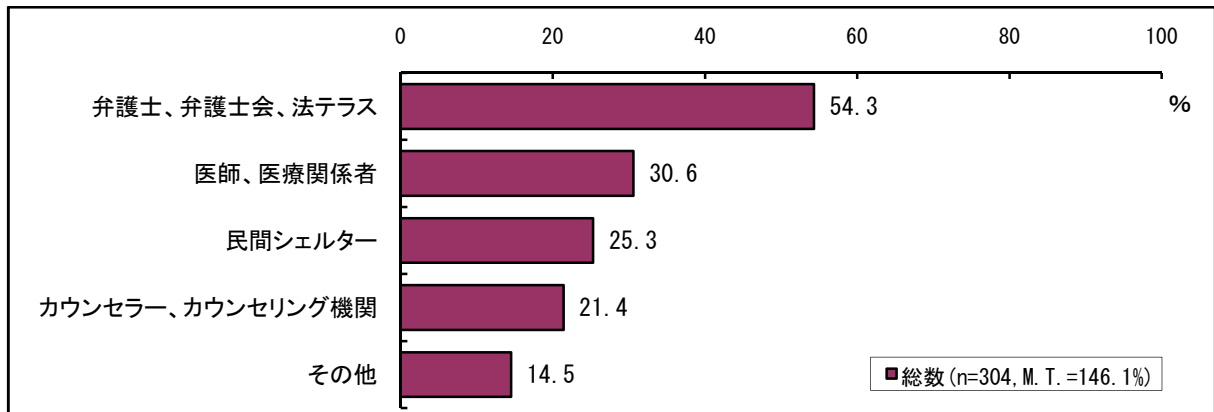
(3) 配偶者からの暴力について相談した機関

配偶者からの暴力について家族、友人以外に相談したことがある者に、相談先をたずねると、「警察」が55.5%と最も多く、次いで「福祉事務所」が43.9%、「民間機関」が40.9%、「配偶者暴力相談支援センター」が26.6%、「男女共同参画センター・女性センター」が26.1%などとなっている。

「民間機関」の具体的な機関については、「弁護士、弁護士会、法テラス」が54.3%と最も多く、次いで「医師、医療関係者」が30.6%、「民間シェルター」が25.3%、「カウンセラー、カウンセリング機関」が21.4%などとなっている。



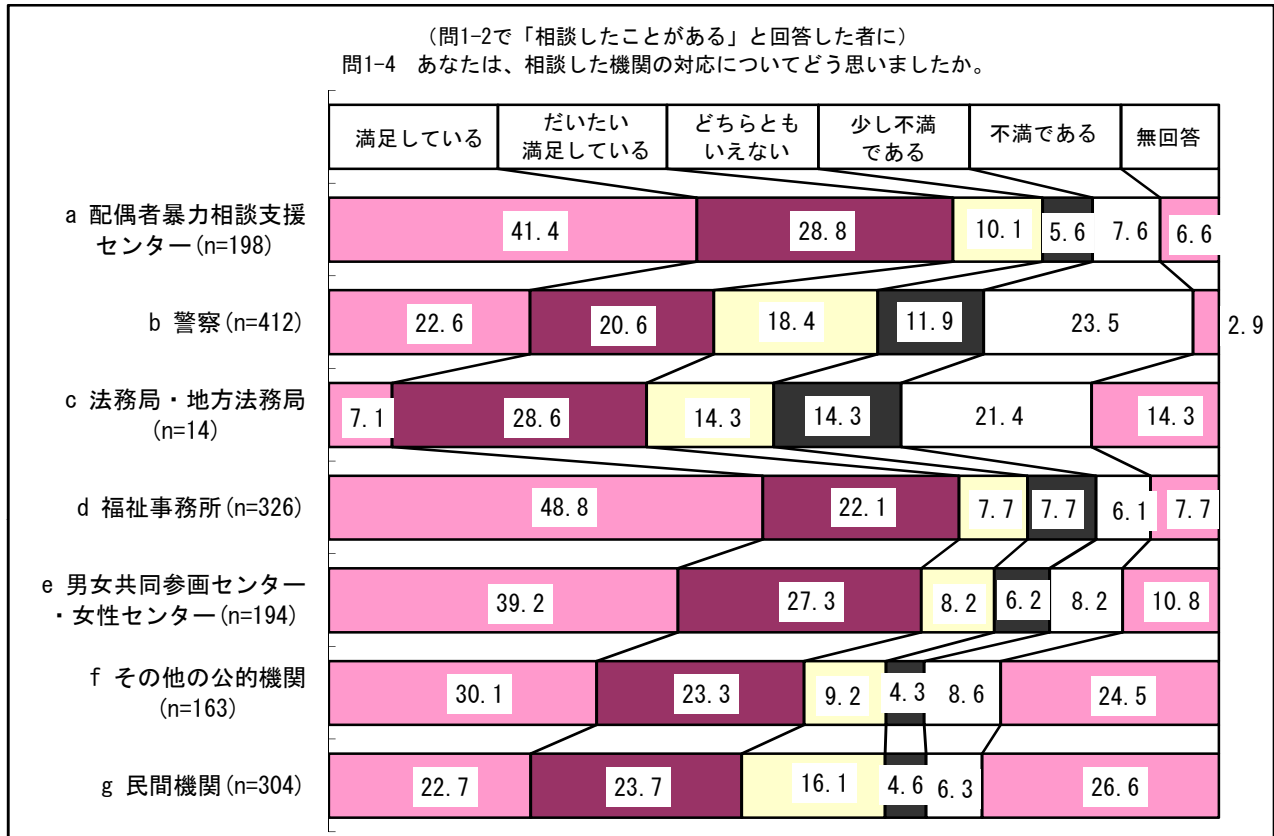
(「g 民間機関」の具体的な機関)



(注) 「法テラス」は、日本司法支援センターの通称である。

(4) 配偶者からの暴力について相談した機関の満足度

配偶者からの暴力について家族、友人以外に相談したことがある者に、相談した機関の対応についてたずねると、「満足している」又は「だいたい満足している」と回答した者は、「d 福祉事務所」が70.9%、「a 配偶者暴力相談支援センター」が70.2%、「e 男女共同参画センター・女性センター」が66.5%、「不満である」又は「少し不満である」と回答した者は、「c 法務局・地方法務局」が35.7%、「b 警察」が35.4%などとなっている。

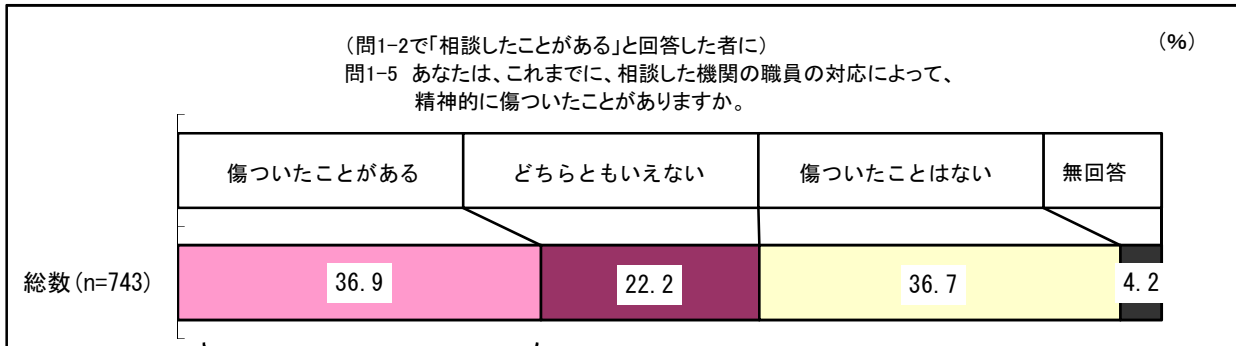


| 機関                  | ①満足している+<br>だいたい満足している<br>数字は% | ②不満である+<br>少し不満である | ①-②  |
|---------------------|--------------------------------|--------------------|------|
| a 配偶者暴力相談支援センター     | 70.2                           | 13.2               | 57.0 |
| b 警察                | 43.2                           | 35.4               | 7.8  |
| c 法務局・地方法務局         | 35.7                           | 35.7               | 0.0  |
| d 福祉事務所             | 70.9                           | 13.8               | 56.1 |
| e 男女共同参画センター・女性センター | 66.5                           | 14.4               | 52.1 |
| f その他の公的機関          | 53.4                           | 12.9               | 40.5 |
| g 民間機関              | 46.4                           | 10.9               | 35.5 |

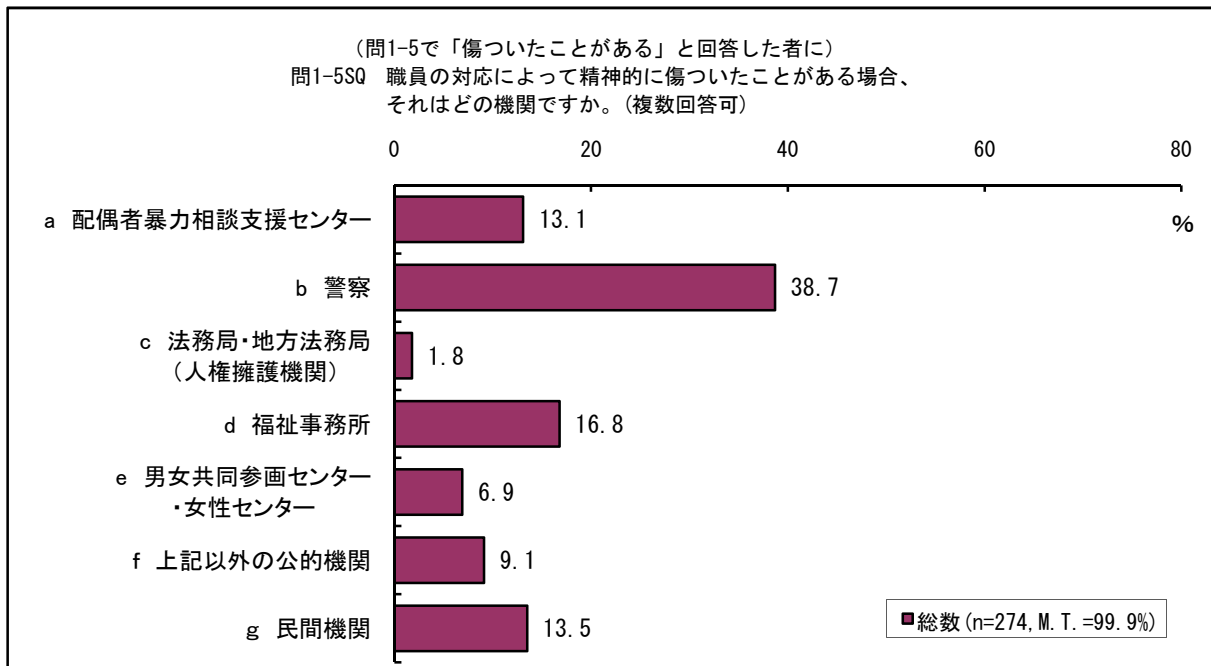
(5) 配偶者からの暴力についての相談で精神的に傷ついた経験

配偶者からの暴力について家族、友人以外に相談したことがある者に、これまでに相談した機関の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがあるかたずねると、「傷ついたことがある」が36.9%、「傷ついたことはない」が36.7%となっている。

「傷ついたことがある」と答えた者に、相談した機関をたずねると、「b 警察」が38.7%、「d 福祉事務所」が16.8%、「g 民間機関」が13.5%、「a 配偶者暴力相談支援センター」が13.1%などとなっている。



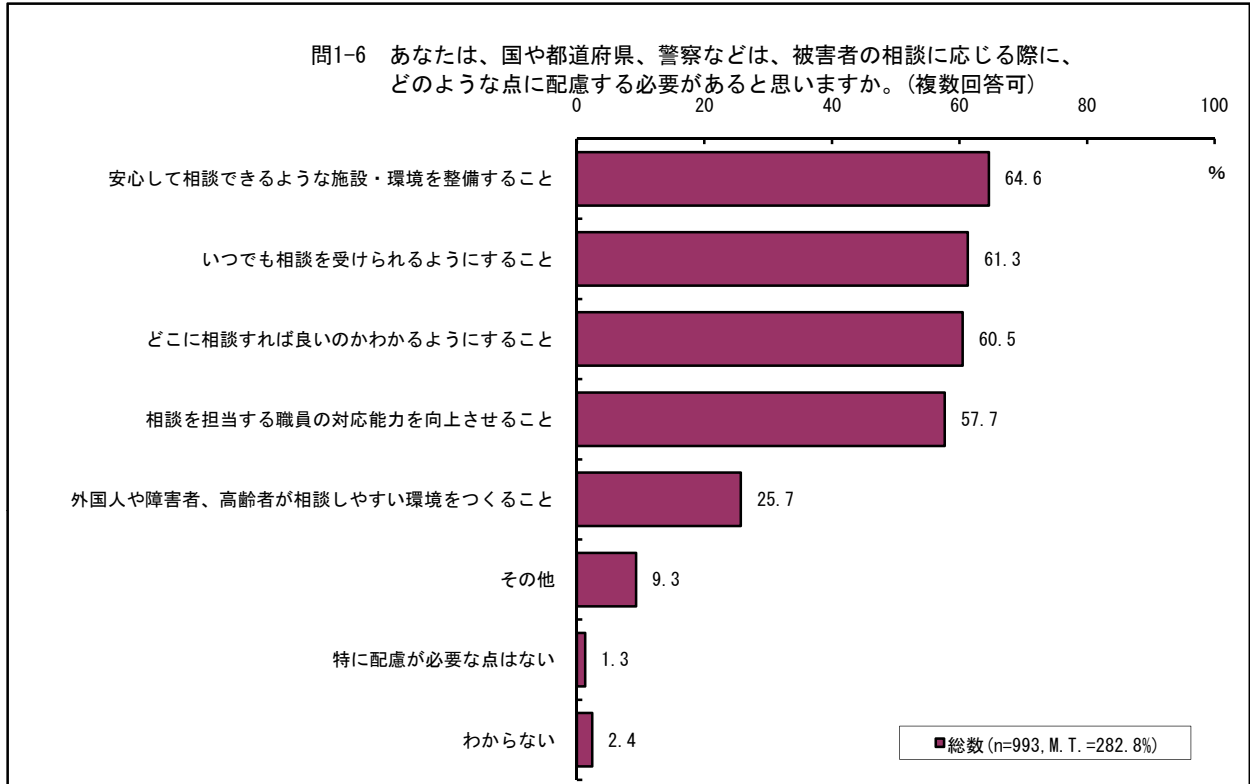
(職員の対応によって精神的に傷ついた経験がある相談先機関)





(6) 被害者の相談に応じる際、国、都道府県、警察等が配慮すべきこと

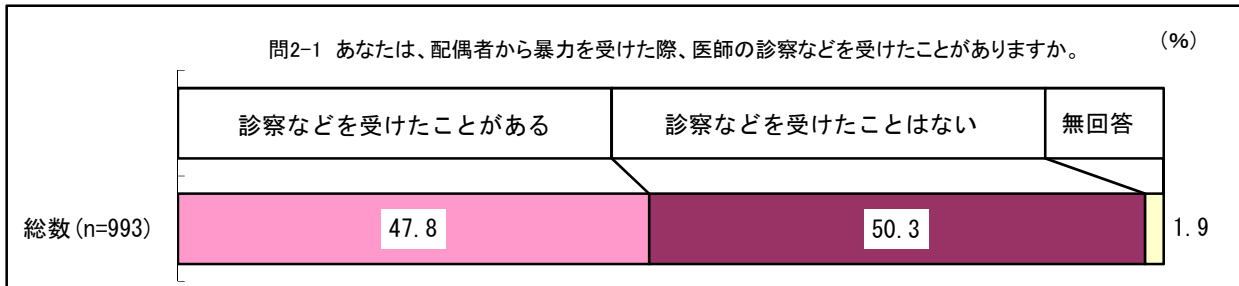
配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県、警察などは、被害者の相談に応じる際に、どのような点に配慮する必要があるかたずねると、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること」が64.6%と最も多く、次いで「いつでも相談を受けられるようにすること」が61.3%、「どこに相談すれば良いのかわかるようにすること」が60.5%、「相談を担当する職員の対応能力を向上させること」が57.7%などとなっている。



### 3. 配偶者からの暴力に関する通報について

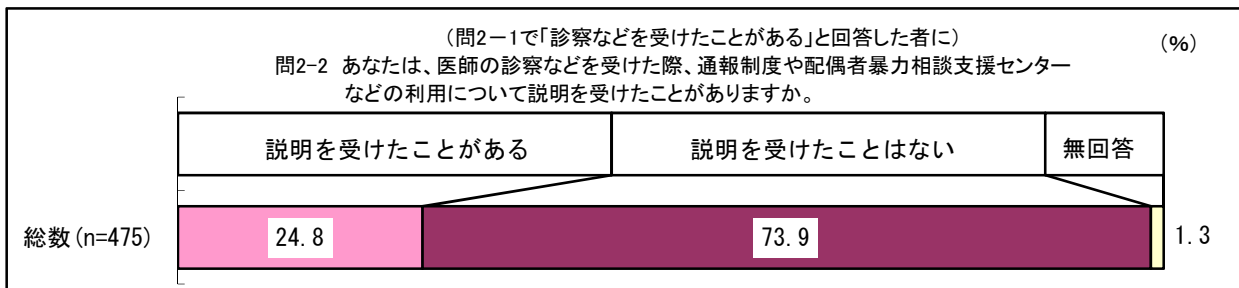
#### (1) 配偶者から暴力を受けた際、医師の診察を受けた経験

配偶者からの暴力の被害者に、配偶者から暴力を受けた際、医師の診察などを受けたことがあるかたずねると、「診察などを受けたことがある」が47.8%、「診察などを受けたことはない」が50.3%となっている。



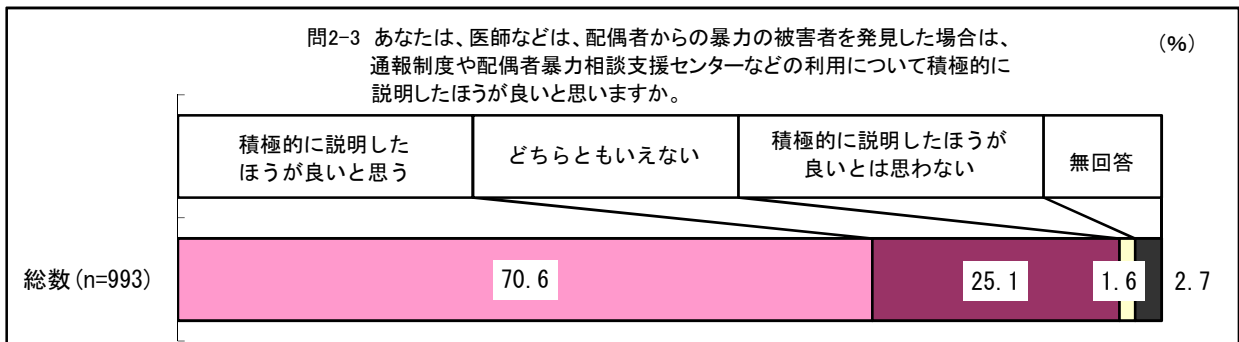
#### (2) 医師の診察を受けた際、通報制度や配偶者暴力相談支援センター等の利用について説明を受けた経験

配偶者から暴力を受けた際、医師の診察などを受けたことがある者に、診察などを受けた際、通報制度や配偶者暴力相談支援センターなどの利用について説明を受けたことがあるかたずねると、「説明を受けたことがある」が24.8%、「説明を受けたことはない」が73.9%となっている。



#### (3) 通報制度や配偶者暴力相談支援センター等の利用について積極的に説明した方がよいか

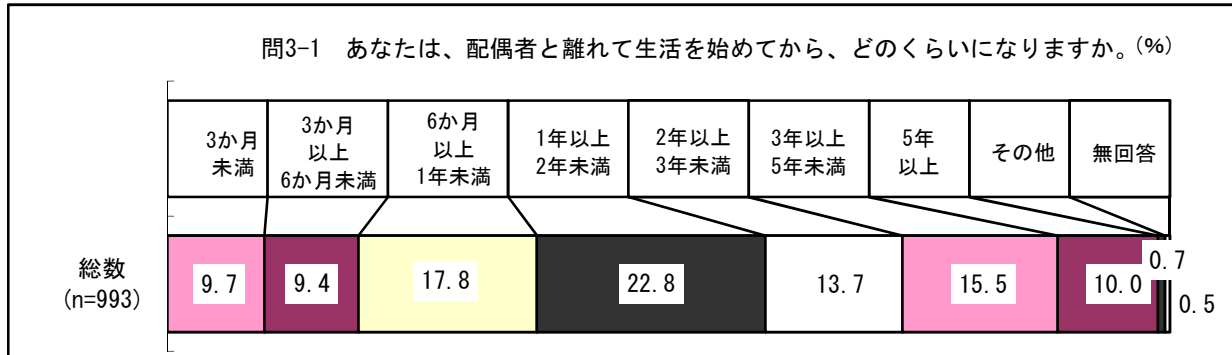
配偶者からの暴力の被害者に、医師などは配偶者からの暴力の被害者を発見した場合は、通報制度や配偶者暴力相談支援センターなどの利用について積極的に説明をした方が良いかたずねると、「積極的に説明をしたほうが良いと思う」が70.6%、「どちらともいえない」が25.1%などとなっている。



#### 4. 被害者を保護する施設について

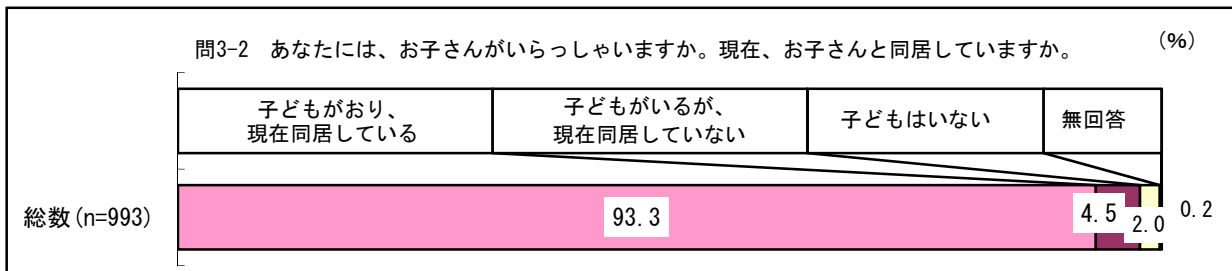
##### (1) 配偶者と離れて生活している期間

配偶者からの暴力の被害者に、配偶者と離れて生活を始めてから、どのくらいになるかたずねると、「6か月未満」が19.1%、「1年未満」が36.9%、「2年未満」が59.7%、「3年未満」が73.4%などとなっている。



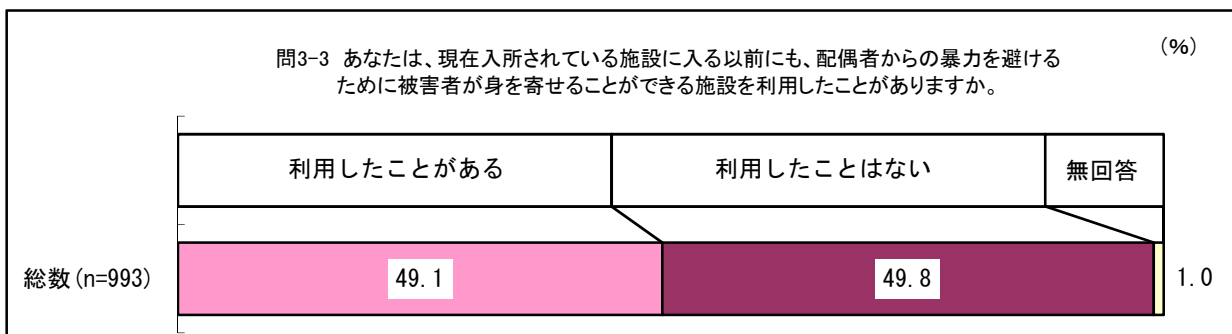
##### (2) 子どもの有無

配偶者からの暴力の被害者に、子どもがいるか、現在同居しているかたずねると、「子どもがおり、現在同居している」が93.3%、「子どもがいるが、現在同居していない」が4.5%などとなっている。



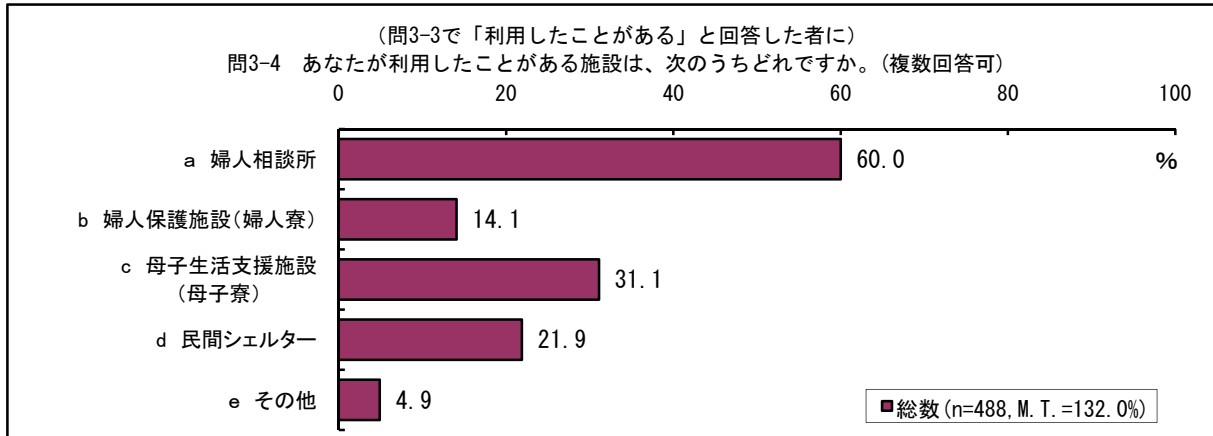
##### (3) 現在入所している施設以前に被害者を保護する施設を利用した経験

配偶者からの暴力の被害者に、現在入所している施設に入る以前に、配偶者からの暴力を避けるために被害者を保護する施設を利用したことがあるかたずねると、「利用したことがある」が49.1%、「利用したことはない」が49.8%となっている。



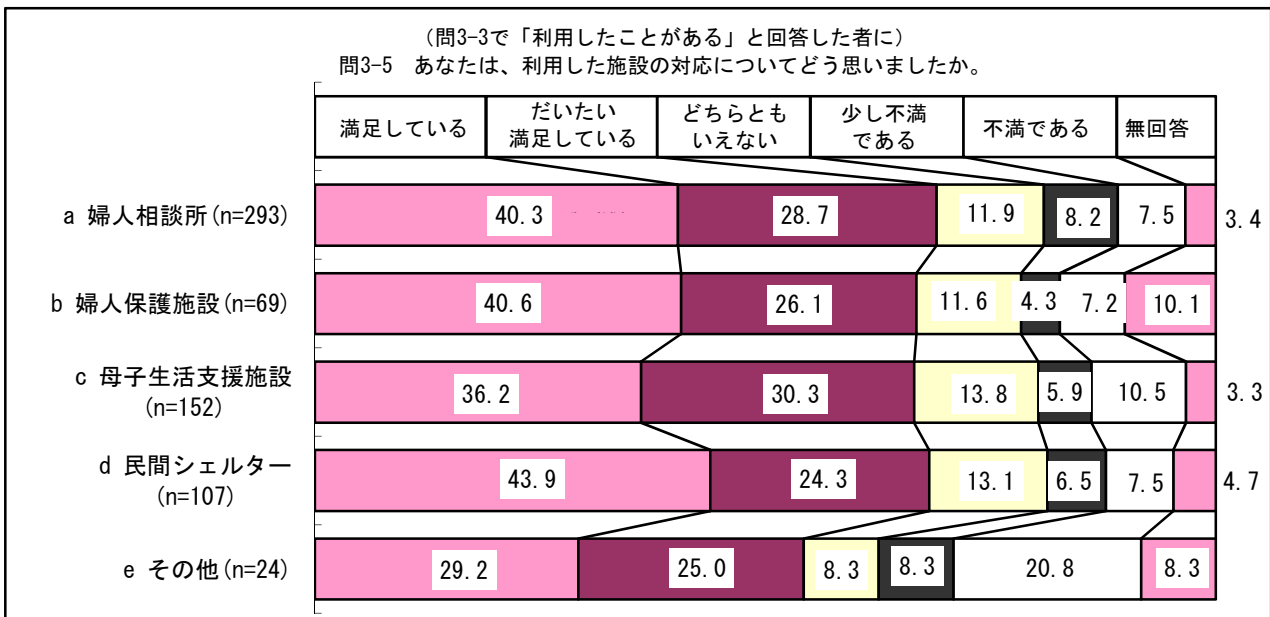
(4) 現在入所している施設以前に利用したことがある施設

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、利用した施設をたずねると、「a 婦人相談所」が60.0%、「b 母子生活支援施設（母子寮）」が31.1%、「c 民間シェルター」が21.9%、「d 婦人保護施設（婦人寮）」が14.1%などとなっている。



(5) 利用したことがある施設の対応の満足度

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、利用した施設の対応についてたずねると、「満足している」又は「だいたい満足している」と回答した者は、「a 婦人相談所」が69.0%、「d 民間シェルター」が68.2%、「b 婦人保護施設」が66.7%、「c 母子生活支援施設」が66.5%などとなっている。



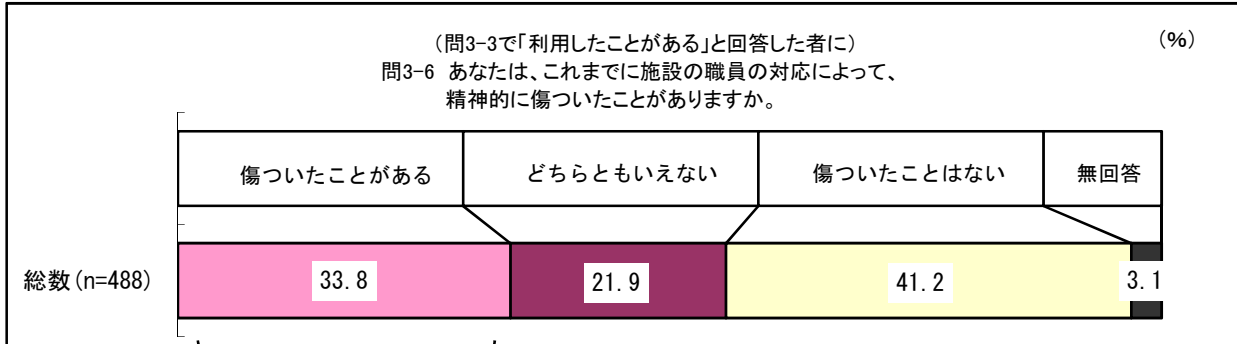
|            | ①満足している+<br>だいたい満足している | ②不満である+<br>少し不満である | ①-②  |
|------------|------------------------|--------------------|------|
| a 婦人相談所    | 69.0                   | 15.7               | 53.3 |
| b 婦人保護施設   | 66.7                   | 11.5               | 55.2 |
| c 母子生活支援施設 | 66.5                   | 16.4               | 50.1 |
| d 民間シェルター  | 68.2                   | 14.0               | 54.2 |
| e その他      | 54.2                   | 29.1               | 25.1 |

数字は%

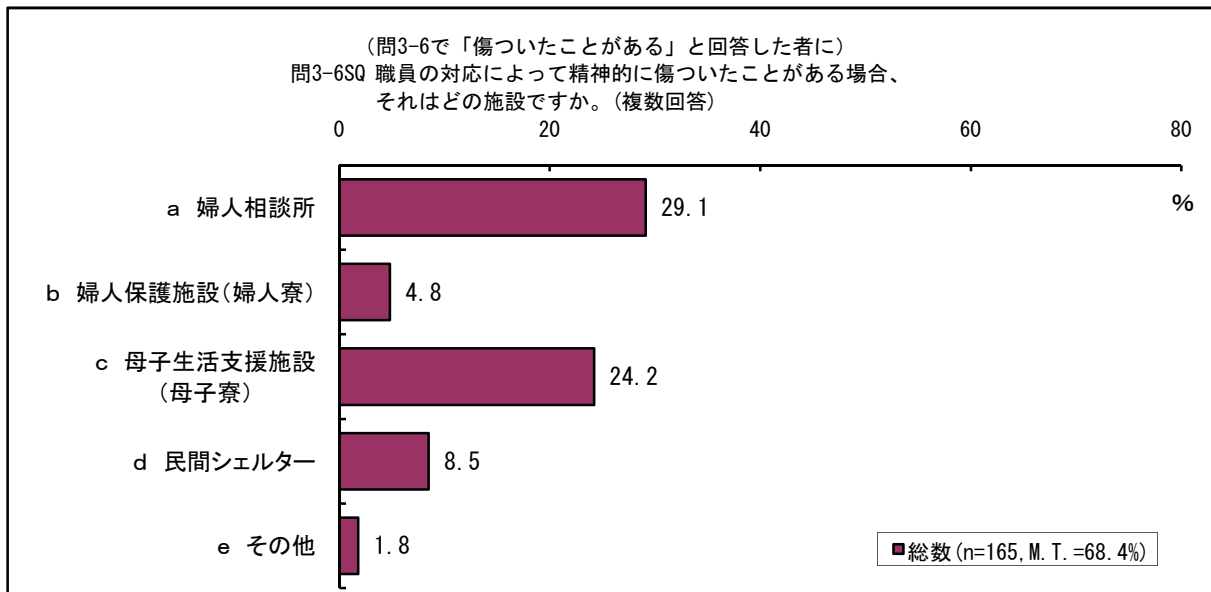
(6) 利用した施設の職員の対応で精神的に傷ついた経験

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、これまでに施設の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがあるかたずねると、「傷ついたことがある」が33.8%、「傷ついたことはない」が41.2%などとなっている。

「傷ついたことがある」と答えた者に、利用した施設をたずねると、「a 婦人相談所」が29.1%、「c 母子生活支援施設（母子寮）」が24.2%、「d 民間シェルター」が8.5%、「b 婦人保護施設（婦人寮）」が4.8%などとなっている。

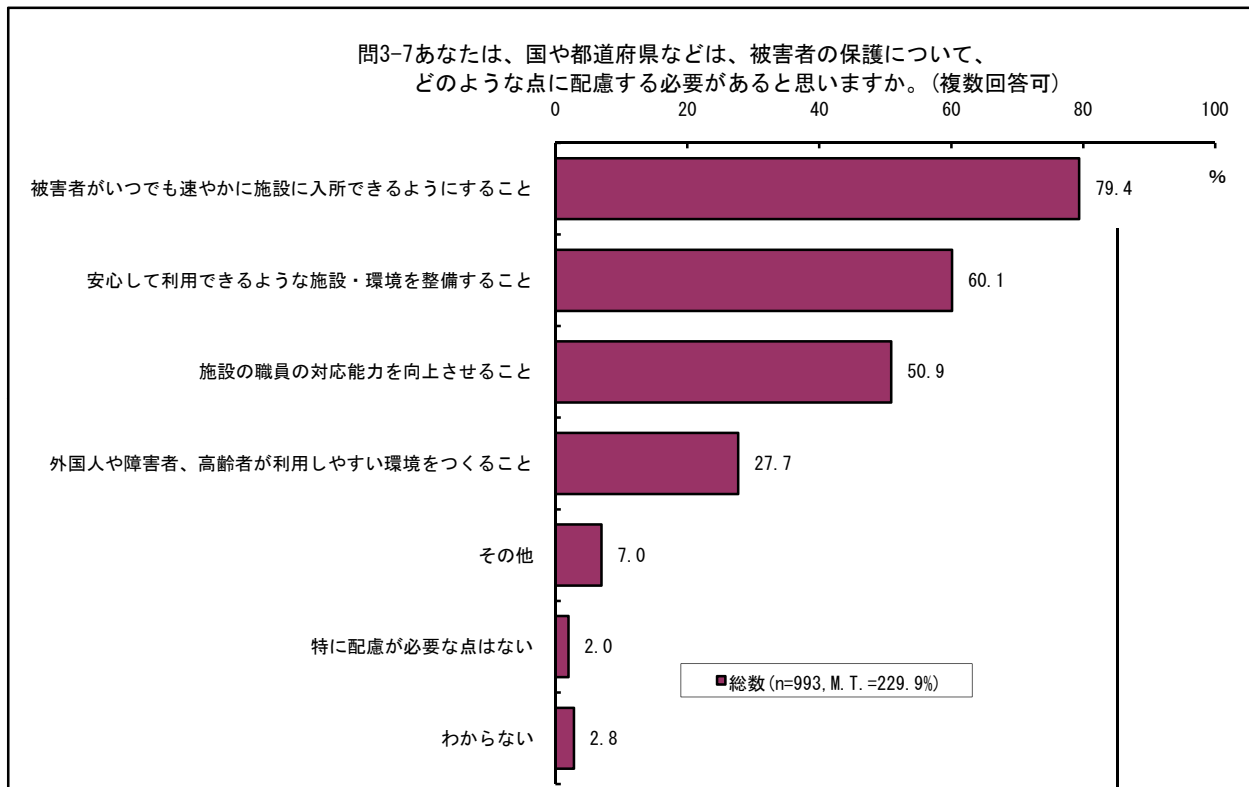


(職員の対応によって精神的に傷ついた経験がある施設)

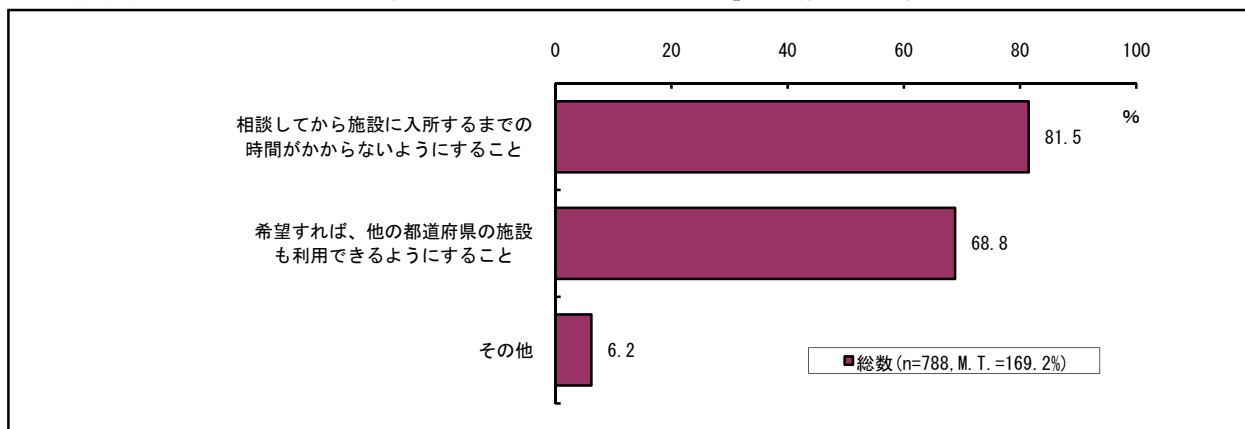


(7) 被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと

配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県などは、被害者の保護についてどのような点に配慮する必要があるかたずねると、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79.4%と最も多く、「速やかな施設入所」に必要な配慮としては、「相談してから施設に入所するまでの時間がかからないようにすること」がそのうち81.5%、「希望すれば、他の都道府県の施設も利用できるようにすること」が同じく68.8%などとなっている。「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」に次いで多いのは、「安心して利用できるような施設・環境を整備すること」が60.1%、「施設の職員の対応能力を向上させること」が50.9%などとなっている。



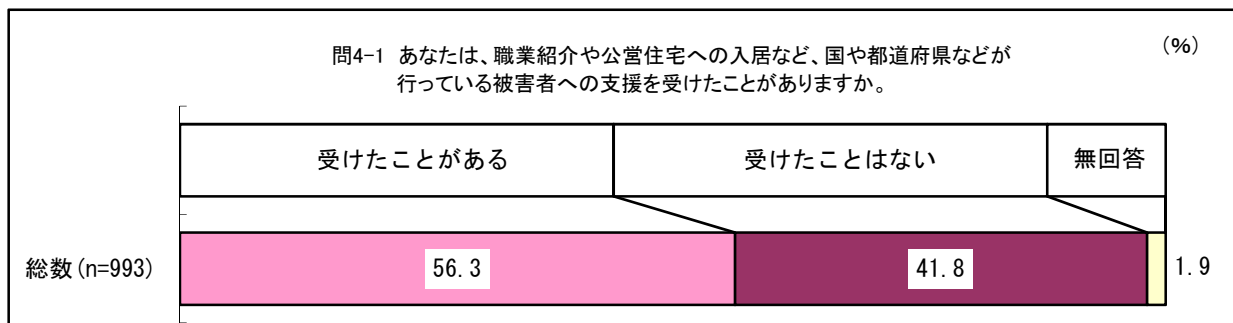
(「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」の具体的な内容)



## 5. 被害者の自立を支援する取組について

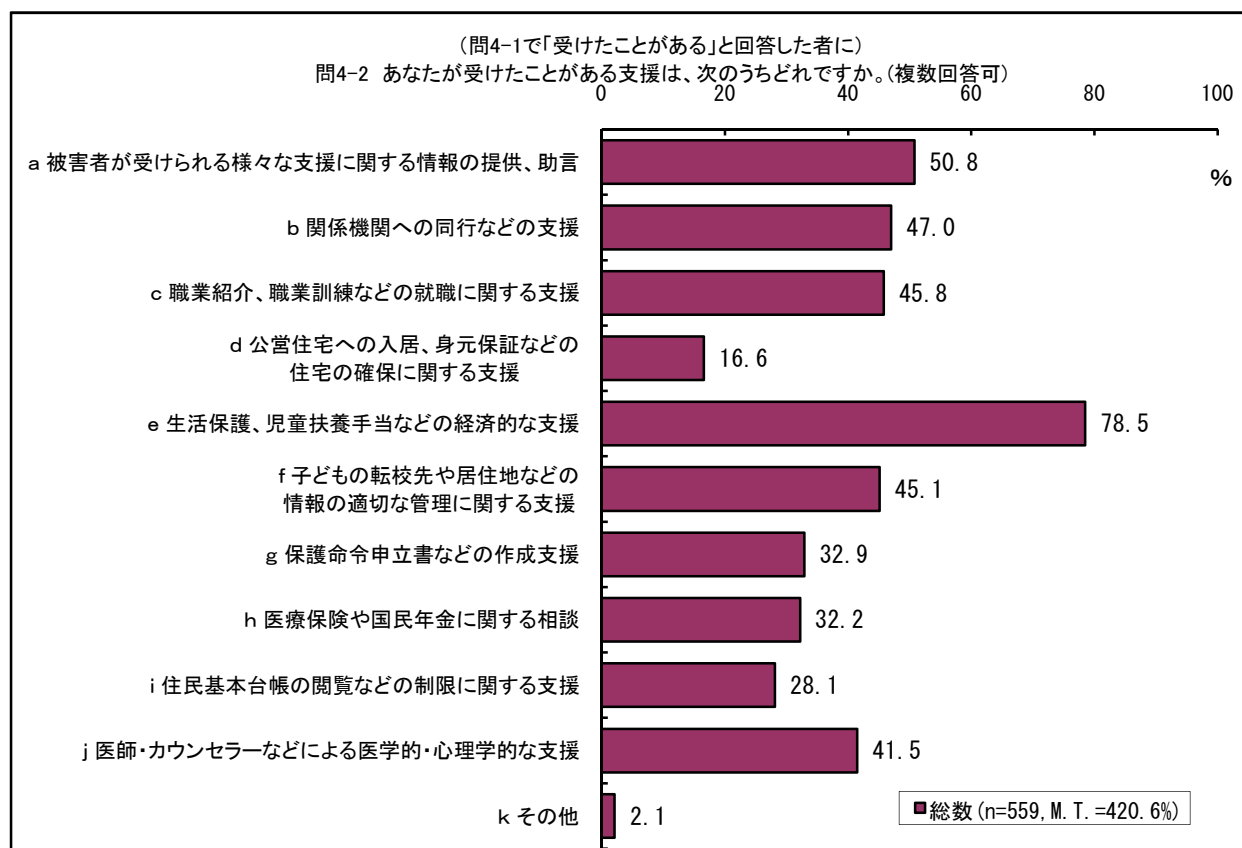
### (1) 国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けた経験

配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがあるかたずねると、「受けたことがある」が56.3%、「受けたことはない」が41.8%となっている。



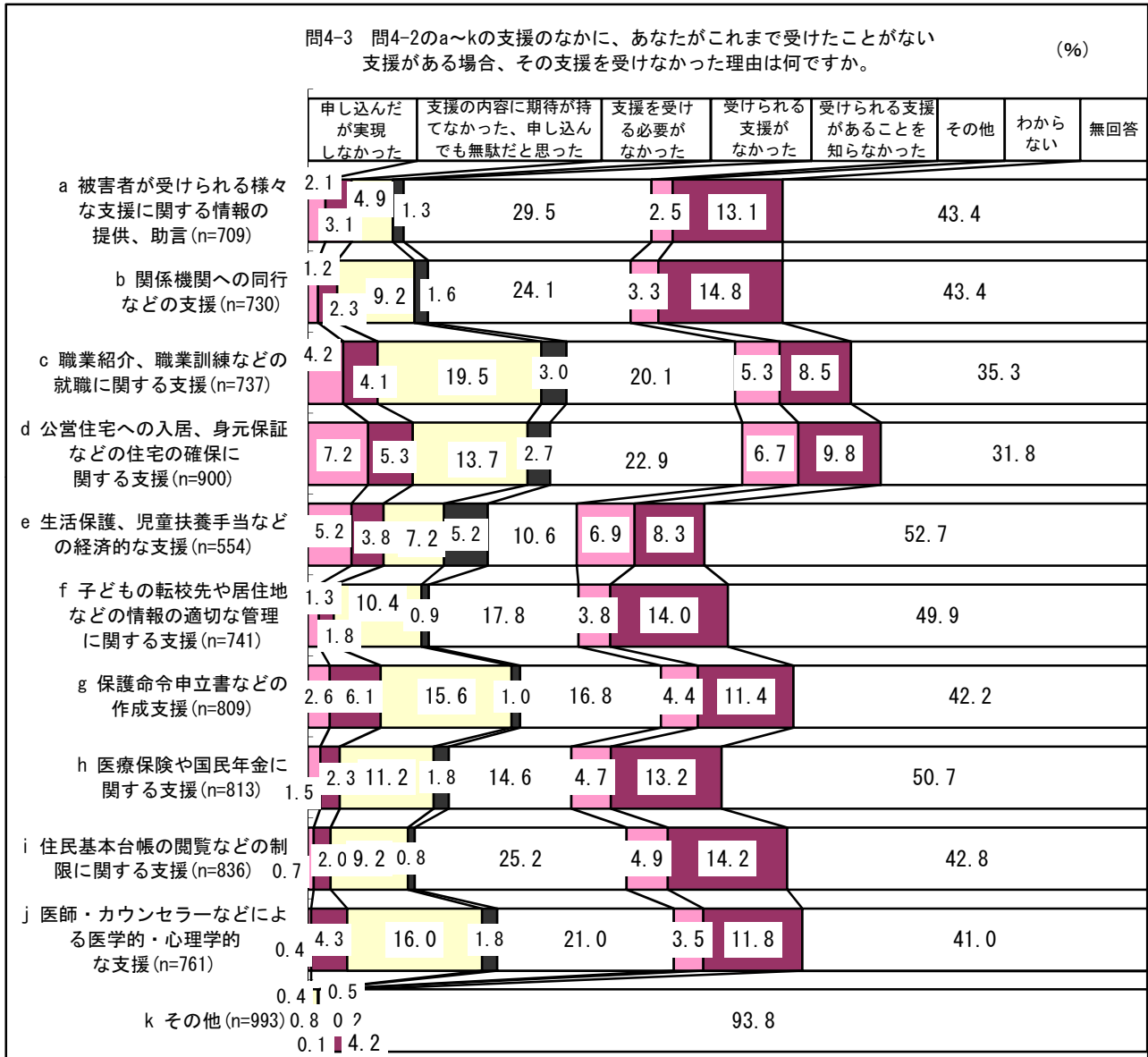
### (2) 受けたことがある国や都道府県等が行っている被害者への支援

国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがある者に、受けたことがある支援をたずねると、「e 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」が78.5%と最も多く、次いで「a 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」が50.8%、「b 関係機関への同行などの支援」が47.0%、「c 職業紹介、職業訓練などの就職に関する支援」が45.8%、「f 子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理に関する支援」が45.1%、「j 医師・カウンセラーなどによる医学的・心理学的な支援」が41.5%などとなっている。



(3) 国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けなかった理由

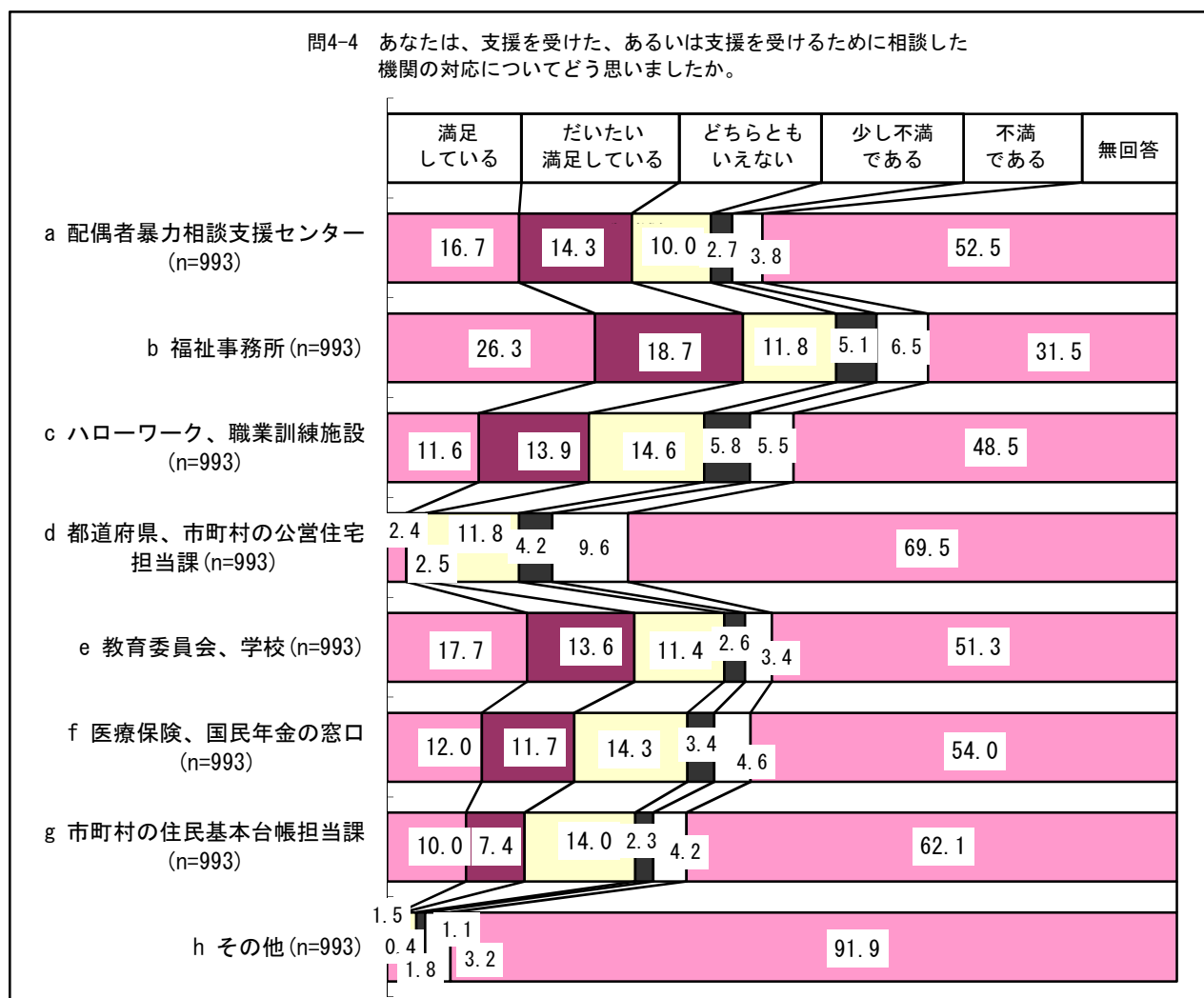
国や都道府県などが行っている被害者への支援の中にこれまでに受けたことがない支援がある者に、その支援を受けなかった理由をたずねると、「受けられる支援があることを知らなかった」という回答の比率が、「a 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」で29.5%、「i 住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援」で25.2%、「b 関係機関への同行などの支援」で24.1%などとなっている。





(4) 支援を受けた、相談した機関の対応の満足度

配偶者からの暴力の被害者に、支援を受けた、あるいは支援を受けるために相談した機関の対応についてたずねると、「満足している」又は「だいたい満足している」と回答した者は、「b 福祉事務所」が45.0%、「e 教育委員会、学校」が31.3%、「a 配偶者暴力相談支援センター」が31.0%などとなっている。「不満である」又は「少し不満である」と回答した者は、「d 都道府県、市町村の公営住宅担当課」が13.8%、「b 福祉事務所」が11.6%、「c ハローワーク、職業訓練施設」が11.3%などとなっている。

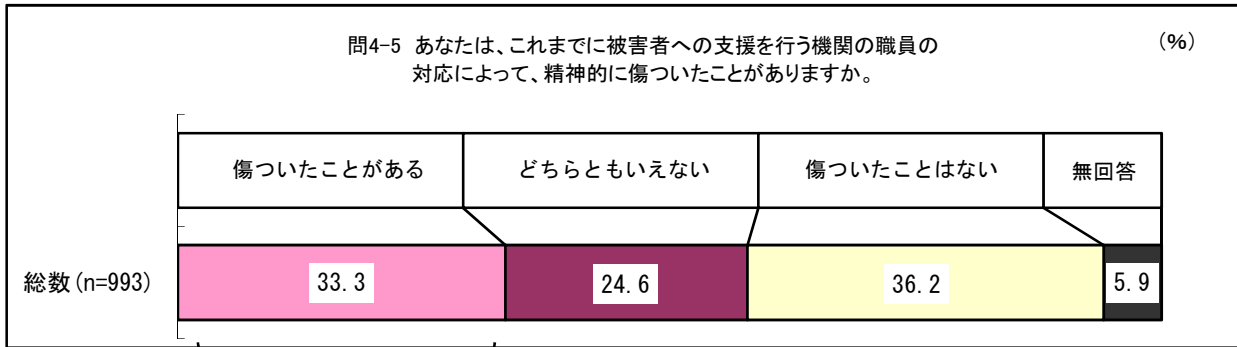


| 機関              | ①満足している+<br>だいたい満足している | ②不満である+<br>少し不満である | ①-②  |
|-----------------|------------------------|--------------------|------|
| a 配偶者暴力相談支援センター | 31.0                   | 6.5                | 24.5 |
| b 福祉事務所         | 45.0                   | 11.6               | 33.4 |
| c ハローワーク、職業訓練施設 | 25.5                   | 11.3               | 14.2 |
| d 公営住宅担当課       | 4.9                    | 13.8               | -8.9 |
| e 教育委員会、学校      | 31.3                   | 6.0                | 25.3 |
| f 医療保険、国民年金の窓口  | 23.7                   | 8.0                | 15.7 |
| g 市町村の住民基本台帳担当課 | 17.4                   | 6.5                | 10.9 |
| h その他           | 1.9                    | 4.3                | -2.4 |

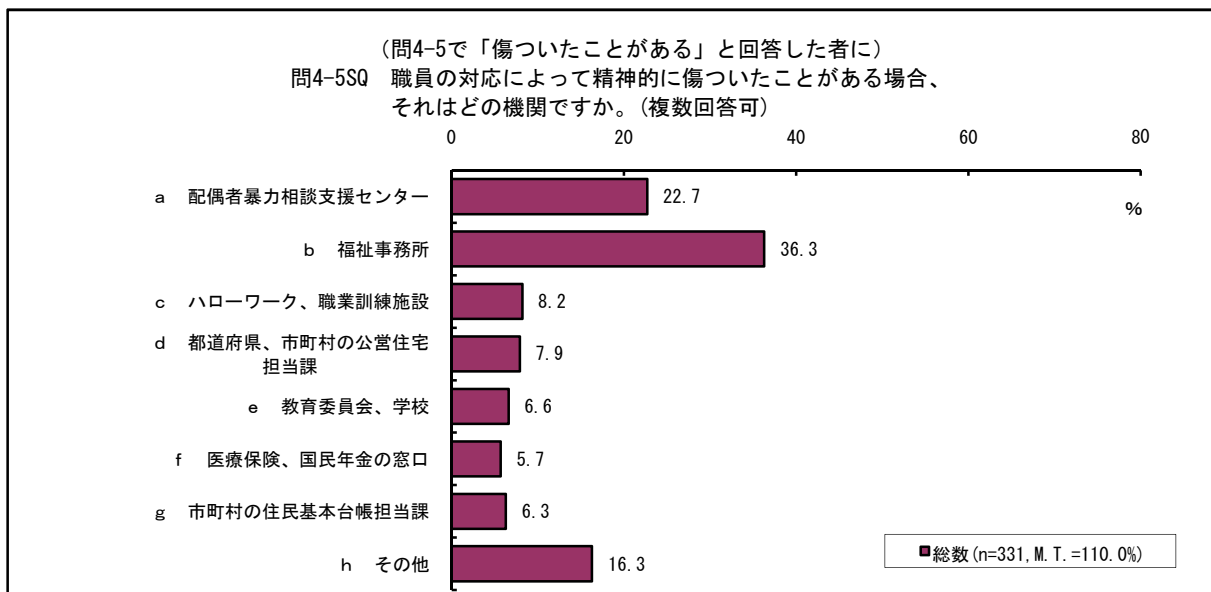
(5) 被害者への支援を行う機関の職員の対応で精神的に傷ついた経験

配偶者からの暴力の被害者に、これまでに、被害者への支援を行う機関の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがあるかたずねると、「傷ついたことがある」が33.3%、「傷ついたことはない」が36.2%などとなっている。

「傷ついたことがある」と答えた者に、どの機関かたずねると、「b 福祉事務所」が36.3%、「a 配偶者暴力相談支援センター」が22.7%、「h その他」が16.3%などとなっている。

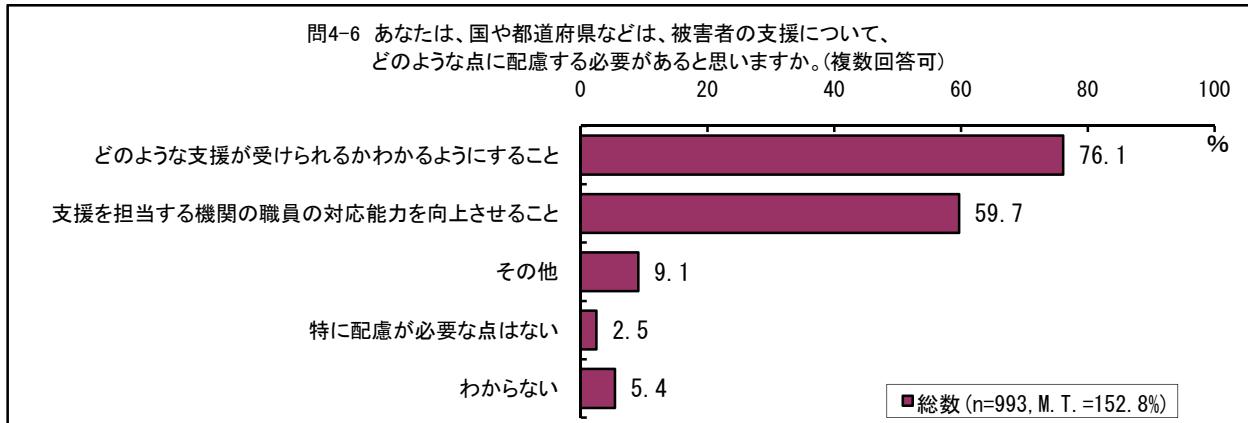


(職員の対応によって精神的に傷ついた経験がある機関)



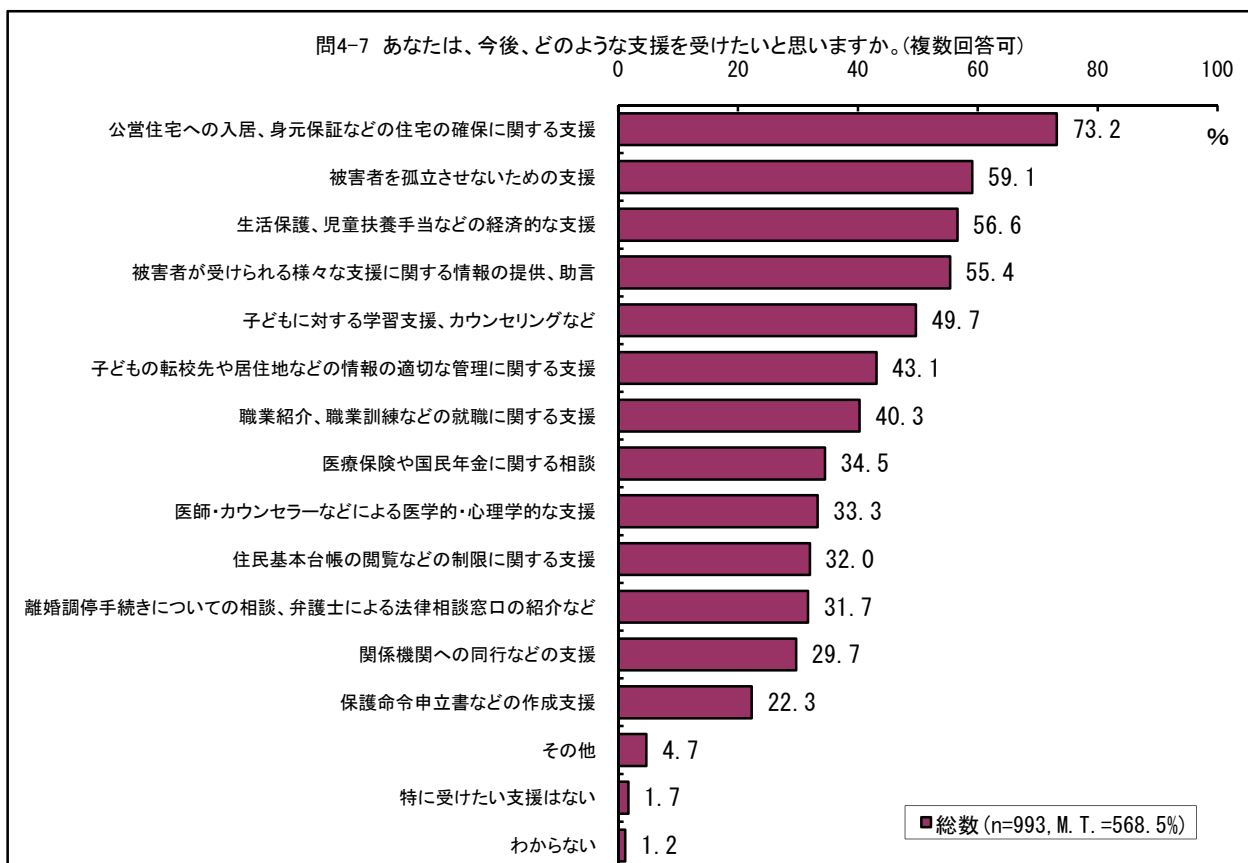
(6) 被害者の支援について、国や都道府県等が配慮すべきこと

配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県などは、被害者の支援についてどのような点に配慮する必要があるかたずねると、「どのような支援が受けられるかわかるようにすること」が76.1%と最も多く、次いで「支援を担当する機関の職員の対応能力を向上させること」が59.7%などとなっている。



(7) 今後受けてたい支援

配偶者からの暴力の被害者に、今後、どのような支援を受けたいかたずねると、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」が73.2%と最も多く、次いで「被害者を孤立させないための支援」が59.1%、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」が56.6%、「被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」が55.4%、「子どもに対する学習支援、カウンセリングなど」が49.7%などとなっている。



## E. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組についての意見

### 1. 国、地方公共団体、民間団体等の実務者の意見

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び公営住宅、住民基本台帳等担当職員）及び民間団体の担当者に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組についての意見を自由に記入していただいた。

その内容から、①広報啓発について、②研修について、③通報について、④相談について、⑤保護について、⑥自立支援について、⑦関係機関の連携について、⑧その他の8つの項目に分類し、簡略化してそれぞれいくつか例示すると、下表のとおりである。

|  |
|--|
| <p><b>① 広報啓発について</b></p> <p><b>【相談、保護等担当職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力の防止対策として、早期（小学、中学、高校）からの教育が有効であると思う。</li> <li>・ 配偶者からの暴力に対する国民の認知度がまだまだ低いように思う。配偶者からの暴力は犯罪であるとの認識を広めることが重要である。</li> <li>・ 広報や情報の周知はマスコミを活用することが効果的であるので、これに予算を投入すべきと考える。</li> </ul> <p><b>【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者のみならず、社会一般の傾向として、すぐ暴力を使う。もっと根本的に教育の中で、幼少の頃から人間として必要なこと、やってはいけないことを教える必要があると思う。</li> <li>・ 相談できる場所があることを知ってもらうためにも、相談機関などの情報を積極的に提供することが必要である。</li> </ul> <p><b>【民間団体の担当者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女間の暴力をなくすための教育、男女平等教育、性教育を十分に行うべきと考える。</li> </ul>                 |
| <p><b>② 研修について</b></p> <p><b>【相談、保護等担当職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談担当者に対する、国、地方公共団体での専門研修が少ない。専門知識が必要なDV相談なのに、一般の行政相談と同じ扱いでは、被害者への十分な支援ができない。</li> <li>・ 医療・福祉関係の専門職だけでなく、日常的にかかわる保育や学校教育関係の職員に対する研修が必要である。</li> </ul> <p><b>【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳法上の支援措置の申出事務に関する研修や関係機関との協議の場が全くないため、不安を感じながら事務処理に当たっており、都道府県単位で最低でも年1回研修会や検討会の場があればと考える。</li> <li>・ 他課や他市町村との連携をうまくするためにも、直接被害者支援に当たる担当課だけでなく、職員全員に対する研修が必要である。</li> </ul> <p><b>【民間団体の担当者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務関係者の研修について、被害者が二次被害を受けないために、法律や制度だけでなく、性別による差別的考え等を是正するための研修も必要と考える。</li> </ul> |

|   |
|---|
| <p><b>③ 通報について</b></p>  |
| <p>【相談、保護等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報について、医療関係者だけでなく、学校関係者へも拡大して、マニュアル化していく必要がある。</li> </ul>  |
| <p><b>④ 相談について</b></p>  |
| <p>【相談、保護等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉事務所のない町村では、配偶者からの暴力等に対応できる職員が十分配置されていないことから、専門的な知識を持った相談員を配置する必要がある。</li> <li>・ 担当職員が他の事務にも従事しながら、配偶者からの暴力事案に対応している現状にあるため、相談員の配置について、財政支援と人材育成をお願いしたい。</li> <li>・ 相談員の雇用は不安定で、組織によっては相談員をバックアップする体制が不十分であるなど、相談員の雇用条件が劣悪であるため、労働環境の向上や待遇改善に取り組むべきである。</li> </ul> <p>【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者が今以上に気軽に相談できる窓口が増えるとよい。</li> </ul> <p>【民間団体の担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の多くが公的機関で二次被害を受けている。担当職員は、「上からの目線」ではなく、親切な対応を心がけてほしい。</li> </ul>        |
| <p><b>⑤ 保護について</b></p>  |
| <p>【相談、保護等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの機関においても人数が足りず、被害者の安全確保をどこでどうするかいつも不安である。職員 1 名に非常勤相談員 2 名の体制では、一時保護所への移送すら危ぶまれる毎日である。</li> <li>・ 母子生活支援施設の入所について、広域的な受入れを実施できるようにすべきである。</li> <li>・ 保護命令の申立てから発令までに日数がかかるため、迅速に被害者を守るための制度の検討が必要ではないか。</li> </ul> <p>【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護施設が日常的に満杯であるため、一時保護施設への財政支援等の充実が必要である。また、都道府県が実施する施策だけが国庫補助の対象であり、市町村独自施策への支援がない。</li> </ul> <p>【民間団体の担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護命令の有効期間が短く、やっと生活が安定した頃には保護命令の有効期間が切れ、被害者は恐怖にさらされる。</li> </ul> |
| <p><b>⑥ 自立支援について</b></p>  |
| <p>【相談、保護等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的支援だけでなく精神的支援（カウンセリング、自立グループの設置など）も必要である。</li> <li>・ 離婚が成立していない場合、子どもを連れて逃げている被害者には児童手当や児童扶養手当が支給されず、別居している加害者に手当が支給されるのはおかしい。</li> <li>・ 公営住宅に応募しても抽選から外れ、なかなか思うように転居できず、また、住宅が見つかっても保証人がなく困るケースが多くある。</li> </ul> <p>【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅の空家物件が非常に少なく、公営住宅への優先入居等の対応ができない。</li> </ul>   |

- ・ 住民基本台帳にかかわる支援措置について、事務処理要領に基づく各市町村の対応にばらつきがあるため、統一的なマニュアルを作成してほしい。
- ・ 住民票等の交付制限をかけても、戸籍、納税証明等には法的に制限をかけることができないため、情報が漏えいするおそれがある。

**【民間団体の担当者】**

- ・ 広報や受付窓口に関しては、かなり前進したと思われるが、被害者保護やそれに続く自立支援を早急に整備する必要がある。

**⑦ 関係機関の連携について**

**【相談、保護等担当職員】**

- ・ 配偶者からの暴力の被害について、被害者が何度も説明しなくてもよいように、関係部署及び機関間での情報の共有を図る必要がある。
- ・ 相談の受付から保護施設への入所や自立支援まで、一貫した支援体制の整備が望まれる。

**【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】**

- ・ 被害者の情報を個人情報保護という理由で、部局間であっても提供してもらえないという話を聞いたことがある。情報の共有がより一層図れる仕組みを作っていただきたい。

**【民間団体の担当者】**

- ・ 連携について、ただ叫ぶのではなく、具体的に連携することをもう少し考えてほしい。主導は行政、行き届かないところは民間という本来の姿にしてほしい。

**⑧ その他**

**【相談、保護等担当職員】**

- ・ 暴力の防止は、被害者支援だけでは根本的解決に結びつかないことから、アメリカのような加害者プログラムを義務付けるなど、加害者支援が急務に思われる。
- ・ 法律の改正により市町村におけるDVセンターの設置が努力義務となったが、国からの財政援助が必要と思われる。
- ・ 暴力を受けた人の心の傷をしっかりと理解して、それ以上に二次被害を受けないような窓口対応を望む。

**【公営住宅、住民基本台帳等担当職員】**

- ・ 現法では被害者の保護までで、加害者に対する刑事罰や心理治療プログラム等の整備が不完全であり、早く進めるべきであると思う。
- ・ 窓口では、夫婦間に限らず、親子間など様々な関係でのトラブルについて相談を受けるため、対象者を拡大し、そういった場合にも対応できる法整備の必要性を強く感じている。

**【民間団体の担当者】**

- ・ きめ細かな支援を実施すればするほど赤字になり、今後、数年も事業を続けられない現状にある。退所者への継続的な支援窓口の一つである民間シェルターに対する国や地方公共団体の財政支援が不可欠である。

## 2. 配偶者からの暴力の被害者の意見

配偶者からの暴力の被害者に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組についての意見を自由に記入していただいた。

その内容から、①配偶者からの暴力に関する相談の受付について、②配偶者からの暴力に関する通報について、③被害者が身を寄せることができる施設について、④被害者の自立を支援する取組について、⑤その他の5つの項目に分類し、簡略化してそれぞれいくつか例示すると、下表のとおりである。

|   |
|---|
| <p><b>① 配偶者からの暴力に関する相談の受付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分が被害者であることに気付いていない場合もある。例えば、精神的暴力も含まれることなど、もっと配偶者からの暴力に関する知識、情報を提供してほしい。</li> <li>・ 最初は、どこに行けば相談できるのかもわからなかった。相談できる場所があること、保護や自立に向けた支援を受けられることを、もっとPRしてほしい。</li> <li>・ スーパーやコンビニに相談機関の電話番号を書いたカードを置くなど、PRの仕方を工夫してほしい。</li> <li>・ 休日、深夜でも相談を受けられるよう、24時間体制の相談機関があるとよい（理由：暴力はいつ始まるかわからない、配偶者（加害者）がいない時間に相談したい、平日は仕事があるなど）。</li> <li>・ 金銭的に余裕がない場合もあるので、相談電話をフリーダイヤルにしてほしい。</li> <li>・ 相談員は女性にしてほしい。</li> <li>・ 相談した機関で、夫婦げんかとして扱われたり、「あなたにも非があるのでは」と言われ、傷ついた。</li> <li>・ 相談員は、被害者の立場に立って、もっと親身になるなど対応に配慮してほしい。</li> </ul> |
| <p><b>② 配偶者からの暴力に関する通報について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療関係者は被害者に対して積極的に配偶者からの暴力について説明し、また通報した方がよい。</li> <li>・ 被害者が、自分から通報してほしいと申し出るとは難しい。医師は、配偶者からの暴力によるけがではないかと疑われるときは、本人が認めなくても通報した方がよい。</li> <li>・ 通報はタイミングも大切なので、被害者本人の状況も考慮して相談してからすべきである。</li> <li>・ 通報によって、配偶者（加害者）からこれまで以上の暴力を受けるのではないかと不安がある。</li> </ul>   |
| <p><b>③ 被害者が身を寄せることができる施設について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護してくれる施設があること、特に子どもと一緒に入れる施設があることを、もっとPRしてほしい。</li> <li>・ 必要などき、すぐに保護してくれる施設がほしい。</li> <li>・ 施設の数を増やしてほしい（理由：入所待ちが長かった、どこも満室で入れるところを見つけるのに苦労した、近くに施設がないなど）。</li> <li>・ 県外の施設にも入れるようにしてほしい。</li> <li>・ 施設に入れる期間が決まっている（2週間、6か月、2年等）が、もう少し長期間入所できるようにしてほしい。</li> <li>・ 施設職員の配慮のない対応や言動を改善してほしい。</li> <li>・ 施設での待遇を改善してほしい（理由：建物が古く衛生状態がよくない、プライバシーが守られていない、門限等の規則が厳しいなど）。</li> </ul>  |

**④ 被害者の自立を支援する取組について**

- ・ 公営住宅に何度も応募しているが、なかなか当選しない。配偶者からの暴力の被害者をもう少し優遇してほしい。
- ・ 就職や、公営住宅、アパートへの入居の際、保証人になってくれる人がいなくて苦労している。
- ・ 小さい子どもがいると、勤務できる時間が限られるし、休まなければならないこともある。そういった事情を理解した上で、母子家庭の母を雇用してくれる企業が増えればよい。
- ・ パソコンなどの資格を取るための支援をしてほしい。
- ・ 被害者は所持金もない状態で施設に避難していることを、もっと理解して、経済的な支援（生活保護、児童扶養手当等）をしてほしい。
- ・ 母子で生活しているのに、別居している配偶者（加害者）に児童手当が振り込まれるのはおかしい。
- ・ 住民基本台帳の閲覧等の制限の有効期間が1年なのは短い。
- ・ 母子ともにカウンセリングが必要である。

**⑤ その他**

- ・ 加害者に暴力を繰り返させないためにも、加害者更正プログラムが必要である。
- ・ 一般の人に、もっと配偶者からの暴力について知ってほしい。
- ・ 行く先々で何度も配偶者からの暴力の被害について説明しなくてもよいように、関係機関が連携してほしい。



### 第3 主要な項目の集計結果の担当業務別比較等

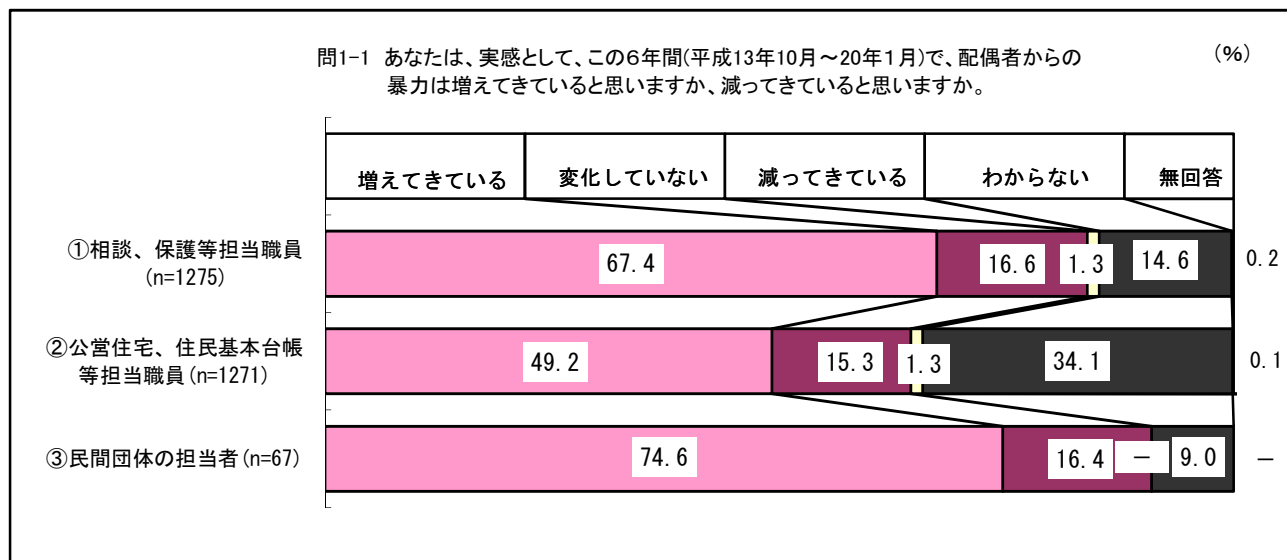
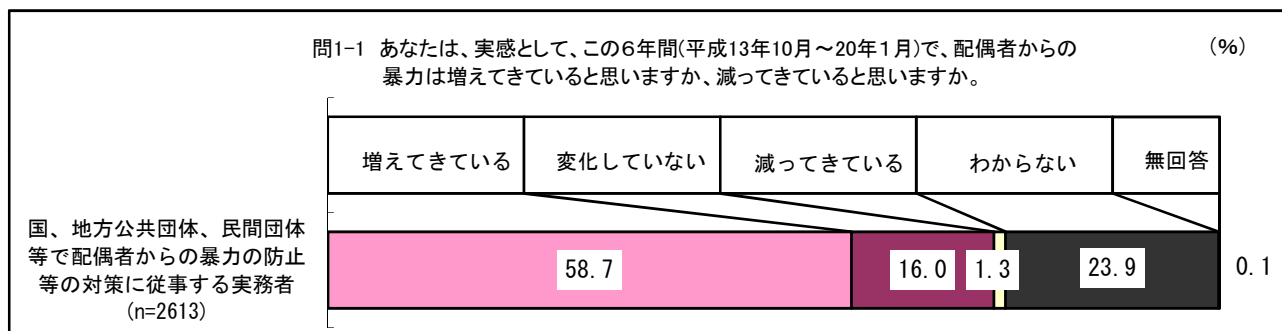
#### A. 主要な項目の集計結果の担当業務別比較

##### 1. 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感について

###### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねると、実務者全体では、「増えてきている」が58.7%、「変化していない」が16.0%、「減ってきている」が1.3%などとなっている。

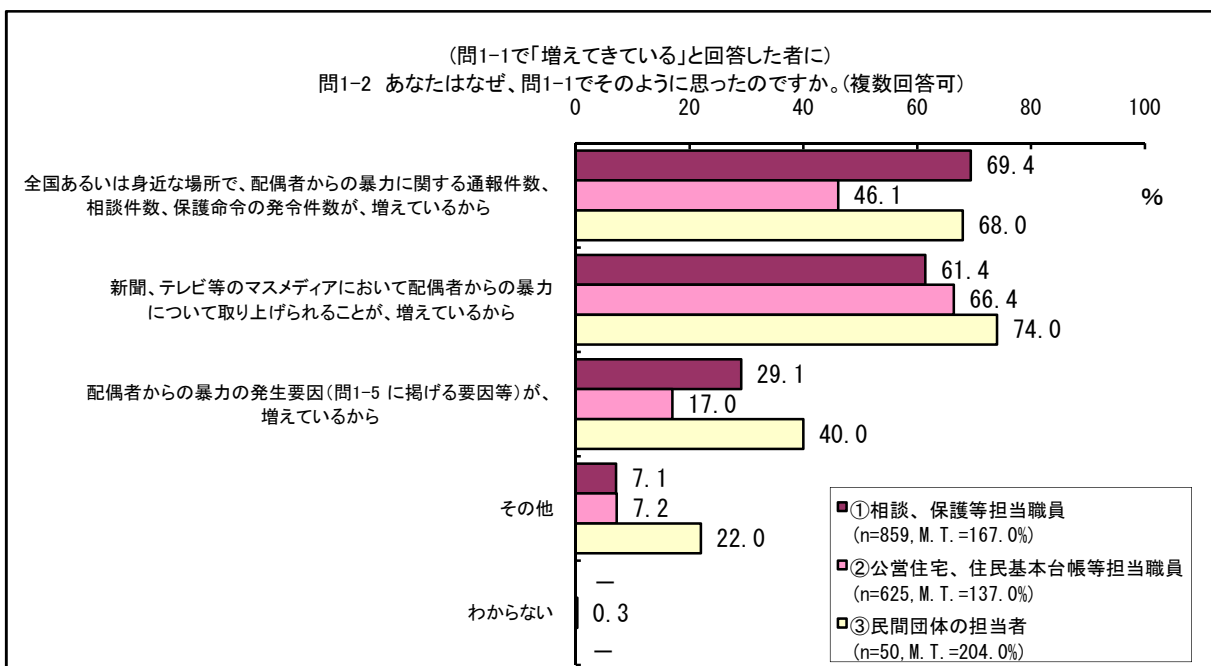
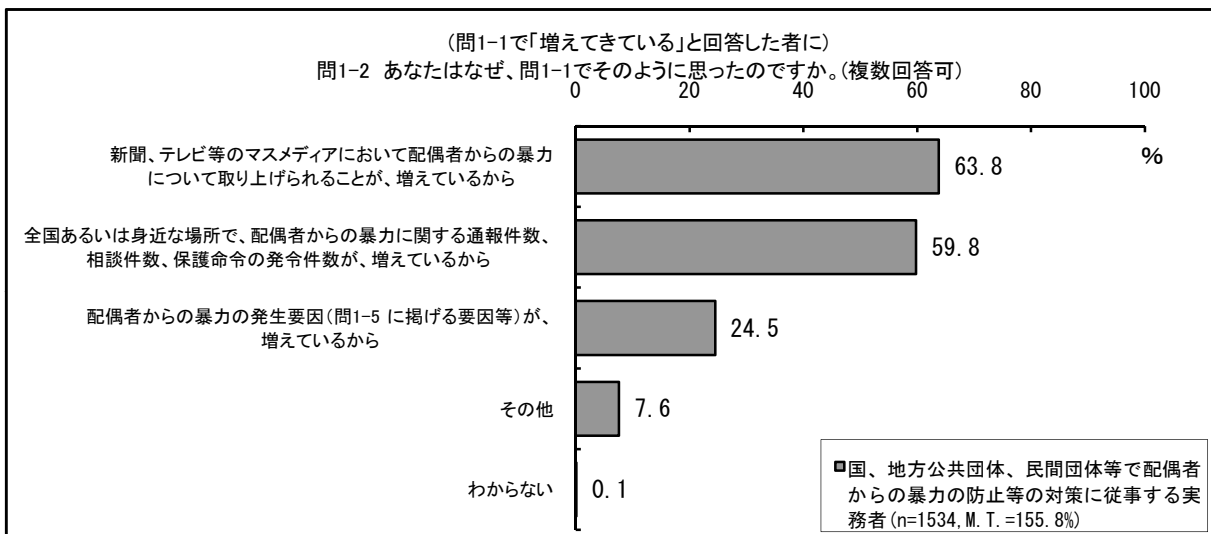
また、実務者の担当業務別にみると、「増えてきている」と回答した者は、「相談、保護等担当職員」で67.4%、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」で49.2%、「民間団体の担当者」で74.6%となっている。



(2) 配偶者からの暴力が増えてきていると思う理由

配偶者からの暴力は増えてきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、実務者全体では、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから」が63.8%と最も多く、次いで「全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから」が59.8%、「配偶者からの暴力の発生要因(問1-5に掲げる要因等)が、増えているから」が24.5%などとなっている。

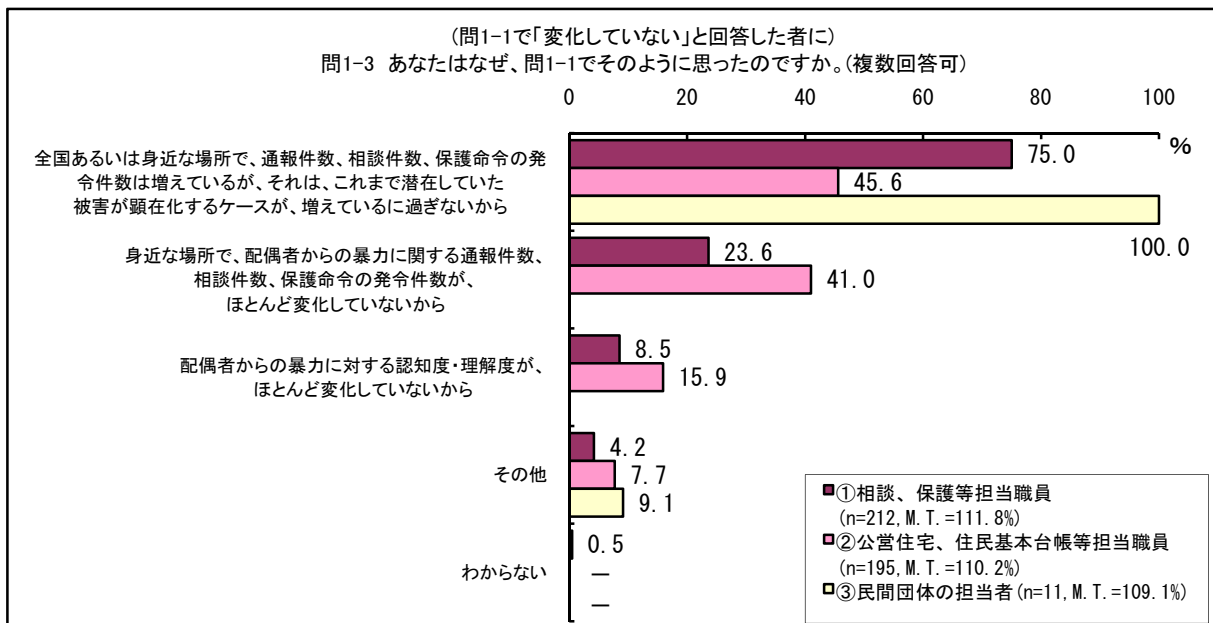
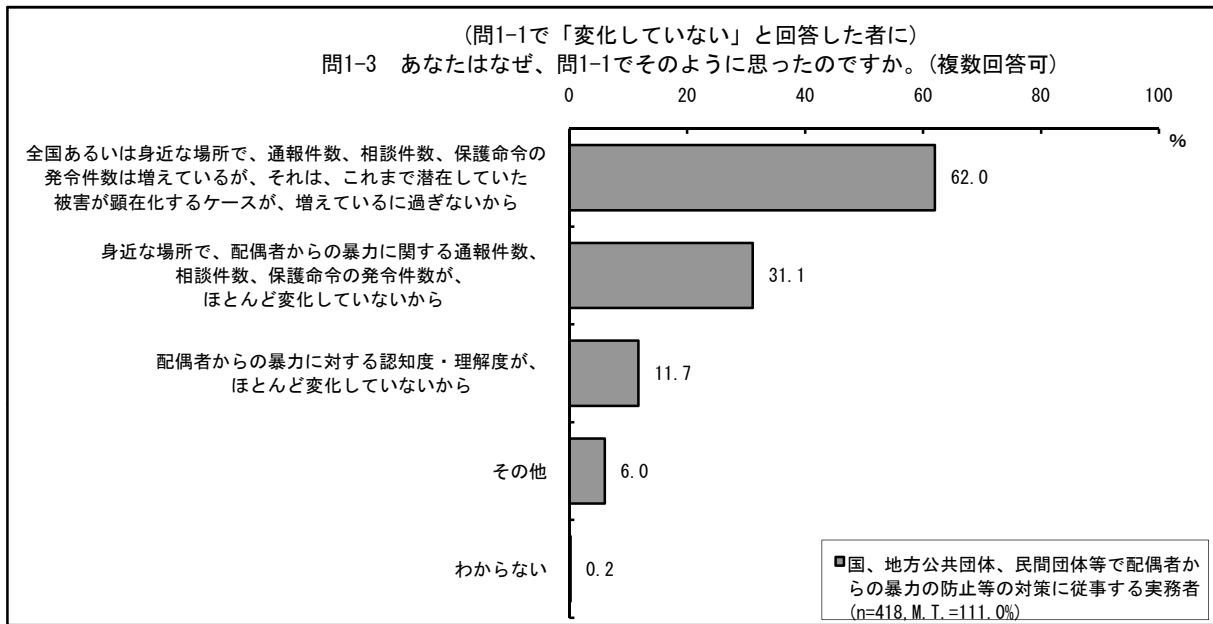
担当業務別にみると、「相談、保護等担当職員」では、「全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから」が69.4%と最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから」がそれぞれ66.4%、74.0%と最も多い。



(3) 配偶者からの暴力は変化していないと思う理由

配偶者からの暴力は変化していない、と回答した者にそう思う理由をたずねると、実務者全体では、「全国あるいは身近な場所で通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が62.0%と最も多く、次いで「身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから」が31.1%などとなっている。

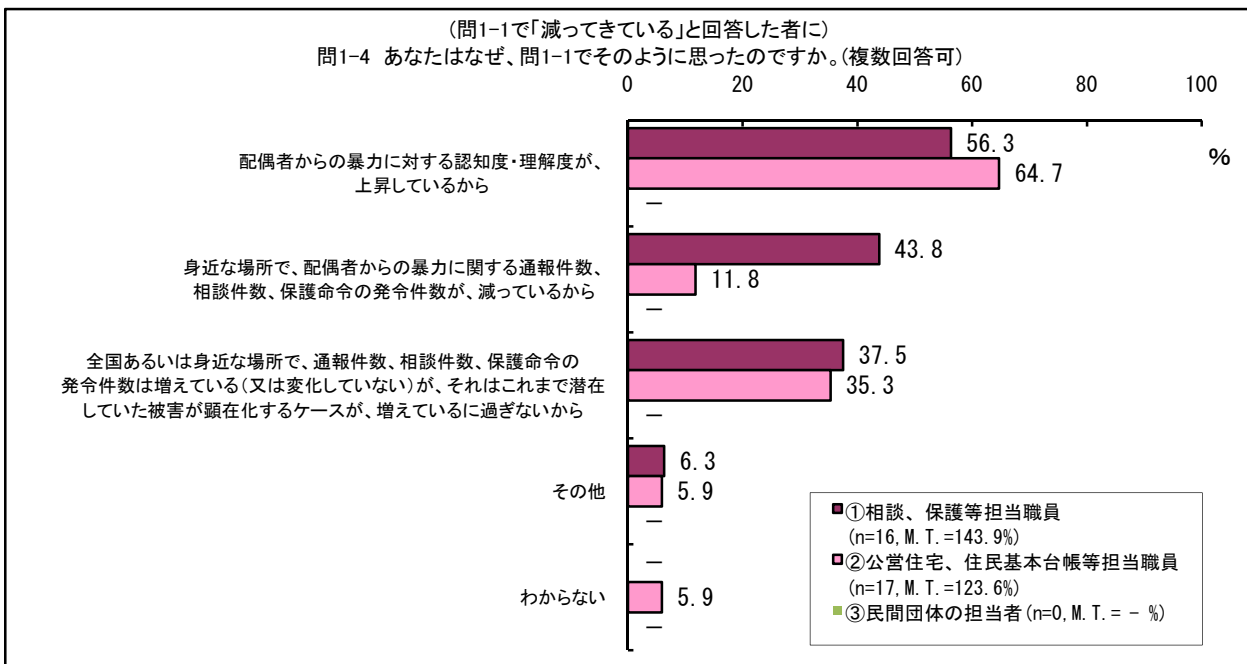
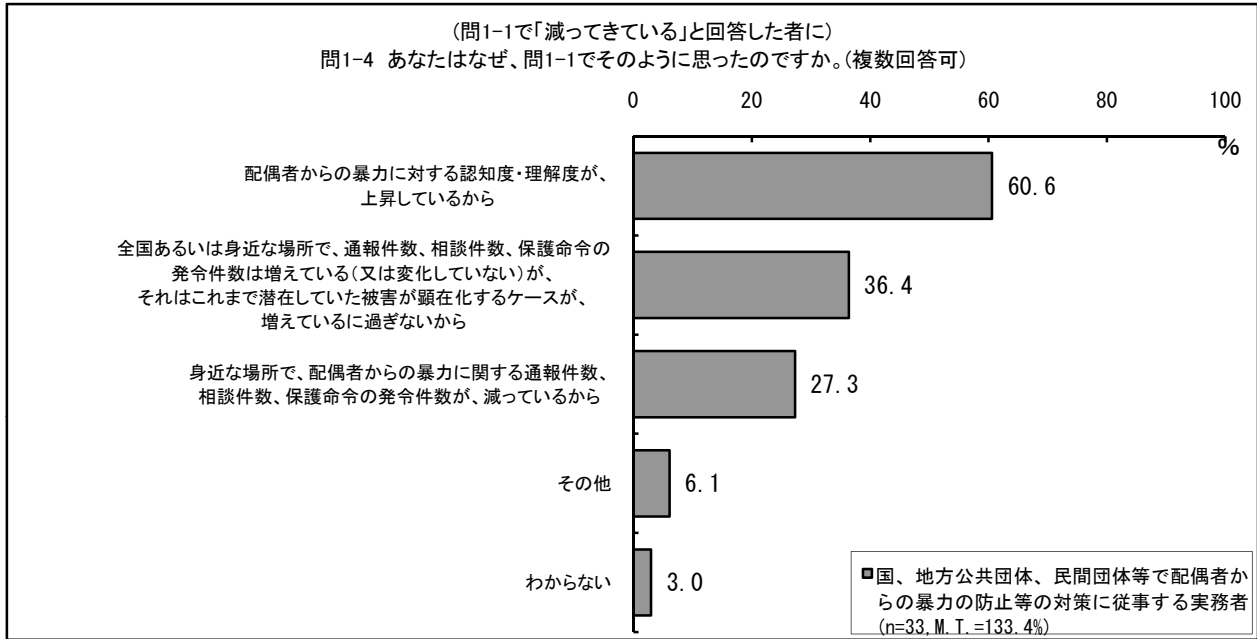
担当業務別にみると、いずれも、「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それはこれまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が最も多い。



(4) 配偶者からの暴力が減ってきていると思う理由

配偶者からの暴力は減ってきている、と回答した者にそう思う理由をたずねると、実務者全体では、「配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから」が60.6%と最も多く、次いで「全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えている（又は変化していない）が、それはこれまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから」が36.4%などとなっている。

担当業務別にみると、「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」のいずれも、「配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が上昇しているから」が最も多い。

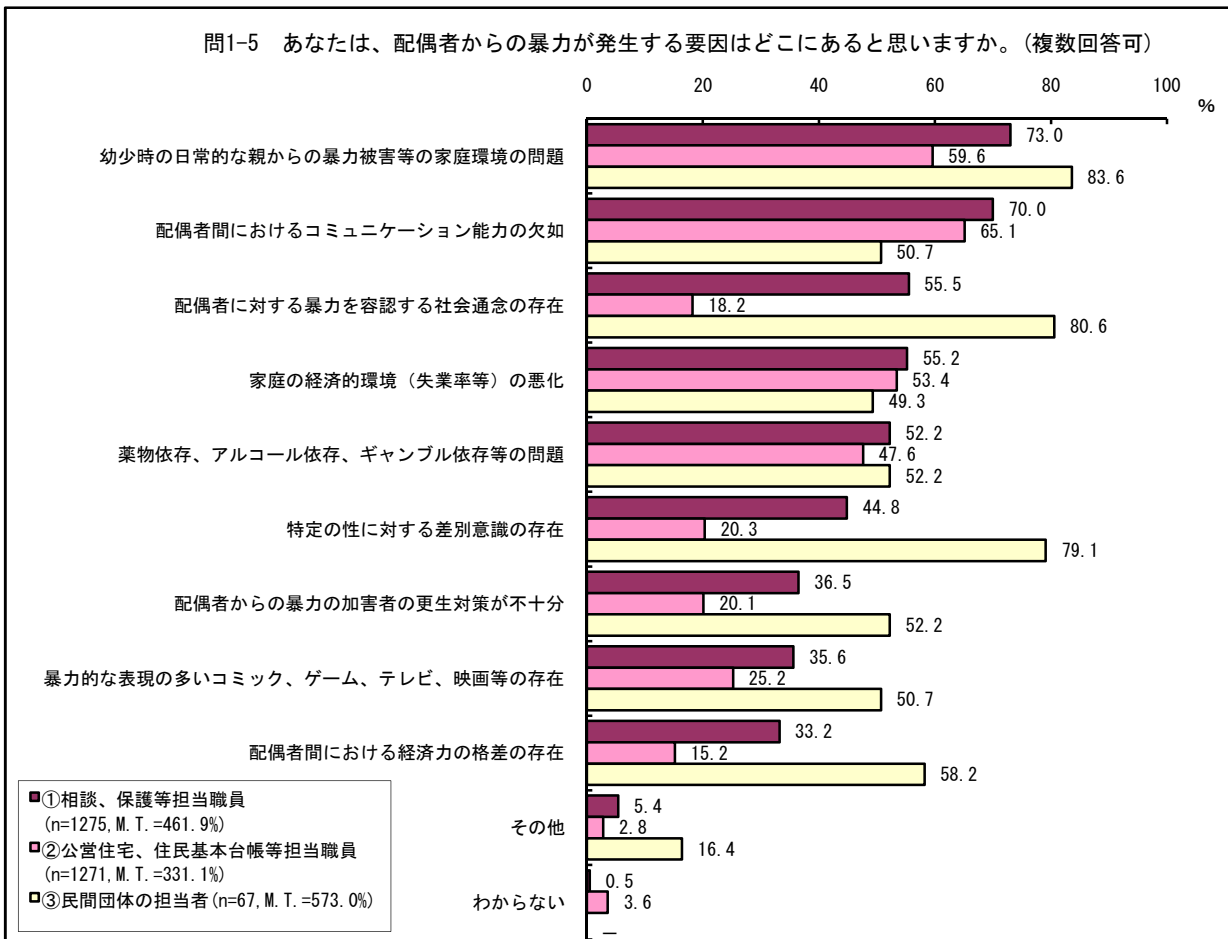
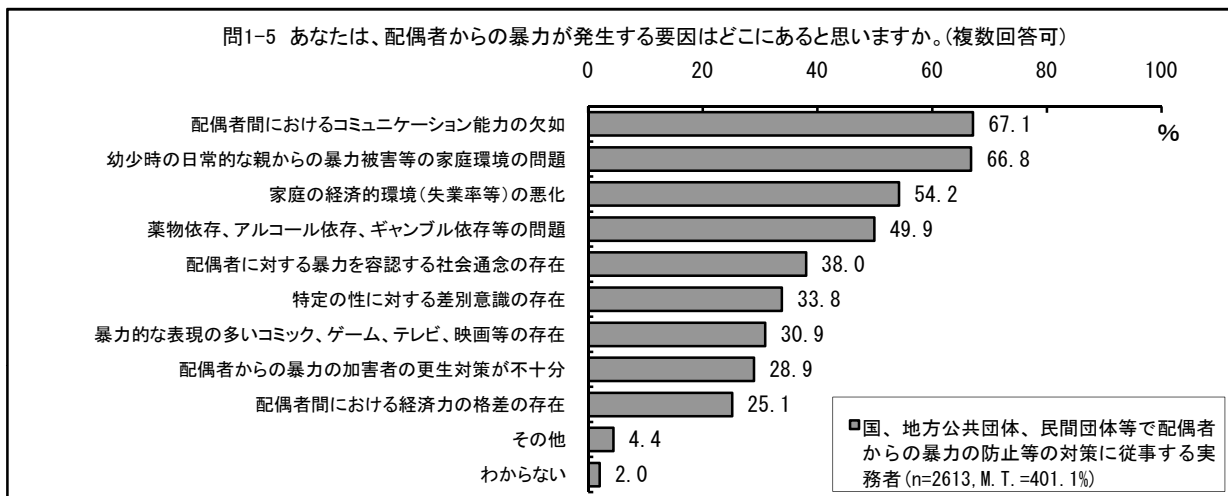


(注) 民間団体の担当者は、問1-1で「減ってきている」と回答した者が0人であるため、本問の回答はすべて「-」となる。

(5) 配偶者からの暴力が発生する要因

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねると、実務者全体では、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が67.1%と最も多く、次いで「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が66.8%、「家庭の経済的環境の悪化」が54.2%などとなっている。

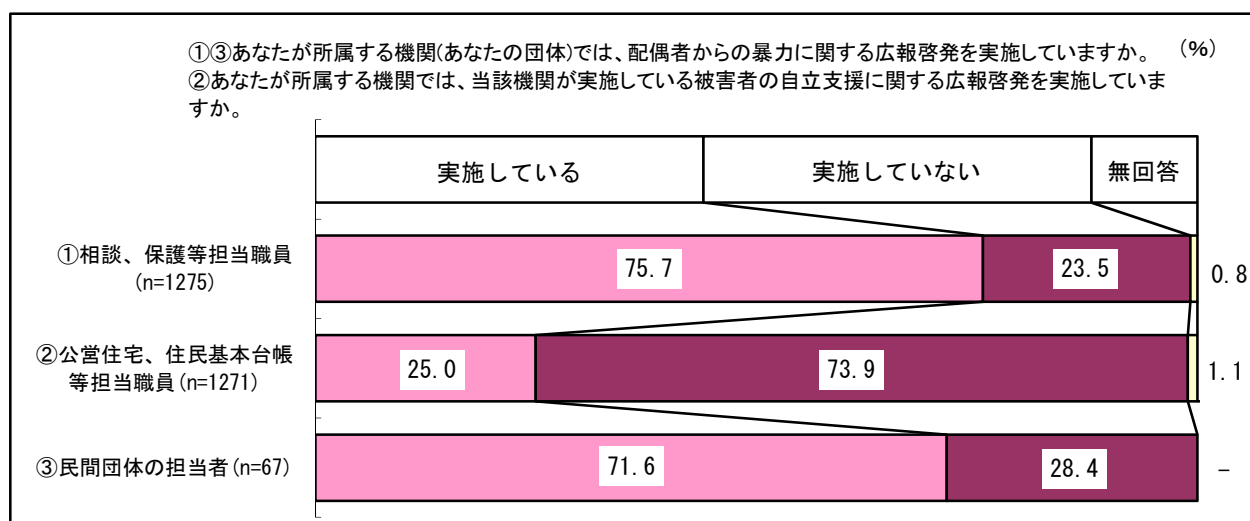
担当業務別にみると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」がそれぞれ73.0%、83.6%と最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が65.1%で最も多い。



## 2. 広報啓発について

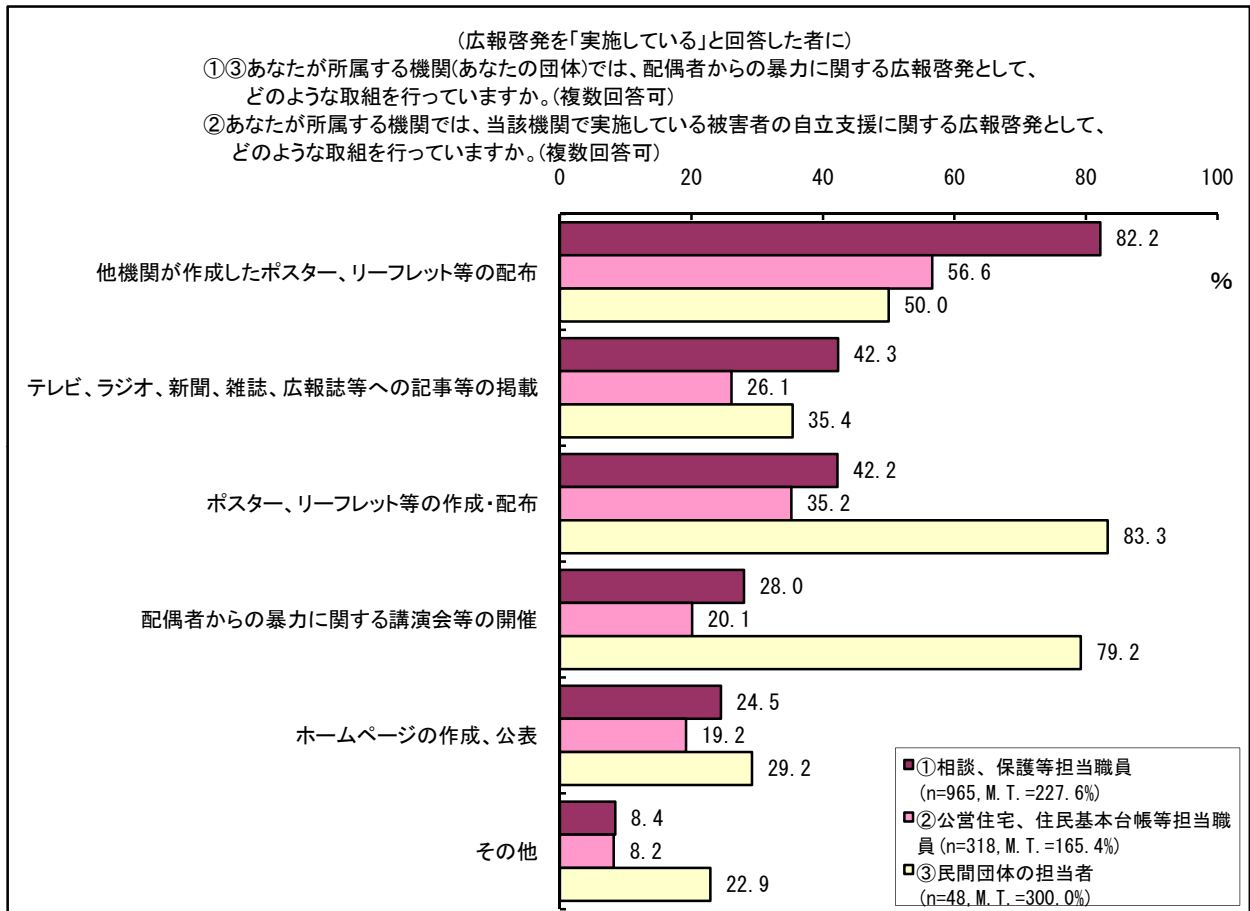
### (1) 所属機関では広報啓発を実施しているか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、所属機関、団体において、配偶者からの暴力に関する広報啓発（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、当該機関で実施している被害者の自立支援に関する広報啓発（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）を実施しているかたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「実施している」がそれぞれ75.7%、71.6%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「実施していない」が73.9%で最も多い。



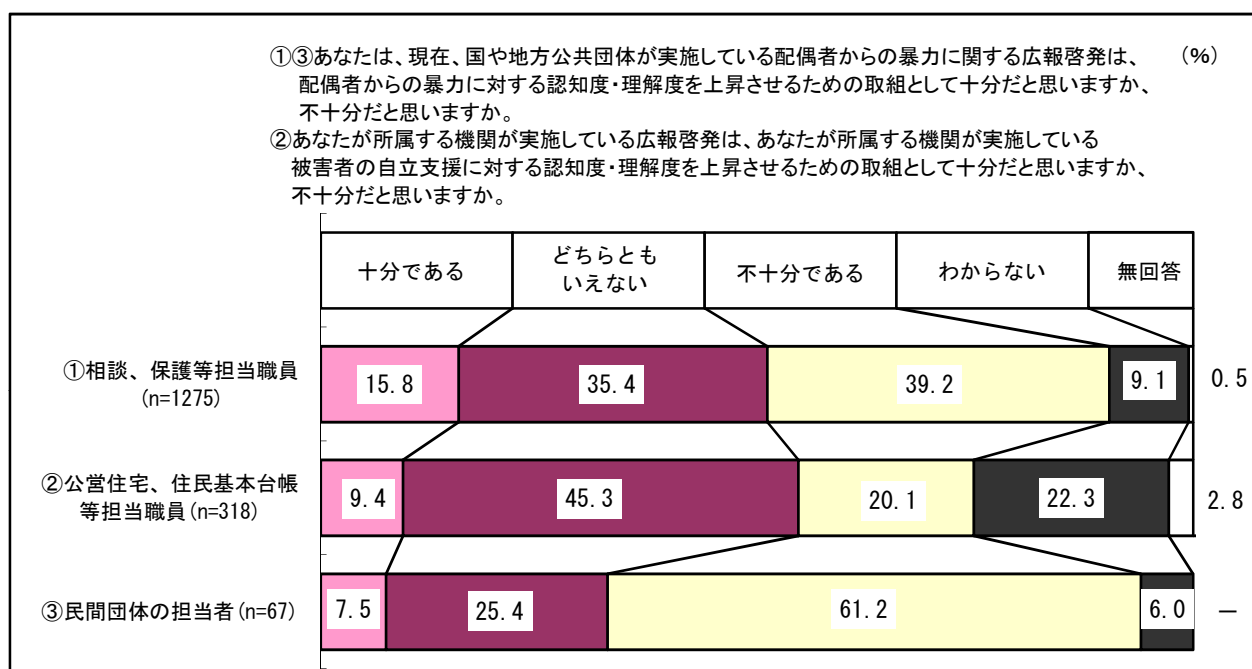
(2) 所属機関が行う広報啓発の取組

所属機関、団体において、配偶者からの暴力に関する広報啓発（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、当該機関で実施している被害者の自立支援に関する広報啓発（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）を実施している、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布」がそれぞれ82.2%、56.6%で最も多い。「民間団体の担当者」では、「ポスター、リーフレット等の作成・配布」が83.3%で最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する講演会等の開催」が79.2%などとなっている。



(3) 国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力、被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分か

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、現在国や地方公共団体が実施している広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、所属機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）を上昇させるために十分かたずねると、「十分である」という回答は7.5%～15.8%で、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「不十分である」がそれぞれ39.2%、61.2%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「どちらともいえない」が45.3%で最も多い。

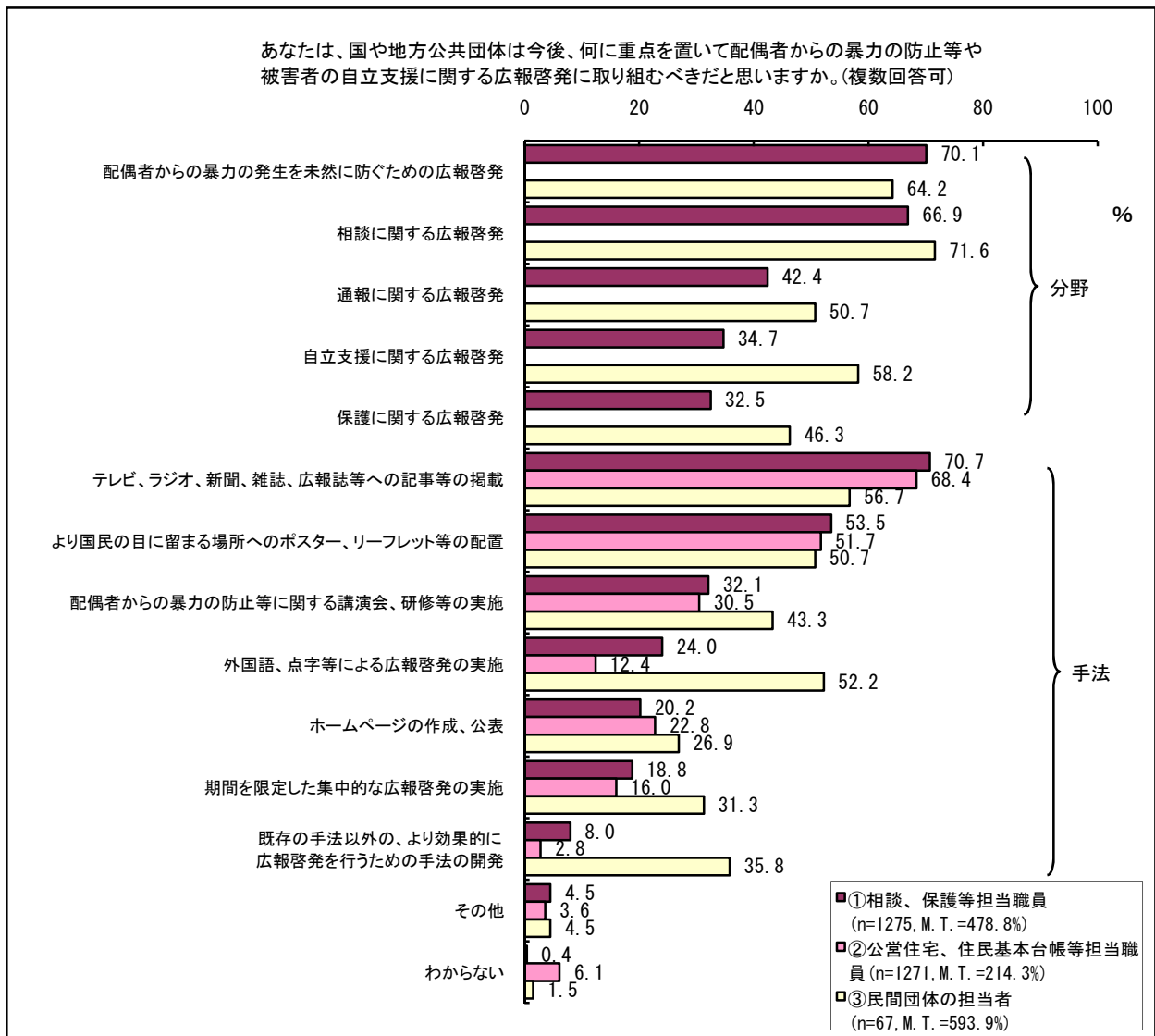




(4) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて広報啓発に取り組むべきか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、被害者の自立支援に関する広報啓発（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）に取り組むべきかたずねると、分野については、「相談、保護等担当職員」では、「配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発」が70.1%で最も多く、「民間団体の担当者」では、「相談に関する広報啓発」が71.6%で最も多い。

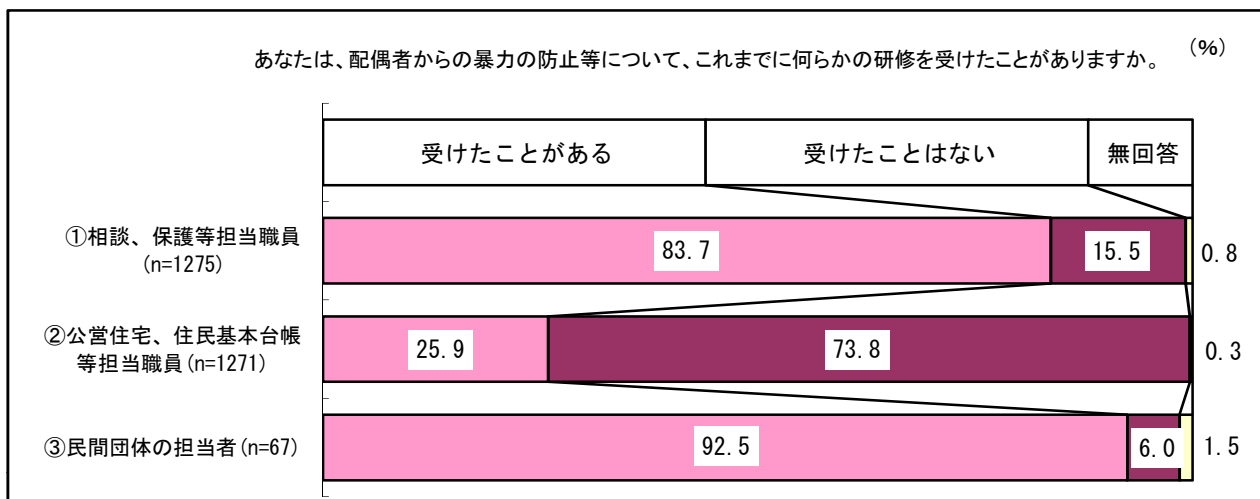
手法については、いずれも「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が最も多く、次いで「より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置」、「配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施」などとなっている。なお、「民間団体の担当者」では、「外国語、点字等による広報啓発の実施」が2番目に多い。



### 3. 職務関係者等に対する研修について

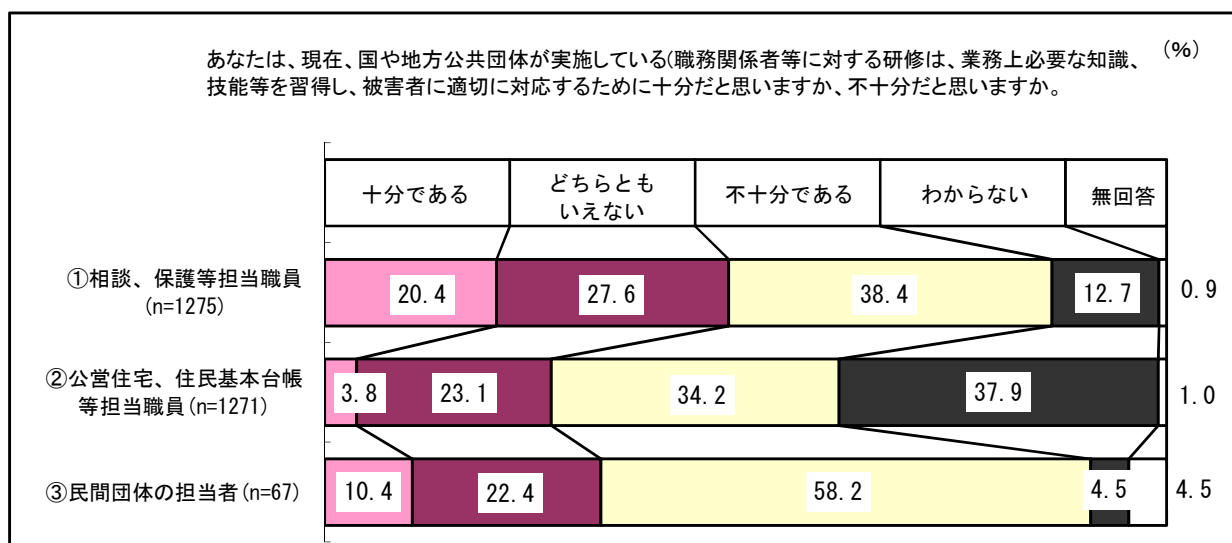
#### (1) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「受けたことがある」がそれぞれ83.7%、92.5%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「受けたことはない」が73.8%で最も多い。



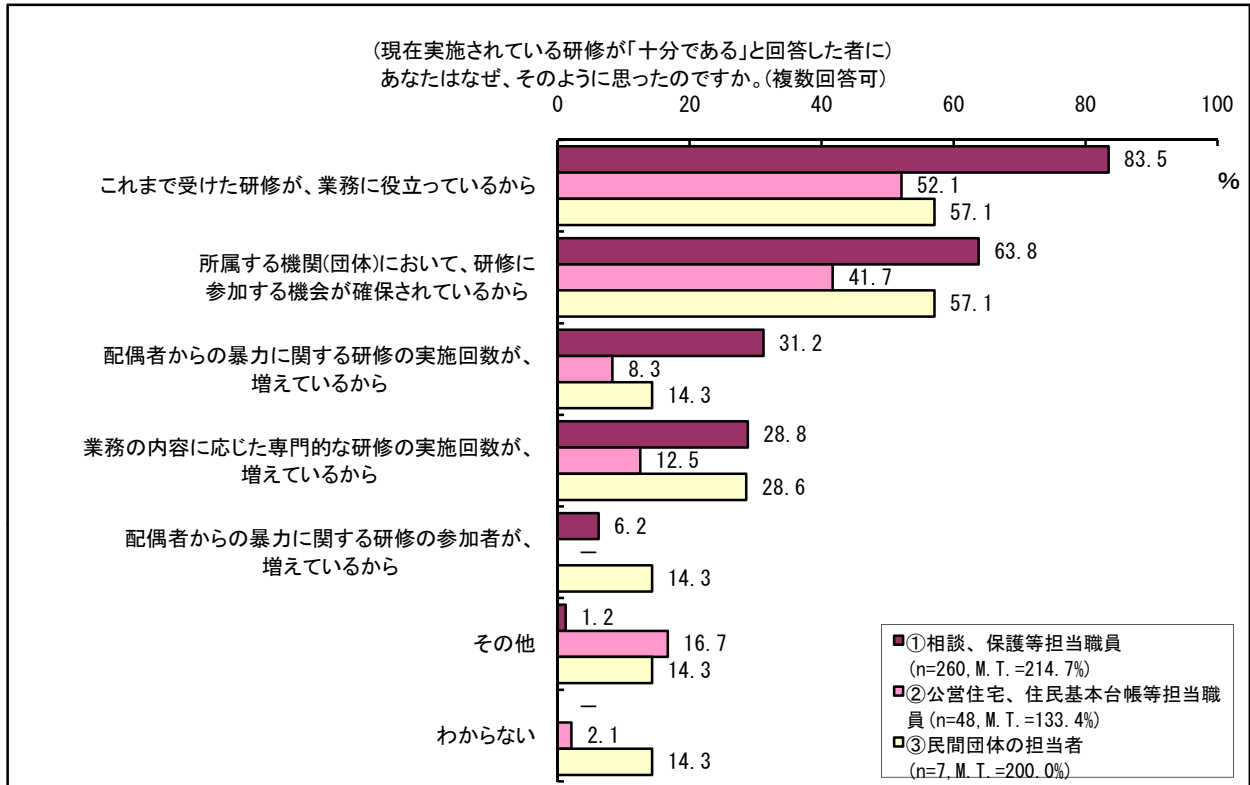
#### (2) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分か

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、現在国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分かたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「不十分である」がそれぞれ38.4%、58.2%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「わからない」が37.9%、「不十分である」が34.2%などとなっている。



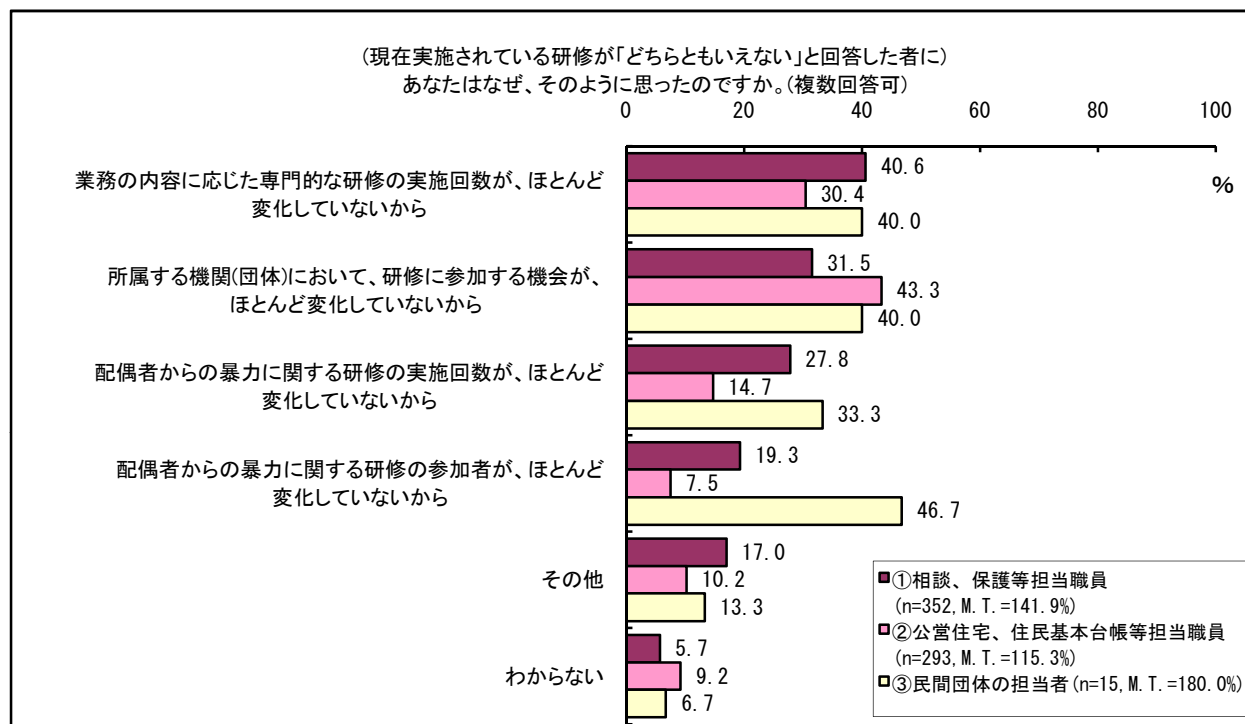
(3) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分と思う理由

現在国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分である、と回答した者に理由をたずねると、いずれも「これまで受けた研修が、業務に役立っているから」が最も多く、次いで「所属する機関(団体)において、研修に参加する機会が確保されているから」などとなっている（「民間団体の担当者」では、57.1%と同率）。



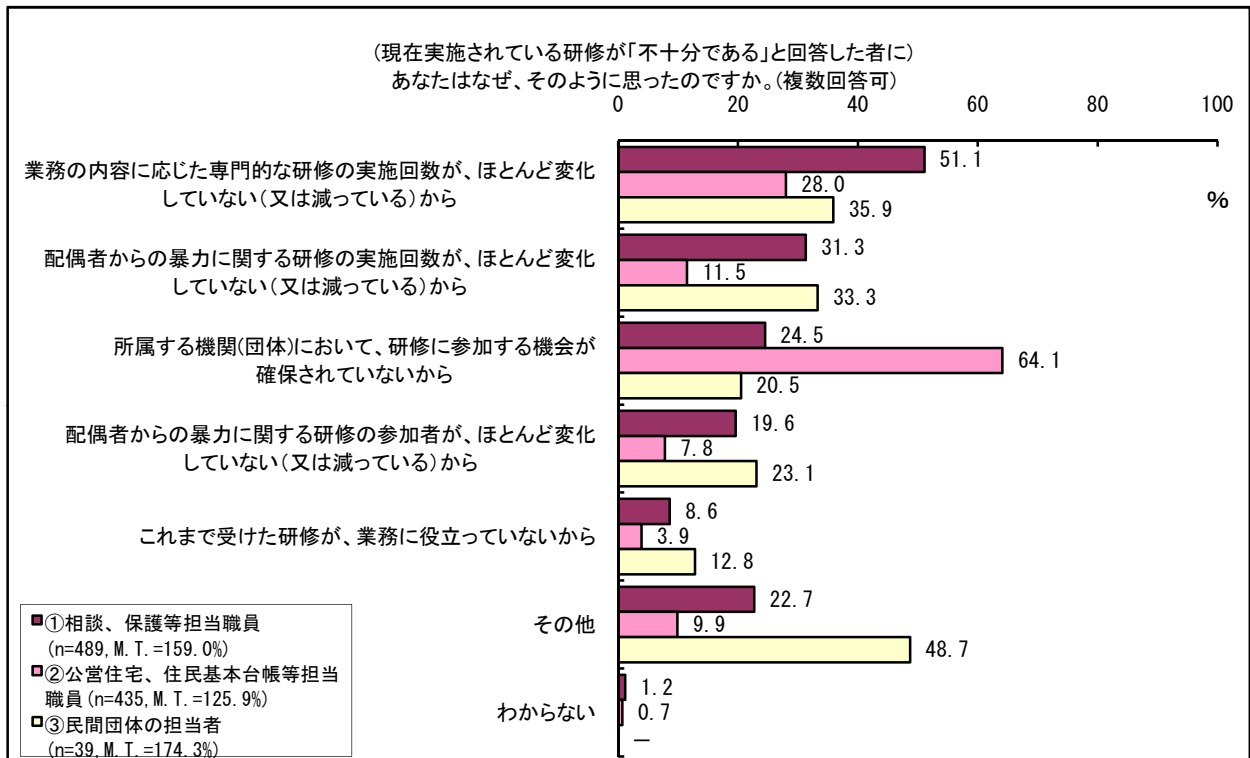
(4) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない理由

現在国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分とも不十分ともいえない、と回答した者に理由をたずねると、「相談、保護等担当職員」では「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから」が40.6%、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では「所属する機関(団体)において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから」が43.3%、「民間団体の担当者」では「配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していないから」が46.7%で、それぞれ最も多い。



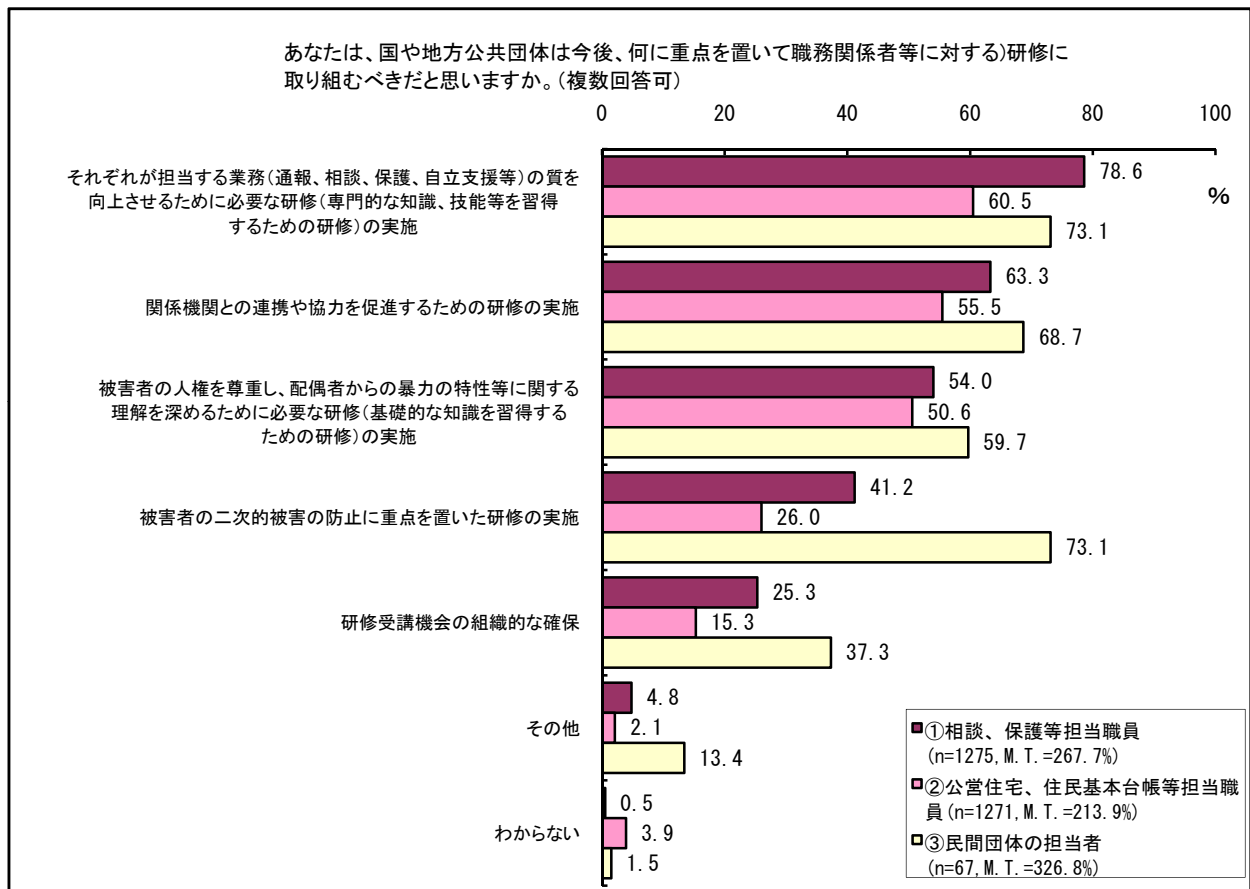
(5) 国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分と思う理由

現在国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために不十分である、と回答した者に理由をたずねると、「相談、保護等担当職員」では「業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は減っている)から」が51.1%、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では「所属する機関において、研修に参加する機会が確保されていないから」が64.1%、「民間団体の担当者」では「その他」が48.7%で、それぞれ最も多い。「民間団体の担当者」の「その他」の具体的な回答内容は、「実践的な内容の研修が必要」、「研修に参加するための時間、費用の確保が困難」等である。



(6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきか

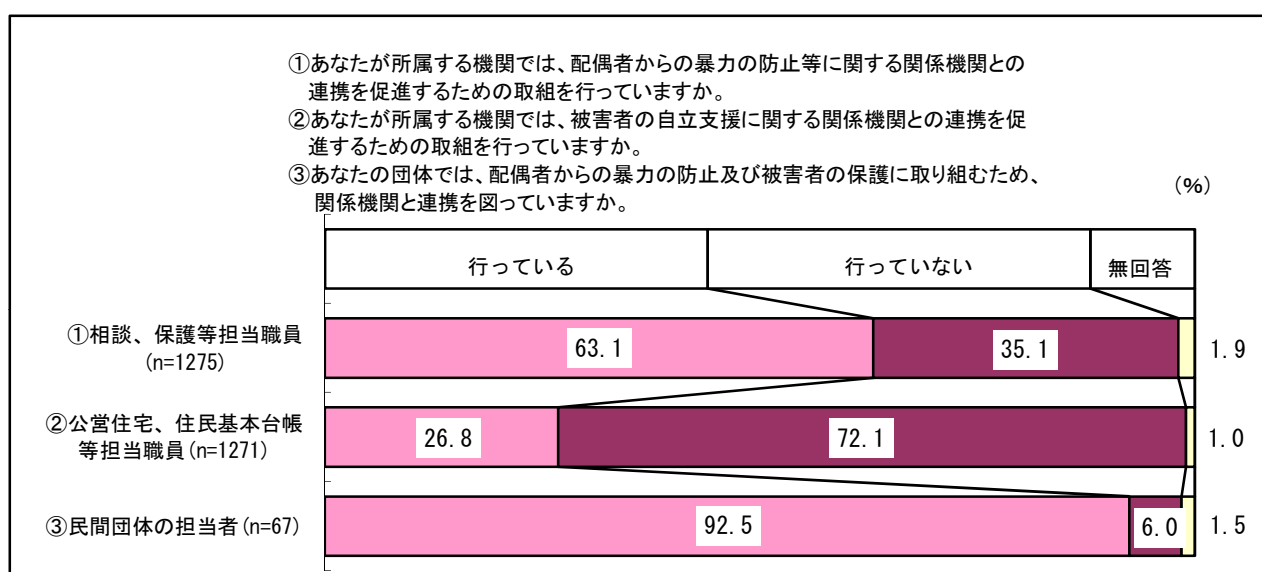
国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきかたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「それぞれが担当する業務の質を向上させるために必要な研修の実施」がそれぞれ78.6%、60.5%で最も多く、次いで「関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施」などとなっている。「民間団体の担当者」では、「それぞれが担当する業務の質を向上させるために必要な研修の実施」及び「被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施」がいずれも73.1%で最も多い。



#### 4. 関係機関の連携について

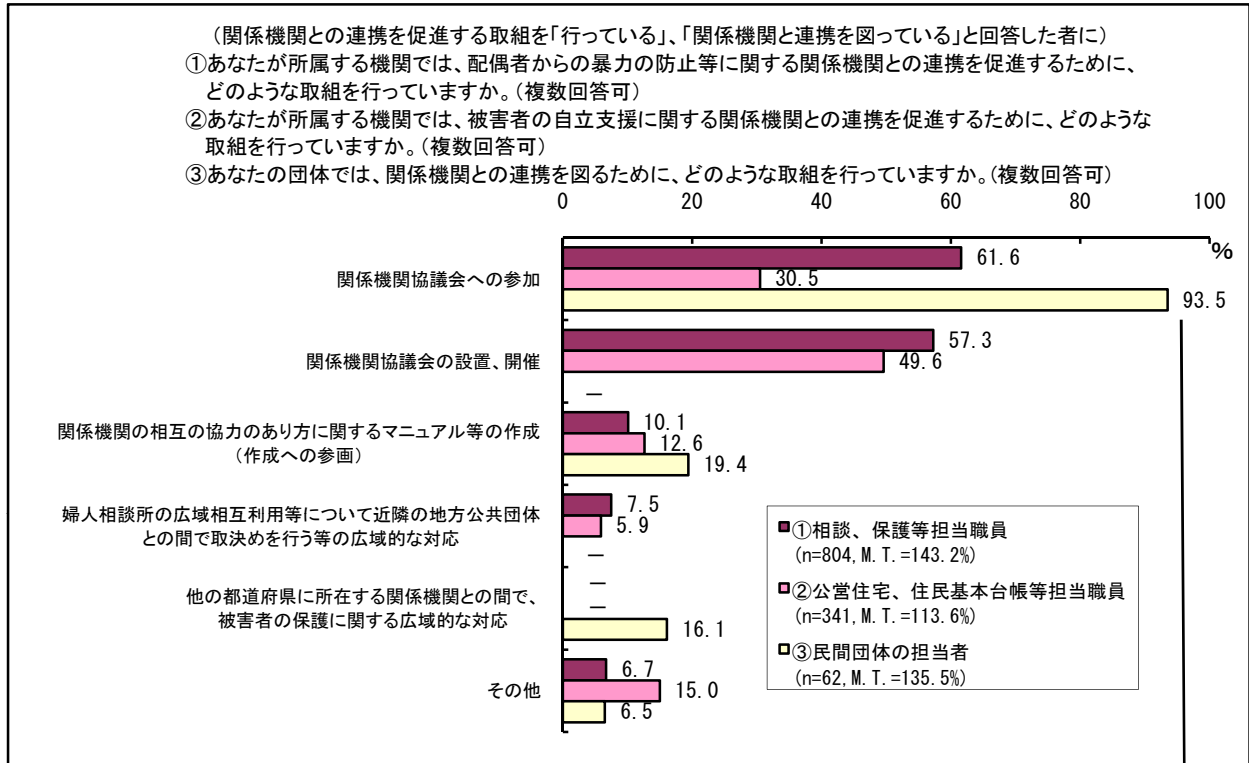
##### (1) 所属機関、団体では配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関との連携を図っているか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、所属機関、団体では、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っているか（「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）、あるいは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組むため関係機関と連携を図っているか（「民間団体の担当者」）、たずねると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「行っている（連携を図っている）」がそれぞれ63.1%、92.5%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「行っていない」が72.1%で最も多い。



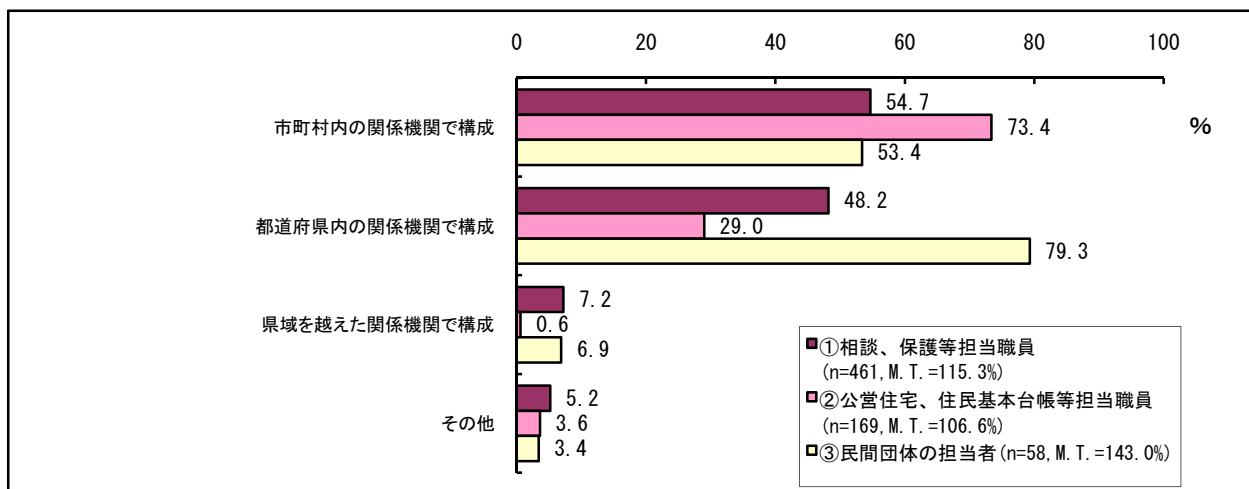
(2) 所属機関、団体が配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関との連携のために行っている取組

所属機関、団体が関係機関との連携を促進するための取組を行っている、または、関係機関と連携を図っていると回答した者に、どのような取組を行っているかたずねると、「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」では、「関係機関協議会への参加」がそれぞれ61.6%、93.5%で最も多く、「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「関係機関協議会の設置、開催」が49.6%で最も多い。



協議会の構成レベル

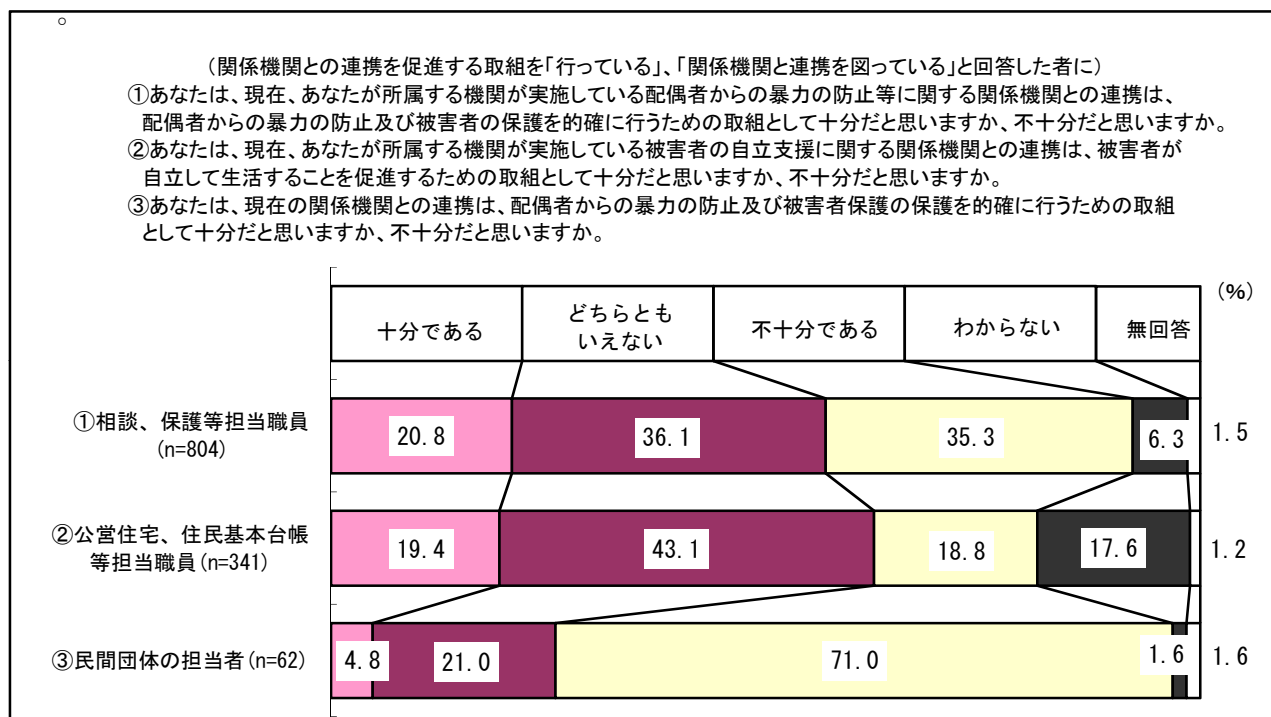
(相談、保護等担当職員及び公営住宅、住民基本台帳担当職員：「関係機関協議会の設置、開催」、民間団体の担当者：「関係機関協議会への参加」)





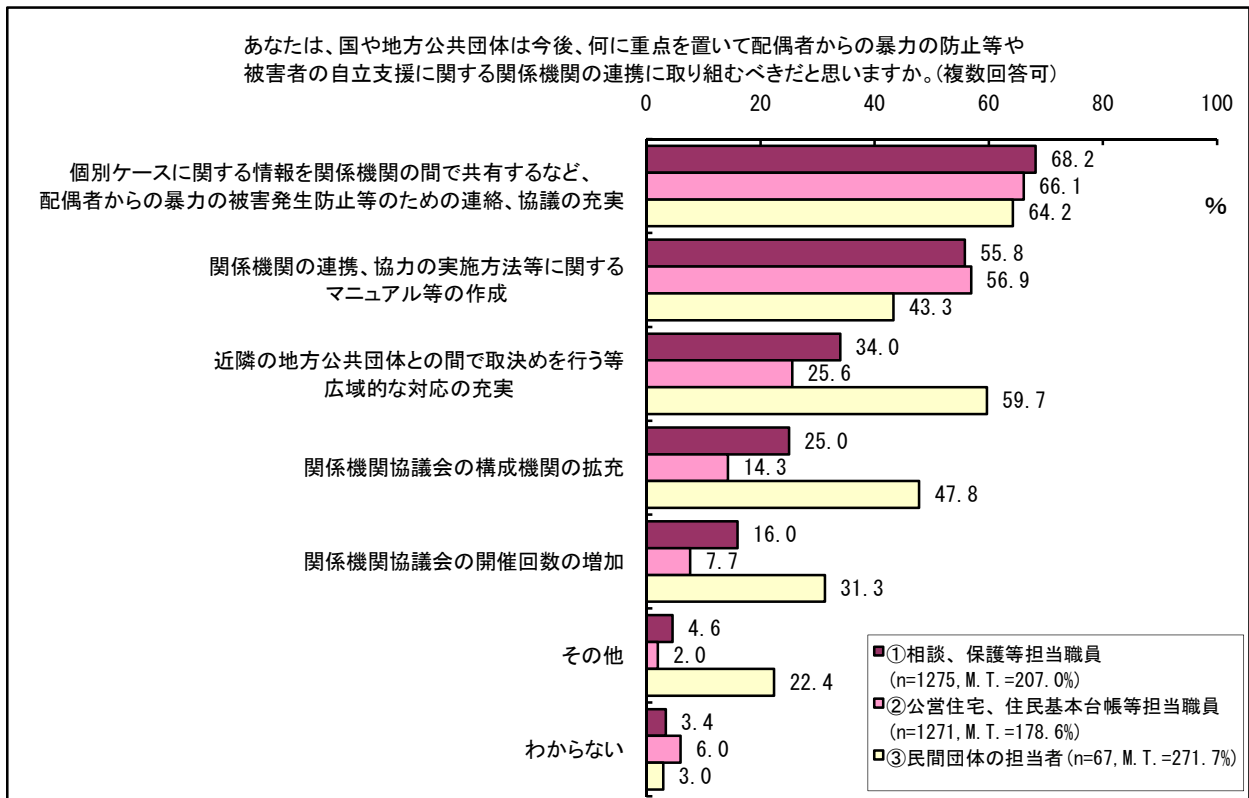
(3) 所属機関、団体が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援を的確に行うための取組として十分か

所属機関、団体に関係機関との連携を促進するための取組を行っている、または、関係機関と連携を図っていると回答した者に、現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分か（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分か（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）、たずねると、「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「どちらともいえない」がそれぞれ36.1%、43.1%で最も多く、「民間団体の担当者」では、「不十分である」が71.0%で最も多い。



(4) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは被害者の自立支援に関する関係機関との連携（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）に取り組むべきかたずねると、いずれも「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が最も多く、次いで「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」などとなっている。なお、「民間団体の担当者」では、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が2番目に多い。

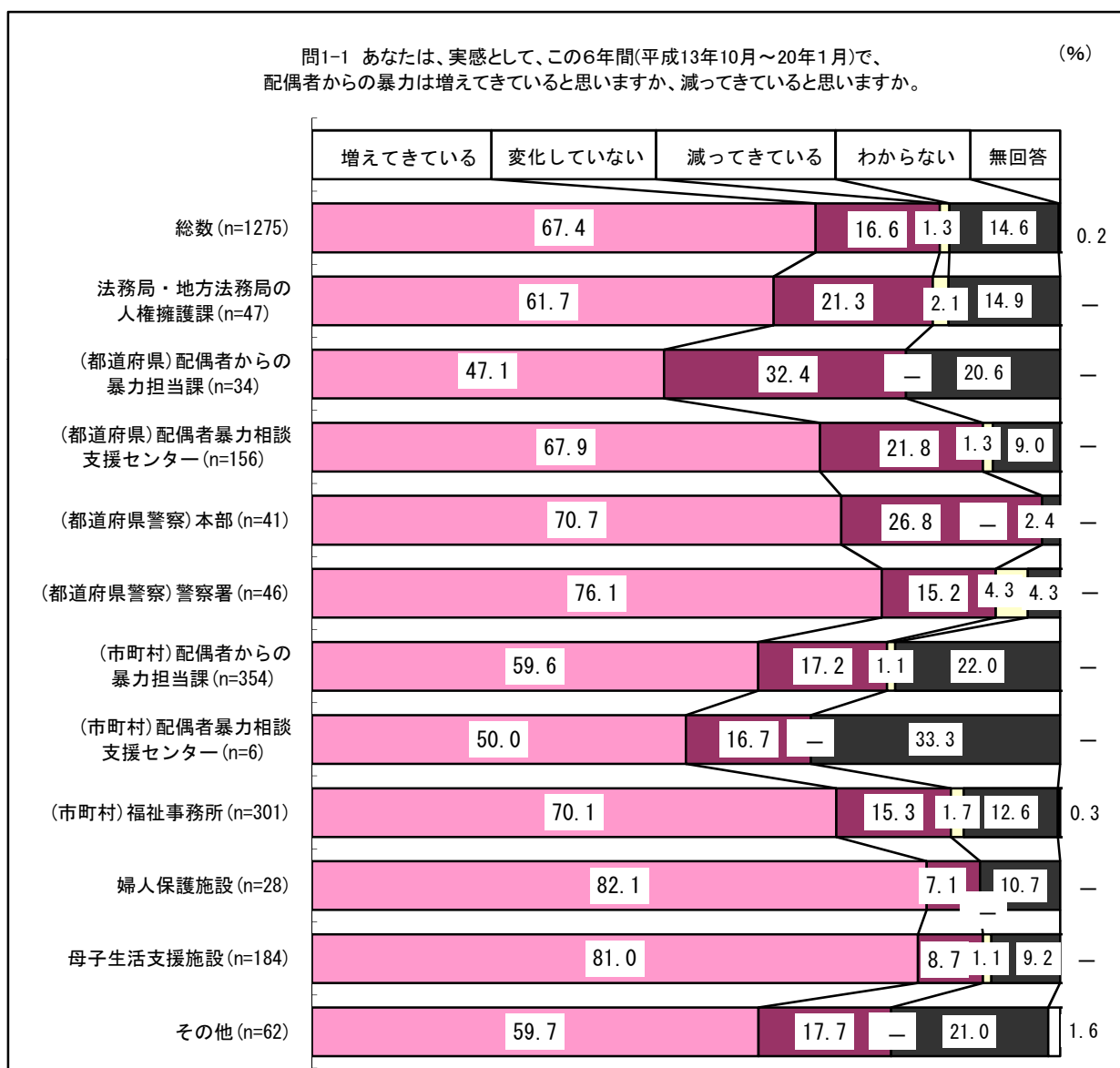


## B. 主要な項目の所属別集計結果

### 1. 相談、保護等担当職員調査

#### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねた結果を実務者の所属別にみると、「増えてきている」が、「婦人保護施設」で82.1%、「母子生活支援施設」で81.0%、「警察署」で76.1%などとなっている。



(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

(2) 配偶者からの暴力が発生する要因

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねた結果を所属別にみると、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が、「婦人保護施設」で89.3%、「母子生活支援施設」で85.3%、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が、「婦人保護施設」で92.9%、「(都道府県警察)本部」で85.4%、「(都道府県警察)警察署」で82.6%などとなっている。

男女別にみると、男性では、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が70.0%で最も多く、女性では、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が78.5%で最も多い。

配偶者からの暴力が発生する要因(複数回答可)

(単位：人、%)

|     |                     | n    | 幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題 | 配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如 | 配偶者に対する社会通念の存在 | 認める経済的環境(失業率等の悪化) | 薬物依存、アルコール依存 | ギャンブル依存等の問題 | 特定の性に対する差別意識の存在 | 配偶者からの暴力の加害者の更生対策が不十分 | 暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在 | 配偶者間における経済力の格差の存在 | その他 | わからない |
|-----|---------------------|------|---------------------------|------------------------|----------------|-------------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------------|------------------------------|-------------------|-----|-------|
| 総数  |                     | 1275 | 73.0                      | 70.0                   | 55.5           | 55.2              | 52.2         | 44.8        | 36.5            | 35.6                  | 33.2                         | 5.4               | 0.5 |       |
| 所属  | 法務局・地方自治体の法務局の人権擁護課 | 47   | 55.3                      | 68.1                   | 34.0           | 46.8              | 44.7         | 48.9        | 31.9            | 25.5                  | 36.2                         | 2.1               | -   |       |
|     | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34   | 64.7                      | 61.8                   | 70.6           | 41.2              | 32.4         | 61.8        | 17.6            | 38.2                  | 50.0                         | 2.9               | -   |       |
|     | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156  | 79.5                      | 70.5                   | 74.4           | 63.5              | 57.1         | 60.3        | 46.8            | 42.9                  | 39.7                         | 5.8               | 0.6 |       |
|     | (都道府県警察)本部          | 41   | 61.0                      | 85.4                   | 48.8           | 43.9              | 61.0         | 43.9        | 36.6            | 29.3                  | 19.5                         | 9.8               | -   |       |
|     | (都道府県警察)警察署         | 46   | 41.3                      | 82.6                   | 47.8           | 32.6              | 47.8         | 28.3        | 19.6            | 8.7                   | 19.6                         | 4.3               | 2.2 |       |
|     | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354  | 67.5                      | 61.9                   | 56.2           | 48.9              | 47.5         | 48.0        | 30.5            | 37.0                  | 34.7                         | 5.1               | 0.8 |       |
|     | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6    | 50.0                      | 66.7                   | 66.7           | 50.0              | 16.7         | 33.3        | 33.3            | 16.7                  | 50.0                         | -                 | -   |       |
|     | (市町村)福祉事務所          | 301  | 77.4                      | 73.8                   | 49.5           | 63.8              | 55.1         | 37.5        | 37.9            | 30.6                  | 30.9                         | 4.3               | -   |       |
|     | 婦人保護施設              | 28   | 89.3                      | 92.9                   | 75.0           | 78.6              | 85.7         | 50.0        | 53.6            | 60.7                  | 53.6                         | 3.6               | -   |       |
|     | 母子生活支援施設            | 184  | 85.3                      | 76.1                   | 48.9           | 60.9              | 54.9         | 35.3        | 45.1            | 41.3                  | 26.1                         | 7.1               | 0.5 |       |
| その他 | 62                  | 75.8 | 59.7                      | 58.1                   | 43.5           | 45.2              | 48.4         | 29.0        | 40.3            | 37.1                  | 9.7                          | 1.6               |     |       |
| 性別  | 男性                  | 430  | 62.3                      | 70.0                   | 39.8           | 50.0              | 48.4         | 34.7        | 26.0            | 23.5                  | 22.3                         | 4.7               | 1.6 |       |
|     | 女性                  | 829  | 78.5                      | 70.3                   | 63.9           | 58.0              | 54.4         | 50.4        | 42.5            | 42.1                  | 39.1                         | 5.9               | -   |       |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (所属、性別ともにn=16) を含む。

(3) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、分野については、「配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発」が「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で85.3%、「相談に関する広報啓発」が「(市町村)配偶者暴力相談支援センター」で83.3%、「通報に関する広報啓発」が「婦人保護施設」で60.7%などとなっている。

手法については、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で85.1%、「より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置」が「婦人保護施設」で75.0%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきか(複数回答可)

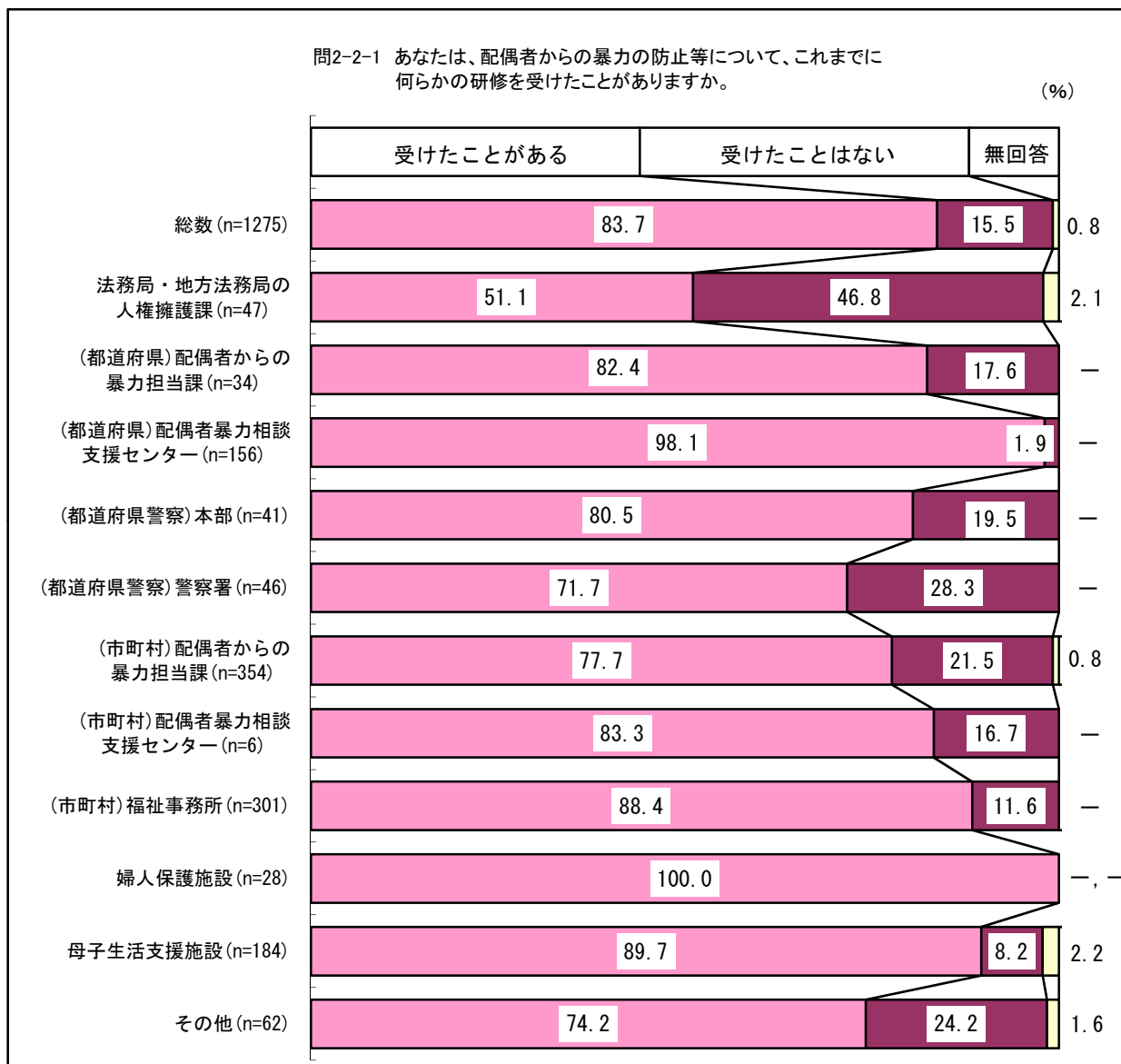
(単位：人、%)

|     | n                   | 分野                       |            |            |              |            | 手法                         |                               |                            |                   |              |                    |                                |      | その他 | わからない |
|-----|---------------------|--------------------------|------------|------------|--------------|------------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|--------------|--------------------|--------------------------------|------|-----|-------|
|     |                     | 配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発 | 相談に関する広報啓発 | 通報に関する広報啓発 | 自立支援に関する広報啓発 | 保護に関する広報啓発 | テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載 | より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置 | 配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施 | 外国語、点字等による広報啓発の実施 | ホームページの作成、公表 | 期間を限定した集中的な広報啓発の実施 | 既存の手法以外の、より効果的に広報啓発を行うための手法の開発 |      |     |       |
| 総数  | 1275                | 70.1                     | 66.9       | 42.4       | 34.7         | 32.5       | 70.7                       | 53.5                          | 32.1                       | 24.0              | 20.2         | 18.8               | 8.0                            | 4.5  | 0.4 |       |
| 所属  | 法務局・地方法務局の人権擁護課     | 47                       | 70.2       | 51.1       | 34.0         | 44.7       | 44.7                       | 85.1                          | 53.2                       | 31.9              | 6.4          | 12.8               | 21.3                           | -    | 2.1 | -     |
|     | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34                       | 85.3       | 76.5       | 50.0         | 14.7       | 8.8                        | 73.5                          | 44.1                       | 35.3              | 20.6         | 23.5               | 29.4                           | 14.7 | 8.8 | -     |
|     | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156                      | 74.4       | 69.2       | 38.5         | 32.7       | 18.6                       | 74.4                          | 55.8                       | 39.7              | 23.7         | 23.7               | 19.2                           | 10.9 | 9.6 | 0.6   |
|     | (都道府県警察)本部          | 41                       | 58.5       | 46.3       | 36.6         | 56.1       | 51.2                       | 61.0                          | 39.0                       | 24.4              | 9.8          | 19.5               | 17.1                           | 4.9  | 7.3 | -     |
|     | (都道府県警察)警察署         | 46                       | 67.4       | 43.5       | 17.4         | 43.5       | 39.1                       | 58.7                          | 34.8                       | 21.7              | 10.9         | 17.4               | 10.9                           | 4.3  | 2.2 | -     |
|     | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354                      | 69.8       | 71.2       | 44.4         | 32.5       | 30.2                       | 76.0                          | 57.3                       | 30.2              | 23.4         | 20.1               | 19.5                           | 5.6  | 4.2 | 0.8   |
|     | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6                        | 66.7       | 83.3       | 16.7         | 16.7       | -                          | 83.3                          | 66.7                       | 50.0              | 50.0         | -                  | -                              | -    | -   | -     |
|     | (市町村)福祉事務所          | 301                      | 71.4       | 62.1       | 38.9         | 31.9       | 27.6                       | 69.8                          | 51.8                       | 26.6              | 22.3         | 18.9               | 17.9                           | 8.3  | 2.0 | 0.3   |
|     | 婦人保護施設              | 28                       | 71.4       | 64.3       | 60.7         | 35.7       | 39.3                       | 67.9                          | 75.0                       | 39.3              | 32.1         | 10.7               | 25.0                           | 14.3 | 3.6 | -     |
|     | 母子生活支援施設            | 184                      | 65.2       | 70.1       | 49.5         | 36.4       | 50.0                       | 56.5                          | 52.2                       | 37.0              | 34.8         | 19.0               | 16.8                           | 9.8  | 5.4 | -     |
| その他 | 62                  | 71.0                     | 82.3       | 51.6       | 43.5         | 33.9       | 79.0                       | 56.5                          | 38.7                       | 32.3              | 30.6         | 19.4               | 12.9                           | 3.2  | -   |       |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

(4) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねた結果を所属別にみると、「受けたことがある」が、「婦人保護施設」で100%、「(都道府県)配偶者暴力相談支援センター」で98.1%、「母子生活支援施設」で89.7%などとなっている。



(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。



(6) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する通報に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「関係機関の連携の促進」が、「法務局・地方法務局の人権擁護課」で74.5%、「医療関係者に対し、通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施」が、「(都道府県)配偶者暴力相談支援センター」で60.9%、「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で58.8%、「通報の受付窓口の拡充」が、「母子生活支援施設」で52.7%、「(都道府県警察)警察署」及び「婦人保護施設」でそれぞれ50.0%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する通報に取り組むべきか(複数回答可)

(単位：人、%)

|     | n                       | 関係機関の連携の促進 | 適切な通報の受付、処理の<br>ターや都道府県警察にお<br>配偶者暴力相談支援セン | 点等に関する研修の実施<br>重要性や通報する際の留意<br>医療関係者に対し、通報の | 通報の受付窓口の拡充 | 迅速化<br>ける通報の受付、処理の<br>ターや都道府県警察にお<br>配偶者暴力相談支援セン | 配布<br>対応マニュアルの作成、<br>医療関係者を対象とした | その他  | わからない |
|-----|-------------------------|------------|--|---|------------|--|----------------------------------|------|-------|
| 総数  | 1275                    | 64.0       | 42.0                                       | 40.9  | 36.9       | 36.4   | 36.1                             | 4.5  | 1.3   |
| 所属  | 法務局・地方法務局の<br>人権擁護課     | 47         | 74.5                                       | 46.8  | 14.9       | 46.8   | 48.9                             | 17.0 | -     |
|     | (都道府県)配偶者<br>からの暴力担当課   | 34         | 52.9                                       | 32.4  | 58.8       | 29.4   | 8.8                              | 44.1 | 8.8   |
|     | (都道府県)配偶者<br>暴力相談支援センター | 156        | 62.8                                       | 34.6  | 60.9       | 28.8   | 17.9                             | 43.6 | 6.4   |
|     | (都道府県警察)<br>本部          | 41         | 51.2                                       | 19.5  | 51.2       | 31.7   | 12.2                             | 36.6 | 4.9   |
|     | (都道府県警察)<br>警察署         | 46         | 60.9                                       | 23.9  | 32.6       | 50.0   | 23.9                             | 28.3 | 6.5   |
|     | (市町村)配偶者<br>からの暴力担当課    | 354        | 64.1                                       | 45.5  | 41.2       | 34.2   | 39.0                             | 35.0 | 2.0   |
|     | (市町村)配偶者<br>暴力相談支援センター  | 6          | 50.0                                       | 50.0  | 33.3       | 16.7   | 50.0                             | 33.3 | -     |
|     | (市町村)福祉事務所              | 301        | 63.5                                       | 42.2  | 35.5       | 31.6   | 34.9                             | 37.5 | 5.3   |
|     | 婦人保護施設                  | 28         | 53.6                                       | 46.4  | 50.0       | 50.0   | 35.7                             | 46.4 | 7.1   |
|     | 母子生活支援施設                | 184        | 68.5                                       | 47.3  | 30.4       | 52.7   | 52.7                             | 30.4 | 4.9   |
| その他 | 62                      | 72.6       | 46.8                                       | 53.2  | 38.7       | 54.8   | 41.9                             | 6.5  |       |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。



(7) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「関係機関の連携の促進」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で83.0%、「被害者の安全確保対策の充実」が「婦人保護施設」で67.9%、「母子生活支援施設」で64.7%、「相談窓口の拡充」が、「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で64.7%、「(都道府県警察)本部」で56.1%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきか(複数回答可)

(単位：人、%)

|     | n                     | 関係機関の連携の促進 | 被害者と加害者との安全確保対策(被害者に対する等)の充実 | 個別相談案件の組織的対応(情報共有、対応方針の検討等)の促進 | 相談窓口の拡充 | 相談の受付、対応の迅速化 | 外国人、障害者等への対応の充実 | 相談窓口の受付時間の拡大 | 被害者の保護の充実(プライバシー) | その他  | わからない |     |
|-----|-----------------------|------------|------------------------------|--------------------------------|---------|--------------|-----------------|--------------|-------------------|------|-------|-----|
| 総数  | 1275                  | 66.2       | 52.9                         | 50.4                           | 44.1    | 43.1         | 36.8            | 29.2         | 28.0              | 7.2  | 0.8   |     |
| 所属  | 法務局・地方法務局の人権擁護課(都道府県) | 47         | 83.0                         | 42.6                           | 42.6    | 34.0         | 51.1            | 14.9         | 34.0              | 6.4  | 4.3   | -   |
|     | (都道府県)配偶者からの暴力担当課     | 34         | 70.6                         | 47.1                           | 58.8    | 64.7         | 35.3            | 35.3         | 17.6              | 26.5 | 5.9   | -   |
|     | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター   | 156        | 70.5                         | 51.3                           | 55.8    | 39.7         | 30.1            | 39.7         | 20.5              | 19.9 | 16.7  | -   |
|     | (都道府県警察)本部            | 41         | 65.9                         | 46.3                           | 43.9    | 56.1         | 39.0            | 19.5         | 53.7              | 12.2 | 7.3   | -   |
|     | (都道府県警察)警察署           | 46         | 63.0                         | 41.3                           | 32.6    | 47.8         | 28.3            | 26.1         | 45.7              | 8.7  | 13.0  | -   |
|     | (市町村)配偶者からの暴力担当課      | 354        | 65.3                         | 47.5                           | 51.1    | 46.6         | 44.4            | 33.1         | 22.6              | 31.9 | 3.4   | 1.1 |
|     | (市町村)配偶者暴力相談支援センター    | 6          | 33.3                         | 50.0                           | 33.3    | 16.7         | 33.3            | 66.7         | 16.7              | 50.0 | -     | -   |
|     | (市町村)福祉事務所            | 301        | 63.8                         | 56.8                           | 53.2    | 32.6         | 37.9            | 37.5         | 19.6              | 27.9 | 9.3   | 0.7 |
|     | 婦人保護施設                | 28         | 64.3                         | 67.9                           | 50.0    | 46.4         | 50.0            | 50.0         | 39.3              | 39.3 | 3.6   | -   |
|     | 母子生活支援施設              | 184        | 65.2                         | 64.7                           | 40.8    | 53.3         | 56.0            | 48.4         | 54.9              | 35.3 | 3.3   | 2.2 |
| その他 | 62                    | 69.4       | 53.2                         | 59.7                           | 56.5    | 64.5         | 41.9            | 30.6         | 40.3              | 6.5  | -     |     |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

(8) 国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか

① 緊急一時的な保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護（「緊急一時的な保護」）に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「保護を行う施設の増大」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で85.1%、「(都道府県警察)警察署」で73.9%、「被害者の安全の確保対策の充実」が「(市町村)配偶者暴力相談支援センター」で83.3%、「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で67.6%、「関係機関の連携の充実」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で61.7%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか  
【緊急一時的な保護】(複数回答可)

(単位：人、%)

|        | n                         | 委託先を含む)<br>保護を行う施設(一時保護<br>の増大 | 被害者の安全の確保対策の<br>充実 | 関係機関の連携の充実 | 近隣の地方公共団体間で<br>決めるを行う等広域的な対応<br>の充実 | 被害者のプライバシーの保<br>護の充実 | その他  | わからない |     |
|--------|---------------------------|--------------------------------|--------------------|------------|-------------------------------------|----------------------|------|-------|-----|
| 総数     | 1275                      | 52.0                           | 51.1               | 45.3       | 32.1                                | 23.1                 | 3.0  | 3.1   |     |
| 所<br>属 | 法務局・地方法務局の人権擁護課<br>(都道府県) | 47                             | 85.1               | 59.6       | 61.7                                | 25.5                 | 25.5 | 2.1   | -   |
|        | (都道府県)<br>配偶者からの暴力担当課     | 34                             | 47.1               | 67.6       | 44.1                                | 23.5                 | 20.6 | -     | -   |
|        | (都道府県)<br>配偶者暴力相談支援センター   | 156                            | 46.2               | 58.3       | 49.4                                | 37.8                 | 22.4 | 5.1   | 0.6 |
|        | (都道府県警察)<br>本部            | 41                             | 58.5               | 26.8       | 39.0                                | 17.1                 | -    | -     | 2.4 |
|        | (都道府県警察)<br>警察署           | 46                             | 73.9               | 34.8       | 37.0                                | 28.3                 | 8.7  | 2.2   | -   |
|        | (市町村)<br>配偶者からの暴力担当課      | 354                            | 53.1               | 56.5       | 52.8                                | 35.6                 | 27.7 | 1.4   | 5.4 |
|        | (市町村)<br>配偶者暴力相談支援センター    | 6                              | 50.0               | 83.3       | 33.3                                | 66.7                 | 66.7 | -     | -   |
|        | (市町村)福祉事務所                | 301                            | 51.2               | 45.8       | 40.5                                | 29.6                 | 20.6 | 4.7   | 3.0 |
|        | 婦人保護施設                    | 28                             | 32.1               | 39.3       | 21.4                                | 25.0                 | 32.1 | 3.6   | -   |
|        | 母子生活支援施設                  | 184                            | 37.5               | 42.9       | 35.9                                | 29.3                 | 19.0 | 2.7   | 2.2 |
| その他    | 62                        | 67.7                           | 61.3               | 51.6       | 37.1                                | 35.5                 | 3.2  | 9.7   |     |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

② 一時保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護（「一時保護」）に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「保護を行う施設の増大」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で83.0%、「被害者の安全の確保対策の充実」が「(市町村)配偶者暴力相談支援センター」で66.7%、「(都道府県)配偶者暴力相談支援センター」で57.1%、「関係機関の連携の充実」が「(都道府県)配偶者暴力相談支援センター」で54.5%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか  
【一時保護】(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |                     | n    | 保護委託先を含むの増大<br>保護を行う施設(一時保 | 被害者の安全の確保対策<br>の充実 | 関係機関の連携の充実 | 近隣の地方公共団体間での<br>取決めを行う等広域的な<br>対応の充実 | 暴力相談所以外の配偶者に<br>おける一時保護委託の実<br>施の可能性 | 被害者のプライバシーの<br>保護の充実 | その他  | わからない |
|--------|---------------------|------|----------------------------|--------------------|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|------|-------|
| 総数     |                     | 1275 | 49.1                       | 46.1               | 43.8       | 33.0                                 | 26.0                                 | 23.9                 | 3.5  | 3.0   |
| 所<br>属 | 法務局・地方法務局の人権擁護課     | 47   | 83.0                       | 55.3               | 51.1       | 29.8                                 | 34.0                                 | 27.7                 | 2.1  | -     |
|        | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34   | 44.1                       | 52.9               | 47.1       | 35.3                                 | 32.4                                 | 29.4                 | 5.9  | 2.9   |
|        | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156  | 46.8                       | 57.1               | 54.5       | 41.7                                 | 25.6                                 | 26.3                 | 7.7  | 1.3   |
|        | (都道府県警察)本部          | 41   | 53.7                       | 29.3               | 31.7       | 31.7                                 | 46.3                                 | -                    | 7.3  | 2.4   |
|        | (都道府県警察)警察署         | 46   | 45.7                       | 21.7               | 26.1       | 19.6                                 | 30.4                                 | -                    | -    | -     |
|        | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354  | 52.3                       | 49.2               | 49.7       | 35.3                                 | 22.6                                 | 28.5                 | 1.4  | 5.4   |
|        | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6    | 50.0                       | 66.7               | 16.7       | 33.3                                 | 33.3                                 | 50.0                 | -    | -     |
|        | (市町村)福祉事務所          | 301  | 50.8                       | 44.2               | 39.9       | 30.9                                 | 27.9                                 | 20.9                 | 4.0  | 2.0   |
|        | 婦人保護施設              | 28   | 28.6                       | 32.1               | 28.6       | 28.6                                 | 28.6                                 | 21.4                 | 10.7 | -     |
|        | 母子生活支援施設            | 184  | 32.6                       | 37.0               | 33.2       | 27.7                                 | 19.6                                 | 17.9                 | 2.7  | 2.2   |
| その他    | 62                  | 61.3 | 56.5                       | 56.5               | 38.7       | 24.2                                 | 41.9                                 | 3.2                  | 8.1  |       |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

③ その他の保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護（「その他の保護」）に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「関係機関の連携の充実」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で63.8%、「保護を行う施設の増大」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で70.2%、「(市町村)配偶者暴力相談支援センター」で66.7%、「被害者の安全の確保対策の充実」が「婦人保護施設」で57.1%、「母子生活支援施設」で56.0%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきか  
【その他の保護】(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |                     | n    | 関係機関の連携の充実 | 保護委託先を含むの増大 | 被害者の安全の確保対策 | 近隣の地方公共団体間での対応の充実 | 被害者のプライバシーの保護の充実 | その他  | わからない |
|--------|---------------------|------|------------|-------------|-------------|-------------------|------------------|------|-------|
| 総数     |                     | 1275 | 46.0       | 44.4        | 43.3        | 32.5              | 22.2             | 3.2  | 6.4   |
| 所<br>属 | 法務局・地方法務局の人権擁護課     | 47   | 63.8       | 70.2        | 53.2        | 23.4              | 27.7             | 2.1  | 6.4   |
|        | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34   | 50.0       | 41.2        | 47.1        | 29.4              | 20.6             | 5.9  | 5.9   |
|        | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156  | 41.0       | 37.2        | 28.2        | 35.3              | 17.9             | 3.8  | 4.5   |
|        | (都道府県警察)本部          | 41   | 24.4       | 41.5        | 24.4        | 26.8              | 2.4              | 7.3  | 7.3   |
|        | (都道府県警察)警察署         | 46   | 17.4       | 34.8        | 21.7        | 19.6              | 2.2              | 2.2  | 2.2   |
|        | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354  | 48.9       | 46.0        | 46.9        | 31.6              | 26.0             | 1.4  | 8.5   |
|        | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6    | 33.3       | 66.7        | 50.0        | 16.7              | 16.7             | -    | -     |
|        | (市町村)福祉事務所          | 301  | 43.2       | 47.2        | 41.2        | 30.6              | 18.9             | 3.7  | 6.0   |
|        | 婦人保護施設              | 28   | 53.6       | 42.9        | 57.1        | 57.1              | 28.6             | 10.7 | 3.6   |
|        | 母子生活支援施設            | 184  | 53.8       | 39.1        | 56.0        | 39.1              | 26.6             | 4.3  | 1.6   |
| その他    | 62                  | 54.8 | 46.8       | 48.4        | 38.7        | 40.3              | 1.6              | 21.0 |       |

(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

(9) 所属機関が被害者の自立支援のために行っている取組

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、被害者の自立を支援するため、所属機関で行っている取組をたずねた結果を所属別にみると、ほとんどの所属機関で「自立支援に関する情報提供、助言等」が最も多い。また「関係機関への同行支援」が「婦人保護施設」で88.9%、「母子生活支援施設」で87.2%などとなっている。

所属機関が被害者の自立支援のために行っている取組(複数回答可)

(単位：人、%)

|     | n                   | 自立支援に関する情報提供、助言等 | 関係機関への同行支援 | 住民基本台帳の閲覧等の制限 | 子どもの就学に関する支援 | 健康保険等に関する相談 | 就労の促進 | 援護   | 住宅の確保 | 保護命令申立書等の作成 | 医学的・心理学的支援 | 自立支援施策の企画・立案 | その他  |
|-----|---------------------|------------------|------------|---------------|--------------|-------------|-------|------|-------|-------------|------------|--------------|------|
| 総数  | 911                 | 81.4             | 61.9       | 53.6          | 52.9         | 51.3        | 44.3  | 37.7 | 35.7  | 34.1        | 26.5       | 21.7         | 8.6  |
| 所属  | 法務局・地方司法局の人権擁護課     | 46               | 2.2        | 2.2           | -            | -           | 2.2   | -    | -     | -           | -          | -            | 97.8 |
|     | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 18               | 55.6       | 5.6           | -            | 5.6         | 5.6   | 16.7 | 11.1  | 16.7        | 11.1       | -            | 77.8 |
|     | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 141              | 97.2       | 68.8          | 49.6         | 38.3        | 57.4  | 36.2 | 29.1  | 35.5        | 80.9       | 40.4         | 9.2  |
|     | (都道府県警察)本部          | 20               | 65.0       | 30.0          | 60.0         | -           | -     | -    | 5.0   | -           | 10.0       | 5.0          | 5.0  |
|     | (都道府県警察)警察署         | 19               | 52.6       | 42.1          | 63.2         | 5.3         | -     | -    | -     | -           | 15.8       | -            | 5.3  |
|     | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 166              | 83.7       | 48.8          | 65.1         | 49.4        | 53.0  | 21.7 | 33.7  | 25.3        | 19.3       | 21.7         | 12.7 |
|     | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 5                | 80.0       | 60.0          | 20.0         | 40.0        | 20.0  | -    | -     | 40.0        | 40.0       | 20.0         | 20.0 |
|     | (市町村)福祉事務所          | 262              | 83.2       | 65.6          | 67.6         | 65.3        | 57.3  | 47.7 | 50.0  | 33.2        | 22.9       | 12.2         | 9.9  |
|     | 婦人保護施設              | 27               | 88.9       | 88.9          | 59.3         | 48.1        | 85.2  | 85.2 | 59.3  | 74.1        | 63.0       | 70.4         | 44.4 |
|     | 母子生活支援施設            | 172              | 91.9       | 87.2          | 41.9         | 82.6        | 59.9  | 90.7 | 50.6  | 64.0        | 39.5       | 48.3         | 61.0 |
| その他 | 23                  | 69.6             | 52.2       | 56.5          | 39.1         | 52.2        | 21.7  | 17.4 | 17.4  | 30.4        | 39.1       | 8.7          |      |

(注) 総数 (n=911) には、無回答 (n=12) を含む。

(10) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「住宅の確保」が「婦人保護施設」で92.9%、「(都道府県)配偶者暴力相談支援センター」で83.3%、「母子生活支援施設」で80.4%、「被害者のアフターフォロー」及び「就労の促進」が「婦人保護施設」でそれぞれ82.1%、85.7%などとなっている。

国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきか(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |                     | n    | 住宅の確保 | 被害者のアフターフォロー | 就労の促進 | 利用できる支援についての情報提供等(注1)<br>被害者が新しい場所で生活を始めるに当たり | 自立支援に関する情報提供、助言等 | 関係機関の連携の促進 | 医学的・心理学的支援 | 離婚調停手続きについての相談、弁護士 | 子どもの就学に関する支援 | 子どもに対する学習支援、カウンセリン | グ等   | 近隣の地方公共団体間で取決めを行う | 等広域的な対応の充実 | 援護   | 地域の自助グループ等による支援 | 住民基本台帳の閲覧等の制限 | 関係機関への同行支援 | 健康保険等に関する相談 | 保護命令申立書等の作成支援 | その他 | わからない |
|--------|---------------------|------|-------|--------------|-------|---|------------------|------------|------------|--------------------|--------------|--------------------|------|-------------------|------------|------|-----------------|---------------|------------|-------------|---------------|-----|-------|
| 総数     |                     | 1275 | 70.4  | 68.2         | 62.7  | 55.0  | 54.6             | 52.6       | 47.5       | 40.8               | 39.2         | 37.6               | 37.2 | 34.8              | 31.6       | 28.7 | 27.9            | 27.5          | 23.5       | 5.3         | 1.1           |     |       |
| 所<br>属 | 法務局・地方司法局の人権擁護課     | 47   | 68.1  | 72.3         | 63.8  | 57.4  | 70.2             | 51.1       | 40.4       | 36.2               | 57.4         | 27.7               | 21.3 | 31.9              | 23.4       | 23.4 | 38.3            | 25.5          | 31.9       | 6.4         | -             |     |       |
|        | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34   | 73.5  | 73.5         | 70.6  | 44.1  | 47.1             | 52.9       | 41.2       | 20.6               | 44.1         | 29.4               | 41.2 | 29.4              | 38.2       | 23.5 | 20.6            | 20.6          | 14.7       | -           | -             |     |       |
|        | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156  | 83.3  | 76.9         | 72.4  | 58.3  | 44.2             | 59.6       | 55.1       | 35.9               | 44.2         | 52.6               | 47.4 | 47.4              | 48.7       | 25.6 | 28.2            | 31.4          | 25.6       | 9.0         | -             |     |       |
|        | (都道府県警察)本部          | 41   | 53.7  | 41.5         | 43.9  | 34.1  | 61.0             | 61.0       | 26.8       | 46.3               | 46.3         | 19.5               | 36.6 | 26.8              | 12.2       | 31.7 | 31.7            | 31.7          | 14.6       | 4.9         | 2.4           |     |       |
|        | (都道府県警察)警察署         | 46   | 56.5  | 52.2         | 47.8  | 52.2  | 52.2             | 43.5       | 32.6       | 56.5               | 26.1         | 21.7               | 34.8 | 19.6              | 23.9       | 39.1 | 26.1            | 17.4          | 15.2       | 8.7         | -             |     |       |
|        | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354  | 60.2  | 64.1         | 60.7  | 49.4  | 57.3             | 47.7       | 45.8       | 33.9               | 39.0         | 30.5               | 32.5 | 31.9              | 26.8       | 24.6 | 24.9            | 24.3          | 18.9       | 3.7         | 2.3           |     |       |
|        | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6    | 66.7  | 50.0         | 50.0  | 66.7  | 100.0            | 33.3       | 50.0       | 50.0               | 66.7         | 50.0               | 16.7 | 50.0              | 33.3       | 33.3 | 16.7            | 50.0          | 33.3       | -           | -             |     |       |
|        | (市町村)福祉事務所          | 301  | 72.1  | 66.1         | 59.1  | 55.5  | 49.2             | 50.8       | 43.9       | 42.2               | 28.2         | 31.2               | 32.2 | 34.2              | 23.9       | 24.9 | 25.6            | 23.3          | 19.6       | 5.3         | 1.0           |     |       |
|        | 婦人保護施設              | 28   | 92.9  | 82.1         | 85.7  | 67.9  | 42.9             | 53.6       | 64.3       | 46.4               | 57.1         | 64.3               | 50.0 | 50.0              | 60.7       | 50.0 | 35.7            | 35.7          | 28.6       | 7.1         | -             |     |       |
|        | 母子生活支援施設            | 184  | 80.4  | 75.5         | 64.7  | 62.5  | 57.6             | 60.3       | 57.6       | 51.6               | 40.2         | 53.8               | 46.2 | 33.2              | 35.3       | 35.9 | 31.0            | 32.6          | 32.6       | 7.6         | -             |     |       |
| その他    | 62                  | 67.7 | 77.4  | 72.6         | 67.7  | 64.5  | 56.5             | 48.4       | 50.0       | 59.7               | 43.5         | 46.8               | 40.3 | 48.4              | 40.3       | 38.7 | 43.5            | 45.2          | -          | 3.2         |               |     |       |

(注) 1 被害者が新しい場所で生活を始めるに当たり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明

2 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。

(11) 所属機関が配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねた結果を所属別にみると、「関係機関協議会への参加」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で97.7%、「(都道府県警察)本部」で89.7%、「関係機関協議会の設置、開催」が「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で87.9%などとなっている。

所属機関が配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組(複数回答可)

|     |                     | (単位：人、%)    |               |                |               |              |                | (単位：人、%) |      |                         |              |           |               |           |               |           |     |  |
|-----|---------------------|-------------|---------------|----------------|---------------|--------------|----------------|----------|------|-------------------------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|-----|--|
|     |                     | 関係機関協議会への参加 | 関係機関協議会の設置、開催 | 関係機関の相互の協力のあり方 | に関するマニユアル等の作成 | に相対する近隣の公共団体 | 婦人との相談で近隣の公共団体 | 域的な対応    | その他  | (関係機関協議会の設置、開催)構成機関のレベル |              |           |               |           |               |           |     |  |
|     |                     | n           |               |                |               |              |                |          | n    | (協議会構成機関)               | 市町村内の関係機関で構成 | (協議会構成機関) | 都道府県内の関係機関で構成 | (協議会構成機関) | 県域を越えた関係機関で構成 | (協議会構成機関) | その他 |  |
| 総数  |                     | 804         | 61.6          | 57.3           | 10.1          | 7.5          | 6.7            |          | 461  | 54.7                    | 48.2         | 7.2       | 5.2           |           |               |           |     |  |
| 所属  | 法務局・地方法務局の人権擁護課     | 44          | 97.7          | 18.2           | 2.3           | -            | 2.3            |          | 8    | 37.5                    | 87.5         | -         | -             |           |               |           |     |  |
|     | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 33          | 33.3          | 87.9           | 24.2          | 15.2         | -              |          | 29   | -                       | 100.0        | 3.4       | 3.4           |           |               |           |     |  |
|     | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 136         | 64.7          | 65.4           | 14.7          | 8.8          | 7.4            |          | 89   | 31.5                    | 62.9         | 6.7       | 11.2          |           |               |           |     |  |
|     | (都道府県警察)本部          | 39          | 89.7          | 43.6           | 12.8          | 2.6          | 7.7            |          | 17   | 5.9                     | 100.0        | 5.9       | -             |           |               |           |     |  |
|     | (都道府県警察)警察署         | 30          | 70.0          | 36.7           | 3.3           | 3.3          | 13.3           |          | 11   | 72.7                    | 54.5         | -         | -             |           |               |           |     |  |
|     | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 173         | 50.9          | 63.6           | 12.1          | 2.9          | 9.8            |          | 110  | 72.7                    | 30.9         | -         | 4.5           |           |               |           |     |  |
|     | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 2           | 100.0         | -              | -             | -            | -              |          | -    | -                       | -            | -         | -             | -         |               |           |     |  |
|     | (市町村)福祉事務所          | 160         | 58.1          | 59.4           | 6.9           | 6.9          | 5.0            |          | 95   | 72.6                    | 30.5         | 7.4       | 3.2           |           |               |           |     |  |
|     | 婦人保護施設              | 21          | 66.7          | 61.9           | 9.5           | 4.8          | -              |          | 13   | 72.6                    | 30.5         | 7.4       | 3.2           |           |               |           |     |  |
|     | 母子生活支援施設            | 127         | 60.6          | 53.5           | 6.3           | 15.7         | 3.9            |          | 68   | 61.8                    | 38.2         | 20.6      | 1.5           |           |               |           |     |  |
| その他 | 30                  | 63.3        | 50.0          | 10.0           | 6.7           | 16.7         |                | 15       | 80.0 | 40.0                    | 6.7          | 20.0      |               |           |               |           |     |  |

(注) 総数 (n=804) には、無回答 (n=9) を含む。

(12) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に取り組むべきか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関との連携に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が「法務局・地方法務局の人権擁護課」で83.0%、「(都道府県)配偶者からの暴力担当課」で79.4%、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が「(市町村)配偶者暴力相談支援センター」で50.0%、「関係機関協議会の構成機関の拡充」が「婦人保護施設」で46.4%、「母子生活支援施設」で35.9%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に取り組むべきか(複数回答可)

(単位：人、%)

|          |                     | n    | 個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実 | 関係機関の連携、協力の実施 | 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実 | 関係機関協議会の構成機関の拡充 | 関係機関協議会の開催回数 | その他 | わからない |
|----------|---------------------|------|--|---------------|-------------------------------|-----------------|--------------|-----|-------|
| 総数       |                     | 1275 | 68.2   | 55.8          | 34.0                          | 25.0            | 16.0         | 4.6 | 3.4   |
| 所<br>属   | 法務局・地方法務局の人権擁護課     | 47   | 83.0   | 59.6          | 17.0                          | 25.5            | 17.0         | -   | -     |
|          | (都道府県)配偶者からの暴力担当課   | 34   | 79.4   | 47.1          | 17.6                          | 23.5            | 11.8         | 2.9 | -     |
|          | (都道府県)配偶者暴力相談支援センター | 156  | 70.5   | 52.6          | 35.9                          | 24.4            | 17.3         | 9.0 | 1.3   |
|          | (都道府県警察)本部          | 41   | 56.1   | 41.5          | 34.1                          | 19.5            | 4.9          | 9.8 | -     |
|          | (都道府県警察)警察署         | 46   | 56.5   | 43.5          | 19.6                          | 17.4            | 13.0         | 4.3 | 2.2   |
|          | (市町村)配偶者からの暴力担当課    | 354  | 65.5   | 61.9          | 35.0                          | 22.3            | 15.0         | 2.5 | 4.2   |
|          | (市町村)配偶者暴力相談支援センター  | 6    | 33.3   | 50.0          | 50.0                          | 33.3            | -            | -   | -     |
|          | (市町村)福祉事務所          | 301  | 68.8   | 52.2          | 30.2                          | 20.6            | 12.0         | 6.6 | 4.0   |
|          | 婦人保護施設              | 28   | 71.4   | 53.6          | 42.9                          | 46.4            | 25.0         | -   | -     |
| 母子生活支援施設 | 184                 | 70.7 | 58.7   | 40.8          | 35.9                          | 24.5            | 3.3          | 4.3 |       |
| その他      | 62                  | 69.4 | 59.7   | 46.8          | 27.4                          | 21.0            | 3.2          | 6.5 |       |

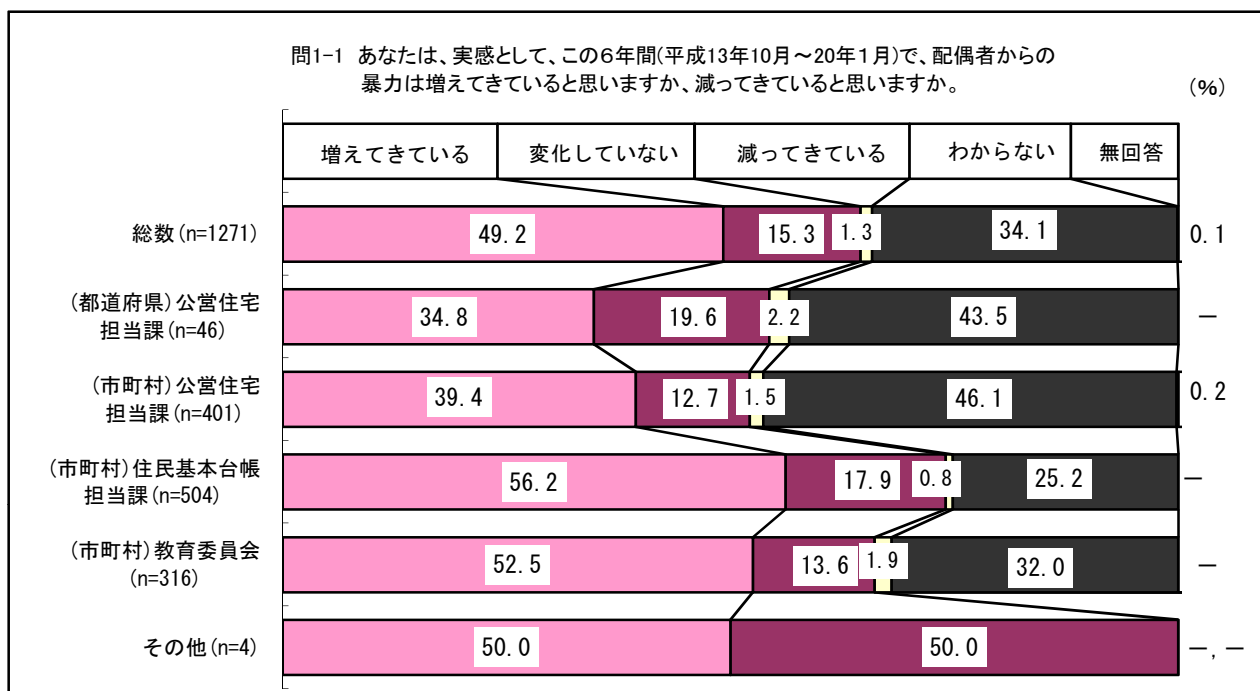
(注) 総数 (n=1275) には、無回答 (n=16) を含む。



## 2. 公営住宅、住民基本台帳等担当職員調査

### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねた結果を所属別にみると、「増えてきている」が「(市町村)住民基本台帳担当課」で56.2%、「(市町村)教育委員会」で52.5%などとなっている。



(2) 配偶者からの暴力が発生する要因

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねた結果を所属別にみると、「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が「(市町村)教育委員会」で70.6%、「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が「(市町村)教育委員会」で66.5%などとなっている。

男女別にみると、男性では「配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如」が67.3%で最も多く、女性では「幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題」が67.5%で最も多い。

配偶者からの暴力が発生する要因(複数回答可)

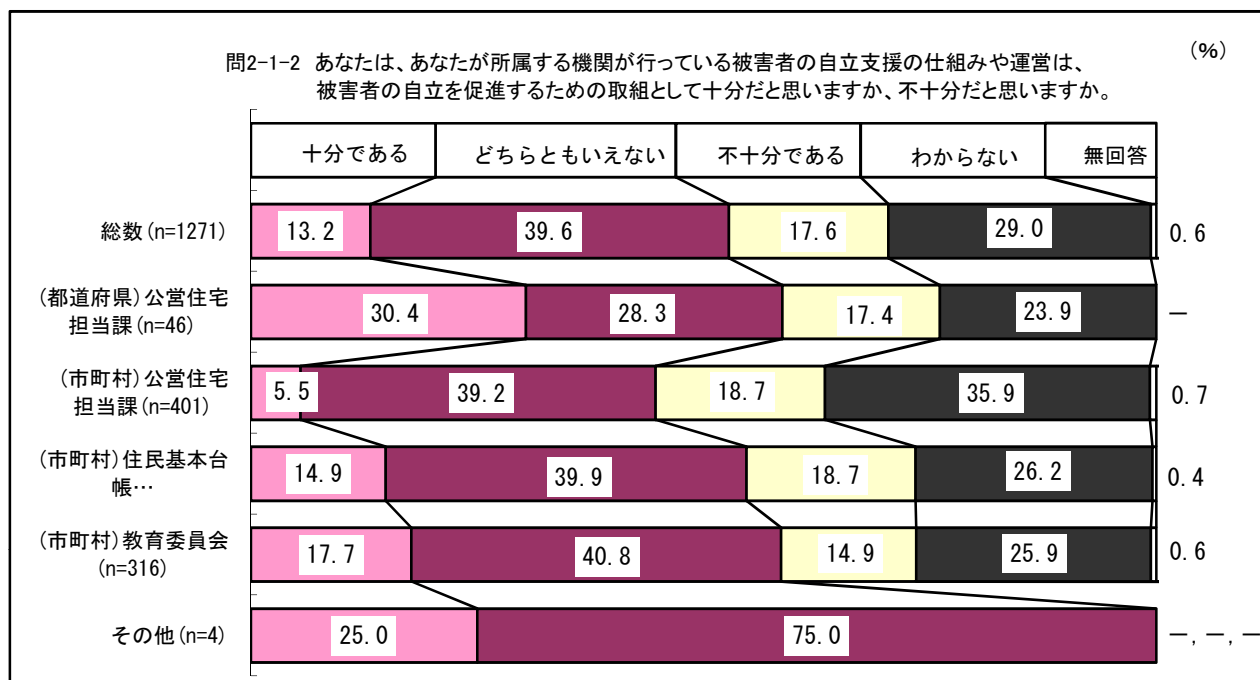
(単位：人、%)

|    |                | n    | 配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如 | 幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題 | 等の悪化<br>家庭の経済的環境(失業率) | 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題 | 暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在 | 特定の性に対する差別意識の存在 | 配偶者からの暴力が不十分 | 認める社会通念の存在 | 配偶者間における経済力 | その他 | わからない |
|----|----------------|------|------------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------|--------------|------------|-------------|-----|-------|
| 総数 |                | 1271 | 65.1                   | 59.6                      | 53.4                  | 47.6                     | 25.2                         | 20.3            | 20.1         | 18.2       | 15.2        | 2.8 | 3.6   |
| 所属 | (都道府県)公営住宅担当課  | 46   | 58.7                   | 54.3                      | 43.5                  | 37.0                     | 26.1                         | 17.4            | 21.7         | 21.7       | 23.9        | 6.5 | -     |
|    | (市町村)公営住宅担当課   | 401  | 63.6                   | 56.4                      | 54.6                  | 49.4                     | 21.2                         | 18.5            | 16.2         | 14.2       | 14.0        | 2.7 | 4.7   |
|    | (市町村)住民基本台帳担当課 | 504  | 63.1                   | 58.5                      | 51.4                  | 48.0                     | 24.6                         | 20.4            | 23.2         | 22.6       | 16.5        | 3.2 | 3.6   |
|    | (市町村)教育委員会     | 316  | 70.6                   | 66.5                      | 56.3                  | 46.8                     | 31.0                         | 22.5            | 19.9         | 15.2       | 13.3        | 1.6 | 2.8   |
|    | その他            | 4    | 100.0                  | 50.0                      | 75.0                  | -                        | 25.0                         | 50.0            | -            | 50.0       | 25.0        | -   | -     |
| 性別 | 男性             | 796  | 67.3                   | 55.0                      | 52.0                  | 45.7                     | 23.4                         | 19.2            | 14.7         | 14.1       | 14.9        | 2.9 | 3.9   |
|    | 女性             | 464  | 61.6                   | 67.5                      | 56.3                  | 50.9                     | 28.4                         | 22.0            | 29.1         | 25.0       | 15.5        | 2.6 | 3.0   |

(注) 総数 (n=1271) には、無回答 (性別 (n=1)) を含む。

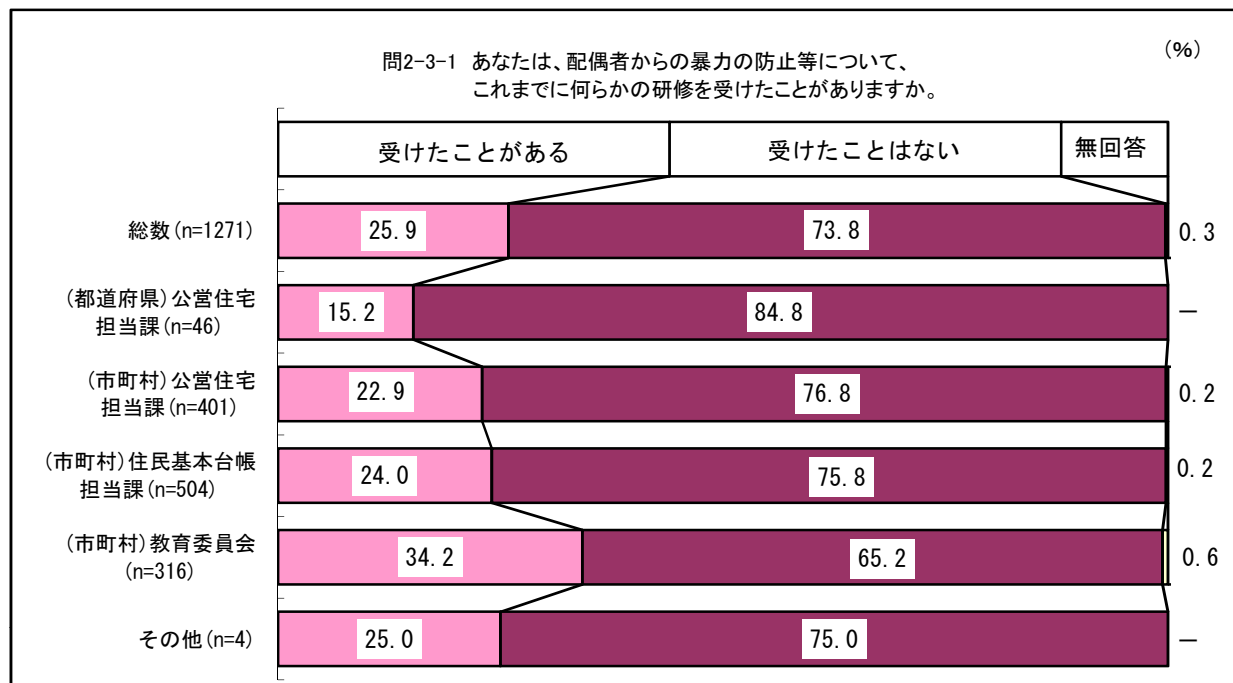
(3) 所属機関が行う被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、所属機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねた結果を所属別にみると、「(都道府県)公営住宅担当課」では、「十分である」が30.4%と最も多く、そのほかの所属機関では、いずれも「どちらともいえない」が最も多い。



(4) 配偶者からの暴力の防止等についての研修を受けた経験

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、これまで配偶者からの暴力の防止等について研修を受けたことがあるかたずねた結果を所属別にみると、いずれも、「受けたことはない」が多い。



(5) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「それぞれが担当する業務の質を向上させるために必要な研修の実施」が「(市町村)住民基本台帳担当課」で65.7%、「関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施」が「(市町村)住民基本台帳担当課」で62.9%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきか  
(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |                    | n    | 習得するための研修の実施<br>研修(専門的な知識、技能等を<br>質を向上させるために必要な<br>報、相談、保護、自立支援等)の<br>それぞれが担当する業務(通 | 進するための研修の実施<br>関係機関との連携や協力を促 | 被害者の人権を尊重し、配偶者<br>からの暴力の特性等に関する研<br>修(基礎的な知識を習得するた<br>め)の研修の実施 | 重点を置いた研修の実施<br>被害者の二次的被害の防止に | 研修受講機会の組織的な確保 | その他 | わからない |
|--------|--------------------|------|---|------------------------------|--|------------------------------|---------------|-----|-------|
| 総 数    |                    | 1271 | 60.5  | 55.5                         | 50.6   | 26.0                         | 15.3          | 2.1 | 3.9   |
| 所<br>属 | (都道府県)<br>公営住宅担当課  | 46   | 34.8  | 58.7                         | 50.0   | 23.9                         | 23.9          | 2.2 | 4.3   |
|        | (市町村)<br>公営住宅担当課   | 401  | 55.6  | 49.6                         | 49.9   | 25.9                         | 12.7          | 2.0 | 6.2   |
|        | (市町村)住民<br>基本台帳担当課 | 504  | 65.7  | 62.9                         | 52.4   | 25.2                         | 17.5          | 2.0 | 3.0   |
|        | (市町村)<br>教育委員会     | 316  | 62.0  | 50.9                         | 48.4   | 27.8                         | 14.2          | 2.5 | 2.5   |
|        | その他                | 4    | 75.0  | 25.0                         | 75.0   | -                            | -             | -   | -     |

(6) 所属機関が被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者で、所属機関で被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っている、と回答した者に、どのような取組を行っているかたずねた結果を所属別にみると、「関係機関協議会の設置、開催」が「(市町村)教育委員会」で57.0%、「関係機関協議会への参加」が「(都道府県)公営住宅担当課」で52.9%などとなっている。

所属機関が被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために行っている取組(複数回答可)

(単位：人、%)

|    |                | n   | 関係機関協議会の設置、開催 | 関係機関協議会への参加 | 関係機関に関する相互の協力のあり方 | 人との相談で近隣の地域を相互利用するなどの対応 | その他  |
|----|----------------|-----|---------------|-------------|-------------------|-------------------------|------|
| 総数 |                | 341 | 49.6          | 30.5        | 12.6              | 5.9                     | 15.0 |
| 所属 | (都道府県)公営住宅担当課  | 17  | 35.3          | 52.9        | 11.8              | 5.9                     | 11.8 |
|    | (市町村)公営住宅担当課   | 82  | 52.4          | 22.0        | 14.6              | 3.7                     | 18.3 |
|    | (市町村)住民基本台帳担当課 | 112 | 41.1          | 24.1        | 16.1              | 8.9                     | 19.6 |
|    | (市町村)教育委員会     | 128 | 57.0          | 39.1        | 8.6               | 4.7                     | 9.4  |
|    | その他            | 2   | 50.0          | -           | -                 | -                       | -    |

(関係機関協議会の設置、開催)協議会の構成レベル

(単位：人、%)

|    |                | n   | 市町村内の関係機関(協議会構成機関)で構成 | 都道府県内の関係機関(協議会構成機関)で構成 | 県域を越えた関係機関(協議会構成機関)で構成 | (協議会構成機関)その他 |
|----|----------------|-----|-----------------------|------------------------|------------------------|--------------|
| 総数 |                | 169 | 73.4                  | 29.0                   | 0.6                    | 3.6          |
| 所属 | (都道府県)公営住宅担当課  | 6   | 16.7                  | 83.3                   | -                      | -            |
|    | (市町村)公営住宅担当課   | 43  | 69.8                  | 27.9                   | -                      | 4.7          |
|    | (市町村)住民基本台帳担当課 | 46  | 71.7                  | 28.3                   | 2.2                    | 2.2          |
|    | (市町村)教育委員会     | 73  | 82.2                  | 26.0                   | -                      | 2.7          |
|    | その他            | 1   | -                     | -                      | -                      | 100.0        |

(7) 国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関との連携に取り組むべきかたずねた結果を所属別にみると、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が「(市町村)教育委員会」で75.6%、「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」が「(市町村)住民基本台帳担当課」で65.5%などとなっている。

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか

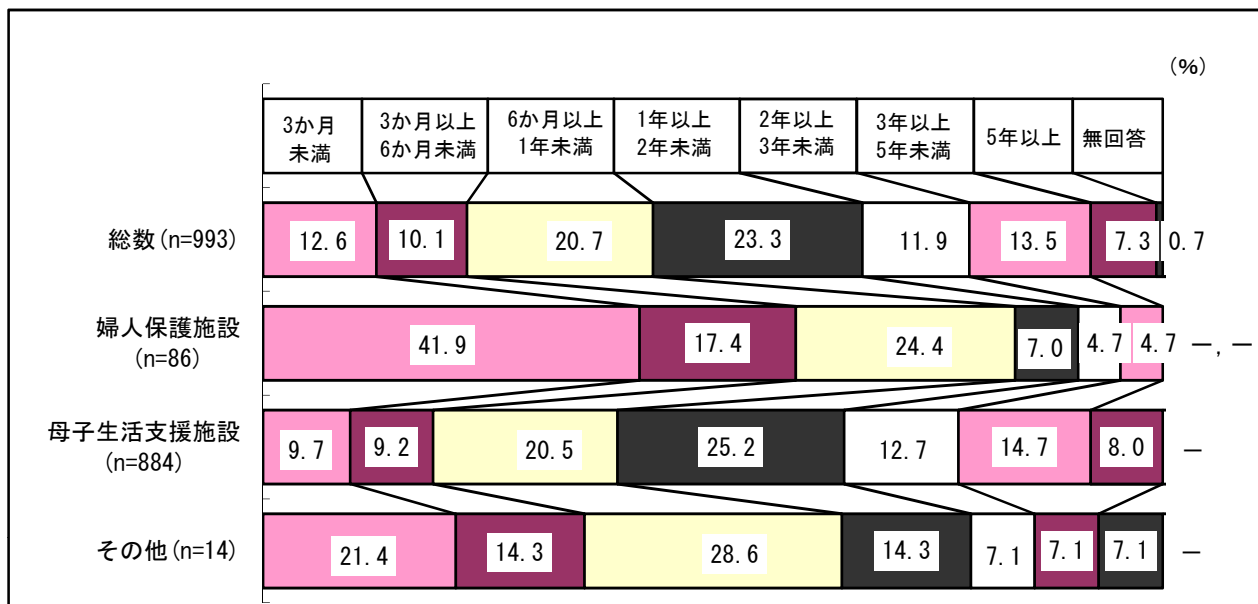
(単位：人、%)

|    |                | n    | 個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実 | 関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成 | 近隣の地方公共団体との間で取決めるを行う等広域的な対応の充実 | 関係機関協議会の構成機関の拡充 | 関係機関協議会の開催回数増加 | その他 | わからない |
|----|----------------|------|--|-------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------------|-----|-------|
| 総数 |                | 1271 | 66.1   | 56.9                          | 25.6                           | 14.3            | 7.7            | 2.0 | 6.0   |
| 所属 | (都道府県)公営住宅担当課  | 46   | 56.5   | 34.8                          | 15.2                           | 4.3             | 4.3            | 8.7 | 8.7   |
|    | (市町村)公営住宅担当課   | 401  | 63.3   | 51.9                          | 22.9                           | 13.5            | 7.2            | 2.5 | 8.7   |
|    | (市町村)住民基本台帳担当課 | 504  | 63.5   | 65.5                          | 31.5                           | 14.3            | 8.5            | 1.0 | 3.8   |
|    | (市町村)教育委員会     | 316  | 75.6   | 53.2                          | 21.2                           | 16.5            | 7.3            | 1.9 | 5.7   |
|    | その他            | 4    | 25.0   | 25.0                          | 25.0                           | 50.0            | 25.0           | -   | -     |

### 3. 配偶者からの暴力の被害者調査

#### (1) 現在の場所での生活期間

配偶者からの暴力の被害者について、現在の場所での生活期間を施設別にみると、「婦人保護施設」では「3か月未満」が41.9%と最も多い。また、「母子生活支援施設」では「1年以上2年未満」が25.2%と最も多い。



(注) 総数 (n=993) には、無回答 (n=9) を含む。



(2) 配偶者からの暴力について相談した機関

配偶者からの暴力の被害者で、配偶者からの暴力について家族、友人以外に相談したことがある方に、相談した機関をたずねた結果を年齢別にみると、「20代」、「30代」及び「40代」では、「警察」が55.7%～58.0%で最も多く、「50代」では「福祉事務所」が52.9%で最も多い。

配偶者からの暴力について相談した機関(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |       | n   | a 配偶者暴力相談支援センター | b 警察 | c 法務局・地方<br>法務局<br>(人権擁護機関) | d 福祉事<br>務所 | e 男女共<br>同参画セ<br>ンター・女<br>性セン<br>ター | f 上記以<br>外の公的<br>機関 | g 民間機<br>関 |
|--------|-------|-----|-----------------|------|-----------------------------|-------------|-------------------------------------|---------------------|------------|
| 総 数    |       | 743 | 26.6            | 55.5 | 1.9                         | 43.9        | 26.1                                | 21.9                | 40.9       |
| 年<br>齢 | 10代   | 1   | -               | -    | -                           | 100.0       | -                                   | -                   | -          |
|        | 20代   | 127 | 26.8            | 56.7 | 1.6                         | 47.2        | 24.4                                | 16.5                | 33.1       |
|        | 30代   | 366 | 27.9            | 55.7 | 1.9                         | 42.1        | 30.1                                | 21.9                | 42.1       |
|        | 40代   | 205 | 28.3            | 58.0 | 2.4                         | 42.9        | 22.0                                | 25.9                | 44.4       |
|        | 50代   | 34  | 11.8            | 35.3 | -                           | 52.9        | 17.6                                | 20.6                | 38.2       |
|        | 60代以上 | 5   | -               | 40.0 | -                           | 40.0        | 20.0                                | 20.0                | 40.0       |
| 国<br>籍 | 日本    | 681 | 27.8            | 55.9 | 1.2                         | 43.3        | 25.6                                | 22.6                | 40.2       |
|        | フィリピン | 29  | 20.7            | 51.7 | 3.4                         | 58.6        | 37.9                                | 17.2                | 41.4       |
|        | 中国    | 12  | 16.7            | 33.3 | 25.0                        | 33.3        | 33.3                                | 8.3                 | 41.7       |
|        | 韓国    | 5   | -               | 60.0 | -                           | 40.0        | 40.0                                | 20.0                | 60.0       |
|        | その他   | 10  | 10.0            | 50.0 | 20.0                        | 50.0        | 20.0                                | 10.0                | 70.0       |

(注) 総数 (n=743) には、無回答 (年齢 (n=5)、国籍 (n=6)) を含む。

配偶者からの暴力について相談した先の民間機関(複数回答可)

(単位：人、%)

|        |       | n   | 民間シェ<br>ルター | 弁護士、<br>弁護士<br>会、法テ<br>ラス | カウンセ<br>ラー、カウ<br>ンセリン<br>グ機関 | 医師、医<br>療関係者 | その他  |
|--------|-------|-----|-------------|---------------------------|------------------------------|--------------|------|
| 総 数    |       | 304 | 25.3        | 54.3                      | 21.4                         | 30.6         | 14.5 |
| 年<br>齢 | 10代   | -   | -           | -                         | -                            | -            | -    |
|        | 20代   | 42  | 23.8        | 42.9                      | 19.0                         | 26.2         | 23.8 |
|        | 30代   | 154 | 22.7        | 58.4                      | 23.4                         | 29.9         | 14.3 |
|        | 40代   | 91  | 28.6        | 52.7                      | 20.9                         | 34.1         | 12.1 |
|        | 50代   | 13  | 38.5        | 53.8                      | 15.4                         | 30.8         | -    |
|        | 60代以上 | 2   | 50.0        | 50.0                      | -                            | -            | 50.0 |
| 国<br>籍 | 日本    | 274 | 25.5        | 54.7                      | 23.0                         | 31.4         | 13.9 |
|        | フィリピン | 12  | 50.0        | 41.7                      | 8.3                          | 16.7         | 16.7 |
|        | 中国    | 5   | 20.0        | 40.0                      | -                            | 40.0         | 20.0 |
|        | 韓国    | 3   | -           | 100.0                     | -                            | -            | -    |
|        | その他   | 7   | -           | 57.1                      | -                            | 28.6         | 42.9 |

(注) 総数 (n=304) には、無回答 (年齢 (n=2)、国籍 (n=3)) を含む。

(3) 被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと

配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県等は、被害者の保護についてどのような点に配慮する必要があるかたずねた結果を、これまで施設の職員の対応で傷ついた経験の有無別にみると、「傷ついたことがある」と答えた方では、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が81.2%と最も多く、次いで「施設の職員の対応能力を向上させること」78.2%などとなっている。

被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと(複数回答可)

(単位：人、%)

|                                    |           | n   | 被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること | 安心して環境を整備すること<br>施設を利用してできるだけような施設 | 設・環境を整備すること<br>施設の職員の対応能力を向上させること | 外国人や障害者、高齢者が利用しやすい環境をつくること | その他  | 特に配慮が必要な点はない | わからない |
|------------------------------------|-----------|-----|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|------|--------------|-------|
| 総数(被害者全体)                          |           | 993 | 79.4                        | 60.1                               | 50.9                              | 27.7                       | 7.0  | 2.0          | 2.8   |
| 傷つ職員<br>の<br>た<br>対<br>経<br>験<br>で | 総数(問3-6)  | 488 | 74.4                        | 59.0                               | 53.5                              | 27.7                       | 6.1  | 2.5          | 3.3   |
|                                    | 傷ついたことがある | 165 | 81.2                        | 58.8                               | 78.2                              | 30.3                       | 12.7 | -            | 3.0   |
|                                    | どちらともいえない | 107 | 76.6                        | 67.3                               | 56.1                              | 22.4                       | 1.9  | -            | 4.7   |
|                                    | 傷ついたことはない | 201 | 69.7                        | 56.2                               | 33.3                              | 28.4                       | 3.0  | 5.5          | 2.5   |

(注) 総数(問3-6) (n=488) には、無回答(n=15)を含む。



「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」の内容

(単位：人、%)

|   |           | n   | 施設に入所するまでの時間がかからないようにすること<br>(必要な配慮相談してから) | が<br>か<br>ら<br>な<br>い<br>よ<br>う<br>に<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>(必要な配慮希望すれば、他 | き<br>る<br>よ<br>う<br>に<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>(必要な配慮)その他 |
|---|-----------|-----|--|---|---|
| 総数<br>(被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすることに回答した者) |           | 788 | 81.5                                       | 68.8  | 6.2   |
| 傷つ職員<br>の<br>た<br>対<br>経<br>験<br>で        | 総数(問3-6)  | 363 | 80.4                                       | 68.3  | 6.3   |
|   | 傷ついたことがある | 134 | 77.6                                       | 78.4  | 9.0   |
|   | どちらともいえない | 82  | 81.7                                       | 65.9  | 4.9   |
|   | 傷ついたことはない | 140 | 82.9                                       | 59.3  | 4.3   |

(注) 総数(問3-6) (n=363) には、無回答(n=7)を含む。

(4) 受けたことがある国や都道府県等が行っている被害者への支援

配偶者からの暴力の被害者で、国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがある方に、その支援の内容等をたずねた結果を年齢別にみると、いずれの年代も「e 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」が75%以上で最も多くなっている。

受けたことがある国や都道府県等が行っている被害者への支援(複数回答可)

(単位：人、%)

|   |       | n   | a 様々な支援に関する情報が受けられる | b の提供、助言の支援 | c どの支援関係機関への同行な | d などの就職に関する支援職業紹介、職業訓練 | e 身元保証などの住宅の確保に関する支援 | f 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援 | g 居住地などの情報の適切な転校先や居 | h 管理に関する支援 | i 保護命令申立書などの作成支援 | j 医療保険や国民年金に関する相談 | k などの制限に関する支援住民基本台帳の閲覧 | l 学的な支援 | m その他 |
|---|-------|-----|---------------------|-------------|-----------------|------------------------|----------------------|------------------------|---------------------|------------|------------------|-------------------|------------------------|---------|-------|
| 総 | 数     | 559 | 50.8                | 47.0        | 45.8            | 16.6                   | 78.5                 | 45.1                   | 32.9                | 32.2       | 28.1             | 41.5              | 2.1                    |         |       |
| 年 | 10代   | 1   | 100.0               | -           | 100.0           | -                      | 100.0                | -                      | -                   | -          | -                | -                 | -                      | -       | -     |
|   | 20代   | 97  | 48.5                | 40.2        | 39.2            | 16.5                   | 86.6                 | 30.9                   | 36.1                | 27.8       | 24.7             | 39.2              | 1.0                    |         |       |
|   | 30代   | 273 | 52.0                | 47.6        | 46.2            | 18.3                   | 77.7                 | 48.0                   | 31.1                | 35.9       | 30.4             | 42.5              | 2.6                    |         |       |
|   | 40代   | 161 | 50.9                | 54.0        | 47.8            | 13.7                   | 77.6                 | 49.7                   | 33.5                | 29.8       | 26.1             | 39.8              | 2.5                    |         |       |
|   | 50代   | 20  | 45.0                | 25.0        | 60.0            | 10.0                   | 75.0                 | 35.0                   | 35.0                | 20.0       | 20.0             | 55.0              | -                      |         |       |
|   | 60代以上 | 3   | 33.3                | -           | -               | 100.0                  | -                    | -                      | -                   | 66.7       | 33.3             | 33.3              | 33.3                   | -       |       |
| 国 | 日本    | 508 | 50.4                | 44.7        | 44.3            | 17.1                   | 78.5                 | 45.1                   | 34.6                | 30.9       | 28.5             | 42.5              | 1.8                    |         |       |
|   | フィリピン | 21  | 57.1                | 90.5        | 57.1            | 9.5                    | 81.0                 | 42.9                   | 9.5                 | 42.9       | 19.0             | 28.6              | 9.5                    |         |       |
|   | 中国    | 13  | 53.8                | 61.5        | 61.5            | 15.4                   | 84.6                 | 23.1                   | 23.1                | 38.5       | 7.7              | 23.1              | -                      |         |       |
|   | 韓国    | 5   | 40.0                | 20.0        | 60.0            | -                      | 80.0                 | 40.0                   | 20.0                | 40.0       | 40.0             | 40.0              | -                      |         |       |
|   | その他   | 6   | 50.0                | 83.3        | 83.3            | 16.7                   | 100.0                | 66.7                   | 16.7                | 66.7       | 33.3             | 33.3              | 16.7                   |         |       |

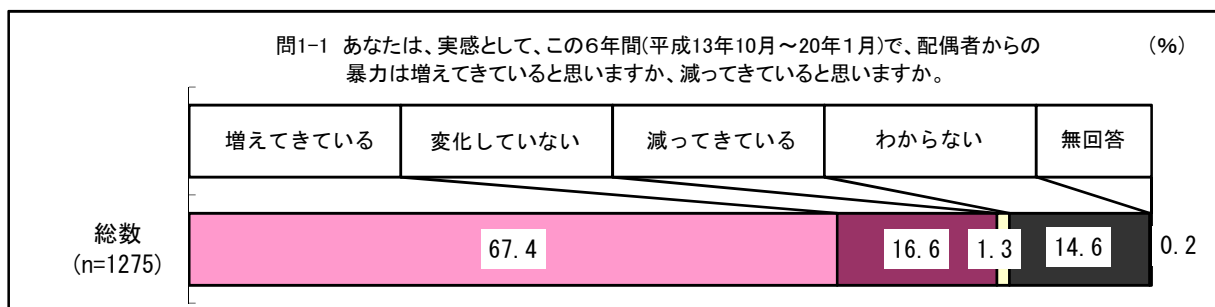
(注) 総数 (n=559) には、無回答 (年齢 (n=4)、国籍 (n=6)) を含む。

## C. 主要な項目の都道府県別集計結果

### 1. 相談、保護等担当職員調査

#### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねた結果を都道府県別にみると、「増えてきている」が、福井県で86.7%、宮城県及び愛知県で84.2%、神奈川県で81.0%、茨城県で78.8%などとなっている。



配偶者からの暴力の発生状況に関する実感

(単位: 人、%)

|      | n    | 増えてきている | 変化していない | 減ってきている | わからない |      | n  | 増えてきている | 変化していない | 減ってきている | わからない |
|------|------|---------|---------|---------|-------|------|----|---------|---------|---------|-------|
| 総数   | 1275 | 67.4    | 16.6    | 1.3     | 14.6  | 滋賀県  | 17 | 64.7    | 17.6    | -       | 17.6  |
| 北海道  | 64   | 53.1    | 28.1    | -       | 18.8  | 京都府  | 25 | 68.0    | 20.0    | -       | 12.0  |
| 青森県  | 22   | 59.1    | 13.6    | -       | 27.3  | 大阪府  | 49 | 75.5    | 14.3    | 2.0     | 8.2   |
| 岩手県  | 28   | 71.4    | 10.7    | -       | 17.9  | 兵庫県  | 30 | 76.7    | 10.0    | -       | 13.3  |
| 宮城県  | 19   | 84.2    | -       | -       | 15.8  | 奈良県  | 14 | 64.3    | 14.3    | -       | 21.4  |
| 秋田県  | 26   | 57.7    | 30.8    | -       | 11.5  | 和歌山県 | 12 | 75.0    | 16.7    | -       | 8.3   |
| 山形県  | 16   | 56.3    | 18.8    | 18.8    | 6.3   | 鳥取県  | 20 | 55.0    | 35.0    | -       | 10.0  |
| 福島県  | 30   | 70.0    | 20.0    | -       | 10.0  | 島根県  | 19 | 68.4    | 15.8    | -       | 15.8  |
| 茨城県  | 33   | 78.8    | 3.0     | 3.0     | 12.1  | 岡山県  | 33 | 45.5    | 21.2    | -       | 30.3  |
| 栃木県  | 23   | 56.5    | 8.7     | -       | 34.8  | 広島県  | 25 | 76.0    | -       | -       | 24.0  |
| 群馬県  | 22   | 63.6    | 13.6    | -       | 22.7  | 山口県  | 16 | 68.8    | 12.5    | 6.3     | 12.5  |
| 埼玉県  | 58   | 72.4    | 15.5    | 3.4     | 8.6   | 徳島県  | 14 | 78.6    | 7.1     | -       | 14.3  |
| 千葉県  | 43   | 62.8    | 18.6    | 2.3     | 16.3  | 香川県  | 14 | 57.1    | 28.6    | 7.1     | 7.1   |
| 東京都  | 69   | 78.3    | 18.8    | 1.4     | 1.4   | 愛媛県  | 19 | 68.4    | 26.3    | -       | 5.3   |
| 神奈川県 | 21   | 81.0    | 9.5     | -       | 9.5   | 高知県  | 15 | 60.0    | 13.3    | -       | 26.7  |
| 新潟県  | 25   | 56.0    | 28.0    | -       | 16.0  | 福岡県  | 66 | 66.7    | 15.2    | 1.5     | 16.7  |
| 富山県  | 18   | 61.1    | 22.2    | -       | 16.7  | 佐賀県  | 14 | 57.1    | 7.1     | -       | 35.7  |
| 石川県  | 21   | 57.1    | 9.5     | -       | 33.3  | 長崎県  | 14 | 71.4    | 7.1     | -       | 21.4  |
| 福井県  | 30   | 86.7    | 6.7     | -       | 6.7   | 熊本県  | 28 | 60.7    | 17.9    | -       | 21.4  |
| 山梨県  | 17   | 58.8    | 11.8    | -       | 29.4  | 大分県  | 23 | 78.3    | 8.7     | -       | 13.0  |
| 長野県  | 41   | 63.4    | 22.0    | -       | 14.6  | 宮崎県  | 20 | 75.0    | 10.0    | 5.0     | 10.0  |
| 岐阜県  | 32   | 65.6    | 28.1    | 3.1     | 3.1   | 鹿児島県 | 34 | 70.6    | 20.6    | -       | 8.8   |
| 静岡県  | 22   | 45.5    | 31.8    | 9.1     | 13.6  | 沖縄県  | 14 | 78.6    | 14.3    | -       | 7.1   |
| 愛知県  | 38   | 84.2    | 5.3     | -       | 10.5  | (不明) | 1  | 100.0   | -       | -       | -     |
| 三重県  | 21   | 57.1    | 28.6    | -       | 14.3  |      |    |         |         |         |       |

(2) 配偶者からの暴力が発生する要因

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。

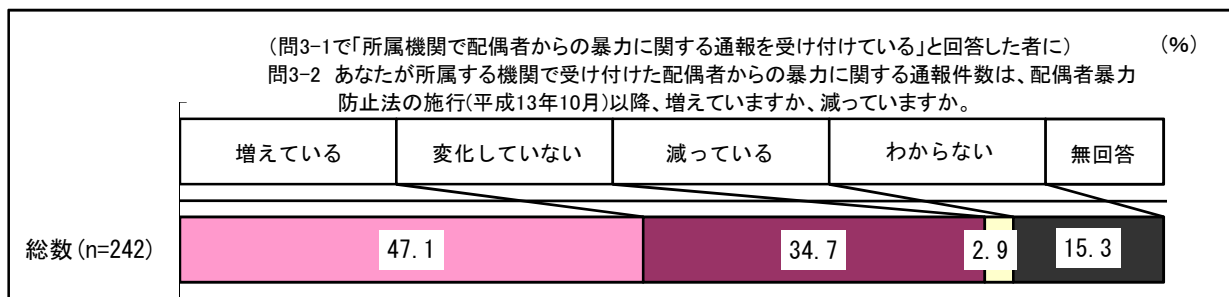
配偶者からの暴力が発生する要因

(単位:人、%)

|      | n    | 幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題 | 配偶者間におけるコミュニケーション能力の欠如 | 配偶者に対する暴力を容認する社会通念の存在 | 家庭の経済的環境(失業率等)の悪化 | 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題 | 特定の性に対する差別意識の存在 | 配偶者からの暴力の被害者の更生対策が不十分 | 暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在 | 配偶者間における経済力の格差の存在 | その他  | わからない |
|------|------|---------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------|-------------------|------|-------|
| 総数   | 1275 | 73.0                      | 70.0                   | 55.5                  | 55.2              | 52.2                     | 44.8            | 36.5                  | 35.6                         | 33.2              | 5.4  | 0.5   |
| 北海道  | 64   | 60.9                      | 71.9                   | 48.4                  | 64.1              | 46.9                     | 50.0            | 32.8                  | 26.6                         | 25.0              | 3.1  | -     |
| 青森県  | 22   | 54.5                      | 77.3                   | 54.5                  | 54.5              | 40.9                     | 31.8            | 22.7                  | 31.8                         | 36.4              | 13.6 | 4.5   |
| 岩手県  | 28   | 85.7                      | 67.9                   | 71.4                  | 53.6              | 50.0                     | 46.4            | 17.9                  | 57.1                         | 28.6              | 3.6  | -     |
| 宮城県  | 19   | 89.5                      | 63.2                   | 47.4                  | 63.2              | 42.1                     | 42.1            | 31.6                  | 26.3                         | 36.8              | 10.5 | -     |
| 秋田県  | 26   | 84.6                      | 76.9                   | 57.7                  | 53.8              | 61.5                     | 57.7            | 34.6                  | 42.3                         | 23.1              | 7.7  | -     |
| 山形県  | 16   | 56.3                      | 87.5                   | 62.5                  | 62.5              | 37.5                     | 25.0            | 25.0                  | 37.5                         | 18.8              | 6.3  | -     |
| 福島県  | 30   | 73.3                      | 70.0                   | 50.0                  | 53.3              | 60.0                     | 40.0            | 43.3                  | 36.7                         | 26.7              | -    | -     |
| 茨城県  | 33   | 87.9                      | 63.6                   | 45.5                  | 42.4              | 57.6                     | 33.3            | 30.3                  | 24.2                         | 30.3              | 9.1  | -     |
| 栃木県  | 23   | 78.3                      | 69.6                   | 47.8                  | 69.6              | 60.9                     | 47.8            | 26.1                  | 34.8                         | 34.8              | 8.7  | -     |
| 群馬県  | 22   | 68.2                      | 50.0                   | 50.0                  | 31.8              | 40.9                     | 31.8            | 31.8                  | 50.0                         | 31.8              | 4.5  | 4.5   |
| 埼玉県  | 58   | 75.9                      | 62.1                   | 51.7                  | 51.7              | 44.8                     | 48.3            | 32.8                  | 41.4                         | 43.1              | 1.7  | -     |
| 千葉県  | 43   | 95.3                      | 67.4                   | 72.1                  | 58.1              | 58.1                     | 58.1            | 53.5                  | 41.9                         | 37.2              | 4.7  | -     |
| 東京都  | 69   | 84.1                      | 78.3                   | 71.0                  | 52.2              | 52.2                     | 52.2            | 55.1                  | 39.1                         | 33.3              | 10.1 | -     |
| 神奈川県 | 21   | 66.7                      | 52.4                   | 57.1                  | 42.9              | 33.3                     | 42.9            | 33.3                  | 19.0                         | 28.6              | 14.3 | -     |
| 新潟県  | 25   | 64.0                      | 80.0                   | 40.0                  | 56.0              | 48.0                     | 40.0            | 20.0                  | 24.0                         | 24.0              | 12.0 | -     |
| 富山県  | 18   | 66.7                      | 61.1                   | 61.1                  | 27.8              | 27.8                     | 55.6            | 33.3                  | 44.4                         | 33.3              | -    | -     |
| 石川県  | 21   | 52.4                      | 71.4                   | 33.3                  | 42.9              | 47.6                     | 42.9            | 42.9                  | 14.3                         | 47.6              | -    | 9.5   |
| 福井県  | 30   | 83.3                      | 66.7                   | 66.7                  | 60.0              | 66.7                     | 53.3            | 56.7                  | 53.3                         | 46.7              | -    | -     |
| 山梨県  | 17   | 58.8                      | 82.4                   | 52.9                  | 58.8              | 70.6                     | 17.6            | 23.5                  | 11.8                         | 29.4              | -    | -     |
| 長野県  | 41   | 80.5                      | 68.3                   | 48.8                  | 46.3              | 51.2                     | 41.5            | 22.0                  | 36.6                         | 29.3              | -    | -     |
| 岐阜県  | 32   | 78.1                      | 62.5                   | 37.5                  | 62.5              | 53.1                     | 31.3            | 37.5                  | 40.6                         | 31.3              | 6.3  | -     |
| 静岡県  | 22   | 81.8                      | 77.3                   | 54.5                  | 59.1              | 59.1                     | 36.4            | 36.4                  | 22.7                         | 45.5              | -    | -     |
| 愛知県  | 38   | 65.8                      | 84.2                   | 57.9                  | 57.9              | 47.4                     | 47.4            | 39.5                  | 28.9                         | 34.2              | 5.3  | -     |
| 三重県  | 21   | 85.7                      | 85.7                   | 61.9                  | 52.4              | 42.9                     | 38.1            | 23.8                  | 28.6                         | 28.6              | 4.8  | -     |
| 滋賀県  | 17   | 76.5                      | 58.8                   | 47.1                  | 41.2              | 52.9                     | 41.2            | 35.3                  | 23.5                         | 17.6              | 11.8 | -     |
| 京都府  | 25   | 80.0                      | 48.0                   | 56.0                  | 68.0              | 48.0                     | 48.0            | 32.0                  | 44.0                         | 32.0              | 4.0  | -     |
| 大阪府  | 49   | 61.2                      | 61.2                   | 61.2                  | 55.1              | 53.1                     | 53.1            | 40.8                  | 34.7                         | 40.8              | 2.0  | -     |
| 兵庫県  | 30   | 80.0                      | 80.0                   | 46.7                  | 63.3              | 56.7                     | 33.3            | 30.0                  | 40.0                         | 26.7              | 13.3 | -     |
| 奈良県  | 14   | 71.4                      | 85.7                   | 42.9                  | 50.0              | 50.0                     | 57.1            | 28.6                  | 14.3                         | 28.6              | 7.1  | -     |
| 和歌山県 | 12   | 58.3                      | 83.3                   | 58.3                  | 50.0              | 41.7                     | 58.3            | 50.0                  | 41.7                         | 25.0              | -    | -     |
| 鳥取県  | 20   | 95.0                      | 75.0                   | 50.0                  | 55.0              | 40.0                     | 35.0            | 55.0                  | 40.0                         | 30.0              | 10.0 | -     |
| 島根県  | 19   | 84.2                      | 73.7                   | 42.1                  | 68.4              | 57.9                     | 42.1            | 26.3                  | 26.3                         | 36.8              | 5.3  | -     |
| 岡山県  | 33   | 66.7                      | 69.7                   | 54.5                  | 30.3              | 51.5                     | 42.4            | 27.3                  | 36.4                         | 27.3              | 12.1 | 3.0   |
| 広島県  | 25   | 72.0                      | 76.0                   | 32.0                  | 48.0              | 60.0                     | 44.0            | 36.0                  | 36.0                         | 24.0              | 8.0  | 4.0   |
| 山口県  | 16   | 75.0                      | 68.8                   | 81.3                  | 56.3              | 62.5                     | 50.0            | 25.0                  | 50.0                         | 50.0              | -    | -     |
| 徳島県  | 14   | 64.3                      | 64.3                   | 71.4                  | 57.1              | 50.0                     | 28.6            | 28.6                  | 28.6                         | 28.6              | -    | 7.1   |
| 香川県  | 14   | 71.4                      | 100.0                  | 57.1                  | 71.4              | 50.0                     | 71.4            | 42.9                  | 28.6                         | 28.6              | 21.4 | -     |
| 愛媛県  | 19   | 84.2                      | 68.4                   | 78.9                  | 47.4              | 63.2                     | 47.4            | 42.1                  | 36.8                         | 31.6              | 5.3  | -     |
| 高知県  | 15   | 80.0                      | 66.7                   | 53.3                  | 66.7              | 60.0                     | 26.7            | 33.3                  | 26.7                         | 20.0              | 6.7  | -     |
| 福岡県  | 66   | 69.7                      | 69.7                   | 65.2                  | 65.2              | 59.1                     | 48.5            | 42.4                  | 43.9                         | 48.5              | 4.5  | -     |
| 佐賀県  | 14   | 57.1                      | 50.0                   | 57.1                  | 50.0              | 50.0                     | 50.0            | 35.7                  | 50.0                         | 28.6              | -    | -     |
| 長崎県  | 14   | 57.1                      | 64.3                   | 35.7                  | 71.4              | 35.7                     | 21.4            | 35.7                  | 35.7                         | 14.3              | -    | -     |
| 熊本県  | 28   | 67.9                      | 67.9                   | 57.1                  | 50.0              | 53.6                     | 53.6            | 50.0                  | 21.4                         | 32.1              | 7.1  | -     |
| 大分県  | 23   | 65.2                      | 69.6                   | 69.6                  | 60.9              | 52.2                     | 39.1            | 47.8                  | 56.5                         | 21.7              | 4.3  | -     |
| 宮崎県  | 20   | 75.0                      | 70.0                   | 40.0                  | 60.0              | 65.0                     | 35.0            | 35.0                  | 40.0                         | 40.0              | 5.0  | -     |
| 鹿児島県 | 34   | 50.0                      | 67.6                   | 52.9                  | 61.8              | 52.9                     | 50.0            | 35.3                  | 29.4                         | 44.1              | 2.9  | -     |
| 沖縄県  | 14   | 57.1                      | 71.4                   | 64.3                  | 71.4              | 64.3                     | 57.1            | 42.9                  | 42.9                         | 42.9              | -    | -     |
| (不明) | 1    | -                         | 100.0                  | 100.0                 | -                 | 100.0                    | 100.0           | -                     | -                            | -                 | -    | -     |

(3) 所属機関で受け付けた通報件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で配偶者からの暴力に関する通報を受け付けている、と回答した者に、所属機関が受け付けた通報件数の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。



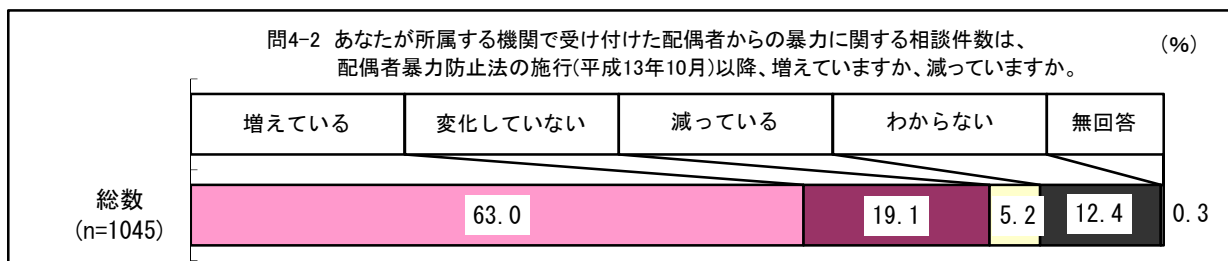
所属機関で受け付けた通報件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

(単位:人、%)

|      | n   | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |      | n  | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |
|------|-----|-------|---------|-------|-------|------|----|-------|---------|-------|-------|
| 総数   | 242 | 47.1  | 34.7    | 2.9   | 15.3  | 滋賀県  | 5  | 40.0  | 40.0    | -     | 20.0  |
| 北海道  | 16  | 12.5  | 68.8    | -     | 18.8  | 京都府  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 青森県  | 8   | 25.0  | 50.0    | 12.5  | 12.5  | 大阪府  | 9  | 55.6  | 33.3    | -     | 11.1  |
| 岩手県  | 10  | 70.0  | 10.0    | -     | 20.0  | 兵庫県  | 2  | 50.0  | 50.0    | -     | -     |
| 宮城県  | 1   | 100.0 | -       | -     | -     | 奈良県  | 2  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 秋田県  | 7   | 28.6  | 71.4    | -     | -     | 和歌山県 | 3  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 山形県  | 8   | 75.0  | 12.5    | -     | 12.5  | 鳥取県  | 5  | 40.0  | 40.0    | -     | 20.0  |
| 福島県  | 9   | 44.4  | 33.3    | 11.1  | 11.1  | 島根県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 茨城県  | 4   | 50.0  | -       | -     | 50.0  | 岡山県  | 5  | 20.0  | -       | -     | 80.0  |
| 栃木県  | 4   | 50.0  | 25.0    | -     | 25.0  | 広島県  | 4  | 50.0  | 25.0    | -     | 25.0  |
| 群馬県  | 4   | 25.0  | 25.0    | 25.0  | 25.0  | 山口県  | 3  | 66.7  | -       | 33.3  | -     |
| 埼玉県  | 4   | 50.0  | 25.0    | -     | 25.0  | 徳島県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 千葉県  | 17  | 41.2  | 29.4    | 5.9   | 23.5  | 香川県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 東京都  | 4   | 75.0  | 25.0    | -     | -     | 愛媛県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 神奈川県 | 4   | 25.0  | 75.0    | -     | -     | 高知県  | 2  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 新潟県  | 3   | 33.3  | 33.3    | -     | 33.3  | 福岡県  | 15 | 33.3  | 46.7    | 6.7   | 13.3  |
| 富山県  | 3   | 66.7  | 33.3    | -     | -     | 佐賀県  | 2  | 50.0  | -       | 50.0  | -     |
| 石川県  | 3   | 33.3  | 66.7    | -     | -     | 長崎県  | 4  | 25.0  | 25.0    | -     | 50.0  |
| 福井県  | 10  | 60.0  | 10.0    | -     | 30.0  | 熊本県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 山梨県  | 3   | 33.3  | 66.7    | -     | -     | 大分県  | 3  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 長野県  | 5   | 80.0  | -       | -     | 20.0  | 宮崎県  | 2  | 50.0  | -       | -     | 50.0  |
| 岐阜県  | 9   | 33.3  | 66.7    | -     | -     | 鹿児島県 | 8  | 37.5  | 50.0    | -     | 12.5  |
| 静岡県  | 3   | 66.7  | 33.3    | -     | -     | 沖縄県  | 5  | 60.0  | 40.0    | -     | -     |
| 愛知県  | 3   | -     | 66.7    | -     | 33.3  | (不明) | -  | -     | -       | -     | -     |
| 三重県  | 3   | 66.7  | 33.3    | -     | -     |      |    |       |         |       |       |

(4) 所属機関で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けている、と回答した者に、所属機関が受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねた結果を都道府県別にみると、「増えている」が、愛媛県で85.7%、沖縄県で83.3%、栃木県で81.0%、岩手県及び京都府で77.3%などとなっている。



所属機関で受け付けた相談件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

(単位:人、%)

|      | n    | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |      | n  | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |
|------|------|-------|---------|-------|-------|------|----|-------|---------|-------|-------|
| 総数   | 1045 | 63.0  | 19.1    | 5.2   | 12.4  | 滋賀県  | 14 | 78.6  | -       | -     | 21.4  |
| 北海道  | 57   | 33.3  | 47.4    | 7.0   | 12.3  | 京都府  | 22 | 77.3  | 13.6    | 4.5   | 4.5   |
| 青森県  | 17   | 64.7  | 17.6    | 5.9   | 11.8  | 大阪府  | 40 | 70.0  | 12.5    | -     | 17.5  |
| 岩手県  | 22   | 77.3  | 4.5     | 4.5   | 13.6  | 兵庫県  | 25 | 68.0  | 20.0    | 4.0   | 8.0   |
| 宮城県  | 14   | 71.4  | 14.3    | -     | 14.3  | 奈良県  | 13 | 53.8  | 30.8    | -     | 15.4  |
| 秋田県  | 21   | 61.9  | 28.6    | -     | 4.8   | 和歌山県 | 10 | 70.0  | 20.0    | 10.0  | -     |
| 山形県  | 16   | 56.3  | 25.0    | 6.3   | 12.5  | 鳥取県  | 18 | 66.7  | 27.8    | -     | 5.6   |
| 福島県  | 25   | 64.0  | 16.0    | 8.0   | 12.0  | 島根県  | 16 | 56.3  | 18.8    | -     | 18.8  |
| 茨城県  | 27   | 74.1  | 7.4     | 7.4   | 11.1  | 岡山県  | 27 | 63.0  | 14.8    | -     | 22.2  |
| 栃木県  | 21   | 81.0  | 4.8     | 4.8   | 9.5   | 広島県  | 18 | 61.1  | 27.8    | 5.6   | 5.6   |
| 群馬県  | 15   | 66.7  | 13.3    | 6.7   | 13.3  | 山口県  | 12 | 50.0  | 8.3     | 16.7  | 25.0  |
| 埼玉県  | 51   | 66.7  | 17.6    | 9.8   | 5.9   | 徳島県  | 11 | 45.5  | 18.2    | 27.3  | 9.1   |
| 千葉県  | 40   | 72.5  | 10.0    | 7.5   | 10.0  | 香川県  | 11 | 54.5  | 27.3    | 9.1   | 9.1   |
| 東京都  | 50   | 74.0  | 20.0    | -     | 6.0   | 愛媛県  | 14 | 85.7  | 7.1     | -     | 7.1   |
| 神奈川県 | 17   | 70.6  | 23.5    | 5.9   | -     | 高知県  | 13 | 30.8  | 38.5    | 15.4  | 15.4  |
| 新潟県  | 22   | 50.0  | 31.8    | 4.5   | 13.6  | 福岡県  | 55 | 67.3  | 16.4    | 1.8   | 14.5  |
| 富山県  | 12   | 58.3  | 25.0    | -     | 16.7  | 佐賀県  | 10 | 60.0  | 30.0    | 10.0  | -     |
| 石川県  | 16   | 43.8  | 18.8    | 18.8  | 18.8  | 長崎県  | 13 | 61.5  | 15.4    | 7.7   | 15.4  |
| 福井県  | 27   | 70.4  | 14.8    | 3.7   | 11.1  | 熊本県  | 23 | 73.9  | 8.7     | 4.3   | 13.0  |
| 山梨県  | 17   | 58.8  | 11.8    | 5.9   | 23.5  | 大分県  | 19 | 68.4  | 5.3     | -     | 26.3  |
| 長野県  | 34   | 38.2  | 38.2    | -     | 20.6  | 宮崎県  | 13 | 46.2  | 7.7     | 23.1  | 23.1  |
| 岐阜県  | 27   | 66.7  | 18.5    | -     | 14.8  | 鹿児島県 | 23 | 52.2  | 21.7    | 4.3   | 21.7  |
| 静岡県  | 17   | 47.1  | 29.4    | 11.8  | 11.8  | 沖縄県  | 12 | 83.3  | 8.3     | 8.3   | -     |
| 愛知県  | 31   | 74.2  | 6.5     | 3.2   | 16.1  | (不明) | 1  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 三重県  | 16   | 56.3  | 31.3    | 12.5  | -     |      |    |       |         |       |       |

(5) 所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。

問4-3 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する相談件数が増えている要因は何だと思いますか。(複数回答可)

(単位:人、%)

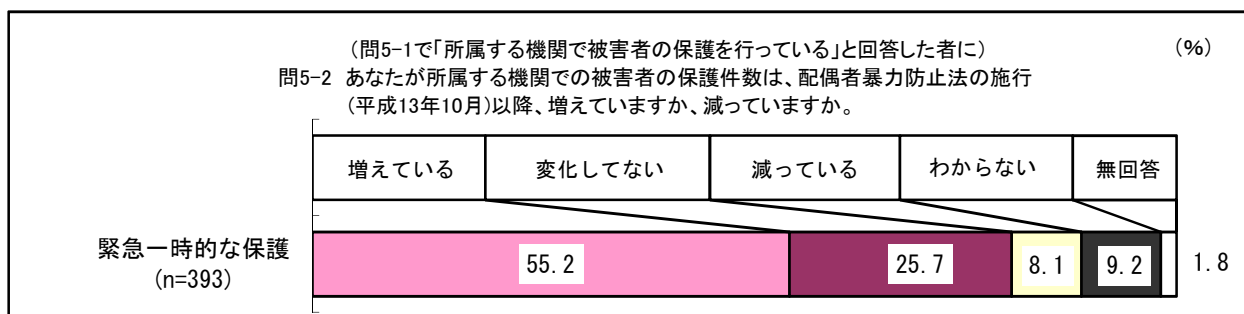
| n       | 配偶者からの暴力の発生が増えているから | これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから | 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから | 配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから | これまで他機関に相談していた被害者が、あなたが所属する機関に相談するようになってきているから | その他  | わからない |
|---------|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---|--|------|-------|
| 総数 658  | 28.6                | 82.7                          | 72.6                                 | 34.0                                      | 18.5   | 2.6  | -     |
| 北海道 19  | 26.3                | 78.9                          | 78.9                                 | 52.6                                      | 15.8   | 5.3  | -     |
| 青森県 11  | 27.3                | 81.8                          | 63.6                                 | 45.5                                      | 36.4   | -    | -     |
| 岩手県 17  | -                   | 94.1                          | 82.4                                 | 41.2                                      | 5.9  | 5.9  | -     |
| 宮城県 10  | 20.0                | 70.0                          | 70.0                                 | 20.0                                      | 50.0   | 20.0 | -     |
| 秋田県 13  | 23.1                | 92.3                          | 92.3                                 | 38.5                                      | 15.4   | -    | -     |
| 山形県 9   | 22.2                | 88.9                          | 66.7                                 | 55.6                                      | 11.1   | -    | -     |
| 福島県 16  | 31.3                | 81.3                          | 75.0                                 | 25.0                                      | 18.8   | -    | -     |
| 茨城県 20  | 30.0                | 80.0                          | 70.0                                 | 20.0                                      | 25.0   | 5.0  | -     |
| 栃木県 17  | 17.6                | 76.5                          | 82.4                                 | 35.3                                      | 29.4   | -    | -     |
| 群馬県 10  | 20.0                | 70.0                          | 60.0                                 | 30.0                                      | -  | -    | -     |
| 埼玉県 34  | 26.5                | 76.5                          | 76.5                                 | 41.2                                      | 5.9  | 2.9  | -     |
| 千葉県 29  | 34.5                | 82.8                          | 75.9                                 | 34.5                                      | 31.0   | 10.3 | -     |
| 東京都 37  | 37.8                | 81.1                          | 78.4                                 | 40.5                                      | 27.0   | 5.4  | -     |
| 神奈川県 12 | 25.0                | 91.7                          | 50.0                                 | 16.7                                      | 8.3  | 16.7 | -     |
| 新潟県 11  | 18.2                | 90.9                          | 63.6                                 | 36.4                                      | -  | -    | -     |
| 富山県 7   | 28.6                | 71.4                          | 71.4                                 | 42.9                                      | 28.6   | -    | -     |
| 石川県 7   | 42.9                | 85.7                          | 71.4                                 | 14.3                                      | 28.6   | -    | -     |
| 福井県 19  | 42.1                | 100.0                         | 73.7                                 | 42.1                                      | 21.1   | -    | -     |
| 山梨県 10  | 40.0                | 60.0                          | 80.0                                 | 30.0                                      | 20.0   | -    | -     |
| 長野県 13  | 38.5                | 69.2                          | 53.8                                 | 15.4                                      | -  | -    | -     |
| 岐阜県 18  | 22.2                | 83.3                          | 83.3                                 | 22.2                                      | 16.7   | -    | -     |
| 静岡県 8   | 37.5                | 87.5                          | 75.0                                 | 62.5                                      | 50.0   | -    | -     |
| 愛知県 23  | 21.7                | 78.3                          | 43.5                                 | 30.4                                      | 21.7   | -    | -     |
| 三重県 9   | 22.2                | 88.9                          | 88.9                                 | 44.4                                      | 11.1   | -    | -     |
| 滋賀県 11  | 18.2                | 90.9                          | 72.7                                 | 27.3                                      | 9.1  | -    | -     |
| 京都府 17  | 35.3                | 88.2                          | 70.6                                 | 41.2                                      | 17.6   | -    | -     |
| 大阪府 28  | 39.3                | 71.4                          | 78.6                                 | 25.0                                      | 14.3   | -    | -     |
| 兵庫県 17  | 47.1                | 70.6                          | 52.9                                 | 23.5                                      | 23.5   | -    | -     |
| 奈良県 7   | 57.1                | 85.7                          | 57.1                                 | 28.6                                      | 28.6   | -    | -     |
| 和歌山県 7  | 71.4                | 71.4                          | 57.1                                 | 42.9                                      | -  | -    | -     |
| 鳥取県 12  | 8.3                 | 91.7                          | 66.7                                 | 25.0                                      | 25.0   | -    | -     |
| 島根県 9   | -                   | 88.9                          | 77.8                                 | 77.8                                      | 11.1   | -    | -     |
| 岡山県 17  | 5.9                 | 88.2                          | 88.2                                 | 23.5                                      | -  | 5.9  | -     |
| 広島県 11  | 45.5                | 81.8                          | 54.5                                 | 36.4                                      | 9.1  | 9.1  | -     |
| 山口県 6   | 33.3                | 100.0                         | 100.0                                | 50.0                                      | 16.7   | -    | -     |
| 徳島県 5   | 40.0                | 80.0                          | 80.0                                 | 40.0                                      | -  | -    | -     |
| 香川県 6   | 16.7                | 100.0                         | 100.0                                | 50.0                                      | 33.3   | -    | -     |
| 愛媛県 12  | 25.0                | 91.7                          | 75.0                                 | 33.3                                      | 25.0   | -    | -     |
| 高知県 4   | 25.0                | 100.0                         | 75.0                                 | -   | 50.0   | -    | -     |
| 福岡県 37  | 37.8                | 86.5                          | 73.0                                 | 29.7                                      | 8.1  | 5.4  | -     |
| 佐賀県 6   | 16.7                | 66.7                          | 33.3                                 | 16.7                                      | 16.7   | -    | -     |
| 長崎県 8   | 25.0                | 87.5                          | 50.0                                 | 12.5                                      | 37.5   | -    | -     |
| 熊本県 17  | 29.4                | 94.1                          | 88.2                                 | 52.9                                      | 29.4   | -    | -     |
| 大分県 13  | 23.1                | 69.2                          | 69.2                                 | 23.1                                      | 7.7  | -    | -     |
| 宮崎県 6   | -                   | 100.0                         | 66.7                                 | 66.7                                      | 50.0   | -    | -     |
| 鹿児島県 12 | 25.0                | 91.7                          | 75.0                                 | 16.7                                      | 25.0   | -    | -     |
| 沖縄県 10  | 20.0                | 70.0                          | 100.0                                | 40.0                                      | 20.0   | -    | -     |
| (不明) 1  | 100.0               | -                             | -                                    | -   | -  | -    | -     |



(6) 所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減

① 緊急一時的な保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で被害者の保護を行っている、と回答した者に、所属機関における被害者の保護件数（緊急一時的な保護）の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。



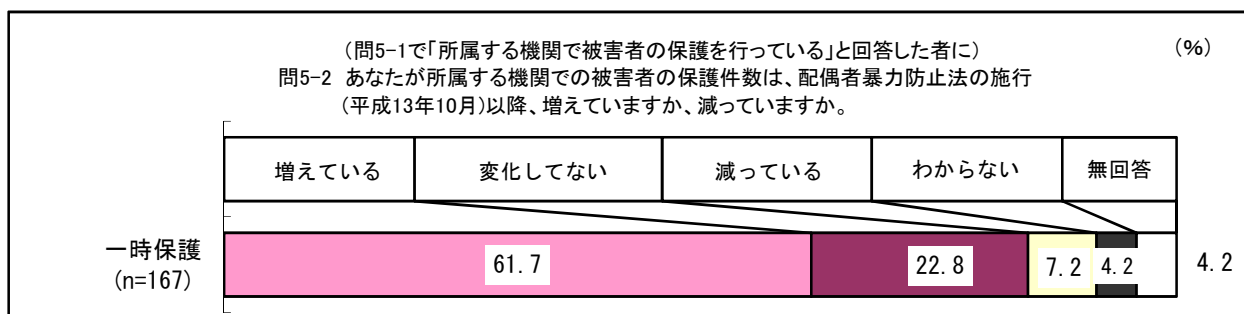
所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減【緊急一時的な保護】

(単位:人、%)

|      | n   | 増えている | 変化してない | 減っている | わからない |      | n  | 増えている | 変化してない | 減っている | わからない |
|------|-----|-------|--------|-------|-------|------|----|-------|--------|-------|-------|
| 総数   | 393 | 55.2  | 25.7   | 8.1   | 9.2   | 滋賀県  | 3  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 北海道  | 11  | 18.2  | 36.4   | 9.1   | 27.3  | 京都府  | 10 | 70.0  | -      | 10.0  | 10.0  |
| 青森県  | 3   | 100.0 | -      | -     | -     | 大阪府  | 14 | 71.4  | 21.4   | -     | 7.1   |
| 岩手県  | 7   | 42.9  | 57.1   | -     | -     | 兵庫県  | 10 | 80.0  | 20.0   | -     | -     |
| 宮城県  | 6   | 33.3  | 33.3   | 33.3  | -     | 奈良県  | 3  | 66.7  | 33.3   | -     | -     |
| 秋田県  | 14  | 50.0  | 42.9   | 7.1   | -     | 和歌山県 | 5  | 80.0  | 20.0   | -     | -     |
| 山形県  | 5   | 60.0  | 20.0   | -     | 20.0  | 鳥取県  | 6  | 66.7  | 16.7   | -     | 16.7  |
| 福島県  | 6   | 83.3  | 16.7   | -     | -     | 島根県  | 1  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 茨城県  | 9   | 55.6  | 33.3   | 11.1  | -     | 岡山県  | 7  | -     | 71.4   | -     | 14.3  |
| 栃木県  | 7   | 57.1  | 28.6   | -     | 14.3  | 広島県  | 5  | 40.0  | -      | -     | 60.0  |
| 群馬県  | 5   | 40.0  | -      | 60.0  | -     | 山口県  | 3  | 66.7  | -      | 33.3  | -     |
| 埼玉県  | 21  | 38.1  | 52.4   | 9.5   | -     | 徳島県  | 4  | 75.0  | -      | 25.0  | -     |
| 千葉県  | 17  | 47.1  | 35.3   | -     | 17.6  | 香川県  | 3  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 東京都  | 37  | 64.9  | 21.6   | 10.8  | 2.7   | 愛媛県  | 2  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 神奈川県 | 10  | 60.0  | 20.0   | 20.0  | -     | 高知県  | 6  | 16.7  | 33.3   | 16.7  | 33.3  |
| 新潟県  | 2   | 100.0 | -      | -     | -     | 福岡県  | 29 | 58.6  | 17.2   | 3.4   | 10.3  |
| 富山県  | 4   | 50.0  | 25.0   | -     | 25.0  | 佐賀県  | 4  | 25.0  | 75.0   | -     | -     |
| 石川県  | 8   | 25.0  | 25.0   | 25.0  | 25.0  | 長崎県  | 3  | 66.7  | 33.3   | -     | -     |
| 福井県  | 2   | -     | 50.0   | -     | 50.0  | 熊本県  | 6  | 50.0  | 16.7   | 16.7  | 16.7  |
| 山梨県  | 1   | -     | 100.0  | -     | -     | 大分県  | 11 | 63.6  | 27.3   | -     | 9.1   |
| 長野県  | 10  | 70.0  | 10.0   | -     | 20.0  | 宮崎県  | 4  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 岐阜県  | 21  | 47.6  | 33.3   | 14.3  | 4.8   | 鹿児島県 | 5  | 40.0  | 20.0   | 20.0  | 20.0  |
| 静岡県  | 11  | 36.4  | 36.4   | 27.3  | -     | 沖縄県  | 5  | 60.0  | 40.0   | -     | -     |
| 愛知県  | 15  | 60.0  | -      | -     | 33.3  | (不明) | 1  | 100.0 | -      | -     | -     |
| 三重県  | 11  | 63.6  | 27.3   | 9.1   | -     |      |    |       |        |       |       |

② 一時保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で被害者の保護を行っている、と回答した者に、所属機関における被害者の保護件数（一時保護）の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。



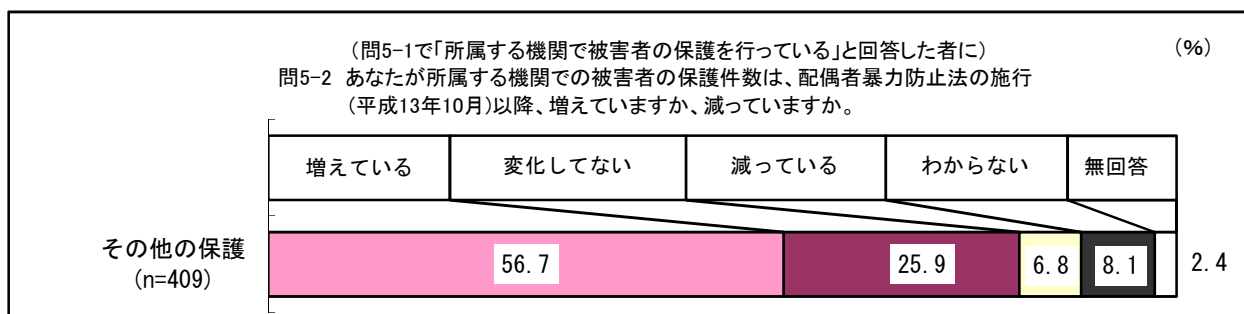
所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減【一時保護】

(単位:人、%)

|      | n   | 増えて   | 変化し   | 減って   | わから  |      | n  | 増えて   | 変化し  | 減って   | わから  |
|------|-----|-------|-------|-------|------|------|----|-------|------|-------|------|
|      |     | いる    | ていな   | いる    | ない   |      |    | いる    | ていな  | いる    | ない   |
| 総数   | 167 | 61.7  | 22.8  | 7.2   | 4.2  | 滋賀県  | 4  | 75.0  | 25.0 | -     | -    |
| 北海道  | 3   | -     | 66.7  | -     | 33.3 | 京都府  | 4  | 75.0  | -    | -     | 25.0 |
| 青森県  | 4   | 50.0  | 25.0  | -     | 25.0 | 大阪府  | 10 | 80.0  | 10.0 | -     | -    |
| 岩手県  | 1   | -     | 100.0 | -     | -    | 兵庫県  | 7  | 57.1  | 42.9 | -     | -    |
| 宮城県  | 2   | -     | 100.0 | -     | -    | 奈良県  | 1  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 秋田県  | 8   | 87.5  | 12.5  | -     | -    | 和歌山県 | 3  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 山形県  | 3   | 33.3  | 33.3  | 33.3  | -    | 鳥取県  | 4  | 75.0  | 25.0 | -     | -    |
| 福島県  | 3   | 66.7  | 33.3  | -     | -    | 島根県  | 1  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 茨城県  | 2   | -     | 100.0 | -     | -    | 岡山県  | 1  | -     | -    | 100.0 | -    |
| 栃木県  | 3   | 100.0 | -     | -     | -    | 広島県  | 3  | 66.7  | -    | -     | -    |
| 群馬県  | 4   | 50.0  | -     | -     | 25.0 | 山口県  | 2  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 埼玉県  | 4   | 75.0  | -     | 25.0  | -    | 徳島県  | 1  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 千葉県  | 7   | 42.9  | 57.1  | -     | -    | 香川県  | 2  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 東京都  | 9   | 44.4  | 11.1  | 11.1  | 11.1 | 愛媛県  | 2  | 50.0  | -    | 50.0  | -    |
| 神奈川県 | 2   | 100.0 | -     | -     | -    | 高知県  | 2  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 新潟県  | 3   | -     | 33.3  | 33.3  | -    | 福岡県  | 13 | 61.5  | 30.8 | -     | 7.7  |
| 富山県  | 3   | 33.3  | 33.3  | -     | 33.3 | 佐賀県  | -  | -     | -    | -     | -    |
| 石川県  | 1   | -     | -     | 100.0 | -    | 長崎県  | 2  | 50.0  | 50.0 | -     | -    |
| 福井県  | 4   | 75.0  | -     | 25.0  | -    | 熊本県  | 2  | 100.0 | -    | -     | -    |
| 山梨県  | -   | -     | -     | -     | -    | 大分県  | 5  | 40.0  | 60.0 | -     | -    |
| 長野県  | 4   | 100.0 | -     | -     | -    | 宮崎県  | 4  | 75.0  | -    | 25.0  | -    |
| 岐阜県  | 5   | 20.0  | 40.0  | 40.0  | -    | 鹿児島県 | 5  | 60.0  | 20.0 | 20.0  | -    |
| 静岡県  | 2   | 100.0 | -     | -     | -    | 沖縄県  | -  | -     | -    | -     | -    |
| 愛知県  | 8   | 75.0  | 12.5  | -     | -    | (不明) | -  | -     | -    | -     | -    |
| 三重県  | 4   | 50.0  | 50.0  | -     | -    |      |    |       |      |       |      |

③ その他の保護

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者で、所属機関で被害者の保護を行っている、と回答した者に、所属機関における被害者の保護件数（その他の保護）の配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降の増減をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。



所属機関の被害者の保護件数の配偶者暴力防止法施行以降の増減【その他の保護】

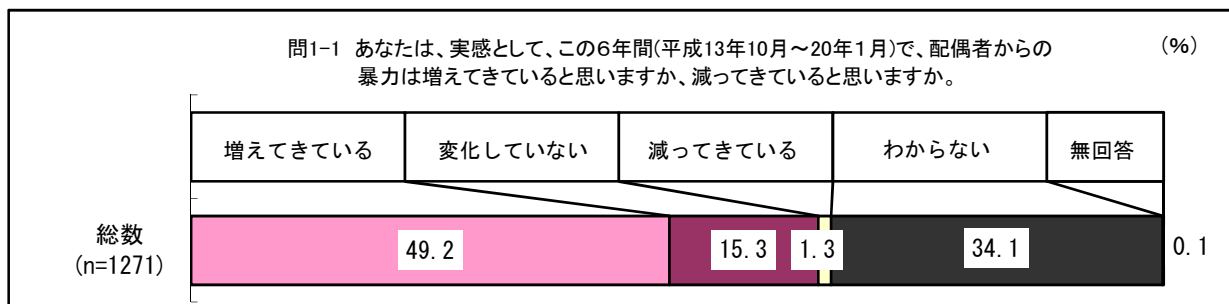
(単位:人、%)

|      | n   | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |      | n  | 増えている | 変化していない | 減っている | わからない |
|------|-----|-------|---------|-------|-------|------|----|-------|---------|-------|-------|
| 総数   | 409 | 56.7  | 25.9    | 6.8   | 8.1   | 滋賀県  | 4  | 50.0  | 50.0    | -     | -     |
| 北海道  | 11  | 36.4  | 36.4    | 9.1   | 18.2  | 京都府  | 8  | 50.0  | 37.5    | -     | 12.5  |
| 青森県  | 4   | 50.0  | -       | -     | 25.0  | 大阪府  | 18 | 61.1  | 16.7    | 16.7  | 5.6   |
| 岩手県  | 11  | 45.5  | 36.4    | 9.1   | 9.1   | 兵庫県  | 16 | 62.5  | 12.5    | 25.0  | -     |
| 宮城県  | 7   | 28.6  | 42.9    | -     | 28.6  | 奈良県  | 4  | 50.0  | 25.0    | 25.0  | -     |
| 秋田県  | 10  | 50.0  | 40.0    | -     | 10.0  | 和歌山県 | 3  | 33.3  | 66.7    | -     | -     |
| 山形県  | 3   | 66.7  | 33.3    | -     | -     | 鳥取県  | 8  | 62.5  | 25.0    | -     | 12.5  |
| 福島県  | 6   | 50.0  | 50.0    | -     | -     | 島根県  | 5  | 80.0  | 20.0    | -     | -     |
| 茨城県  | 8   | 37.5  | 62.5    | -     | -     | 岡山県  | 5  | 40.0  | 40.0    | -     | 20.0  |
| 栃木県  | 7   | 57.1  | 42.9    | -     | -     | 広島県  | 11 | 81.8  | 9.1     | -     | 9.1   |
| 群馬県  | 6   | 33.3  | -       | 16.7  | 33.3  | 山口県  | 3  | 33.3  | -       | 66.7  | -     |
| 埼玉県  | 17  | 35.3  | 41.2    | 5.9   | 11.8  | 徳島県  | 4  | 50.0  | 25.0    | 25.0  | -     |
| 千葉県  | 12  | 50.0  | 33.3    | 8.3   | 8.3   | 香川県  | 6  | 50.0  | 33.3    | -     | 16.7  |
| 東京都  | 45  | 75.6  | 15.6    | 2.2   | 4.4   | 愛媛県  | 6  | 33.3  | 33.3    | 16.7  | -     |
| 神奈川県 | 7   | 42.9  | 28.6    | 14.3  | 14.3  | 高知県  | 2  | 50.0  | -       | -     | 50.0  |
| 新潟県  | 5   | 80.0  | 20.0    | -     | -     | 福岡県  | 28 | 75.0  | 10.7    | -     | 3.6   |
| 富山県  | 3   | 33.3  | 33.3    | -     | 33.3  | 佐賀県  | 4  | 50.0  | 50.0    | -     | -     |
| 石川県  | 5   | 20.0  | -       | 40.0  | 40.0  | 長崎県  | 1  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 福井県  | 6   | 83.3  | 16.7    | -     | -     | 熊本県  | 9  | 66.7  | -       | -     | 22.2  |
| 山梨県  | 2   | 50.0  | 50.0    | -     | -     | 大分県  | 6  | 66.7  | 33.3    | -     | -     |
| 長野県  | 11  | 81.8  | 9.1     | 9.1   | -     | 宮崎県  | 1  | 100.0 | -       | -     | -     |
| 岐阜県  | 13  | 61.5  | 38.5    | -     | -     | 鹿児島県 | 17 | 41.2  | 23.5    | 23.5  | 11.8  |
| 静岡県  | 9   | 44.4  | 33.3    | 22.2  | -     | 沖縄県  | 3  | 33.3  | 66.7    | -     | -     |
| 愛知県  | 19  | 57.9  | 26.3    | -     | 15.8  | (不明) | -  | -     | -       | -     | -     |
| 三重県  | 10  | 50.0  | 40.0    | -     | -     |      |    |       |         |       |       |

## 2. 公営住宅、住民基本台帳等担当職員調査

### (1) 配偶者からの暴力は増えてきているか

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、この6年間（平成13年10月～20年1月）で配偶者からの暴力は増えてきているか、減ってきているか実感をたずねた結果を都道府県別にみると、「増えてきている」が、広島県及び沖縄県で66.7%、滋賀県及び徳島県で64.3%、茨城県で63.9%、佐賀県で63.6%などとなっている。



配偶者からの暴力の発生状況に関する実感

(単位:人、%)

|      | n    | 増えて<br>きている | 変化し<br>ていな<br>い | 減って<br>きてい<br>る | わか<br>らな<br>い |      | n  | 増えて<br>きている | 変化し<br>ていな<br>い | 減って<br>きてい<br>る | わか<br>らな<br>い |
|------|------|-------------|-----------------|-----------------|---------------|------|----|-------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 総数   | 1271 | 49.2        | 15.3            | 1.3             | 34.1          | 滋賀県  | 14 | 64.3        | -               | -               | 35.7          |
| 北海道  | 77   | 32.5        | 20.8            | 1.3             | 45.5          | 京都府  | 21 | 47.6        | 23.8            | -               | 28.6          |
| 青森県  | 19   | 42.1        | 15.8            | -               | 42.1          | 大阪府  | 38 | 60.5        | 5.3             | -               | 34.2          |
| 岩手県  | 24   | 37.5        | 16.7            | 8.3             | 37.5          | 兵庫県  | 25 | 56.0        | 16.0            | -               | 28.0          |
| 宮城県  | 24   | 41.7        | 16.7            | 4.2             | 37.5          | 奈良県  | 17 | 52.9        | 17.6            | -               | 29.4          |
| 秋田県  | 14   | 35.7        | 28.6            | -               | 35.7          | 和歌山県 | 9  | 44.4        | 22.2            | 11.1            | 22.2          |
| 山形県  | 20   | 40.0        | 20.0            | 5.0             | 35.0          | 鳥取県  | 21 | 57.1        | 14.3            | -               | 28.6          |
| 福島県  | 37   | 45.9        | 5.4             | 5.4             | 43.2          | 島根県  | 21 | 61.9        | 9.5             | -               | 28.6          |
| 茨城県  | 36   | 63.9        | 2.8             | -               | 33.3          | 岡山県  | 39 | 56.4        | 15.4            | -               | 28.2          |
| 栃木県  | 26   | 57.7        | 11.5            | 3.8             | 26.9          | 広島県  | 12 | 66.7        | 8.3             | -               | 25.0          |
| 群馬県  | 24   | 50.0        | 16.7            | -               | 33.3          | 山口県  | 18 | 44.4        | 11.1            | -               | 44.4          |
| 埼玉県  | 70   | 52.9        | 21.4            | -               | 25.7          | 徳島県  | 14 | 64.3        | 14.3            | -               | 21.4          |
| 千葉県  | 34   | 47.1        | 20.6            | 2.9             | 29.4          | 香川県  | 9  | 55.6        | 11.1            | -               | 33.3          |
| 東京都  | 55   | 58.2        | 21.8            | 1.8             | 18.2          | 愛媛県  | 15 | 46.7        | 33.3            | -               | 20.0          |
| 神奈川県 | 26   | 42.3        | 11.5            | -               | 46.2          | 高知県  | 15 | 13.3        | 26.7            | -               | 60.0          |
| 新潟県  | 19   | 47.4        | 26.3            | -               | 26.3          | 福岡県  | 60 | 60.0        | 8.3             | -               | 30.0          |
| 富山県  | 21   | 47.6        | 23.8            | -               | 28.6          | 佐賀県  | 11 | 63.6        | 27.3            | -               | 9.1           |
| 石川県  | 26   | 38.5        | 7.7             | 3.8             | 50.0          | 長崎県  | 13 | 38.5        | 15.4            | -               | 46.2          |
| 福井県  | 20   | 45.0        | 15.0            | -               | 40.0          | 熊本県  | 36 | 47.2        | 19.4            | 2.8             | 30.6          |
| 山梨県  | 35   | 48.6        | 8.6             | -               | 42.9          | 大分県  | 23 | 47.8        | 17.4            | 4.3             | 30.4          |
| 長野県  | 43   | 46.5        | 18.6            | -               | 34.9          | 宮崎県  | 28 | 42.9        | 7.1             | -               | 50.0          |
| 岐阜県  | 35   | 45.7        | 11.4            | 2.9             | 40.0          | 鹿児島県 | 20 | 50.0        | 10.0            | 5.0             | 35.0          |
| 静岡県  | 30   | 60.0        | 20.0            | 3.3             | 16.7          | 沖縄県  | 9  | 66.7        | -               | -               | 33.3          |
| 愛知県  | 45   | 46.7        | 17.8            | -               | 35.6          | 無回答  | 1  | -           | -               | -               | 100.0         |
| 三重県  | 22   | 36.4        | 9.1             | -               | 54.5          |      |    |             |                 |                 |               |

## (2) 配偶者からの暴力が発生する要因

公営住宅、住民基本台帳等を担当する地方公共団体の実務者に、配偶者からの暴力が発生する要因をたずねた結果を都道府県別にみると、下表のとおりとなっている。

配偶者からの暴力が発生する要因

(単位:人、%)

|      | n    | 特定の性<br>に対する<br>差別意識<br>の存在 | 配偶者に<br>対する暴<br>力を容認<br>する社会<br>通念の存<br>在 | 配偶者間<br>における<br>コミュニ<br>ケーション<br>能力の<br>欠如 | 暴力的な<br>表現の多<br>いコミッ<br>ク、ゲー<br>ム、テレ<br>ビ、映画<br>等の存在 | 幼少時の<br>日常的な<br>親からの<br>暴力被害<br>等の家庭<br>環境の問<br>題 | 薬物依<br>存、アル<br>コール依<br>存、ギャ<br>ンブル依<br>存等の問<br>題 | 家庭の経<br>済的環境<br>(失業率<br>等)の悪<br>化 | 配偶者間<br>における<br>経済力の<br>格差の存<br>在 | 配偶者か<br>らの暴力<br>の加害者<br>の更生対<br>策が不十<br>分 | その他  | わから<br>ない |
|------|------|-----------------------------|---|--|--|---|--|-----------------------------------|-----------------------------------|---|------|-----------|
| 総数   | 1271 | 20.3                        | 18.2                                      | 65.1                                       | 25.2   | 59.6  | 47.6   | 53.4                              | 15.2                              | 20.1                                      | 2.8  | 3.6       |
| 北海道  | 77   | 10.4                        | 16.9                                      | 51.9                                       | 20.8   | 59.7  | 59.7   | 55.8                              | 11.7                              | 13.0                                      | 1.3  | 9.1       |
| 青森県  | 19   | 26.3                        | 5.3                                       | 52.6                                       | 31.6   | 31.6  | 57.9   | 68.4                              | -                                 | 10.5                                      | -    | -         |
| 岩手県  | 24   | 12.5                        | 25.0                                      | 70.8                                       | 16.7   | 54.2  | 41.7   | 33.3                              | 4.2                               | 16.7                                      | 4.2  | -         |
| 宮城県  | 24   | 33.3                        | 33.3                                      | 58.3                                       | 37.5   | 70.8  | 50.0   | 58.3                              | 20.8                              | 29.2                                      | 4.2  | -         |
| 秋田県  | 14   | 21.4                        | 7.1                                       | 71.4                                       | 28.6   | 28.6  | 42.9   | 50.0                              | 7.1                               | 14.3                                      | -    | 7.1       |
| 山形県  | 20   | 35.0                        | 10.0                                      | 75.0                                       | 25.0   | 60.0  | 40.0   | 90.0                              | 10.0                              | 15.0                                      | -    | -         |
| 福島県  | 37   | 13.5                        | 16.2                                      | 62.2                                       | 27.0   | 56.8  | 37.8   | 56.8                              | 10.8                              | 8.1                                       | -    | 2.7       |
| 茨城県  | 36   | 13.9                        | 19.4                                      | 61.1                                       | 27.8   | 66.7  | 58.3   | 66.7                              | 22.2                              | 16.7                                      | 8.3  | 2.8       |
| 栃木県  | 26   | 26.9                        | 15.4                                      | 61.5                                       | 26.9   | 57.7  | 53.8   | 57.7                              | 7.7                               | 15.4                                      | 3.8  | 3.8       |
| 群馬県  | 24   | 12.5                        | 25.0                                      | 58.3                                       | 25.0   | 62.5  | 58.3   | 45.8                              | 25.0                              | 12.5                                      | 4.2  | 4.2       |
| 埼玉県  | 70   | 15.7                        | 22.9                                      | 57.1                                       | 22.9   | 54.3  | 34.3   | 40.0                              | 22.9                              | 18.6                                      | 4.3  | 10.0      |
| 千葉県  | 34   | 26.5                        | 20.6                                      | 67.6                                       | 17.6   | 52.9  | 38.2   | 55.9                              | 14.7                              | 17.6                                      | 2.9  | 8.8       |
| 東京都  | 55   | 21.8                        | 12.7                                      | 65.5                                       | 21.8   | 63.6  | 54.5   | 52.7                              | 21.8                              | 21.8                                      | 3.6  | 5.5       |
| 神奈川県 | 26   | 23.1                        | 15.4                                      | 65.4                                       | 23.1   | 69.2  | 46.2   | 50.0                              | 15.4                              | 23.1                                      | -    | 11.5      |
| 新潟県  | 19   | 31.6                        | 21.1                                      | 73.7                                       | 21.1   | 73.7  | 68.4   | 78.9                              | 21.1                              | 26.3                                      | -    | -         |
| 富山県  | 21   | 14.3                        | 23.8                                      | 81.0                                       | 42.9   | 61.9  | 47.6   | 47.6                              | 19.0                              | 28.6                                      | -    | -         |
| 石川県  | 26   | 15.4                        | 23.1                                      | 76.9                                       | 19.2   | 53.8  | 30.8   | 46.2                              | 11.5                              | 11.5                                      | 3.8  | 3.8       |
| 福井県  | 20   | 15.0                        | 15.0                                      | 70.0                                       | 20.0   | 45.0  | 40.0   | 40.0                              | 10.0                              | 10.0                                      | 5.0  | -         |
| 山梨県  | 35   | 5.7                         | 14.3                                      | 74.3                                       | 20.0   | 54.3  | 54.3   | 48.6                              | 17.1                              | 11.4                                      | 5.7  | -         |
| 長野県  | 43   | 20.9                        | 16.3                                      | 65.1                                       | 25.6   | 69.8  | 51.2   | 48.8                              | 23.3                              | 23.3                                      | -    | 4.7       |
| 岐阜県  | 35   | 25.7                        | 11.4                                      | 68.6                                       | 34.3   | 60.0  | 40.0   | 60.0                              | 8.6                               | 17.1                                      | 5.7  | -         |
| 静岡県  | 30   | 16.7                        | 20.0                                      | 63.3                                       | 30.0   | 46.7  | 46.7   | 50.0                              | 20.0                              | 23.3                                      | 6.7  | 3.3       |
| 愛知県  | 45   | 13.3                        | 20.0                                      | 64.4                                       | 17.8   | 68.9  | 42.2   | 46.7                              | 8.9                               | 17.8                                      | 4.4  | 2.2       |
| 三重県  | 22   | 18.2                        | 22.7                                      | 68.2                                       | 27.3   | 68.2  | 54.5   | 59.1                              | 9.1                               | 27.3                                      | -    | 4.5       |
| 滋賀県  | 14   | 7.1                         | 7.1                                       | 71.4                                       | 35.7   | 78.6  | 42.9   | 64.3                              | 21.4                              | 64.3                                      | 7.1  | -         |
| 京都府  | 21   | 19.0                        | 14.3                                      | 71.4                                       | 28.6   | 57.1  | 47.6   | 52.4                              | 9.5                               | 28.6                                      | -    | 4.8       |
| 大阪府  | 38   | 13.2                        | 23.7                                      | 65.8                                       | 31.6   | 65.8  | 55.3   | 52.6                              | 13.2                              | 18.4                                      | 2.6  | 5.3       |
| 兵庫県  | 25   | 28.0                        | 20.0                                      | 76.0                                       | 40.0   | 76.0  | 44.0   | 44.0                              | 12.0                              | 28.0                                      | -    | 4.0       |
| 奈良県  | 17   | 41.2                        | 29.4                                      | 41.2                                       | 17.6   | 58.8  | 35.3   | 41.2                              | 5.9                               | 29.4                                      | -    | 11.8      |
| 和歌山県 | 9    | -                           | 11.1                                      | 55.6                                       | 22.2   | 55.6  | 44.4   | 55.6                              | 11.1                              | 22.2                                      | 22.2 | -         |
| 鳥取県  | 21   | 38.1                        | 19.0                                      | 76.2                                       | 23.8   | 57.1  | 28.6   | 52.4                              | 14.3                              | 14.3                                      | -    | 4.8       |
| 島根県  | 21   | 14.3                        | 42.9                                      | 66.7                                       | 28.6   | 47.6  | 42.9   | 33.3                              | 19.0                              | 23.8                                      | -    | -         |
| 岡山県  | 39   | 23.1                        | 15.4                                      | 66.7                                       | 25.6   | 61.5  | 51.3   | 74.4                              | 15.4                              | 35.9                                      | -    | 2.6       |
| 広島県  | 12   | 41.7                        | 8.3                                       | 50.0                                       | 25.0   | 66.7  | 50.0   | 41.7                              | 8.3                               | 8.3                                       | -    | 8.3       |
| 山口県  | 18   | 16.7                        | 22.2                                      | 77.8                                       | 44.4   | 44.4  | 44.4   | 33.3                              | 33.3                              | 16.7                                      | 5.6  | -         |
| 徳島県  | 14   | 28.6                        | 14.3                                      | 64.3                                       | 14.3   | 71.4  | 35.7   | 64.3                              | 28.6                              | 14.3                                      | -    | -         |
| 香川県  | 9    | 11.1                        | -   | 44.4                                       | 11.1   | 100.0   | 66.7   | 66.7                              | 11.1                              | 33.3                                      | 11.1 | -         |
| 愛媛県  | 15   | 33.3                        | 13.3                                      | 86.7                                       | 13.3   | 73.3  | 33.3   | 46.7                              | -                                 | 13.3                                      | 6.7  | -         |
| 高知県  | 15   | 26.7                        | 20.0                                      | 60.0                                       | -  | 40.0  | 46.7   | 60.0                              | 13.3                              | 26.7                                      | 6.7  | 13.3      |
| 福岡県  | 60   | 23.3                        | 16.7                                      | 65.0                                       | 23.3   | 55.0  | 48.3   | 51.7                              | 16.7                              | 26.7                                      | 1.7  | -         |
| 佐賀県  | 11   | 18.2                        | 18.2                                      | 54.5                                       | 36.4   | 54.5  | 54.5   | 63.6                              | 9.1                               | 18.2                                      | -    | -         |
| 長崎県  | 13   | 7.7                         | 23.1                                      | 84.6                                       | 30.8   | 46.2  | 38.5   | 46.2                              | 7.7                               | -   | -    | -         |
| 熊本県  | 36   | 27.8                        | 13.9                                      | 66.7                                       | 25.0   | 66.7  | 47.2   | 50.0                              | 13.9                              | 22.2                                      | 2.8  | -         |
| 大分県  | 23   | 26.1                        | 17.4                                      | 56.5                                       | 43.5   | 69.6  | 52.2   | 52.2                              | 13.0                              | 30.4                                      | 4.3  | 4.3       |
| 宮崎県  | 28   | 25.0                        | 32.1                                      | 46.4                                       | 28.6   | 64.3  | 64.3   | 64.3                              | 21.4                              | 17.9                                      | -    | -         |
| 鹿児島県 | 20   | 25.0                        | -   | 80.0                                       | 10.0   | 40.0  | 50.0   | 65.0                              | 25.0                              | 15.0                                      | -    | -         |
| 沖縄県  | 9    | 44.4                        | 11.1                                      | 100.0                                      | 11.1   | 55.6  | 44.4   | 55.6                              | 11.1                              | 33.3                                      | -    | -         |
| 無回答  | 1    | -                           | -   | 100.0                                      | 100.0  | -   | -  | 100.0                             | -                                 | -   | -    | -         |

# 調 査 票

(単純集計結果付)



## 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査 (単純集計結果表、n=1275)



総務省

調査票(国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)の方用)

### 調査の目的とご協力をお願い

総務省行政評価局では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、国及び地方公共団体が講じている政策について、どのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないか等を明らかにするため、現在、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」を実施しています。

本アンケート調査は、この政策評価の一環として、配偶者からの暴力の防止等を推進するため、国、地方公共団体等の第一線で尽力されている方々から、現在取り組まれている各種方策等の現状、課題等についてご意見を伺い、今後の見直し・改善に資することを目的として行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、お手数ですが、記入済みの調査票については、記入漏れがないか確認していただいた上で、記入されたご本人が同封の封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。

#### 《記入上のお願い》

- ◆ 本調査票は、統計上の目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ お聞きしたい事項は、配偶者からの暴力に関する、①発生状況、②広報啓発、③通報、④相談、⑤保護、⑥自立支援、⑦関係機関の連携等についてのご意見です。

配偶者からの暴力とは、配偶者暴力防止法に基づく次のような行為をいいます。

- 身体的暴力(殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等)
- 精神的暴力(人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等)
- 性的暴力(いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等)

また、配偶者には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。

- ◆ 本調査票において、「被害者」とは、配偶者から上記の身体的・精神的・性的暴力を受けた者をいいます。
- ◆ 回答のしかたは、口をつけて答えを示してある質問では、あてはまるものにレ点を付してください。また、( )書きについては、必要な事項を記入してください。
- ◆ 平成20年2月1日現在でお答えください。

#### 【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局(法務・外務・文部科学担当室)(担当:筑後、中島、大瀧)

電話:03-5253-5449(直通)、03-5253-5450(直通)

E-mail:kans2044@soumu.go.jp



◎まず、あなた自身のことについて、お伺いします。

|   |  |                                |   |   |   |
|---|--|--------------------------------|---|---|---|
| <p><b>A</b><br/>所 属</p>   | <p> <input checked="" type="checkbox"/> 国の行政機関 ———— <input type="checkbox"/> 3.7% 法務局・地方法務局の人権擁護課<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県 ———— <input type="checkbox"/> 2.7% 配偶者からの暴力担当課（本<br/> <input type="checkbox"/> 12.2% 配偶者暴力相談支援センター<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県警察 ———— <input type="checkbox"/> 3.2% 本部<br/> <input type="checkbox"/> 3.6% 警察署<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 市町村 ———— <input type="checkbox"/> 27.8% 配偶者からの暴力担当課（本庁）<br/> <input type="checkbox"/> 0.5% 配偶者暴力相談支援センター<br/> <input type="checkbox"/> 23.6% 福祉事務所<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉施設 ———— <input type="checkbox"/> 2.2% 婦人保護施設<br/> <input type="checkbox"/> 14.4% 母子生活支援施設<br/> <input type="checkbox"/> 4.9% その他（ ） 無回答 1.3%         </p> |                                |   |   |   |
| <p><b>B</b><br/>性 別</p>   | <p> <input type="checkbox"/> 33.7% 男性<br/> <input type="checkbox"/> 65.0% 女性 無回答 1.3%         </p>   |                                |   |   |   |
| <p><b>C</b><br/>配偶者からの暴力の防止等に関する現在の担当業務（複数回答可）</p>  | <p> <input type="checkbox"/> 23.0% 関係施策等の企画・立案等<br/> <input type="checkbox"/> 37.4% 通報の受付、処理<br/> <input type="checkbox"/> 68.1% 相談の受付、対応<br/> <input type="checkbox"/> 40.8% 被害者の保護（緊急一時的な保護、一時保護、その他の保護）<br/> <input type="checkbox"/> 46.3% 自立支援（自立支援に関する情報提供、助言、就業の促進、住宅の確保、援護等（医学的・心理学的支援を除く））<br/> <input type="checkbox"/> 6.4% 自立支援（医学的・心理学的支援）<br/> <input type="checkbox"/> 6.8% 被害の発生防止（加害者の検挙、指導警告等）<br/> <input type="checkbox"/> 11.1% その他（ ）（M.T.=239.9%）         </p>  |                                |   |   |   |
| <p><b>D</b><br/>職 位</p>   | <p> <input type="checkbox"/> 9.3% 管理職（課長、室長、施設長等）<br/> <input type="checkbox"/> 11.2% 補佐クラス<br/> <input type="checkbox"/> 30.0% 係長クラス<br/> <input type="checkbox"/> 28.4% 係員クラス<br/> <input type="checkbox"/> 20.1% その他（ ） 無回答 1.0%         </p>   |                                |   |   |   |
| <p><b>E</b><br/>就 業 形 態</p>   | <p> <input type="checkbox"/> 85.0% 常勤<br/> <input type="checkbox"/> 14.1% 非常勤 無回答 0.9%         </p>  |                                |   |   |   |
| <p><b>F</b><br/>経 験 年 数<br/>（配偶者暴力防止等に関する業務の<br/>従事年数）</p>  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 1467 909 1612"> <p>平成20年2月1日現在の通算経<br/>験年数</p> </td> <td data-bbox="909 1467 1436 1612"> <p>配偶者暴力防止法の施行（平成13年<br/>10月）以前にも、配偶者からの暴力の<br/>防止等に関する対策に従事していま<br/>したか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1612 909 1836"> <p> <input type="checkbox"/> 24.5% 1年未満<br/> <input type="checkbox"/> 23.0% 1年以上～2年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.2% 2年以上～3年未満<br/> <input type="checkbox"/> 9.4% 3年以上～4年未満<br/> <input type="checkbox"/> 11.5% 4年以上～6年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.4% 6年以上 無回答 1.0%                 </p> </td> <td data-bbox="909 1612 1436 1836"> <p> <input type="checkbox"/> 15.6% はい<br/> <input type="checkbox"/> 76.9% いいえ 無回答 7.5%                 </p> </td> </tr> </table>                             | <p>平成20年2月1日現在の通算経<br/>験年数</p> | <p>配偶者暴力防止法の施行（平成13年<br/>10月）以前にも、配偶者からの暴力の<br/>防止等に関する対策に従事していま<br/>したか。</p> | <p> <input type="checkbox"/> 24.5% 1年未満<br/> <input type="checkbox"/> 23.0% 1年以上～2年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.2% 2年以上～3年未満<br/> <input type="checkbox"/> 9.4% 3年以上～4年未満<br/> <input type="checkbox"/> 11.5% 4年以上～6年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.4% 6年以上 無回答 1.0%                 </p> | <p> <input type="checkbox"/> 15.6% はい<br/> <input type="checkbox"/> 76.9% いいえ 無回答 7.5%                 </p> |
| <p>平成20年2月1日現在の通算経<br/>験年数</p>  | <p>配偶者暴力防止法の施行（平成13年<br/>10月）以前にも、配偶者からの暴力の<br/>防止等に関する対策に従事していま<br/>したか。</p>  |                                |   |   |   |
| <p> <input type="checkbox"/> 24.5% 1年未満<br/> <input type="checkbox"/> 23.0% 1年以上～2年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.2% 2年以上～3年未満<br/> <input type="checkbox"/> 9.4% 3年以上～4年未満<br/> <input type="checkbox"/> 11.5% 4年以上～6年未満<br/> <input type="checkbox"/> 15.4% 6年以上 無回答 1.0%                 </p> | <p> <input type="checkbox"/> 15.6% はい<br/> <input type="checkbox"/> 76.9% いいえ 無回答 7.5%                 </p>  |                                |   |   |   |

【上記「A 所属」欄において、市町村と回答された方のみ記入してください】

|   |  |
|---|--|
| <p><b>G</b><br/>貴市町村における<br/>男女共同参画条例<br/>の 制 定 の 有 無</p> | <p>             (n=661)<br/> <input type="checkbox"/> 61.9% 制定している<br/> <input type="checkbox"/> 35.7% 制定していない 無回答 2.4%         </p> |
|---|--|

## 1 配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います

配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数、保護命令の発令件数等の統計はとられていますが、それ以外の公的なデータはありません。このため、配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います。

### 【すべての方に伺います】

問1-1 あなたは、実感として、この6年間（平成13年10月～20年1月）で、配偶者からの暴力は増えてきていると思いますか、減ってきていると思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 67.4% 増えてきている → 問1-2へお進みください
- 16.6% 変化していない → 問1-3へお進みください
- 1.3% 減ってきている → 問1-4へお進みください
- 14.6% わからない → 問1-5へお進みください 無回答 0.2%

### 【問1-1で「増えてきている」と回答された方に伺います】

問1-2 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=859)

- 61.4% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから
- 69.4% 全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから
- 29.1% 配偶者からの暴力の発生要因（問1-5に掲げる要因等）が、増えているから
- 7.1% その他（ )
- わからない (M.T.=167.0%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「変化していない」と回答された方に伺います】

問1-3 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=212)

- 8.5% 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 23.6% 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから
- 75.0% 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- 4.2% その他（ )
- 0.5% わからない (M.T.=111.8%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「減ってきている」と回答された方に伺います】

問1-4 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=16)

- 56.3% 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから
- 43.8% 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、減っているから
- 37.5% 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えている（又は、変化していない）が、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- 6.3% その他（ )
- わからない (M.T.=143.9%)

→問1-5へお進みください



## 2-1 配偶者からの暴力に関する広報啓発について伺います

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるため、配偶者からの暴力に関する広報啓発として、次のような取組を行っています。

- 配偶者からの暴力に関するポスター、リーフレット等の作成、配布
- 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 職務関係者等に対する研修

あなたが所属する機関における配偶者からの暴力に関する広報啓発の現状と、配偶者からの暴力に関する広報啓発に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 2-1-1 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施していますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 75.7% 実施している → 問 2-1-2 へお進みください
- 23.5% 実施していない → 問 2-1-3 へお進みください 無回答 0.8%

### 【問 2-1-1 で「実施している」と回答された方に伺います】

問 2-1-2 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力に関する広報啓発として、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=965)

- 42.2% ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 82.2% 他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布
- 42.3% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
- 24.5% ホームページの作成、公表
- 28.0% 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 8.4% その他 ( ) (M. T. =227.6%)

→問 2-1-3 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 2-1-3 あなたは、現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力に関する広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 15.8% 十分である → 問 2-1-4 へお進みください
- 35.4% どちらともいえない → 問 2-1-5 へお進みください
- 39.2% 不十分である → 問 2-1-6 へお進みください
- 9.1% わからない → 問 2-1-7 へお進みください 無回答 0.5%

【問 2-1-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-1-4 あなたは、なぜ、問 2-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=202)

- 28.2% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っているから
- 58.4% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 1.0% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っているから
- 36.6% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、増えているから
- 42.6% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、増えているから
- 47.5% 配偶者暴力防止法の認知度が、上昇しているから
- 37.6% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、上昇しているから
- 68.3% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから
- 47.0% 配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等をみかけることが、増えているから
- 2.0% その他 ( )
- わからない (M. T. =369.2%)

→問 2-1-7 へお進みください

【問 2-1-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-1-5 あなたは、なぜ、問 2-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=451)

- 20.0% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから
- 14.6% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから
- 42.8% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していないから
- 31.9% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していないから
- 28.6% 配偶者暴力防止法の認知度が、ほとんど変化していないから
- 20.2% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していないから
- 18.2% その他 ( )
- 5.3% わからない (M. T. =181.6%)

→問 2-1-7 へお進みください

【問 2-1-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-1-6 あなたは、なぜ、問 2-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=500)

- 5.0 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 8.8% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っている（又は、変化していない）から
- 30.8% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 4.4% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っている（又は、変化していない）から
- 52.8% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 45.2% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 43.0% 配偶者暴力防止法の認知度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 37.8% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 25.0% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 25.4% 配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等をみかけることが、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 13.4% その他（ )
- 0.4% わからない (M. T. =292.0%)

→問 2-1-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-1-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- (分野)
- 70.1% 配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発
  - 42.4% 通報に関する広報啓発
  - 66.9% 相談に関する広報啓発
  - 32.5% 保護に関する広報啓発
  - 34.7% 自立支援に関する広報啓発
- (手法)
- 53.5% より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置（駅、デパート等での配布等）
  - 70.7% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
  - 20.2% ホームページの作成、公表
  - 32.1% 配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施
  - 18.8% 期間を限定した集中的な広報啓発の実施
  - 24.0% 外国語、点字等による広報啓発の実施
  - 8.0% 既存の手法以外の、より効果的に広報啓発を行うための手法の開発
- ↳ 開発が必要な手法の例：

- 4.5% その他（ )
- 0.4% わからない (M. T. =478.8%)

→問 2-2-1 へお進みください

## 2-2 職務関係者等に対する研修について伺います

国及び地方公共団体では、職務関係者\*等が職務を行うにあたり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮し、また、被害者に対して不適切な対応をすることで被害者に更なる被害（二次的被害\*）が生じることのないよう、職務関係者等に対する研修を行っています。

あなた自身の配偶者からの暴力の防止等に関する研修の受講状況と、職務関係者等に対する研修に係る課題について伺います。

※ 職務関係者とは、配偶者からの暴力に関する被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係ある者をいい、配偶者暴力相談支援センターの職員、警察官のほか、福祉事務所の職員、公共職業安定所の職員、小・中学校の教職員、住民基本台帳担当課の職員等を指します。

※ 被害者の二次的被害とは、被害者が、相談員等の不適切な対応により、更なる被害を受けることをいい、不適切な対応の例として、相談員等が、被害の深刻な事態を理解していなかったり、「あなたにも悪いところがあったのではないかと被害者の側に落ち度があると責めることが挙げられます。

### 【すべての方に伺います】

問 2-2-1 あなたは、配偶者からの暴力の防止等について、これまでに何らかの研修を受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 83.7% 受けたことがある  
 15.5% 受けたことはない 無回答 0.8%

→ 問 2-2-2 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 2-2-2 あなたは、現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分だと思えますか、不十分だと思えますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 20.4% 十分である → 問 2-2-3 へお進みください  
 27.6% どちらともいえない → 問 2-2-4 へお進みください  
 38.4% 不十分である → 問 2-2-5 へお進みください  
 12.7% わからない → 問 2-2-6 へお進みください 無回答 0.9%

### 【問 2-2-2 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-2-3 あなたは、なぜ、問 2-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=260)

- 83.5% これまで受けた研修が、業務に役立っているから  
 63.8% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が確保されているから  
 31.2% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、増えているから  
 28.8% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、増えているから  
 6.2% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、増えているから  
 1.2% その他 ( )  
 - わからない (M. T. =214.7%)

→ 問 2-2-6 へお進みください



【問 2-2-2 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-2-4 あなたは、なぜ、問 2-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=352)

- 31.5% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから
- 27.8% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 40.6% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 19.3% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していないから
- 17.0% その他 ( )
- 5.7% わからない (M. T. =141.9%)

→ 問 2-2-6 へお進みください

【問 2-2-2 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-2-5 あなたは、なぜ、問 2-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=489)

- 8.6% これまで受けた研修が、業務に役立っていないから
- 24.5% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が確保されていないから
- 31.3% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 51.1% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 19.6% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 22.7% その他 ( )
- 1.2% わからない (M. T. =159.0%)

→ 問 2-2-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-2-6 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 54.0% 被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修(基礎的な知識を習得するための研修)の実施
- 78.6% それぞれが担当する業務(通報、相談、保護、自立支援等)の質を向上させるために必要な研修(専門的な知識、技能等を習得するための研修)の実施
- 41.2% 被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施
- 63.3% 関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施
- 25.3% 研修受講機会の組織的な確保
- 4.8% その他 ( )
- 0.5% わからない (M. T. =267.7%)

→ 問 3-1 へお進みください



### 3 配偶者からの暴力に関する通報について伺います

配偶者から身体的暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています。特に、医師等は、日常の業務の中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力の発見者による通報に関し、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センター及び都道府県警察による通報の受付、処理
- 医療関係者\*向けの対応マニュアルの作成等

あなたが所属する機関における配偶者からの暴力に関する通報の現状と、配偶者からの暴力に関する通報に係る課題について伺います。

[ ※ 医療関係者とは、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等を指します。 ]

#### 【すべての方に伺います】

問 3-1 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力に関する通報を受け付けていますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=249)

- 97.2% 受け付けている → 問 3-2 へお進みください
- 2.8% 受け付けていない → 問 3-6 へお進みください 無回答 -

#### 【問 3-1 で「受け付けている」と回答された方に伺います】

問 3-2 あなたが所属する機関で受け付けた配偶者からの暴力に関する通報件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成 13 年 10 月）以降、増えていますか、減っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=242)

- 47.1% 増えている → 問 3-3 へお進みください
- 34.7% 変化していない → 問 3-4 へお進みください
- 2.9% 減っている → 問 3-5 へお進みください
- 15.3% わからない → 問 3-6 へお進みください 無回答 -

#### 【問 3-2 で「増えている」と回答された方に伺います】

問 3-3 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する通報件数が増えている要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=114)

- 31.6% 配偶者からの暴力の発生が、増えているから
- 78.1% これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから
- 74.6% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 27.2% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 0.9% その他 ( )
- わからない (M. T. =212.4%)

→ 問 3-6 へお進みください

【問 3-2 で「変化していない」と回答された方に伺います】

問 3-4 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する通報件数が変化していない要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=84)

- 17.9% 配偶者からの暴力の発生が、ほとんど変化していないから
- 65.5% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 23.8% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから
- 9.5% その他 ( )
- 6.0% わからない (M. T. =122.7%)

→問 3-6 へお進みください

【問 3-2 で「減っている」と回答された方に伺います】

問 3-5 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する通報件数が減っている要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=7)

- 14.3% 配偶者からの暴力の発生が、減っているから
- 14.3% 配偶者からの暴力の被害が潜在化するケースが、増えているから
- 42.9% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から
- 42.9% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 14.3% その他 ( )
- 14.3% わからない (M. T. =143.0%)

→問 3-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 3-6 あなたは、現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分だと思えますか、不十分だと思えますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 10.9% 十分である → 問 3-7 へお進みください
- 30.0% どちらともいえない → 問 3-8 へお進みください
- 40.3% 不十分である → 問 3-9 へお進みください
- 17.6% わからない → 問 3-10 へお進みください 無回答 1.1%

【問 3-6 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 3-7 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=139)

- 50.4% 配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 62.6% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 48.2% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 3.6% その他 ( )
- 0.7% わからない (M. T. =165.5%)

→問 3-10 へお進みください

【問 3-6 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 3-8 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=383)

- 20.6% 配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから
- 55.1% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 19.3% その他 ( )
- 10.2% わからない (M. T. =105.2%)

→問 3-10 へお進みください

【問 3-6 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 3-9 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=514)

- 5.6% 配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っている(又は、ほとんど変化していない)から
- 47.7% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から
- 64.8% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 11.9% その他 ( )
- わからない (M. T. =130.0%)

→問 3-10 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 3-10 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 36.1% 医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成、配布
- 40.9% 医療関係者に対し、通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施
- 36.4% 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の迅速化
- 42.0% 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の適切化
- 36.9% 通報の受付窓口の拡充
- 64.0% 関係機関の連携の促進
- 4.5% その他
- 1.3% わからない (M. T. =262.1%)

→問 4-1 へお進みください

#### 4 配偶者からの暴力に関する相談について伺います

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するため、主に次の機関等で、配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行っています。

- 国 : 法務局・地方法務局の人権擁護課
- 地方公共団体 : 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察（警察署）、婦人相談員

あなたが所属する機関における配偶者からの暴力に関する相談の現状と、配偶者からの暴力に関する相談に係る課題について伺います。

##### 【すべての方に伺います】

問 4-1 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力に関する相談を受け付けていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 82.0% 受け付けている → 問 4-2 へお進みください
- 17.6% 受け付けていない → 問 4-6 へお進みください 無回答 0.5%

##### 【問 4-1 で「受け付けている」と回答された方に伺います】

問 4-2 あなたが所属する機関で受け付けた配偶者からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成 13 年 10 月）以降、増えていますか、減っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=1045)

- 63.0% 増えている → 問 4-3 へお進みください
- 19.1% 変化していない → 問 4-4 へお進みください
- 5.2% 減っている → 問 4-5 へお進みください
- 12.4% わからない → 問 4-6 へお進みください 無回答 0.3%

##### 【問 4-2 で「増えている」と回答された方に伺います】

問 4-3 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する相談件数が増えている要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=658)

- 28.6% 配偶者からの暴力の発生が、増えているから
- 82.7% これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから
- 72.6% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 34.0% 配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 18.5% これまで他機関に相談していた被害者が、あなたが所属する機関に相談するようになってきているから
- 2.6% その他 ( )
- わからない (M. T. =239.0%)

→ 問 4-6 へお進みください

##### 【問 4-2 で「変化していない」と回答された方に伺います】

問 4-4 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する相談件数が変化していない要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=200)

- 30.5% 配偶者からの暴力の発生が、ほとんど変化していないから
- 51.5% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 28.0% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから
- 15.0% その他 ( )
- 3.5% わからない (M. T. =128.5%)

→ 問 4-6 へお進みください

【問 4-2 で「減っている」と回答された方に伺います】

問 4-5 あなたが所属する機関で、配偶者からの暴力に関する相談件数が減っている要因は何だと思えますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=54)

- 3.7% 配偶者からの暴力の発生が、減っているから
- 22.2% 配偶者からの暴力の被害が潜在化するケースが、増えているから
- 20.4% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から
- 配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 53.7% これまであなたが所属する機関に相談していた被害者が、他の機関に相談するようになってきているから
- 14.8% その他 ( )
- 16.7% わからない (M. T. =131.5%)

→問 4-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 4-6 あなたは、現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分だと思えますか、不十分だと思えますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 14.1% 十分である → 問 4-7 へお進みください
- 26.2% どちらともいえない → 問 4-8 へお進みください
- 45.2% 不十分である → 問 4-9 へお進みください
- 13.7% わからない → 問 4-10-1 へお進みください 無回答 0.8%

【問 4-6 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 4-7 あなたは、なぜ、問 4-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=180)

- 54.4% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 61.1% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 53.9% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 2.2% その他 ( )
- わからない (M. T. =171.6%)

→問 4-10-1 へお進みください

【問 4-6 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 4-8 あなたは、なぜ、問 4-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=334)

- 24.0% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから
- 49.7% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 21.6% その他 ( )
- 11.7% わからない (M. T. =107.0%)

→問 4-10-1 へお進みください

【問 4-6 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 4-9 あなたは、なぜ、問 4-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=576)

- 1.6% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っているから
- 33.3% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 71.9% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 19.1% その他（）
- 0.5% わからない (M. T. =126.4%)

→問 4-10-1 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 4-10-1 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 44.1% 相談窓口の拡充
- 29.2% 相談窓口の受付時間の拡大
- 43.1% 相談の受付、対応の迅速化
- 28.0% 被害者のプライバシーの保護の充実
- 52.9% 被害者の安全確保対策（被害者と加害者とが遭遇しないようにする等）の充実
- 36.8% 外国人、障害者等への対応の充実
- 50.4% 個別相談案件の組織的対応（情報共有、対応方針の検討等）の促進
- 66.2% 関係機関の連携の促進
- 7.2% その他  
〔〕
- 0.8% わからない (M. T. =358.7%)

→問 4-10-2 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 4-10-2 あなたは、国や地方公共団体は、今後、相談員の心身の健康を保つための対策（いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」<sup>※</sup>及び「代理受傷」<sup>※</sup>の防止対策）の充実を図ることが必要だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 94.7% 必要である
- 4.1% 必要ではない 無回答 1.3%

→問 5-1 へお進みください

※ 「バーンアウト（燃え尽き）」とは、相談員等が、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる状態、「代理受傷」とは、相談員等が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る状態をいいます。

## 5 被害者の保護について伺います

国及び地方公共団体では、被害者を保護するため、主に次のような取組を行っています。

- 緊急一時的な保護：緊急時における被害者の一時的な保護（警察、民間シェルター等における保護）
- 一時保護：適当な寄宿先がなく、配偶者からの暴力の被害が及ぶことを防ぐために保護が必要であると認められる場合等における被害者の一時保護（婦人相談所又は一時保護委託先（民間シェルター等）への入所）
- その他の保護：婦人相談所等の一時保護施設退所後等の被害者に対する必要に応じた保護（婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所）

あなたが所属する機関における被害者の保護の現状と、被害者の保護に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 5-1 あなたが所属する機関では、被害者の保護を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- |                                |                |                                       |
|--------------------------------|----------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 30.8% | 緊急一時的な保護を行っている | } → 問 5-2 へお進みください<br>(M. T. =122.6%) |
| <input type="checkbox"/> 13.1% | 一時保護を行っている     |                                       |
| <input type="checkbox"/> 32.1% | その他の保護を行っている   |                                       |
| <input type="checkbox"/> 46.6% | いずれも行っていない     | → 問 5-6 へお進みください                      |

### 【問 5-1 で「保護を行っている」と回答された方に伺います】

問 5-2 あなたが所属する機関での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成 13 年 10 月）以降、増えていますか、減っていますか。あなたが所属する機関が行っている保護の区分ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 区分         | 件数<br>n | ■ 増えている | ■ 変化していない | ■ 減っている | ■ わからない | 無回答  |
|------------|---------|---------|-----------|---------|---------|------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 393     | 55.2%   | 25.7%     | 8.1%    | 9.2%    | 1.8% |
| ■ 一時保護     | 167     | 61.7%   | 22.8%     | 7.2%    | 4.2%    | 4.2% |
| ■ その他の保護   | 409     | 56.7%   | 25.9%     | 6.8%    | 8.1%    | 2.4% |

↓ 問 5-3 へお進みください      ↓ 問 5-4 へお進みください      ↓ 問 5-5 へお進みください      ↓ 問 5-6 へお進みください

### 【問 5-2 で、いずれかの区分について「増えている」と回答された方に伺います】

問 5-3 あなたが所属する機関で、被害者の保護件数が増えている要因は何だと思いますか。問 5-2 で「増えている」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 区分         | 要因 | n   | ■ 配偶者からの暴力の発生が、増えているから | ■ これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから | ■ 被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから | ■ 被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから | ■ その他 | ■ わからない |
|------------|----|-----|------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------|---------|
| ■ 緊急一時的な保護 |    | 217 | 42.4%                  | 65.4%                            | 54.4%                          | 35.5%                        | 2.3%  | -       |
| ■ 一時保護     |    | 103 | 44.7%                  | 67.0%                            | 65.0%                          | 50.5%                        | 1.0%  | 1.0%    |
| ■ その他の保護   |    | 232 | 43.5%                  | 65.5%                            | 53.0%                          | 37.9%                        | 3.4%  | 0.9%    |

→ 問 5-6 へお進みください

【問 5-2 で、いずれかの区分について「変化していない」と回答された方に伺います】  
 問 5-4 あなたが所属する機関で、被害者の保護件数が変化していない要因は何だと思  
 いますか。問 5-2 で「変化していない」と回答された区分ごとに、あてはまる番  
 号をすべてお選びください。

| 要因         |     | ■     | ■  | ■   | ■   | ■     |           |
|------------|-----|-------|--|---|---|-------|-----------|
| 区分         |     | n     | 配偶者から<br>の暴力の発<br>生が、ほと<br>んど変化し<br>ていないか<br>ら | 被害者の保護<br>についての認<br>知度・理解度<br>が、ほとんど変<br>化していない<br>から | 被害者の保護<br>を行うための<br>体制が、ほと<br>んど変化して<br>いないから | その他   | わ かな<br>い |
| ■ 緊急一時的な保護 | 101 | 25.7% | 22.8%  | 29.7%   | 14.9%   | 12.9% |           |
| ■ 一時保護     | 38  | 21.1% | 23.7%  | 26.3%   | 21.1%   | 13.2% |           |
| ■ その他の保護   | 106 | 24.5% | 16.0%  | 34.9%   | 15.1%   | 15.1% |           |

→問 5-6 へお進みください

【問 5-2 で、いずれかの区分について「減っている」と回答された方に伺います】  
 問 5-5 あなたが所属する機関で、被害者の保護件数が減っている要因は何だと思いま  
 すか。問 5-2 で「減っている」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべ  
 てお選びください。

| 要因             |    | ■    | ■                                | ■  | ■  | ■   | ■     |           |
|----------------|----|------|----------------------------------|--|--|---|-------|-----------|
| 区分             |    | n    | 配偶者から<br>の暴力の発<br>生が、減っ<br>ているから | 配偶者から<br>の暴力の被害<br>が潜在化する<br>ケースが増え<br>ているから | 被害者の保護<br>についての認<br>知度・理解度<br>が、ほとんど<br>変化していな<br>い(又は、低下<br>している)から | 被害者の保<br>護を行うた<br>めの体制の<br>整備が、進<br>んでいない<br>から | その他   | わ かな<br>い |
| ■ 緊急一時<br>的な保護 | 32 | 6.3% | 15.6%                            | 15.6%  | 18.8%  | 43.8%   | 18.8% |           |
| ■ 一時保護         | 12 | -    | 16.7%                            | 8.3%   | 33.3%  | 33.3%   | 41.7% |           |
| ■ その他の<br>保護   | 28 | 7.1% | 10.7%                            | 7.1%   | 17.9%  | 42.9%   | 14.3% |           |

→問 5-6 へお進みください



【すべての方に伺います】

問 5-6 あなたは、現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。次の区分ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 区分 \ 評価    | n    | ■ 十分である | ■ どちらともいえない | ■ 不十分である | ■ わからない | 無回答   |
|------------|------|---------|-------------|----------|---------|-------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 1275 | 13.2%   | 18.6%       | 34.5%    | 18.3%   | 15.5% |
| ■ 一時保護     | 1275 | 13.3%   | 19.7%       | 32.1%    | 16.7%   | 18.2% |
| ■ その他の保護   | 1275 | 9.7%    | 19.2%       | 32.5%    | 21.8%   | 16.7% |

↓  
問 5-7 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 5-8 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 5-9 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 5-10 へ  
お進みく  
ださい

【問 5-6 で、いずれかの区分について「十分である」と回答された方に伺います】

問 5-7 あなたは、なぜ、問 5-6 で、そのように思ったのですか。問 5-6 で「十分である」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由 \ 区分    | n   | ■ 被害者の保護件数が、増えているから | ■ 被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから | ■ 被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから | ■ 被害者の安全の確保対策が、進んでいるから | ■ その他 | ■ わからない |
|------------|-----|---------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------|-------|---------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 168 | 25.6%               | 30.4%                          | 50.6%                        | 44.0%                  | 1.8%  | 0.6%    |
| ■ 一時保護     | 170 | 21.2%               | 30.6%                          | 67.1%                        | 47.1%                  | 1.2%  | 1.2%    |
| ■ その他の保護   | 124 | 23.4%               | 28.2%                          | 62.1%                        | 37.1%                  | 0.8%  | 2.4%    |

→ 問 5-10 へお進みください



【問 5-6 で、いずれかの区分について「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 5-8 あなたは、なぜ、問 5-6 で、そのように思ったのですか。問 5-6 で「どちらともいえない」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由 \ 区分    | n   | ■ 被害者の保護件数が、ほとんど変化していないから | ■ 被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | ■ その他 | ■ わからない |
|------------|-----|---------------------------|-------------------------------------|-------|---------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 237 | 21.5%                     | 41.8%                               | 24.9% | 15.6%   |
| ■ 一時保護     | 251 | 20.3%                     | 41.4%                               | 25.9% | 13.9%   |
| ■ その他の保護   | 245 | 18.4%                     | 41.6%                               | 23.7% | 17.6%   |

→ 問 5-10 へお進みください

【問 5-6 で、いずれかの区分について「不十分である」と回答された方に伺います】  
 問 5-9 あなたは、なぜ、問 5-6 で、そのように思ったのですか。問 5-6 で「不十分である」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>区分   | n   | ■<br>被害者の保護件数が、減っている（又は、ほとんど変化していない）から | ■<br>被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から | ■<br>被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいないから | ■<br>被害者の安全の確保対策が、進んでいないから | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|-----|--|---|----------------------------------|----------------------------|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 440 | 2.3%                                   | 13.2%   | 75.9%                            | 38.2%                      | 13.2%    | -          |
| ■ 一時保護     | 409 | 2.9%                                   | 12.7%   | 71.6%                            | 34.5%                      | 17.8%    | 0.5%       |
| ■ その他の保護   | 415 | 3.6%                                   | 14.9%   | 72.0%                            | 34.7%                      | 15.4%    | 0.7%       |

→ 問 5-10 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 5-10 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきだと思いますか。次の区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 重点<br>区分   | n    | ■<br>保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大 | ■<br>被害者のプライバシーの保護の充実 | ■<br>被害者の安全の確保対策の充実 | ■<br>近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実 | ■<br>関係機関の連携の促進 | ■<br>婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護委託の実施の可能化 | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|------|-----------------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------------|-----------------|---|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 1275 | 52.0%                       | 23.1%                 | 51.1%               | 32.1%                            | 45.3            |   | 3.0%     | 3.1%       |
| ■ 一時保護     | 1275 | 49.1%                       | 23.9%                 | 46.1%               | 33.0%                            | 43.8%           | 26.0%                                       | 3.5%     | 3.0%       |
| ■ その他の保護   | 1275 | 44.4%                       | 22.2%                 | 43.3%               | 32.5%                            | 46.0%           |   | 3.2%     | 6.4%       |

→ 問 6-1 へお進みください

## 6 被害者の自立支援について伺います

国及び地方公共団体では、被害者が自立して生活することを促進するため、主に次のような支援を行っています。

- 自立支援に関する情報提供、助言等：就労の促進、住宅の確保、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 就労の促進：職業紹介、職業訓練
- 住宅の確保：公営住宅への入居、身元保証等
- 援護：生活保護、児童扶養手当等経済的支援
- 子どもの就学に関する支援：同居する子どもの転校先、居住地等の情報の管理等
- 健康保険等に関する相談：医療保険や国民年金に関する相談への対応
- 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 医学的・心理学的支援：医師、カウンセラー等による診察、カウンセリング等

あなたが所属する機関における被害者の自立支援の現状と、被害者の自立支援に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 6-1 あなたが所属する機関では、被害者の自立を支援するための取組を行っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 71.5% 行っている → 問 6-2 へお進みください
- 28.0% 行っていない → 問 6-3 へお進みください 無回答 0.5%

### 【問 6-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 6-2 あなたが所属する機関では、被害者の自立を支援するため、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=911)

- 21.7% 自立支援施策の企画・立案
- 81.4% 自立支援に関する情報提供、助言等
- 44.3% 就労の促進
- 35.7% 住宅の確保
- 37.7% 援護
- 52.9% 子どもの就学に関する支援
- 51.3% 健康保険等に関する相談
- 53.6% 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 26.5% 医学的・心理学的支援
- 34.1% 保護命令申立書等の作成支援
- 61.9% 関係機関への同行支援
- 8.6% その他 ( ) (M. T. =509.7%)

→ 問 6-3 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 6-3 あなたは、現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。次の取組ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 取組                | 評価   |        |            |         |        |       |
|-------------------|------|--------|------------|---------|--------|-------|
|                   | n    | ■十分である | ■どちらともいえない | ■不十分である | ■わからない | 無回答   |
| ■自立支援に関する情報提供、助言等 | 1275 | 21.3%  | 33.3%      | 24.7%   | 17.6%  | 3.1%  |
| ■就労の促進            | 1275 | 10.4%  | 24.1%      | 40.6%   | 21.1%  | 3.8%  |
| ■住宅の確保            | 1275 | 8.2%   | 20.8%      | 48.5%   | 18.4%  | 4.1%  |
| ■援護               | 1275 | 17.3%  | 28.7%      | 24.3%   | 23.1%  | 6.6%  |
| ■子どもの就学に関する支援     | 1275 | 29.4%  | 26.5%      | 15.1%   | 24.3%  | 4.7%  |
| ■健康保険等に関する相談      | 1275 | 28.2%  | 26.4%      | 14.6%   | 25.5%  | 5.3%  |
| ■住民基本台帳の閲覧等の制限    | 1275 | 37.5%  | 23.2%      | 14.2%   | 20.6%  | 4.5%  |
| ■医学的・心理学的支援       | 1275 | 7.5%   | 24.9%      | 32.1%   | 29.3%  | 6.1%  |
| ■保護命令申立書等の作成支援    | 1275 | 21.5%  | 23.9%      | 17.6%   | 30.4%  | 6.7%  |
| ■関係機関への同行支援       | 1275 | 29.0%  | 26.9%      | 18.0%   | 21.5%  | 4.5%  |
| ■その他<br>( )       | 1275 | 0.6%   | 4.6%       | 2.4%    | 12.7%  | 79.6% |

↓  
問 6-4 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 6-5 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 6-6 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 6-7 へ  
お進みく  
ださい

【問 6-3 で、いずれかの取組について「十分である」と回答された方に伺います】  
 問 6-4 あなたは、なぜ、問 6-3 で、そのように思ったのですか。問 6-3 で「十分である」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組              | n   | ■   | ■   | ■  | ■  | ■    | ■         |
|-----------------------|-----|---|---|--|--|------|-----------|
|                       |     | 自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、増<br>えている<br>から | 自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、増<br>えている<br>から | 自立支援<br>について<br>の認知度・<br>理解度が、<br>上昇して<br>いるから | 自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備<br>が、進ん<br>でいるか<br>ら | その他  | わから<br>ない |
| ■自立支援に関する<br>情報提供、助言等 | 272 | 24.6%   | 22.8%                                       | 29.4%  | 44.5%  | 2.2% | 1.1%      |
| ■就労の促進                | 132 | 28.8%   | 21.2%                                       | 17.4%  | 50.8%  | 1.5% | 1.5%      |
| ■住宅の確保                | 104 | 21.2%   | 14.4%                                       | 17.3%  | 52.9%  | 1.0% | -         |
| ■援護                   | 220 | 31.8%   | 19.1%                                       | 23.6%  | 50.9%  | 0.9% | 1.8%      |
| ■子どもの就学に関<br>する支援     | 375 | 26.1%   | 15.7%                                       | 24.0%  | 53.1%  | 1.6% | 0.3%      |
| ■健康保険等に関す<br>る相談      | 360 | 25.8%   | 16.4%                                       | 22.2%  | 51.7%  | 1.1% | 0.3%      |
| ■住民基本台帳の閲<br>覧等の制限    | 478 | 24.5%   | 19.0%                                       | 23.2%  | 49.4%  | 1.7% | 0.6%      |
| ■医学的・心理学的<br>支援       | 96  | 27.1%   | 20.8%                                       | 19.8%  | 47.9%  | 1.0% | 1.0%      |
| ■保護命令申立書等<br>の作成支援    | 274 | 34.7%   | 24.1%                                       | 22.3%  | 47.1%  | 2.6% | 0.4%      |
| ■関係機関への同行<br>支援       | 370 | 28.1%   | 19.7%                                       | 17.8%  | 46.8%  | 2.2% | 1.4%      |
| ■その他<br>( )           | 8   | 25.0%   | -   | 25.0%  | 50.0%  | -    | -         |

→問 6-7 へお進みください

【問 6-3 で、いずれかの取組について「どちらともいえない」と回答された方に伺います】  
 問 6-5 あなたは、なぜ、問 6-3 で、そのように思ったのですか。問 6-3 で「どちらともいえない」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組          | n   | ■                                 | ■                             | ■                               | ■     | ■     |
|-------------------|-----|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|-------|
|                   |     | 自立支援によって救済される被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから | 自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | その他   | わからない |
| ■自立支援に関する情報提供、助言等 | 425 | 10.6%                             | 19.1%                         | 37.9%                           | 13.2% | 15.1% |
| ■就労の促進            | 307 | 10.7%                             | 17.3%                         | 34.5%                           | 17.6% | 14.7% |
| ■住宅の確保            | 265 | 9.1%                              | 18.9%                         | 30.9%                           | 16.2% | 18.5% |
| ■援護               | 366 | 12.0%                             | 18.6%                         | 31.4%                           | 11.7% | 19.9% |
| ■子どもの就学に関する支援     | 338 | 7.7%                              | 16.9%                         | 37.0%                           | 13.0% | 18.9% |
| ■健康保険等に関する相談      | 336 | 4.5%                              | 19.0%                         | 38.7%                           | 12.8% | 19.6% |
| ■住民基本台帳の閲覧等の制限    | 296 | 4.4%                              | 16.2%                         | 36.8%                           | 18.9% | 16.2% |
| ■医学的・心理学的支援       | 318 | 7.5%                              | 19.8%                         | 28.9%                           | 15.1% | 19.8% |
| ■保護命令申立書等の作成支援    | 305 | 6.9%                              | 18.4%                         | 38.0%                           | 13.8% | 16.7% |
| ■関係機関への同行支援       | 343 | 8.7%                              | 17.5%                         | 35.0%                           | 12.8% | 17.2% |
| ■その他<br>( )       | 59  | 6.8%                              | 13.6%                         | 33.9%                           | 8.5%  | 22.0% |

→問 6-7 へお進みください

【問 6-3 で、いずれかの取組について「不十分である」と回答された方に伺います】  
 問 6-6 あなたは、なぜ、問 6-3 で、そのように思ったのですか。問 6-3 で「不十分である」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組              | n   | ■<br>自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、ほ<br>とんど変<br>化してい<br>ない（又<br>は、減っ<br>ている）<br>から | ■<br>自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、ほ<br>とんど変<br>化してい<br>ない（又<br>は、減っ<br>ている）<br>から | ■<br>自立支援<br>について<br>の認知度・<br>理解度が、<br>ほとんど<br>変化してい<br>ない（又<br>は、低下し<br>ている）<br>から | ■<br>自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備<br>が、進ん<br>でいない<br>から | ■<br>その他 | ■<br>わから<br>ない |
|-----------------------|-----|--|--|---|--|----------|----------------|
| ■自立支援に関する<br>情報提供、助言等 | 315 | 4.4%   | 4.1%   | 20.6%   | 73.0%  | 4.4%     | 0.6%           |
| ■就労の促進                | 518 | 6.8%   | 4.6%   | 12.2%   | 73.0%  | 4.8%     | 1.5%           |
| ■住宅の確保                | 619 | 7.4%   | 3.6%   | 8.6%  | 77.9%  | 5.3%     | 1.3%           |
| ■援護                   | 310 | 5.8%   | 3.5%   | 13.5%   | 75.2%  | 7.7%     | 2.6%           |
| ■子どもの就学に関<br>する支援     | 192 | 5.7%   | 5.2%   | 17.2%   | 71.9%  | 3.6%     | 3.1%           |
| ■健康保険等に関す<br>る相談      | 186 | 3.8%   | 2.2%   | 18.3%   | 70.4%  | 7.5%     | 2.2%           |
| ■住民基本台帳の閲<br>覧等の制限    | 181 | 3.9%   | 1.1%   | 18.2%   | 62.4%  | 18.2%    | 1.7%           |
| ■医学的・心理学的<br>支援       | 409 | 3.9%   | 3.2%   | 10.3%   | 75.6%  | 4.6%     | 2.7%           |
| ■保護命令申立書等<br>の作成支援    | 224 | 2.7%   | 3.6%   | 15.2%   | 70.1%  | 6.7%     | 2.7%           |
| ■関係機関への同行<br>支援       | 230 | 4.3%   | 3.5%   | 11.3%   | 81.7%  | 3.5%     | -              |
| ■その他<br>( )           | 31  | -  | 3.2%   | 3.2%  | 61.3%  | 3.2%     | 6.5%           |

→問 6-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 6-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 54.6% 自立支援に関する情報提供、助言等
- 62.7% 就労の促進
- 70.4% 住宅の確保
- 34.8% 援護
- 39.2% 子どもの就学に関する支援
- 27.5% 健康保険等に関する相談
- 28.7% 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 47.5% 医学的・心理学的支援
- 23.5% 保護命令申立書等の作成支援
- 27.9% 関係機関への同行支援
- 68.2% 被害者のアフターフォロー（一時保護施設や保護施設を退所した後も相談しやすい体制等）（被害者を孤立させないための支援）
- 55.0% 被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明（被害者を孤立させないための支援）
- 31.6% 地域の自助グループ等による支援（被害者を孤立させないための支援）
- 37.6% 子どもに対する学習支援、カウンセリング等
- 40.8% 離婚調停手続きについての相談、弁護士による法律相談窓口の紹介等
- 37.2% 近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実
- 52.6% 関係機関の連携の促進
- 5.3% その他
- 1.1% わからない (M. T. =746.2%)

→問 7-1 へお進みください



## 7 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について伺います

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ、被害者の保護等に取るため、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関協議会の設置、開催
- 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成
- 婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体（県域を越えるもの）との間で取決めを行う等の広域的な対応

あなたが所属する機関における配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携の現状と、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 7-1 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 63.1% 行っている → 問 7-2 へお進みください
- 35.1% 行っていない → 問 7-7 へお進みください 無回答 1.9%

### 【問 7-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 7-2 あなたが所属する機関では、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携を促進するために、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=804)

- 57.3% 関係機関協議会の設置、開催  
↳ 協議会の構成機関のレベルにより、あてはまる番号をお選びください。  
(n=461, M. T. =115.3)

- 7.2% 県域を越えた関係機関で構成
- 48.2% 都道府県内の関係機関で構成
- 54.7% 市町村内の関係機関で構成
- 5.2% その他 ( )

- 61.6% 関係機関協議会への参加
- 10.1% 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成
- 7.5% 婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体（県域を越えるもの）との間で取決めを行う等の広域的な対応
- 6.7% その他 ( ) (M. T. =143.2%)

→問 7-3 へお進みください

【問 7-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 7-3 あなたは、現在、あなたが所属する機関が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=804)

- |                          |       |           |   |                |
|--------------------------|-------|-----------|---|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 20.8% | 十分である     | → | 問 7-4 へお進みください |
| <input type="checkbox"/> | 36.1% | どちらともいえない | → | 問 7-5 へお進みください |
| <input type="checkbox"/> | 35.3% | 不十分である    | → | 問 7-6 へお進みください |
| <input type="checkbox"/> | 6.3%  | わからない     | → | 問 7-7 へお進みください |
|                          |       |           |   | 無回答 1.5%       |

【問 7-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 7-4 あなたは、なぜ、問 7-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=167)

- |                          |       |                                       |
|--------------------------|-------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 68.3% | 通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいるから       |
| <input type="checkbox"/> | 45.5% | 被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいるから            |
| <input type="checkbox"/> | 75.4% | 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいるから |
| <input type="checkbox"/> | 12.0% | 関係機関協議会の構成機関が、増えているから                 |
| <input type="checkbox"/> | 10.2% | 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいるから  |
| <input type="checkbox"/> | 0.6%  | その他 ( )                               |
| <input type="checkbox"/> | -     | わからない (M. T. =212.0%)                 |

→問 7-7 へお進みください

【問 7-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 7-5 あなたは、なぜ、問 7-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=290)

- |                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| <input type="checkbox"/> | 31.7% | 通報、相談、保護、自立支援に関する対応が、ほとんど変化していないから          |
| <input type="checkbox"/> | 47.2% | 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから |
| <input type="checkbox"/> | 27.6% | 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していないから                 |
| <input type="checkbox"/> | 20.7% | 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、ほとんど変化していないから  |
| <input type="checkbox"/> | 13.1% | その他 ( )                                     |
| <input type="checkbox"/> | 5.2%  | わからない (M. T. =145.5%)                       |

→問 7-7 へお進みください

【問 7-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 7-6 あなたは、なぜ、問 7-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=284)

- |                          |       |  |
|--------------------------|-------|--|
| <input type="checkbox"/> | 48.6% | 通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから       |
| <input type="checkbox"/> | 59.5% | 被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから            |
| <input type="checkbox"/> | 58.1% | 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから |
| <input type="checkbox"/> | 15.5% | 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から  |
| <input type="checkbox"/> | 33.1% | 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいないから  |
| <input type="checkbox"/> | 9.5%  | その他 ( )                                |
| <input type="checkbox"/> | 0.4%  | わからない (M. T. =224.7%)                  |

→問 7-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 7-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 68.2% 個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実
- 55.8% 関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成
- 25.0% 関係機関協議会の構成機関の拡充
- 16.0% 関係機関協議会の開催回数の増加
- 34.0% 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実
- 4.6% その他
- 3.4% わからない (M. T. =207.0%)

→ (ご意見欄) へお進みください

(ご意見欄)

その他、国や地方公共団体が行っている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入漏れがないか、もう一度、ご確認をいただいた上で、記入者本人が同封した封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。

## 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査 (単純集計結果表、n=1271)

調査票(地方公共団体の実務者(公営住宅、住民基本台帳等担当職員)の方用)



### 調査の目的とご協力をお願い

総務省行政評価局では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、国及び地方公共団体が講じている政策について、どのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないか等を明らかにするため、現在、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」を実施しています。

本アンケート調査は、この政策評価の一環として、配偶者からの暴力の防止等を推進するため、国、地方公共団体等の第一線で尽力されている方々から、現在取り組まれている各種方策等の現状、課題等についてご意見を伺い、今後の見直し・改善に資することを目的として行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくご協力いたします。

また、お手数ですが、記入済みの調査票については、記入漏れがないか確認していただいた上で、記入されたご本人が同封の封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。

#### 《記入上のお願い》

- ◆ 本調査票は、統計上の目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ お聞きしたい事項は、配偶者からの暴力に関する、①発生状況、②自立支援等についてのご意見です。

配偶者からの暴力とは、配偶者暴力防止法に基づく次のような行為をいいます。

- 身体的暴力(殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等)
- 精神的暴力(人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等)
- 性的暴力(いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等)

また、配偶者には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。

- ◆ 本調査票において、「被害者」とは、配偶者から上記の身体的・精神的・性的暴力を受けた者をいいます。
- ◆ 回答のしかたは、口をつけて答えを示してある質問では、あてはまるものにレ点を付けてください。また、( )書きについては、必要な事項を記入してください。
- ◆ 平成20年2月1日現在でお答えください。

#### 【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局(法務・外務・文部科学担当室)(担当:筑後、中島、大瀧)

電話:03-5253-5449(直通)、03-5253-5450(直通)

E-mail:kans2044@soumu.go.jp



## 1 配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います

配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数、保護命令の発令件数等の統計はとられていますが、それ以外の公的なデータはありません。このため、配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います。

### 【すべての方に伺います】

問1-1 あなたは、実感として、この6年間（平成13年10月～20年1月）で、配偶者からの暴力は増えてきていると思いますか、減ってきていると思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 49.2% 増えてきている → 問1-2へお進みください
- 15.3% 変化していない → 問1-3へお進みください
- 1.3% 減ってきている → 問1-4へお進みください
- 34.1% わからない → 問1-5へお進みください 無回答 0.1%

### 【問1-1で「増えてきている」と回答された方に伺います】

問1-2 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=625)

- 66.4% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから
- 46.1% 全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから
- 17.0% 配偶者からの暴力の発生要因（問1-5に掲げる要因等）が、増えているから
- 7.2% その他（ ）
- 0.3% わからない (M.T.=137.0%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「変化していない」と回答された方に伺います】

問1-3 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=195)

- 15.9% 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 41.0% 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから
- 45.6% 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- 7.7% その他（ ）
- わからない (M.T.=110.2%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「減ってきている」と回答された方に伺います】

問1-4 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=17)

- 64.7% 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから
- 11.8% 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、減っているから
- 35.3% 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えている（又は、変化していない）が、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- 5.9% その他（ ）
- 5.9% わからない (M.T.=123.6%)

→問1-5へお進みください

【すべての方に伺います】

問 1-5 あなたは、配偶者からの暴力が発生する要因はどこにあると思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 20.3 特定の性に対する差別意識の存在  | <input type="checkbox"/> 25.2 暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在 | <input type="checkbox"/> 53.4 家庭の経済的環境(失業率等)の悪化       |
| <input type="checkbox"/> 18.2 配偶者に対する暴力を容認する社会通念の存在<br>(「夫が妻に対して暴力を振るうのはある程度は仕方がない」「結婚生活をうまく丸めるのは妻の役目」等) | <input type="checkbox"/> 59.6 幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題    | <input type="checkbox"/> 15.2 配偶者間における経済力の格差の存在       |
| <input type="checkbox"/> 65.1 配偶者間におけるコミュニケーション能力(話し合いで物事を解決する能力)の欠如                                     | <input type="checkbox"/> 47.6 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題     | <input type="checkbox"/> 20.1 配偶者からの暴力の加害者の更生対策が不十分   |
|  |  | <input type="checkbox"/> 2.8 その他<br>〔<br>〕            |
|  |  | <input type="checkbox"/> 3.6 わからない<br>(M. T. =331.1%) |

→問 2-1-1 へお進みください

## 2-1 被害者の自立支援について伺います

国及び地方公共団体では、被害者が自立して生活することを促進するため、主に次のような支援を行っています。

- 自立支援に関する情報提供、助言等：就労の促進、住宅の確保、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 就労の促進：職業紹介、職業訓練
- 住宅の確保：公営住宅への入居、身元保証等
- 援護：生活保護、児童扶養手当等経済的支援
- 子どもの就学に関する支援：同居する子どもの転校先、居住地等の情報の管理等
- 健康保険等に関する相談：医療保険や国民年金に関する相談への対応
- 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 医学的・心理学的支援：医師、カウンセラー等による診察、カウンセリング等

あなたが所属する機関における被害者の自立支援の現状について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 2-1-1 あなたが所属する機関では、被害者の自立を支援するため、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 30.2% 住宅の確保（公営住宅への入居、身元保証等）
- 22.3% 子どもの就学に関する支援（同居する子どもの転校先、居住地等の情報の管理等）
- 39.3% 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 7.2% その他（ ） (M. T. =99.0%)

→ 問 2-1-2 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 2-1-2 あなたは、あなたが所属する機関が行っている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 13.2% 十分である → 問 2-1-3 へお進みください
- 39.6% どちらともいえない → 問 2-1-4 へお進みください
- 17.6% 不十分である → 問 2-1-5 へお進みください
- 29.0% わからない → 問 2-2-1 へお進みください 無回答 0.6%

### 【問 2-1-2 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-1-3 あなたは、なぜ、問 2-1-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=168)

- 20.2% 自立支援によって救済される被害者の数が、増えているから
- 23.2% 自立支援を利用する被害者の数が、増えているから
- 18.5% 自立支援についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 44.0% 自立支援を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 15.5% その他（ ）
- 2.4% わからない (M. T. =123.8%)

→ 問 2-2-1 へお進みください



【問 2-1-2 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-1-4 あなたは、なぜ、問 2-1-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=503)

- 9.9% 自立支援によって救済される被害者の数が、ほとんど変化していないから
- 24.9% 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから
- 42.1% 自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 18.5% その他 ( )
- 11.9% わからない (M. T. =107.3%)

→ 問 2-2-1 へお進みください

【問 2-1-2 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-1-5 あなたは、なぜ、問 2-1-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=224)

- 8.0% 自立支援によって救済される被害者の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 7.6% 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 24.6% 自立支援についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から
- 76.8% 自立支援を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 13.4% その他 ( )
- 0.4% わからない (M. T. =130.8%)

→ 問 2-2-1 へお進みください

## 2-2 被害者の自立支援に関する広報啓発について伺います

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力に関する広報啓発として、次のような取組を行っています。

- 配偶者からの暴力に関するポスター、リーフレット等の作成、配布
- 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 職務関係者等に対する研修

あなたが所属する機関における被害者の自立支援に関する広報啓発の現状と、被害者の自立支援に関する広報啓発に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 2-2-1 あなたが所属する機関では、当該機関で実施している被害者の自立支援に関する広報啓発を実施していますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 25.0% 実施している → 問 2-2-2 へお進みください
- 73.9% 実施していない → 問 2-2-7 へお進みください 無回答 1.1%

### 【問 2-2-1 で「実施している」と回答された方に伺います】

問 2-2-2 あなたが所属する機関では、当該機関で実施している被害者の自立支援に関する広報啓発として、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=318)

- 35.2% ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 56.6% 他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布
- 26.1% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
- 19.2% ホームページの作成、公表
- 20.1% 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 8.2% その他 ( ) (M.T.=165.4%)

→ 問 2-2-3 へお進みください

### 【問 2-2-1 で「実施している」と回答された方に伺います】

問 2-2-3 あなたは、現在、あなたが所属する機関が実施している広報啓発は、あなたが所属する機関が実施している被害者の自立支援に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=318)

- 9.4% 十分である → 問 2-2-4 へお進みください
- 45.3% どちらともいえない → 問 2-2-5 へお進みください
- 20.1% 不十分である → 問 2-2-6 へお進みください
- 22.3% わからない → 問 2-2-7 へお進みください 無回答 2.8%

### 【問 2-2-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-2-4 あなたは、なぜ、問 2-2-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=30)

- 43.3% 自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、増えているから
- 40.0% 自立支援についての問い合わせが、増えているから
- 33.3% 自立支援を利用する被害者の数が、増えているから
- その他 ( )
- わからない (M.T.=116.6%)

→ 問 2-2-7 へお進みください

【問 2-2-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-2-5 あなたは、なぜ、問 2-2-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=144)

- 27.1% 自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、ほとんど変化していないから
- 37.5% 自立支援についての問い合わせの数が、ほとんど変化していないから
- 20.1% 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していないから
- 13.2% その他 ( )
- 13.9% わからない (M. T. =111.8%)

→ 問 2-2-7 へお進みください

【問 2-2-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-2-6 あなたは、なぜ、問 2-2-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=64)

- 50.0% 自立支援の内容、実施機関について知っている人の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 35.9% 自立支援についての問い合わせの数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 29.7% 自立支援を利用する被害者の数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 9.4% その他 ( )
- 4.7% わからない (M. T. =129.7%)

→ 問 2-2-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-2-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する広報啓発に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- (手法)
- 51.7% より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置(駅、デパート等での配布等)
  - 68.4% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
  - 22.8% ホームページの作成、公表
  - 30.5% 配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施
  - 16.0% 期間を限定した集中的な広報啓発の実施
  - 12.4% 外国語、点字等による広報啓発の実施
  - 2.8% 既存の手法以外の、より効果的に広報啓発を行うための手法の開発
- ↳ 開発が必要な手法の例： )
- 3.6% その他 ( )
  - 6.1% わからない (M. T. =214.3%)

→ 問 2-3-1 へお進みください

## 2-3 配偶者からの暴力の防止等に関する研修について伺います

国及び地方公共団体では、職務関係者\*等が職務を行うにあたり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮し、また、被害者に対して不適切な対応をすることで被害者に更なる被害（二次的被害\*）が生じることのないよう、職務関係者等に対する研修を行っています。

あなた自身の配偶者からの暴力の防止等に関する研修の受講状況と、職務関係者等に対する研修に係る課題について伺います。

※ 職務関係者とは、配偶者からの暴力に関する被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係ある者をいい、配偶者暴力相談支援センターの職員、警察官のほか、福祉事務所の職員、公共職業安定所の職員、小・中学校の教職員、住民基本台帳担当課の職員等を指します。

※ 被害者の二次的被害とは、被害者が、相談員等の不適切な対応により、更なる被害を受けることをいい、不適切な対応の例として、相談員等が、被害の深刻な事態を理解していなかったり、「あなたにも悪いところがあったのではないか」と被害者の側に落ち度があると責めることが挙げられます。

### 【すべての方に伺います】

問 2-3-1 あなたは、配偶者からの暴力の防止等について、これまでに何らかの研修を受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 25.9% 受けたことがある
- 73.8% 受けたことはない 無回答 0.3%

→ 問 2-3-2 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 2-3-2 あなたは、現在、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力の防止等に関する研修は、あなたが所属する機関の職員が、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するための取組として十分だと思えますか、不十分だと思えますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 3.8% 十分である → 問 2-3-3 へお進みください
- 23.1% どちらともいえない → 問 2-3-4 へお進みください
- 34.2% 不十分である → 問 2-3-5 へお進みください
- 37.9% わからない → 問 2-3-6 へお進みください 無回答 1.0%

### 【問 2-3-2 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-3-3 あなたは、なぜ、問 2-3-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=48)

- 52.1% これまで受けた研修が、業務に役立っているから
- 41.7% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が確保されているから
- 8.3% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、増えているから
- 12.5% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、増えているから
- 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、増えているから
- 16.7% その他 ( )
- 2.1% わからない (M. T. =133.4%)

→ 問 2-3-6 へお進みください

【問 2-3-2 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-3-4 あなたは、なぜ、問 2-3-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=293)

- 43.3% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから
- 14.7% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 30.4% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 7.5% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していないから
- 10.2% その他 ( )
- 9.2% わからない (M. T. =115.3%)

→問 2-3-6 へお進みください

【問 2-3-2 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-3-5 あなたは、なぜ、問 2-3-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=435)

- 3.9% これまで受けた研修が、業務に役立っていないから
- 64.1% あなたが所属する機関において、研修に参加する機会が確保されていないから
- 11.5% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 28.0% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 7.8% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 9.9% その他 ( )
- 0.7% わからない (M. T. =125.9%)

→問 2-3-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-3-6 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する研修に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 50.6% 被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修(基礎的な知識を習得するための研修)の実施
- 60.5% それぞれが担当する業務(通報、相談、保護、自立支援等)の質を向上させるために必要な研修(専門的な知識、技能等を習得するための研修)の実施
- 26.0% 被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施
- 55.5% 関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施
- 15.3% 研修受講機会の組織的な確保
- 2.1% その他
- 3.9% わからない (M. T. =213.9%)

→問 2-4-1 へお進みください

## 2-4 被害者の自立支援に関する関係機関の連携について伺います

国及び地方公共団体では、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ、被害者の保護等に取り組むため、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関協議会の設置、開催
- 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成
- 婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体（県域を越えるもの）との間で取決めを行う等の広域的な対応

あなたが所属する機関における被害者の自立支援に関する関係機関との連携の現状と、被害者の自立支援に関する関係機関の連携に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 2-4-1 あなたが所属する機関では、被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するための取組を行っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 26.8% 行っている → 問 2-4-2 へお進みください
- 72.1% 行っていない → 問 2-4-7 へお進みください 無回答 1.0%

### 【問 2-4-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 2-4-2 あなたが所属する機関では、被害者の自立支援に関する関係機関との連携を促進するために、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=341)

- 49.6% 関係機関協議会の設置、開催  
↳ 協議会の構成機関のレベルにより、あてはまる番号をお選びください。  
(n=169, M. T. =106.6%)
  - 0.6% 県域を越えた関係機関で構成
  - 29.0% 都道府県内の関係機関で構成
  - 73.4% 市町村内の関係機関で構成
  - 3.6% その他 ( )
- 30.5% 関係機関協議会への参加
- 12.6% 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成
- 5.9% 婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体(県域を越えるもの)との間で取決めを行う等の広域的な対応
- 15.0% その他 ( ) (M. T. =113.6%)

→ 問 2-4-3 へお進みください

### 【問 2-4-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 2-4-3 あなたは、現在、あなたが所属する機関が実施している被害者の自立支援に関する関係機関との連携は、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=341)

- 19.4% 十分である → 問 2-4-4 へお進みください
- 43.1% どちらともいえない → 問 2-4-5 へお進みください
- 18.8% 不十分である → 問 2-4-6 へお進みください
- 17.6% わからない → 問 2-4-7 へお進みください (無回答 1.2%)

【問 2-4-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-4-4 あなたは、なぜ、問 2-4-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=66)

- 48.5% 自立支援に関する円滑な対応が、進んでいるから
- 66.7% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいるから
- 10.6% 関係機関協議会の構成機関が、増えているから
- 1.5% その他 ( )
- わからない (M. T. =127.3%)

→ 問 2-4-7 へお進みください

【問 2-4-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-4-5 あなたは、なぜ、問 2-4-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=147)

- 36.1% 自立支援に関する対応が、ほとんど変化していないから
- 49.0% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから
- 14.3% 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していないから
- 8.8% その他 ( )
- 7.5% わからない (M. T. =115.7%)

→ 問 2-4-7 へお進みください

【問 2-4-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-4-6 あなたは、なぜ、問 2-4-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=64)

- 37.5% 自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから
- 75.0% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから
- 17.2% 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 12.5% その他 ( )
- 1.6% わからない (M. T. =143.8%)

→ 問 2-4-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

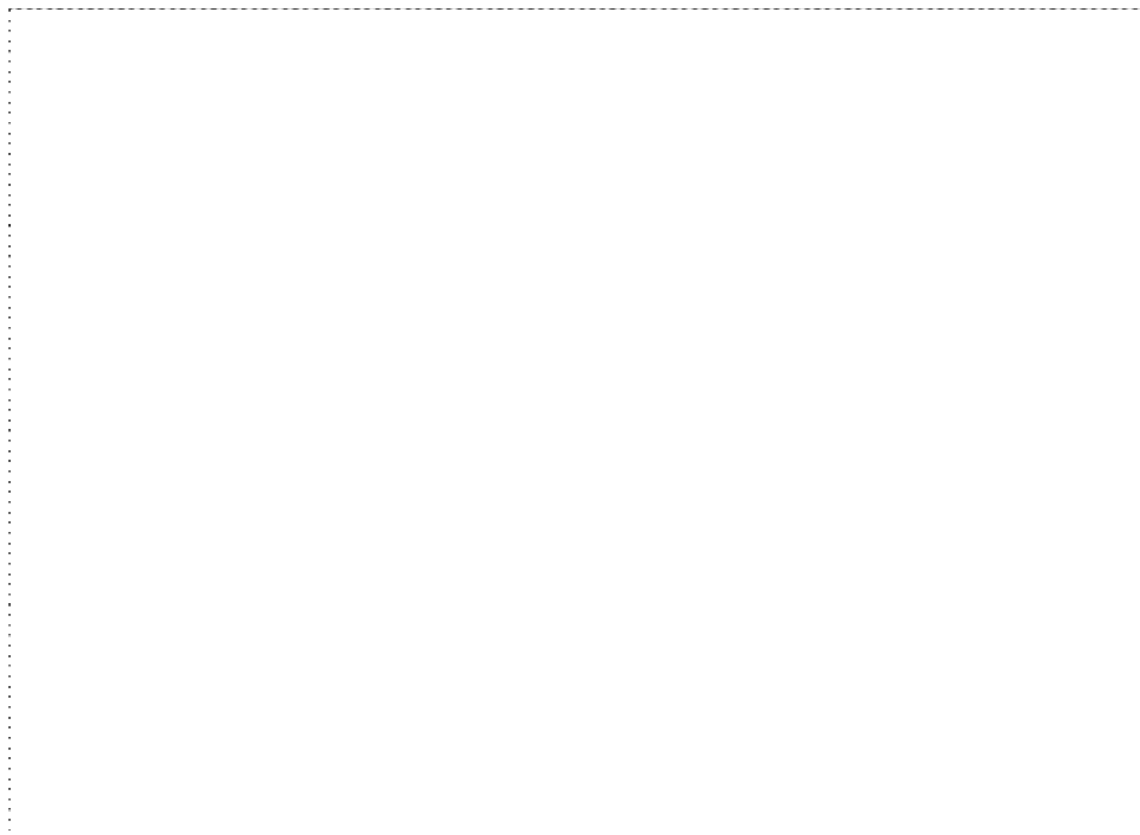
問 2-4-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 66.1% 個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実
- 56.9% 関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成
- 14.3% 関係機関協議会の構成機関の拡充
- 7.7% 関係機関協議会の開催回数増加
- 25.6% 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実
- 2.0% その他
- 6.0% わからない (M. T. =178.6%)

→ (ご意見欄) へお進みください

(ご意見欄)

その他、国や地方公共団体が行っている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入漏れがないか、もう一度、ご確認をいただいた上で、記入者本人が同封した封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。



総務省承認No. 27179

承認期限 平成20年4月30日まで



総務省

## 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査

(単純集計結果表、n=67)

調査票(民間団体の担当者の方用)

### 調査の目的とご協力をお願い

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)では、国や地方公共団体(都道府県、市町村)は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害にあわれた方の適切な保護を図る責務を有するとされています。

総務省(行政評価局)では、現在、国などが進めている配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する取組が、どのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないかなどを明らかにするため、調査を実施しています。

本アンケート調査は、この調査の一環として、配偶者からの暴力の防止等を推進するため民間シェルター等でご尽力されている方々から、現在取り組まれている各種方策の現状、課題等についてご意見を伺い、今後の見直し・改善に役立てることを目的として行うものです。

お忙しい中、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、お手数ですが、記入済みの調査票については、記入漏れがないか確認していただいた上で、記入されたご本人が同封の封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。

#### 《記入上のお願い》

- ◆ 本調査票は、統計上の目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ お聞きしたい事項は、配偶者からの暴力に関する、①発生状況、②相談、③保護、④自立支援、⑤関係機関の連携、⑥広報啓発、⑦通報等についてのご意見です。

配偶者からの暴力とは、配偶者暴力防止法に基づく次のような行為をいいます。

- 身体的暴力(殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等)
- 精神的暴力(人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等)
- 性的暴力(いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等)

また、配偶者には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。

- ◆ 本調査票において、「被害者」とは、配偶者から上記の身体的・精神的・性的暴力を受けた者をいいます。
- ◆ 回答のしかたは、口をつけて答えを示してある質問では、あてはまるものにレ点を付してください。また、( )書きについては、必要な事項を記入してください。
- ◆ 平成20年2月1日現在でお答えください。

#### 【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局(法務・外務・文部科学担当室)(担当:筑後、中島、大瀧)

電話:03-5253-5449(直通)、03-5253-5450(直通)

E-mail:kans2044@soumu.go.jp

◎まず、あなた自身のことについて、お伺いします。

|  |   |                          |   |  |  |
|--|---|--------------------------|---|--|--|
| <b>A</b><br><b>所</b><br><b>属</b>   | <input type="checkbox"/> 94.0% 民間シェルター<br><input type="checkbox"/> 6.0% その他 ( ) 無回答 -   |                          |   |  |  |
| <b>B</b><br><b>性</b><br><b>別</b>   | <input type="checkbox"/> 4.5% 男性<br><input type="checkbox"/> 95.5% 女性 無回答 -   |                          |   |  |  |
| <b>C</b><br><b>配偶者からの</b><br><b>暴力の防止等</b><br><b>に関する現在</b><br><b>の担当業務</b><br><b>(複数回答可)</b>  | <input type="checkbox"/> 53.7% 各種事業等の企画・立案等<br><input type="checkbox"/> 82.1% 相談への対応<br><input type="checkbox"/> 91.0% 被害者の保護 (施設への入所)<br><input type="checkbox"/> 74.6% 自立支援 (自立支援に関する情報提供、助言、職業紹介、生活資金の貸付等経済的支援等 (医学的・心理学的支援を除く))<br><input type="checkbox"/> 25.4% 自立支援 (医学的・心理学的支援)<br><input type="checkbox"/> 88.1% 関係行政機関 (配偶者暴力相談支援センター、警察等) との連絡調整<br><input type="checkbox"/> 23.9% その他 ( ) (M. T. =438.8%)   |                          |   |  |  |
| <b>D</b><br><b>経験年数</b><br><b>(配偶者暴力防</b><br><b>止等に関する</b><br><b>業務の従事年</b><br><b>数)</b>   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成 20 年 2 月 1 日現在の通算経験年数</td> <td style="width: 50%;">配偶者暴力防止法の施行 (平成 13 年 10 月) 以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していましたか。</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> - 1 年未満<br/> <input type="checkbox"/> 1.5% 1 年以上～2 年未満<br/> <input type="checkbox"/> 7.5% 2 年以上～3 年未満<br/> <input type="checkbox"/> 9.0% 3 年以上～4 年未満<br/> <input type="checkbox"/> 19.4% 4 年以上～6 年未満<br/> <input type="checkbox"/> 59.7% 6 年以上 無回答 3.0%                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 59.7% はい<br/> <input type="checkbox"/> 38.8% いいえ 無回答 1.5%                 </td> </tr> </table> | 平成 20 年 2 月 1 日現在の通算経験年数 | 配偶者暴力防止法の施行 (平成 13 年 10 月) 以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していましたか。 | <input type="checkbox"/> - 1 年未満<br><input type="checkbox"/> 1.5% 1 年以上～2 年未満<br><input type="checkbox"/> 7.5% 2 年以上～3 年未満<br><input type="checkbox"/> 9.0% 3 年以上～4 年未満<br><input type="checkbox"/> 19.4% 4 年以上～6 年未満<br><input type="checkbox"/> 59.7% 6 年以上 無回答 3.0% | <input type="checkbox"/> 59.7% はい<br><input type="checkbox"/> 38.8% いいえ 無回答 1.5% |
| 平成 20 年 2 月 1 日現在の通算経験年数   | 配偶者暴力防止法の施行 (平成 13 年 10 月) 以前にも、配偶者からの暴力の防止等に関する対策に従事していましたか。   |                          |   |  |  |
| <input type="checkbox"/> - 1 年未満<br><input type="checkbox"/> 1.5% 1 年以上～2 年未満<br><input type="checkbox"/> 7.5% 2 年以上～3 年未満<br><input type="checkbox"/> 9.0% 3 年以上～4 年未満<br><input type="checkbox"/> 19.4% 4 年以上～6 年未満<br><input type="checkbox"/> 59.7% 6 年以上 無回答 3.0% | <input type="checkbox"/> 59.7% はい<br><input type="checkbox"/> 38.8% いいえ 無回答 1.5%  |                          |   |  |  |

## 1 配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います

配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数、保護命令の発令件数等の統計はとられていますが、それ以外の公的なデータはありません。このため、配偶者からの暴力の発生状況について、あなたの実感を伺います。

### 【すべての方に伺います】

問1-1 あなたは、実感として、この6年間（平成13年10月～20年1月）で、配偶者からの暴力は増えてきていると思いますか、減ってきていると思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 74.6% 増えてきている → 問1-2へお進みください
- 16.4% 変化していない → 問1-3へお進みください
- 減ってきている → 問1-4へお進みください
- 9.0% わからない → 問1-5へお進みください 無回答 -

### 【問1-1で「増えてきている」と回答された方に伺います】

問1-2 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=50)

- 74.0% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから
- 68.0% 全国あるいは身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、増えているから
- 40.0% 配偶者からの暴力の発生要因（問1-5に掲げる要因等）が、増えているから
- 22.0% その他（ )
- わからない (M.T.=204.0%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「変化していない」と回答された方に伺います】

問1-3 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=11)

- 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、ほとんど変化していないから
- 100.0% 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えているが、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- 9.1% その他（ )
- わからない (M.T.=109.1%)

→問1-5へお進みください

### 【問1-1で「減ってきている」と回答された方に伺います】

問1-4 あなたは、なぜ、問1-1で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=0)

- 配偶者からの暴力に対する認知度・理解度が、上昇しているから
- 身近な場所で、配偶者からの暴力に関する通報件数、相談件数、保護命令の発令件数が、減っているから
- 全国あるいは身近な場所で、通報件数、相談件数、保護命令の発令件数は増えている（又は、変化していない）が、それは、これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているに過ぎないから
- その他（ )
- わからない

→問1-5へお進みください

【すべての方に伺います】

問 1-5 あなたは、配偶者からの暴力が発生する要因はどこにあると思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

|   |   |  |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 79.1% 特定の性に対する差別意識の存在  | <input type="checkbox"/> 50.7% 暴力的な表現の多いコミック、ゲーム、テレビ、映画等の存在 | <input type="checkbox"/> 49.3% 家庭の経済的環境（失業率等）の悪化     |
| <input type="checkbox"/> 80.6% 配偶者に対する暴力を容認する社会通念の存在（「夫が妻に対して暴力を振るうのはある程度は仕方がない」「結婚生活をうまく丸めるのは妻の役目」等） | <input type="checkbox"/> 83.6% 幼少時の日常的な親からの暴力被害等の家庭環境の問題    | <input type="checkbox"/> 58.2% 配偶者間における経済力の格差の存在     |
| <input type="checkbox"/> 50.7% 配偶者間におけるコミュニケーション能力（話し合いで物事を解決する能力）の欠如                                 | <input type="checkbox"/> 52.2% 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存等の問題     | <input type="checkbox"/> 52.2% 配偶者からの暴力の加害者の更生対策が不十分 |
|   |   | <input type="checkbox"/> 16.4% その他<br>〔<br>〕         |
|   |   | <input type="checkbox"/> - わからない<br>(M. T. =573.0%)  |

→問 2-1 へお進みください

## 2 配偶者からの暴力に関する相談について伺います

国や地方公共団体では、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するため、主に次の機関等で、配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行っています。

- 国 : 法務局・地方法務局の人権擁護課
- 地方公共団体 : 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察（警察署）、婦人相談員

あなたの団体における配偶者からの暴力に関する相談の現状と、国や地方公共団体が実施している配偶者からの暴力に関する相談に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 2-1 あなたの団体では、配偶者からの暴力に関する相談を受け付けていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 77.6% 受け付けている → 問 2-2 へお進みください
- 22.4% 受け付けていない → 問 2-6 へお進みください 無回答 -

### 【問 2-1 で「受け付けている」と回答された方に伺います】

問 2-2 あなたの団体で受け付けた配偶者からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成 13 年 10 月）以降、増えていますか、減っていますか。あてはまるものを一つお選びください。(n=52)

- 65.4% 増えている → 問 2-3 へお進みください
- 11.5% 変化していない → 問 2-4 へお進みください
- 11.5% 減っている → 問 2-5 へお進みください
- 7.7% わからない → 問 2-6 へお進みください 無回答 3.8%

### 【問 2-2 で「増えている」と回答された方に伺います】

問 2-3 あなたの団体で、配偶者からの暴力に関する相談件数が増えている要因は何だと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=34)

- 35.3% 配偶者からの暴力の発生が、増えているから
- 88.2% これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから
- 91.2% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 64.7% 配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから
- 23.5% これまで他機関に相談していた被害者が、あなたの団体に相談するようになっているから
- 11.8% その他 ( )
- わからない (M. T. =314.7%)

→問 2-6 へお進みください

### 【問 2-2 で「変化していない」と回答された方に伺います】

問 2-4 あなたの団体で、配偶者からの暴力に関する相談件数が変化していない要因は何だと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=6)

- 33.3% 配偶者からの暴力の発生が、変化していないから
- 50.0% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 50.0% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、処理を行うための体制が、ほとんど変化していないから
- 16.7% その他 ( )
- わからない (M. T. =150.0%)

→問 2-6 へお進みください

【問 2-2 で「減っている」と回答された方に伺います】

問 2-5 あなたの団体で、配偶者からの暴力に関する相談件数が減っている要因は何だと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=6)

- 配偶者からの暴力の発生が、減っているから
- 16.7% 配偶者からの暴力の被害が潜在化するケースが、増えているから
- 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 33.3% 配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 66.7% これまであなたの団体に相談していた被害者が、他の機関に相談するようになっているから
- 33.3% その他（ )
- わからない (M. T. =150.0%)

→問 2-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-6 あなたは、現在、国（法務局・地方法務局）や地方公共団体、警察が設置している相談窓口について、その数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 1.5% 十分である → 問 2-7 へお進みください
- 16.4% どちらともいえない → 問 2-8 へお進みください
- 79.1% 不十分である → 問 2-9 へお進みください
- 1.5% わからない → 問 2-10-1 へお進みください 無回答 1.5%

【問 2-6 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 2-7 あなたは、なぜ、問 2-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=1)

- 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 100.0% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから
- その他（ )
- わからない (M. T. =100.0%)

→問 2-10-1 へお進みください

【問 2-6 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 2-8 あなたは、なぜ、問 2-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=11)

- 36.4% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから
- 45.5% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 27.3% その他（ )
- わからない (M. T. =109.2%)

→問 2-10-1 へお進みください



【問 2-6 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 2-9 あなたは、なぜ、問 2-6 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=53)

- 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っているから
- 24.5% 配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から
- 83.0% 配偶者からの暴力に関する相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 43.4% その他 ( )
- わからない (M. T. =150.9%)

→問 2-10-1 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-10-1 あなたは、国(法務局・地方法務局)や地方公共団体、警察は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 50.7% 相談窓口の拡充
- 52.2% 相談窓口の受付時間の拡大
- 74.6% 相談の受付、対応の迅速化
- 43.3% 被害者のプライバシーの保護の充実
- 62.7% 被害者の安全確保対策(被害者と加害者とが遭遇しないようにする等)の充実
- 74.6% 外国人、障害者等への対応の充実
- 64.2% 個別相談案件の組織的対応(情報共有、対応方針の検討等)の促進
- 70.1% 関係機関の連携の促進
- 31.3% その他  
( )
- わからない (M. T. =523.7%)

→問 2-10-2 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 2-10-2 あなたは、国や地方公共団体は、今後、相談員の心身の健康を保つための対策(いわゆる「バーンアウト(燃え尽き)」<sup>※</sup>及び「代理受傷」<sup>※</sup>の防止対策)の充実を図ることが必要だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 91.0% 必要である
- 3.0% 必要ではない 無回答 6.0%

→問 3-1 へお進みください

※ 「バーンアウト(燃え尽き)」とは、相談員等が、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる状態、「代理受傷」とは、相談員等が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る状態をいいます。

### 3 被害者の保護について伺います

国や地方公共団体では、被害者を保護するため、主に次のような取組を行っています。

- **緊急一時的な保護**：緊急時における被害者の一時的な保護（警察、民間シェルター等における保護）
- **一時保護**：適当な寄宿先がなく、配偶者からの暴力の被害が及ぶことを防ぐために保護することが必要であると認められる場合等における被害者の一時保護（婦人相談所又は一時保護委託先（民間シェルター等）への入所）
- **その他の保護**：婦人相談所等の一時保護施設退所後等の被害者に対する必要に応じた保護（婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所）

あなたの団体における被害者の保護の現状と、国や地方公共団体が進めている被害者の保護に係る課題について伺います。

#### 【すべての方に伺います】

問 3-1 あなたの団体では、被害者の保護を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 79.1% 緊急一時的な保護を行っている → 問 3-2 へお進みください
- 86.6% 一時保護を行っている(婦人相談所等から一時保護の委託を受けて行っている) → 問 3-2 へお進みください
- 43.3% その他の保護を行っている → 問 3-2 へお進みください
- 3.0% いずれも行っていない → 問 3-6 へお進みください(M. T.=212.0%)

#### 【問 3-1 で「保護を行っている」と回答された方に伺います】

問 3-2 あなたの団体での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成 13 年 10 月）以降、増えていますか、減っていますか。あなたの団体が行っている保護の区分ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 区分         | 件数<br>n | ■ 増えている | ■ 変化していない | ■ 減っている | ■ わからない | 無回答   |
|------------|---------|---------|-----------|---------|---------|-------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 53      | 49.1%   | 13.2%     | 28.3%   | 3.8%    | 5.7%  |
| ■ 一時保護     | 58      | 43.1%   | 17.2%     | 27.6%   | 5.2%    | 6.9%  |
| ■ その他の保護   | 29      | 44.8%   | 6.9%      | 27.6%   | 6.9%    | 13.8% |

↓ 問 3-3 へお進みください      ↓ 問 3-4 へお進みください      ↓ 問 3-5 へお進みください      ↓ 問 3-6 へお進みください



【問 3-2 で、いずれかの区分について「増えている」と回答された方に伺います】  
 問 3-3 あなたの団体で、被害者の保護件数が増えている要因は何だと思えますか。問 3-2 で「増えている」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 要因<br>区分   | n  | 配偶者からの暴力の発生が増えているから | これまで潜在していた被害者が顕在化するケースが増えているから | 被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから | 被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから | 公的機関（婦人相談所等）との連携が進んでいるから | その他   | わからない |
|------------|----|---------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------|-------|-------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 26 | 34.6%               | 88.5%                          | 65.4%                        | 50.0%                     | 50.0%                    | 3.8%  | -     |
| ■ 一時保護     | 25 | 32.0%               | 88.0%                          | 72.0%                        | 60.0%                     | 52.0%                    | 8.0%  | -     |
| ■ その他の保護   | 13 | 15.4%               | 69.2%                          | 30.8%                        | 53.8%                     | 46.2%                    | 23.1% | -     |

→ 問 3-6 へお進みください

【問 3-2 で、いずれかの区分について「変化していない」と回答された方に伺います】  
 問 3-4 あなたの団体で、被害者の保護件数が変化していない要因は何だと思えますか。問 3-2 で「変化していない」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 要因<br>区分   | n  | 配偶者からの暴力の発生が、ほとんど変化していないから | 被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | 被害者の保護を行うための体制が、ほとんど変化していないから | 公的機関（婦人相談所等）との連携が、ほとんど変化していないから | その他   | わからない |
|------------|----|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|-------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 7  | -                          | -                                 | 57.1%                         | 28.6%                           | 57.1% | 14.3% |
| ■ 一時保護     | 10 | 10.0%                      | -                                 | 30.0%                         | 60.0%                           | 30.0% | 20.0% |
| ■ その他の保護   | 2  | -                          | -                                 | 100.0%                        | 50.0%                           | -     | -     |

→ 問 3-6 へお進みください

【問 3-2 で、いずれかの区分について「減っている」と回答された方に伺います】  
 問 3-5 あなたの団体で、被害者の保護件数が減っている要因は何だと思えますか。問 3-2 で「減っている」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 区分         | 要因 | n  | ■                | ■                            | ■  | ■                          | ■                         | ■     |       |
|------------|----|----|------------------|------------------------------|--|----------------------------|---------------------------|-------|-------|
|            |    |    | 配偶者からの暴力の発生の減少から | 配偶者からの暴力の被害が潜在化するケースが増えているから | 被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から | 被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいないから | 公的機関(婦人相談所等)との連携が進んでいないから | その他   | わからない |
| ■ 緊急一時的な保護 |    | 15 | -                | 6.7%                         | 13.3%  | 20.0%                      | 26.7%                     | 53.3% | 13.3% |
| ■ 一時保護     |    | 16 | -                | 6.3%                         | 18.8%  | 25.0%                      | 31.3%                     | 50.0% | 18.8% |
| ■ その他の保護   |    | 8  | -                | -                            | 12.5%  | 25.0%                      | 25.0%                     | 37.5% | 12.5% |

→ 問 3-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 3-6 あなたは、現在、国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。次の区分ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 区分         | 評価 | n  | ■     | ■         | ■      | ■     |       |
|------------|----|----|-------|-----------|--------|-------|-------|
|            |    |    | 十分である | どちらともいえない | 不十分である | わからない | 無回答   |
| ■ 緊急一時的な保護 |    | 67 | 4.5%  | 6.0%      | 67.2%  | 6.0%  | 16.4% |
| ■ 一時保護     |    | 67 | 3.0%  | 11.9%     | 74.6%  | 4.5%  | 6.0%  |
| ■ その他の保護   |    | 67 | 1.5%  | 4.5%      | 49.3%  | 6.0%  | 38.8% |

↓  
問 3-7 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 3-8 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 3-9 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 3-10 へ  
お進みく  
ださい

【問 3-6 で、いずれかの区分について「十分である」と回答された方に伺います】  
 問 3-7 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。問 3-6 で「十分である」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>区分   | n | ■<br>被害者の保護件数が、増えているから | ■<br>被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから | ■<br>被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから | ■<br>被害者の安全の確保対策が、進んでいるから | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|---|------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 3 | -                      | 33.3%                             | 66.7%                           | 33.3%                     | -        | -          |
| ■ 一時保護     | 2 | -                      | 50.0%                             | 50.0%                           | 50.0%                     | -        | -          |
| ■ その他の保護   | 1 | -                      | 100.0%                            | 100.0%                          | -                         | -        | -          |

→問 3-10 へお進みください

【問 3-6 で、いずれかの区分について「どちらともいえない」と回答された方に伺います】  
 問 3-8 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。問 3-6 で「どちらともいえない」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>区分   | n | ■<br>被害者の保護件数が、ほとんど変化していないから | ■<br>被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|---|------------------------------|--|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 4 | 25.0%                        | 25.0%                                  | 50.0%    | 50.0%      |
| ■ 一時保護     | 8 | 12.5%                        | 25.0%                                  | 50.0%    | 37.5%      |
| ■ その他の保護   | 3 | -                            | 33.3%                                  | 66.7%    | 33.3%      |

→問 3-10 へお進みください

【問 3-6 で、いずれかの区分について「不十分である」と回答された方に伺います】  
 問 3-9 あなたは、なぜ、問 3-6 で、そのように思ったのですか。問 3-6 で「不十分である」と回答された区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>区分   | n  | ■<br>被害者の保護件数が、減っている(又は、ほとんど変化していない)から | ■<br>被害者の保護についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない(又は、低下している)から | ■<br>被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいないから | ■<br>被害者の安全の確保対策が、進んでいないから | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|----|--|---|----------------------------------|----------------------------|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 45 | 8.9%                                   | 26.7%   | 80.0%                            | 60.0%                      | 22.2%    | -          |
| ■ 一時保護     | 50 | 6.0%                                   | 24.0%   | 74.0%                            | 54.0%                      | 24.0%    | -          |
| ■ その他の保護   | 33 | 9.1%                                   | 27.3%   | 72.7%                            | 42.4%                      | 24.2%    | -          |

→問 3-10 へお進みください

【すべての方に伺います】

問3-10 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の保護に取り組むべきだと思いますか。次の区分ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 重点<br>区分   | n  | ■<br>保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大 | ■<br>被害者のプライバシーの保護の充実 | ■<br>被害者の安全の確保対策の充実 | ■<br>近隣の地方公共団体間で取捨を行う等広域的な対応の充実 | ■<br>関係機関の連携の促進 | ■<br>婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護委託の実施の可能化 | ■<br>その他 | ■<br>わからない |
|------------|----|-----------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------|---|----------|------------|
| ■ 緊急一時的な保護 | 67 | 46.3%                       | 35.8%                 | 55.2%               | 59.7%                           | 50.7%           |   | 13.4%    | 3.0%       |
| ■ 一時保護     | 67 | 44.8%                       | 35.8%                 | 55.2%               | 61.2%                           | 56.7%           | 50.7%                                       | 14.9%    | 3.0%       |
| ■ その他の保護   | 67 | 23.9%                       | 23.9%                 | 32.8%               | 38.8%                           | 32.8%           |   | 7.5%     | 4.5%       |

→問4-1へお進みください

#### 4 被害者の自立支援について伺います

国や地方公共団体では、被害者が自立して生活することを促進するため、主に次のような支援を行っています。

- 自立支援に関する情報提供、助言等：就労の促進、住宅の確保、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 就労の促進：職業紹介、職業訓練
- 住宅の確保：公営住宅への入居、身元保証等
- 援護：生活保護、児童扶養手当等経済的支援
- 子どもの就学に関する支援：同居する子どもの転校先、居住地等の情報の管理等
- 健康保険等に関する相談：医療保険や国民年金に関する相談への対応
- 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 医学的・心理学的支援：医師、カウンセラー等による診察、カウンセリング等

あなたの団体における被害者の自立支援の現状と、国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援に係る課題について伺います。

#### 【すべての方に伺います】

問 4-1 あなたの団体では、被害者の自立を支援するための取組を行っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 86.6% 行っている → 問 4-2 へお進みください
- 11.9% 行っていない → 問 4-3 へお進みください 無回答 1.5%

#### 【問 4-1 で「行っている」と回答された方に伺います】

問 4-2 あなたの団体では、被害者の自立を支援するため、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=58)

- 91.4% 自立支援に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- 50.0% 就労の促進（職業訓練等）
- 48.3% 住宅の確保（身元保証等）
- 39.7% 生活資金の貸付等経済的支援
- 36.2% 医学的・心理学的支援（医師、カウンセラー等による診察、カウンセリング等）
- 63.8% 保護命令申立書等の作成支援
- 86.2% 関係機関への同行支援
- 25.9% その他（ ) (M. T. =441.5%)

→問 4-3 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 4-3 あなたは、現在、国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。次の取組ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 取組                | 評価 |        |            |         |        |       |
|-------------------|----|--------|------------|---------|--------|-------|
|                   | n  | ■十分である | ■どちらともいえない | ■不十分である | ■わからない | 無回答   |
| ■自立支援に関する情報提供、助言等 | 67 | 9.0%   | 17.9%      | 65.7%   | 6.0%   | 1.5%  |
| ■就労の促進            | 67 | 1.5%   | 13.4%      | 77.6%   | 7.5%   | -     |
| ■住宅の確保            | 67 | 1.5%   | 13.4%      | 79.1%   | 6.0%   | -     |
| ■援護               | 67 | 3.0%   | 19.4%      | 62.7%   | 6.0%   | 9.0%  |
| ■子どもの就学に関する支援     | 67 | 16.4%  | 23.9%      | 43.3%   | 7.5%   | 9.0%  |
| ■健康保険等に関する相談      | 67 | 16.4%  | 26.9%      | 44.8%   | 7.5%   | 4.5%  |
| ■住民基本台帳の閲覧等の制限    | 67 | 28.4%  | 20.9%      | 32.8%   | 10.4%  | 7.5%  |
| ■医学的・心理学的支援       | 67 | 1.5%   | 10.4%      | 70.1%   | 13.4%  | 4.5%  |
| ■保護命令申立書等の作成支援    | 67 | 13.4%  | 22.4%      | 37.3%   | 17.9%  | 9.0%  |
| ■関係機関への同行支援       | 67 | 10.4%  | 16.4%      | 55.2%   | 11.9%  | 6.0%  |
| ■その他<br>( )       | 67 | 3.0%   | 3.0%       | 14.9%   | 3.0%   | 76.1% |

↓  
問 4-4 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 4-5 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 4-6 へ  
お進みく  
ださい

↓  
問 4-7 へ  
お進みく  
ださい

【問 4-3 で、いずれかの取組について「十分である」と回答された方に伺います】  
 問 4-4 あなたは、なぜ、問 4-3 で、そのように思ったのですか。問 4-3 で「十分である」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組              | n  | ■   | ■   | ■  | ■  | ■    | ■             |
|-----------------------|----|---|---|--|--|------|---------------|
|                       |    | 自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、増<br>えている<br>から | 自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、増<br>えている<br>から | 自立支援<br>について<br>の認知度・<br>理解度が、<br>上昇して<br>いるから | 自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備が、<br>進んでい<br>るから | その他  | わか<br>らな<br>い |
| ■自立支援に関する<br>情報提供、助言等 | 6  | 16.7%   | 33.3%                                       | 66.7%  | 50.0%  | -    | -             |
| ■就労の促進                | 1  | 100.0%  | -   | -  | -  | -    | -             |
| ■住宅の確保                | 1  | 100.0%  | -   | -  | -  | -    | -             |
| ■援護                   | 2  | 50.0%   | 50.0%                                       | 50.0%  | -  | -    | -             |
| ■子どもの就学に関<br>する支援     | 11 | 27.3%   | -   | 9.1%   | 63.6%  | 9.1% | 9.1%          |
| ■健康保険等に関<br>する相談      | 11 | 27.3%   | 9.1%  | 36.4%  | 54.5%  | 9.1% | -             |
| ■住民基本台帳の閲<br>覧等の制限    | 19 | 21.1%   | 10.5%                                       | 47.4%  | 26.3%  | -    | 5.3%          |
| ■医学的・心理学的<br>支援       | 1  | 100.0%  | -   | -  | -  | -    | -             |
| ■保護命令申立書等<br>の作成支援    | 9  | 22.2%   | 11.1%                                       | 33.3%  | 22.2%  | -    | -             |
| ■関係機関への同行<br>支援       | 7  | 14.3%   | -   | -  | 42.9%  | -    | 14.3%         |
| ■その他<br>( )           | 2  | -   | -   | -  | -  | -    | 50.0%         |

→問 4-7 へお進みください

【問 4-3 で、いずれかの取組について「どちらともいえない」と回答された方に伺います】  
 問 4-5 あなたは、なぜ、問 4-3 で、そのように思ったのですか。問 4-3 で「どちらともいえない」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組              | n  | ■<br>自立支援に<br>よって救済<br>される被害<br>者の数が、ほ<br>とんど変化し<br>ていないか<br>ら | ■<br>自立支援を利<br>用する被害者<br>の数が、ほと<br>んど変化して<br>いないから | ■<br>自立支援につ<br>いての認知度<br>・理解度が、<br>ほとんど変<br>化していない<br>から | ■<br>その他 | ■<br>わから<br>ない |
|-----------------------|----|--|--|--|----------|----------------|
| ■自立支援に関する<br>情報提供、助言等 | 12 | -  | 8.3%   | 33.3%  | 16.7%    | 16.7%          |
| ■就労の促進                | 9  | 11.1%  | 11.1%  | 33.3%  | 33.3%    | 11.1%          |
| ■住宅の確保                | 9  | -  | -  | 44.4%  | 22.2%    | 11.1%          |
| ■援護                   | 13 | -  | -  | 46.2%  | 15.4%    | 15.4%          |
| ■子どもの就学に関<br>する支援     | 16 | -  | -  | 37.5%  | 12.5%    | 18.8%          |
| ■健康保険等に関す<br>る相談      | 18 | -  | -  | 44.4%  | -        | 22.2%          |
| ■住民基本台帳の閲<br>覧等の制限    | 14 | -  | -  | 50.0%  | 21.4%    | 21.4%          |
| ■医学的・心理学的<br>支援       | 7  | -  | 14.3%  | 14.3%  | -        | 28.6%          |
| ■保護命令申立書等<br>の作成支援    | 15 | 6.7%   | 6.7%   | 26.7%  | 13.3%    | 26.7%          |
| ■関係機関への同行<br>支援       | 11 | 9.1%   | 9.1%   | 18.2%  | 27.3%    | 9.1%           |
| ■その他<br>( )           | 2  | -  | -  | 50.0%  | -        | 50.0%          |

→問 4-7 へお進みください



【問 4-3 で、いずれかの取組について「不十分である」と回答された方に伺います】  
 問 4-6 あなたは、なぜ、問 4-3 で、そのように思ったのですか。問 4-3 で「不十分である」と回答された取組ごとに、あてはまる番号をすべてお選びください。

| 理由<br>取組              | n  | ■<br>自立支援<br>によって<br>救済され<br>る被害者<br>の数が、ほ<br>とんど変<br>化してい<br>ない（又<br>は、減っ<br>ている）<br>から | ■<br>自立支援<br>を利用す<br>る被害者<br>の数が、ほ<br>とんど変<br>化してい<br>ない（又<br>は、減っ<br>ている）<br>から | ■<br>自立支援<br>について<br>の認知度・<br>理解度が、<br>ほとんど<br>変化してい<br>ない（又<br>は、低下<br>している）<br>から | ■<br>自立支援<br>を行うた<br>めの体制<br>の整備が、<br>進んでい<br>ないから | ■<br>その他 | ■<br>わから<br>ない |
|-----------------------|----|--|--|---|--|----------|----------------|
| ■自立支援に関する<br>情報提供、助言等 | 44 | 6.8%   | 11.4%  | 29.5%   | 79.5%  | 2.3%     | -              |
| ■就労の促進                | 52 | 13.5%  | 11.5%  | 25.0%   | 75.0%  | 7.7%     | -              |
| ■住宅の確保                | 53 | 7.5%   | 11.3%  | 28.3%   | 84.9%  | 7.5%     | -              |
| ■援護                   | 42 | 9.5%   | 11.9%  | 28.6%   | 83.3%  | 2.4%     | -              |
| ■子どもの就学に関<br>する支援     | 29 | 10.3%  | 13.8%  | 31.0%   | 69.0%  | 3.4%     | -              |
| ■健康保険等に関す<br>る相談      | 30 | 6.7%   | 6.7%   | 33.3%   | 76.7%  | 3.3%     | -              |
| ■住民基本台帳の閲<br>覧等の制限    | 22 | 9.1%   | 13.6%  | 36.4%   | 72.7%  | 9.1%     | -              |
| ■医学的・心理学的<br>支援       | 47 | 6.4%   | 8.5%   | 27.7%   | 72.3%  | 4.3%     | -              |
| ■保護命令申立書等<br>の作成支援    | 25 | 8.0%   | 16.0%  | 28.0%   | 72.0%  | 4.0%     | -              |
| ■関係機関への同行<br>支援       | 37 | 8.1%   | 10.8%  | 32.4%   | 73.0%  | 8.1%     | -              |
| ■その他<br>( )           | 10 | -  | 10.0%  | 20.0%   | 70.0%  | 20.0%    | -              |

→問 4-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 4-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて被害者の自立支援に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 59.7% 自立支援に関する情報提供、助言等
- 68.7% 就労の促進
- 77.6% 住宅の確保
- 55.2% 援護
- 50.7% 子どもの就学に関する支援
- 49.3% 健康保険等に関する相談
- 44.8% 住民基本台帳の閲覧等の制限
- 67.2% 医学的・心理学的支援
- 53.7% 保護命令申立書等の作成支援
- 49.3% 関係機関への同行支援
- 85.1% 被害者のアフターフォロー（一時保護施設や保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等）（被害者を孤立させないための支援）
- 64.2% 被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供、説明（被害者を孤立させないための支援）
- 58.2% 地域の自助グループ等による支援（被害者を孤立させないための支援）
- 61.2% 子どもに対する学習支援、カウンセリング等
- 46.3% 離婚調停手続きについての相談、弁護士による法律相談窓口の紹介等
- 64.2% 近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実
- 67.2% 関係機関の連携の促進
- 26.9% その他
- 1.5% わからない (M. T. =1051.0%)

→問 5-1 へお進みください

## 5 配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携について伺います

国や地方公共団体の関係機関は、配偶者からの暴力の防止等について共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ、被害者の保護等に取り組むため、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関協議会の設置、開催
- 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成
- 婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体（県域を越えるもの）との間で取決めを行う等の広域的な対応

あなたの団体における配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携の現状と、配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 5-1 あなたの団体では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組むため、関係機関と連携を図っていますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 92.5% 関係機関と連携を図っている → 問 5-2 へお進みください
- 6.0% 関係機関と連携を図っていない → 問 5-7 へお進みください 無回答 1.5%

### 【問 5-1 で「関係機関と連携を図っている」と回答された方に伺います】

問 5-2 あなたの団体では、関係機関との連携を図るために、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=62)

- 93.5% 関係機関協議会への参加  
→ 協議会の構成機関のレベルにより、あてはまる番号をお選びください。  
(n=58, M. T. =143.0%)
  - 6.9% 県域を越えた関係機関で構成
  - 79.3% 都道府県内の関係機関で構成
  - 53.4% 市町村内の関係機関で構成
  - 3.4% その他 ( )
- 16.1% 他の都道府県に所在する関係機関との間で、被害者の保護に関する広域的な対応
- 19.4% 関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成への参画
- 6.5% その他 ( ) (M. T. =135.5%)  
→ 問 5-3 へお進みください

### 【問 5-1 で「関係機関と連携を図っている」と回答された方に伺います】

問 5-3 あなたは、現在の関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=62)

- 4.8% 十分である → 問 5-4 へお進みください
- 21.0% どちらともいえない → 問 5-5 へお進みください
- 71.0% 不十分である → 問 5-6 へお進みください
- 1.6% わからない → 問 5-7 へお進みください 無回答 1.6%

【問 5-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 5-4 あなたは、なぜ、問 5-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=3)

- 66.7% 通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいるから
- 33.3% 被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいるから
- 66.7% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいるから
- 66.7% 関係機関協議会の構成機関が、増えているから
- 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいるから
- その他 ( )
- わからない (M. T. =233.4%)

→問 5-7 へお進みください

【問 5-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 5-5 あなたは、なぜ、問 5-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=13)

- 23.1% 通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、ほとんど変化していないから
- 61.5% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、ほとんど変化していないから
- 30.8% 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していないから
- 38.5% 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、ほとんど変化していないから
- 15.4% その他 ( )
- わからない (M. T. =169.3%)

→問 5-7 へお進みください

【問 5-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 5-6 あなたは、なぜ、問 5-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=44)

- 65.9% 通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから
- 81.8% 被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから
- 75.0% 関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから
- 34.1% 関係機関協議会の構成機関が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 63.6% 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいないから
- 18.2% その他 ( )
- わからない (M. T. =338.6%)

→問 5-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 5-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関の連携に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 64.2% 個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実
- 43.3% 関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成
- 47.8% 関係機関協議会の構成機関の拡充
- 31.3% 関係機関協議会の開催回数の増加
- 59.7% 近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実
- 22.4% その他
- 3.0% わからない (M. T. =271.7%)

→問 6-1-1 へお進みください

## 6—1 配偶者からの暴力に関する広報啓発について伺います

国や地方公共団体では、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるため、配偶者からの暴力に関する広報啓発として、次のような取組を行っています。

- 配偶者からの暴力に関するポスター、リーフレット等の作成、配布
- 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 職務関係者等に対する研修

あなたの団体における配偶者からの暴力に関する広報啓発の現状と、国や地方公共団体を実施している配偶者からの暴力に関する広報啓発に係る課題について伺います。

### 【すべての方に伺います】

問 6-1-1 あなたの団体では、配偶者からの暴力に関する広報啓発を実施していますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 71.6% 実施している → 問 6-1-2 へお進みください
- 28.4% 実施していない → 問 6-1-3 へお進みください 無回答 -

### 【問 6-1-1 で「実施している」と回答された方に伺います】

問 6-1-2 あなたの団体では、配偶者からの暴力に関する広報啓発として、どのような取組を行っていますか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=48)

- 83.3% ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 50.0% 他機関が作成したポスター、リーフレット等の配布
- 35.4% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
- 29.2% ホームページの作成、公表
- 79.2% 配偶者からの暴力に関する講演会等の開催
- 22.9% その他 ( ) (M. T. =300.0%)

→問 6-1-3 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 6-1-3 あなたは、現在、国や地方公共団体を実施している配偶者からの暴力に関する広報啓発は、配偶者からの暴力に対する認知度・理解度を上昇させるための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 7.5% 十分である → 問 6-1-4 へお進みください
- 25.4% どちらともいえない → 問 6-1-5 へお進みください
- 61.2% 不十分である → 問 6-1-6 へお進みください
- 6.0% わからない → 問 6-1-7 へお進みください 無回答 -

【問 6-1-3 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 6-1-4 あなたは、なぜ、問 6-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=5)

- 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っているから
- 40.0% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っているから
- 60.0% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、増えているから
- 20.0% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、増えているから
- 60.0% 配偶者暴力防止法の認知度が、上昇しているから
- 20.0% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、上昇しているから
- 20.0% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、増えているから
- 60.0% 配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等を見かけることが、増えているから
- 20.0% その他 ( )
- わからない (M. T. =300.0%)

→問 6-1-7 へお進みください

【問 6-1-3 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 6-1-5 あなたは、なぜ、問 6-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=17)

- 35.3% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから
- 5.9% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、ほとんど変化していないから
- 35.3% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していないから
- 35.3% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していないから
- 35.3% 配偶者暴力防止法の認知度が、ほとんど変化していないから
- 35.3% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していないから
- 11.8% その他 ( )
- わからない (M. T. =194.2%)

→問 6-1-7 へお進みください

【問 6-1-3 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 6-1-6 あなたは、なぜ、問 6-1-3 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=41)

- 12.2% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 7.3% 被害者以外の第三者、医療関係者からの配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っている（又は、変化していない）から
- 17.1% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、増えているから
- 7.3% 配偶者からの暴力に関する相談件数が、減っている（又は、変化していない）から
- 53.7% 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると認識している人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 51.2% 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人が、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 34.1% 配偶者暴力防止法の認知度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 41.5% 配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 46.3% 新聞、テレビ等のマスメディアにおいて配偶者からの暴力について取り上げられることが、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 34.1% 配偶者からの暴力に関するリーフレット、広報誌等をみかけることが、ほとんど変化していない（又は、減っている）から
- 24.4% その他（ )
- わからない (M. T. =329. 2%)

→問 6-1-7 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 6-1-7 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する広報啓発に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- (分野)
- 64.2% 配偶者からの暴力の発生を未然に防ぐための広報啓発
  - 50.7% 通報に関する広報啓発
  - 71.6% 相談に関する広報啓発
  - 46.3% 保護に関する広報啓発
  - 58.2% 自立支援に関する広報啓発
- (手法)
- 50.7% より国民の目に留まる場所へのポスター、リーフレット等の配置（駅、デパート等での配布等）
  - 56.7% テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等への記事等の掲載
  - 26.9% ホームページの作成、公表
  - 43.3% 配偶者からの暴力の防止等に関する講演会、研修等の実施
  - 31.3% 期間を限定した集中的な広報啓発の実施
  - 52.2% 外国語、点字等による広報啓発の実施
  - 35.8% 既存の手法以外の、より効果的に広報啓発を行うための手法の開発
- ↳ 開発が必要な手法の例：

- 4.5% その他（ )
- 1.5% わからない (M. T. =593. 9%)

→問 6-2-1 へお進みください



## 6-2 職務関係者等に対する研修について伺います

国や地方公共団体では、職務関係者\*等が職務を行うにあたり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮し、また、被害者に対して不適切な対応をすることで被害者に更なる被害（二次的被害\*）が生じることのないよう、職務関係者等に対する研修を行っています。

あなた自身の配偶者からの暴力の防止等に関する研修の受講状況と、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修に係る課題について伺います。

※ 職務関係者とは、配偶者からの暴力に関する被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係ある者をいい、配偶者暴力相談支援センターの職員、警察官のほか、福祉事務所の職員、公共職業安定所の職員、小・中学校の教職員、住民基本台帳担当課の職員等を指します。

※ 被害者の二次的被害とは、被害者が、相談員等の不適切な対応により、更なる被害を受けることをいい、不適切な対応の例として、相談員等が、被害の深刻な事態を理解していなかったり、「あなたにも悪いところがあったのではないか」と被害者の側に落ち度があると責めることが挙げられます。

### 【すべての方に伺います】

問 6-2-1 あなたは、配偶者からの暴力の防止等について、これまでに何らかの研修を受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 92.5% 受けたことがある  
 6.0% 受けたことはない 無回答 1.5%

→問 6-2-2 へお進みください

### 【すべての方に伺います】

問 6-2-2 あなたは、現在、国や地方公共団体が実施している職務関係者等に対する研修は、業務上必要な知識、技能等を習得し、被害者に適切に対応するために十分だと思えますか、不十分だと思えますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 10.4% 十分である → 問 6-2-3 へお進みください  
 22.4% どちらともいえない → 問 6-2-4 へお進みください  
 58.2% 不十分である → 問 6-2-5 へお進みください  
 4.5% わからない → 問 6-2-6 へお進みください 無回答 4.5%

### 【問 6-2-2 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 6-2-3 あなたは、なぜ、問 6-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=7)

- 57.1% これまで受けた研修が、業務に役立っているから  
 57.1% あなたの団体において、研修に参加する機会が確保されているから  
 14.3% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、増えているから  
 28.6% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、増えているから  
 14.3% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、増えているから  
 14.3% その他 ( )  
 14.3% わからない (M. T.=200.0%)

→問 6-2-6 へお進みください

【問 6-2-2 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 6-2-4 あなたは、なぜ、問 6-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=15)

- 40.0% あなたの団体において、研修に参加する機会が、ほとんど変化していないから
- 33.3% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 40.0% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していないから
- 46.7% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していないから
- 13.3% その他 ( )
- 6.7% わからない (M. T. =180.0%)

→問 6-2-6 へお進みください

【問 6-2-2 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 6-2-5 あなたは、なぜ、問 6-2-2 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=39)

- 12.8% これまで受けた研修が、業務に役立っていないから
- 20.5% あなたの団体において、研修に参加する機会が確保されていないから
- 33.3% 配偶者からの暴力に関する研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 35.9% 業務の内容に応じた専門的な研修の実施回数が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 23.1% 配偶者からの暴力に関する研修の参加者が、ほとんど変化していない(又は、減っている)から
- 48.7% その他 ( )
- わからない (M. T. =174.3%)

問 6-2-6 へお進みください

【すべての方に伺います】

問 6-2-6 あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて職務関係者等に対する研修に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 59.7% 被害者の人権を尊重し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修(基礎的な知識を習得するための研修)の実施
- 73.1% それぞれが担当する業務(通報、相談、保護、自立支援等)の質を向上させるために必要な研修(専門的な知識、技能等を習得するための研修)の実施
- 73.1% 被害者の二次的被害の防止に重点を置いた研修の実施
- 68.7% 関係機関との連携や協力を促進するための研修の実施
- 37.3% 研修受講機会の組織的な確保
- 13.4% その他
- 1.5% わからない (M. T. =326.8%)

→問 7-1 へお進みください

## 7 配偶者からの暴力に関する通報について伺います

配偶者から身体的暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています。

特に、医師等は、日常の業務の中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

※ 医師等が通報を行う際には、被害者自身の意思を尊重し、原則として被害者が同意した場合のみ通報を行うことが望ましいとされています。

国や地方公共団体では、配偶者からの暴力の発見者による通報に関し、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センター及び都道府県警察による通報の受付、処理
- 医療関係者\*向けの対応マニュアルの作成等

国や地方公共団体における配偶者からの暴力に関する通報の現状と、配偶者からの暴力に関する通報に係る課題について伺います。

[ ※ 医療関係者とは、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等を指します。 ]

### 【すべての方に伺います】

問 7-1 あなたは、現在、国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分だと思いますか、不十分だと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 7.5% 十分である → 問 7-2 へお進みください
- 19.4% どちらともいえない → 問 7-3 へお進みください
- 62.7% 不十分である → 問 7-4 へお進みください
- 9.0% わからない → 問 7-5 へお進みください 無回答 1.5%

### 【問 7-1 で「十分である」と回答された方に伺います】

問 7-2 あなたは、なぜ、問 7-1 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=5)

- 配偶者からの暴力に関する通報件数が、増えているから
- 20.0% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、上昇しているから
- 60.0% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいるから
- その他 ( )
- 20.0% わからない (M. T. =100.0%)

→ 問 7-5 へお進みください

【問 7-1 で「どちらともいえない」と回答された方に伺います】

問 7-3 あなたは、なぜ、問 7-1 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=13)

- 7.7% 配偶者からの暴力に関する通報件数が、ほとんど変化していないから
- 69.2% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していないから
- 30.8% その他 ( )
- 7.7% わからない (M. T. =115.4%)

→問 7-5 へお進みください

【問 7-1 で「不十分である」と回答された方に伺います】

問 7-4 あなたは、なぜ、問 7-1 で、そのように思ったのですか。あてはまる番号をすべてお選びください。(n=42)

- 9.5% 配偶者からの暴力に関する通報件数が、減っている（又は、ほとんど変化していない）から
- 35.7% 配偶者からの暴力に関する通報についての認知度・理解度が、ほとんど変化していない（又は、低下している）から
- 78.6% 配偶者からの暴力に関する通報の受付、処理を行うための体制の整備が、進んでいないから
- 23.8% その他 ( )
- わからない (M. T. =147.6%)

→問 7-5 へお進みください

【すべての方に伺います】

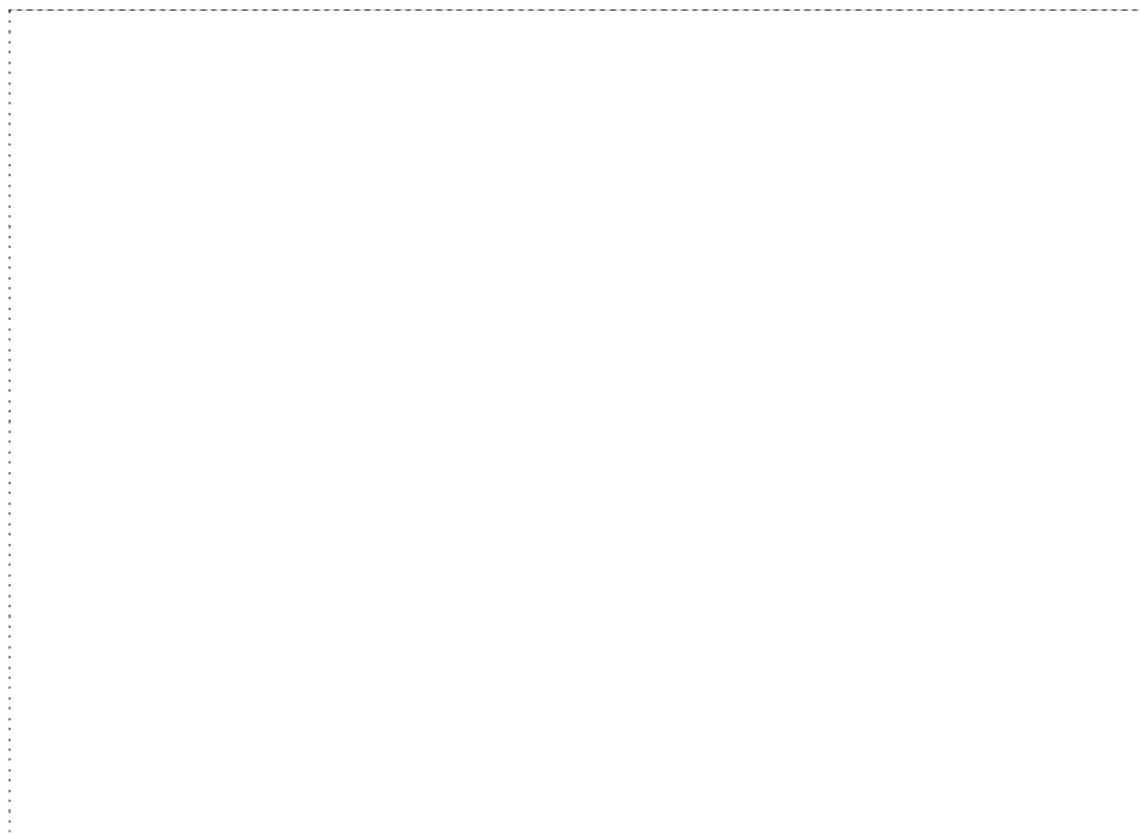
問 7-5 あなたは、国や地方公共団体、警察は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する通報に取り組むべきだと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 49.3% 医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成、配布
- 65.7% 医療関係者に対し、通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施
- 55.2% 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の迅速化
- 65.7% 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の適切化
- 52.2% 通報の受付窓口の拡充
- 65.7% 関係機関の連携の促進
- 13.4% その他
- わからない (M. T. =367.2%)

→（ご意見欄）へお進みください

(ご意見欄)

その他、国や地方公共団体が行っている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入漏れがないか、もう一度、ご確認をいただいた上で、記入者本人が同封した封筒に入れて、平成20年3月31日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。



## 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査

(単純集計結果表、n=993)

調査票(被害にあわれた方用)

### 調査の目的とご協力をお願い

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、国や地方公共団体（都道府県、市町村）は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害にあわれた方の適切な保護を図る責務を有するとされています。

総務省では、現在、国などが進めている配偶者からの暴力の防止や被害にあわれた方の保護に関する各種の取組についてご意見を伺い、今後の見直し・改善に役立てるために、このアンケート調査を行うことといたしました。

- ◆ 本調査票は、統計上の目的以外には使用しません。
- ◆ ご回答いただいた内容は、「〇〇と答えた人が〇%」というような形で集計し、あなたの氏名や回答の内容が特定されることはありません。また、関係者や施設に、あなたが回答した内容が知られることはありませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ 回答したくない質問には、ご回答いただかなくてもかまいません。

お忙しい中、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記入済みの調査票については、お手数ですが、記入されたご本人が同封の封筒に入れて、平成20年3月31日（月）までに投かんしていただきますようお願いいたします。

《記入上のお願い》

- ◆ お聞きしたい事項は、配偶者からの暴力に関する相談、通報、保護、自立支援についてのご意見などです。
- ◆ 本調査票において、「被害者」とは、配偶者からの暴力の被害にあわれた方をいいます。
- ◆ 配偶者からの暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力（暴言、無視、監視等）や性的暴力も含まれます。また、「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。
- ◆ 回答のしかたは、口をつけて答えを示してある質問では、あてはまる口にレ点を付してください。また、（ ）内には、必要な事項を記入してください。
- ◆ 平成 20 年 3 月 1 日現在でお答えください。

(参考)

【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局（法務・外務・文部科学担当室）（担当：筑後、中島、大瀧）

電 話：03-5253-5449（直通）、03-5253-5450（直通）

E-mail :kans2044@soumu.go.jp

◎まず、あなた自身のことについて、お聞きします。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>A<br/>年 齢</p>         | <p><input type="checkbox"/> 0.1% 10代<br/> <input type="checkbox"/> 17.8% 20代<br/> <input type="checkbox"/> 48.0% 30代<br/> <input type="checkbox"/> 27.8% 40代<br/> <input type="checkbox"/> 4.9% 50代<br/> <input type="checkbox"/> 0.7% 60代以上 無回答 0.6%</p>  |
| <p>B<br/>現在生活している場所</p>  | <p><input type="checkbox"/> 8.7% 婦人保護施設（婦人寮）<br/> <input type="checkbox"/> 89.0% 母子生活支援施設（母子寮）<br/> <input type="checkbox"/> 1.4% その他（ ） 無回答 0.9%</p>  |
| <p>C<br/>現在の場所での生活期間</p> | <p><input type="checkbox"/> 12.6% 3か月未満<br/> <input type="checkbox"/> 10.1% 3か月以上6か月未満<br/> <input type="checkbox"/> 20.7% 6か月以上1年未満<br/> <input type="checkbox"/> 23.3% 1年以上2年未満<br/> <input type="checkbox"/> 11.9% 2年以上3年未満<br/> <input type="checkbox"/> 13.5% 3年以上5年未満<br/> <input type="checkbox"/> 7.3% 5年以上 無回答 0.7%</p> |
| <p>D<br/>国 籍</p>         | <p><input type="checkbox"/> 92.3% 日本<br/> <input type="checkbox"/> 3.3% フィリピン<br/> <input type="checkbox"/> 1.7% 中国<br/> <input type="checkbox"/> 0.6% 韓国<br/> <input type="checkbox"/> 1.2% その他（ ） 無回答 0.8%</p>   |



1 国や都道府県などの公的機関や民間機関が行っている配偶者からの暴力に関する相談の受付について、あなたのご経験やご意見をお聞きします

国や都道府県、警察などでは、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するため、主に次の機関などにおいて、配偶者からの暴力に関する相談を受け付けています。

- 配偶者暴力相談支援センター（別紙「配偶者暴力相談支援センター一覧」の機関）
- 都道府県警察
- 法務局・地方法務局（人権擁護機関）
- 婦人相談員

【すべての方にお聞きします】

問 1-1 あなたは、次の公的機関で、配偶者からの暴力に関する相談を受け付けていることを知っていましたか。知っていた公的機関の番号をすべてお選びください。

- 28.6% 配偶者暴力相談支援センター（別紙「配偶者暴力相談支援センター一覧」の機関）
- 62.3% 警察
- 2.7% 法務局・地方法務局（人権擁護機関）
- 38.3% 福祉事務所 (M. T. =158.9%)
- 27.0% 男女共同参画センター・女性センター（配偶者暴力相談支援センターを除きます。）

→問 1-2 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 1-2 あなたは、配偶者からの暴力について、家族、友人以外に相談したことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 74.8% 相談したことがある →問 1-3 へお進みください
- 23.3% 相談したことはない →問 1-6 へお進みください 無回答 1.9%

【問 1-2 で「相談したことがある」を選んだ方にお聞きします】

問 1-3 あなたは、配偶者からの暴力について、どこ(だれ)に相談しましたか。あてはまる記号をすべてお選びください。(n=743)

- 26.6% a 配偶者暴力相談支援センター（別紙「配偶者暴力相談支援センター一覧」の機関）
- 55.5% b 警察
- 1.9% c 法務局・地方法務局（人権擁護機関）
- 43.9% d 福祉事務所
- 26.1% e 男女共同参画センター・女性センター（配偶者暴力相談支援センターを除きます。）
- 21.9% f 上記以外の公的機関

→ 具体的な機関の名称（児童相談所など）を書いてください：

- 40.9% g 民間機関 (M. T. =216.8%)  
→ 相談した具体的な機関を、次の①～⑤からすべてお選びください。(n=304)

- 25.3% 民間シェルター
- 30.6% 医師、医療関係者
- 54.3% 弁護士、弁護士会、法テラス
- 14.5% その他（ ）
- 21.4% カウンセラー、カウンセリング機関 (M. T. =146.1%)

→問 1-4 へお進みください

【問 1-2 で「相談したことがある」を選んだ方にお聞きします】

問 1-4 あなたは、相談した機関の対応についてどう思いましたか。問 1-3 で相談したことがあると回答された機関ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 機関   | 満足度 |             |                 |                |              |            |       |
|--|-----|-------------|-----------------|----------------|--------------|------------|-------|
|  | n   | ■<br>満足している | ■<br>だいたい満足している | ■<br>どちらともいえない | ■<br>少し不満である | ■<br>不満である | 無回答   |
| a 配偶者暴力相談支援センター                              | 198 | 41.4%       | 28.8%           | 10.1%          | 5.6%         | 7.6%       | 6.6%  |
| b 警察   | 412 | 22.6%       | 20.6%           | 18.4%          | 11.9%        | 23.5%      | 2.9%  |
| c 法務局・地方方法務局（人権擁護機関）                         | 14  | 7.1%        | 28.6%           | 14.3%          | 14.3%        | 21.4%      | 14.3% |
| d 福祉事務所                                      | 326 | 48.8%       | 22.1%           | 7.7%           | 7.7%         | 6.1%       | 7.7%  |
| e 男女共同参画センター・女性センター<br>（配偶者暴力相談支援センターを除きます。） | 194 | 39.2%       | 27.3%           | 8.2%           | 6.2%         | 8.2%       | 10.8% |
| f 上記以外の公的機関<br>（具体的な施設の名称： ）                 | 163 | 30.1%       | 23.3%           | 9.2%           | 4.3%         | 8.6%       | 24.5% |
| g 民間機関<br>（民間シェルター、弁護士など）                    | 304 | 22.7%       | 23.7%           | 16.1%          | 4.6%         | 6.3%       | 26.6% |

→問 1-5 へお進みください

【問 1-2 で「相談したことがある」を選んだ方にお聞きします】

問 1-5 あなたは、これまでに、相談した機関の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。また、職員の対応によって精神的に傷ついたことがある場合、それはどの機関ですか。問 1-4 の a～g の機関のなかから、あてはまるものをすべて選んで、その記号に○をつけてください。（n=743）

- 36.9% 傷ついたことがある→（問 1-4 の機関： a 13.1% d 16.8% g 13.5% ）
- 22.2% どちらともいえない （n=274） b 38.7% e 6.9%
- 36.7% 傷ついたことはない 無回答 4.2% c 1.8% f 9.1% (M. T. =99.9%)

→問 1-6 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 1-6 あなたは、国や都道府県、警察などは、被害者の相談に応じる際に、どのような点に配慮する必要があると思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 61.3% いつでも相談を受けられるようにすること  
（例：相談窓口を増やす、相談の受付時間を延長するなど）
- 60.5% どこに相談すれば良いのかわかるようにすること（例：相談窓口のPR）
- 57.7% 相談を担当する職員の対応能力を向上させること  
（例：親切・ていねい・迅速な対応、被害者を精神的に傷つけるような言動をなくすなど）
- 64.6% 安心して相談できるような施設・環境を整備すること  
（例：被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護など）
- 25.7% 外国人や障害者、高齢者が相談しやすい環境をつくること  
（例：通訳を置く、施設のバリアフリー化を進めるなど）
- 9.3% その他（ ）
- 1.3% 特に配慮が必要な点はない
- 2.4% わからない（M. T. =282.8%）

→問 2-1 へお進みください

## 2 医師や看護師などの医療関係者から警察や配偶者暴力相談支援センターへの配偶者からの暴力に関する通報について、あなたのご経験やご意見をお聞きします

配偶者からの暴力（身体的暴力）を受けている人を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされており、特に、医師や看護師などの医療関係者は、日常の業務の中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

※ 医師や看護師などの医療関係者が通報を行う際には、被害者自身の意思を尊重し、原則として被害者が同意した場合にのみ通報を行うことが望ましいとされています。

国や都道府県などでは、配偶者からの暴力の発見者による通報に関し、主に次のような取組を行っています。

- 配偶者暴力相談支援センター及び都道府県警察による通報の受付、処理
- 医療関係者向けの対応マニュアルの作成等

### 【すべての方にお聞きします】

問 2-1 あなたは、配偶者から暴力を受けた際、医師の診察などを受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 47.8% 診察などを受けたことがある → 問 2-2 へお進みください
- 50.3% 診察などを受けたことはない → 問 2-3 へお進みください 無回答 1.9%

### 【問 2-1 で「診察などを受けたことがある」を選んだ方にお聞きします】

問 2-2 あなたは、医師の診察などを受けた際、通報制度や配偶者暴力相談支援センターなどの利用について説明を受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。(n=475)

- 24.8% 説明を受けたことがある
- 73.9% 説明を受けたことはない 無回答 1.3%

→ 問 2-3 へお進みください

### 【すべての方にお聞きします】

問 2-3 あなたは、医師などは、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合は、通報制度や配偶者暴力相談支援センターなどの利用について積極的に説明したほうが良いと思いますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 70.6% 積極的に説明したほうが良いと思う
- 25.1% どちらともいえない
- 1.6% 積極的に説明したほうが良いとは思わない 無回答 2.7%

→ 問 3-1 へお進みください

**3 配偶者からの暴力を避けるために被害者が身を寄せることができる施設について、あなたのご経験やご意見をお聞きします**

国や都道府県などでは、被害者にそれ以上の被害が及ぶことを防ぐため、被害者を保護する施設<sup>\*</sup>を設け、被害者の心身の健康の回復や自立に向けた支援を行っています。

〔※ 婦人相談所、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルターなど〕

**【すべての方にお聞きします】**

問 3-1 あなたは、配偶者と離れて生活を始めてから、どのくらいになりますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 9.7% 3か月未満
- 9.4% 3か月以上6か月未満
- 17.8% 6か月以上1年未満
- 22.8% 1年以上2年未満
- 13.7% 2年以上3年未満
- 15.5% 3年以上5年未満
- 10.0% 5年以上
- 0.7% その他 ( ) 無回答 0.5%

→問 3-2 へお進みください

**【すべての方にお聞きします】**

問 3-2 あなたには、お子さんがいらっしゃいますか。また、現在、お子さんと同居していますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 93.3% 子どもがおり、現在同居している
- 4.5% 子どもがいるが、現在同居していない
- 2.0% 子どもはいない 無回答 0.2%

→問 3-3 へお進みください

**【すべての方にお聞きします】**

問 3-3 あなたは、現在入所されている施設に入る以前にも、配偶者からの暴力を避けるために被害者が身を寄せることができる施設を利用したことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 49.1% 利用したことがある → 問 3-4 へお進みください
- 49.8% 利用したことはない → 問 3-7 へお進みください 無回答 1.0%

**【問 3-3 で「利用したことがある」を選んだ方にお聞きします】**

問 3-4 あなたが利用したことがある施設は、次のうちどれですか。あてはまる記号をすべてお選びください。(n=488)

- 60.0% a 婦人相談所 (地域によっては、女性相談所、女性相談センターなど呼び方が異なることもあります。)
- 14.1% b 婦人保護施設 (婦人寮)
- 31.1% c 母子生活支援施設 (母子寮)
- 21.9% d 民間シェルター
- 4.9% e その他 ( ) (M. T. =132.0%)

→問 3-5 へお進みください

【問 3-3 で「利用したことがある」を選んだ方にお聞きします】

問 3-5 あなたは、利用した施設の対応についてどう思いましたか。問 3-4 で利用したことがあると回答された施設ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 施設   | 満足度 |             |                 |                |              |            | 無回答   |
|--|-----|-------------|-----------------|----------------|--------------|------------|-------|
|  | n   | ■<br>満足している | ■<br>だいたい満足している | ■<br>どちらともいえない | ■<br>少し不満である | ■<br>不満である |       |
| a 婦人相談所<br>(地域によっては、女性相談所、女性相談センターなど呼び方が異なる場所もあります。) | 293 | 40.3%       | 28.7%           | 11.9%          | 8.2%         | 7.5%       | 3.4%  |
| b 婦人保護施設 (婦人寮)                                       | 69  | 40.6%       | 26.1%           | 11.6%          | 4.3%         | 7.2%       | 10.1% |
| c 母子生活支援施設 (母子寮)                                     | 152 | 36.2%       | 30.3%           | 13.8%          | 5.9%         | 10.5%      | 3.3%  |
| d 民間シェルター  | 107 | 43.9%       | 24.3%           | 13.1%          | 6.5%         | 7.5%       | 4.7%  |
| e その他<br>( )   | 24  | 29.2%       | 25.0%           | 8.3%           | 8.3%         | 20.8%      | 8.3%  |

→問 3-6 へお進みください

【問 3-3 で「利用したことがある」を選んだ方にお聞きします】 (n=488)

問 3-6 あなたは、これまでに、施設の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。また、職員の対応によって精神的に傷ついたことがある場合、それはどの施設ですか。問 3-5 の a～e の施設のなかから、あてはまるものをすべて選んで、その記号に○をつけてください。

- 33.8% 傷ついたことがある →(問 3-5 の施設: (n=165) a 29.1% d 8.5%)
- 21.9% どちらともいえない b 4.8% e 1.8%
- 41.2% 傷ついたことはない 無回答 3.1% c 24.2% (M. T. =68.4%)

→問 3-7 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 3-7 あなたは、国や都道府県などは、被害者の保護について、どのような点に配慮する必要があると思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 79.4% 被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること  
↳ 具体的に、配慮する必要があると思う番号をすべてお選びください。(n=788)
- 81.5% 相談してから施設に入所するまでの時間がかからないようにすること (例: 相談窓口と施設の連携)
- 68.8% 希望すれば、他の都道府県の施設も利用できるようにすること
- 6.2% その他 ( ) (M. T. =169.2%)
- 50.9% 施設の職員の対応能力を向上させること  
(例: 親切・ていねい・迅速な対応、被害者を傷つけるような言動をなくするなど)
- 60.1% 安心して利用できるような施設・環境を整備すること  
(例: 被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護など)
- 27.7% 外国人や障害者、高齢者が利用しやすい環境をつくること  
(例: 通訳を置く、施設のバリアフリー化を進めるなど)
- 7.0% その他 ( )
- 2.0% 特に配慮が必要な点はない
- 2.8% わからない (M. T. =229.9%)

→問 4-1 へお進みください

**4 職業紹介、公営住宅への入居など被害者の自立を支援する取組について、あなたのご経験やご意見をお聞きします**

国や都道府県などでは、被害者ができるだけ早く自立して生活できるよう、被害者の就職、住宅の確保、生活保護、子どもの通学などについて、様々な支援を行っています。

**【すべての方にお聞きします】**

問 4-1 あなたは、職業紹介や公営住宅への入居など、国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。

- 56.3% 受けたことがある →問 4-2 へお進みください
- 41.8% 受けたことはない →問 4-3 へお進みください 無回答 1.9%

**【問 4-1 で「受けたことがある」を選んだ方にお聞きします】**

問 4-2 あなたが受けたことがある支援は、次のうちどれですか。あてはまる記号をすべてお選びください。(n=559)

- 50.8% a 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言
- 47.0% b 関係機関への同行などの支援
- 45.8% c 職業紹介、職業訓練などの就職に関する支援
- 16.6% d 公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援
- 78.5% e 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援
- 45.1% f 子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理に関する支援
- 32.9% g 保護命令申立書などの作成支援
- 32.2% h 医療保険や国民年金に関する相談
- 28.1% i 住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援
- 41.5% j 医師・カウンセラーなどによる医学的・心理学的な支援
- 2.1% k その他 ( ) (M. T. =420.6%)

→問 4-3 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 4-3 問 4-2 の a～k の支援のなかに、あなたがこれまでに受けたことがない支援がある場合、その支援を受けなかった理由は何ですか。受けたことがない支援ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 理由                             |     | ■<br>申し込んだが、実現<br>しなかった | ■<br>無駄だと思った<br>なかった、申し込んで<br>も支援の内容に期待が持<br>て | ■<br>なかった<br>支援を受ける必要が | ■<br>なかった<br>受けられる支援が | ■<br>ことを知らなかった<br>受けられる支援がある | ■<br>その他 | ■<br>わからない | ■<br>無回答 |
|--------------------------------|-----|-------------------------|--|------------------------|-----------------------|------------------------------|----------|------------|----------|
| 支援                             | n   |                         |  |                        |                       |                              |          |            |          |
| a 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言   | 709 | 2.1%                    | 3.1%   | 4.9%                   | 1.3%                  | 29.5%                        | 2.5%     | 13.1%      | 43.4%    |
| b 関係機関への同行などの支援                | 730 | 1.2%                    | 2.3%   | 9.2%                   | 1.6%                  | 24.1%                        | 3.3%     | 14.8%      | 43.4%    |
| c 職業紹介、職業訓練などの就職に関する支援         | 737 | 4.2%                    | 4.1%   | 19.5%                  | 3.0%                  | 20.1%                        | 5.3%     | 8.5%       | 35.3%    |
| d 公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援  | 900 | 7.2%                    | 5.3%   | 13.7%                  | 2.7%                  | 22.9%                        | 6.7%     | 9.8%       | 31.8%    |
| e 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援         | 554 | 5.2%                    | 3.8%   | 7.2%                   | 5.2%                  | 10.6%                        | 6.9%     | 8.3%       | 52.7%    |
| f 子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理に関する支援 | 741 | 1.3%                    | 1.8%   | 10.4%                  | 0.9%                  | 17.8%                        | 3.8%     | 14.0%      | 49.9%    |
| g 保護命令申立書などの作成支援               | 809 | 2.6%                    | 6.1%   | 15.6%                  | 1.0%                  | 16.8%                        | 4.4%     | 11.4%      | 42.2%    |
| h 医療保険や国民年金に関する相談              | 813 | 1.5%                    | 2.3%   | 11.2%                  | 1.8%                  | 14.6%                        | 4.7%     | 13.2%      | 50.7%    |
| i 住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援         | 836 | 0.7%                    | 2.0%   | 9.2%                   | 0.8%                  | 25.2%                        | 4.9%     | 14.2%      | 42.8%    |
| j 医師・カウンセラーなどによる医学的・心理学的な支援    | 761 | 0.4%                    | 4.3%   | 16.0%                  | 1.8%                  | 21.0%                        | 3.5%     | 11.8%      | 41.0%    |
| k その他<br>( )                   | 993 | 0.4%                    | -  | 0.8%                   | 0.1%                  | 0.5%                         | 0.2%     | 4.2%       | 93.8%    |

→問 4-4 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 4-4 あなたは、支援を受けた、あるいは支援を受けるために相談した機関の対応についてどう思いましたか。支援を受けた、あるいは支援を受けるために相談した機関ごとに、あてはまる番号をそれぞれ一つお選びください。

| 施設                 | 満足度 |             |                 |                |              |            | 無回答   |
|--------------------|-----|-------------|-----------------|----------------|--------------|------------|-------|
|                    | n   | ■<br>満足している | ■<br>だいたい満足している | ■<br>どちらともいえない | ■<br>少し不満である | ■<br>不満である |       |
| a 配偶者暴力相談支援センター    | 993 | 16.7%       | 14.3%           | 10.0%          | 2.7%         | 3.8%       | 52.5% |
| b 福祉事務所            | 993 | 26.3%       | 18.7%           | 11.8%          | 5.1%         | 6.5%       | 31.5% |
| c ハローワーク、職業訓練施設    | 993 | 11.6%       | 13.9%           | 14.6%          | 5.8%         | 5.5%       | 48.5% |
| d 都道府県、市町村の公営住宅担当課 | 993 | 2.4%        | 2.5%            | 11.8%          | 4.2%         | 9.6%       | 69.5% |
| e 教育委員会、学校         | 993 | 17.7%       | 13.6%           | 11.4%          | 2.6%         | 3.4%       | 51.3% |
| f 医療保険、国民年金の窓口     | 993 | 12.0%       | 11.7%           | 14.3%          | 3.4%         | 4.6%       | 54.0% |
| g 市町村の住民基本台帳担当課    | 993 | 10.0%       | 7.4%            | 14.0%          | 2.3%         | 4.2%       | 62.1% |
| h その他<br>( )       | 993 | 1.5%        | 0.4%            | 1.8%           | 1.1%         | 3.2%       | 91.9% |

→問 4-5 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 4-5 あなたは、これまでに、被害者への支援を行う機関の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがありますか。あてはまる番号を一つお選びください。また、職員の対応によって精神的に傷ついたことがある場合、それはどの機関ですか。問 4-4 の a～h の機関のなかから、あてはまるものすべてを選んで、その記号に○をつけてください。

- 33.3% 傷ついたことがある→(問 4-4 の機関：(n=331) c 8.2% f 5.7%)
- 24.6% どちらともいえない (M.T.=110.0%) a 22.7% d 7.9% g 6.3%
- 36.2% 傷ついたことはない 無回答 5.9% b 36.3% e 6.6% h 16.3%

→問 4-6 へお進みください

【すべての方にお聞きします】

問 4-6 あなたは、国や都道府県などは、被害者の支援について、どのような点に配慮する必要があると思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 76.1% どのような支援が受けられるかわかるようにすること  
(例：支援内容のPR)
- 59.7% 支援を担当する機関の職員の対応能力を向上させること  
(例：親切・ていねい・迅速な対応、被害者を精神的に傷つけるような言動をなくすなど)
- 9.1% その他 ( )
- 2.5% 特に配慮が必要な点はない
- 5.4% わからない (M.T.=152.8%)

→問 4-7 へお進みください



【すべての方にお聞きします】

問 4-7 あなたは、今後、どのような支援を受けたいと思いますか。あてはまる番号をすべてお選びください。

- 55.4% 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言
- 29.7% 関係機関への同行などの支援
- 40.3% 職業紹介、職業訓練などの就職に関する支援
- 73.2% 公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援
- 56.6% 生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援
- 43.1% 子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理に関する支援
- 49.7% 子どもに対する学習支援、カウンセリングなど
- 22.3% 保護命令申立書などの作成支援
- 34.5% 医療保険や国民年金に関する相談
- 32.0% 住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援
- 31.7% 離婚調停手続きについての相談、弁護士による法律相談窓口の紹介など
- 33.3% 医師・カウンセラーなどによる医学的・心理学的な支援
- 59.1% 被害者を孤立させないための支援  
(例：保護施設を退所した後でも相談しやすい体制、地域の自助グループなどによる支援など)
- 4.7% その他 ( )
- 1.7% 特に受けたい支援はない
- 1.2% わからない (M. T. =568.5%)

→ (ご意見欄) へお進みください

(ご意見欄)

その他、国や都道府県、警察などが行っている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組に対するご意見、ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

(配偶者からの暴力に関する相談の受付について)

(医師や看護師などの医療関係者から警察や配偶者暴力相談支援センターへの配偶者からの暴力に関する通報について)

(配偶者からの暴力を避けるために被害者が身を寄せることができる施設について)

(職業紹介、公営住宅への入居など被害者の自立を支援する取組について)

(その他)

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入されたご本人が同封した封筒に入れて、平成 20 年 3 月 31 日 (月) までに投かんしていただきますようお願いいたします。